

# 吉野山舟知家資料調査報告書

編集・発行

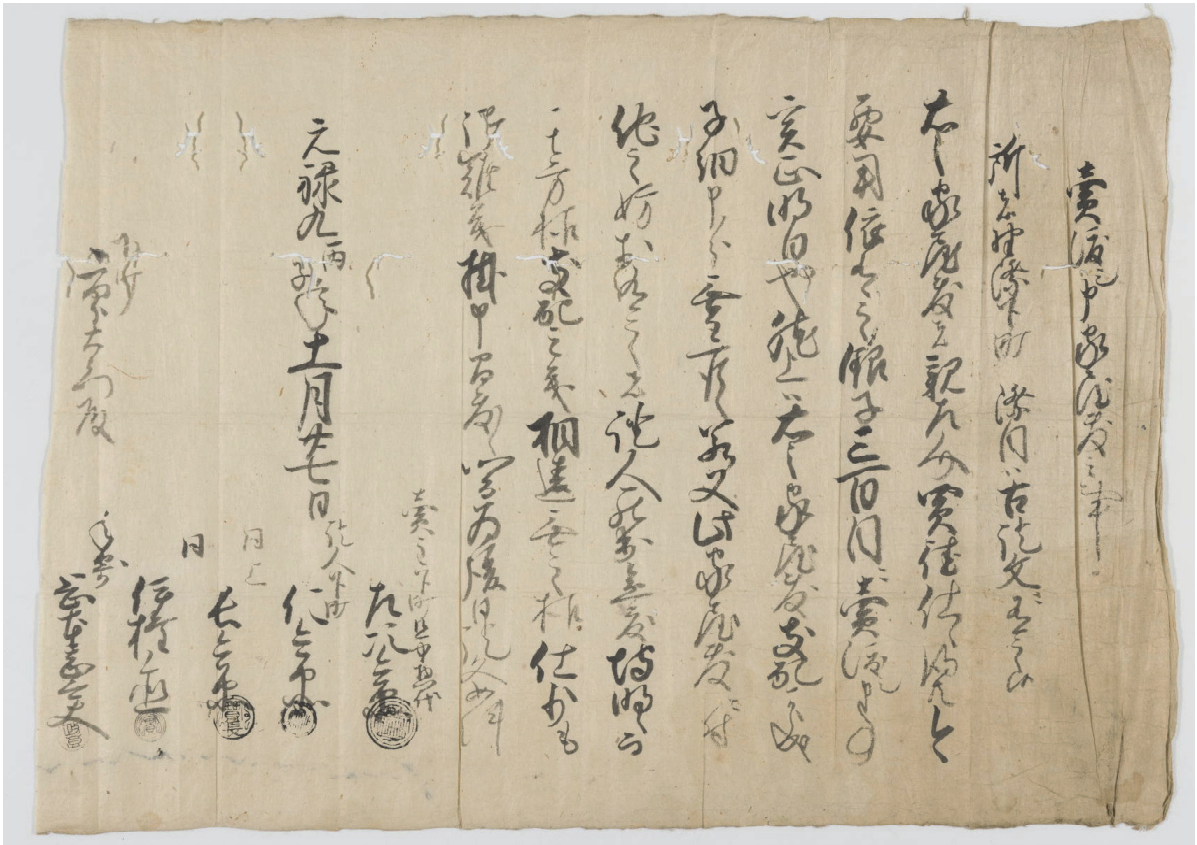
独立行政法人国立文化財機構  
奈良文化財研究所

# 吉野山舟知家資料調査報告書

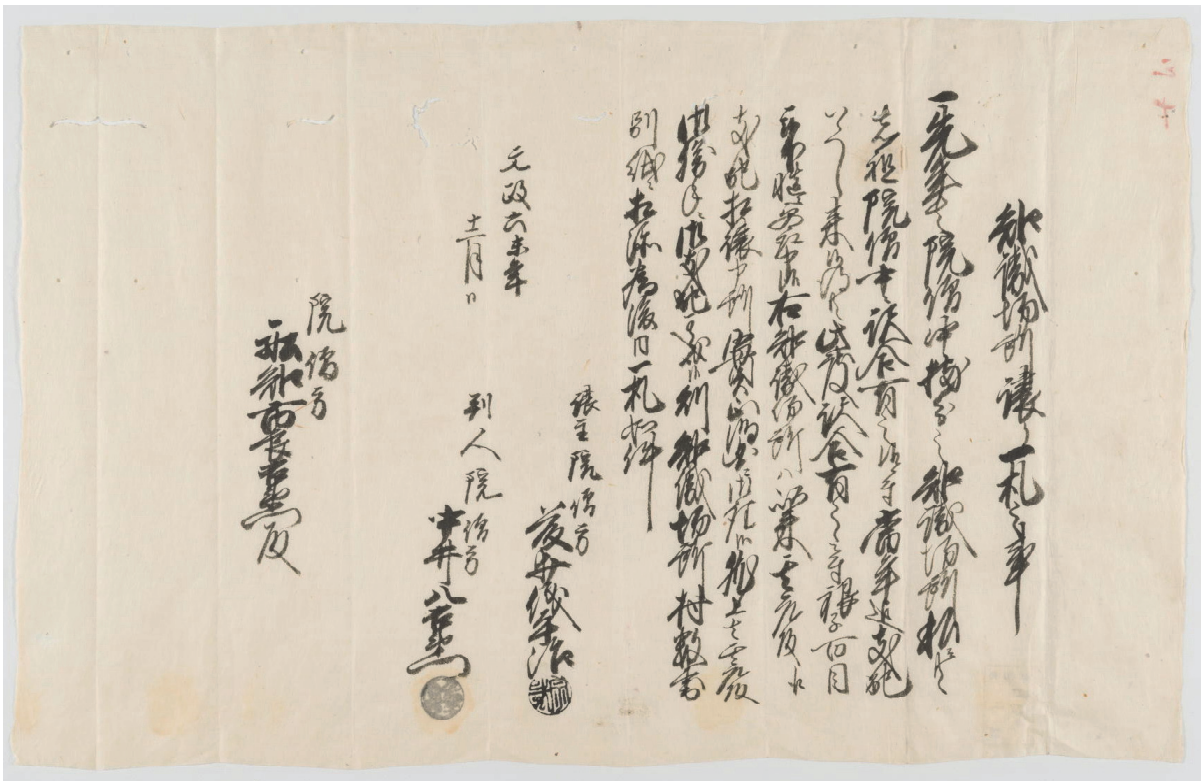
編集・発行

独立行政法人国立文化財機構  
奈良文化財研究所



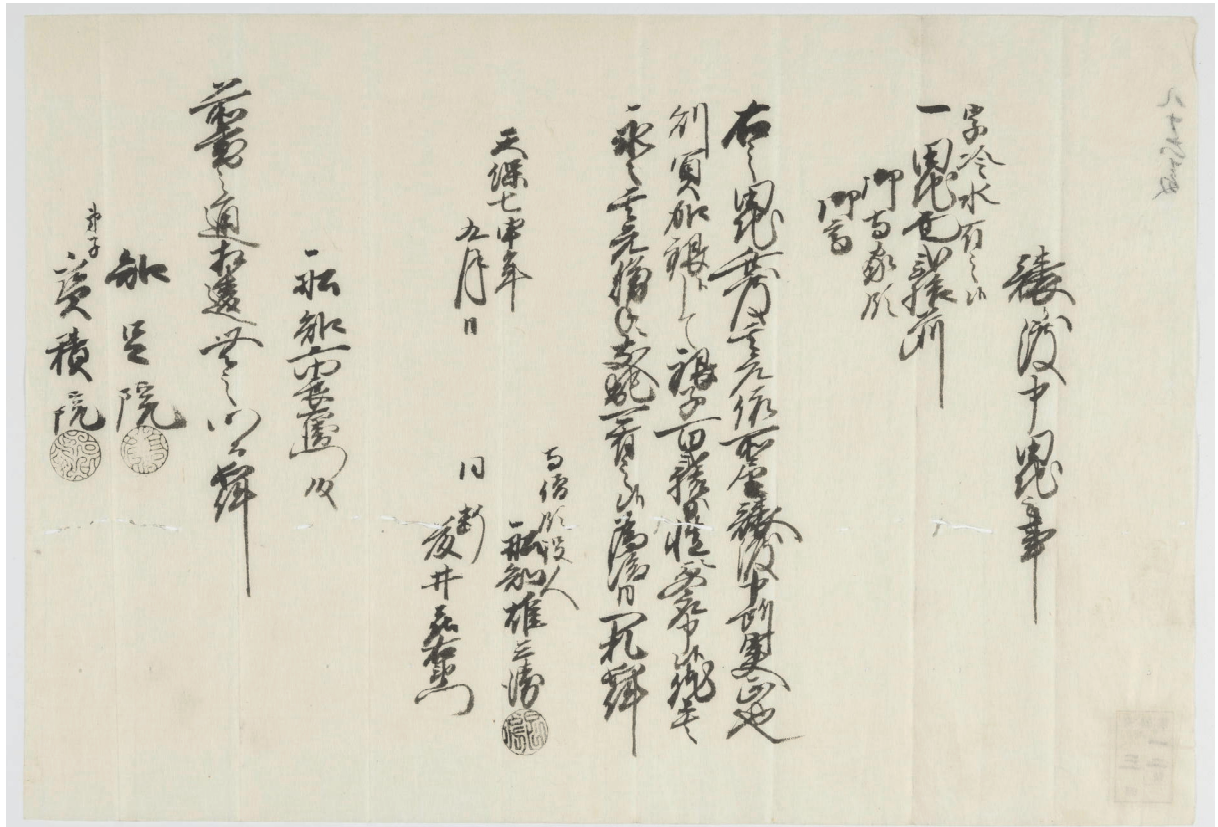


1 家屋敷売渡証文 元禄9年(1696)11月27日 史料16・第1函1号 市郎右衛門の下町への居住が確認できる

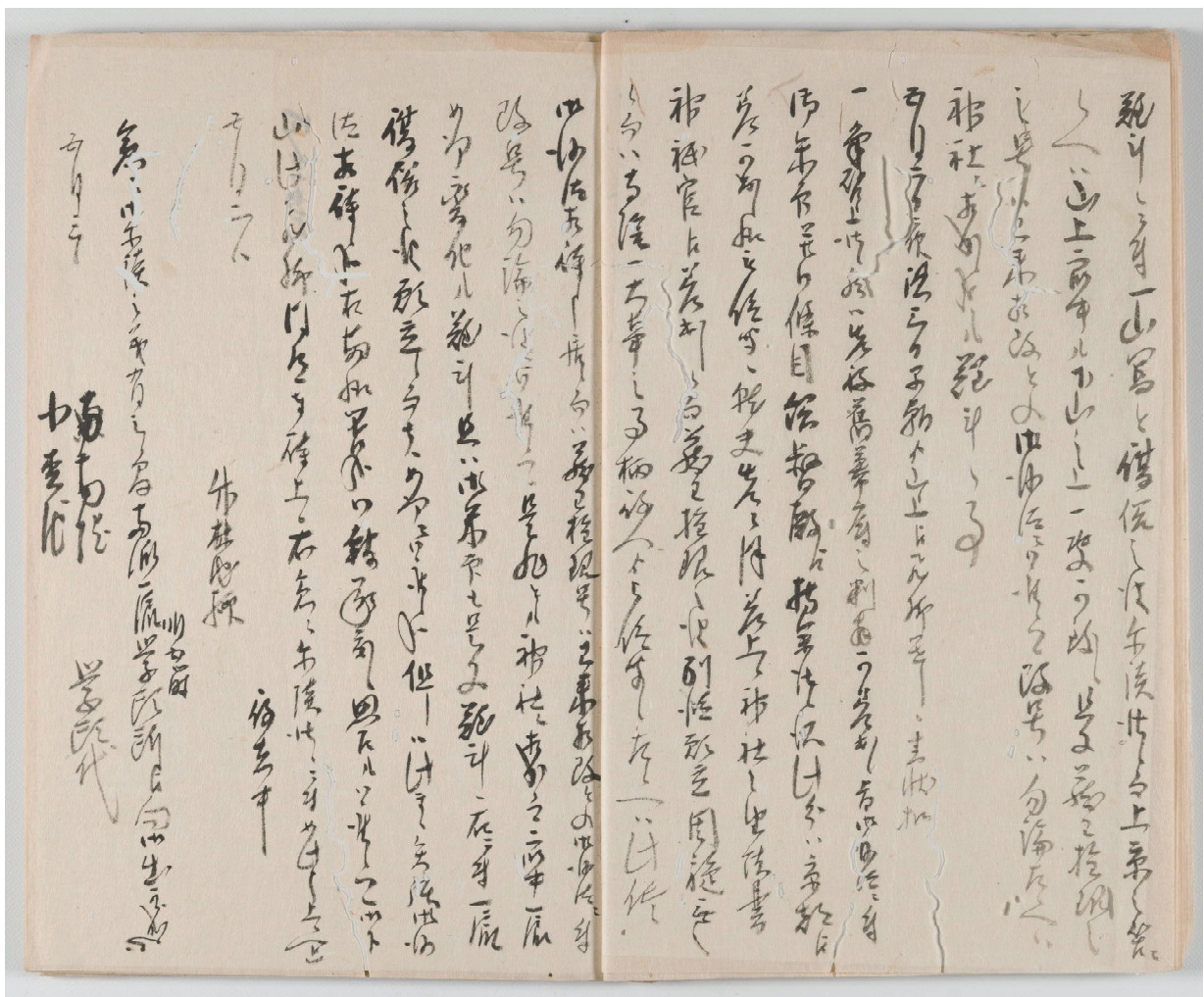


2 知識場所譲り一札 文政6年(1823)12月 日 史料19・第2函44号 院僧の知識場を舟知市郎右衛門に譲る





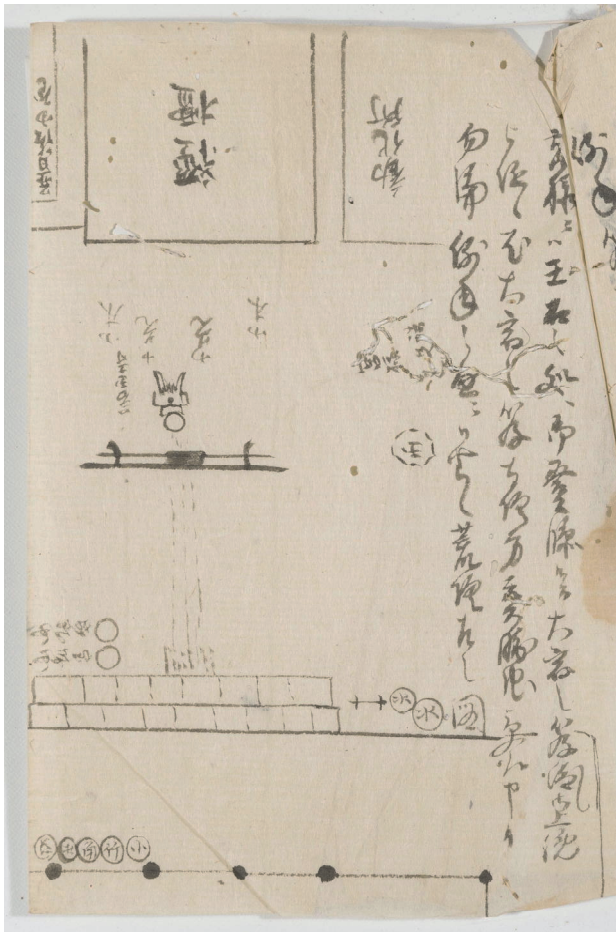
5 田地譲渡証文 天保7年(1836)9月 日 史料34・第3函12号 寺僧領役人舟知雄兵衛等から舟知市郎右衛門に田地を売る



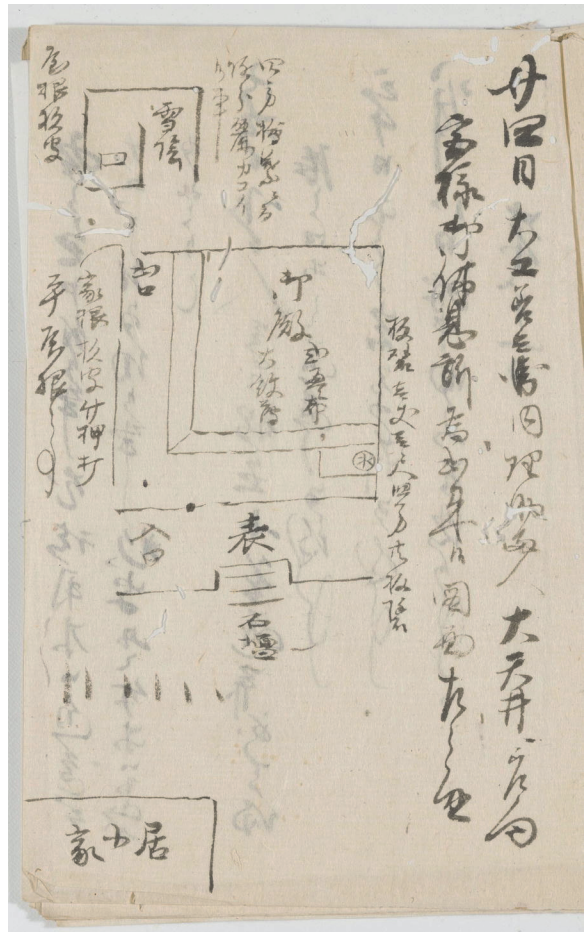
6 役用日並 史料35・4函70号 慶応4年(1871)5月2日条付近。神仏分離令への対応を協議



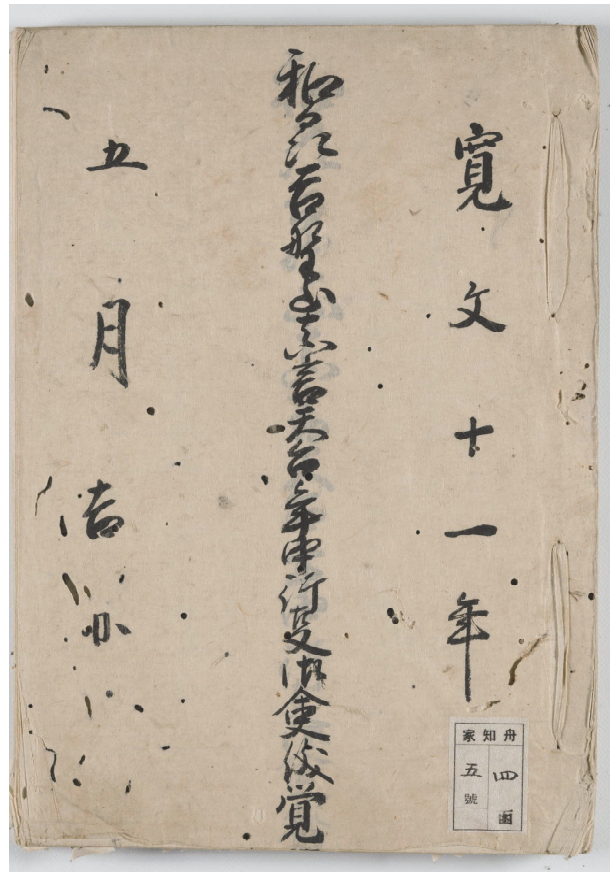
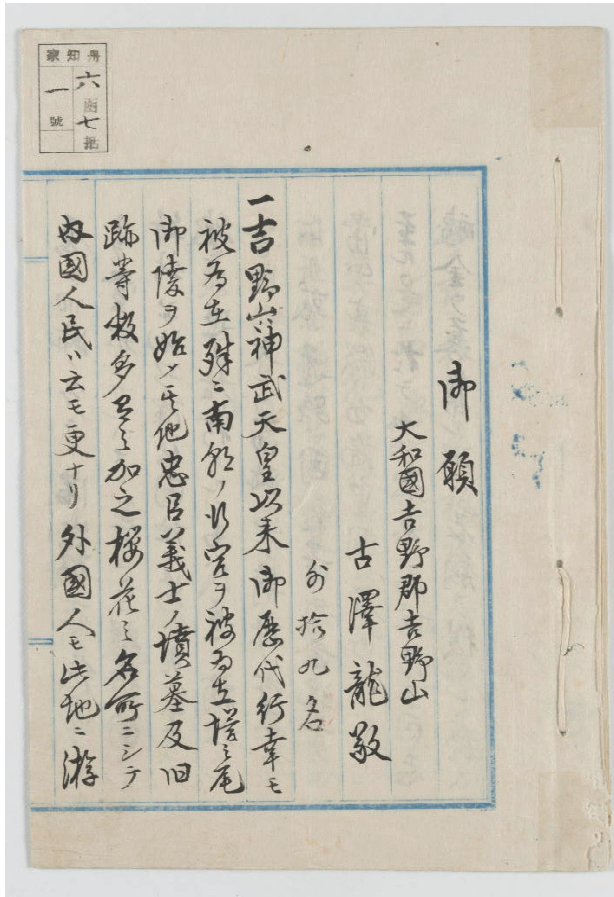
7-1 8月12日条の指図①



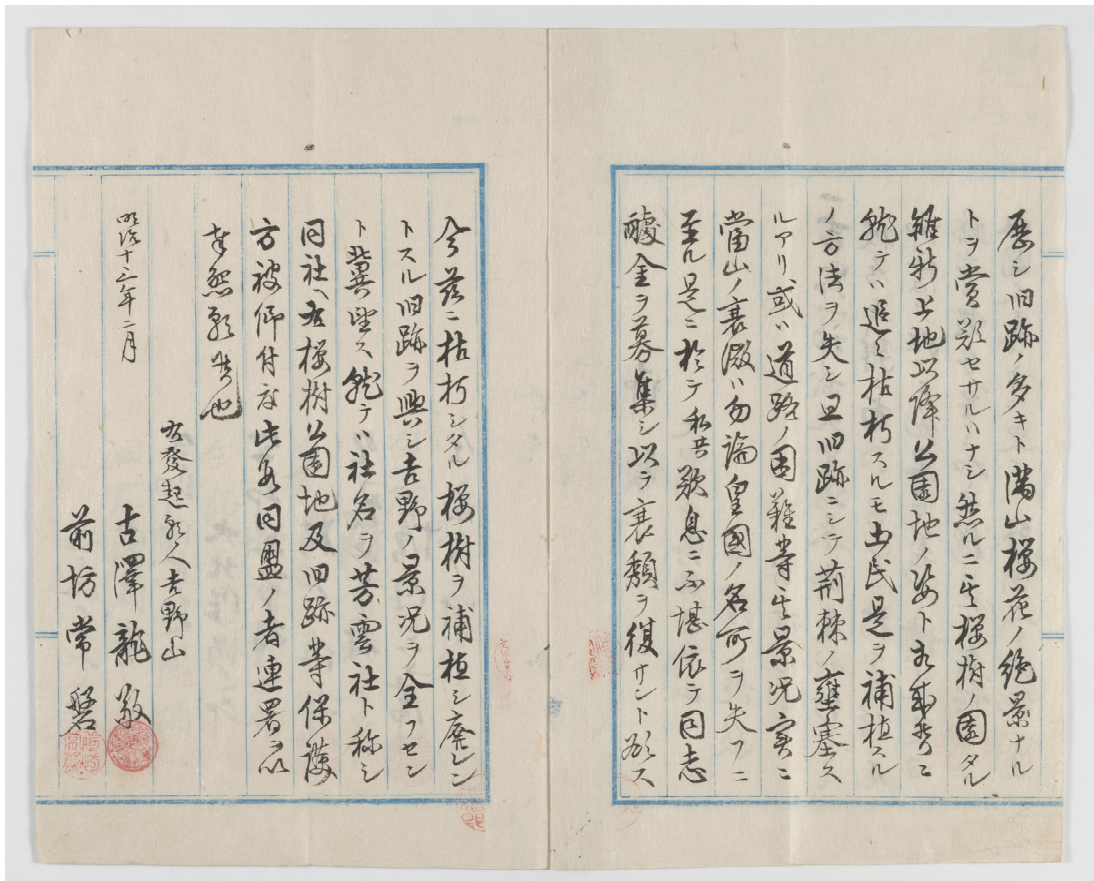
7-3 8月12日条の指図②



7-2 7月24日条の指図



8 和州吉野山真言天台年中行事御念儀覚 史料1・第4函5号

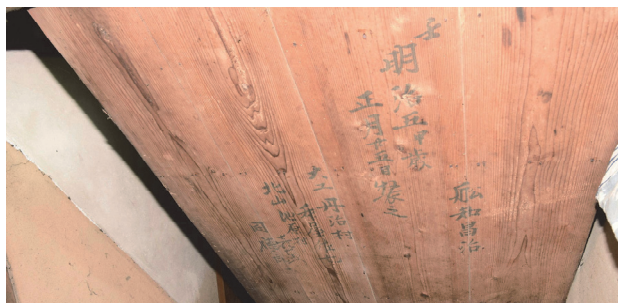


9 古沢龍敬等願書 明治13年(1880)2月 史料50・第6函7括1号 芳雲社の設立願





10-1 舟知家住宅東面外観



10-2 舟知家住宅階段裏板墨書



10-4 舟知家住宅1階座敷



10-3 舟知家住宅1階玄関



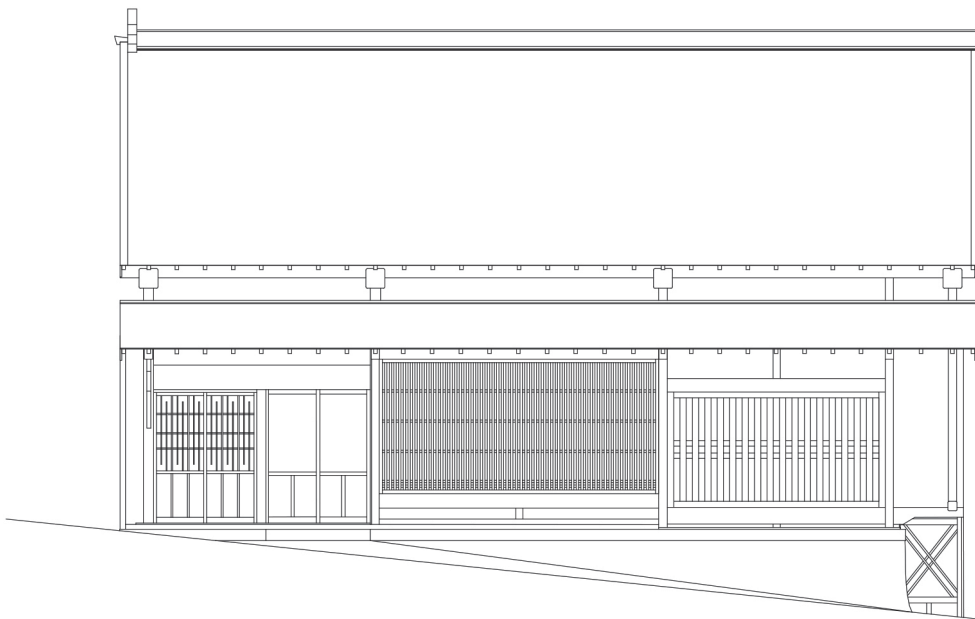
10-6 舟知家住宅小屋内



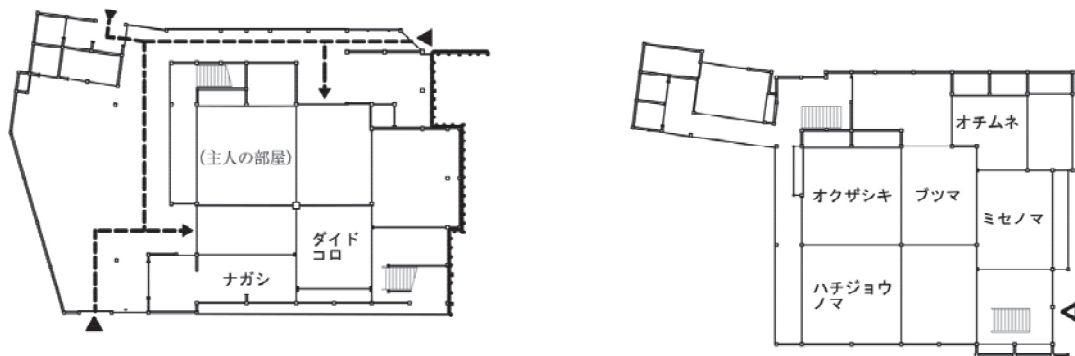
10-5 舟知家住宅道路下木戸



10-7 舟知家住宅断面図 1 : 100



10-8 舟知家住宅東立面図 1 : 100



道路下1階 部屋名

1階 部屋名

10-9 舟知家住宅部屋名



11 吉野川左岸村々山絵図 第5函14括1号

## はじめに

本書は、吉野山に本宅があり、現在は主に奈良市に在住している舟知節子氏が所蔵する古文書に関する調査報告書である。あわせて吉野山の本宅の民家調査と、関連して戦時中の国宝疎開の調査も実施したので、その成果も収録した。

吉野山の舟知家は金峯山寺への参道沿いにある旧家である。銅の鳥居のすぐ下に位置し、建築としては典型的な吉野建の民家である。また戦前までは山林を多く所有しており、舟知節子氏の曾祖父である舟知市二氏は戦前・戦後に吉野町の町長を務めた、吉野山の名望家だった。太平洋戦争中には、著名な興福寺の阿修羅などの国宝が、舟知家の土蔵に疎開していたという。また舟知家は江戸時代には金峯山寺と深い関わりがあり、今回の調査により、江戸時代には金峯山寺の院僧と呼ばれる立場にあったことが明確となった。そのような舟知家のあり方は、吉野山の町家の一つの典型を示していると言えよう。

そして舟知家文書の中には、江戸時代の金峯山寺関係史料が多く含まれていた。また明治時代に吉野の桜の保全につとめた芳雲社関係史料などもある。金峯山寺・吉野山の歴史を検討する上で重要な史料群である。

その他、舟知家や舟知家文書に関連して、所々が所有する史料を調査し、その一部を本書に掲載した。所有者である山本潤氏・興福寺・奈良県・奈良国立博物館には調査・掲載をご快諾いただき、感謝申し上げる次第である。

ただし舟知家の調査は、必ずしも意を尽くしたものではない。文書目録・翻刻は倉卒の間に作成したので、まだ史料の重要性を十分に確認できていない点があり、誤りもあるかもしれない。ともかくも本書をまずは世に出すことによって、金峯山寺・吉野山研究の一助となることを願うものである。

(吉川 聡)

# 目次

はじめに

目次

巻頭図版

## 第一章 論考編

一節 舟知家と吉野山	1
二節 吉野山の院僧	8
三節 道苜小屋一件の概要	13
四節 金峯山寺の神仏分離のはじまり	17
五節 一八〇一九世紀における山上本堂と山上役講	22
六節 芳雲社から吉野公園へ	25
七節 戦時期奈良県における国宝疎開―興福寺を中心に―	29
八節 舟知家住宅と金峯山寺周辺の吉野建民家	38

## 第二章 史料編

史料編凡例	48
一節 金峯山寺関係	48
〈史料1〉 和州吉野山真言天台年中行事御僉儀覚	48
〈史料2〉 吉野山金峯山寺真言宗覚書	65
〈史料3〉 二和尚諸記	73
第四函5号	48
第四函7号	65
第四函35号	73

〈史料 4〉	藏王堂年中行事荒増取捌記	(抄)	第四函 39号	77
〈史料 5〉	金峰山寺沿革略誌〔版〕		第四函 102号	80
〈史料 6〉	峯中山林下辰申請書〔版〕	(抄)	第四函 101号	89
二節 門跡入峰	………		………	94
〈史料 7〉	三宝院御門跡房演大僧正大峯御初入之留書		第四函 9号	94
〈史料 8〉	三宝院御門跡御入峰 <sub>二付</sub> 留書		第四函 12号	100
〈史料 9〉	聖護院宮御入峰記		第四函 43号	108
〈史料 10〉	聖護院門主入峰之諸事控		第四函 63号	118
〈史料 11〉	聖護院・三宝院入峰記		第四函 71号	124
三節 道苺小屋一件	………		………	130
〈史料 12〉	道苺一件文書写		第四函 21号	130
〈史料 13〉	道苺小屋出入一件公儀 <sub>江差上候書付之扣</sub>		第四函 25号	131
〈史料 14〉	山上道苺小屋一儀南都願書之写		第四函 26号	133
〈史料 15〉	山上諸參詣洞川村者共狼藉二付届書草案		第四函 77号	136
四節 院僧・地下	………		………	136
〈史料 16〉	家屋敷売券		第一函 1号	136
〈史料 17〉	院僧惣代宗休等言上書		第二函 1号	137
〈史料 18〉	知識場所村書		第二函 43号	137
〈史料 19〉	知識場所譲り一札		第二函 44号	137
〈史料 20〉	銀子借用証文		第二函 88号	138
〈史料 21〉	知識場所十二力年賦讓証文		第二函 90号	138
〈史料 22〉	知識場順行下行請書		第二函 91号	138
〈史料 23〉	知識場順行下行請書		第二函 92号	138
〈史料 24〉	知識場所引渡証文		第二函 103号	139
〈史料 25〉	惣年寄連署口上書写		第四函 51号	139

〈史料 26〉	吉野山地下老分惣代連署口書写	第五函二括 14号	142
〈史料 27〉	院僧惣代連署口上覚写	第五函二括 15号	142
〈史料 28〉	学頭申渡覚写	第五函二括 16号	143
〈史料 29〉	舟知市郎右衛門願書控	第五函二括 18号	143
〈史料 30〉	舟知市右衛門願書写	第五函二括 19号	144
〈史料 31〉	院僧中間ニ付定書写	第五函二括 23号	145
〈史料 32〉	院僧中間ニ付定書写	第五函二括 24号	146
〈史料 33〉	知識場取替シ一札	第五函二括 38号	147
〈史料 34〉	田地讓渡証文	第三函 12号	147
五節 明治維新时期	.....	.....	147
〈史料 35〉	役用日並	第四函 70号	147
〈史料 36〉	金峯山寺旧領関係文書集	第四函 82号	159
〈史料 37〉	吉野山・洞川村総代等願書控	第一函 8号	161
〈史料 38〉	吉野山・洞川村歎願書	第一函 9号	161
〈史料 39〉	山上行者堂建設之義願濟書	第一函 11号	162
〈史料 40〉	元金峰山寺惣代返答書写	第一函 15号	163
〈史料 41〉	吉野山・洞川村総代願書控	第一函 16号	163
〈史料 42〉	吉野山・洞川村総代請書控	第一函 17号	164
〈史料 43〉	洞川村・吉野山総代口上書控	第一函 18号 [2]	164
〈史料 44〉	醍醐寺住職願書写	第一函 19号	164
〈史料 45〉	醍醐寺住職口上書写	第一函 22号	165
〈史料 46〉	吉野山総代等口上書草案	第一函 24号	165
六節 大阪山上講	.....	.....	166
〈史料 47〉	大阪左海上講へ引合記録	第一函 26号	166
〈史料 48〉	洞川村・吉野山惣代書状草案	第一函 27号	168

〔史料49〕	大坂表ヨリ戸開一件二付両流役者へ願書等控集	第四函65号	168
七節	明治時代の芳雲社	.....	170
〔史料50〕	古沢龍敬等願書	第六函七括1号	170
〔史料51〕	芳雲社結成緒言・規則	第六函八括1号の内	171
〔史料52〕	通常経費書上	第六函八括4号	173
〔史料53〕	芳雲社有志金出納仮帳簿	第六函七括4号	174
〔史料54〕	芳雲社出納決算簿	第六函七括12号	177
〔史料55〕	吉野山公園ノ儀ニ付請願書写	第六函二括1号	182
〔史料56〕	吉野山公園協議会会議録	第六函二括4号	185
八節	青木種太郎家文書 山本潤氏所蔵	.....	186
〔参考1〕	小松院書状	.....	186
〔参考2〕	船知佐兵衛書状	.....	186
〔参考3〕	吉野山・洞川村惣代連署書状写	.....	187
〔参考4〕	恵教書状	.....	187
〔参考5〕	増田安右衛門書状	.....	187
〔参考6〕	竹林院書状	.....	188
〔参考7〕	大峰山内道場事務所通達	.....	188
〔参考8〕	誓約取換書	.....	189
〔参考9〕	五流惣講中定約書	.....	189
九節	国宝疎開	.....	189
〔参考10〕	奈良県庁保管「国宝防護一件」(抄)	.....	189
〔参考11〕	奈良国立博物館所蔵「昭和二十年 学芸関係書類」(抄)	.....	197
〔参考12〕	奈良国立博物館所蔵「疎開書類」(抄)	.....	198
〔参考13〕	奈良国立博物館所蔵「昭和六年起 列品搬入搬出調査」(抄)	.....	200
〔参考14〕	奈良国立博物館所蔵「明治四十年四月 出陳国宝台帳」(抄)	.....	201



〈参考15〉 興福寺所蔵「興福寺日誌」(抄) .....	203
〈参考16〉 興福寺所蔵「諸願届綴込 昭和十九年一月以降同二十四年十二月迄」(抄) .....	206

### 第三章 目録編

目録編凡例 .....	209
一節 近世文書 — 近代初頭まで — .....	211
第一函 .....	211
第二函 .....	214
第三函 .....	229
第四函 .....	251
第五函 .....	270
二節 近代文書 .....	300
第六函 .....	300
第七函 .....	323
第八函 .....	328
執筆者等 .....	328

## 第一章 論考編

## 一節 舟知家と吉野山

吉川 聡

## 調査の概要

舟知家は、本宅が吉野山の銅の鳥居のすぐ脇にある旧家である。現在は主に奈良市に居住し、吉野の葛餅を製造・販売する「よしのや」を経営している。

舟知家が古文書を所蔵していることはすでに知られており、昭和四十七年（一九七二）刊行の『吉野町史』に一部史料の紹介がある<sup>1)</sup>。また昭和五十八年（一九八三）刊行の『吉野山修験道関係資料調査報告書』に文書目録が掲載されている<sup>2)</sup>。その目録掲載分の古文書は、平成二十九年（二〇一七）の時点では奈良市の舟知家で保存していた。しかしそれ以外にも吉野山の本宅に古文書があり、調査させていただけるとの連絡を舟知節子氏より正暦寺住職夫人の大原眞弓氏を通じて、奈良文化財研究所客員研究員の綾村宏に頂いた。そこで奈良文化財研究所歴史研究室長の吉川聡が中心となって調査することとし、平成二十九年七月五日、吉川が舟知節子氏の案内で吉野山の舟知家に赴き調査をした。古文書等の書類は舟知家の屋根裏部屋に置かれていた。特に整理されておらず、江戸時代から戦後に至る様々な時代の書類・器物が混在して様々な形の箱の二〇箱以上に、雑然と収められていた。そこで八月三十日、吉川と天理大学の黒岩康博が再訪して、近代の個人情報に関するものや書籍などは除いて、奈良文化財研究所に借用して調査することとした。また奈良市の舟知家にある既報告の古文書は木箱一箱に収納されていたが、それも当研究所に後日借用した。それらを当研究所でさらに整理をした結果、下記のような箱に分類した。

## 近世文書

第一函 木箱（『吉野山修験道関係資料調査報告書』所載文書）

第二函 木箱

第三函 竹つづら

第四函 中性紙箱（吉野山舟知家の各箱中より抜き出した史料）

第五函 中性紙箱（同右）

## 近代文書

第六函 中性紙箱（同右）

第七函 中性紙箱（同右）

第八函 木箱（第一括く第五括は同右、他は元来箱にあった史料）

第一函く第三函は、元来文書が入っていた文書箱である。第一函は『吉野山修験道関係資料調査報告書』で報告済みの文書が入っている箱で、細長い黒塗りの木箱である。第二函・第三函は、近世文書をまとめて収めてあった箱である。第二函は細長い白木の木箱、第三函は細長い竹つづらの容器である。第二函・第三函に入っていた古文書は、ほぼすべてが土地の売券・借金証文等だった。

第四函く第七函は、諸々の箱に分散して入っていた近世・近代文書を取り出して中性紙箱に納めたものである。その際、元来一括されていたものは「〇括」として元来のまとまりを残した。また、基本的には明治初年までの古文書は第四函く第五函に納め、明治一〇年代頃以降の古文書は第六函以降に納めた。ただし一括関係や内容も勘案しているため、必ずしも截然と分けた訳ではない。特に、第三函の後半には近代文書が多く入っている。また第八箱は木箱で、元来は近代戦前期の吉野村政・町政関係資料が入っているが、容量に余裕があったので、一部、中性紙封筒に入れて他箱から取り

出した近代文書を納めた。本書ではこれらを『舟知家文書』として報告する<sup>(3)</sup>。ただし先述のように、借用・調査していない近代文書も存在する。

これらの『舟知家文書』について、ラベル貼付・調査・写真撮影を実施した。調査は、第一函〜第五函の近世文書は調査カードに鉛筆で記入する形とし、第六函以降と第三函後半の近代文書は、パソコンに直接入力する形とした。その内容を元に目録を作成したので、第一函〜第五函の近世文書と、第六函以降・第三函後半の近代文書とは、目録の体裁に違いがあり、前者の方が精細な内容になっている。また、第七函〜第八函は内容が雑多なため、一点ごとの調査・ラベル貼付をしていないものもある。それらの中から、比較的重要と思われる史料を翻刻し、また考察を加えた。本書には考察を第一章論考編に、史料翻刻を第二章史料編に、目録を第三章目録編に掲載した。

あわせて、舟知家の民家建築の調査を当研究所 建造物研究室の島田敏男が実施した。吉野山の舟知家を二度目に訪問した平成二十九年八月三十日に島田が建造物調査をおこない、その後も島田は舟知家と吉野山の民家調査を進め、その成果を『奈文研論叢』第一号(奈良文化財研究所編、二〇二〇年)に公表した。本書にはその文章を第一章八節に再録した。

なお、『舟知家文書』については当研究所の調査とは別に、植物学者の川端一弘氏も調査をおこなっている。川端氏は当研究所の初回調査である平成二十九年七月五日調査に同行し、その後も写真撮影をおこない、近代の芳雲社関係史料などを翻刻して私家版で公表している<sup>(4)</sup>。

### 舟知家と舟知家文書

**舟知家の立地** 舟知家は吉野山の旧家であり、近代には吉野山近辺の土地を多く所有していたという。明治十九年生まれの舟知市二氏は、昭和七年〜昭和十一年、昭和二十二年〜昭和二十六年に吉野町長を務め、また吉野町における種々の要職に任じら

れるなど、吉野町の名望家として知られていた<sup>(5)</sup>。舟知節子氏・母の任子<sup>ひでこ</sup>氏の談によると、戦前は、山林経営を手広くしていたという。また五月の戸開け式の頃には、岡山県の山上講の団体を自宅に宿泊させていたと伝承している。

今回の建造物調査により、舟知家の建築は典型的な吉野建の民家であり、明治五年(一八七二)の建築であること、それ以前から同地にあったが火災で再建したものであることが明確となった(第一章八節参照)<sup>(6)</sup>。古文書からは、江戸時代に舟知家の嫡流は市郎右衛門を名乗り、吉野山の現在地付近である野際下町に居住していたことが判明する。その最古の事例は、元禄九年(一六九六)の売券に「下町市郎右衛門」と見えるものである(史料16(第一函1号))、少なくとも一七世紀末から後は、舟知家は現在地付近に居住していたはずだ。ただし、系図・家譜の類は確認できていないので、市郎右衛門以外の舟知家の者については、その立場等よく分からない点はある。

**江戸時代の舟知家** 今回の古文書調査により、舟知家は江戸時代に、金峯山寺の院僧という立場にあったことが明確となった(第一章二節参照)。明和六年(一七六九)三月の舟知市郎右衛門願書写では、舟知家は先祖代々院僧の家柄だと述べ、彼の五代以前の長右衛門が明暦三年(一六五五)に金峯山寺に尽くした以降の事績を述べている(史料29・30(第五函二括18号・19号))。院僧は「僧」とはあるが俗人で、苗字帯刀を許され、金峯山寺の寺僧方に仕える町人だった。この明和六年の時点で舟知市郎右衛門は町役人・宿老であり、一八世紀中期には吉野山の町人の中で重要な地位にいたのだろう。

院僧の地位は、舟知家の経済活動にも役立っていた。『舟知家文書』を通覧すると舟知家は「寺僧領役人」とあり、寺僧領の管理に関わっていた。また寺僧領収納所との間で金銭や山林をやり取りしていた(史料34(第三函12号)・第二函56号・第五函三括19号など)。寺僧方に仕える院僧としての立場を生かしていたと思われる。また文政二年正月の文書に「知足院様御役人舟知市郎右衛門」と見える(史料33(第五函二括38号))など、知足院と関係が深かった時期もあった<sup>(8)</sup>。知足院は寺僧方なので、これも院僧であることと関係があるのだろう。

『舟知家文書』には、土地などの売券が多く残っている。その土地は山林や畑が多く、平地の少ない吉野山の特長が現れている。明治時代には舟知家が杉檜の苗を買っていることが確認でき(第三函218号〜225号)、山林経営もしていたのだろう。また知識場の売買も見える。知識場とは金峯山寺の花供職法の費用捻出のための勸化にまわる地域のことである。知識場には院僧持ちの分があり、文政六年時点では葛下郡加守村・畑村・馬場村・穴蒸村・関屋村・逢坂村・今市村・上楨村・下楨村・左味田村・山之坊村・新村・門前村・葉村がそれにあたっていること(史料18(第二函43号)、院僧仲間)の間でその支配権を売買していることも判明する(史料19(第二函44号))。

明治維新时期には舟知家は大阪の山上講と金峯山寺との連絡役も務めている(第一章五節)。大阪の山上講は、廃仏毀釈の中で蔵王権現・役行者信仰の存続に大きな役割を果たしていた。そこに舟知家関わった理由の詳細は不明である。ただし、右に述べた「知足院様御役人舟知市郎右衛門」とある文政二年正月の文書(史料33)は、大坂の山上講の知識場をめぐって、大坂の町人が知足院の舟知市郎右衛門に充てた文書である。このように、江戸時代から舟知家は大坂の山上講と接点を持っていた。

以上、舟知家は江戸時代には吉野山に居住し、院僧として苗字帯刀を許された町人だった。寺僧方と深い関係を持ち、山上講なども接点があった。その立場を生かして経済力をつけ、山林などを集積していた。明治維新时期には金峯山寺と大阪の山上講との連絡役も担って吉野山のために尽力していた。金峯山寺は廃仏毀釈で大打撃を受けるが、舟知家は近代にも信望を集めて町長を勤めたり、太平洋戦争中に国宝疎開をひそかに受け入れたりしている。金峯山寺と深い関係を持って経済力をつけた舟知家は、近代にさらに家業を発展させたと言えよう。<sup>9)</sup>

**金峯山寺・吉野山関係史料** 一方で『舟知家文書』には、舟知家に直接関わらない金峯山寺関係史料も多く現存する。例えば第四函1号〜5号は金峯山寺の年中行事記などであり、1号〜4号は他所所蔵の同文の史料がすでに翻刻・公表されている。これらが舟知家に遺存した理由の詳細は不明である。ただし、一つには舟知家の院僧と

しての立場や子院との関係によって入手したものがあるのだろう。また一つには、古沢龍敬の手元から舟知家に入っている文書があると思われる。

古沢龍敬は明治維新時の竹林院主であり、神仏分離令に対応して、明治政府との折衝に奔走した人物である。金峯山寺の神仏分離によって明治初年に還俗を余儀なくされるが、その後もこの『舟知家文書』から、吉野山の復興に尽力している様子がより明確となった。このように古沢龍敬の手元にあったと思われる、明治時代の芳雲社関係史料や、さらには江戸時代〜明治維新时期の竹林院関係史料が、舟知家に残っている。

一般的な金峯山寺関係史料も、満堂方の立場から記したものが見え、それらは満堂方だった竹林院・古沢龍敬を介して舟知家に残った可能性が考えられる。

古沢龍敬の文書が舟知家に残ったのは、両者が姻戚関係にあったためだろう。舟知市十郎の三男の清三郎は、明治二十七年に古沢龍敬の養子となり、古沢家に婿入りしている<sup>10)</sup>。その古沢清三郎の手元にあったはずの文書が『舟知家文書』に散見し、彼が勤めていた吉野神宮での明治二十九年の勤務を記したと思われる日誌も残っている(第四函99号)。このような経緯により、古沢龍敬が所持した史料が舟知家に伝来していると思われる。これらの史料は金峯山寺・吉野山の歴史全般を語るものとして貴重である。

### 舟知家文書の意義

このように『舟知家文書』には、舟知家に直接関係する史料と、金峯山寺・吉野山全般に関係する史料とが存在する。そのいずれもが、金峯山寺・吉野山の歴史を考える上で興味深い内容となっている。そこで金峯山寺・吉野山の歴史と、本書の第一章論考編・第二章史料編で取り上げた要点を略述しておく。

**吉野山と金峯山寺** 吉野山は金峯山寺の門前町と言える。金峯山寺は元来は山上ヶ岳山頂の山上蔵王堂を中心とした寺院だったはずだ。しかし平安時代に吉野山に山下蔵王堂が成立すると、組織は山下蔵王堂を中心として発展した。<sup>11)</sup>

江戸時代には金峯山寺は、江戸の上野の寛永寺にいる輪王寺宮の支配下に入った。金峯山寺の長を学頭というが、学頭は延暦寺僧で、金峯山寺には居住していなかった。金峯山寺の代表者としての地位は学頭代であり、学頭代には寺僧の最長老が就任した。その下の僧侶集団は、中世の学侶の系譜を引き天台宗に属する寺僧方と、堂衆の系譜を引き真言宗である満堂方とに分かれていた。寺僧方と満堂方は、江戸時代前期には双方の権限をめぐって対立していた。そこで寛文十一年（一六七二）十二月に江戸幕府の裁定があり、両者の関係が定まった。

また吉野山には複数の神社があるが、江戸時代にはそれらは金峯山寺の管轄下であり、社僧、神主・禰宜が所属した。また吉野山には、金峯山寺に仕える俗人身分もあった。俗人身分には地下衆・院僧などがおり、地下衆は後醍醐天皇に仕えていた南朝方の子孫という由緒を称していた。

一方で平安時代以来、修験道が盛んとなり、吉野・山上ヶ岳と熊野本宮を結ぶ奥駈道を踏破する大峰奥駈が、修験道の修行として確立する。近世には山伏集団の本山派・当山派が吉野山から大峰奥駈を実施していたが、本山派は聖護院、当山派は三宝山をトップとする組織であり、それらは金峯山寺とは異なる組織だった。

そして吉野山の山下蔵王堂の周囲には町家が立ち並んで町人が居住し、金峯山寺の門前町を形成していた。彼らの多くは金峯山寺や山伏との関係の中で生計を立てていた。一方で山上蔵王堂には吉野山よりも、山上ヶ岳山麓の洞川村の方が近く、参詣道の整備等には洞川村の協力が不可欠だった。このように、中世～近世に山岳信仰が発展したことに伴い、吉野山に関係しては、金峯山寺・大峰をめぐって複数の組織が発達し、複雑な様相を呈していた。

その後の明治維新期には、慶応四年（明治元年、一八六八年）に神仏分離令が発令され、金峯山寺は金峰神社の一部になることを強要される。金峯山寺は粘り強く反対するが、明治七年～明治十九年の間は、神社であることを余儀なくされた。その時、子院の多くは廃絶し、僧侶は還俗を余儀なくされた。また明治五年に修験道廃止令が発令され、

修験道も大打撃を受ける。その中で金峯山寺関係の史料・文化財の多くが散逸してしまつた。それゆえ、舟知家に現在残つた江戸時代の史料は貴重であり、前近代の金峯山寺・吉野山の状態を知る重要な史料である。また、明治初年の変革から吉野山・金峯山寺がどのように復興したのかも、より深めるべき論点である。この点、『舟知家文書』には、復興の過程で作成された公文書等が多く残っており重要である。詳細は本書の各論をご覧いただきたいが、要点のみ簡潔に触れておく。

**金峯山寺・門跡入峰関係史料** 金峯山寺関係史料に関しては、それを集成した史料集がすでに公開されている。主なものを挙げれば、『修験道章疏』第一～三巻<sup>12</sup>、『吉野山修験道関係資料調査報告書』（前掲）、『山岳宗教史研究叢書18 修験道史料集II 西日本篇』<sup>13</sup>、『金峯山寺史料集成』<sup>14</sup>等である。今回の『舟知家文書』には、江戸時代の金峯山寺の運営に関する史料が多く存在した。右の史料集などにすでに収録されているものもあるが、未紹介のものも多く存在する。その一部史料を翻刻して第二章一節「金峯山寺関係」に掲載した。本山方・当山方の両者が双方の役割を確認しながら寺院運営をしていた様子などが読み取れる。そこには様々なエピソードも含まれ、例えば第四函5号・7号・51号などによれば、豊臣家が滅亡した大坂の陣の際、吉野奥郷から数百人が大坂籠城のため発向し、金峯山寺でも寺僧方から同調者が出たが、満堂方・地下衆が追いついたなどである。

また、修験道の本山派・当山派のトップである聖護院・三宝山は皇族・撰閲家が門跡となる門跡寺院である。彼ら聖護院・三宝山門跡が大峰奥駈をおこなう際には、全国に山伏が駆けつけ、また近郷近在の村民が動員された一大イベントとなった。よってその際の記録からは、当時の修験道や金峯山をめぐる状況が読み取れる。既知の史料の多くはすでに『大峯葛城嶺入峯日記集』に翻刻・紹介されているが<sup>15</sup>、『舟知家文書』には、従来知られていない入峰関係史料が存在するので、その主なものを第二章一節「門跡入峰」で紹介した。既知の史料では三宝山門跡の入峰記録は比較的紹介されていたが、今回の『舟知家文書』中には聖護院関係の入峰記録も多く見られ、貴重である。

また山下蔵王堂から山上蔵王堂に至る山道は、恒常的に整備する必要があった。それを担っていたのが吉野山・洞川村の人々であり、そのために両者間の権利と義務は相論にもなった。その経過からは、山岳信仰と山村の関係が見える。従来も注目されていた事例だが、『舟知家文書』の新出史料もあるので、それらを翻刻し、考察を加えた(第一章三節・第二章三節)。なお、山上蔵王堂から熊野本宮に至る奥駈道においても、奥駈道の左右四町は聖護院・三宝院門跡の支配とされた。周辺の山村にとっては用益に制限があり、それゆえ相論のもととなった(第二章一節の史料1・5など参照(第四函5号・第四函101号))。史料1(第四函5号)では江戸時代に奥駈道のそばまで近在の村民が山焼きをしているとあり、史料6(第四函101号)では近代に、奥駈道の所有権について近在の村々が訴訟している。それらは従来から言及されているが、『舟知家文書』には詳細な経緯が記述されており興味深い。

**院僧** 今回の調査により、舟知家は江戸時代には金峯山寺の院僧という身分にあったことが明らかとなった。院僧は地下衆と同様、俗人で町家に住む存在である。地下衆は南朝以来の由緒を主張しており、それゆえ、従来から注目されていた。しかし院僧は今まで史料・論考ともほとんどなかった。今回の『舟知家文書』は院僧の実態がある程度うかがい得る史料群として重要である。詳しくは第一章二節で考察し、主要史料を第二章四節「院僧・地下」に掲載した。院僧は寺僧方に仕える存在だった。天明八年(二七八)時点では、六箇院組・山下組・野際組の三組に分かれ、それぞれが〇(名弱程度で構成されていた(史料31・32(第五函二括23号・24号))。舟知家は野際組に属していた。その実態は今後の課題だが、吉野山の門前町を構成する一つの重要な集団だったことは確かだろう。

**神仏分離による衰退と復興** 金峯山寺は明治政府の神仏分離令により大打撃をこうむった。その初期の慶応四年(明治元年、一八七七年)の日記があり、金峯山寺における対応が従来よりも明確となったので、論考・史料をそれぞれ第一章四節・第二章五節「明治維新前後」に掲載した。

また、金峯山寺を神社にせざるを得ない危機の時には、山上蔵王堂の役行者像を運び出して近辺に行者堂を作って安置するなどの対応をしている(第二章五節)。その際、大きな役割をはたしたのが、大阪・堺の山上講だった。最近の調査により、彼らが山下蔵王堂の本尊をロクロを用いて厨子から後ろ廊下へ移動させたことや、安禅寺本堂の蔵王権現像を解体して大阪に隠したことなどが明らかとなった。<sup>16)</sup>今回、当研究所では、大阪の山上講関係文書である青木種太郎家文書の閲覧を許された。これは以前に宮家準氏によって一部が紹介されたものだが、近年、奈良市在住の山本潤氏の所蔵に帰した。山本氏の御厚意により文書を閲覧したところ、その中に舟知家の記載を確認したので、関係箇所を参考史料として翻刻・掲載することができた(第二章七節)。またそれらから判明したことを論考として第一章五節に掲載した。

このような神仏分離の打撃により、吉野山では遊覧客が減少していた。その中で明治十三年に古沢龍敬らが芳雲社を立ち上げて桜の保護に努めている。その様相が今回の『舟知家文書』によって従来より明確に分かるので、論考を第一章六節に、史料を第二章七節に掲載した。古沢龍敬は明治七年まで金峯山寺の廃止阻止のために奔走していた人物であり、彼がその数年後には、吉野山の風致保全のために桜の保護に取り組んでいることは注目される。

**舟知家への仏像疎開** 舟知家には阿修羅等の、著名な興福寺の仏像が疎開していたという。土蔵に収蔵しており、舟知市二氏の孫の市太郎氏は、土蔵中央の階段の前に阿修羅が安置されていたこと、くちばしのある迦楼羅が特に怖かったことを憶えている。<sup>17)</sup>その土蔵は現地に現存している。しかし舟知家には疎開関係の文書は残っておらず、舟知家の当事者が国宝疎開の事実を伏せていたこと<sup>18)</sup>もあり、詳細は明確でない。そこで今回、関係機関が所蔵する文書を調査した。調査成果の詳細は、第一章七節を、史料は第二章九節を参照されたい。概略を述べると、舟知家には確かに国宝を疎開させている。搬入したのは昭和二十年七月三日で、興福寺所蔵だが奈良帝室博物館に寄託してあった国宝を運んでいる。搬出は昭和二十一年四月六日〜九日で、舟

知家から興福寺に返還している。ただしその旨を明記した公文書や疎開国宝リストなどは見いだせなかった。しかし各種史料を勘案すると、舟知家に疎開したのは下記の国宝だろうという一応の想定ができた。それは、八部衆のうち阿修羅・迦楼羅・畢婆迦羅の三軀、十大弟子のうち二軀、天燈鬼・龍燈鬼立像二軀、金剛力士立像二軀、北円堂四天王の増長天・広目天の二軀、無著菩薩像一軀、釈迦如来坐像一軀、広目天立像一軀、地藏菩薩立像一軀の一五軀に、板彫十二神将立像一二枚のうち八枚の、合計二三点である。阿修羅・迦楼羅を舟知家の土蔵で見たという市太郎氏の記憶は正しかったのだろう。

これらは日本を代表し教科書にも掲載される著名な仏像群である。奈良時代仏像に八部衆・十大弟子、平安時代仏像に板彫十二神将立像など、鎌倉時代の慶派の仏像に天燈鬼・竜燈鬼や金剛力士立像・無著菩薩立像などがある。その収蔵先は普通の民家の土蔵であり、そこにこれらを搬入し、しかも正確な記録も残っていない点に、当時の切迫した状況がうかがえる。興福寺所蔵「興福寺日誌」によると、舟知家への疎開の話が出たのは昭和二十年六月四日で、その時のことを次のように記す（参考15―27）。

一、大滝技師並二博物館亀田氏入来、博物館ニアル十大弟子・八部衆等十五体返還スルニ付、疎開ヲ強要セラル、疎開地ハ吉野ニテ適當ナル倉庫有之由、

奈良県・博物館から疎開を「強要」されたという。舟知家に疎開したのは興福寺から奈良帝室博物館に寄託していた国宝だが、博物館も危険にさらされ、責任が持てないという認識だったのだろう。費用も国からは出せないで、博物館から興福寺に返還し、興福寺が費用を出して疎開させる形にせざるを得なかった。舟知家が選ばれたのは、奈良県が当時、金峯山寺の楼門修理をおこなっていたために舟知家と面識があったのだろう。吉野山における太平洋戦争の一コマである。<sup>19)</sup>

## 小結

舟知家は、金峯山寺やその子院と公私にわたって関係を持っていた。それゆえ『舟

知家文書』には、金峯山寺・吉野山全般に関わるものが多く存在する。また舟知家は寺院との関係を生かして生計を立てており、そのようなあり方は、吉野山の町家一般にあてはまるのだろう。近年は前近代の大寺院の研究が進み、各寺院の寺内組織は明確になりつつある。しかし大寺院は僧侶だけで完結するものではなく、その周辺社会にも大きな影響を与えていた。金峯山寺と門前町の吉野山の関係などを検討すべき手掛かりが、この『舟知家文書』には含まれているように感じられる。

ただし今回の『舟知家文書』の調査は、早期の刊行を目指したために必ずしも十分な検討にまでは至っていない。目録の記載内容の不備・重要史料の見逃し・翻刻ミスなどもあるかもしれない。しかしまずは史料を公表して研究者が使えうる状態にすることが第一と考え、急ぎ本書を公表する次第である。本書を基にして、今後さらに研究が進展することを期待したい。

## 註

- (1) 『吉野町史』上(吉野町史編集委員会、一九七二年)、近世史料、一〇六一―一〇六三頁に「吉野山 舟知タツ家文書」として二通の文書が翻刻されている。また『吉野町史』下(同上)一八五頁に「舟知家所蔵」として一冊の横帳の写真が掲載されている。
- (2) 『昭和五十七年度日本自転車振興会補助事業による吉野山修験道関係資料調査報告書』元興寺文化財研究所、一九八三年。
- (3) このような経緯のため、既報告の文書すべてを今回把握できた訳ではない。
- (4) 川端一弘『芳雲社資料翻刻集』(私家版、二〇二三年)・川端一弘『舟知家文書』(芳雲社) (私家版)。
- (5) 『現代人物誌』東亜出版協会、一九五三年、二五四―二五五頁、『吉野町史』上(前掲)通史五、六四八―六四九頁。
- (6) 第五函一括11号は明治三年十二月から書き始めている帳面だが、「古帳面之儀者去月類焼ニ附無御座候」とある。また第二函113号に明治三年の「火難見舞目録」がある。これらから、火災があったのは明治三年十一月かと思われる。
- (7) 第五函三括19号文書は「船知市良右衛門」の下に円黒印があるので、一見すると彼は差出側の寺僧領収納所の人間のように見える。そう考えると充所がないことになるが、しかし文中には「其元」に譲り渡すとあり、充所がないのは不自然である。「船知市良右衛門」は充

- 所であり、差出側にも近い人物だったと考えるべきように思われる。
- (8) 第五函四括5号、27号などでは、舟知雄兵衛・市郎右衛門が知足院納所と金銭・書状のやりとりを頻繁におこなっている。
- (9) 第五函一括11号は明治三年十一月から始まる大福帳で、寺僧領の年貢収納関係の帳面だった。旧裏表紙には「藤井喜右衛門・藤井重左衛門・舟知市郎右衛門・年預役 舟知左兵衛」とあり、院僧だった彼らが作成したものである。ただしその記載は江戸時代の制度が消滅した後も続く。すなわち、明治十一年まで記した後には旧裏表紙があり、さらに旧裏表紙の後にも紙を継ぎ足して、明治二十五年まで帳面を書き継いでいる。江戸時代の制度が生きている時期から明治の中頃まで継続して帳面を使用している。舟知家の経済活動は、江戸時代から明治時代にかけて連続しているように思われる。
- (10) 舟知任子氏・節子氏よりのご教示による。
- (11) 金峯山寺に関する概説は『吉野町史』（前掲）・『吉野山修験道関係資料調査報告書』（前掲）・宮家準『修験道組織の研究』（春秋社、一九九九年）・首藤善樹『金峯山寺史』（国書刊行会、二〇〇四年）等を参照。
- (12) 『日本大蔵経』第一七・三七・三八卷（日本大蔵経編纂会編、一九一六～一九一九年）、復刻版は国書刊行会から二〇〇〇年に刊行。
- (13) 五来重編、名著出版、一九八四年。
- (14) 首藤善樹編、国書刊行会、二〇〇〇年。
- (15) 首藤善樹編、岩田書院、二〇一二年。
- (16) 裏紫都子「吉野山蔵王堂本尊の秘密 十二年間お厨子は空だった」（『熊野誌』第六五号、二〇一九年）。
- (17) 「仏像疎開が映す奈良」（『奈良新聞』二〇一二年八月十五日一面記事）・「阿修羅像を戦禍から守り抜いた、男と蔵」（『ならめがね』第一巻第四号、二〇一六年）。
- (18) 舟知任子氏・節子氏の談によると、舟知家の当事者は戦後二〇年以上にわたって、家族にも国宝疎開の話はしなかったとのことである。
- (19) 第一章七節で述べるように、昭和十九年の国宝疎開は国の事業でおこなっており、「興福寺日誌」には同年五月まで、奈良県技手として興福寺と折衝に当たっている人物に黒田氏が見える。彼は建築史研究者の黒田昇義であり、同年六月に軍に招集されて昭和二十年二月にフィリピンのマニラ市郊外で戦死した（黒田昇義『春日大社建築史論』綜芸社、一九七八年、福山敏男による「はじめに」参照）。黒田の奈良県技手としての最後の仕事ぶりも憶ばれて感慨深い。



## 二節 吉野山の院僧

徳永誓子

『舟知家文書』の調査を通じ、舟知家が近世吉野山において院僧という存在であったことが明らかになった。呼称に「僧」とつくものの、院僧に属したのは舟知家を含め、皆俗人であり、院僧という呼称の由来は現時点では詳らかになっていない。『舟知家文書』は院僧の体系的究明に資すると予想されるが、本稿では本格的な考察に至れず、院僧と舟知家の歴史に関わる文書をいくつか取り上げるにとどまったことを、先にお詫びしておく。なお、舟知は「船知」とも書かれるが、本稿では文書を引用する際も含め、「舟知」に表記を統一した。

院僧については、同じ吉野山の地下(地下人)を論じるにあたり、若干の言及がなされてきた。地下の研究も決して多くはないが、南朝にゆかりの者という由緒に関心が寄せられ、宮坂敏和が専論を著し、『吉野町史』や首藤善樹『金峯山寺史』でも字数を割いている<sup>1)</sup>。このうち、宮坂論文と『金峯山寺史』が院僧に触れている。

宮坂論文以下の論考は、『平木家文書』『地下記録』や天理図書館保井文庫蔵「地下中并院僧ト争論記」などを用いて、地下の由緒や実態を論じてきた<sup>2)</sup>。「地下記録」「地下中并院僧ト争論記」はともに宝暦五年(一七五五)頃の地下と院僧の争論に関して、地下が残した文献である。この争論は、『舟知家文書』に含まれる院僧関係文書とも関連があるので、主に宮坂論文に依拠して地下の概要を述べておく。

地下という言葉は、清涼殿に昇殿を許された堂上に対し、それを許されない者をさし、また官位を持たない者、すなわち庶民を意味する場合などもあるが、吉野山においては町人のうちで特権を有した者をいい、惣年寄など町方における重職も地下の者が務める習いになっていた。「地下記録」収録の文書では、地下は後醍醐天皇陵を守護するために吉野山にとどまり、それ以来、「地下人」を称したとある。また、かつては

金峯山寺の僧とともに吉野山のことを取り計らったこと、僧や祇宜を輩出してきたこと、寛文年間(一六六一〜一六七三)までは地下老分中へ八百〇石余の収納があったことなどが見える<sup>3)</sup>。宮坂論文は、「南朝遺臣の子孫」とする伝承の実否は史料の限界があり確認が困難であると断りを入れて、地下が「南朝遺臣の子孫」の旗印のもとに台頭したものと見ることができるとはしないか、と論じ、室町末期頃から近世中頃まで吉野山の中で相当の勢力を占めてきたと考えている。

宝暦の争論は院僧からの訴えにより始まっており、『舟知家文書』にも第五函二括14・15・16号と、三点の関連文書が見いだせる。このうち第14号は宝暦五年九月に地下人老分惣代福角藤太夫以下四名が学頭恵心院権大僧正忍達に差し出した書付の写であり、「地下記録」に収められているので、これまで知られていなかったと思しい第15号・16号の概要を紹介したい<sup>4)</sup>。第15号は第二章史料編の史料27、第16号は史料編の史料28である。以下、史料編収録史料は基本的には史料編の番号で表記する。

史料27は森下馬左衛門・山下喜右衛門・藤井喜右衛門の三名の院僧惣代が、寺僧役者地福院・勝光院に差し出した宝暦五年十月五日口上覚の写である。近世の金峯山寺は天台宗輪王寺宮の配下となり、比叡山延暦寺の高僧が金峯山寺の学頭を兼任した。現地の僧侶は天台宗の寺僧と真言宗の満堂の二集団に分かれており、学頭代は寺僧が務めた。寺僧・満堂はそれぞれ中世の衆徒・堂衆の系譜を引き、前者が上位にあったと推測されるが、近世には両者の勢力は拮抗していたと見られる<sup>5)</sup>。

史料27文書の冒頭には、「当山院僧之儀者従往古一格相立侍二而、御衆中様江与力仕、諸事御用相動来候」とある。「御衆中様」は寺僧をさすので、院僧が自身を寺僧に仕える侍と認識したことが読み取れる。これは、地下側が書いた「地下中并院僧ト争論記」の「此院僧と申者は吉野山寺僧代々御家来之者にて、其寺々より給田等を貰ひ出入仕候者共に御座候」との記述の前半と大筋において重なっている。

史料27文書は以下のように続く。院僧は学頭に奉仕し、南都奉行所・代官所が金峯山寺の学頭所に立ち寄る際には、格別に帯刀を許されていた。しかし、二五、六年前

に地下は「御門主様実城寺附」の家来となり、かつて脇差が認められるのみであったのに、帯刀御免となった。地下が私共院僧を一等も二等も見下すので、「御衆中様に對し従来通り奉仕をするのも難しい。どうか前々の通りにし、せめて地下と同等に仰せつけられるようお願いしたい。

実城寺は学頭坊であり、文中の学頭所もこの寺に相当する。院僧側が述べる二五、六年前の一件は、地下側の文献では享保一六年（一七三二）のこととして記され、上洛中の輪王寺宮のもとに参上してその家来となること、および帯刀の双方を認められ、学頭にその旨を申し上げたとする。また、帯刀は前々からであるものの由緒が年を経たため、輪王寺宮から免許を得たと述べている<sup>6)</sup>。地下が門跡から帯刀御免とされた年代に関しては、院僧と地下の間に認識の相違は見られないが、帯刀を新規とするか以前からとするかには齟齬が生じている。「地下中并院僧ト争論記」でも地下側は、地下と院僧は前々から格別の品と説いており、この点でも院僧との食い違いが認められる。

史料28文書は宝暦六年（一七五六）一二月に学頭恵心院忍達が地下に対して下した「申渡之覚」の写であり、六箇条からなる。一箇条目では地下が実城寺の家来とは名乗らずに「宮様御家来」を称して学頭を軽んじ、学頭所の職務を忌避することを咎め、四箇条目では院僧の格を尊重するよう申し渡し、五箇条目では地下の帯刀は近來のことと断ずる。他の箇条については割愛するが、概して地下側の主張が退けられている。

院僧と地下の争論は宝暦以外にも生じており、『舟知家文書』に見える早い例では、史料17（第二函1号）の、院僧惣代宗休・小兵衛・九右衛門・四郎兵衛の四名が、学頭代知足院・吉岡彦右衛門に宛てた貞享二年（一六八五）二月二四日の言上書に、幕をめぐり地下が奈良代官三田次郎右衛門に訴訟を起こし、前年の夏頃から三度も南都に呼びつけられ疲弊していると記される。幕の一件は、地下側の「地下中并院僧ト争論記」に、町家において地下の他に幕を張ることはなかったのに、寛文中（一六六一〜一六七三）に院僧が幕を張り始めて不届きであったと記している。史料17文書の貞享二年より二〇年から一〇年ほど前のこととされるが、幕の件が院僧と地下の間で長期にわたり取

り沙汰されたと見ることは可能であろう。史料17文書は、院僧の呼称が文面に見え、年代が確定できる文書としては最も古い<sup>7)</sup>。「地下中并院僧ト争論記」の記述を合わせ見ると、寛文年間には院僧の集団、院僧仲間（中間）は成り立っていたと考えられる。

舟知家が院僧として現れる文書のうち、年代が最も古いのは史料29（第五函第二括18号）および史料30（第五函二括19号）文書の二点である。この二点はいずれも舟知市郎右衛門が寺僧役人（役者・道光寺と喜蔵院に宛てた願書の下書ないし控と見られ、史料29は明和六年（一七六九）三月、史料30は同年四月の年記を持つ。史料29と史料30は細部に相違が見られるが、内容は概ね重なっている。前欠の史料30の方が、箇条の配列などが整理されているので、適宜史料29を参照しつつ、史料30文書の概要を述べる。

文書の末尾に端的に示されるように、史料30文書は家名の相続を願ったものである。舟知市郎右衛門は、先祖が寺僧に対して果たした忠孝を、以下の四箇条に分けて記している。①五代以前の先祖長右衛門。明暦三年（一六五七）九月の一件。吉野山と鳥住村と際目について争った折に鳥住村の者を殺し、その咎で張り付けになった。②四代以前の先祖市郎右衛門。寛文七年（一六六七）二月の一件。大谷山の田を拓き、寺僧の田地とした。③先祖市郎右衛門。天和二年（一六八二）二月の一件。満堂を阻止して、一坂から関屋まで桜並木を植え、寺僧のものとした。④先祖市郎右衛門。元禄二二年（一六八九）六月の一件。山上での寺僧の護摩を妨害しようとした満堂を、洞川辻子で切り伏せた。

③④の市郎右衛門が、②の四代以前の市郎右衛門と同人かは明記されていない。年代からは同一人物と見ても問題ないと考えられる。また①④は舟知の先祖一人ではなく、院僧と思しき他の人物と共同で対処した案件とされている。四つの箇条に見える院僧の寺僧に対する奉仕は、所領の拡張・確保、そのための暴力の行使であり、①では「法仲」である寺僧に成り替わり、際目をめぐり争ったと記される。

五箇条目の冒頭には「此度一山町宿老不調法仕候附、御学頭代様御咎二附、門外金屋ノ手ニ相掛り何共心外奉存候」と記す。この箇条が相続願いが必要になった理由にあつた

ると考えられ、「一山町宿老」として「不調法」をしたので「御学頭代様御咎」に処せられ、「門外金屋ノ手ニ相掛」つたと読み取れる。「門外金屋ノ手ニ相掛」るがどのような処遇かは判然としないが、この解釈によるならば、この当時、市郎右衛門は「町宿老」(史料29では「町役人」であったということ)になるろう。

なお、①から④の出来事に関わる文書は、現時点では『舟知家文書』内に見いだせていない。舟知家の者が院僧として現れ、年代が明記される最も古い文書がこの二点(なので、史料29文書冒頭の「私シ先祖代々院僧家筋御寺僧中江与力侍ニて御座候」の傍証となる文書も確認できていない)。

明和の願書に至るまでの経緯は判然とせず、この願書に対する処置も関連文書が見当たらないが、これ以後の文書には、市郎右衛門など舟知家の者が院僧として登場しており、家名の相統は認められたと推測できる。また、史料29・史料30よりも早い文書では、史料16(第一函1号)の元禄九年(一六九六)十一月二十七日「家屋敷売渡証文」の宛所に見える「下町 市郎右衛門」に留意したい。姓は欠くが、この人物は舟知家の者と推測できる。

続いて、院僧としての舟知家の動向を示す文書を、いくつか取り上げよう。史料31・史料32(第五函第二括23号・24号)の二点は、天明八年(一七八八)二月に院僧が連署を据えた定の写である。この二点の内容は概ね共通しており、新規の加入者に対する厳密な吟味、また院僧仲間の席次を規定した三箇条が記されている。<sup>8)</sup>書き並べられる院僧の名はほぼ一致しており、六ヶ院組が平嘉介以下七名、山下組が山下藤左衛門以下七名、野際組が藤井喜右衛門以下八名である。<sup>9)</sup>舟知市郎右衛門の名は、野際組の藤井喜右衛門の後に見える。

宝暦の争論時に院僧が寺僧役者に差し出した史料27に、院僧惣代として名を記していた三名のうち、森下馬左衛門は六ヶ院組、藤井喜右衛門は野際組に名が見える。山下喜右衛門の名はないが、山下組は山下姓が七名のうち五名を占めており、いずれかの縁者と推測できる。宝暦争論時の院僧惣代三名は、六ヶ院・山下・野際の各組を代

表するものである。地下仲間も複数の組に分かれており、院僧仲間も同様であったことが確認できる。<sup>10)</sup>

時代が少し下り、一九世紀に入ると、舟知家の者が院僧惣代の肩書きを持つ例が出てくる。第二函41号文化十二年(一八一五)正月日「地子預り証文」では宛所に舟知市郎右衛門が、第五函二括39号文政十年(一八二七)七月「口上覚」では差出に舟知佐兵衛が、院僧惣代として名を連ねている。

更にやや後の時代には、第三函11号の天保七年(一八三六)九月の「田地譲状」の差出に舟知雄兵衛が「寺僧領役人」の肩書きを冠されており、「寺僧領役人」はこれ以後にもいくつかの文書に見いだせる。

文化文政の文書で舟知家の者とともに院僧惣代とされるのは藤井喜右衛門である。天保七年以後の文書の「寺僧領役人」は舟知と藤井以外の名も見えるが、舟知の者がこの役職を称する場合、藤井家の者と概ね連名になっている。天明八年の史料31・史料32では舟知・藤井とともに野際組に属していたので、舟知については院僧としても寺僧領役人としても、六ヶ院組・山下組と思しき人物と連名になる例が確認できない点に気がかかる。舟知が惣代を称する場合は野際組の惣代の意で用いられているのか、もしくは院僧惣代と三組のあり方に変化が生じたかは、判断を保留しておきたい。寺僧領に関しては文化年間(一八〇四〜一八一八)以後の売券類が複数見いだせ、院僧の活動に関わるものとも考えられる。

院僧や寺僧領役人といった肩書きを称さない文書にまで目を広げるならば、一九世紀に田島・山・屋敷などが舟知家に集積されていた様子が窺える。同じ時期には、近世吉野山に特有の権益、花供懺法知識場にも舟知家は関与するようになっていた。

首藤善樹の論考をもとに、花供懺法会とその知識場につき概要を述べたい。<sup>11)</sup>花供懺法会は、今日には花供会式の通称で知られ、桜の季節四月の行事となっているが、近世には二月に行われていた。修二会に起源を持つと考えられるものの、中世には山上で五月に行われた二つの行事、花供と懺法にそれぞれ従事した寺僧方の花供正頭・満

堂方の懺法正頭が大きく関与する形に変化し、名称も両正頭にちなむものとなった。並行して山上の花供と懺法が廃れ、両正頭の本来の役割りも忘れられていったと見られる。花供懺法会では天下泰平・五穀成就を祈願して、餅搗き、蔵王堂以下山内堂社への餅他の供進、僧徒以下の行列、餅撒きなどが行われ、時代が下るにつれ規模を大きくしていった。

花供懺法会の費用を得るために、大和国と近隣諸国で勧進が行われた。この勧進先を地域によって区切ったのが知識場である。一八世紀初頭の例では正頭が一括して勧進米を受け取ったと見られるが、同世紀後半には僧坊が知識場を分割して所持するようになり、正頭ほどの程度還元されたか分からなくなっている、また変化の理由も不明である、と首藤は述べている。

歴史的経緯に不明瞭な点が残る知識場であるが、正頭に一括されていたとされる例、僧坊に分割された例ともに、勧進は吉野山ないし大坂などの町人が請け負った。舟知に関しては、史料21(第二函90号)の天保一四年(一八四三)十二月「知識場所十二方年賦讓証文」において寺僧役者成就院・喜蔵院から高野山中の「知識場并檀方諸初穂」を、史料22・史料23(第二函91号・92号)のいずれも嘉永元年(一八四八)極月日の年記のある「知識場順行下行請書」において久保坊から近江国・河内国の知識場を請け負っている。史料21の方は更に安政二年(一八五五)まで期限を延長し、史料22・史料23の方は天保一四年からの契約を延長したものであった。なお、久保坊が満堂に属する点に、留意しておきたい。<sup>12)</sup>

また、史料33(第五函二括38号)文政二年(一八一九)正月の「為取替知識場一札」は、大坂常盤町の木屋武兵衛から「吉野山知足院様御役人」の舟知市郎右衛門に宛てたもので、知足院の知識場「大坂三郷町中并天王寺領方・北野・曾祢崎・福嶋・川崎」の巡行を銀一貫五百目で請け負う旨を記している。この文書中で興味深いのは、「尤三郷町中ハ貴様・拙者兩人江被仰付候所、貴様御不案内ニ付、拙者江御頼被成候所実正也」とあり、舟知が知足院から請け負った知識場を武兵衛が請け負う点である。大坂三郷中他での

巡行は現地の武兵衛が担い、吉野にいる舟知は知足院配下でその窓口役を務めたことになる。<sup>13)</sup>

いずれも文政六年(一八二三)十二月日の史料18(第二函43号)「知識場所村書」と史料19(44号)「知識場所譲り一札」にも、注意を促しておきたい。院僧の藤井儀平治が舟知市郎右衛門に銀子百目で知識場を譲った際の文書であり、史料18文書には大和国葛下郡の加守村・畑村以下の一四村が該当することが記される。両文書中で、この知識場は「院僧所持分之知識場」と書かれている。文字通り、院僧中の持分なのか、寺僧から院僧中に請け負わしたものは判断できないが、知識場の変化を示す一例とも考えられる。寺僧に従う院僧が満堂の知識場を請け負う史料22・史料23(第二函91号・92号)の例も、同様と捉えられそうである。

以上、断片的な事例から推量するならば、院僧は吉野山の町人のうちで、寺僧に従い、その所領などの経営に携わった者といえよう。明和の舟知市郎右衛門の願書史料29・史料30)に説かれた武力面での奉仕の実否は不明であるものの、経済的側面への関与は一九世紀の文書から読み取れる。舟知家は一九世紀に入る頃から経済力をつけ、院僧仲間においても重きを増した家と考えられる。一九世紀前半には地下の古格が衰えつつあったとする宮坂論文の見解を参照するに、宝暦の争論を経て院僧が勢力を伸ばし、更にその中で台頭したのが舟知家なのかもしれない。もちろん、これは粗雑な推論に過ぎない。『舟知家文書』の精査によって、院僧の体系的な把握が進むことを期したい。

## 註

- (1) 宮坂敏和「南朝回顧の思想と吉野山地下一党について」(『吉野—その歴史と伝承—』岩田書院、一九九〇年。初出一九七一年。以下「宮坂論文」と表記する)。吉野町史編集委員会編『吉野町史』下巻、民俗一—3「地下の衆(吉野町役場、一九七二年、執筆岩井宏実)。首藤善樹『金峯山寺史』第一部第三章三「寺僧と満堂・社僧」(「地下と院僧と主代」)(国書刊行会、二〇〇四年)。首藤善樹によると、主代は、満堂における、寺僧の院僧に相当す

- る存在という。『舟知家文書』では、第四函六〇号「主代院僧一件済口」が、天保三年（一七四〇）の主代と院僧の争論に関わる文書である。
- (2) 『平木家文書』「地下記録」（『吉野山修験道関係資料調査報告書』元興寺文化財研究所、一九八三年）。「地下中并院僧ト争論記」（天理図書館保井文庫所蔵、首藤善樹『金峯山寺史』国書刊行会、二〇〇四年、付編史料補遺）。「地下記録」は、末尾の記述によって、安政七年（一八六〇）に浦壁香左衛門令香がまとめたもので、収録される文書によって浦壁が地下と分かる。「地下中并院僧ト争論記」は地下中惣代福角藤大夫と阪本政右衛門の返答書を龍見正延が写したもので、龍見（竜見）も地下である（宮坂論文参照。「地下記録」には地下老分に「辰巳七左衛門」が見える）。この二点については、上記刊本の翻刻に依拠した。なお、宮坂論文や『吉野町史』には、他にも地下の家に伝来した文書を引用するが、本稿ではそれらを直接確認できていない。
- (3) 「地下記録」収録の宝暦五年（一七五五）正月「御ヶ条二而御尋之趣書付を以申上候覚」。「吉野山地下人老分幣役神人」が連名で学頭からの尋ねに対して返答した文書である。なお、当該文書において地下から輩出されたとされるのは、金峯山寺僧侶のうち満堂である。
- (4) 恵心院忍達については、首藤『金峯山寺史』第一部第三章「二天海と学頭・学頭代」。また、宮坂論文では、院僧から学頭に差し出した反駁文の写（『小川家文書』）を引用するが、宝暦五年六月の文書であり、内容も『舟知家文書』史料27と異なる。
- (5) 首藤『金峯山寺史』第一部第三章「三、寺僧と満堂・社僧」。
- (6) 「地下記録」収録「御ヶ条二而御尋之趣書付を以申上候覚」。
- (7) 宗休と小兵衛の名は第五函第二括6号、天和四年（一六八四）正月二三日「一札之事」の差出に見える。この文書では院僧の肩書きはない。内容は下市地下中に宛てて、吉野山一の坂より本堂まで桜並木の植樹を銀三百目で請け負うものである。史料17文書と同じく、この文書でも宗休らは苗字をつけず、名のみを記している。
- (8) 史料31の一箇条には、院僧の株があったことが見える。
- (9) 史料31では「平嘉介」、史料32では「中平嘉介」と記すが、これは一方が誤写と考えられる。また史料32には「森下吉郎兵衛」は見えない。
- (10) 宮坂論文。
- (11) 首藤『金峯山寺の花供懺法会について』（日本佛教史の研究会編『木村武夫先生喜寿記念日本佛教史の研究』永田文昌堂、一九八六年）、首藤『金峯山寺史』第一部第三章「花供懺法会」（三三九―三六五頁）。花供懺法会については主に前者に、知識場については後者によった。なお、「地下記録」所収「御ヶ条二而御尋之趣書付を以申上候覚」における地下の呼称「吉野山地下人老分幣役神人」の「幣役神人」は花供懺法会において末社に幣を捧げる役を、往古より担ってきたことによる、と同文書に見える。『舟知家文書』第五函二括一六

号学頭からの「申渡之覚」では、「幣役神人」呼称は申し伝えばかりで御免はない、として停止されている。

(12) 首藤『金峯山寺史』第三部第三章「僧院僧坊」。

(13) 第五函四括には知足院納所から舟知雄兵衛に宛てた金子預などがまとまって見られる。舟知と知足院のつながりは継続的なものであったとも考えられるが、本稿では検討には至れなかった。

## 三節 道苧小屋一件の概要

栗原正東

はじめに

本稿では洞川村と吉野山、本山派・当山派門跡による争論、道苧小屋一件について検討する。道苧小屋一件については、鈴木昭英氏、吉井敏幸氏、首藤善樹氏、森下恵介氏が先行研究として挙げられる<sup>①</sup>。また、その史料は『松尾山・矢田地域仏教民俗文化財調査報告書』（奈良県教育委員会、一九八五年）、『金峯山寺史料集成』に掲載されている。天明二（一七八二）から享和元（一八〇一）年にかけて続いた争論であり、道苧小屋は吉野山から山上へ至る五里五十町の道苧・道造のため交通整備・警備のために火打ヶ嶽（小天井）に設置された。吉野山は道苧小屋にて入山料として山伏、一般の参詣者から「道苧銭」を徴収していたが、洞川村から入る参詣者より徴収できなかったため、享保期から鐘掛にあつた洞川村の陀羅尼助小屋を借りて徴収していた。しかし天明二年八月に台風に遭い鐘掛の道苧小屋は倒壊してしまい、再建の如何について齟齬が発生した。これが発端となり吉野山は天明五年八月に江戸寺社奉行に対して洞川村を出訴した。そこでも争論は平行線をたどった。翌六年四月に吉野山が輪王寺宮門跡の差配にて再建した道苧小屋を、洞川村が本山・当山両門跡の指図によつて片付けた。その結果、翌七年より山上辻・大峯山上のどこまでが吉野山、両門跡のそれぞれ支配地であるのか、洞川村の位置づけ（警固役等をめぐり、享和元年まで十数年に及ぶ争論となつた。吉野山は寛文年中の朱印状・裁許状<sup>②</sup>を根拠として山上蔵王堂まで金峯山寺の境内山林であり、吉野山内諸集団は輪王寺門跡配下であるため両門跡の干渉は受けないとした。

このような論理は「行場」の曖昧性に起因するものと考えられる。先行研究にて取り上げられているように、靡八丁（峯筋道の左右八丁）を除いては周辺村落の村人によつて

伐採が行われ、道苧小屋近辺は陀羅尼助の売買や茶屋が置かれ、参詣者に対する商売を担う場所でもあつた<sup>③</sup>。舟知家文書には道苧小屋一件に関する諸控が複数残つており、吉野山と洞川村の供述が詳細に伺える。こうした背景を元に本稿では行場の位置づけを図る前提として道苧小屋一件を分析する。

## 一 近世前期における行所争論と金峯山寺の動向

寛文十一（一六七二）年に幕府の下知により山内諸集団は輪王寺門跡配下となり、吉野山は輪王寺門跡の支配下で寺僧方、満堂方が区別された諸宗兼帯の一山寺院でありつづ、寺僧方の喜蔵院、満堂方の桜本坊等は本山派、当山派の修験教団にも所属する併存体制であつた<sup>④</sup>。

寛文八年七月に醍醐寺三宝院門跡高賢の大峯山入峯によつて、①三宝院門跡の地位が当山派の中で明確化、②以降の三宝院門跡は当山派掟書の発布ごとに支配体制を明確化するとともに「役銭の賦課・徴収」が展開されていく<sup>⑤</sup>。それを契機として畿内の有力な行場が本山・当山のどちらの支配地であるか争論となり、大峯についても審議されることとなる。

【史料一】<sup>⑥</sup>

口上書并返答

一、当山大峯修行

本山当山大峯之公事目安之扣

口上之覚

一、大峯中山釋迦之嶽を限り北方ハ諸堂諸宿共ニ当山之支配之地ニ御座候事

一、同中山を限り南方諸堂諸宿ハ本山之支配地ニ而御座候、就其聖護院殿代々南方之深山ニ碑伝御造立被成候所ニ寛永年中先聖護院殿北方之当山方支配之地小篠と申所ニ碑伝造立被成候ニ付当山諸先達三宝院御門跡へ相詔新儀之事ニ御座候間、御公儀へ被仰上候様ニと御改申候得ハ三宝院御門跡御公儀へ御訴詔被成儀御遠慮ニ付、又当聖護

院殿四年以前二御造立被成候背古法毎度新義ニ非例被遊候御事

一、聖宝尊師大峯御再興以来結袈裟始り、諸山伏着用仕儀儀ハ則大峰仍之聖宝之御願悉結袈裟着用有之御事ニ御座候御事

一、熊野三山者大峯与別山ニ而御座候、熊野権現ハ役行者以前御鎮座之御事ニ御座候、大峯ハ役行者開基以来大峰修行始り申候所ニ熊野三山大峯之内ト被申上候段相違仕候、大峯者大和国、熊野者紀州ニ而御座候、国も時代も格別ニ御座候事

一、役行者ハ紀州方大峰ト申候、然処ニ大峯入峰修行断絶以後聖宝吉野方駈入大峯御再興被遊紀州へ駈出熊野三山大辺路御修行被成候、是を逆峯ト申聖宝以来本山方者吉野方入峰被遊候御事

右之通ニ御座候間被為聞召届候下知奉仰、以上

(寛文八年)  
申ノ十一月廿二日 飯田備後

家廣

超昇寺

先達

寺社御奉行所

【史料一】の差出は三宝院寺侍で実務機関を担った飯田備後、大先達の超昇寺である。吉井氏は【史料一】の一ヶ条目と二ヶ条目の一文に着目し、「本山派は深山を当山派は小篠を参籠所」とする「碑伝造立の地」であり、「勢力範囲がそれぞれ明確に区分された「三派立合の山」であったと論じている。一方で、二ヶ条目後半以降では聖護院による当山派支配地への浸食、根本的に紀州熊野に所縁のある聖護院を大峯より排除しようとする当山派の意向が伺える。醍醐寺三宝院は入峯にともない小篠に聖宝理源大師像の造立を行っており、入峰復興を契機として、中世より熊野三山検校職として権威を有した聖護院、その支配地である紀州熊野に対抗した形ではないかと考えられる。三宝院は大峯と熊野を区分し「大峯」吉野」として支配地を手中に収める意向を示した。しかし、勢力範囲とは「支配地」を表わすものであり、寺領のように幕府より安堵され

た場所ではなかった。あくまで参籠を行う範囲であったため、道苺小屋一件の際に両山と吉野山で争うことになった。

## 二 道苺小屋一件の展開

本節では道苺小屋一件について順を追ってみていく。幕府寺社奉行・評定所へ提出した書類一括の写しである「史料13」(舟知家文書四函25号)によると、鐘掛にて参詣者の登山が厳しい状況を受けて、修繕を担う道苺小屋を設置し、入峯する先達や山伏、参詣者より吉野山へ道苺銭を一人につき六文納めることになっていた。なお、道苺銭は寺僧方が享保期まで三文、享保期以降は六文徴収していた。天明二二七八二年八月二十日、台風によって倒壊し、八月二十八日に洞川村村人の男性が残らずが道苺小屋へ押しかけて打ち壊しを行った記述されている。この行為に対して吉野山は洞川村役人呼び寄せて問いただしたところ、「東照宮様御書物頂戴大峯山者洞川村支配ニ而、右小屋場地所者貸置杯与申之候」と述べ、洞川村洞川村側は徳川家康の書物によって大峯山は洞川村支配地であり、道苺小屋の地所は吉野山へ貸し出しているに過ぎないと主張している。一方で、金峯山寺は寛文十一(一六七〇)年の裁許状をもとに否定している。洞川村が根拠となる御書物提出せしめたため大和高取藩と芝村藩へ公訴にいたる。洞川村は心得違いであったとして内済を申し出るも、吉野山は日光門跡末寺支配を決定づけるために寺社奉行へ出訴することとなる。「史料13-1」には蔵王権現領(吉野一山朱印領)は一〇一三石二斗とされている。これは寛文十(一六七〇)年の検地改を参照したものであり、寛文十一年の日光門跡末寺支配を経て朱印領は二二九二石三升三合であった。これを寺僧方、満堂方などに分配していたが、寛文十一年段階では吉野山および小路村を対象としており、大峯山についての言及はされていない。同じく天明五年に出された洞川村百姓共書上には台風後の再建に際して打ち壊しの記述はなく、道苺小屋再建を行っていた人足に対して両山の下知を得ているか確認し片付けたに過ぎないと述べている。「史料13-2」の前には上記の同文言があり、天明五年の打ち壊し

は事実か否か、「洞川村平年何等之儀を警固仕候哉、勿論洞川村者御料百姓二候処、公儀御定等も無御座」等と警固役の根拠が主な争点となった。以上より、道苜小屋一件が天明五年まで延引した理由として証拠や論拠が不十分な点が多かったことが挙げられる。「史料13」を以つて幕府評定所は洞川村でなく両山を相手取つて出訴することが仰せ渡された<sup>13</sup>。その後天明六（一七八六）年に南都奉行に対して改めて出訴したのが「史料14」（四函26号）である。吉野山は七月四日に再度洞川村が道苜小屋を打ち壊したと申し出た。この際に両山の使者と称する帯刀人もいたとしつつも、逃げたため詳細は不明とした。この出入の差配を受けて吉野山は改めて江戸寺社奉行へ出訴し、両山との争論へと発展していく<sup>14</sup>。

寛政元（一七八九）年に金峯山寺より江戸寺社奉行へ宛てた史料には暴動により小屋が損壊してしまつたため別の場所（鐘掛）へ移して再開し洞川村が山役銭を徴収し始めた<sup>15</sup>と書かれている。天明五年八月に寺僧方・満堂方が道苜小屋一件を江戸寺社奉行へ出訴するが先述のように証拠不十分で沙汰なしとなった。洞川村は、道苜小屋の場所を変更し洞川村も徴収ができるならば争論を内済すると提起している。ここでそもそも洞川村が警固役として行所を担っているがだれの差配によるものかと寺社奉行に問われ、大峯山上は聖護院・三宝院の支配であり洞川村は警固役を担っていると述べてそこで輪王寺宮配下である吉野山側は道苜小屋一件に対して両山を相手取り争論をすることになる。その際に、【史料一】にあるように既に大峯山上以南（小篠より先は両山の圏域であり分別されていることを強調している。修験として「例年入峯」<sup>16</sup>）を行つていが聖護院が行所を担う葛城修験に対して支配を申し立てたことではないと主張した。さらに秋嶺において大峯山上以南へ赴く際に山役銭を納めており、朱印・条目の領域を超えれば関与しない旨を述べている。以上のように、当初は洞川村を相手取つての争論であったが次第に両山と金峯山寺の争論も展開していき、金峯山寺は輪王寺宮による支配を強調して支配が覆されることを阻止しようとしている。洞川村は同時期に「裏行所」の支配を主張しているが、南都奉行により洞川村は敗訴となつている。

最後に争論の終結についてみていく<sup>18</sup>。道苜小屋の場所移動について吉野山側も同意し従来通りの小屋を作るならば吉野山は両山に許可を取らなくてよい、山上堂と付随する堂舎・圏域は吉野が担い、大峯山より南は両山が担う、争論中の役銭滞納分については追つて相談することで解決することとなった。支配域が明確化される一方、吉野山にとつて痛み分けのような結果であつたと捉えられるだろう。道苜小屋一件以降も吉野山と洞川村は大峯山内の小屋設置など、問題が継続して展開していく。

### 三 洞川村による大峯山権益

本節では洞川村による吉野山に対する行動を道苜小屋一件の期間に準じてみていく。「史料15」（四函77号）の宛所である川尻甚五郎（河尻春之）は初代五條代官であり在任期間<sup>19</sup>は寛政七（一七九五）年々享和二（一八〇二）年であり、道苜小屋一件の期間であることから並行して勃発していたとわかる。宛所は南都（奈良奉行）と金峯山寺の預所である高取藩で、大峯への案内は吉野山の僧侶先達が行っているが洞川村は大峯山を自身の支配として吉野山先達を追い払い参詣者を奪い取っていると申し出る。背景には「史料3」（四函35号）で述べられているように、山上法中より吉野山先達、洞川村に対して参詣者の案内を行つた際に食事、酒、少々の謝礼を渡していた。洞川村はそれらを参詣者に対しても要求したことが問題となり暴動にまで発展した。洞川村にとつて案内は重要な生活の糧であつた。また、洞川村は行所にて十二または十八文を徴収し差し出さない参詣者に対して登頂を妨害を行った。吉野山は大峯山上へ吉野山まで金峯山寺の管理であるとした上で、参詣による渡世を妨害されてしまつては吉野町方の者も生活が成り立たないと述べている。道苜小屋一件も解決していない状況で起こつており、江戸中の惣代を通じて幕府寺社奉行へ願ひ出る。

山林資源の取得についても洞川村は吉野山と争っている。立木伐採をめぐる問題として森下論文では靡八丁の伐木に際して洞川村より両山に詫状を送つていたことが述べられている。本稿でも当該期間の一例として「史料12」（四函21号）をみていく。道苜小



屋一件発生翌年である天明三(一七八三年)五月に起こった争論である。洞川村は山上近辺の木々伐採に関する争論である。道苧小屋一件の最中であるため両山へは申し出ていないが、吉野一山内の本・当山方へ訴え出ている。洞川村は、山上法中が勝手に数種の木々を伐木している点、枯木のみ採取を許容している点を主張している。これについても双方では相違がありつつも、洞川村の立木伐木の利権については否定されていない。以上見てきたように、道苧小屋一件は「支配地」である行場をめぐる争論であるが、参詣者来訪がもたらす金銭、伐木売買といった資源など、生業と直結する問題でもあったと捉えられるだろう。

### おわりに

寛文八年の争論をきっかけに本山当山の大峰峯中の領域が確定し、金峯山寺は一山寺院として寛文十一年以来修験教団も含め輪王寺宮配下である一方、道苧小屋一件が起きるまで大峯山はあくまで「支配地」とされていたため区分や所有について明確になつていなかった。葛城修験でも同様に行所の争奪をめぐる在地寺院と聖護院が争論を宝暦く安永期に起こしており、本山はあくまで現地の先達に対応を任せており、こうした争論が発生しない限りは慣習のまままで済ませていたため争論が複雑化したといえるのではないだろうか。また、吉野山は近世初期より一般参詣者が往来したが安永頃より増大する。行所であるからこそ、そこで活動し渡世を行う寺院、人々、さらには両山にとつても重要な問題であった。それ故に引き下がることはせず、解決までに長年を要する大きな争論となつたのだろう。

### 註

- (1) 首藤善樹『金峯山寺史』第一部第四章「大峯峯中」(国書刊行会、二〇〇四年)、鈴木昭英「大峯修験と天川村」(『修験道教団の形成と展開』法蔵館、二〇〇三年、以下鈴木論文と表記する)、森下恵介「大峯山」と山麓の人々」(『吉野と大峯』東方出版、二〇二〇年、以下森下論文と表記する)、吉井敏幸「吉野大峯山と本山派・当山派」(『仏教史学研究』二

七・一、一九八四年、のち川崎剛志他編『修験道とその歴史』岩田書院、二〇二三年に再録)。

- (2) 「江戸幕府下知状」(『金峯山寺史料集成』第三部三三〇号)等  
 (3) 森下論文では「陀羅尼助小屋一件」や「茶屋普請」など、大峯における生業について言及している。  
 (4) 『序中漫録』一三、「江戸幕府下知状」(『金峯山寺史料集成』第三部二二六号)  
 (5) 宮家準「近世における金峯山の修験寺院と祈禱」(『神道宗教』一九九・二〇〇号、二〇〇五年)、吉井敏幸「近世吉野山修験道について」(宮家準編『御嶽信仰』)雄山閣、一九八五年  
 (6) 関口真規子「当山派」(林淳他編『修験道史入門』)岩田書院、二〇一五年  
 (7) 「本山当山大峯之公事目安之扣」(『山伏修験ニ関スル書留』)下、東大史料編纂所蔵データベース)  
 (8) 吉井論文  
 (9) 前後して同年に当山派は熊野三山の寺社勸進組織である本願所の支配を試みるが本山派支配とされるなど、それぞれの支配域が確定されていた(「江戸幕府修験定書」聖護院文書八三箱二五号)。  
 (10) 吉井論文  
 (11) 吉井敏幸「近世吉野山修験道について」(宮家準編『御嶽信仰』)雄山閣、一九八五年  
 (12) 「陀羅尼助小屋一件返答状写」(『金峯山寺史料集成』第三部三二八号)、なお「史料13-2」は幕府へ提出した五つの証拠書類の概要としてそれに付した番号の箇所を抄出した。証拠書類自体は道苧小屋一件とは直接関係ないもの、例えば貞享期に伐採した木々の書上などであった。  
 (13) 鈴木論文  
 (14) 首藤善樹『金峯山寺史』第一部第四章「大峯峯中」(国書刊行会、二〇〇四年)  
 (15) 「道苧小屋一件追訴状写」(『金峯山寺史料集成』第三部三三二号)  
 (16) 春に奈良県御所市く和歌山県和歌山市加太・友ヶ島で行う葛城修験の「春嶺」、秋に吉野山く熊野で行う大峯修験の「秋嶺」を原則は毎年行うことになっている。  
 (17) 「道苧小屋一件願書草案」(『金峯山寺史料集成』第三部三三三三号)  
 (18) 「道苧小屋一件内済取替証文」(『金峯山寺史』史料補遺四)  
 (19) 『紀州研収蔵目録I 和歌山市加太 向井家文書目録』和歌山大学紀州経済史文化史研究所、二〇二二年

## 四節 金峯山寺の神仏分離のはじまり

吉川 聡

明治維新期に金峯山寺が神仏分離令によって大打撃を受けたことは、安丸良夫『神々の明治維新』（岩波新書、一九七九年）でも取り上げられ、よく知られている。金峯山寺は慶応四年（明治元年、一八六八）から寺院として存続することを願い手を尽くしたのだが、明治政府が強硬な態度を崩さず、足かけ七年にわたった交渉も実らず、明治七年六月に神社にされてしまうのである。その結果、吉野の山下蔵王堂は金峯神社の口ノ宮に、山上ヶ岳の山上蔵王堂は金峯神社の奥ノ宮となり、子院はみな廃絶し、僧侶は還俗を余儀なくされる。しかし金峯神社の口ノ宮・奥ノ宮では従来の信者をつなぎ止めることはできず、明治十二年から十三年に東南院・竹林院・桜本坊が、明治二十一年に喜蔵院が寺院への復帰を認可される。そして山上・山下蔵王堂も、明治十九年に仏寺への復帰が許可された。ただし子院で復活できたのは右の四院だけであり、山下蔵王堂が金峯山寺、山上蔵王堂が大峯山寺に分離するなど、現在にも多大な影響を及ぼしている。

金峯山寺における神仏分離は、『新編明治維新神仏分離史料』第八卷<sup>1</sup>に詳しい。以下では『神仏分離史料』と略称し、引用は同書の頁数を示す。一方で『舟知家文書』には、慶応四年（明治元年）の「役用日並」が残っていた（第四函70号、史料35）。以下、日並記と略称する。これは当時金峯山寺の役者だった小松院祐恵が記したものである。日並記は内容が簡略なうらみはあるが、『神仏分離史料』と対照させることなどにより、明治維新の最初期における金峯山寺の対応をうかがうことができる。

そもそも神仏分離令は、下記の経緯・内容で発布された。明治政府の発足後間もない三月十三日に、神祇官の復興が宣言される。翌三月十四日には五箇条の御誓文、三月十五日には五榜の掲示を発布して矢継ぎ早に新政府の基本方針を示すが、その中

三月十七日には神祇事務局が次のような達書を出している。

今般王政復古、旧弊御一洗被為在候ニ付、諸国大小ノ神社ニ於テ、僧形ニテ別當  
或ハ社僧杯ト相唱ヘ候輩ハ、復飾被仰出候、（後略）  
つまり神社の社僧は認めないので復飾（還俗）せよという。この内容ならば、金峯山寺にはさほどの影響は無いように見える。しかし三月二十八日の神祇事務局達には次のようにある。

一、中古以来、某権現或ハ牛頭天王之類、其外佛語ヲ以神号ニ相称候神社不少候、  
何レモ其神社之由緒委細ニ書付、早早可申出候事、（中略）  
一、佛像ヲ以神体ト致候神社ハ、以来相改可申候事、  
附、本地杯ト唱ヘ、佛像ヲ社前ニ掛、或ハ罌口、梵鐘、佛具等之類差置候分ハ、  
早々取除キ可申事、（後略）

これによると、権現など仏教の言葉で神号と称している神社は申し出るべきである。また佛像を神体としている神社は改める必要があるという。金峯山寺は蔵王権現を本尊としており、右の論理によれば権現は神社であり、権現を神体とすることは認められない、とも読めるだろう。さらに神社にある佛像・仏具は撤去せよとある。

続いて四月の太政官達には次のようにある。  
此度大政御一新ニ付、石清水、宇佐、宮崎等、八幡大菩薩之称号被為止、八幡大神ト奉称候様被仰出候事、

八幡大菩薩の称号を廃して八幡大神と称するという。蔵王権現はまた、金剛蔵王菩薩とも称している。蔵王権現が菩薩ならば、八幡神と同様ともみなしうるかもしれない。

そして閏四月四日の太政官達には次のようにある。

今般諸国大小之神社ニオイテ神佛混淆之儀ハ御廃止ニ相成候ニ付、別当社僧之輩  
ハ還俗之上、神主社人等之称号ニ相転、神道ヲ以勤仕可致候、若亦無抛差支有之、  
且ハ佛教信仰ニテ還俗之儀不得心之輩ハ、神勤相止、立退可申候事、（後略）

社僧などは復飾して神主などとして勤仕すべきである。復飾できないならば立ち退かなければならない、という強い指令である。これらの達書を文字通りに解釈すれば、権現を本尊とする金峯山寺は、仏像である本尊を改めて神社となり、僧侶は全員復飾して神主などになるか、退散する必要がある、とも読める。

このように神仏分離令は、明治政府が発足して間もない慶応四年三月から四月にかけて、他の重要方針と同時期に発布されている。それに対する金峯山寺の対応は、五月十三日に口上書を提出したことは、従来から知られている。それに対して六月十三日に明治政府より沙汰があり、蔵王権現は神号に改め、僧侶は復飾すべきことが申し渡された。現在の理解では、この六月十三日の通達によって、金峯山寺は初めて明治政府の強圧的な姿勢を理解したという考えがある<sup>⑤</sup>。しかし今回見いだした日記からは、五月から明治政府と金峯山寺とで交渉をしていたことが判明する。

日並記によると、四月には金峯山寺は旧幕府時代の朱印地を新政府に届ける必要があり、その対応に追われている。その一方四月二十一日には、一山の神社で仏像を神体としているものは取り除くべきこと、また鰐口・梵鐘等の仏器を取り除くことが確認されており、神仏分離令に対応している。四月二十三日には蔵王堂・子守勝手以下の神社の由緒書・口上書を新政府に届ける準備を始めている。閏四月二十三日には、金峯山寺領に関する朱印状を提出する必要があったことを初めて聞き、急ぎ準備して閏四月二十六日に金峯山寺満堂衆徒惣代の小松院が発して奈良に向かった。小松院は閏四月二十八日に奈良の総督府に出頭したが、その総督府において仰せ渡された内容を、次のように記録している。

先と月神社之由緒書差出し置候所、今般直と神祇官江差上願立有之候様申被聞候  
ニ付、今一応山内兩衆服職之儀願立候而者如何ニ候哉、此俣御沙汰待受候而者  
御朱印ハ勿論衆中一派如何ニ変化有之哉も難斗候ニ付、一山篤と復俗之儀示談仕  
候而上京之筈ニ候ヘハ、山上衆中も下山之上一決可致候、且又蔵王権現之之号ハ  
已来相改との御沙汰ニ御座候ハ、改号ハ勿論左候ヘハ神社ニ相成候哉も難斗候

事、

小松院は五月二日に金峯山寺に帰山すると、その夜に山上の竹林院あてに書状をしたため、同内容を説明して今後の対応案を示している。次の文章である。

御朱印并御条目総督殿江持参仕候所、此分ハ京都江差可出候様被仰聞候、就夫先  
と月差上候神社之由緒書神祇官江差出し候而、蔵王権現之儀別段願立周旋無之候  
而ハ、寺院一大事之事柄、役人方被仰聞候、左候ヘハ、此俣御沙汰御相待申居候  
而ハ、蔵王権現号ハ已来相改との御沙汰ニ付、改号ハ勿論之儀ニ御座候ハ、是  
非とも神社ニ相成候ハ、衆中一統如何変化も難斗、且ハ御朱印も是又難斗候、右  
ニ付一統復俗之儀願立候而者如何ニ御座候哉、但しハ、此ま、矢張御沙汰相待候  
哉、右両様否哉御報承度候、

これは下記のような意味だろう。奈良の総督府で役人が仰すには、四月に出した神社の由緒書を京都の神祇官に差し上げる。については、蔵王権現について何も申し上げなくては寺院の一大事だと役人が言っていた。このまま新政府の沙汰を待つていれば、蔵王権現は改号し、神社になりそうだ。その場合、朱印地はもちろん、寺僧集団もどうなるか分からない。そこでこの機会に、一山復飾すると申し上げたらどうだろうか。ただし、このまま新政府の沙汰を待つという選択肢もあるけれども。

つまり奈良の総督府から内々に、放っておけば神社になるのみならず、組織は滅亡するかもしれない。ならばこちらから復飾を願って政府に従う姿勢を見せて、組織の存続を図るのが良いのでは、という指針を示されている。この時期は新政権に対して、朱印地などの旧来の権利を認可してもらう必要があった。そのような弱い立場ゆえ、新政権の方針に従う姿勢を見せるべきだ、という訳である。

そこで急遽五月四日に寺僧が集会を開いて対応を協議し、復飾を願うことに決めた。山上の竹林院は不参加だったが、五月三日付で書状を送り、皆の「御心痛」を思いやった上で、自分にも名案はないので、世の流れに従うしかないかと延べている。その結論を受けて、五月六日に寺僧方の喜蔵院と満堂方の持明院・小松院が京都に向けて出

発し、日並記では五月十一日に京都で神社の由緒書等と願書を提出している。このときの願書が『神仏分離史料』三五八〜三五九頁等では五月十三日付の願書として収録されている<sup>3)</sup>。文書の差出は金峯山寺惣代の持明院・教学院、充所は弁事伝達御役所で、大意は下記の通りである。

蔵王権現は天台真言の両宗が守護して朱印地も拝領してきました。今後蔵王権現が神号となったならば両宗は復飾して神社で相応の職務を務めたく思います。南朝皇居の旧地なのでその関係の職務も務められます。

これらの史料から窺うに、幕府から認められた朱印地を引きつぎ新政権に組織を認めてもらうために、自らの意に反するが神社になってもよいという姿勢を見せたのだろう。

この願書は『神仏分離史料』等によれば六月十三日に認可されている。日並記によると六月十九日に寺内で集会を開き、願書が聞き届けられ、僧侶は復飾を仰せ付けられたことが披露された。六月二十日には、金の鳥居の額や本堂の鰐口などを取り除いている。一方で寺内では、まだ結論が出ていない五月二十日の時点で、王政御一新の時勢に対応して寺僧方・満堂方が一つに合体する旨を決議している。長い歴史の中で形成されていた両者が簡単に合体した点に、寺院の危機感が表れている。

以上、組織存続のために新政権の方針に従う姿勢を見せざるをえない状況で、極めて慌ただしく、熟慮する余裕もないままにまずは復飾を迫られている。寺院としては危機感は持ちつつも、反対もできなかった。

しかし、金峯山寺が神社にそぐわないことは明白である。本尊である蔵王権現については、権現の呼称はやや後世に成立したもので、一〇世紀前期頃に成立した当初の呼称は金剛蔵王菩薩である。その尊格は、仏教の忿怒像である執金剛神や金剛童子のもとに成立したと考えられる<sup>4)</sup>。寺伝でも、末代相応の仏を求めて役行者が仏道修行中に祈った結果に出現した忿怒像だとしている。熊野権現や八幡大菩薩のように日本土着の神が権現・菩薩とされた事例や、東照大権現(徳川家康)のように日本人が神とされ

た権現などとは全く異質のものである。明治四年に五條県が蔵王権現像を検分した際に、仏像であり神体ではないと判断している<sup>5)</sup>のも、当然のことである。またそれゆえに、神社に変更されては金峯山寺が立ちゆかなくなることも明白だった。

日並記を見ると、復飾が認可された直後から対応策を協議している。六月二十八日には一〇院が集会を持ち、山上寺と吉水院の七院は役付きとして寺院にするように太政官に嘆願する案が出た。七月二日の話し合いでは、山上寺は役行者別当寺とし、山下の坊舎は今日より復飾する、となった。七月七日にも、越後の見正院より山上・小篠はこれまで通りにしてほしいとの申し入れがあった。そこで七月二十三日付で惣代の持明院・教学院から南都御役所にあてて口上書を提出し、蔵王権現を神号に改めて復飾することについて、当寺を管轄する輪王寺宮にお伺いを立てるので、五十日間猶予してほしいと願ひ出ている<sup>6)</sup>。しかしこの時期、輪王寺宮の能久親王は幕府方として戊辰戦争を戦っており、実現は無理な話だった。八月十日に開かれた寺内の集会を日並記は次のように記す。

南都江差上置候山上寺院歎願書・五十ヶ日之猶豫之願書等差戻し三相成候、依之山上寺院山上山下共復飾三不相成候様歎願可仕示談之事、

この記事によると、山上の坊舎からの嘆願書も同時に出ていたようだが、それも含めて受理されずに終わっている。そこで対応策として、山上に坊舎を持つ寺院は、山上山下ともに復飾しない方針にした、ということなのだろう。この方針に基づいた口上書が『神仏分離史料』三六三〜三六八頁に収録されている。それは九月付、差出は惣代竹林院で、奈良府御役所あてである。内容は、坊舎を廃絶しては参詣人・吉野山町人百姓が難渋する等の事情を縷々説明し、山上に坊舎を持つ一坊は寺院とし、他は復飾することにしたという文面である。日並記によると、惣代の竹林院は九月十五日から二十五日にかけて嘆願に南都方面に出かけたが、そこで輪王寺宮支配の寺院は以後、青蓮院宮・妙法院宮・梶井宮の支配に変わったことを聞いている。おそらくそのためなのだろう、この嘆願書は提出せずに終わっている。『神仏分離史料』三六三

頁には、上京して周旋し、山門の総代と相談した結果、嘆願書を用いないことに決めた、とある。恐らくはそれが、この九月付の嘆願書のことなのだろう。

竹林院が金峯山寺に帰山したのが九月二十五日である。翌二十六日には寺内で集会を開いて竹林院が報告をしている。直後の二十七日には、惣代竹林院・東南院が上京し、二人は十一月十五日までの二ヶ月近くの間在京している。その間に彼らが京都で作成した嘆願書が『神仏分離史料』三六九〜三七一頁に収録されている。十月晦日付、差出は金峯山寺惣代竹林院・東南院で、弁事御役所あてである。内容はそれまでと大きく変わっており、大意は下記の如くである。

五月の際は突然のことで狼狽し、取り調べないままに願い上げてしまいました。その後取り調べてみると、蔵王権現とは金剛蔵明王大権示現の略語で、真言密教の言葉であり仏像に間違いありません。僧侶も復飾せずに僧家としての勉強に励ませて下さい。

復飾を取り下げ、寺院であることを明確に主張している。この変化は、青蓮院宮・妙法院宮・梶井宮の管轄下に入ったことが大きいだろう。従来は明治政府の仰せを金峯山寺が受け止めるしか方法がなかった。しかし今は京都の天台宗門跡の下にあるので、京都で彼らと相談することができた。そのため、自己主張ができたのだろう。

日並記によると、在京惣代の竹林院・東南院はこの嘆願書等の下書きを京都から金峯山寺に送っている。それは十月二十六日に金峯山寺に届き、寺院では当日に各院に回覧の上、翌十月二十七日に小松院が在京の両惣代に返書を送っている。その返書には「一統拝見満足仕候」とあり、京都での御心労を気遣い、活動に期待する旨を記している。ここで金峯山寺の一同が拝見・満足したとあり、これが僧侶たちの本音だったことが分かる。

この嘆願書は京都で提出後、同文で奈良府あてのものを両惣代が作成し、十一月七日付で奈良府に提出している。奈良府はそれを十一月九日に京都に送るが、それに対する神祇官の回答が残っている<sup>8)</sup>。下記の通りである。

別紙金峯山寺ヨリ申出候蔵王権現等之儀者、当夏差出候書面並附紙之写廻し申入候、篤度御勘考可給候、抑蔵王権現胡佛二相成候而者所ニ同名之社も有之候事故、不都合ニ可相成候間、佛体ニ候ハ、取除、神社立置候様致し度候、尤境内ニ地主之社も有之候ヲ以相考候得者、元来神地へ寺院造立致し候事者現前候也、

十一月十二日 神祇官

つまり神祇官では、嘆願書が提出された後すぐに結論を出している。蔵王権現を外国の仏とした場合は各地に同名の神社もあるので不都合である。だから取り除いて神社を建てたい。地主神社もあるので元は神地だったので、という結論である。事実を調べる以前に、政治的理由を優先して神社にしておもうという態度である。

日並記によれば、十一月十五日に両総代は金峯山寺に帰山するが、十一月二十日に奈良府から吉野山へ出頭命令が届き、二十一日にまた惣代の竹林院・東南院をはじめとする数名が発発している。右の結論はその場で仰せ渡されたのだろう。その後も金峯山寺では何年にも及んで粘り強く嘆願を繰り返すが、結局はこの高圧的な明治政府の態度を崩すことはできず、一時、廃寺の憂き目に遭ってしまう。

以上のような明治元年の経緯からは、明治政府が発足直後に強硬な立場で臨んだために、立場の弱い金峯山寺は、心ならずも要請に応じざるをえなかったことが分かる。その後、金峯山寺は正論を論じて反論するが、明治政府の政治的都合に基づく要求を押し返すことはできなかった。結局、神社になってやっとなら、政府の主張が現実離れしていたことが実証された、ということなのだろう。今回見いだした日並記は、金峯山寺をめぐる神仏分離の最初期の動向を、従来よりも明瞭に見せてくれたと言える。

#### 註

(1) 『新編明治維新神仏分離史料』第八巻、名著出版、一九八三年。

(2) 首藤善樹『金峯山寺史』(国書刊行会、二〇〇四年)二二六頁・森下恵介「吉野・大峯の神仏分離」(『山岳信仰と考古学』Ⅲ、山の考古学研究会編、同成社、二〇一〇年)など。

- (3) 『金峯山寺史料集成』（首藤善樹編、国書刊行会、二〇〇〇年）第三部三八三号、五八三頁にも収録される。
- (4) 金峯山出土藤原道長経筒の寛弘四年（一〇〇七）の銘文中に「南無教主釈迦藏王権現」と見える例が古い（『金峯山経塚遺物の研究』（帝室博物館、一九三七年）。しかしこの場合の権現とは、釈迦が藏王に権に現れているという意味であり、日本の神ではない。
- (5) その後の藏王権現に連続する最古の像の記録は、承平七年（九三七）成立の聖宝の伝記である『醍醐根本僧正略伝』に見える「金剛藏王菩薩」の表現と考えられる。その他、尊格の性格などは吉川聡「執金剛神から藏王権現へ」（『東大寺の新研究1東大寺の美術と考古』法蔵館、二〇一六年）など参照。
- (6) 『新編明治維新神仏分離史料』第八巻、六〇六頁、明治四年五月晦日五條県伺書。
- (7) 『新編明治維新神仏分離史料』第八巻、三六〇頁・日並記七月二十六日条。
- (8) 「吉野大峰山之義ニ付官省伺往復之件 但寺院人民願書共 自明治三年至同八年 社寺之部 庶務課」奈良県立図書情報館所蔵、奈良県庁文書（-M3-1d）。

## 五節 一八～一九世紀における山上本堂と山上役講

栗原正東

大峯山には大坂や堺を筆頭に京、江州、播州など広域の人々が一七世紀より大峯山へ活発に参詣を行っていた様子が確認でき、例えば元禄四(一六九二)年の大峯山寺再建は講中の寄進によるところが大きいとされている<sup>①</sup>。その中でも役講と呼ばれる集団が存在し山上本堂において戸開・戸閉に携わっている。宮家準氏を嚆矢としてその活動が分析され、首藤善樹氏によって吉野山や洞川村とのかかわりが言及されている<sup>②</sup>。戸開・戸閉とは大峯山上蔵王堂を登拝可能な春・夏に開閉する行事で鎌倉時代には執り行われており、近世末頃から山上講中の有力組織である阪堺八講(八嶋役講)が山上本堂の鍵を預かり戸明・戸閉の重要な役割を担ったとされる。本稿では井筒講の老分を担った青木種太郎家文書と舟知家文書を併用し山上役講の動向を見ていく。本稿と併せて史料編「六節 大阪山上講関係」「八節 青木種太郎家文書」を参照されたい。

阪堺八講は大阪の岩組、光明組、三郷、京橋、堺の鳥毛、井筒、両郷、五流から成り立っており、山上本堂の「正面口」、本堂左奥の扉「秘密口」、本堂右側の戸「はかし(為弘・弘)口」の三つの鍵を近世後期にそれぞれ管理するに至った<sup>③</sup>。寛政九(一七九七)年の諸控である「史料3」(四函35号)には、道苅小屋一件をきっかけとする洞川村の暴動によつて二年間に渡り戸開ができなかったが、本年は決行する旨を大坂三郷惣講中宛に出している。「史料3」には「撰州大坂三郷山上講之旅別而信敬厚、御御戸開之節登山仕」や「以前之通不相替三郷御講中御登山被下御世話之儀御願申入候」とあり、鍵の所持については言及できないまでも寛政七年にはすでに戸開に大坂の三郷組が関与していたことがわかる。文化十一(一八一四)年より翌年にかけて行われた山上本堂修復にともなう諸留書(四函49号)には三郷御老分中宛の書簡の写しがある。持明院等によつて本尊の下遷座が六月十二日に行われる旨を天満の錦屋半兵衛ら計三名に対して通達されてい

る。宛所の一人である新町吉川屋太兵衛は書簡が届いた翌四月に山上へ赴き、遷座に関する諸入用を山上導師小松院・南之坊とともに見積り、「大都皆々」に対して「寄附ニ致させ度」と申し立てている。宮家氏によると蔵王堂の扁額には「大坂三郷山上講中」、大峯山正面口の南京錠の表に「光・岩・明」と記され双方ともに文政八(一八二五)年と刻まれており、「青木種太郎家文書」より嘉永二(一八四九)年には井筒・鳥毛を中心とする堺四講によつて山上本堂の役行者像が吉野山安禅寺にて開帳された事例を挙げている。宮家氏はこれらの史料より「八講は成立事情を異にし」つつも結びつき、一九世紀には役講として権力を有していたと論じている<sup>④</sup>。鍵の所持とその管理がいつから始まったのかは明らかにはできなかったが、大坂役講、特に三郷組は一八世紀末には戸開に際して格別の扱いを受けており、再建にともなう寄進や多大な奉納を行う中で鍵の所持・管理を任せられる位置づけになったことは明らかである。

しかし、安政三(一八五六)年より大坂・堺講中で争論が起こった。鳥毛講・井筒講が管理する秘密口の錠前が毛彫錠鉄のため腐りやすかったので真鍮にしたが、その際に浮銘にしたこと、多人数で本堂内に入り混雑したことをきっかけであった<sup>⑤</sup>。安政三年五月付の大坂三郷願書等控(「史料49」(四函65号)には三郷の主張や状況が記されている。「近來者左界表方新矩之事仕候と御取上ケ被下御許有之候故、古來方仕来リ之表は崩レ歎ケ敷事」とあり、岩組・光明組・三郷は正面口の鍵を昔から管理しており、新規に秘密口の鍵を管理し始めた井筒講・鳥毛講と一緒くたにされることを否定している。しかし、大坂役講に対しても「戸開二者光明講警固差止」などの処分が下り、大坂役講(世話方)が打擲を受けるなどしたため登山を見合わせるべきか問いただす事態となった。安政六年の戸開の際には鳥毛講・井筒講の鍵・箱などが取り上げられ、さらに正面・秘密・はかし全ての錠前が取り払われ無銘にされるも、万延元(一八六〇)年には解決に至り、錠前に関する取り決めがなされた<sup>⑥</sup>。この様に近世末期において阪堺八講はその権利を容認されていたが、宮家氏の指摘するように成立時期やその在り方が異なったためか一枚岩ではなくそれぞれに序列意識があり、また、あくまで吉野山の役僧下に

において活動を容認されていた。

次に井筒講とはどのような集団だったのかをみていく。青木種太郎家文書は年号が記載されている中では天保四(一八三三)年のものが最も古く、昭和三(一九二八)年のものが最も新しい。多くが後述する明治初～十年代のもので講中組織の変化にともなう史料と推察される。明治初期と思われる史料によると井筒講は一五の講中から成る惣講を表わし、その中でも「加賀屋講中」と「泉伝講中」が最初に記載されている。<sup>(8)</sup>天保四年の史料には講元半兵衛という人物が記載されており、安政七(一八六〇)年段階には井筒講老分として和泉屋(林)伝兵衛、加賀屋半兵衛が記されており、和泉屋と加賀屋の二家が併存して取り仕切っていたことが窺える。<sup>(10)</sup>(参考1～9)の差出・宛所によると加賀屋新田に住んでいたため加賀屋の屋号で呼称されていたと窺え、加賀屋として「惣兵衛」、「惣三郎」、「伊三郎」なる人物たちが頻出し、「か、惣等と省略された形で表されている。宮家氏は岩組先達の屋号から町人を中心とした「同業組合的性格」と評価しているが、井筒講の場合、上記のほかに住吉屋のように地名が屋号になっていたと考えられる。一方で、加賀屋・和泉屋の二家のみが世襲で老分を務めたのか、加賀屋の人物関係、生業については本稿では分析にいたらなかった。

舟知家と講中の関係性について、(参考1)は満堂方小松院から講中への奉加金依頼である。明治初期の史料と考えられるが詳細な年代は不明である。(参考1)の内容を見ると「大長殿之一件」が解決せずにいるため、舟知氏を井筒講へ派遣している様子が窺える。(参考2)によると「大長」は「大和屋長兵衛」の略称であった。小松院と大和屋の間で借用金に関する交渉が解決に至らなかったため、井筒講・鳥毛講に対して奉加金の上納を願っていたことがわかる。明治初期の入用控には「一、同考両式分/錢十五匁/小松院掛/鳥毛ト割合ト同名渡」とあり、鳥毛講と井筒講は役講の例にもれず多数の寄進を行っていたことが窺える。舟知家が講中とどのような関係であったのか詳細は不明であるが、井筒講と鳥毛講は共同で小松院への費用を捻出し、「世話掛」として舟知家が介在していたことが窺える。

次に明治初期における山上講の動向についてみていくにあたり、史料編五節も併せて参照されたい。首藤氏によると、神仏分離を受けて明治八(一八七五)年四月に役行者像等を安置する「新堂」を山上本堂境内外に再建して吉野山善福寺ならびに洞川村龍泉寺が管理することとなり、それを契機として吉野山、洞川村、役講は転換をせまられることになる。<sup>(13)</sup>(参考3)はこうした状況で井筒講へ宛てて出された書状で、和泉屋伝兵衛方へ到着した後、加賀屋惣兵衛が書き写したものである。新堂建設が八月十五日に終了して九月二十日に役行者像遷御を行い、翌九年の戸開を経て入仏供養を行うといった日程と、戸開の日取りが決まっていなかった旨を述べている。また、尚々書にて寄進を願っている。この建設と前後して大峯講中もいままでの講中形態から神社奉仕団体・三条(山上)講社になるように要請を受けた。<sup>(14)</sup>(参考5)は「仏廃シニ付」とあることから年月は不詳だが、明治八年の新堂建設に伴う講集団としての変化の様相を表わす史料である。差出の「姫路材木屋増田安右衛門」は有力な井筒講の講中であった。<sup>(15)</sup>修験道の廃止にともない井筒講も撤廃となり、護摩焚きや山上堂の鍵の所有について今後どうなるのかを和泉屋伝兵衛ら井筒講老分に問い合わせられている。青木種太郎家文書には、この他にも時期は未詳ながら幕末～明治初期と思われる寄進・入用に関する史料、井筒講中内の書簡が多数山見受けられる。こうした残存状況は神仏分離にともない堂舎等の修復や新たな建設、組織改編に対する対応を急遽行うためであったと捉えられるだろう。

先述のように幕末より戸開・戸閉の錠前をめぐり山上講中は争論を展開していたがこの明治八(一八七五)年の新堂設置を受けて錠に関する取り決めが改めて行われた。大阪三郷と吉野山・洞川村で談合を実施し、明治九年四月二十六日に井筒講、鳥毛講、三郷三嶋、岩組、光明組の連名にて「定約取換確書」が交わされた。それによるとそれ以前は「岩組、光明組、鳥毛組、井筒が山上にのぼって」戸開・戸閉を行ってきたが、「定約取換確書」を契機に「社堂表鍵あわせは岩組・三郷三嶋からの一組、光明組の三組が年換り、秘密口は鳥毛組が、はかし口は井筒組が行う」という年輪番制度が採用された。<sup>(16)</sup>



しかし、「定約取換確書」が交わされてからも明治十五年に至るまで争論は継続した。「史料四七」(一函26号)より直後の動向が読み取れる。明治九(一八七六)年六月五日に最初の集会が行われたが不都合であると見なされ、十二日に天下茶屋にて大集会が行われた。三郷惣代である上村炭熊が仲介人となり、井筒講は和泉屋伝兵衛、加賀屋半兵衛・伊兵衛が出席した。上村は井筒・鳥毛に両郷と五流を加えた四寫に改めて、鍵所持は四寫で隔年に行うように願ひ出た。もつとも、この改編は吉野村・洞川村からの願出であった。しかし、鳥毛講の吉草が反発し、両郷(講)を加えることは差し支えないが一七年余りも音沙汰がなく、山上新堂建設をきっかけに出戻りした五流を加えることに反対であると述べた。鳥毛講の米市も戸開に五流講が参与すること、それが伝播することを拒否している。「定約取換確書」の連名にない五流講を戸開に参入させるべきか否か、集会は平行線のまま集結し、明治十五年に至るまで争論が続いた。いづ頃に五流講が井筒・鳥毛によって容認されたのか明確には分からない。<sup>(17)</sup>明治十五年に至り(参考8)が出された。(参考8)では戸開・戸閉を八寫のうち岩組・光明組・鳥毛講、井筒講の四寫が中枢として以降行う旨が改めて出された。そして(参考9)によってはかし口の鍵は井筒と五流が隔年に行う旨が取り交わされ、(参考7)は宛所が井筒老分であり、「塚五流ヨリ該堂之式役ヲ取行」うとあることから明治十五年以降は隔年にて五流講も戸開・戸閉に参与したとわかる。また、同年五月四日の史料には「大峯山上新古之両堂ハカシ口鍵二門之内一門ド三年毎ニ御廻シ被下候約定仕候」とあり、井筒講中のなかでも有力な枝講に対してもはかし口の鍵を授受していたことが窺える。<sup>(18)</sup>「定約取換確書」発給の動向より、元来一枚岩ではなかった役講は明治八年以降に数々の交渉を経る中で「坂堺八講」として収斂したと捉えられる。

以上、本稿では雑駁ながら近世後期～明治初期における山上役講の動向を概観してきた。役講はその成立は異なれど、一九世紀前後より戸開・戸閉にかかわりを見出し、幕末において一度窮地にいたるも、維新时期にはその権威を復活させるとともに現在につながる組織へと変容を遂げたことがわかった。青木種太郎家文書は幕末から明治前

期の山上役講の内実を把握する一助になる。筆者の力量で本稿では取り上げなかった史料も多数ある。ご批判を乞う次第である。

## 註

- (1) 奈良県立民俗博物館編『山の信仰と吉野修験』一九八三
- (2) 宮家準『山伏』評論社一九七三、首藤善樹『金峯山寺史』国書刊行会二〇〇四
- (3) 宮家準『山伏』評論社一九七三
- (4) 首藤善樹『金峯山寺史』国書刊行会二〇〇四、二〇九―二一〇頁
- (5) 宮家準『山伏』評論社一九七三、宮家準『大峰修験道の研究』佼成出版社一九八八)一八六―一八九頁、なお南京錠の銘文のみにとどまるため文政八年に鍵を所持したのか、南京錠を寄進したのかは不明である。
- (6) 『山上堂秘密口錠前一件請書雛形』(『金峯山寺史料集成』第三部三七一号)
- (7) 首藤善樹『金峯山寺史』(国書刊行会二〇〇四)二〇―二一頁、「大坂三郷山上惣講申請証文写」『金峯山寺史料集成』第三部三七二号)
- (8) 『井筒講連名』(青木種太郎家文書)
- (9) 『井筒講講元・先達・世話人書上』(青木種太郎家文書)
- (10) 『山上堂秘密口錠前一件請書雛形』(『金峯山寺史料集成』第三部三七一号)
- (11) 宮家準『大峰修験道の研究』一八八―一八九頁
- (12) 『記(入用控三付)』(青木種太郎家文書)
- (13) 首藤善樹『金峯山寺史』(国書刊行会二〇〇四)二四三―二四四頁
- (14) 宮家準『山伏』(評論社一九七三)三一―四頁
- (15) 山本潤氏の御教示による。「取為換一札之事」(青木種太郎家文書、明治十五年五月四日付)には増田安次郎は姫路井筒講惣代と記されている。
- (16) 宮家準『山伏』(評論社一九七三)三一―四頁、「定約取換確書」(青木種太郎家文書)
- (17) 宮家七三、しかし宮家氏によればはかし口の南京錠に明治十一年の「井筒 五流」と併記されていた。
- (18) 注15同

## 六節 芳雲社から吉野公園へ

黒岩康博

平成二十九年(二〇一七)八月三〇日、筆者は吉野山で代々「院僧」を世襲して来た蔵王堂門前の舟知家において、奈良文化財研究所による近代文書調査に参加した。文箱や葛籠など、様々な形状の箱に遺された史料には親族間の私信(勿論これらもファミリーヒストリーにとっては重要である)も多く、残念ながら昨年刊行された児童書『列車にのつた阿修羅さん』(いどきえり著・マスタケイコ絵、くもん出版)で描かれた仏像疎開関係の文書を見つけることは出来なかった(仏像疎開については本書の山田淳平論考を参照)。その代わり、と言っては語弊があるが、まとまった形で発見されたのが以下に解説する芳雲社関係文書である。芳雲社については、『吉野町史』において、明治十四年(一八八二)一月に設立が許可された「觀光案内の会社」で、「利益のいくばくかを桜樹の保存に役だてたいとも考えていた」とされているが、舟知家文書を見ると、同社は吉野山で展開するより広範な事業を構想していたようである。

明治十三年二月、吉野山の古沢龍敬・前坊常磐・近藤喜三郎・宮城晋<sup>(1)</sup>を含む吉野郡有志二〇名は、歴代行幸・南朝旧蹟の地且つ桜花の名所である吉野山が、「其桜樹ノ園タル維新上地以降公園地ノ姿ト相成候ニ就テハ、追々枯朽スルモ土民是ヲ補植スルノ方法ヲ失シ、且旧跡ニシテ荆棘ノ壅塞スル」ことを嘆き、結社芳雲社を組織して、「桜樹公園地及旧跡等保護の委託を堺県令<sup>(2)</sup>税所篤<sup>(3)</sup>に上願する(第六函七括1号、史料50)。この上願は、同年三月二六日付で「願之趣奇特」として聞き届けられたが、但し書きに「公園之儀ハ別段可願出事」とある通り、芳雲社はまず旧蹟保護の団体として誕生したのである。

同年末、社員増加のため仮事務所を吉水神社社務所へ設置(第六函七括5号)した芳雲社は、先の上願で保留とされた桜樹の整備へと乗り出す。大峯峯中林や鳴川山林<sup>(4)</sup>など

社寺との関係が深い吉野山の山林は、明治四・八年の二度にわたる社寺領上知令と地租改正事業により官有化されていたが、同十四年六月、芳雲社はまず五ヶ所(字千本二六番反別二町三反歩/字千本道上三四一番一町九反歩/字上町五三〇番一反歩/字上ノ千本一三七五番六反五畝一〇歩/字千本三〇九四番一反歩)の官林桜山について、「栽培掃除及枯損木取片付等ノ保護方」の委託を大阪府に願ひ出、翌十五年十月許可されている(第六函七括6号)。

吉水神社仮事務所設置から遠くない時期に草された芳雲社規則(第六函八括1号、史料51)によると、「吉野山中ノ桜樹ヲ栽培シ、神祠仏宇名勝旧蹟ヲ永世ニ保存」(第一条)することを目的とする同社は、有志者の社員より構成され(第四条)、寄附金を資本金として「地方庁へ利付預ケ」(第一条)とし、その利子で「桜樹栽培及祠堂名勝旧蹟等ヲ修營」(第二条)することを主たる事業として、桜園や名勝古跡のある民有地を漸次買い上げたり(第一四條)、所有者へ保護金を与える(第一七條)ことも視野に入れていた。規則に続く「芳雲社釀金送附手続書」の最終第一〇条には、「本社資金寄附ノ諸君登山ノ節ハ本社ヨリ吉野山中名勝旧蹟ヲ案内シ、及ヒ延元帝御物其他古器ヲ拝観スルヲ得ヘシ」と案内人業務についての規定が見られるが、これは飽くまでも寄附者の特典という扱いであった。

同規則第六・七条によると、明治十五年から同十九年までの満五年で二万円の資本金を形成する計画であったが、それを進める一方、芳雲社は利子を用いて右に記したような通常業務も行っていった。時期は不明だが、年間経費の費目を書き上げた史料(第六函八括4号、史料52)を見ると、「桜樹本ト掃除」に経常支出の四七%、桜苗植付も併せると六二%を費やしており、舟知家文書第六函九括には、下苜・植付工賃の領収書が多く残されている。また、勝景の地である「千本・吉水・如意輪・竹林・西行」のうち四ヶ所に四阿を新設するための一六〇円、有税地に変換された「古来桜園及名所古跡等数所」の買戻し金三〇〇円は、「一時費用」として別建てになっている(四阿の修繕費は経常支出)。

明治十四年から二十四年にかけての主たる金銭出入りを記した「芳雲社有志金出納帳簿」(第六函七括4号、史料53<sup>⑤</sup>)及び「芳雲社出納決算簿」(第六函七括12号、史料54<sup>⑥</sup>)からは、芳雲社が桜樹の下蒨・植付という地道な活動を続けていたことが窺えるが、この事態を大きく動かしたのが、同二十二年九月の大阪大林区署設置である。同十九年四月の「小林区署官制」に基づいて設置された大林区署は、官林の直轄化(農商務省山林局管轄)のための出先機関<sup>⑩</sup>で、奈良県は大阪大林区署奈良小林区署の管轄となった<sup>⑪</sup>。これに慌てた芳雲社は、同二十四年三月、明治十五年に大阪府から得た吉野山「桜樹官林掃除栽培等」の許可(前出第六函七括6号)が無効となるか否かにつき、総代密井高偏(勝光院)・古沢龍敬の名で奈良県へ問い合わせている(第六函七括11号)。

この照会に対する奈良県の返答が残されていないため、かつて府が与えた許可が大林区署により取り消されたか否かは判然としないが、このままでは細々ながら続けてきた事業が頓挫する危険性を感じた芳雲社を含む吉野山の人々は、官有民有という所有の別を越え、一山全体を新たな枠で囲い込む道を模索し始める。その動きは、明治二十四年十月の時点では、「桜樹ヲ以テ名勝トスル」吉野山を植樹により保存しようという吉野山有志による建議(第六函三括31)の段階であったが、この建議を受けた吉野村村長前坊常誓・吉野山区長福住縫ら吉野山の名望家のみならず、吉野郡内の隣接町村も巻き込み、吉野山公園設置運動へと繋がって行く。

明治二十五年十一月二日、前坊・福住・古沢・密井をはじめとする吉野山の二五名<sup>⑫</sup>を筆頭に、吉野村・龍門村・上市町・大淀村・国樺村・川上村・下市町の有志計五一名が連署し、「吉野山公園ノ儀ニ付請願書」(第六函二括1号、史料55)が作成される。ここで有志らは、都市の公園には文明社会に疲れた人々の英気を養うという機能があるが、吉野山を公園とすれば「気力ノ壮活ヲ得ルト共ニ大ニ忠孝ノ徳性ヲ涵養シ、倍々文華ノ程度ヲ長進セシムル」ので、「所在ノ官林ヲ挙ケテ之レ〔公園〕ガ版図ニ伍入シ、歳々桜楓等ヲ増植シ尚溪流ヲ引テ池ヲ穿チ、或ハ小舟ヲ浮ヘ以テ自然ノ風色ヲ補足スル」という計画の採用を、小牧昌業奈良県知事に懇願する。また、「吉野山公園ノ儀ニ

付陳情書」とタイトルを替えた同内容の文書が、前坊・古沢・山本文蔵・辰巳勘三郎を吉野山惣代として、堀内忠司県会議長宛に提出されている(第六函三括19号)。

県会議長には後援、川上・国樺・龍門・大淀・吉野村及び上市・下市町には吉野山官林公園地変換請願書への奥印を依頼(第六函六括1号)した後、「吉野山所属官林ヲ公園地トセラレンコトヲ乞フ建議」が、明治二十五年十二月十二日、県会議員俵本茂美・永田藤平・阪本藤十郎・岡本徳永(いずれも吉野郡選出)の四名により県会に提出され、即日可決された<sup>⑬</sup>。奈良町では吉野山公園化阻止派の策動が見られたともいうが(第六函六括13号)、該建議は県会議長から知事へと報告され、吉野山では同二十六年一月二十九日に公園協議会が開かれて前坊・古沢が公園地請願委員に選ばれ、公園化のための寄附金三〇〇円・人夫一〇〇〇人を決議する(第六函二括4号、史料56)など、体制を整えていく<sup>⑭</sup>。

吉野山公園設置が県全体の方針となると、次の交渉相手は国となる。県は明治二十六年の一月から四月にかけて、当初は吉野山官林の譲与、後には官林管理主体の組み替え(大阪大林区署↓県という処置への賛成を大阪大林区署に対し執拗に求め、最終的に大林区署は技師による実地検分を経て、同年四月六日付で官林一〇町七反四畝一歩の組み替えに対し「異存無之候」と返答する<sup>⑮</sup>)。しかし、組み替えの許可自体は、大林区署を所管する農商務省より得なければならず、更にそこに公園を設置するには内務省の認可が必要であったため、同年四月二十二日、県は両省に宛て「吉野山官林組換ノ儀ニ付稟請」を上申している。

この稟請は、添付した別紙「公園地域内官民有地廉分反別」「公園造設略設計」などの不備や、公園内取締等諸規定の不足により内務省からすぐに突き返されたが、それらはすぐに修正して再提出され、再稟請に対し同年六月十三日付で内務・農商務大臣連署の指令がもたらされる。そこには、①公園の開設は図面紅色・緑色の官林に限る、②もし「公園」という名称を廃止し官林が不要となっても県郡市町村等へは下付しない、③以上二点について県会に諮問し意見を確定する、という三つの条件を受け入れれば、

吉野山公園の開設を「開届」と記されていた<sup>17)</sup>。そして同年十一月十八日の臨時県会に、②に力点の置かれた「吉野山公園開設ニ関スル諮問案」が提出されるが、これは全会一致で可決され、ここに吉野山公園の実質的な開設が決定する。

「山」を抜いた吉野公園が正式に開かれるのは、翌二十七年二月三日付の奈良県告示第一九号よつてであるが、それ以前の同二十六年奈良県通常県会(十一月二十五日〜十二月二十四日)において、公園の収支予算と管理法が原案可決され、史料56において吉野山公園協議会が申し出た寄附金三〇〇〇円・人夫一〇〇〇人も承認されている<sup>18)</sup>。以上のような吉野公園の設置過程について、先行研究では、先述した明治二十六年四月の「吉野山官林組換ノ儀ニ付稟請」が県知事名で出され、吉野公園取締規則や吉野公園事務の吉野郡長への委任が県から発令されたことなどから、行政主導型の名勝保存運動としており、大正二年(一九一三)四月に設立された吉野山保勝会を「行政主導の保存運動を地域をも巻き込んで組織化」したものとしている<sup>20)</sup>。

しかし、「縄力ニ有志ノ輩芳雲社ヲ設ケ汝々(桜樹の)培養ニ従事スト雖トモ、存廃相償ハズ大ニ旧観ヲ毀傷シ、今ヤ名実共ニ之ヲ失墜セントスルニ至レリ」(史料55)との当事者の謙遜は措き、吉野公園設置運動に繋がるものとして、吉野山有志を中心とする芳雲社や公園協議会といった地域の活動が基礎にあつたことは本稿から明らかであり、行政主導・地域主導という区分の有効性にも再考の余地がある。舟知家文書には、設置された明治二十七年以降の公園関係文書はほぼ残されていないが、これまでほとんど不明であつた芳雲社の活動実態を明らかにしたという点で、非常に貴重な文書群とすることが出来る。

註

- (1) 吉野町史編集委員会編『吉野町史』上巻、吉野町役場、一九七二年、三八五頁。
- (2) 芳雲社の創立から吉野(山)公園設置運動(後述)まで、一貫してその中心にあつた古沢龍敬が院主をつとめた竹林院は、明治七年六月神仏分離令により廃寺となったが、同十三年六月復旧が認められた。同じく金峯山寺の一院で、宮城晋一(真覚)が住持をつとめた喜蔵

院も、時期は少し遅れる(同二十一年)ものの、同じ道をたどっている(前掲『吉野町史』上巻、三五九〜三六二頁)。ちなみに、松浦武四郎が各地から由緒ある木片を部材として集めて作った書齋「暈敷」に、古沢は後醍醐天皇陵鳥居古材、宮城は子守神社(吉野水分神社)玉垣欄間(豊臣秀頼造営)等を提供している(松浦武四郎『木片勸進』松浦弘、明治二十年、七丁ウラ〜八丁表)。

(3) 奈良県は明治九年四月堺県(現大阪府のほぼ南半分)に合併され、同十四年二月堺県が大阪府に合併されたが、奈良県再設置運動が奏功して同二十年十一月に再度奈良県として独立した。

(4) 前掲『吉野町史』上巻、三六二〜三六三頁。

(5) 峰尾忠人「神社と森林」研究序説…入会林野研究との比較を手掛かりとして」『入会林野研究』第四〇号、二〇二〇年、八五頁。史料50に見られる「公園(地)」という表現は、「公園地は官有地であることがまずもつて必要であつた」という事情に鑑みるに、「官有地」とほぼ同義と思われる(柳五郎「太政官制公園の研究」『造園雑誌』第四五巻第四号、一九八二年、二一五頁)。

(6) この許可の際、府からは「枯損木ノ取片付ヲ要スルモノハ無代下与候条、右取片付ノ木種員数及植付ノ木種員数等詳細取調、前以何出指揮ヲ受ケ着手候義ト可相心得事」と附言されているが、同十五年十月二十四日付の府の通牒では、「右五ヶ所之地へ人民ニ於テ植付タル樹木悉皆官木タルヘシ、且官之都合ニヨリ何時ニテモ手入差止、其場合ニ於テハ諸失費等之苦情一切採用不致旨趣ニ有之候」(第六函七括8号)と念を押されている。

(7) 後出の史料53・54を見ると、芳雲社は吉野山の案内者から「真加金」を徴収しているが、両者の関係の詳細については、今回の調査では判明しなかつた。

(8) 「芳雲社掛ノ請取書在中」と上書した包紙で一括された領収書類の詳細については、先に川端一弘氏が翻刻し、奈良県立図書館に納めているので、そちらを参照のこと(請求記号216.5/カワハ)。

(9) 三円を寄附している船知市十郎の男清三郎は、古沢龍敬の女と結婚し、古沢家の養子となつたという(舟知任子氏・節子氏の「ご教示」による)。

(10) 明治十一年から二十三年にかけて行われた直轄化のため、林区出張所(同十二年七月)↓山林局出張所(同十三年六月)↓山林事務所(同十四年九月)↓大林区書・小林区署(同十九年四月)という出先機関が設けられたが、それ以前に地方で実際に森林行政を担当したのは各府県であつた(松沢裕作「近世・近代日本の林野制度」同編『森林と権力の比較史』勉誠出版、二〇一九年、八六頁)。

(11) 大阪大林区署編『大阪大林区署統計書』明治四四年度第一編、同、大正元年、四頁。

(12) ここには、第六函三括31号の建議者である安田清次(公彦)郎・森下寛太郎・増田豊三郎・

- 森山房三郎も含まれている。
- (13) 奈良県議会史執筆委員会編『奈良県議会史』第一巻、奈良県議会、一九九一年、建議編一五六頁。
- (14) 吉野山公園協議会には前坊・古沢以外に区会議員一〇名、町総代九名が出席したが、区会議員全員が公園地請願委員と共に「将来運動ノ方針ヲ計議シ所分」する評議員となった。
- (15) 以降の県と国との交渉過程については、特に註記しない限り、奈良県庁文書「明治二十五年以降大正五年迄 吉野公園土地に関する書類」（請求記号「M25-479」を翻刻した川端一弘『吉野公園開設に関する資料』（私家版、二〇〇八年。奈良県立図書館の請求記号は、629.416.031/2008）を参照。
- (16) 文書のタイトルからは窺えないが、末尾に「右公園地開設官林組替ノ儀御許可相成度此段稟請候也」とあるように、公園設置に関しても申請している（奈良県吉野郡役所編『奈良県吉野郡史料』上巻、同、大正八年、六六一頁）。
- (17) 同右、六六四頁。
- (18) 前掲『奈良県議会史』第一巻、二二三～二二六頁。
- (19) 同右、二二六～二二七頁。
- (20) 高木博志『近代天皇制の文化史的研究―天皇就任儀礼・年中行事・文化財―』校倉書房、一九九七年、三三一～三三二頁。

## 七節 戦時期奈良県における国宝疎開―興福寺を中心に―

山田 淳平

## はじめに

吉野山の舟知家といえ、太平洋戦争中に興福寺から阿修羅像をはじめとする仏像が疎開していた場所として知られている。近年でも児童書『列車にのった阿修羅さん』<sup>1)</sup>に疎開してきた国宝の題材として取り上げられるなど、一般的な関心も高い。

しかし、舟知家には仏像疎開に関する史料は残存しておらず、その具体的な様子を知らるのは難しい。そこで本稿では、国の施策を受けて疎開を含む国宝防護事業を担っていた奈良県庁に保管される公文書「国宝防護一件」を主に用いつつ、興福寺の日記や、一部の文化財の寄託先である奈良国立博物館(戦前期には奈良帝室博物館)の史料を合わせ見ることによって、奈良県下における国宝疎開の全体的な動向を確認したうえで、阿修羅像を含む興福寺所有文化財の疎開の過程を辿っていきたい。

## 一 奈良県における国宝疎開

まずは「国宝防護一件」の内容に従って、奈良県における国宝疎開の全体的な動向を確認しておく。「国宝防護一件」の簿冊は、昭和十六年八月二十二日付けで文部省宗教局長から奈良県知事あて発出された「国宝史蹟等ノ防護ニ関スル件」(参考10―1)から綴じ始められている。本文書は、文部省において決定された「国宝史蹟等防護対策実施要綱」の内容を通牒するもので、この要綱では、対象地域は「奈良市及其附近」とされ、その域内の国宝(美術工芸品・建造物)・重要美術品等・史蹟(名勝・天然記念物を含む)の防護対策の指針を示すものであった。美術工芸品については、所有者・管理者に対して安全な場所への搬出避難計画の策定を指示すること、可能な場合には地中収蔵庫の設置を勧奨することとされている。次いで昭和十七年十月六日には、太平洋戦争の勃

発を受けて、改めて防護施設の整備強化を督促するよう通知がなされ(参考10―2)、翌昭和十八年十月十五日には、情勢に鑑みて、特に文化財が多く所在する奈良県においては、県が直接対策を樹立実施するよう通牒されている(参考10―3)。ただし、「国宝防護一件」には、これらの文部省からの通牒を受けて奈良県でどのような施策がとられたのかを示す文書は綴じられておらず、昭和十八年までの具体的な動きは不明である。

具体的な動向が明らかになるのは、昭和十九年以降である。昭和十九年一月十四日に文部省において「国宝及重要美術品ノ防空施設実施二伴フ打合」が開催され、奈良県からは古社寺修理技師大滝正雄<sup>5)</sup>が出席している(昭和十九年一月十四日付「復命書」)。大滝の復命書によると、この会議では「国宝及重要美術品ノ防空施設整備要綱」(昭和十八年十二月十四日閣議決定)(参考10―4)と「国宝重要美術品ノ防空施設実施要項」(参考10―5)が配布され、建造物と美術工芸品の防護の方針が示された。「整備要綱」では、国宝・重要美術品のうち特に貴重な建造物および美術工芸品を対象として、防空施設整備あるいは分散疎開を実施して空襲による被害を最小限に抑えること、「危険地域」に所在するものについては緊急防護措置を講ずるべきことが掲げられた上で、美術工芸品については、「安全ナル地帯ニ分散疎開セシメ収蔵庫等ニ厳重保管スルコト」と定められている。なお、「危険地域」とは、「防空特別地域及京都市、奈良市並ニ其附近」とされた。また、「実施要項」では、「宝物類ニ対スル防空施設」について、計画の策定や文化財現品の取扱について定められているほか、疎開先の収蔵庫や文化財の管理については「地方長官之ヲ監督シ其ノ常置セル管理人ヲシテ十分之ガ管理ヲ為サシムルコト」とされた。会議の質疑の中で、昭和十八年度予算で施行すべきものとして、奈良県関係としては、東大寺・法隆寺の建造物の偽装(擬装)と、美術工芸品の疎開収蔵庫一ヶ所が挙げられている。この時点での「差当り疎開スベキ宝物類」の候補も列挙されており、その内容は表1のとおりである。ここに至ってはじめて私有の指定文化財の防護施策が具体化し、昭和十八年度内から順次着手されていくことになるのである。

表1 昭和19年1月11日の文部省会議で示された「差当り疎開スベキ宝物類」

所有者	分類	文化財名称	員数
東大寺	絵画	香象大師像絹本着色掛幅	1
東大寺	彫刻	木造良弁上人坐像	1
東大寺	彫刻	木造俊乘上人坐像	1
東大寺	彫刻	木造僧形八幡神坐像	1
東大寺	彫刻	木造地藏菩薩坐像	1
東大寺	彫刻	木造千手観音立像	1
東大寺	彫刻	木造公慶上人坐像	1
東大寺	彫刻	木造愛染明王坐像	1
東大寺	彫刻	木造訶梨帝坐像	1
東大寺	彫刻	銅造如意輪観音半跏像	1
東大寺	彫刻	木造伎楽面	2
東大寺	彫刻	木造舞楽面	5
東大寺	古文書	紙本墨書元久二年重源上人勸進状	1
東大寺	書跡	賢劫経紙本墨書卷物	1
東大寺	書跡	紙本墨書東大寺要録	10
東大寺	書跡	紙本墨書東大寺要録続録	9
東大寺	工芸品	銅製八角燈籠	1
東大寺	工芸品	石灯籠	1
東大寺	工芸品	鉦鼓	1
東大寺	工芸品	鉦鼓	1
戒壇院	彫刻	四天王塑造著色立像	4
筒井英俊	古文書	紙本墨書藤原師通願文	1
春日神社	彫刻	木造舞楽面	5
春日神社	彫刻	木造舞楽面	7
春日神社	書跡	紙本墨書楽所補任	2
春日神社	書跡	紙本墨書楽書	5
春日神社	工芸品	鼈太鼓	1
春日神社	工芸品	赤銅造太刀	1
春日神社	工芸品	耳木菟短刀	1
春日神社	工芸品	菊造短刀	1
春日神社	工芸品	樺糸威鎧	1
興福寺	絵画	護法善神図絵扉	12
興福寺	彫刻	弥勒菩薩木造坐像	1
興福寺	彫刻	法相六祖木造坐像	6
興福寺	彫刻	木造十二神将立像	12
興福寺	彫刻	木造四天王立像(南円堂)	4
興福寺	彫刻	厨子入木造弥勒菩薩坐像	1
興福寺	彫刻	木造四天王立像(金堂)	4
興福寺	彫刻	木造大黒天立像(納経所)	1
興福寺	彫刻	木造四天王立像(東金堂)	4
興福寺	典籍	紙本墨書四種相違断纂私記	1
興福寺	典籍	紙本墨書興福寺別当次第	6
興福寺	考古	銀鏡	10
中村正勝	古文書	紙本墨書長元十年観世音寺修理所注進状	1
中村正勝	典籍	「以下九点」	
極楽院	彫刻	木造阿弥陀如来坐像	1
十輪院	彫刻	木造不動明王二童子像	3
元興寺	彫刻	木造十一面観音立像	1
元興寺	彫刻	木造薬師如来立像	1
伝香寺	彫刻	木造地藏菩薩立像	1
伝香寺	彫刻	木造聖観音立像	1

ここで提示された国宝疎開について、所有者に対しては、一月二十七日に東大寺を会場として「国宝及重要美術品ノ防空施設実施ニ伴フ打合会議」が開催され、そこで前述の「整備要綱」と「実施要項」が配布され、周知された。「国宝防護一件」では出席者についての記載を欠くが、興福寺の日誌によると、文部省・奈良県及び所有者として東大寺・興福寺・薬師寺・唐招提寺・法隆寺が出席したようである(参考15-12)。国からの指示のもと、県と所有者での協議を経て、昭和十九年二月以降、美術工芸品の疎開が進められていくこととなる。

「国宝防護一件」から明らかとなる疎開文化財を一覧にしたものが表2である。疎開

の基本的な手続きとしては、まず所有者から文部大臣に対して疎開文化財と疎開先を明記した「国宝搬出許可願」が提出され、文部省の許可次第、所有者から奈良県に対して「国宝保管願」が提出され、これを受けて該当文化財の搬出となる。表2を一覧すると、不退寺本堂に搬出された極楽院(元興寺)所有の阿弥陀如来坐像と、北倭村(現生駒市)円生院に搬出された宝山寺所有の五大明王を除けば、円照寺に設けられた国宝第一収蔵庫か、大蔵寺の国宝第二収蔵庫への疎開であったことが分かる。当初収蔵庫は1ヶ所とされ、円照寺宝蔵がこれに充てられていたが、昭和十九年度には加えて大蔵寺の宝物館が国宝第二収蔵庫として充当されていた。また、疎開対象となった文化財の

第1章7節 戦時期奈良県における国宝疎開

表2 「国宝防護一件」所載の疎開文化財一覧

所有者	搬出許可願	分類	文化財名称	員数	搬出元	搬出先	備考
極楽院(元興寺)	昭和19年2月27日	彫刻	阿弥陀如来坐像	1軀	極楽院(元興寺)	不退寺本堂	
興福寺	昭和19年3月6日	彫刻	弥勒菩薩木造坐像	1軀	興福寺	円照寺国宝第一收藏庫	
興福寺	昭和19年3月6日	彫刻	法相六祖木造坐像(信叡、玄昉、善珠)	3軀	興福寺	円照寺国宝第一收藏庫	
興福寺	昭和19年3月6日	彫刻	十二神将木造立像(招杜羅、波夷羅、伐折羅、真達羅)	4軀	興福寺	円照寺国宝第一收藏庫	
興福寺	昭和19年3月6日	彫刻	維摩居士木造坐像	1軀	興福寺	円照寺国宝第一收藏庫	
興福寺	昭和19年3月6日	彫刻	八部衆乾漆立像(緊那羅)	1軀	興福寺	円照寺国宝第一收藏庫	
興福寺	昭和19年3月6日	彫刻	十大弟子乾漆立像(羅睺羅、舍利弗)	2軀	興福寺	円照寺国宝第一收藏庫	
興福寺	昭和19年3月6日	彫刻	十二神将板彫像(因達羅、波夷羅)	2軀	興福寺	円照寺国宝第一收藏庫	
興福寺	昭和19年3月6日	考古	銀碗(渡金3、无地7、附水晶玉4)	碗10個、玉4顆	興福寺	円照寺国宝第一收藏庫	
興福寺	昭和19年3月6日	書跡	興福寺別当次第紙本墨書	6巻	興福寺	円照寺国宝第一收藏庫	
興福寺	昭和19年3月6日	書跡	四種相違断纂私記紙本墨書	1冊	興福寺	円照寺国宝第一收藏庫	
興福寺	昭和19年3月6日	典籍	色紙薬師経墨書	1巻	興福寺	円照寺国宝第一收藏庫	
興福寺	昭和19年3月6日	典籍	紙本草師経墨書	1巻	興福寺	円照寺国宝第一收藏庫	
東大寺	昭和19年3月10日	彫刻	木造伎楽面	2面	東大寺	円照寺国宝第一收藏庫	
東大寺	昭和19年3月10日	彫刻	木造舞楽面 皇仁	3面	東大寺	円照寺国宝第一收藏庫	
東大寺	昭和19年3月10日	彫刻	銅造如意輪観音半跏像	1軀	東大寺	円照寺国宝第一收藏庫	
東大寺	昭和19年3月10日	工芸品	鉦鼓 長承3年在銘	1個	東大寺	円照寺国宝第一收藏庫	
東大寺	昭和19年3月10日	工芸品	鉦鼓 建久9年在銘	1個	東大寺	円照寺国宝第一收藏庫	
東大寺	昭和19年3月10日	古文書	紙本墨書元久二年重原上人勸進帳	1巻	東大寺	円照寺国宝第一收藏庫	
東大寺	昭和19年3月10日	工芸品	二月堂食堂仏餉鉢	2個	東大寺	円照寺国宝第一收藏庫	
東大寺	昭和19年3月10日	工芸品	大仏殿仏餉鉢	1個	東大寺	円照寺国宝第一收藏庫	
東大寺	昭和19年3月10日	工芸品	大仏殿鉢支	2個	東大寺	円照寺国宝第一收藏庫	
宝山寺	昭和19年3月18日	彫刻	五大明王	5軀	宝山寺	円生院(北倭村)	
東大寺	昭和19年4月20日	絵画	香象大師像絹本着色掛幅	1幅	奈良博カ	円照寺国宝第一收藏庫	「奈良帝室博物館ヨリ返還致サレ」の書込あり
東大寺	昭和19年4月20日	彫刻	木造舞楽面 納曾利	1個	奈良博カ	円照寺国宝第一收藏庫	「奈良帝室博物館ヨリ返還致サレ」の書込あり
伝香寺	昭和19年4月29日	彫刻	木造聖観音立像	1軀	唐招提寺カ	円照寺国宝第一收藏庫	昭和19年2月28日回答「唐招提寺宝蔵ニ疎開完了」
元興寺	昭和19年8月14日	彫刻	木造十一面観音立像	1軀		円照寺国宝第一收藏庫	
元興寺	昭和19年8月14日	彫刻	木造薬師如来立像	1軀		円照寺国宝第一收藏庫	
興福寺	昭和19年9月7日	彫刻	四天王立像(持国天像、多聞天像)	2軀	奈良博	大蔵寺国宝第二收藏庫	命令出陳
興福寺	昭和19年9月7日	彫刻	世親木造立像	1軀	奈良博	大蔵寺国宝第二收藏庫	命令出陳
新薬師寺	昭和19年9月7日	彫刻	不動明王二童子像	3軀	奈良博	大蔵寺国宝第二收藏庫	寄託
薬師寺	昭和19年9月8日	彫刻	十一面観音木造立像	1軀	奈良博	大蔵寺国宝第二收藏庫	命令出陳
称名寺	昭和19年9月10日	彫刻	薬師如来立像	1軀	奈良博	大蔵寺国宝第二收藏庫	命令出陳
手向山神社	昭和19年9月10日	彫刻	木造舞楽面	16面	奈良博	大蔵寺国宝第二收藏庫	命令出陳
唐招提寺	昭和19年9月10日	彫刻	木造菩薩立像(伝大自在菩薩)	1軀	奈良博	大蔵寺国宝第二收藏庫	命令出陳
東大寺	昭和19年9月10日	工芸品	東大寺西大門勸額	1面	奈良博	大蔵寺国宝第二收藏庫	命令出陳
東大寺	昭和19年9月10日	彫刻	木造地藏菩薩立像	1軀	奈良博	大蔵寺国宝第二收藏庫	命令出陳
東大寺	昭和19年9月10日	彫刻	銅造舟形光背	1箇	奈良博	大蔵寺国宝第二收藏庫	命令出陳
円成寺	昭和19年9月11日	彫刻	木造大日如来坐像	1軀	奈良博	大蔵寺国宝第二收藏庫	命令出陳
円成寺	昭和19年9月11日	彫刻	木造四天王立像	4軀	奈良博	大蔵寺国宝第二收藏庫	寄託
法華寺	昭和19年9月16日	彫刻	乾漆維摩居士坐像	1軀	奈良博	大蔵寺国宝第二收藏庫	命令出陳
興福寺	昭和19年9月22日	彫刻	乾漆十大弟子立像 富楼那像	1軀	奈良博	円照寺国宝第一收藏庫	命令出陳、搬出は昭和19年8月19日
興福寺	昭和19年9月22日	彫刻	乾漆八部衆立像 五部洋、乾達婆、九槃荼	3軀	奈良博	円照寺国宝第一收藏庫	命令出陳、搬出は昭和19年8月19日
興福寺	昭和19年9月22日	工芸品	南円堂前燈台扉	4枚	奈良博	円照寺国宝第一收藏庫	命令出陳、搬出は昭和19年8月19日
興福寺	昭和19年10月20日	彫刻	法相六祖木造坐像(玄奘像)	1軀	興福寺	大蔵寺国宝第二收藏庫	搬出は昭和19年10月21日
興福寺	昭和19年10月20日	彫刻	木造四天王立像(持国天像)	1軀	興福寺	大蔵寺国宝第二收藏庫	搬出は昭和19年10月21日
興福寺	昭和19年10月20日	彫刻	木造四天王立像(增長天像)	1軀	興福寺	大蔵寺国宝第二收藏庫	搬出は昭和19年10月21日
法華寺	昭和20年3月23日	絵画	絹本着色弥陀三尊及童子像	3幅	奈良博	円照寺国宝第一收藏庫	命令出陳
十輪院	昭和20年4月5日	彫刻	不動尊及二童子(木造)	3軀	十輪院	円照寺国宝第一收藏庫	
朝護孫子寺	昭和20年4月7日	絵画	紙本着色志貴山縁起	3巻	奈良博	大蔵寺国宝第二收藏庫	命令出陳
西大寺	昭和20年4月8日	彫刻	絹本着色十二天像	12幅ノ内7幅	奈良博西大寺	円照寺国宝第一收藏庫	4幅は命令出陳、3幅は寺蔵
薬師寺	昭和20年5月22日	彫刻	絹本着色板装吉祥天像	1幀	奈良博	円照寺国宝第一收藏庫	命令出陳
薬師寺	昭和20年5月22日	典籍	紙本墨書大般若経 自卷第一至卷第十	10巻		円照寺国宝第一收藏庫	
中宮寺	昭和20年7月16日	彫刻	如意輪観音木造半跏像(伝聖徳太子作)	1軀		大蔵寺国宝第二收藏庫	
中宮寺	昭和20年7月16日	工芸品	天寿国曼荼羅図刺繍掛幅	1幅		大蔵寺国宝第二收藏庫	
中宮寺	昭和20年7月16日	書跡	瑜伽師地論	2巻		大蔵寺国宝第二收藏庫	
中宮寺	昭和20年7月16日	彫刻	釈尊誕生銅仏像(重要美術品)	1軀		大蔵寺国宝第二收藏庫	



所在地としては、これも「整備要綱」にあるとおり、興福寺・東大寺などの奈良市内の社寺が中心であり、昭和十九年度からは奈良帝室博物館保管の寄託品も順次対象となつていった様子が見て取れる。

このように、美術工芸品については、国の指示のもと、奈良県が管理・監督し、円照寺・大蔵寺に設定された国宝収蔵庫への疎開が進められていったのであつた。「実施要項」で規定されたとおり、国宝収蔵庫の管理は県が行つていたため、「国宝防護一件」には基本的には国宝収蔵庫への疎開関係の文書が残されているものと理解できよう。

## 二 興福寺所有文化財の疎開

前章で述べた国宝疎開の概要を踏まえた上で、所有者である興福寺や、一部の文化財の寄託を受けていた奈良帝室博物館関係の資料も用いながら、興福寺所有文化財の疎開の推移を見ていこう。

### (1) 国宝収蔵庫への疎開

昭和十九年一月二十七日の所有者向けの会議の後、三月二日には古社寺修理技手の黒田昇義（註）が興福寺を訪れ、疎開文化財の搬出願を文部省に提出するよう申し入れている（参考15―14）。これを受けてか、三月六日付にて興福寺から文部大臣へ「国宝搬出許可願」が提出され、ここでは、弥勒菩薩木造坐像以下の十二件を、円照寺内の国宝第一収蔵庫に搬出することとされている（参考10―6）。これはそのまま出願どおりである旨が県から興福寺に通知され（参考10―7）、三月二十五日には興福寺から奈良県知事あてに「国宝仏体保管御願」が提出されている（参考10―8）。こうした書類の手続きと並行して搬出の準備が進められ、三月十二日には黒田技手が来寺し疎開仏像の外箱の寸法を検討し、同月二十二日から荷造りに着手、同月二十七日には国宝第一収蔵庫へ運搬の運びとなったという（参考15―15・16）。また、「国宝防護一件」においても、「運搬ハ三月廿七日午前八時貨物自動車ニヨリ第一車興福寺出発、順次第五車ヲ最終車トシテ午後三時悉ク運搬終リ第一収蔵庫へ格納ス」とあり、貨物自

動車により運搬されたことが分かる（昭和十八年度奈良県国宝及重要美術品防空施設精算報告書）。これが興福寺における第一次の国宝疎開ということになる。

年度が明けて昭和十九年五月二十二日には、再び黒田技手が来寺して国宝仏像第二次疎開の件が申し入れられている（参考15―18）。昭和十九年度からは出陳命令品を中心として奈良帝室博物館への寄託品が疎開の対象となつており、八月十六日に大滝技師と博物館員の亀田孜から、奈良博出陳中の八部衆と十大弟子の一部を疎開することが伝えられている（参考15―19）。これについては八月十八日付で興福寺から奈良県知事へ「国宝仏体保管御願」が提出され、乾漆八部衆立像のうち三軀（五部洋、乾達婆、九槃茶、乾漆十大弟子立像のうち一軀〔富楼那像〕、そして南円堂前燈台扉の三件の保管が出願されている（参考10―9）。本願書には「至急疎開可致文部省ヨリ指示有之」とあり、文部省からの指示による疎開であつたようである。乾漆八部衆立像以下三件については、八月十九日に第一次疎開と同様国宝第一収蔵庫に搬出されている（参考15―19・20）<sup>5)</sup>。

続いて昭和十九年九月以降に進められたのが第三次疎開である。昭和十九年九月二十二日付にて、興福寺から文部大臣へ「国宝搬出許可願」（参考10―10）が、第二次疎開の分とあわせて提出されており、乾漆四天王立像のうち二軀（持国天像・多聞天像）と世親木造立像の二件が大蔵寺の国宝第二収蔵庫に搬出することとされている（参考10―12・13、12―3）。続いて昭和十九年十月二十日付でも「国宝搬出許可願」（参考10―11）が提出され、寺内で保管されていた東金堂の四天王立像のうち二軀（持国天像・增長天像）と法相六祖木造坐像のうち一軀（玄奘像）の二件を、これも大蔵寺の国宝第二収蔵庫に搬出することとされ、十月二十一日に搬出されている（参考10―12、15―22）<sup>6)</sup>。

ここまでは、現状確認できる興福寺から国宝収蔵庫への国宝疎開の推移である。「整備要綱」で示されたとおり、まさに「危険地域」に指定された奈良市内に所在する興福寺及び奈良帝室博物館から、県の監督のもと、三次にわたつて国宝第一収蔵庫と国宝第二収蔵庫に順次分散疎開されていった様子が見て取れる。

## (2)吉野への疎開

三次にわたる国宝疎開の後、明けて昭和二十年六月以降に行われたのが、吉野町舟知家への疎開であった。先行研究でも指摘されているように、昭和二十年六月以降の国宝疎開は、六月一日の奈良市法蓮町周辺での空襲を受けて、各社寺で本格化していったものである。<sup>7)</sup>「国宝防護一件」からは、昭和二十年度における興福寺の国宝疎開に関する文書は見出せないが、終戦直後の八月二十一日に起案された「奈良県国宝重要美術品防護工事ノ件伺」(参考10―5)によると「目下自費ニテ施工中ノ法隆寺及興福寺国宝疎開」とあり、終戦時に自費での疎開が続けられていたことが知られる。奈良国立博物館所蔵「昭和二十年 学芸関係書類」中の「出陳国宝返還ニ付報告之件」(参考11―1)によると、昭和二十年七月三日に釈迦如来木造坐像以下六件、同月十五日に銅鐘、同月十七日に銅造華原磬以下二件が相次いで興福寺に返還されている。

これらと興福寺の日記から跡づけると、まず、昭和二十年六月四日に大滝技師と博物館の亀田孜が来寺し、博物館保管の「十大弟子・八部衆等十五体」の返還が申し入れられている(参考15―27)。これについては「疎開ヲ強要セラル」とあり、あわせて、疎開地は吉野の倉庫とされている。次いで同月十八日には大滝技師と興福寺の担当者が開道して吉野へ向かい、民家の倉庫を借り受けて保管することと決している(参考15―28)。なお、民家の借用に当たっては金峯山寺楼門修理の技手河合幸七の周旋があったようである。<sup>8)</sup>この時点では民家の持ち主についての具体的な記述はないが、終戦後の昭和二十年九月二十八日に博物館の亀田氏が吉野舟知氏から国宝の預り証を持参していることから(参考15―34)、この民家こそが舟知家であったと見られる。七月三日には、午前八時より運搬に取りかかり、十一時に奈良を出発し、午後二時に吉野山に着した(参考15―29)。<sup>9)</sup>運搬には大滝技師と文部省員一名、博物館員三名が随行し、奈良では奈良刑務所、吉野山では警防団員の助力によって遂行したという。<sup>10)</sup>この後、七月九日にも亀田氏が来寺し、「博物館ニ残リアル仏像」を十一日に返還し、十五日に吉野へ運搬する予定であることが伝えられている(参考15―30)。<sup>11)</sup>日記にはその内訳につ

いて記載がなく、実際に文化財の疎開が行われたのかは明確ではない。また、七月十五日・十七日には、梵鐘・華原磬・仏頭が博物館から返還されているが、このうち梵鐘は東金堂へ、仏頭は宝蔵へ納入されており、いずれも寺内で保管されたものと見られる(参考15―32)。<sup>12)</sup>ここまでの興福寺所有文化財の疎開の状況をまとめたものを表3として掲げておく。

ここで、舟知家へ疎開した国宝の内容について検討を加えてみよう。舟知家といえば、八部衆のうち阿修羅像が疎開していたことが知られており、当時小学生であった舟知市太郎氏も、「階段の手前に阿修羅像が立ち、周囲を他の仏像が囲んでいた。くちばしのある迦楼羅が特に怖かった」(終戦の記憶中 仏像疎開が映す奈良)『奈良新聞』平成二十四年八月十五日)と回想している。<sup>13)</sup>但し、残念ながら奈良県庁・奈良博・興福寺のいずれの資料からも、どの仏像が舟知家に搬入されたのかについて詳細を示す記述を見出すことはできない。先述したように、興福寺の日記に、舟知家と見られる民家に「十大弟子・八部衆等十五体」が疎開したことが記されるのみである(参考15―27)。<sup>29)</sup>また、終戦後の報道にはなるが、国宝の疎開地の一覧のなかに「興福寺特別疎開倉庫収蔵の分(吉野郡吉野町舟知氏家) 乾漆八〇衆立像及び無著芝〇起〇著色立像以下二十三点」という記事が確認できる。<sup>14)</sup>これらの記述からは、舟知家へは十大弟子立像・八部衆立像・無著菩薩立像を含む仏像群が疎開したものと推せる。また、舟知家へ疎開した国宝の数量であるが、興福寺の日記では「十五体」、『奈良日日新聞』では「二十三点」となっており、一致を見ない。以下、舟知家へ具体的にどの国宝が疎開したのか、解明を試みる。

まず八部衆立像であるが、興福寺では八部衆を五部浄・沙羯羅・鳩槃荼・乾闥婆・阿修羅・迦楼羅・緊那羅・畢婆迦羅に当てているが、それぞれの動向を追跡していくと、緊那羅は昭和十九年三月の一次疎開で、五部浄・鳩槃荼・乾闥婆の三軀は昭和十九年九月の三次疎開でいずれも円照寺国宝第一収蔵庫への疎開が実施されている。沙羯羅は昭和九年三月に既に東京帝室博物館に出陳されており、奈良博では保管してい

【表3】興福寺所有国宝の疎開状況

昭和19年9月27日 第一次疎開 (搬出先：円照寺国宝第一收藏庫)	昭和19年8月19日 第二次疎開 (搬出先：円照寺国宝第一收藏庫)	昭和19年9月～10月 第三次疎開 (搬出先：大蔵寺国宝第二收藏庫)	昭和20年6月以降の疎開 (搬出先：興福寺・吉野)	搬出元	疎開先
弥勒菩薩木造坐像 1軀				寺内	円照寺
法相六祖木造坐像(信敬、玄昉、善珠)3軀		法相六祖木造坐像(玄實像)1軀		寺内	円照寺
十二神将木造立像 (招杜羅、波夷羅、伐折羅、真達羅)4軀		木造四天王立像(持国天像、增長天像)2軀		寺内	大蔵寺
四種相違断竊私記紙本墨書 1冊				寺内	円照寺
興福寺別当次第紙本墨書 6巻				寺内	円照寺
銀碗(渡金3、无地7、附水晶玉4 碗10個、玉4顆)				寺内	円照寺
維摩居士木造坐像 1軀				寺内	円照寺
八部衆乾漆立像(緊那羅)1軀	乾漆八部衆立像 (五部浄、乾達婆、九槃荼)3軀			奈良傳	円照寺
十六弟子乾漆立像(羅睺羅、舍利弗)2軀	乾漆十六弟子立像(富楼那像)1軀			寺内	円照寺
				奈良傳	円照寺
十二神将板彫像(因達羅、波夷羅)2軀				寺内	吉野?
色紙薬師経墨書 1巻				寺内	円照寺
紙本薬師経墨書 1巻	南円堂前燈台扉 4枚			寺内	円照寺
		四天王乾漆立像 4軀ノ内(持国天、多聞天)2軀		奈良傳	吉野?
		木造世観菩薩著色立像 1軀		奈良傳	大蔵寺
				奈良傳	吉野?
				無著菩薩像 1軀(7月3日返還)	奈良傳
				釈迦如来木造坐像 1軀(7月3日返還)	奈良傳
				金剛密迹二力士木造立像 2軀(7月3日返還)	奈良傳
				木造龍燈魂天燈魂 1軀(7月3日返還)	奈良傳
				木造広目天立像 1軀(7月3日返還)	奈良傳
				木造地藏菩薩立像 1軀(7月3日返還)	奈良傳
				銅造華原誓 1基(7月17日返還)	奈良傳
				銅造仏頭 1箇(7月17日返還)	奈良傳
				銅鐘 1口(7月15日返還)	興福寺

なかったと思われる。とすると、昭和二十年段階で奈良博に存置していたのは阿修羅・迦楼羅・畢婆迦羅の三軀であり、舟知家へはこの三軀を含む仏像群が疎開したものと見られよう。そしてこれは、阿修羅・迦楼羅を見たという舟知市太郎氏の記憶とも符合するものである。次に十大弟子であるが、六軀のうち、羅睺羅・舍利弗は寺蔵であり、昭和十九年の第一次疎開で国宝第一収蔵庫へ搬出済みであった。奈良博寄託となっていた三軀のうち富楼那については昭和十九年八月の第二次疎開でこれも国宝第一収蔵庫へ疎開されており、昭和二十年時点で奈良博に存置していたのは二軀ということになる。奈良国立博物館所蔵「昭和六年起 列品搬入搬出調書」によると、八部衆立像八軀のうち六軀と十大弟子立像六軀のうち三軀がいずれも七月三日付で返還とされているが（参考13）、これは出陳品の全ての返還が完了した日のみを記載しているものであるか。

先引の興福寺の日記によると、奈良博から吉野への運搬は七月三日に実施されていた（参考15―29）。とすると、七月三日付で返還されている文化財については、八部衆や十大弟子と同様吉野へ運ばれている可能性がある。奈良博の台帳類から七月三日返還の文化財を抽出してみると、「列品搬入搬出調書」（参考13）では、無著菩薩像一軀、釈迦如来坐像一軀、金剛密迹二力士立像二軀、龍燈鬼・点燈鬼二軀、十二神将像十二枚の内八枚、十大弟子立像六軀の内三軀、八部衆立像八軀の内六軀、広目天立像一軀、地藏菩薩立像一軀、これに「出陳国宝台帳」（参考14）から補うと、四天王立像四軀（現在北円堂）が加えられる。これらの員数を単純に合計すると二十一軀と八枚となり、興福寺の日記がいう「十五体」よりも数が大きくなってしまいが、群像については既に搬出済みのものであったことを勘案すると、先に述べた八部衆は三軀、十大弟子は二軀となり、また北円堂の四天王についても、持国天・多聞天は昭和十九年十月の第三次疎開で大蔵寺国宝第二収蔵庫に疎開されており、七月三日に返還されたのは増長天・広目天の二軀ということになる。合計の二一軀という数字から、搬出済みの八部衆三軀、十大弟子一軀、四天王二軀の六軀を引くと、ちょうど一五軀という数字が導

き出せる。これに十二神将像八枚を加えると員数としては「三点となり、『奈良日日新聞』の数字とも一致することになる。

やや推論を重ねたが、以上のことをまとめると、舟知家には、七月三日付けで奈良博から返還されている国宝のうち、既に国宝収蔵庫へ搬出済みのものを除く一五軀・八枚が疎開した可能性が高いのではなからうか。『奈良日日新聞』に八部衆とともに、七月三日付けで返還されている「無著」の文字が見えることも本説を補強しよう。

付言しておく、この昭和二十年度の疎開であるが、昭和十八年度・十九年度実施分とはやや状況が異なっていたようである。まず、予算面については、昭和十九年一月十四日の文部省での説明会では経費の八割が国庫補助とされていたものが、興福寺の日記によると昭和二十年度には「国宝疎開ノ経費ニツキ二十年度ヨリ文部省ヨリ半額ヨリ支出無之」となっており（参考15―25）、所有者に相当の支出が求められるようになっていた。第二に、疎開先が拡大していくという傾向が認められる。昭和二十年六月の奈良市内での空襲以降、東大寺・興福寺や法隆寺等の国宝疎開の動きが加速していくが、従前円照寺及び大蔵寺の国宝収蔵庫への搬入が基本であったものが、円成寺・正暦寺等の山間部の寺院や、東山中の民家などが疎開先に選定されるようになっていく<sup>15</sup>。この疎開先の変化が、国宝収蔵庫の収容力の問題によるものなのか、先引のように法隆寺や興福寺で自費での疎開が実施されていたことから、疎開事業への国の関わり方の違いによるものなのか、理由は明確にし得ないが、舟知家への疎開は、こうした昭和二十年六月以降の国宝疎開の流れの中に位置づけられるものと言える。

**(3)終戦後の動向** 県下各社寺での国宝疎開が急速に進められるさなか、昭和二十年八月には終戦を迎える。戦争終結を受けて、八月二十一日には、防護計画の変更が決定されるが、「尚目下自費ニテ施行中ノ法隆寺及興福寺国宝疎開運搬ハ早急ニ残部ノ疎開ヲナスヨウ勸奨シ」とあるように（参考10―15）、疎開自体は継続することとされている。同時期に「国宝保存方針」（参考10―16）が示されており、ここでは「奪掠又は暴行に対しては絶対に之を保持するの処置を講ずること」とされ、対策として「運搬可能の

物は急速安全なる場所に移す」とされている。終戦により空襲による毀損・滅失の危機は去ったものの、今度は敗戦国として略奪・接収等に備えなくてはならなかったのである。事実、八月二十四日には県内各社寺に対して「国宝々物類防護対策」(参考10―17)が伝達されるが、ここでは第一に「社寺所有国宝々物類ハ此際ナルベク早急ニ隠匿又ハ分散疎開スルコト」とされ、ここでも「法隆寺及興福寺ニ於テ施行中ノ宝物疎開ハ続行スルコト」が示され、また、東大寺においても「現在荷造中ノ日光、月光両像ハ早急ニ疎開運搬」することが決定されているのである。戦争の終結がただちに国宝疎開の終了を意味しない点は注意が必要である。

終戦後の興福寺所有文化財の動向をみていこう。九月二十八日に博物館の亀田氏が、興福寺からの保管願と交換で舟知家から「国宝仏体ノ預リ証」を貰い受け、興福寺に持参しており、少なくともこの時点では舟知家に継続して仏像が保管されていたようである(参考15―34)。なお、十月十六日には文部省教学局の犬丸教化課長が吉野に派遣されているが、用件は不明である<sup>16)</sup>。

この後、十一月以降、疎開先からの返還が順次着手されていくこととなる。興福寺の日記によると、十一月十四日に「疎開仏像返却ノ願書」(参考15―35)を提出し<sup>17)</sup>、十二月十日には博物館の亀田氏から吉野からの仏像返還の経費について伝達されている(参考15―36)。翌昭和二十一年一月十八日には大滝技師が来寺し、円照寺に疎開していた六祖像の返還が申し入れられ、三月十九日にも大滝と吉野からの運搬にかかる経費について談合をしている(参考15―37・40)。吉野に疎開していた文化財の返還が実行されたのは四月以降で、四月六日に興福寺の担当者が吉野へ出張し、トラックに同乗して運搬を行っている(参考15―41)。国宝収蔵庫からの返還の日付については、昭和二十一年一月十九日に国宝第一収蔵庫から「六祖三体・維尸居士」が帰還している記事(参考15―38)を除いて所見がないが、「国宝防護一件」によると、昭和二十年十二月十八日には円照寺・大蔵寺の国宝収蔵庫関係者に謝金と感謝状が贈呈され(参考10―18)、年度末の昭和二十一年三月三十一日をもって国宝収蔵庫監守及び国宝収蔵庫嘱託の解

任が発令されている(昭和二十一年三月二十六日起案「伺」)ことなどを踏まえると、昭和二十年年度内には返還が完了したものと見られる<sup>18)</sup>。

### おわりに

ここまで興福寺所有文化財の動向を中心に据え、戦時期の国宝疎開の流れを追跡してきた。舟知家への阿修羅像をはじめとする仏像疎開という著名な事実については、奈良県庁および奈良国立博物館の史料からは具体的な記述を見出すことはできなかった。しかし関係史料の検討より、その内実を推測することはできた。国が主導した国宝疎開事業としては、国宝収蔵庫への疎開が基本であり、そうした視点に立てば、昭和二十年六月以降に実施されていく山間地域の民家への疎開は例外的・緊急的な措置であったように見える。舟知家への疎開などの記録が、県庁の公文書に残されていないのは、あるいはこうした背景があるのかもしれない。今後も関係資料の発掘を進めていく必要があるだろう。

なお、戦時中の国宝防護政策は、本稿で扱った分散疎開だけでなく、建造物の偽装設備・防火設備・爆風防止設備といった防空施設の整備や、美術工芸品に関しては、各所有者による「国宝重要美術品防護措置」の策定など、その事業内容は多岐にわたる。また、正倉院宝物等の皇室御物の疎開の動向などもあわせて、全体像を解明していくことも今後の課題となろう。

### 註

- (1) いじきえり著、マスタケイコ画『列車にのった阿修羅さん 土蔵に疎開してきた国宝』(くもん出版、二〇二二)。なお「解説」の執筆は深澤吉隆。
- (2) これまで仏像の疎開が注目されてきたためか、「仏像疎開」という言葉が使われることが多いが、疎開事業は仏像を含む彫刻だけでなく、絵画・工芸品・書籍・古文書・考古資料など美術工芸品全体を対象とするものであり、本稿では当時の用語にも従い「国宝疎開」の語を用いることとする。
- (3) 大滝正雄は昭和九年頃から主に法隆寺の建造物修理の監督を担当しており、昭和十八年

- からは後述の黒田昇義とともに、金峯山寺楼門修理の監督に当たっていた(『文化財保護一〇〇年のあゆみ』奈良県教育委員会、一九六八)。
- (4) 黒田昇義は昭和十年に奈良県古社寺修理室勤務となり、奈良県下の国宝建造物の調査保護と修理工事に従事した技師である(福山俊男「はじめに」(黒田昇義「春日大社建築史論」春日顕彰会、一九七八)。本稿とのかかわりで言えば、昭和十二年から十四年にかけて興福寺東金堂修理の監督、昭和十八年からは金峯山寺楼門修理の監督に当たっていた(前掲『文化財保護一〇〇年のあゆみ』)。昭和十九年六月に召集され、昭和二十年二月二十一日にフイリピン島マニラ市郊外で戦死したとされる(前掲福山「はじめに」)。
- (5) 興福寺の日誌によると、「博物館出陣ノ八部衆、十弟子ニシテ御寺へ返還セズ博物館ヨリ直ニ疎開スル事」(参考15-19)とされており、寄託解除の手續きをとった上で、博物館から直接国宝収蔵庫へ運搬されたようである。
- (6) 奈良国立博物館所蔵「疎開書類」によると、この時も博物館から各所有者への返還は「当館収蔵庫」において行うこととされている(参考12-4)。
- (7) 竹末勤「太平洋戦争と奈良の「国宝」疎開」(『歴史地理教育』四五二、一九八九)、後呂忠一「奈良・京都の空襲と東大寺の国宝疎開」(『東大寺学園中学校・高等学校研究紀要』七、一九九六)。なお、未指定文化財についても、昭和二十年一月六日に奈良帝室博物館から春日曼荼羅図以下七件について、戦況緊迫化に伴う返還の照会が興福寺に対してなされている(参考12-2)。
- (8) 前掲『文化財保護一〇〇年のあゆみ』によると河合は金峯山寺楼門修理の出張所主任であった。
- (9) 吉野への運搬方法については、現状同時代史料に徴するところがないが、前掲いどき著書の深澤解説では、省線京終駅→吉野口駅→近鉄吉野駅と推定している。終戦後の大滝技師の回顧では「遠く吉野山等へは近鉄と特別交渉して貨物電車で送った」とされており(古都のお堂へ「仏さま帰る」疎開地の山奥から・村から)『奈良日日新聞』昭和二十年十二月一日)、鉄道による運搬であったようである。
- (10) 奈良刑務所の国宝疎開への関与については史料上不明な部分が多いが、国宝防護全般まで見渡せば、「国宝防護一件」によると、昭和二十年七月以降、東大寺三月堂掩体築造や興福寺防火施設等の工事が奈良刑務所に委託されていることが確認できる(昭和二十年七月一日付「委託契約書」)。なお、仏像の取扱については、東大寺三月堂の防護工事中の仏像疎開に際して、「荷造り荷解等ハ経験アル美術院所属仏師」に委託されている(昭和二十年八月一日付「伺」)。
- (11) 奈良女子大学文学部附属高校一年生社会科有志『奈良の仏像疎開―奈良にも戦争があった―』(奈良女子大学文学部附属高校、一九八六)によると、「7/15 奈良博にあった

- 仏像・工芸品は寺に戻されて、吉野に運ぶのが中止となった」とされているが、これは七月十五日・十七日にわたって梵鐘・華原磬・仏頭が興福寺へ返還されている事実と符合し、当初吉野へ疎開予定であったものが、寺内への搬入に変更されたことが察せられる。
- (12) 興福寺の日誌によると「大ノ釈迦如来」も七月九日に博物館から返還が申し出られ、七月十五日に返還され、東金堂へ納入されている(参考15-30・32)。
- (13) 市太郎氏の娘舟知節子氏も、父からの伝聞として「あるとき蔵の網目からこっそり中を覗くと、八部衆のうちの一団で、頭が鳥で身体が人間の迦楼羅がいて、怖かったそうです(笑)」というエピソードを伝えている(「修羅像を戦禍から守り抜いた、男と蔵」『ならめがね』第一巻第四号、合同会社Edit、二〇一六)。
- (14) 前掲『奈良日日新聞』昭和二十年十二月一日。なお、原紙の印字が良好でなく、判読困難な箇所が多数存する。
- (15) 前掲竹末論文掲載の「太平洋戦争と奈良の「国宝」疎開・略年表(第二次草稿)」。
- (16) 昭和二十年十月八日付で文部省教学局長から奈良県知事あて依頼文が発出されており、犬丸教化課長を十月十五日に法隆寺、同十六日に大宇陀・吉野、同十七日に薬師寺に派遣の見込みであることが伝達されている(「国宝防護一件」)。
- (17) 昭和二十年十一月十四日付で提出された返還願には、国宝収蔵庫へ搬出された文化財のみが列挙されている。
- (18) 前掲竹末論文によると、東大寺では昭和二十年十一月に円照寺・大蔵寺からの返還が進められている。

付記 資料の収集等に当たって、大島佳代氏の協力を得た。

## 八節 舟知家住宅と金峯山寺周辺の吉野建民家

島田 敏男

### 一 はじめに

奈良文化財研究所では、平成二十九年(二〇一七)度から、金峯山寺配下の院僧であった舟知家が所蔵する文書の調査をおこなっており、これを契機に、舟知家の建造物(以下、舟知家住宅)の調査をおこなう機会を得た。舟知家住宅は、奈良県南部の吉野町、金峯山寺の参道上、黒門の南、銅鳥居の北側に位置する(付図1)。舟知家住宅は、参道に面しては平屋建の建物であるが、斜面地に懸造として、道路より下にも居室を構えて実態としては二階建とする、いわゆる吉野建の民家である(巻頭図10-1)。

舟知家住宅のある金峯山寺周辺の門前町は、馬の背状の道路に町家が建ち並び、道路に面して平屋建にみえるが、懸造として、道路下に居室を有する建物が建ち並ぶ町並が、江戸時代には成立していたことが指摘されている<sup>1)</sup>。

吉野建について『日本民家語彙集解』(日本建築学会民家語彙収録部会一九八五、八〇五頁)には、「奈良県吉野郡地方の民家において、斜面に建つ家屋で、上方の道路に面して一階を造り、以下斜面に沿って地階のように造り下げているものを指す呼称。ユカダテ(床建て)の呼称も同地域に併存する。いわゆる懸造り(かけづくり)のこと。」とあり、現在でも、実際に地元の方々が使用されている用語である。今回調査をおこなった舟知家でも、聞き取り調査をおこなった昭和十年(一九三五)生まれの舟知任子(ヒデコ)さん(以下、任子さん)によれば、明治二十二年(一八八九)生まれの二代前の姑の舟知タツさん(以下、タツさん)も、舟知家住宅のような家の建て方を「ヨシノダテ」と称していたという。

吉野建の研究については、五條市大塔町の事例からその形式と住まい方について述べられているものがあるが、その他の論考はほとんどない。これまでの民家調査にお

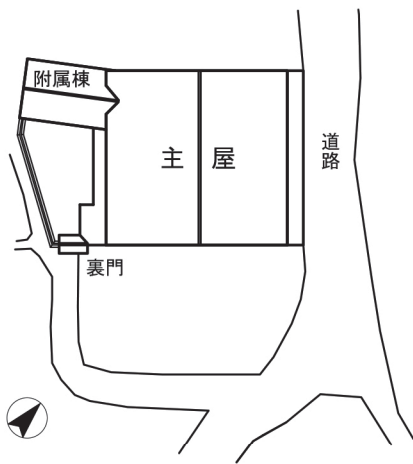
いても、吉野建を扱ったものではなく、昭和四十五年(一九七〇)に出版された『奈良県文化財調査報告 第一三集 民家緊急調査報告書』(工藤他一九七〇)においても、県南における主たる調査対象は一般的な町家や農家で、吉野建については言及されていない。また、昭和三十年代頃に吉野町をはじめ、奈良県南部地域で精力的に民家調査がおこなわれているが、その報告でも吉野建への言及や事例紹介はなく、吉野建については、調査等によりその実態が明確になっていないのが現状である<sup>2)</sup>。

そこで、本論では調査の機会を得た舟知家住宅について、平面図・断面図・立面図の作図を目指した実測調査、痕跡調査および聞き取り調査をおこない、その成果をもとに改造等の変遷を検討し、吉野町における吉野建の一事例の間取り・構造の特徴をあきらかにするものである。また、金峯山寺周辺の吉野建民家の分布と現況を把握するため、金峯山寺周辺民家について外観のみからの悉皆調査をおこない、吉野建の立地、特徴をあきらかにするとともに、群としての残存状況の把握をおこなった。舟知家住宅の現地調査は平成二十九年八月三十日と平成三十年五月十九日の二回、金峯山寺周辺民家の調査は令和元年八月九日に実施した。

なお本論では、道路下の階層が居室化されている場合以外でも、懸造となっているものを吉野建と称することとする。階層の表記は、道路より上部について一階、二階と表記し、建物としての階数表記は道路より上の部分について平屋建、二階建とする。いっぽう、道路下の階層については、上から、道路下一階・道路下二階と表記することとし、道路下の部分を含めて、建物構造体全体の階数を示す場合は、その旨を記すこととする。

### 二 舟知家住宅の建築

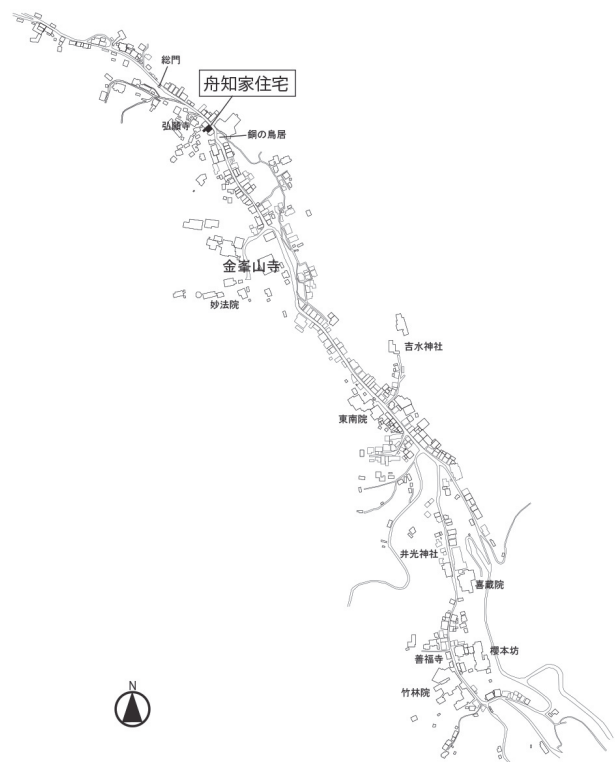
(1) 舟知家と舟知家住宅 任子さんによれば、明治末年頃に嫁入したタツさんから、舟知家がかつて宿坊を営んでいたと聞いていたが、任さんが嫁入された昭和三十三年(一九五八)には宿坊はすでに営業されていなかったという。すくなくとも近代以降、



付図2 舟知家住宅配置図 1:500

舟知家は山林経営を生業とし、タツさんの夫である市二さんは、町長をはじめ吉野山保勝会等の名誉職も務めた。舟知家住宅は住居として使用され続けるが、戦前期には大阪市で酒屋も商い、戦後は奈良市で酒・食品を商う。一時タツさんが舟知家住宅で本葛粉・草菓子を手づくりし、お土産用に販売していたことから、現在はそのを活かして奈良市で葛餅の販売をされている。

舟知家住宅は、南北方向に走る道路の西側に位置する。道路から西に向か



付図1 舟知家住宅位置図

って谷となっており、舟知家住宅は道路の一段下を平坦に造成して敷地を構成し、道路に面して敷地間口いっぱい吉野建の主屋を建て、主屋の北西に付属棟を接続し、敷地背後の庭を板塀で囲う(付図2)。なお、付属棟の北には国宝が疎開していた土蔵が現存する。

任子さんによれば、幕末期に両隣とともに火災によって建物が焼失し、火災後、当家は両隣に遠慮し、両隣の再建を優先し、両隣が再建された後に現在の主屋を建築したと伝わっているという。主屋南側の階段の裏板には、「当家上棟 明治四辛未年九月廿一日 船知昌治 壬 明治五申歳 正月廿五日装之 大工丹治村 升屋佐七 北山此原村 喜左衛門 同徳二郎」との墨書がある(巻頭図10-2)。文書調査の成果では火災があったのは明治三年十一月かと推測され(二節註6参照)、家伝のとおり、火災後に再建されたことが明確である。また、明治末年頃にタツさんの嫁入にともない、主屋背面の北西に付属棟が増築されたという。

(2)平面 主屋は道路に対して平屋建で、道路下にもう二階があり、構造的には本二階建で、小屋内の北妻に後世に改造された屋根裏部屋を設ける。

一階は、道路に面して南寄りを玄関とし、一間半幅の中央に中柱を入れ、両柱間にも引違ガラス戸とする。玄関部は四畳半大の板間とし、天井は根太天井とし、南寄りに道路下一階に降りる階段を備える(巻頭図10-3)。

玄関北側の六畳間は根太天井とし、道路に面しては引違ガラス戸に出格子を構える。その北側は、柱が食い違い、道路に面する三畳大の板間と変則的な四畳大の居室とする。三畳大の板間は四畳大の居室の床より一段低く、正面に太格子を用いた無双窓を構える。四畳大の居室の平面は変則的ではあるが、竿縁天井を張り、妻側に床の間を構える座敷とするが、現在は床の間部分に屋根裏部屋へ上がる階段が設置されている。

道路境に面する部屋の西側は、柱筋を半間ずらして六畳間二部屋と八畳間二部屋とし、いずれも竿縁天井を張り、六畳間二部屋は差鴨居で固め、西の八畳間二部屋は薄鴨居に長押を打つ。北西の八畳間を主座敷として北側に床の間・棚、西側に付書院を





付図3 舟知家住宅平面図 1 : 150

構える(巻頭図10-4)。これらの居室の西側は縁とし、板敷に竿縁天井、中敷居を入れた窓を設け、雨戸仕舞とする。これらの部屋の背後(北側)は、五畳大で納戸に利用されている。北西隅はこれまで述べた居室よりも階段二段分低い板敷とし、道路下一階へ降りる階段を設ける。

主屋の北西には付属棟が接続し、縁を主屋から矩折れにまわし、三畳大の小部屋と便所、手洗を設ける。

屋根裏部屋は後述のように後世に改造されたもので、北端の小屋内を居室化し、北妻に窓を設けたものである。一階四畳大の居室北面の本来は床の間であった部分に階段をしつらえ、六畳大の規模をもち、竿縁天井を張り、一間幅の押入を設ける。

道路下一階は、東側の道路際に段差をつくって石垣を積み、その西に部屋を構えるが、部屋によっては、石垣が露出し、道路に面した部屋は板敷とする。これより西側の居室は一階の四部屋に対応するかたちで六畳間二部屋と八畳間二部屋の構成をとる。部屋境の柱間を差鴨居で固め、天井は各部屋とも根太天井とする。西北の八畳間が主座敷で、北側に床の間を構える。南西の八畳間は土間とし、ケムリガエシ位置で南北に仕切り、北側を裏玄関として利用し、南側を台所とし、台所には竈を設けるが、現在は見えないように隠されている。

これらの居室の北側は通り土間となっており、北東の六畳間境にはあがり縁を設ける。この土間は、道路から斜路で直接出入りでき、道路側には木戸を設けている(巻頭図10-5)。現在は、北妻に板壁を張るが、かつては隣家が近接して建っていたので、当初は柱間に壁等の柱間装置はなかった。建物内に、道路から道路下階に通じる通路を構える珍しい事例である。

北西付属棟の道路下一階は、土間を挟んで便所と物入とする。

主屋の台所から、この付属棟にかけて板塀をまわし、平坦に造成された道路下一階の敷地を囲み、道路下一階に庭を設け、南側に裏門を設けて、敷地背面の道路に面する。この周辺で、道路下一階をこのように整った屋敷構えとする事例はあまりみられ

ない。

**(3) 部屋名と部屋の機能** 任子さんからの聞き取りによって、昭和三十年代前後における部屋名および部屋の機能が判明した(巻頭図10-9)。

まず、階数の呼称は、舟知家では、道路下一階を「一階」、一階(道路上一階)を「二階」、屋根裏部屋を「三階」と称していたという。任子さんによれば、任子さんが嫁入された昭和三十三年には宿坊は営まれていなかったにもかかわらず、基本的に一階は生活には全く使用せず、一階はすべて客間として扱われ、生活空間は道路下一階に限られていたという。道路からの生活導線は、主として正面右手の道路下一階へ通じる通り土間もしくは道路下一階背面の道路に面する裏門とし、生活上の出入に一階玄関はあまり使用しなかったという。

一階は、玄関北側の六畳間を「ミセノマ」、その北の四畳間を「オチムネ」と称していた。西側の部屋のうち東北の六畳間を「ツツマ」と称し、かつては仏壇が置かれていた。八畳間は、南を「ハチジョウノウヘヤ」、北を「オクザシキ」と称していた。

道路下一階は、道路際の板間も一時期は畳を敷いて居室としていたという。南の六畳間は「ダイドコロ」と称し、主人以外の家族の食事の場であった。北西の八畳間が主人の部屋であった。南の八畳の南半部を「ナガシ」と称し、ここに竈があり台所であった。なお、生活水については、任子さんが嫁入された時にはすでに上水が完備されていたが、それ以前は谷下に井戸があり、そこまで水を汲みにいったという。

**(4) 架構** 道路下一階の地盤は、道路際を垂直に切って石垣を積み、道路下一階の敷地全体を平坦に造成し、平坦部から主構造全体を立ち上げている(巻頭図10-7)。

柱の多くを通し柱とし、一階床高あたりを胴差で固める。正面側および背面側の縁にあたる部分をのぞく梁間五間分が上屋で、上屋に大梁をかけ、大梁上に束立で小屋を組む(巻頭図10-6)。現在は、野地板上に波板鉄板を葺くが、かつては瓦葺で、垂木勾配はおよそ五寸五分である。幕末期から明治期には、町家においてもすでに瓦葺の建物が存在していたことを示している<sup>4)</sup>。裏板以外の梁・束・母屋桁・垂木等は当初材

をほぼ残すが、北側一間半分については、屋根裏部屋をしつらえた時に、母屋桁等の小屋材が取り替えられている。

背面側(西側)の縁部分は上屋の屋根を葺き降ろすが、正面側(東側)の庇(張出し)部分は、柱と腕木を併用して、上屋とは別構造の一段低い銅板葺の屋根をかける。道路下一階では、正面側(東側)は石垣に面し、背面側は腕木で支持される太い絞り丸太の桁をもつ銅板葺の深い庇を付ける。

(5)当初形式とその後の改造 一階 玄関部の出入口は、前述のように現在一間半の間口に差鴨居を入れ、中柱を立て、いずれの柱間とも引違ガラス戸としている(巻頭図10-18)。この構えは後世の改造によるもので、両端の柱には、相対する面の内寄りの位置に摺揚戸の溝が彫られており、差鴨居の側面には摺揚戸を揚げた状態で止めるための栓が残る。また、現在の中柱は新しい材であるが、この位置の差鴨居の上部に、摺揚戸の溝が彫られた束もしくは下部が切断された柱が残る。現状では、柱が切断されたものであるかどうかの確認はできないが、後述する六畳間と同様に、中柱の差鴨居より下部が脱着可能なものであった可能性もある。差鴨居は断面がL字状につくられ、差鴨居の側面に沿って、上部に建具一枚分の欠き込みをつくる。摺揚戸は上下二枚構成で、上段の一枚はL字状の差鴨居の上部の欠き込みにあずけられ、下段の一枚はその手前で、栓で止められたと考えられる。

玄関北側の六畳間の前面には現在出格子を構えるが、出格子と北側の張出し部とおさめが不自然であること、この柱間の南側柱の東面に現在の出格子に先行する框の痕跡が確認できること、後述のように当初の柱間装置が摺揚戸であることから、当初は出格子はなく、框をともなった床几のようなものが前方に張り出していたものと考えられる。なお、柱にホゾ差しされた腕木および出桁は当初のもので、現在の出格子の柱位置以外で腕木が支柱で支えられていた痕跡はなく、柱には南妻にあるような腕木を支える持送が取り付いた痕跡がない。したがって、柱間の南柱位置では、腕木のみで桁を支えていたと考えられるが、現在の出格子の柱位置と同位置で、支柱によつ

て腕木下を支えた可能性も否定はできない。

六畳間の正面二間幅の柱間では、相対する柱面の南寄りに、玄関と同様に摺揚戸の溝が彫られている。現在の差鴨居は中古材で、現差鴨居中央上の吊束は、当初の束もしくは下部が切断された柱の上部で、この吊束の両側面にも摺揚戸の溝が残る。したがって、当初は、玄関と同様な形状の差鴨居があり、中央に中柱を立てて、一間幅の摺揚戸で仕切っていたと復原される。現状の出格子は、摺揚戸が引違戸に改造された時期に付加されたものと推定する。敷居をみると、吊束直下の内側寄りに中柱幅のホゾ穴が彫られている。可能性としては、中柱の差鴨居より下の部分は脱着可能で、摺揚戸を上げた時には、中柱をはずして二間幅を完全に開放とすることができたものと考えられる。

その北側の三畳大の板間については、上屋および庇ともに桁が別材で継がれている。柱等を見る限り、この部分が中古に拡張された様相ではない。この板間では天井が張られずに小屋が見える状況であり、しかも、正面柱間装置が無双窓で、居室として整備されたとは考えにくい。この板間が当初どのような用途であったかは疑問が残るが、庇の柱等にも現状の構えに先行する痕跡等が確認できないことから、現段階では現状の構えを当初形式とみておく。三畳の板間と四畳間の間の敷居・鴨居には三本溝が彫られている。建具は、三枚障子とも考えられるが、四枚割で、板戸四枚に障子二枚であった可能性もある。

一階西側三分の二の居室にはほぼ改造はないが、その北側では、屋根裏部屋を設ける改造がおこなわれ、その時に、屋根裏部屋の床構造を設けるために、四畳間の天井材等の横架材の取り替えがおこなわれ、本来の床の間部分に階段が設置された。また、北西隅の板間は、他の一階の居室より床高を階段二段分下げ、背面付属棟の床高に揃えられており、この部分は、明治末年の付属棟の建築にもなって改造されたものと考えられる。

**屋根裏部屋** 屋根裏部屋は小屋内に完全に納まるかたちでつくられ、採光は、妻側に

窓を新設して対応している。屋根裏部屋の設置にあたっては、上記のように、この周辺の横架材等の取り替えがおこなわれている。

**道路下一階** 道路下一階では前述した一階西北部の改造にともなう改造がおこなわれるとともに、道路下一階の庇を構成する桁等のおさまりから判断して、附属棟の建築にともなう主屋西側の庇の改造がおこなわれ、現在のように太い出桁をもった軒の深い庇となる。なお、当初形態については、あきらかにできなかった。

居室部の改造は一階同様にほとんどないが、南西部の土間周辺が改造されている。本来は八畳大の土間で、八畳を南北に二分する柱筋の低い位置に梁・垂れ壁があり、いわゆるケムリガエの形態をとっており、南半部に竈を設けて煮炊きをおこなう台所であった。中古に、ケムリガエシより下を格子戸で仕切り、台所を西側に拡張している。前出の西側の軒の深い庇の延長が、台所拡張後の西側柱筋におさまっており、庇の整備時に台所の西側への拡張もおこなわれたと考える。さらに、その後には台所の内装が新調されている。

**建築年代と改造時期** 主屋の建築年代は、先に示したように明治四年上棟・明治五年完成であることがあきらかである。この時期の表構は、玄間および、その北の六畳間とも、道路に対しては摺揚戸を構え、昼間は、柱間すべてが開放となるものであった。

その後、明治末年頃に主屋の北西に附属棟が建築され、その際に、主屋西北隅部分が整備される。また、付属棟の建築にともない、道路下一階の西側の庇が現状の形式となり、同時に台所が西側に拡張されたと考える。なお、この庇は、かつては瓦葺であったが、昭和六十年（一九八五）に銅板葺に葺き替えられている。

屋根裏部屋の改造時期および一階表構の改造時期についての家伝はないが、任子さんが嫁入された昭和三十三年には、すでに現状のようなかたちになっていたという。任子さんによれば、姑であった大正五年（一九一六）に当家で生まれた春子さんから、「女学校時代に帰りが遅くなると大戸を閉められた」との話が聞かれており、昭和初期にはまだ摺揚戸であったと考えられ、昭和前期に現在の表構に改造されたと推定される。

大屋根は、中古に一部がスレート葺に葺き替えられ、昭和三十九年（一九六四）に全面的に現在の鉄板葺に葺き替えられている。また、昭和六十年に附属棟の大屋根がスレート葺（当初葺材は不明）から銅板葺に葺き替えられている。同時に、道路下一階背面の庇屋根も、瓦葺から銅板葺に葺き替えられた。

また、台所部分では中古に格子戸が入れられ、平成十二年（二〇〇〇）に現在の内装に改造されている。

### 三 金峯山寺周辺の吉野建の分布

**(1) 調査範囲と調査方法** 金峯山寺周辺の町並は、金峯山寺を中心に南北に通る道路に沿って形成されており、これらは金峯山寺の門前町として栄え、江戸時代末期にその家数は二九〇軒を数え、その半数近くは諸国からの参詣者を相手とする商売をおこなっていた<sup>6)</sup>。町並調査の範囲は、北は金峯山寺の総門である黒門付近、南は町並が途絶える竹林院の少し南までとした。

調査は調査作成と写真撮影とし、調査対象は、寺院境内を除き主要道路から外観を確認可能な建物とした。調査は建物単位に作成し、調査には、道路下の階数（階数を記したものが吉野建）、道路上の階数、外観から判断した建築年代とした。なお、建築年代については、道路に面する部分が現代に改造されているものでも、内部もしくは背面等で、本体部がそれ以前の建築であることが推定される場合は、本体部が建築されたと推定される時期を建築年代とした。

**(2) 道路の立地** 金峯山寺周辺の地形は、おおきくは南北道路の東側全体が深い谷となっており、道路から東の谷に向かって下がる急傾斜地となっている。ただし、道路の東でも、南部の喜蔵院や櫻本坊では境内を平坦に造成し伽藍を構成している。いっぽう道路の西側は、金峯山寺や塔頭寺院の伽藍が道路面もしくは道路より高い位置の平坦地にあるが、これらの寺院境内以外には断続的に谷が入り込んでいる。したがって、南北の道路は、およそ寺院境内地以外は、道路の両側が谷となる馬の背状の尾根

筋に位置している。

(3)吉野建の分布とその特徴 上記のように寺院境内以外では、基本的には道路の両側は、道路を頂点とする斜面となっており、民家は吉野建が基本となる。このような建て方は、伝統的な建造物に限らず、現代に建築された建造物でも踏襲されている。ただし、道路東側の一部分では道路際まで谷が入り込んでいない部分があり、そこでは道路と同じレベルの平坦地に民家が建つ。

道路に対して懸造とし、斜面地の状況によって、道路下を一階とするものと二階とするものがあり、道路下一階とするものが多いが、金峯山寺北側の東側付近、および、東南院の東側付近では、道路下二階とするものが建ち並ぶ(付図4)。

吉野建とする場合には、隣地との建物境は半間弱の空地を設けている。これは建物を建築する時に施工上とらざるを得ない空間と考えられる。ところどころその間を斜路もしくは階段の通路とし、建物の外をまわって道路から直接建物背面に行くことができる。いっぽう通路を設けない部分は、道路際に一階もしくは二階分の段差があるため、安全のために、この間を板扉で閉じる。ただし、扉に木戸が付属するものがあり、これらの奥は通路である可能性がある。これらの通路は、実態として、通常の町家の通り土間のような機能を果たしたと考えられるが、舟知家住宅は建物の内部に通路を設けている点で、金峯山寺周辺の吉野建のなかでも稀な事例である。

伝統的な吉野建民家では、古くは平屋建、もしくはつし二階建とする。外観からの判断ではあるが、およそ大正期頃から本二階建とするものもあらわれると考えられる。伝統的な吉野建民家は屋根の勾配が緩いものも多く、これらは現在鉄板葺としているが、かつては板葺もしくは杉皮で葺かれていたものと考えられる。いっぽう、舟知家住宅で見られるとおり、明治初期にはすでに瓦葺の建物も建てられている。道路側では、平屋建の場合でも、大屋根を葺き降ろさず、柱をともなった下屋形式の庇を付すことを原則としている。

図1-1には、外観上の判断で、昭和三十年代頃までに木造で、伝統的な形式で建築さ

れたと推定されるものを示した。表構が改造されて一見新しく見える建物も多いが、全般的に吉野建の伝統的な建物が多い。また、道路と同じレベルの平坦地に建つ建物も伝統形式とするものが多く、金峯山寺周辺の塔頭寺院等の宗教施設を含め、金峯山寺を中心として形成された門前町全体として伝統的な建物を良く残している。

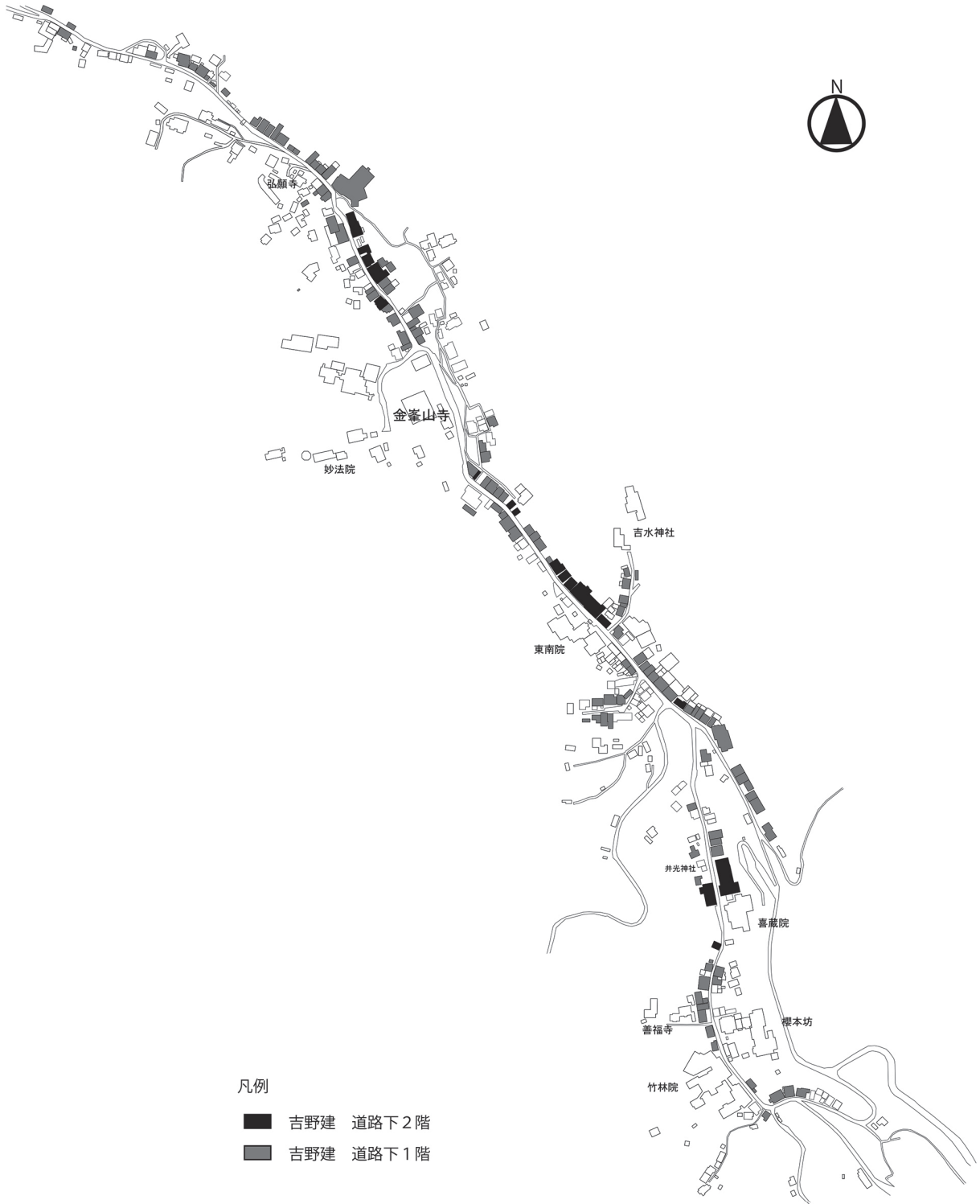
#### 四 結語

今回の調査により、奈良県南部で吉野建と呼ばれている民家形式の実態の一部が判明した。

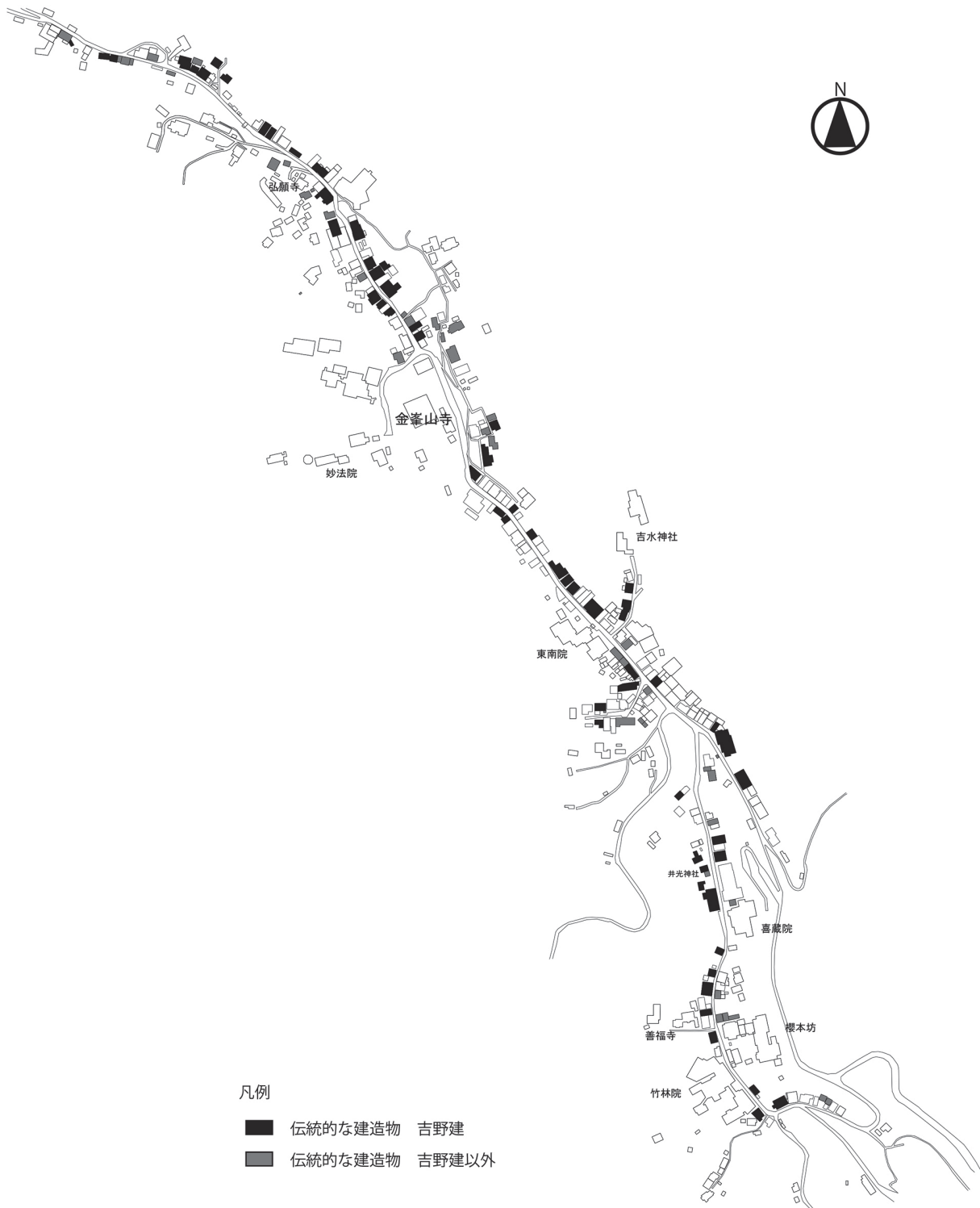
吉野建は、道路に対して敷地が急勾配の下り斜面となる場合、建物を懸造として、道路下部分を居室化するもので、金峯山寺周辺では、現在でも同様な建て方がなされている。伝統的な形式では、斜面の状況により、道路下を一階もしくは二階とし、道路上は平屋建もしくはつし二階建とし、大正期前後以降に本二階建が普及する。調査した金峯山寺周辺の門前町では、これら吉野建の伝統的な建物が良く残り、門前町全体として特徴ある町並形態を良く残していることがあきらかとなった。

そのなかで舟知家住宅は、明治五年の建築であることがあきらかで、江戸時代の形式を踏襲していると考えられる。建築当初は、一階正面は摺揚戸で仕切り、日中は開放される宿坊らしい形態であったことが判明した。構造的には、道路際を垂直に切って石垣を積み、本体部は道路下の地盤から立ち上げ、一階には主として客間を並べ、道路下一階に台所や生活空間が配されている。舟知家住宅は、吉野建の形態を良く残すとともに、建物内に道路から道路下一階へ通じる通り土間が通り、道路下一階の敷地構えも整備され、江戸時代末期から明治期の整った屋敷構えをもつ吉野建民家の好例と評価できる。

吉野町をはじめとする奈良県南部では、そのほとんどが急傾斜地で、平地の確保が難しい地域である。急傾斜地に点在する農家の場合は、等高線に沿って奥行の浅い平坦地を造成し、そこに、奥行の浅い主屋や付属棟を横並びに配置する形式とし、吉野



付図4 金峯山寺周辺の吉野建の分布



付図5 金峯山寺周辺の伝統的な建造物の分布

建とする必要はない。事実、これまでの調査でも、主としてこのような民家形式を当地方の地方色と位置づけている。いっぽう、今回調査をおこなった地域は、馬の背状の尾根筋の道路に面して町家が建ち並び、道路に面して町家形式の建物を建てる場合は、必然的に道路に面しない背後を懸造とせざるを得ない。金峯山寺周辺の事例と他の民家の調査事例からみて、吉野建の町家が建てられるのは、馬の背状の道路の両側、もしくは、片側が谷となった道路の谷側に、道路に面して町並を形成するような場合に限られると想像されるが、この点は今後、他地域の事例調査をおこなった上で結論を出したい。

今後、吉野建の形式分類や編年等の調査研究をすすめ、吉野建としての評価の軸を明確化し、調査地区をはじめ、奈良県南部の吉野建民家の評価をおこなう必要がある。また、今回の調査で金峯山寺周辺の門前町には、伝統的な建造物が数多く残ることが判明したが、今後、調査地区の町並構造の詳細な調査、および個々の建造物の調査をおこない、吉野建を主体とする町並としての評価をおこなう必要がある。

註

- (1) 平井・秋永(一九七二)による。
  - (2) 片山他(二〇〇八)は、吉野建の定義と吉野建における生活について論じており、奈良県南部の五條市、十津川村、天川村、下市町、吉野町、黒滝村、川上村、東吉野村の住民に広く、深く浸透している語彙としている。
  - (3) 吉野町の民家については青山(一九七二)、龍門村(現吉野町)については浅野他(一九五三)が報告している。その他、奈良県南部の市町村での民家調査について、五條市について浅野他(一九五八)、大塔村について浅野(一九五九)、十津川村について日名子(一九六一)、野迫川村について林野(一九七四)、上北山村について岡田(一九六一)が報告している。
- また、吉野建として評価されて文化財となっているものとして旧前坊家住宅がある。旧坊前家住宅は弘化年間に現在のかたち大改修されたと推定されており、主屋の一部を懸造とし、道路より一段低い敷地に建つ附属屋に渡り廊下でつながる。奈良県立民俗博物館編二(〇〇九)かかつては、舟知家住宅同様に金峯山寺の参道上に位置していたが、奈良県立民俗博物館に移築され、奈良県指定有形文化財となっている。
- (4) (3)に示した旧坊前家住宅は、舟知家と同様に強い屋根勾配をもつものの、修理の際に杉皮葺に復原されている。旧坊前家が杉皮葺であった根拠は不明ではあるが、この地方では、このような勾配で杉皮を葺く可能性も否定できない。舟知家も同様に杉皮葺であった

可能性を全く否定はできないが、舟知家に先行して建築されたと考えられる南隣家の主屋が現在も瓦葺であることから、舟知家は明治五年の建築時には瓦葺であったと考える。(5) この部分の横架材が継がれているのは、屋根裏部屋を設けた時の工事にともって、取り替えられた可能性がある。

- (6) 平井・秋永(一九七二)による。
- (7) 任子さんによれば、嫁入された昭和三十三年頃には、舟知家住宅を除く多くの建物が、杉皮葺であったという。

引用文献

青山賢信 一九七二『民家』『吉野町史 上巻』吉野町史編集委員会、七二一～七二三頁、吉野、吉野町。

浅野清・日名子元雄・稲森賢次 一九五三『建築史 龍門村の建築 三 民家』『奈良縣綜合文化調査報告書 吉野川流域流門地区』奈良県教育委員会、三五八～三六五頁、奈良。

浅野清・林野全孝・鈴木嘉吉・工藤圭章・青山賢信・扇田信 一九五八『建築』『五條市史 下巻』五條市史調査委員会、二六〇～三五一頁、五條、五条市史刊会。

浅野清 一九五九『民家』『大塔村史』大塔村史編集委員会、四一八～四二九頁、大塔、大塔村。

岩井宏美 一九七二『吉野山への道』『吉野町史 下巻』吉野町史編集委員会、三九九～四〇四頁、吉野、吉野町。

岡田英男 一九六一『建築』『上北山村の歴史』奈良県教育委員会事務局文化財保存課、二〇五～二一九頁、上北山、上北山村。

片山哲史・本多友常・平田隆行 二〇〇八『地域建築語彙』『吉野建』とは何か―奈良県五條市大塔町(辻堂・宇井集落)を事例として―『日本建築学会大会講演梗概集(中国)』、六一九～六二〇頁、東京、日本建築学会。

工藤圭章・沢村仁・宮沢智士・岡田英男 一九七〇『奈良県文化財調査報告 第一三集 民家緊急調査報告書』奈良県教育委員会、一〇七頁、奈良。

奈良県立民俗博物館 二〇〇九『吉野集落 県指定文化財 旧前坊家住宅』『展示案内 常設展 移築復原民家』、五九頁、奈良。

日本建築学会民家語彙収録部会(主査・草野和夫) 一九八五『日本民家語彙集解』、八〇五頁、東京、日外アソシエーツ株式会社。

林野全孝 一九七四『民家』『野迫川村史』野迫川村史編集委員会、九六五～二〇二五頁、野迫川、野迫川村。

日名子元雄 一九六一『民家』『十津川 十津川学術調査報告書』奈良県教育委員会事務局文化財保存課、八三九～八四九頁、十津川、十津川村。

平井良朋・秋永政孝 一九七二『近世の金峯山寺と門前町』『吉野町史 上巻』吉野町史編集委員会、二二六～二二九頁、吉野、吉野町。

付記 本論は『奈文研論叢』第一号(奈良文化財研究所、二〇二〇年)掲載論文に、文書調査の知見により若干の修正を加えたものである。



## 第二章 史料編

## 史料編凡例

一、史料編には、『舟知家文書』のうち学術的価値が高いと思われるものを翻刻して収録した。

一、漢字は原則として現在の通用字体としたが、「佛・燈・堯・龍」などの文字は正字を用いた。また原文引用部分は「尔(爾)・个(箇)・季(年)・祢(禰)・嶋(島)・扣(控)・豫(予)・菌(園)・藝(芸)・躰(体)・峯(峰)・駟(駆)など、一部の異体字を残した。また「ㄋ」(より)等の省略文字・合字は、そのまま表記したことがある。

一、積文中に編者が加えた文字には次の符合を付けた。

「」……校訂に関する注のうち、本文に置き換わるべき文字を含むもの。

( ) ……右以外の校訂注・説明注。

○ ……長文に渉る説明注は文頭に○を付けて積文と区別した。

一、積文には新たに読点(、)を施した。

一、積文本文に加えた符合は次の通りである。

□□□ ……欠損文字・難読文字。

「」『』 ……(表紙)(扉)(朱書)(別筆)等の範囲を示した。なお、原文と同筆で、追加して書写したと認められる場合には(追筆)とした。

■ ……塗抹されて積読できない文字。

〔×〕 ……文字の上に重ね書きして原字を訂正していることを示す傍注で、原字の左傍に・を付け、右傍に付けた〔×〕内に原字を示した。

カ ……編者の付けた注で疑問の残るもの。

ママ ……文字に疑問はないが意味の通じがたいもの。

○ ……補書の入るべき場所を示す。

と ……塗抹・改竄がある文字で、字画の明らかなものはその左傍に付けた。ただし長文に及ぶ場合にはとを付けず、(墨抹)と記して翻刻文字の範囲を「」で示した場合もある。

## 一節 金峯山寺関係

〔史料1〕 和州吉野山真言天台年中行事御僉議覚 第四函5号 図8

〔表紙〕  
寛文十一年

和州吉野山真言天台年中行事御僉議覚

五月吉日

謹言上謹返答

一、吉野金峯山寺者日域無双之靈山、大峯最初之行ひ所ニ御座候、其故ハ大峯根本之地山上迄ニ発心・修行・菩提・涅槃之四門を被建候、則吉野之金鳥居を号発心門、額ハ弘法大師之五筆ニ而御座候、大師も数度大峯御修行被成、峯中之額大形五筆ニて御座候、其後聖宝尊師・日藏上人其外真言之

祖師名僧達數度大峯御修行顕然ニ候、彼地ニ構坊舎を、真言宗之内三導師其外寺役人等山上ニ四月五日方罷上り、御戸を開大峯之開關仕、天下安全之御祈禱仕候、其方当山本山諸国之山伏五月方八月ニ至ル迄大峯致修行、天下国家之御祈禱仕候、九月九日迄山上を不出ニ而、三導師毎年御祈禱致成就、結願之作法相勤下山仕候、大峯之開結共三導師之役ニ御座候、此行事ハ大峯開關以來少も懈怠無御座御祈禱ニ御座候、惣而吉野丈六一之藏王方本堂奥院、其外山内諸伽藍・大峯山上本堂ニ至迄、佛前之莊嚴皆以真言之莊嚴ニ而御座候故、天台方之内少聖僧御座候へ共、先規方法流ハ真言之附法伝受仕来候処、唯今真言ハ有ニ無甲斐衰、天台方ハ任威勢、台家之法流ニ近年仕替申候御事、

一、毎月朔日・二日・三日於藏王堂千卷心經之時行法仕と申候、行法らしき事終及見不申候御事、

一、毎月十一日之作法も同斷、

一、毎月十九日御祈禱終テ後、真言方座上之者へ天台方銘とニ一礼有テ之出堂仕作法ニ御座候処、近年ハ上座之者一人計礼儀仕、末座者不仕候御事、

一、毎日子守勝手兩社本地供相勤候由、不存候御事、

一、毎月七日役行者講法事法花三昧、是も不存候御事、

一、毎月廿五日連歌往古ハ天神拝殿ニ而相勤と御座候、拜殿御座候節者真言天台立合相勤申候、殊其時分ハ真言方ニ宗匠仕者御座候御事、

一、正月朔日方三日朝迄權現之開ニ戸帳を置と書付申事大成偽ニ而御座候、正月朔日寅之一天ニ於本堂真言方法事御座候、年中行事之開關ニ御座候、此時權現三尊之開御戸帳法事過候而も、一山之氏子参詣之者ニ拝セ申為ニ午之刻迄開置午之刻ニ開帳仕候、古来方之例ニ御座候、此段ハ吉野一山江御尋被遊可被下候、天台方申通ニ御座候者如何様ニも曲事ニ可被仰付候御事、

一、執行代と申候ハ天台方之二臈・三臈寺役ニて御座候、件之寺役ハ大峯山

上ニ四月方九月迄之間、毎月十五日宛兩人替と山籠仕寺役ニ而御座候処、老躰と云妻帯と申相勤申事不罷成候故、此方ニハ若輩之寺役人数多山上ニ山籠仕候故、内縁を以互ニ頼ミ頼まれ大峯之寺役勤遣し来候、近年者諸国方大峯山上信心仕参詣之仁数多御座候ニ付、徳分多御座候故、近年ハ此方より内証ニ而望ミ申者も御座候と相見へ申、下山ニ而様々之新法共致させ申候事ハ、此方ニ天之坊と申者御座候而、其時之天台方二臈ハ蓮藏院と申、天之坊為ニハ親ニ御座候故、其執行代天之坊仕候、親ニ御座候故本堂へ出仕之節ハ蓮藏院方江誘引ニ寄同道ニ而出仕なと仕候を例之様ニ申成、其方以後之執行代へも例之様ニ為致申と相見へ申候、其上内証ニ而手形上銭など為仕候由背先例を頼まれ申間敷旨、若輩之者共へ申渡候故、内縁を以頼来候へ共、頼まれ申仁無御座候と相見へ申候、天台方書付ニも真言方方望申と御座候、此方ニ少も望無御座候間、向後天台方相勤申様ニ被為仰付可被下候、此方ニ相勤申寺役ニ差究り候ハ、内縁を以互頼ミ頼まれ申事御座有間敷候処、内証ニ而頼ミ頼まれ候ハ相定りたる寺役ニ而ハ無御座候、唯今天台方二臈吉水院と申候、吉水院三臈ニ四年以前罷成候節、此方谷之坊と申候は吉水為ニハ清弟ニ而御座候故、執行代之儀谷之坊方へ頼来候処、谷之坊申候ハ、如古法之山上寺役ニ候ハ、相勤可申候、下山ニ而之新法相勤候へと之儀ニ候ハ、望ニ無之候と返事申候由ニ而不仕候、又其後松知院と申天台方去年三臈ニ罷成申候節ハ、執行代之儀之此方誰人へも頼不申候故、唯今ハ執行代と申事ハ無御座候、此方へ頼申度候者如古法山上之寺役計ニ候者、此方若輩之者共相勤可申候御事、

一、正月三日夜岩藏寺修正、是も不存御事、

一、正月八日藏王堂修正之時、二臈出仕次第ニ權現之開戸帳を申由書付申候、是以偽ニ御座候、二臈出仕ニ少もかまひ申事ニ而無御座候、此方之修正衆出仕次第ニ開帳仕事ニ御座候、修正衆さへ出仕候へ者ニ臈出仕不仕候而も開帳

- 仕候、又二臆出仕いたし候ても修正衆出仕無之候へハ開帳不仕候、又鬼形三人内陣を三返廻、是天下国家之疫神を払申政と申伝候、此時大鼓金ニ而拍子申事、此方役之様ニ書付申候、是ハ諸使之役ニ御座候、又施主帳を持来テ寺僧之前置と書付申候、施主帳と申候ハ、真言方之僧名を悉此方ニ書付申、天台方へ遣為読申候を還而位言之様(真力)ニ書付申候御事、
- 一、正月九日・十日藏王堂修正、右同断と御座候ハ八日・九日・十日迄真言・天台立合法事御座候、先真言方之導師登高座、法事を始、終テ又天台方法事始、執行代役ハ同断、
- 一、正月十一日於本堂千卷心経之時、開戸帳申と書付申事、尤左様ニ御座候、開帳仕為拜候へ者、開帳錢六拾四文此方へ取申候、他所方参詣之人開帳拜ミ申度と申方ハ開帳錢百文ニ而御座候内、三分一ハ天台方配分ニ遣申候故、三分二六拾四文取申、古今之例ニ御座候、外之法事之時も開帳拜ミ申度候ハ、六拾四文出し候へ者拜ませ可申候御事、
- 一、正月十二日天神宮修正、是ハ社人支配ニ候へハ不存候御事、
- 一、同十三日八王子修正と御座候、是も同断、
- 一、正月十三日安禪寺四方正面之堂ニ而修正相勤と御座候、是先年無住之節雇候へハ、例之様ニ仕成候と承及申候御事、
- 一、正月十七日吉水院觀音堂修正不存御事
- 一、正月十八日勝手宮修正、是も不存候、又神事能之事先規ハ栃原猿樂と申ニ相勤させ候へ共、社領共悉落申候節ろくなくとも難成候ニ付、中古方手能ニ仕来ル由承及申候、左様ニも御座候哉らん、近来迄も天台宗大小打脇独言なと社家社僧と一所ニ被致候事、我とも近比迄及見申候、於御尋者役仕たる人々書付指上可申候、此段ハ我と方ニ少もかまひ申事ニ而無御座候故、及返答不申候へ共、及見申之通書付申候御事、
- 一、正月十九日安禪寺藏王堂修正、是も無住之節雇申候を、例之様ニ仕成候

- 由及承申候、八木老斗宝塔院方下行ス、
- 一、正月廿三日於藏王堂仁王会之法事之内、開帳ハ上不申候、此時真言方左方之椅子ニ座、天台ハ右方之椅子ニ座、此寺役人真言方を雇来ルと申上候、終被雇申たる事不及承候、其上無言無所作と書付申候、左様ニ仕よき寺役人ニ候ハ、何者ニ而も一宗之内ニ而相勤可申事ニ候を、殊一人之儀ニ候へ者、他宗を雇申事不審ニ御座候、其上雇申たる者を左方之椅子ニ上置、我々ハ右方之椅子ニ上り申候、加様ニ御座可有事ニ御座候哉、様子御尋被遊可被下候御事、
- 一、正月廿三日於勝手宮神事能之儀、子守宮能之様子同断、
- 一、正月廿八日子守宮修正、是も不存御事、
- 一、正月晦日於実城寺修正、是も弥存不申候御事、
- 一、二月朔日 二月会、
- 返答是ハ真言天台之衆僧若輩之砌、一代ニ一度之大行ニ御座候、五月方請取行ニ入、来年五月迄別火ニ而奥院へ日参仕、山内之堂社佛閣ニ参詣シテ勤行いたし、二月朔日ニハ卯之刻ニ本堂へ出仕、万事真言天台同前ニ御座候御事、
- 花供正頭從安禪寺下向シテ於本堂修正有之と書付申段、大成偽ニ而御座候、花供正頭ニ努々かまひ申事ニ而ハ無御座候、此方之行人を讖法正頭と申候、此讖法正頭奥院方下向仕、本堂へ之出仕を相待、法事を相始申候、導師ハ真言方一臈之役ニ御座候、導師ハ高座ニ登法事を初、天台ハ下座ニ居テ取次第年中行事之内、天台方登高座ニ導師をいたし真言方ニ下座を仕取次第候寺役終一度も無御座候、左様之寺役御座候哉、御尋被成可被下候、此方を下僧之様ニ申候か、下僧高座ニ而導師をいたし上僧下座ニ而取次第申寺役御座候哉、諸寺諸山へ被為成御尋可被下候御事、
- 一、二月三日天台之一臈・二臈・三臈讖法正頭坊方神酒・肴送之と書付申候儀、上經營所と申者御座候、此等方遣申様ニ承及申候、頭坊ニハ不存御事、

- 一、三月十一日藏王堂江兩社神輿御幸之時、権現之開帳仕事、神輿御幸ニ付開帳仕事云々、天台方法事ニ付開帳仕候而ハ無御座候、扱又錫杖之役ハ中古方此方を雇申候と書付申候、終被雇申たる例不及承候、又此方を末座と書付申儀、大成相違ニ御座候、先日も日光御出仕之絵図など被出候、日光之儀ハ存不申候、真言宗之出仕ハ堂之奥末座ニ御座候、幸高野衆在府ニ御座候へハ御尋被成可被下候、又法事之時天台方ニハ鼻高をはき、真言方ニハ草履をはき申由書付申候、先規ハ互ニ鼻高をはき候へとも、自鼻高互ニ不足ニ御座候故か、中古方兩衆共近年迄いさうりをはき申候処、双巖院日光方袈裟法服幡花鬘鼻高等先年御越候故、其方以来天台方口はき申候、此方ニもいにしへはき申たる、古き鼻高共御座候へ共、或不具或者損申候故、拵はき可申と申候内、加様ニ御公儀迄申上候、此方ニハはき不申様ニ申成候、此方ニも如先規はき可申候間、左様ニ御心得被遊可被下候御事、
- 一、四月三日於勝手宮大般若不存事ニ御座候御事、
- 一、四月四日於子守宮法花八講・大般若と御座候、加様之法事無人ニ而左様ニ相勤申法事ニ而ハ無御座候へ共、如何様之事仕候哉、不存候御事、
- 一、四月八日於藏王堂佛生会法花八講、内陣ニ椅子を立勤之と御座候、内陣ニ椅子を立申候事ハ無御座候処、頃日之新法ニ仕候御事、
- 一、五月三日精進屋建と御座候ハ、五月十三日真言方ニ同前ニ相勤、両頭坊ニ御座候故、及返答ニ不申候御事、
- 一、五月十一日同廿六日、是ハ両頭坊之行人年中奉供花ヲ用意仕御事、
- 一、九月十九日祭礼、本堂江兩社神輿御幸、三月十一日御幸と同前ニ御座候、此外之寺役ハ立合ニ而無御座候故不存御事、
- 一、十月四日於勝手宮法花八講、是も不存御事、
- 一、十月廿四日報恩講、返答同断、
- 一、十二月九日方廿三日迄於寺院延年之行と書付申候、是ハ三尺計之烏頭子

- を着、たすきをかけ、兩人立て身をなけかけ何やらんおかしき事を申、又垣を致まね繩をなふまねなど仕由承及申候、是を延年之行と申候哉、不存御事、
- 同廿三日之朝、子守ニ而阿弥陀經誦同断、
- 一、於藏王堂大般若經同断、
- 山上行事次第
- 一、四月朔日山上寺役人垢離を取候時、八木五斗八升花供正頭方下行スト御座候ハ、四月朔日ニ吉野川子守か測ニ而、三導師寺役人等并天台当番之行人一人取垢離を、従花供正頭役米一和尚方へ取、右之寺役人ニ渡ス、但天台当番之行人へも下行之、真言方ハ毎年懈怠無御座候、天台方ハ懈怠之年も御座候御事、
- 一、四月八日登ル山上ニ、惣シテ山上衆トテ山上之寺役勤候僧七人有之、寺僧四人満堂三人合七人山上ニ登テ行事勤之と書付申上候、
- 返答事外紛申たる書付様ニ御座候、毎年四人之者共罷上申様ニ申上候、大成相違ニ御座候、真言方之三導師・天台方四人之行人ハ阿伽行と申候而一夏九旬備香花勤行等相勤申行ニ而御座候、是ハ一年ニ一人ツ、輪番ニ御座候故、七年ニ一度宛相勤申候、当番ニ而無之年者一年ニ七日ならてハ寺役相勤不申候を、毎年四人之寺役人罷上申様ニ書付申候而紛かし申候、真言方之寺役人ハ三導師を初、其外六人合九人毎年四月五日方登ル山上、三導師ハ三時之護摩藏王権現・役行者之本地供物後夜長講等、長日無懈怠相勤、外六人之寺役人それ〳〵之寺役相勤申候御事ニ候を、無人之様ニ書付天台不相勤寺役を毎年相勤申様ニ紛かし、偽申上候段御僉議被遊可被下候御事、
- 一、五月九日寺僧中登ル山上ニ法事勤之ト書付申候返答、学頭夏一を座上ニ而藏王堂正面ニ出仕スと書付申儀大成偽ニ御座候、妙覚門へ出仕之次第ハ天台方ハ正面之西右方ニ出仕ス、真言方ハ三導師を始其外寺役人数多正面之東左

方ニ出仕ス、当山諸先達ハ涌出之嶽方本堂之壇場へ被出向、笈渡之作法御座候、三方立合之出仕之事ニ御座候処、殊真言方座上仕事御座候を、天台方計出仕いたし候様ニ書付申たる事、又夏一を学頭と書付申事御僉議被遊可被下候、先年も学頭夏一と申上候を、於御評定所御僉議被遊被下候へと、此方方申上候へハ、御僉議之上式寸四方程成板ニ書付申たる物を出し申候、左様之物ハ証拠ニハ成間敷候間、慥成証文出し候へと申候へ共不得出候、夏一と申候ハ高野山人衆若輩之時金堂ニ而夏中花を供申候、其一藹を夏一と申由承及申候処、結構成被申様ニ御座候御事、

一、五月九日之夜返答、於蔵王堂驗者之次第、当山諸先達と真言方と立合驗者之祈有之時之布施物、天台方一と仕と書付申候、大成偽ニ御座候、此施物者当山本山諸先達方引役と申先達老人ニ付銀子百拾匁宛此方之桂坊と申者請取申、此銀子を以山上諸寺院之布施を真言・天台へ相渡申候、是を天台方方相渡シ申候と申上候事、御僉議被遊可被下候、又床カキトテ天台方籠所へ薄縁ニ敷渡スと申上候、是ハ湯聖と申山上ニ而使申者御座候、此者風呂を焼、此方之床天台之床へ薄縁を敷、出仕所を拵、掃除仕、座配之時致料理を両座へ出仕之案内寺院之者ニ一和尚ニ抱置、山籠中万事ニ指遣申候、此者給分ハ引役之内方遣申候御事、

一、五月十日山上花供会返答、両檀莊嚴へ執行代之役ニ御座候御事、  
一、六月五日返答、夏一山上へ登ル時、宿捌方金掛迄酒肴を調迎ニ出スと申事偽ニ御座候、終不及承事ニ御座候御事、

一、六月七日返答、曼荼羅供或ハ四箇之法用勤之と申儀偽御座候、数度申上候通天台宗も内証者真言附法伝受仕候故、此七日之法事ハ頃日迄理趣三昧相勤申候を、近年仕替候事新法ニ御座候、慥証文御座候事莊嚴之儀ハ執行役ニ御座候御事、

一、大峯之執行ハ寺僧之一藹・二藹・三藹、是三執行也と書付申候、扱ハ大

成事申上候、大峯と申候ハ吉野方熊野迄之間を指て大峯と申候、何方方御免ニ候哉、三宝院殿御尋被遊可被下候、大峯山上ニ而ハ三導師之外、万事下知等仕来候、何を以而天台方三執行とハ可申候哉、又執行代之事満堂方望て勤之と書付申候、望依無之、唯今ハ望申者無御座候御事、

一、山上之学頭ハ寺僧之夏一也と書付申候返答ハ、先段申上候通御座候、又夏一ニ昇進する事数十年山籠シテ夏一之役儀勤と書付申候、近年之夏一者山上どち向をも不様成若輩之者共夏一ニ出申候、又役行者御影堂造立之節ハ開眼供養時之夏一勤申候と書付申候、大成偽ニ而御座候、先年本堂之外陣つふれ申候故仮殿を立、其外陣以古木内陣之修覆仕候時、行者御影堂之修覆仕時、下遷宮・上遷宮・一和尚能真二和尚快周相勤候、其時之夏一ハ春福院長慶と申候、何とて夏一ハ不仕候哉、御僉議被成可被下候、惣而山上権現行者其外至末社ニ迄三導師之外開眼供養仕たる事無御座候、証拠証文慥ニ御座候御事、

一、山上行者堂ハ夏一支配所也と書付申候返答、夏一宿捌を此方方望申と書付申候、更以望無之候、又夏一指図次第ニ御影堂散銭等配分爲致来ルと書付申儀大成偽ニ御座候、大峯開關以来終夏一指図を請配分申たる例無御座候、四月方九月迄之内夏一御影堂へ罷出居申候ハ、六月六日一日ならてハ無御座候、是ハ六月一日を半分夏一方へ遣申候故罷出申候、其外四月方九月迄一銭ニ而も夏一かまひ申儀ニ而更以無御座候、此段ハ先年御評定所ニ而此方勝手ニ被爲仰付相済申候儀を、又候哉加様ニ申上候事、御評定破と奉存候、併御僉議被遊候ハ、返答可申上候、先年殊御評定所ニ而御老中様御裁許之上被仰付候事をも承引不仕、跡へ帰り申上候へハ万事相済申事ニ而無御座候御事、

一、夏一宿捌之満堂儀之事返答、此方へ之下知推参千万ニ存候、終御影堂之儀夏一指図請申事無御座候、参銭等配分少も指図請申たる事無御座候間、

御僉議被遊可被下候御事、

一、山上藏王堂・行者堂燈明油之事返答、天台方方此方へ下行すと書付申候事、  
 案内千万ニ御座候、此段ハ山上穀屋本願職と申、四月方九月迄之燈明之油  
 御供本堂之修覆等仕役人ニ御座候、從往古真言方支配所ニ而申付來候、天正  
 六年天台方方穀屋職を預り申度由申候ニ付、手形を為仕預ヶ置候處、三年  
 以前御影堂公事之節堂社之修覆等不仕、其上我僉共申候而取上可申と申上  
 候へハ、数年預ヶ置たる事ニ候間、先共通ニ指置申候へと被仰付候ニ付、御  
 意次第ニ仕置候處ニ、還而此方へ下知仕事前代未聞ニ奉存候、其上御供燈明  
 本堂修覆等為領物、藏王・行者之御影・小札等を本堂之外陣ニ而諸国之山  
 伏・近国之參詣人ニ為壳申候、其錢百貫文も可有御座候、又引役之内方割  
 符御座候を、年々ニ大分之領物を取込、漸御供・燈明迄を調、堂社之修覆  
 一円不仕候故、毎年此方方使を立、修覆仕候へと申候へ共、一向承引不仕  
 候故、寛永年中ニ本堂之外陣つふれ申候ニ付、諸先達と立合之法事も懈怠ニ  
 罷成候故、兩座方諸国之山伏・近国方參詣之道俗ニ致奉加、外陣を先仮屋ニ  
 立申、内陣者外陣之以古木修覆仕候へ共、其後少も修覆不仕候故、雨降申  
 候節者堂内ニ而蓑笠を着申躰ニ御座候議、以天下無双之御祈願所ニ御座候處、  
 右之通及大破申候事、天台方毎年大分取申領物私用ニ仕、曾修覆不仕故と  
 奉存神慮、旁無勿体奉存候間、幸今度急度修覆等仕候様被為仰付被下候者、  
 偏可為御神忠奉存候、先年被仰付之節、向後修覆等急度仕候へと被仰付候  
 へハ無沙汰仕間敷由御請申、其以後も一円修覆不仕候間、先規之通此方へ  
 返申候様ニ被為仰付可被下候、万事無沙汰不仕者ニ本願職可申付候御事、  
 右、天台方寺役帳所ニ偽共多書付指上申候上者、此方立合不申寺役共数多  
 書付申候、定而偽多可有御座様ニ被存、無勿躰奉存候以上、

吉野山真言衆徒中惣代

寛文十一 辛 亥年五月吉日

南之坊

久保坊

寺社御奉行所

天台年中行事を真言方返答目安ニ而御座候久保坊快算也

山上山下天台方新法之覺

一、当年五月九日之夜、天台方諸使長円と申候者を行者御影堂宝前之高座へ  
 登せ、天台方西藏院・利教房・中納言・右中将・花供正頭右五人下座をい  
 たし勤行仕候故、此方方以久円申遣し候へ、只今其方達行者宝前ニ而勤行  
 被致候を見候へハ、諸使長円を檀ニ登せ候儀前代未聞之儀ニ候、如何様子細  
 候哉承度候、  
 一、穀屋方方之返事、長円儀ハ加行灌頂をさせ、いかにも能出家ニ而あれ程  
 の出家者有間敷かと存候、以来も寺役致させ申さねハ成不申候間、左様ニ  
 御心得可有由申候、  
 一、又此方方久円遣し候、最前も申ことく長円能出家ニ而候由、其善悪ハ此  
 方ニハ不存候、檀へ登せ候子細承度候、但其方衆中へ長円儀入置候哉、又ハ  
 只今迄之諸使ニ而有之候哉、承度候と申遣候、  
 一、天台方返事、長円儀衆中へ入可申と入候間敷と此方之儀入事ニ候、以来も  
 長円登せ寺役為致申候と返事申候由、此中申越候、加様ニ天台方新法双方  
 御当地ニ相詰罷有候内ニも我僉成新法被致候へハ、御公儀をも恐不被申御事  
 と奉存候御事、  
 一、天台方新法之第一ハ山上行衆ニ成候聖僧之天台真言之峯にて真言宗と立  
 合之法事有之ニ付、先規方真言之附法伝受不仕候而ハ、山上之寺役勤申事  
 不罷成古法ニ御座候處、近年ハ台家之法流ニ仕替申候、近比迄春福院・得驗  
 院・福寿院・宮内卿と申山上之行衆御座候、春福院・宮内ハ幸林坊と申真  
 言之阿闍梨ニ而附法伝受仕候、得驗院・福寿院ハ護摩堂増海と申阿闍梨ニ而

附法伝受仕候、灌頂へ高野山南谷補陀落院ニ而仕候処ニ、只今ハ台家之法流ニ仕替申候、三国共附法相承を以本末之分テ御座候へ者、爰を以申ハ吉野天台方ハ真言之末寺とハ可申候、近年古法を破申事神慮旁無勿体奉存候、如古法被仰付可被下候御事、

一、天台方山上行衆ニ罷出候節ハ、三導師礼錢御座候を近年不仕候御事、  
一、天台方行衆毎年此方と立合ニ而上り座ト申、叮嚀成座配御座候を、寛文五年以来不仕候御事、

一、穀屋座と申終日叮嚀成座配御座候処、近年不仕候御事、

一、花摘之座と申御座候を、寛文五年以来不仕候御事、

一、五月五日節供座と申御座候を、是も同前ニ不仕候御事、

一、五月八日湯上りと申座、是も不仕候御事、

一、五月九日花供正頭渡座と申叮嚀成座配ニ而御座候を、寛文五年方不仕候御事、

一、六月七日先達座と申、終日叮嚀成座配御座候を、寛文五年方不仕候御事、

一、藪座と申候而六月日限無之、是も不仕候御事、

一、七月七日七夕座と申御座候を、是も同前ニ不仕候御事、

七月無定日、四月方七月迄阿伽行成就之上座御座候、是も不仕候御事、

一、八月法花堂座不仕候御事、

一、穀屋ニ而超昇寺先達宿仕候御事、

一、下山ニ宿坊有之旦那宿仕候御事、

一、後邊堂手引仕候御事、

#### 下山ニ而之新法覚

一、藏王堂外陣之番毎日一人宛仕来候処、頃日ハ不仕候御事、

一、外陣ニ勸進所と申ニ畳敷天台方之番所御座候、近年此内ニ茶湯所を構火焼

申候、又寒氣時分ハ置こたつを置あたり申候故、大事之本堂ニ而火用心惡候間、不仕候様と数度此方方改申候へ共承引不仕候、若本堂など炎上仕候而ハ一山之迷惑難勝計候、其上仕来番ハ無沙汰仕、右之通ニ候而ハ火事出可申事ハ目前ニ御座候間、番をも、如有□急度相勤、茶湯・こたつをも不仕候様ニ被仰付可被下候御事、

一、毎月十九日互御祈禱終天台方方真言方座上之方へ人々一礼御座候を、近年上一人ならてハ不仕候御事、

一、三月十一日法事ニ先規ハ互鼻高をはき候へ共不具故、中古方互ニはき不申本堂上はきニいさうり多御座候故、頃日迄天台方方も此方へかり候てはき申候処、日光方参候而以後天台方ニ鼻高はき申候、此方ニも致用意如先規はき可申候御事、

一、四月八日内陣ニ椅子を立候事、近年之事ニ御座候故、奉行一藤蓮藏院迄断申候へ共、承引不仕候御事、

一、諸山ニ而寺僧ならてハ裳付之衣ハ着申事無御座候処ニ、天台諸使長円ニ二年以来裳付之衣を着せ申候故、何とて左様之衣きせ申候やと蓮藏院方迄断申候へ共、承引不仕候御事、

右之外新法共可有御座候へ共、先兩人覚申候通□付差上申候、吉野へも書付越候へと申遣候間、定而申可参候、左候ハ、重而指上可申候、已上、

寛文十一<sup>辛</sup>亥年五月吉日

吉野山真言衆徒中惣代  
南之坊

久保坊

#### 寺社御奉行所

天台新法仕候覚書ニ而御座候、久保坊快算・南之坊勢尊也

山上ニ而天台方新法仕候条と、

是ハ吉野方申来候分也、

- 一、当年五月方天台方諸使長円ニ本堂宝前ニ而供養法為仕申候、誠以加様之新法前代未聞ニ御座候、再三以使断申候へ共我假計申承引不仕候御事、
  - 一、花供寺役之時、餅并御供等權現・役行者從穀屋備申古法ニ御座候処、当年者備不申候、右之御供者三導師寺役人并天台堂僧方へ割符申候作法ニ御座候へ共、御供備不申候故其例破申候御事、
  - 一、洞川方檜桶・闊伽桶等、三導師寺役衆并天台配分之作法御座候へ共、是も当年者悉天台致押領、一円配分無御座候御事、
  - 右洞川方登物者雜器として真言方之正頭坊方八木下行御座候御事、
  - 一、六月御影供会式ニ權現并役行者へ穀屋方餅并御供を備申候、是も三導師寺役人并天台堂僧へ配分申候を、当年者悉天台方へ押領申候御事、
  - 一、穀屋ニ而当年初而護摩修行之札を出し申候、惣而護摩執行者ニ導師方外、山上ニ而者無御座候処、破古法護摩札出し申候御事、
  - 一、山上穀屋にて猥諸旦那之宿仕事、從先規方其例無御座候処、寛文九年方旦那并山伏先達宿仕候事新法ニ御座候、此段ハ慥成証文御座候御事、
  - 一、同穀屋方後邊堂引手仕例無御座候処、寛文九年方参詣人之手引仕候御事、
  - 一、天台正頭屋方斗米とて、奉備權現ニ佛餉米ニ而御座候、是を三導師其外寺役人并天台方配分申候を、当年ハ悉天台方へ押領仕候御事、
  - 一、右方如申上候山上穀屋職之儀、往古方真言方之支配所ニ御座候を、天正年中ニ天台方へ預ケ置申候、穀屋職相捌申候ニ付、様々之新法仕候間、穀屋職如先規此方へ返申候様ニ被為仰付可被下候御事、
- 下山本堂ニ而天台新法仕候条と
- 一、正月八日・九日・十日三ケ日間於本堂ニ真言天台立合修正会法事之砌、天台之導師伴僧を連候、此伴僧先規者導師之右方ニ置候を、近年者導師之左方ニ置申候ニ付、度々以使断申候へ共、承引不仕候御事、

- 一、三月十一日於藏王堂真言天台立合<sup>之</sup>法事有之候時、真言方之標、天台方役として自身指申候古例ニ御座候処、近年ハ天台方諸使長円ニさらせ申候ニ付、数度以使断候へ共、承引不仕候御事、
  - 一、同日之法事ニ真言方役として錫杖廻向相勤申候、此前ニ天台方衆を勤申候古例ニ御座候処、寛文六年方樂勤不申候故、以使断置申候御事、
  - 一、藏王堂外陣并壇場天神大塔毎夜燈明挑申候事、天台之役ニ御座候処、近年者一月ニ二三度ならてハ挑不申候、神慮旁無勿躰奉存候間、懈怠無御座候様ニ被為仰付可被下候御事、
- 右之通ニ御座候而ハ、吉野大峯諸寺役方悉相破可申事歎敷奉存候間、被為遂御僉議を、古法相立申様ニ奉仰候、已上、
- 寛文十一<sup>辛</sup>亥年七月吉日 吉野山真言衆徒中惣代 前之坊
- 南之坊  
久保坊
- 寺社御奉行所
- 天台方新法仕候覺書ニ而御座候、久保坊快算・南之坊勢尊・前之坊長雅
- 一、年中行事之内真言方ニ新法仕由天台方方申上候
  - 一、正月三ケ日中權現開帳を上置と申事返答、大成偽ニ御座候、三ケ日之間開帳仕たる例終無御座候、正月朔日午之刻ニ開帳申候、此段ハ本紙ニも具ニ申上候通、吉野一山へ御尋可被下候御事、
  - 一、正月十日藏王堂出仕之事、此方修正衆出仕之事候、其方へかまひ申事ニ而無之候間、不入僉議ニ候御事、
  - 一、正月十一日天台方祈禱之時權現開帳之事ハ、先段ニも申上候通、先規方開帳錢出シ来候処、出不申候故開帳拜セ不申候、開帳錢取不申候而拜セ申たる例無御座候、拜ミ申度候ハ、如例開帳錢出可申候御事、
  - 一、正月廿三日於藏王堂仁王会之時、真言方御供を備来候、去年始而久円備



させ候由返答、此方衆僧備申事無御座候、行宗久円とて此方諸使ニ而毎日権現之御供を調奉備者二人御座候、御供備申事ハ此兩人之者役ニ御座候、供申ハ時之番衆供申候御事、

一、三月十一日両社神輿蔵王堂へ御幸有之時、錫杖之役者中古方此方を雇申候由、終被雇申たる例無御座候、又出仕座之事先段ニも如申上候、真言方本堂之出仕ハ堂之奥末座ニ御座候故、先規方之出仕之通ニ御座候、寛文三年方と書付申候段、偽ニ御座候御事、

一、四月八日蔵王堂内陣ニ椅子を立候事、新法ニ御座候故、奉行一藹蓮蔵院迄断申候へ共承引不仕候、又法事之節開帳仕たる例無御座候御事、

一、五月九日・六月六日両度会式ニ天台方山上江登り、山上蔵王堂之前ニ而諸先達笈渡し之時、出仕所を満堂用意仕と書付申候、先段ニも申上候通出仕之案内等湯聖役ニ御座候、又正面ニ出仕いたし候事、往古方寺僧方計出仕を仕来候処、近年出仕所満堂指出新法仕候と書付申候、近年とハ何年以來指出候哉御尋被成可被下候御事、

一、五月九日・六月六日両度之会式、天台方籠所を満堂掃除し薄縁を敷と申事、扱と推参成申事ニ候、本紙ニも書付候通、本堂之掃除床へ薄縁を敷出仕之案内等湯聖役ニ候、湯聖役と申一和尚ニ抱置給分ハ役錢之内方遣し申候、此方抱置申候者ニ候故、此方衆中自身仕様ニ紛らかし申候事、前代未聞之儀ニ御座候御事、

一、山上へ役行者堂ニ諸先達方役錢之所務御座候、是ハ夏一支配之堂と書付申事大成偽ニ御座候、行者御影堂之儀ハ往古方真言方支配所ニ候故御影開眼供養等導師仕来、先年方御公儀へも持分之書付ニ数度申上置此方持分ニ隱無御座候所、夏一支配所とハ新申事ニ御座候、右之通ニ御座候故尤役錢御戸散錢等此方支配申事ニ候、又夏一宿之儀三年以前及公事於御評定所如先規被為仰付候故、夏一宿三導師寺之内何方へ成共参候様ニと毎年申遣候へ共不参、

先規方終参付不申穀屋ニ罷有候事、天台方新法ニ而ハ無之候哉御尋被遊可被下候御事、

一、極月十九日歟正月十九日か此方神酒開振舞之時、住連主を呼申候を、去年久保坊正頭ニ相当り始而住連主を呼不申候と書付申候、先以偽ニ御座候、四・五年以來呼不申候由承及申候、呼不申候子細者、先規方住連主年老相応之座敷ニ書置申候古法ニ御座候を、近年ハ若輩之者共参候而座上を仕り候ハん由、毎度座敷之備仕候故、四・五年以來呼不申候由承候、久保坊正頭方と書付申候儀、相違ニ御座候御事、

寛文十一年 辛亥年七月吉日

吉野山真言衆徒中惣代

前之坊

南之坊

久保坊

寺社御奉行所

天台方方真言方新法仕由申候返答覚書ニ而御座候、但是ハ御公儀江指上候哉私白不存候、久保坊快算・南之坊勢尊・前之坊長雅也、

一、久保坊乍恐口上書を以申上候、先月十八日御寄合ニ而真珠院申上候者、久保坊ハ大悪人ニ而、吉野山中之子共迄久保坊と申候へハ鳴子も鳴止申候と申上候、扱と案内千万成悪口ニ御座候、拙僧義ハ吉野山中へハ四十年以來忠節をこそいたし候へ、対一山少ニ而も悪事仕たる覚無之候、則今度之御訴訟も伽藍相続之訴訟ニ候へハ一山之為ニ而ハ無之候哉、天台方こそハ大悪人と我等ハ存候、五百石余有之候ても伽藍共及大破候処、其修理料之内を三百石者天台学頭領ニ取候て是と存、伽藍ハ断絶可申候共、真言方をさへつふし候へハ一山之者共をも恣ニ下知を成大者可申通ニ御座候、先年も学頭と申尊法院と申仁吉野へ登山申、吉水院ニ罷有 上意と申、一山之竹木を売取山中へ吉水院番をさせ入来伝馬を致させ、五百石之修理料ハ四ツ成定免ニ御

座候を高免ニ取、年貢不得仕者ハ吉水院庭ニ竹ニ而水籠を作、百姓之妻子等を入、真言方之儀ハ勿論様々之新法共仕かけ、四十年前真言方十六人御当地ハ罷下御訴訟申上、先規之通候、被為仰付罷上、至于今其通ニ御座候、左候ハ一山之忠節ニ而者無之候哉、右之段皆以吉野天台方致所ニ御座候、尤天台方ニハ我等を悪人と可存候、天台方こそ古今悪人数度御座候、大坂御陣之砌、吉水院為名代西藏院・蓮藏院・筒之坊と申天台之寺僧三人大坂ハ致籠城、御当家ハ御敵申候、御陣之内真言方ニハ於本堂家康様御祈禱仕候、天台方ニハ吉水ニ而大坂之御祈禱仕候、籠城之内吉野奥郷方一揆蜂起仕候を吉水ハ引入籠城させ可申通と見ハ申候を、吉野一山と真言方一味ニ而吉野方追返申候、其時之御公儀方之御礼状も御座候、落城之翌年籠城之者共御改被成筒之坊御召捕被成、一揆之者共一所ニ吉野之麓ニ而はりつけの御成敗ニ被成候、西藏院・蓮藏院者欠落仕御手廻り不申候ニ付、両寺之諸道具御改、一山ハ御預ケ置被成候処ニ、其後吉野ハ罷帰押而寺ハ直り、上様方被下候寺領にても押支配仕罷有、其後身之罪を忘、吉水院・西藏院・得驗院・道光寺、角兵衛と申町人老入、此角兵衛と申候者ハ大和一国ニ無隠大悪人ニ而御座候を致一味、真言方を相手ニ而公事仕候、台徳院様御代ニ酒井雅楽頭様・酒井讚岐守様・土井大炊頭様・嶋田弾正様御裁許ニ而、此方勝手ニ被為仰付、西藏院・角兵衛ハ伊豆之大嶋ハ流罪ニ被為仰付候、其節吉水院事をも可申上と申候ヘ者、其時妙覺寺と申天台宗此方一味ニ御座候、御内証被頼候故、不申上指置申候、又近年ハ天台方東南院と申候者ハ四郎兵衛と申候盗人之宿をいたし数年盗取候雜物を東南院預り置申由ニ御座候、有時吉野之麓広瀬村弥右衛門と申候者之土蔵ハ忍入、金銀雜物盗取候を其主つけて參候而搦捕、東南院ハ断申候ヘ者、東南院出合何之僉議も無之、其夜ニ父子兩人成敗仕候、公儀ハも訴不申成敗仕候事、同類之者わさと一山之者共申候、右之段吉野山中ハ御尋被遊可被下候、又拙僧を悪人と申候段も御尋被

成可被下候、新殊院申通ニ御座候ハ、如何様ニも曲事ニ可被仰付候又新殊院申通相違ニ御座候ハ、新殊院可被仰付御了簡も可有御座候御事、

寛文十一<sup>辛</sup>亥年六月吉日 吉野山 久保坊

寺社御奉行所

天台<sup>私目</sup>新殊院悪口申候ニ付、久保快算口上之覺書ニ御座候、

覺

一、寺僧満堂年中行事誓紙を以書上候、其外証文等迄御披見ニ入候、畢竟此段者上僧・下僧之差別為可申上計ニ而候事、

一、寺僧満堂各々ニ法事仕候義者、成間敷哉と御尋ニ付申上候、

寺僧方方申上候ハ満堂承仕役不仕候得者、法事不罷成候事、満堂方申上候ハ如何様ニも此方一分ニ而可仕事、

一、満堂為衆徒之由、先年被仰付候上ハ、寺僧方より申分無之候事、

一、穀屋之義、寺僧方支配ニ先年被仰付候間、満堂より申分無之候事、

一、山上諸堂破損修覆者、穀屋常ニ定りたる取分并奉加仕以助力相調候、又

吉野諸堂破損修覆者、寺僧方ニ除置候、貳百石之修理領を以満堂持分之堂

社ニ至迄相調候事、

一、御影堂御戸散錢之義、四月八日方九月九日迄集り候を寺僧・満堂配分仕

候、此儀ニ付申上候ハ、

寺僧方方申上候者、往古者天台夏一宿捌を満堂ニ仕らせ色々礼分等致

候ニ依て集り候散錢、四月より九月迄之内、六月六日一日之半分此方ヘ、

取残は、皆宿捌仕候満堂老入ニ取せ候処ニ、近年宿捌之檀分等不出候ゆ

ヘ申分ニ罷成候事、

満堂方方申上候者、寺僧如申四月方九月迄之内、六月六日一日之半分

寺僧ヘ遣し候、宿捌之義も相違無之候、此義者従往古定例ニ而如此仕候、

宿捌之檀分なと、申上義ハ曾<sup>カッテ</sup>而無之候、然所ニ内証之証文等を寺僧所

持仕何角申掛候、如古来此方へ参候様ニと寺僧方へ申遣候へ共、近年不  
参之満堂之取分ノ多候者、御影堂此方之持分之所故ニ而候事、

一、執行代之義双方江御尋ニ付申上候、

寺僧方より申上候ハ、山上山下共執行代者満堂ニ申付寺役承仕等迄勤

させ手形取かハし置候、且又古証文も此段慥ニ有之候事、

満堂申上候者、寺僧之一藁・二藁・三藁之義として満堂方より運上銭

を出シ勤申候、其内一藁執行代ハ無役ニ而二藁・三藁之執行代兩人寺

役勤候、去年方ハ雇不申候故役銭ため置申候寺僧出し候、執行代之証

文者内証ニ而之手形共ニ而候事、

一、年中行事奥書之義、誓紙之上ニ而書上候間、寺僧方之口具に可仕之処、

新規之義共書載候故、従往古至于今迄御座候文言を除申候、其節御断可申

上処ニ不念仕御吟味之上、満堂共行あたり誤、至極迷惑ニ奉致候事、

一、山上山下共に諸堂支配之義ハ如有来寺僧満堂申分無之候、但行者堂之義

ハ異論有之候事、

一、諸堂社売得<sup>徳</sup>ニ仕候義者、従古致来候ニ付、至于今其通ニ仕候事、

一、下山本堂開帳之義ニ付申上候、

寺僧方より申上候者、開帳者寺役之時満堂方何時も開帳ニ仕候、開帳

銭と申義ハ無之候事、

満堂方申上候者立合之法事之時ハ開帳仕候事、寺僧斗寺役之時ハ開帳

銭をとり拝ませ申候事、

右条と被聞召届御裁許御座候へハ、双方何之申分無之落着仕候、以上、

寛文十一<sup>辛</sup>亥年八月廿九日 満堂方 久保坊

伏算印

同南之坊

□□印  
(勢尊九)

同前之坊

長雅印

寺僧方吉水院

照遍印

同勝光院

正祐印

同真珠院

円秀印

同蓮藏院

孟遍印

御奉行所

私目 真言・天台双方共三年中行事永キ故、十一ヶ条ニ御ツゝめ被成候而

御公儀へ右之通判形仕候而御取被成候、真言天台共ニ御公儀方写を被為成

下候、

差上申一札之事

今度寺僧満堂出入之儀、重と被為遂御僉議、畢竟之所拾壺ヶ条ニ相極八月廿

九日立合一札仕候時日、於御評定所双方江御下知状被成下致頂戴候、御紙上

之趣連判之者共不及申上、吉野山ニ罷在候者共ニ至迄、一同ニ毛頭違背不仕寺

僧満堂致和睦、自今以後申分仕間敷候、若違犯之輩於有之者、中ヶ間方令衆

祓急度御仕置ニ被仰付候様ニ可申上候、為後日証文如此候、以上、

寛文十一<sup>辛</sup>亥年十二月五日

満堂方惣代

久保坊印

同南之坊印

同前之坊印

寺僧方惣代吉水院印

同勝光院

右者病氣故先達而罷帰、不及判形、

同真珠院印

同蓮藏院印

御奉行所

右一同ニ御下知状之趣、奉相守違輩仕間敷候以上、

寺僧衆中不殘連判有

滿堂衆中不殘連判有

社僧衆中不殘連判有

神主 判有

祢宜衆中不殘連判有

天神祢宜 判有

御下知状ハ十二月四日ニ從 御公儀被為成下候、十二月五日ニ如此、久保坊快

算・南之坊勢尊・前之坊長雅・吉水院遍照・勝光院正祐・真珠院円秀・蓮藏

院孟遍、於江戸判形仕候、天台衆中不殘・真言衆中不殘・社僧衆中不殘・神

主祢宜衆中不殘・天神祢宜、何れも連判吉野ニて仕候而 御公儀御取被成候、

大和国国軸山金峯山寺寺僧滿堂諍論遂穿鑿申渡覽

一、双方年中行事吟味、証文等相改之処、寺僧書上候内

五月九日法事之時滿堂方出仕、

六月七日御影供会ニ理趣經誦誦、

滿堂書上候内

四月朔日中曲三昧

五月廿三日曼茶羅供

滿堂方にも遷宮勤之儀、

同式を誦候儀、

此六ヶ条者滿堂申所分明候、寺僧不可諍之、相殘条教者寺僧申分慥ニ聞え  
理運たるの間、滿堂不及異論、立合之法事ニ至まで如有来可致執行之、雖  
然先年滿堂も衆徒に極之上者、今以不可有相違、弥寺僧滿堂同等ニ可相心  
得事、

一、寺僧滿堂双方共に新規之勤行令停止之、且以復不可致新法、但 東照  
宮 台徳院殿 大猷院殿 御法事者可為各別事、

一、行者堂御戸散錢之儀、如古来夏一宿捌滿堂より相勤之、四月八日より九  
月九日迄の散錢宿捌之滿堂取之、六月六日一日半分ハ夏一方へ可遣之、此

外滿堂よりの礼物并五節供之勤等止之、夏一有異儀滿堂方に可在事、

一、諸堂修覆之儀、修理料式百石餘之上ニ本高之内今度檢地出高之物成四分

一新加有之条、寺僧滿堂立合以相對納置之、山上山下共に不殘可修理之、

取来役錢之分者御供燈明料に用之、致私用間敷事、

一、穀屋之儀、先年寺僧方支配相極之間、弥可為其通事、一、執行代之儀、

先規之通寺僧よ<sup>①</sup>雇滿堂可勤之、但相定役錢之外、私之得用有之ましき事、

一、山上山下諸堂持分可為如前と互売得之儀、向後不可致<sup>②</sup>、但今迄買得仕

候分、以相對買返之儀者可為各別事、

一、山下本堂開帳之儀、寺僧方法事之時も滿堂不及異儀可令開帳、寺僧方よ

り開帳錢を取来之由滿堂雖申之、向後停止之事、

一、金峯山寺之儀、為日光御門迹御支配之間、寺僧・滿堂・社僧・神主・祢

宜等に至まで可受学頭之差<sup>③</sup>并吉野郡御代官申付儀違背仕間敷事、

右条と堅可守此旨、若於相背者随科之輕重可及沙汰、仍遣下知状双方者

也、

寛文十一<sup>辛</sup>亥年十二月四日 長門御印判

伊賀御印判

山城御印判

内膳御印判

但馬御印判

大和御印判

美濃御印判

## 満堂中

寛文十一<sup>亥</sup>十二月四日江戸於評定所ニ真言方へ從 御公儀為

成下候、其節御老中へ 板倉内膳正様、寺社御奉行ハ小笠原山城守様・戸田伊賀守様・本多長門守様也、真言方惣代久保坊快算・南之坊勢尊・前之坊長雅、天台方惣代吉水院照遍・勝光院正祐・真珠院円秀・蓮藏院孟遍也、真言天台年中行事御僉議之上御下知状両方へ一通ツ、被為成下候、

吉野山真言天台年中行事於 御公儀御僉議口上覚

一、寛文十一<sup>亥</sup>年五月十八日寺社御奉行小笠原山城守様・戸田伊賀守様・本多長門守様ニ而御座候、御月番山城様ニ而、真言方久保坊快算・南之坊勢尊・天台方学頭明王院・真珠院・蓮藏院ニ而御座候、両方年中行事御読七被遊候而、先天台寺役帳真言方江御渡シ、是ニ相違有之処ニ者一と申上候様ニ御意被遊候故、荒増少不審申上候外之公事数多御聞被遊候故、殊外御草臥ニ付先双方罷立候而重而罷出候得よし御意被遊候、扱真言方寺役帳を天台方江御渡シ被遊是ニ不審有之処ハ返答書仕候而指上候様ニ御意被遊、又天台方寺役帳を真言方江御渡シ被遊、是ニ不審有之処ハ返答書仕候而指上候様ニ御意被遊、双方同断ニ被仰付候

一、同廿七日山城様江真言方参候而申上候ハ、年中行事早と御僉議被遊可被下旨御訴訟申上候へハ、御奉行三人御意被遊候者、天台方真珠院腫物気ニ而相つらひ候由天台方申上候間、少相待候へよし御意被遊候、扱真言方返答書天台方返答書両方 共ニ指上置候、

一、六月九日御月番伊賀様ニ而御座候、真言方参候而申上候ハ右同断、

一、同十八日伊賀様江真言方参候而申上候ハ右同断、

一、同廿七日伊賀様江真言方参候而申上候ハ右同断、

一、七月九日御月番長門様ニ而御座候、真言方久保坊快算・南之坊勢尊・前之坊長雅参候而申上候ハ、内と之年中行事御僉議被遊可被下旨御訴訟申上

候へハ、御奉行三人御意被遊候者、天台方勝光院・蓮藏院相つらひ候由天台方より申上候而、先今日者帰候様ニ御意被遊候、又壱人前之坊ハ何として下向申候哉と御尋被遊候、申上候ハ、又当年於大峯山上ニ天台方色々新儀我儘大分仕候故言上仕度奉存候而罷下り候と申上候、先今日者帰候ハ重而参候而様子申上候様ニ御意被遊候、其上ニ而菟角吉野之事者大分事永候間寄合日之外ニ聞可申候と御意被遊候、

一、同十八日長門様江真言方参候而右之断申上候、御奉行三人御意被遊候者、廿日聞可申候間早と此長門殿江罷出候へよし御意被遊候、我と申上候者忝奉存候、廿日ニ罷出可申旨申上候

一、同十九日之日之暮ニ天台方方使参候、明廿日ニ長門様へ罷出申上候御座候へ共、此方勝光院・蓮藏院兩人相つらひ申候間明日者出申間敷候間、各も御出被遊候事御無用ニ可被成候と申越候、真言方返事ニ、内と方被仰付候処ニわつらひ被申候故出被申候事成間敷由無是非候、然者此方ニも罷出申間敷候と申遣し候、扱其十九日之日之暮ニ長門様江南之坊・前之坊参候而、天台方方如此申越候よし申上候、長門様御意被遊候者天台方わつらひ申候へハ無是非候、重而罷出候へよし御意被遊候、

一、同廿日ニ山城様江南之坊前之坊参候而右之様子申上候、

一、同廿七日長門様江真言方参候而申上候ハ、何とそ内と之年中行事御僉議被遊可被下旨御訴訟申上候、早天故山城様伊賀様御出無之長門様斗ニ而御座候、長門様御意被遊候者、未天台方わつらひよく無之よし天台方申候間先相待候へよし御意被遊候、其上ニ而被仰候ハ先年吉野真言天台公事仕候御書出し之写仕候而、早と持参仕候へよし御意被遊候、相心得申候と申上、罷帰り候而写仕指上置申候、并吉野山上山下諸伽藍支配所を具ニ書立候而指上置申候、

一、八月九日御月番山城様ニ而御座候真言方参候而申上候ハ、内と之年中行

事早と御僉議被遊可被下旨御訴訟申上候、山城様・伊賀様御意被遊候者、未天台方相つらひ候者共気色よく無之候間重而罷出候へよし御意被遊候、其上ニ而山城様御意被成候ハ、先年被仰付候御書出し写候而指上候へよし御意被遊候故相心得候と申上候、扱又天台方新殊院も罷出候へ共、我々ハ跡ニ罷出候故何事を申上候哉様子不知候、

一、同日ニ山城様江前之坊参候而先年被仰付御書出し之写指上置候

一、同十七日ニ山城様江前之坊参候而、明十八日ニ罷出可申候哉と申上候山城様御意被成候者明日、出候へよし御意被遊候相心得候と申上候

一、同十七日ニ天台方方使参候、明十八日ニ御出可被成候、此方之衆気色本腹（後）申候間罷出可申候、真言方返事ニ相心得候、罷出可申候と申遣し候、

一、同十八日山城様江真言方久保坊・南之坊・前之坊、天台方吉水院・勝光院・新殊院・蓮藏院四人罷出候、御僉議被遊候時ハ九ツ之時計打候方暮六ツ迄御僉議ニ而御座候、先天台方寺役帳御読せ候而真言方不審仕候へよし御奉行所三人御意被遊候、真言方口上之趣者、天台方寺役帳を真言方方返答目安之通一と不審申候、先毎月一日二日三日十一日ニ御祈禱之上導師行法清僧勤之と御座候、中之於本堂ニ行法いたさせ申事ニ而無御座候、毎月御祈禱之上心経之积或ハ観音経之积読申候行法と申ニ而ハ無御座候、天台方申候者左様ニ而候無御座候、积を読申候か則行法ニ而御座候、其上於本堂ニ何時供養法可仕候と此方少、ニ而御座□申候、真言方申候者中、大成偽申候、心経之积を読申候を行法と申候、中、何も不存偽申上候、すてに行法とハ法を行と書申候、又供養法とも申候、於本堂諸伽藍ニ天台方ニ行法いたさせ不申候証抛御座候、八年以前霜月十九日立合之寺役御座候時、則是ニ居申候勝光院新殊院兄弟并勝光院むこ妙覚寺三人本堂へ参候而此勝光院蔵王之式を読申候其時宝前之莊嚴を天台檀ニ初而引置シ申候而香花を備申候故其時真言方瀧本坊・多聞院・前之坊断申候而互ニ申分いたし申候而、其様

子天台衆中へ使を以断申候、天台方惣代蓮藏院江申遣し候者、今朝蔵王堂莊嚴を天台檀ニ初而勝光院・新殊院兄弟引置シ申候、其方衆中の方申付候哉但我俣ニ兩人いたし候哉と申遣し、天台衆中の方返事天台方惣代蓮藏院申候者、惣而今朝之御祈禱ニ者我等此方之上座仕申答ニ而御座候処、今朝者少気分惡敷御座候故参不申候而若輩之者共何れも不存候而仕候、以来我俣いたさせ申候間敷候、今朝之処ハ御免被成可被下候、衆中□左様ニ返事申候と侘言仕候、其後少も加様之我俣不仕と申上候、山城様御意被遊候者、いかにも能証抛ニ而候、扱ハ堂内ハ一円真言方支配ニ而有之故、自然天台方寺役之時も客人あいらしいたし候と相見へ申候、又外陣ハ天台方支配故真言方を客人あいらしいたし申候哉と御意被遊候、中、往古方左様ニ而御座候と申、真言方申分急度相立申候、扱天台方年中行事を真言方返答目安之通一と不審仕双方対決申候、証文等互ニ出し申候而御僉議御座候、

一、同廿七日山城様江真言方久保坊・南之坊・前之坊三人、天台方吉水院・勝光院・新殊院・蓮藏院四人罷出候、御僉議被遊候時ハ八ツ之時計打候方夜ル之四ツ半時迄御僉議ニて御座候、扱真言方寺役帳御読せ候而天台方不審仕候へよし御奉行三人御意被遊候、双方対決仕候、夜ル之四ツ過ニ伊賀様・長門様御掃被成候而山城様御老人ニ執行代之義御僉議被遊候、事終テ山城様御意被遊候者、両方畢竟之申分拾壹ヶ條ニ御書立被成候而明後廿九日ニ双方不殘参候而蓮判仕候へ蒐角評定所ニ而御老中江如此事永寺事ハ不申上候間此面を僉議仕候へよし被仰付候一、同廿九日ニ山城様江真言方久保坊・南之坊・前之坊、天台方吉水院・勝光院・新殊院蓮藏院両方七人参候而十一ヶ條蓮判仕候而御取被成候、山城様御意被遊候者来ル九月四日ニ御評定所江罷出候へ、扱真言方方久保坊・前之坊、天台方方新殊院・蓮藏院罷出候而対決仕候へよし御意被成候、併三日之朝両方方老人ツ、是江参候而明日出可申候哉と問ニ、参候へ、其内御老中江様子可申上候と御意被遊候、相心得候

と申上候、

一、九月三日山城様江真言方南之坊、天台方学頭明王院・新殊院朝早、問ニ双方参候、山城様御意被成候者、弥明四日真言方久保坊・前之坊式人罷出候へ、又学頭も出被申候へ、天台方式人罷出候へハ御意被成候、扱拾壹ヶ條之書立御写候而真言天台江壹卷ツ、御渡被遊候而、明四日ニ此面斗対決仕候へよし御意被成候、

一、同四日御評定所江御老中久世大和守様、寺社御奉行山城様・伊賀様・長門様御出被遊候、真言方久保坊前之坊天台方学頭明王院・新殊院・蓮藏院罷出候、山城様御書立被成候十一ヶ條之面双方対決仕候

一、同九日御奉行三人江節句之御礼ニ真言方参候、伊賀様ニ而弥十二日ニ御評定所江罷出可申候哉と伺申候、伊賀様御意被成候者、弥十二日ニ罷出候へよし御意被成候、一、同十一日暮六ツ時分ニ天台方方使式人参候、明日御評定所江被出申事無用之由御奉行衆被仰候間、其方ニも御出御無用ニ候由申越候、真言方返事ニ相心得候と申遣し候、

一、同十一日夜ル五ツ時分山城様江真言方前之坊参候而申上候者、只今天台方方人越申候、明日御評定所江罷出候事無用ニ仕候へよし御意被成候と申越候、無心元奉存御伺参候由申上候、山城様御意被成候ハ、いかにも明日者出申事無用ニいたし候へ、其内様子有之候者此方方可申遣旨御意被遊候、

一、同十五日御奉行三人江御礼ニ真言方前之坊参候、

一、同十八日御月番伊賀様ニ而御座候真言方南之坊参候而申上候者

一、同廿二日ニ御評定所江罷出可申候哉と伺申候、御奉行三人被仰候者いかにも廿二日ニ罷出候へよし御意被成候、天台方も吉水院・勝光院・蓮藏院罷出候

一、同廿一日山城様方御指紙参候、明廿二日ニ御評定所江出候義延引候而来四日ニ出候へよし申来候、則其指紙ニ明廿二日御評定所江御出候儀御延引候て

来月四日ニ御出候様ニと山城被申候、四日ニ御出之義も其前日此方へ御伺可被成候、以上、

九月廿一日

小笠原山城守内前場九郎兵衛

久保坊

一、同廿二日朝山城守様方御指紙参候、明廿三日之朝山城様参候へ□し申参候、御返事ニ何も得其意参上可仕と申遣し候、山城様御指紙用之義候□明早朝御出候様ニ山城被申候、以上、

九月廿二日

小笠原山城守内前場九郎兵衛

吉野真言  
久保坊

一、同廿三日朝山城様江真言方久保坊・南之坊・前之坊参候、山城様被仰候者、少尋度事候、此中本山山伏方大峯山上参候を、六月六日七日方外ハ先規方参不申候而秘峯を見せ不申候、此頃ハ其外之日も参詣申候間御留可被下旨申候、左様ニ候哉と御意被被遊候、真言方申上候ハ中ニ以前ハ参詣人も少ニ而御座候故、六月六日七日斗参詣申様ニ申合候へとも、近年ハ大参ニ而中ニ六月六日七日ニ而ハ参詣仕事難成御座候貴候而参之人俗を留申事も不罷成候故其俣ニ而御座候、其上当山本山諸先達護摩執行仕候処江ハ老人も六月六日七日ニ而も参不申候、□ハ法度ニ而御座候、大峯山上と申候ハ、真言方三導師四月方九月迄山籠仕開白結願仕事ニ候故、山伏中間江かまひ申事ニ而無御座候、□城様被仰候ハ、其様ニ大分参候而ハ中ニ六月六日七日両日ニ而参詣成間敷候、其上貴ミ候而参候処を法度いたし参するなといふハ難被申候、是ハ兩日ニハ中ニ限事成間敷候と御意被遊候真言方申上候ハ中ニ御意之通ニ而御座候、兩日なそて中ニ参詣成申事ニ而ハ無御座候、扱又山城様御意被成候者、去年藤九郎給地仕候、打出し四拾石余、真言天台論所と有之処候是ハ如何仕たる事ニ候と御意被成候真言方申上候ハ、其段藤九郎給地之帳ニ委細御座候、地ハ真言領天台領其方ニ之地ニ而御座候、其上岩

藏と申候御座候、此処ハ一円真言領地ニ而御座候、然共天台方半分天台方と申かけ候、加様之事ニ而論所と御座候、殊ニ四拾石餘御座候、論所ハ方々ニ少ツ、左様之処ニ御座候、定而惣合四拾石餘程之処と奉存候、山城様御意被成候ハ中と此中是のミ僉議申事ニ候、殊外六ヶ敷候、弥来月四日ニ御評定所江罷出候へ、其時申付可有之候、併三日之朝老人口ニ参候へよし御意被成候、真言方申上候ハ、内々之訴訟修理料両学頭之儀申上、其外山上ニ而天台方新儀仕候段と申上、扱本堂壇場金鳥居八社之宮修理不仕候段と、別紙ニ書立指上申候、御取被成置候、山城様被仰候ハ何事も来月四日か十二日かニ埒明可申候間左様ニ相心得候へよし御意被遊候、真言方申上候ハ忝由申上候、一、同廿四日之朝山城様方御指紙参候、吉野丈六領之儀高何程ニ而有之候哉、委細書付越候へよし申来候、真言方返事ニ伺公仕可申上旨申遣し候、山城様御指紙ニ

丈六領之高何程ニ而候哉、委細書付御越候様ニと山城被申候并地所之名も銘とニ知候者御書付可有候、以上、

九月廿四日

小笠原山城守内前場九郎兵衛

吉野久保坊

扱其廿四日九ツ時分ニ山城様江真言方久保坊・前之坊参候、山城様下屋殿江御出被遊候よしニ而御留主居源助殿ニ申置候者、丈六領之儀高五石七斗八升程ニ而御座候、然共委細書付置申候書物見江不申候故大方是程ニ而御座候かと覺申候併委申上候へよし御座候ハ、其段吉野江申遣し候而指上可申候、先大方高五石餘ニ而御座候、其段御帰被遊候者被指上可被下候と申置候、扱又天台方江も修理料之内丈六領如何程ニ而候哉と御尋候故、同日勝光院・蓮藏院罷出候、

一、同廿七日之朝山城様江真言方参候而申上候ハ、今日御寄合伊賀様江罷出可申候哉と申上候、山城様被仰候者、別而用之儀無之候ハ、無用と被仰候、

真言方申上候ハ、内々申上候両学頭之儀被仰付可被下旨段と申上候、山城様被仰候ハそれは訴訟も叶申間敷候、先年大猷院様御代ニ天台学頭被仰付候故今以此処おもひ程ニ不叶ニ而あるふと被仰候、真言方申上候ハ、尤大猷院様御朱印之通ハ如何ニも天台学頭ハ被仰付候而只今も相違無御座候、申上候ハ今度給地之打出し修理料ニ御付被遊候而残処を真言学頭ニ被仰付可被下候段達而申上候、山城様被仰候者、先年万治二年被仰付候丈六公事御書出しと寛文九年山上御影堂之御書出しと両通晚ニ而も明朝ニ而も本紙持参仕候へ、見申処有之候、真言方申上候ハ、如何にも持参可仕候、扱又先日伺公仕候而申置候丈六高五石七斗八升程ニ而御座候、慥ニ書付候を相尋候へ共見江不申候、山城様被仰候者、先日其方申候通上方五味藤九郎方江吟味いたし下シ候へと申遣し候、慥ニ申上候ニハ不及候、来月四日ニ可申付様ニ申候へ共上方江問ニ遣し候へハ定而来月十二日以前ニも下り申間敷クと被思候程ニ、来廿二日時分ならてハ済申間敷と御意被遊候、又真言方申上候ハ、先日御評定所ニ而天台方学頭吉野山修理仕処を書付指上申候内、学頭之寺江先御かけ被成候、乍恐其書付真言方江可被下候、以来学頭之寺実城寺なども修理料方修理仕可申と申候へハ、其書付証文ニ罷成候間、真言方江可被下候申上候、山城様被仰候者、それニ不及、左様之処も今度急度被仰付有之候間、左様ニ相心得候へよし御意被成候、真言方申上候ハ忝由申上候、扱又同日ニ山城様方御指紙参候、則其御指紙ニ

久保坊

此御指紙ハ小笠原山城様御内前場九郎兵衛殿方久保坊方江参候、

一、同廿八日御奉行三人江御礼ニ真言方参候、山城様ニ而万治二年<sup>己亥</sup>五月十二



日之御老中様丈六出入被仰付候御書付指上申候、山城様被仰候者、此書付此方ニ留置申候、又来四日ニハ上方様子申参間敷候間、十一日之晚ニ二十二日ニ御評定所江罷出可申候哉と問ニ参候、由御意被成候、真言方申上候ハ相心得候と申上候、山城様ニテ御書付指上候使ハ御名字失念、源助殿と申人江相渡シ申候伊賀様長門様江御礼ニ参候

一、十月朔日御奉行三人江御礼ニ真言方参候、長門様ニ而侍者被申候ハ、当月之月番長門ニテ御座候、九日之御寄合ハ十日ニテ御座候、九日者亥のこニ而御座候、御用御座候而御出候ハ、十日ニ御出可被成と被申候、

一、同五日山城様江真言方久保坊・南之坊・前之坊参候而申上候ハ、内ニ申上候両学頭之御訴訟御了簡被成可被下旨申上、其上書付持参仕候間、御覽被成可被下旨申上、殊ニ山上御影堂之儀委細書付申候由申上候、山城様被仰候者、書付ニ不及候、其方方書付指上候ハ又天台方方も指上可申候、然者又対決いたさせ不申候ハ埒明不申候、左様ニ色ニ申上候段無用ニ候、両学頭之儀何共成間敷と被思候、又山上御影堂之儀ハ相濟申たる事ニ候、菟角六月六日一日半分天台方江渡シ、残処ハ真言方江取候ハ別条ない事と被思候、然共天台方申ハ、宿捌不仕候故不渡候と申、又其方ハ参候へと申候へと不参候と申候、其上ハ御年寄中之御了簡可有之と御意被成候、然処江社僧方藤之坊罷出被申候、吉野山之儀先規方三方として山中之執權等仕、其上修理料等も真言天台社僧と納申候間、此度も左様ニ三方納申候様ニ被仰付可被下候と被申候、山城様御意被遊候者左様之事ハ成申間敷候、御朱印ニも三方と有之候哉と被仰候、藤之坊被申候ハ、御朱印ハ左様ニ無御座候、然とも三方として納申候間左様之御了簡被成可被下候と被申候、山城様被仰候ハ先規方御朱印ニも寺僧満堂とこそしてあれ三方と申事ハ無之候、菟角真言方江付たる方ならハ真言方之下知を請、又天台方江付たる方ならハ天台方之下知を請申たるかよく候、今更三方と申事ハ成不申候と被仰候、

一、同七日山城様江真言方参候而申上候ハ、内ニ申上候両学頭之御訴訟之儀、何とそ御了簡被成可被下旨申上候、山城様御逢不被成候、

一、同八日山城様江真言方参候へと御留主ニテ御座候、

一、同同日晚方山城様江真言方参候へと御逢不被成候、

一、同十日御月番長門様ニ而御座候、九日ハ亥のこ故十日ニ御寄合御座候、真言方参候而申上候ハ、内ニ申上候両学頭之御訴訟申上候、御奉行三人被仰候ハ、相叶申間敷由御意被成候、扱又社僧方藤之坊出被申候而被申候ハ、先日申上候通真言方天台方社僧方三方として吉野執權仕候様ニ被仰付可被下由被申候、山城様御意被遊候ハにくい事を申候、中とてもなひ追放可被付由被仰候而殊外御しかり被成候、藤之坊被申候ハ左様ニ御座候ハ、罷登可申候、山城様御返事不被成候、

一、同十一日之朝山城様江社僧方藤之坊被参候而被申候ハ、我等儀明日罷登可申と申帳ニ付被申候、

一、同十一日之八ツ時分山城様江真言方参候而申上候ハ、弥明日御評定所江罷出可申候哉と問ニ参候、山城様御留主故夜ル之五ツ時分待居候ハ御帰り被遊候而右之様子申上候、山城様被仰候ハ先明日罷出申無用ニいたし候へよし御意被成候、

一、同十五日御奉行三人江御礼ニ真言方伺公仕候、

一、同十八日長門様江真言方南之坊・前之坊参候、早朝故長門様斗ニ候、真言方申上候ハ、内ニ申上候両学頭之義何とそ御了簡被遊、今度被仰付可被下旨申上候、長門様被仰候者、其段ハ叶不申候と被仰候、真言方申上候ハ然者向後天台方学頭江隨不申候而御公儀之御用等も直ニ真言天台方江被仰付可被下候、左様ニ無御座候而ハ真言方ハ相立不申候、当春迄も御公儀之御用等南都五味藤九郎殿迄被仰付、藤九郎殿方真言天台江何様之義も申来候、左様ニ成とも被仰付可被下候、幸鈴木三郎九郎殿ハ五味藤九郎殿之通ニ代官

いたし被申候ニ南都ニ居被申候間、是江成とも吉野山之下知是非ともニ被仰付可被下旨申上候、

天明三癸卯六月吉日書写之

金峯山角之坊盛長

四十六歳

## 〈史料2〉 吉野山金峯山寺真言宗覚書

### 第四函7号

○本史料ハ「敷」ヲ「布」又ハ「却」ノ如ク記スモ、意味ヨリ「敷」ト翻刻セリ、  
○本史料ノ文中ニハ字間ニ「○」ヲ多ク記スモ、ソノ意図不詳ノタメ省略ス、

〔表紙〕  
金峯山寺

吉野山金峯山寺真言宗覚書

満堂衆徒中

〔扉〕  
元禄二年

吉野山金峯山寺真言宗覚書

二月吉日 衆徒中

一、吉野山者、雖為真言天台兩宗之道場、其根本ハ真言唯密之地ニ而御座候、其故者開山役優婆塞葛木之岩窟に棲居、年久しく孔雀明王之密呪を持誦し、神鬼を使令として大峯之嶮難を踏分、或ハ箕面之龍窟ニ於て龍樹菩薩に謁し給ふ事、本伝に祥也、別而者、当山末世相応之本尊を祈給ふに、金剛藏王今之涌出か嶽に出現し給ひしを七重之宝塔に勧請せらる、本朝未密法不伝已前より真言相応之靈区掲焉たる者也、其後弘法大師・真雅・真濟・真然等之上足相續て於当山御修行、則吉野山金之鳥居発心門之額、山上等覺門・妙覺門、笙等之窟、南出門之額悉大師之御筆跡顕然たり、是又最初

真言宗ニ而建立之蹤跡無疑候、寔ニ此山者金胎不二蘇悉地界会之円壇、亦龍華会之宝土として、谷ニハ四十九院之淨刹を布列し峯にハ三部五部之聖尊を配立せり、是併真言秘密之表相尤所以ある者歟、依之御代々之帝王行幸あり、叡願是厚く大臣・撰家信敬新也、尔来顯密法相之高僧普く峯中之修行有之中にも、金峯之報恩・東寺之日藏高山上人を始、真言之祖師名徳多く此山にて密法紹隆有之候、就中大峰之通路一度断絶之处、醍醐寺聖宝尊師中興より以來、当山本山之諸先達・諸国之山伏入峯于今不絶、誠に天下無双之御祈願所たり、則山上坊舎を構、真言宗之内一和尚・二和尚・三和尚是を三導師と号し、毎年四月五日方九月九日迄大峯に山籠、天下御安全之御祈禱・毎日護摩・毎日供養法説経、真言之衆徒等被登山、大峯開白結願共ニ三導師之役義ニ而相勤申候、惣而吉野丈六山一之蔵王堂より長峯菓師堂壇上本堂内陣之支配蔵王権現三尊之内右之方之散錢天台方へ、  
遣之、中尊・左方ハ勿論真言方へ納之候、奥院安禪寺諸堂大峯山上之堂舎に至迄、從往古于今真言方ニ致支配佛前之莊嚴皆以真言壇ニつくり嚴り申候、尤子守勝手兩宮之社僧不殘真言宗ニ而御座候、天台宗之儀多分ハ妻帯にて少々清僧も在之候、此清僧之輩前々加行仕候節者、真言之附法伝受仕候得共、唯今者台家之法流ニ改申候、天台方頭寺吉水院も往昔ハ真言宗ニ而御座候、後醍醐天皇御潜幸之時分方天台宗ニ成候由、此時台家漸興り申様ニ伝承候、金峯山報恩之事、元亨釈書第九ニ有日藏上人之事、同卷曰、日藏洛城人、延喜十六年入金峯山椿山寺薙髮、時年十二云云、椿山寺ハ今之竹林院是也、壇上之大政威徳天神者日藏之勧請本願靈廟之始と云り、高山上人之事、伝記未詳候、後白河院勅願として花供懺法と申行事高山上人より始り、毎歳真言・天台兩宗入衆之兒剃髮得度之後、一年宛順々に勤申候、是を正頭之坊と号し候、別火精進潔斎ニ而毎日巡堂致し、本堂と二ノ鳥居隔夜ニ令止宿候、

一、吉野山寺領之事、往古ハ大分之所領御座候而、坊舎数百ヶ所・在家数千

軒在之候得共、織田信長公之御時代迄<sup>ニ</sup>領地悉没落仕、寺院在処大半令亡失候、然処<sup>ニ</sup> 大閤秀吉公御登山之節、一山之僧侶依歎申、文録<sup>〔録〕</sup>四年乙未九月廿一日吉野山之内并小路村<sup>ニ</sup>而千拾三石式斗之処 藏王權現<sup>〔江〕</sup>御寄附被成、御朱印頂戴仕候、右之内五百拾三石式斗ハ修理領、百五拾壹石天台寺僧方、百九拾三石真言滿堂方、百石子守勝手社僧方、三拾九石同兩社祢宜中、拾壹石威徳天神領、六石穀屋<sup>〔江〕</sup>配当仕候様<sup>ニ</sup>と割帳被成下候、御朱印ハ天台・真言隔年<sup>ニ</sup>預り置申候、其節大和国御代官木村宗喜と申人諸事差図<sup>ニ</sup>而真言方竹林院一山之仕置申付、藏王領収納等御代官と立合申候、

一、東照権現様 台徳院様如先規無相違寺領被下置奉拝領候、御仕置之儀者板倉伊賀守殿御下知<sup>ニ</sup>而、寺領納所已下吉野郡御代官小野惣左衛門殿受差図申候、大切なる公事訴訟者江戸へ罷越、直<sup>ニ</sup>御老中寺社御奉行所へ申上候、其外者京都御所司代又ハ南郡御奉行へ罷出候、此節者真言方桜本坊・天台方新熊野・社僧方高室院、此上人御代官<sup>〔三カ〕</sup>と立合一山之沙汰仕候、其後真言方方式人、天台方方式人、社僧方方老人はを五人衆と申、或者三方方三人宛出合是<sup>ヲ</sup>九人衆と定、制札等迄建支配仕候、右之通、支配人ハ替り候へ共、御仕置之儀者、始終小野惣左衛門殿御申付被成候、和州一国之内、諸寺・諸山<sup>ニ</sup>寺領雖多、吉野山<sup>ニ</sup>限り御代官御支配之事、吉野山ハ昔戰場之地、前<sup>ニ</sup>ハ大河流れ後ハ北山熊野路<sup>ニ</sup>続き、奥八郷方分内広御座候故、御要害之為<sup>ニ</sup>御座候而、終御所地<sup>ニ</sup>不被 仰付、藏王領迄御代官御仕置之様<sup>ニ</sup>申伝候、

一、台徳院様御代東叡山南光坊僧正方佛乘房と申弟子を吉野山<sup>〔江〕</sup>差乘遣、大閤御朱印拝覽致度と被申<sup>ニ</sup>付、為見申候処返弁無之、其上吉野山支配をも可被致様子<sup>ニ</sup>相見へ候、依之一山之僧俗申合、元和八年十月廿八日天台真言社僧地下人連判仕 御公儀<sup>〔江〕</sup>申上、御朱印取返シ可申上議定仕候故、

佛乘房驚返シ申候、其後寛永年中大僧正方此度ハ上意之由<sup>ニ</sup>而 御朱印天台方妙覺寺預り置候<sup>ヲ</sup>佛乘房押而取申候、并寺領之割帳真言方福嶋院所持仕候<sup>ヲ</sup>為見申候処、終返弁無之候、右御朱印并割帳佛乘坊取申候証文真言方<sup>ニ</sup>御座候、右之福嶋院ハ 権現様御宿坊紀州南龍院殿御宿坊<sup>ニ</sup>而御座候故、於一山威勢有之候、然故に南光坊僧正媒として 台徳院様被達 上聴小出大和守殿婿<sup>ニ</sup>被致候、か様之義真言を傾け天台一宗<sup>ニ</sup>可仕との計略と相聞候、福嶋院妻帯<sup>ニ</sup>罷成候事背冥理候故か、大和守殿息女無程死去、散<sup>ニ</sup>之仕合<sup>ニ</sup>而住山も難成体<sup>ニ</sup>微力仕候、然共当住ハ如元清僧<sup>ニ</sup>相改申候、

一天台方吉水院・西藏院・得驗院・道光寺并角兵衛与申町人相副、真言方福嶋院・高室院・天台方之内妙覺寺此三人<sup>〔江〕</sup>公事を仕懸<sup>ケ</sup>候故、江戸<sup>〔江〕</sup>罷下於御評定所対決之上、大坂御陣之時天台方蓮藏院・西藏院・筒之坊此者共大坂<sup>〔江〕</sup>致籠城候、其比吉野奥郷より一揆蜂起仕、吉野迄罷出候を吉水院へ引入、大坂籠城之方便致し候を、真言方之衆徒一山之者共と力を合、一揆之大勢悉追帰し申候、此段郡山御城番筒井主殿介殿被聞及、御忠節之旨一通之感状真言方へ被遣候、偕大坂表落居之後於吉野山落人餘党之者共御改被成、筒之坊御召捕芳野之麓<sup>ニ</sup>而磔<sup>〔ハ〕</sup>之御成敗被成候、奥郷一揆之棟梁不殘被為行罪科候、西藏院・蓮藏院者致欠落御手<sup>ニ</sup>廻り不申候、其後無御赦免<sup>ニ</sup>吉野<sup>〔江〕</sup>罷帰、從 御公儀被下候寺領衆並<sup>ニ</sup>取安徳<sup>〔増カ〕</sup>罷在、奢之餘其身之罪をしれ、御公儀<sup>〔江〕</sup>罷出候事、上を不恐儀と一と様子<sup>ヲ</sup>申上、筒井主殿殿感状をも御老中<sup>〔江〕</sup>入御披見候処、御僉儀之上真言方理運<sup>ニ</sup>被 仰付、西藏院・角兵衛式人伊豆之大嶋へ流罪<sup>ニ</sup>被仰付候、尤真言方者奉対 御当家御忠節之者与別而預御感候、

一、吉野山学頭職從 御公儀被申請由<sup>ニ</sup>而、双巖院と申を学頭<sup>ニ</sup>致し其名代として尊法院与申者罷上り、修理領五百石余之所一向に天台方<sup>ニ</sup>致支配、其内三百石を学頭領<sup>ニ</sup>取之、其上上意之偽真言方代<sup>〔トカ〕</sup>と支配之寺社并從公儀押

領之知行押而取之、法事等ニ迄妨をなし、御免許之山林竹木銘と寺院之四壁等迄悉取上、廿四个条之新法非例を仕、一山之僧俗及迷惑、真言方住山難成候故、寛永九年九月衆中老若拾六人江戸江相詰御訴訟仕候処、土井大炊頭殿・酒井讚岐守殿・松平伊豆守殿・井伊掃部頭殿・板倉周防守殿・松平右衛門大夫殿・伊丹播磨守殿右之御衆中毎度御列座ニ而被聞召届、真言方之者共不便思召由ニ而、上野江為 上使太田備中守殿東叡山江御越、真言方坊主不殘被召連僧正へ被仰渡候上意之趣ハ、吉野山真言方如前と被仰付為御上被成候間、左様ニ可被相心得候、惣而吉野山真言方之儀從 公儀可被 仰付候間、向後諸事構被申間敷候、縦重而從 僧正吉野江坊主遣シ被申候共、平坊主並ニ被仕候様ニと被仰渡候処ニ 上意之通御請被申候、上使御帰之節黒門ニ而右之趣委細被 仰聞、学頭之儀ハ僧正一代之事候間、心安存候得と御申被成候、其翌日御老中江御礼ニ伺公仕候得ハ各被仰候ハ、僧正ハ老体之事、学頭も五三年之義ニ而可有之候、以後ハ前と之通無学頭ニ被成可被下候間早と罷上り候へ、真言宗之義ハ御忠節之者故 公方様別而不便ニ被為 思召候間、弥不相替相統仕候様ニと御熟ニ御意被成候故、何も難有奉存、帰山之後尊法院押領仕候分不殘取返シ、前と之通ニ罷成候、

一、吉野丈六山一之藏王ハ從往古真言方支配之所ニ而、林光与申留守居差置申候、此者我俣を働神木等を伐荒し申ニ付追出し申候処、天台方右林光ヲかたらひ真言方へ出入ヲ致懸候ニ付、双方衆中大勢江戸へ罷下、蒙御裁許候、然ニ学頭双殿院并天台方之者共種と謀をめぐらし、或ハ満堂ハ衆徒にて無之なと、無謂儀ヲ申立、其上丈六山ヲ天台方之支配ニ可仕と巧色と偽ヲ申上候処、御僉議事六ヶ敷永と罷成十余年迄江戸ニ相詰申候、然共終ニ御吟味之上真言方之道理一と相違、万治貳年己亥五月十二日御書付被成下、寺社御奉行所ニ而出入相濟申候、其節学頭其外山之仕置等之儀者追而可被仰出

之旨御書載被下候、

一、学頭為留守居田中五郎兵衛与申浪人ヲ差置候、尊法院已来此節迄廿ヶ年余修理領不殘天台方ニ致支配、実城寺と申学頭坊夥敷詰構ニ取立、天台方之者共日と寄合奢を極候得、共伽藍之修覆一切不仕、神社佛閣逐日及大破候事、神慮旁無勿体事共ニ御座候、依之真言方為惣代久保坊快算与申僧江戸へ相詰段と御訴訟仕候、其内吉野町屋方出火仕、勝手明神本社・幣殿・拜殿一字茂不殘炎焼仕候、然共天台方之者共大分之修理領支配仕ながら私用ニ費し奢を極候斗ニて、再興之心懸一円無御座候、其比真言方桜本坊へ初瀬より参候即印房と申僧不思議之靈夢を蒙り再興造営を存立、奉加ヲ以九年之内ニ本社・拜殿・幣殿・楼門迄成就仕候、其上為法樂於神前每年法華千部取立、三十年来于今断絶不仕候、是偏即印老人之大功、全真言之法力ニ而御座候、此時修理領より一錢も助成不仕候、

一、真言方惣代久保坊御訴訟申上候ハ、南光坊遷化之後ハ先年被 仰出候通、学頭領ヲ修理領ニ御直シ被成被下候様ニ与段と申上候、然共先年吉野山之義被遂御僉議候御老中御役人ハ御老人も不被成御座、快算ハ山僧之義江戸不案内ニ御座候、其節日光御門跡御威光盛ニ御座候故真言方之願難達、快算永と在付仕送年月候、其内真言方へ度と公事を申懸候得共、悉天台方謀計之義故数个度之出入真言方理潤ニ被 仰付候、其節寺社御奉行并上河内守殿・小笠原山城守殿・加と爪甲斐守殿方真言天台双方江御折紙被下候御文言ニ、吉野山藏王権現領町人百姓等出入在在之節、内ニ而不相濟義於有之者、其辺御代官ニ候間、五味藤九郎江相達可受差図之旨、御老中被仰渡候間、可被得其意と之御書付被下、藤九郎殿江も同前ニ被仰遣候、爾来銘と内証ニ而不相濟義ハ如前と御代官へ相伺受御指図申候、尤藤九郎殿制札御立被成候、一、快算於江戸御訴訟申上候趣、吉野山ハ大伽藍之他神社佛閣数个所御座候故、前と五百石之修理領ニ而も悉修覆不罷成、百八十末社者不及申、堂塔

大略退転仕礎のみ残り、有来堂社も形斗ニ御座候、捨而吉野山者近国他国之百姓五穀豊饒を祈り、数百軒之在家迄相応ニ旦那をか、へよせひを以て渡世をいとのみ申候、従公方様被下置候坊領ハ百人余ニ配分仕候得ハ、末之者ハ五石三石ならては当り不申候、然共諸旦那之力を以立来候寺中在家ニ而諸人之参詣所ニ御座候、か様ニ神社佛閣及破壊、一山衰微之基是偏ニ修理領過半学頭領ニ罷成候故、諸人之痛ニ御座候旨達而御訴訟仕、則退転仕候堂塔社も有来分棟数間数一と繪図ヲ以御敷申上、兎角先年 台徳院様御代ニ被 仰出候通、無学頭ニ被成可被下候、若又左様ニ難成儀ニ御座候者三百石之内百五拾石真言学頭領ニ可被下候、其百五拾石ヲ修理領ニ仕、伽藍相続可仕候、天台学徒之ことく一粒も私用ニ仕間敷旨申上候得者、道理至極ニ思召、真言方私なき申分と古板倉内膳正殿御称美被成候、初發より真言方訴訟之趣尤ニ被聞召、無学頭而両学頭ニ可被 仰付様子ニ御座候、其子細者 嚴有院様御代始之節諸国寺社領 御朱印御改被成候内、吉野山之義ハ重而可被成下之由ニ而新 御朱印頂戴不仕候、それ故 嚴有院様御一代之御朱印ハ無御座候、其節御評定之上吉野山寺領檢地被 仰付、古檢高千拾三石式斗之所、新檢高式千上候議、<sup>(儀力)</sup>真言宗不運ニ御座候故か、年中行事之出入ニ被妨、快算数十年之訴訟不相叶候、然共真言方内ニ申上候ハ、吉野之儀ハ御要害之地故、小野惣左衛門殿・五味藤九郎殿・鈴木三郎九郎殿迄御代官之御支配万事御公儀之御仕置ニ御座候間、如先規被遊可被下候、左様ニ候得者第一修理領天台方ニ私曲難成伽藍相続之為ニ御座候、次ニハ真言宗 御公儀之御仕置奉受候得者、天台方方非分之儀仕間敷候、然者真言一宗御興隆与奉存旨常ニ申上置候、依之御旧例之通吉野郡御代官申付義違背仕間敷と被 仰出、終ニ寛文十一年十二月四日 御条目双方江被成下、数年之出入落着仕、それ方鈴木三郎九郎切支丹御改之御制札并殺生禁断之制札如前ニ御建、尤百姓町人出入之儀者不及申、真言天台寺社之公事迄、

先規之通御代官方御さはき、修理領四分一新加之、勘定目録御座被成候、惣而大和一国寺社触流之事、南都町御奉行方被仰渡候得共、吉野山之義者各別ニ而御代官方御申渡被成候、然処ニ三郎九郎殿御役替以後国領半兵衛殿時分方右勘定目録天台方之者共不仕候、此方衆中方勘定之義申候得共用ひ不申候、

一、御条目ニ吉野山者日光御門跡為御支配之間、寺僧・満堂・社僧・神主・祢宜ニ至迄可受学頭之差図之旨被 仰出候、依之学頭代并蓮藏院と申者共御門跡之御威勢をかり我まゝ致候義、日来ニ超過仕候、然共時節到来と存罷在候処、学頭明王院前円覚院不動院与申者此方衆中へとり／＼申候ハ、吉野山之義台密相わかれ候故数年及諍論候、向後天台宗ニ被改候を最初慈眼大師之素意にも相叶、当御門跡ニも神妙ニ可被思召候、改宗於有之者唯今迄之儀ヲ相忘一味和合之者何事も存分ニ可致与度とすゝめ申候、此方衆中申候ハ、高祖弘法大師より以来数百年来相承仕候宗門今更改候事難成、其上餘多之衆中ニ候得者、面々之心底をも不存候と申候処ニ、先式人三人成共改候様ニ与頻ニすゝめ申候へ共一円承引不仕候、其時不動院申候ハ、当分同心無之候共後々ハ乍迷惑致改宗候様ニ可罷成候、必後悔可有之と申候、是ハ定而難題を申懸衆中を痛め迷惑させ可申与之所存かと推量仕候処、如案執行代と申寺役之儀ニ付難渋を致懸候ニ付、其断之ため衆中五六人江戸江罷下上野役者江申達候得共承引不仕候故、無是非其通ニ而帰山仕候、然処ニ真言方之者共 御公儀御条目違背仕候由上野役者中寺社御奉行所へ申上、真言方宝泉院・竹林院・慈照房此三人吉野山追放被成候、御門主御威勢ヲ以被成候儀、不及是非下山仕候、此義学頭代并蓮藏院兩人之仕わざにて御座候、其後衆中方上野へ致訴訟、右三人之僧帰山仕候、一向無理之沙汰ニ而候得共、数年之出入ニ退屈仕、又ニ御公儀江申上候儀も難成、道理を持たから致侘言<sup>漸</sup>右之仕合ニ候、

一、勝手之神職助之進と申者天台方ニかたらハレ社家中間中所外記へ公事を仕懸候ニ付、外記江戸へ罷下井上河内守殿御僉議之上外記断相立助之進非分ニ被 仰付候、然処ニ河内守殿御役替之已後、又天台方方子守勝手両宮之社人社家と名乗候義新法之様ニ 公儀江申上候ニ付、此度者堤縫殿と者外記ニ相添重而江戸江罷下候処、上野之役者 御公儀ヲ申掠無咎外記縫殿追放ニ逢申候、其上吉田之許状ヲ以致着候装束学頭方理不尽ニ令停止、外記家督ヲ学頭江取上、天台方最負之者ニとらせ、諸旦那ハ学頭代奪取申候、縫殿義ハ真言方梅之坊家本たるにより江戸江相詰御門跡江致侘言三年之後本宅江帰申候、外記義も妻子致流浪候ニ付、世倅丕と申者江戸江罷下、上野江訴訟仕埒明可申之処ニ、学頭代私欲ヲ以是を妨、終ニ他国ニ而相果、其妻子于今他郷之住居仕候、装束之儀ニ付吉田殿方学頭へ書状被遣、無位無官之社人者吉田之許状ヲ以狩衣可令着候旨 公儀之御定ニ候処、装束停止之段難心得と申参候得共、学頭方返書をも不致于今其通ニ御座候、吉野之社人ハ伊勢春日ニ相続き先祖ハ位階をも仕由ニ候、近年衰候而無位無官に罷成候、責而装束成共致し神前江出仕相勤候者社頭之繁昌且ハ明神之御奉公と存候処、右之仕合御座候、社家と申正文正敷御座候上、時節を相伝斗ニ御座候、吉田許状銘々所持仕候上装束着仕不苦候得共、是又時節を致し罷有候、惣而両宮之社人ハ真言方之家本ニ而外護ニ罷成、寺里互ニ相続仕事ニ御座候、右之通或住持ヲいさめ或家本ヲ悩シ候事、畢竟改宗致させ可申とのたくミ、是皆学頭代并蓮藏院仕わさにて御座候、明主院死去之後学頭無住之間、右兩人非儀非道之働難勝計候、殊此者共妻帯ニ而破戒無悲之作法、万事大欲無道ニ而様々之公事致荷担、山中ニ出入絶不申、一山之者共難義仕候、地下人百姓ニ対し非分之品々、町年寄兩人方五十个条書付三田次郎右衛門殿へ進置申候、

一、「吉野山者殺生禁断之地、 公儀御制札ニも御座候処、」学頭代奢之餘御

代官江茂不申届天和式年五月八日同八月六日一山之百姓ニ下知仕、飯貝村と申所方鉄砲打候者を雇、吉野山於境内鹿狩仕、其雜用修理料より出シ申候、山中鹿荒候節から鉄砲ヲ以おどし申儀ハ自然ニ御座候得共、鹿を取申事ハ前代未聞之悪行、殊 厳有院様御第三年之御忌日をも不奉存、妻帯とハ申ながら僧徒之身として殺生仕候事絶言語候、此段御代官三田次郎右衛門殿江相聞へ、御僉儀之上鉄砲打候飯貝村之百姓五人籠舎御申付、西谷村之百姓共御預ケ被成候、然共学頭方ハ何之穿鑿も無之其通ニ罷成候、真言方ニハ御代々御忌日毎月衆僧不残出仕御法樂ヲ相勤申候、別而御祥月ニハ鄭重之御法事執行仕候、加様ニ冥加を奉存候真言宗ハ有ニ甲斐なく衰申儀、誠ニ歎ケ敷次第ニ御座

一、吉野山内ニ居申非人之乞食惡事有之由ニ而、学頭代下知ヲ以御代官へ断なく非人頭ニ申付、土ニ埋させ申候、此儀も三田次郎右衛門殿僉儀ニ而口上書有之事情、誠御公儀御大法を破候程之大悪人ニ而候得共、学頭一宗之最負を以聞のかし口致被申候、真言社僧方ニ少之無調法有之候へハ莫太之罪科被申立候、

一、世尊寺と申所近年天台方真珠院と申者致支配候、此寺之本尊ハ欽明天皇之御宇南海之靈木を造立し給ふ釈迦之像、御長老丈三尺、瑞光之しるし有故放光像と申候、本朝木佛之始なるニより扶桑最初佛共申候、先年堂建立之為として右之本尊於京都致開帳、右ノ分奉加を集候得共、自分之奢ニ費シ堂建立「沙汰も不仕候、其上右之本尊之御内腹ヲくり申候、是佛身血之逆罪誠ニ浅間敷次第ニ御座候、剩此本尊今程何方ニ奉置候哉知れ不申候、日域無双之靈像他山之宝ニ被為成候事、一山是を歎きたしハ申候事候、

八寶治表ニ  
見ヘタリ

放光像之事、  
元享積書第廿

一、吉野山之桜ハ藏王権現之御神木、枯枝落葉ニ至迄薪も不仕候、一之坂方奥之院迄二三里か間道筋ハ不及申、左右之谷々嶺々迄如雪如雲咲満候得共、

二三十年已来大木八年に朽木となり、植添申桜ハ痛候ハ、つき申候稀ニ、大形ハ枯申候、生立候而も大木となり候ハ些之事候、加様ニ神木減候儀、先年数十年出入之比方制止疎ニ罷成、領境ハ他郷方伐採、山内者年々畑仕候故、桜之根いたミ、谷とは不及申道筋之並木迄次第ニ減少仕候、取分天台方之者共近年持分之山ニ有之神木ヲ切専新畑をひらき新林を立申故、自余之法度ヲ可申付様も無御座候、就中学頭代広地をひらき候而かまひ候とて大木之桜伐取申候儀、町<sup>年</sup>寄方御代官江断申置候、

一、学頭数年依為無住、天和三年九月願王院与申僧被致住職候、此願王院ハ持戒堅固之僧之由申触し候故、前々之学頭之様ニも無之、定而簾直之沙汰可被致候間、学頭代日来之非道も相止可申与存候処ニ、例之学頭代并蓮藏院不相替執權仕種々之讒言を構候故、学頭奸曲之被致了簡、結句前々学頭ニ十倍之非分新規を被立、満山之僧俗逐日及迷惑、真言宗弥<sup>及</sup>法滅候、

一、毎年六月七日山上於本堂天台方致出仕、理趣經誦申法事御条目ニ御書載被成候得共、御条目ヲ背キ誦不申候、理趣經ハ他宗ニ通用せず真言一家所依之密經之間故、天台方嫌申と存候、天台方理趣經誦申義前々天台之清僧真言之附法授り申証拠ニ御座候、

一、九月十九日壇上於本堂天台方相勤候法事、從古来下陣ニ而仕来候処ニ、当学頭我俣之以了簡法式を乱し於内陣勤之候、是又御条目ニ自今以後不可致新法与御座候御掟ニ違背仕候、

一、真言方角之坊と申寺無住ニ付、家本道円一宗之内文殊院弟子良運与申者住持ニ仕、数年寺役相勤候、然処ニ文殊院道円不和之事候而、国領半兵衛殿御代官之時分及出入候得共、噯ニ而和睦ニ罷成候、其以後道円年七拾余老衰仕既及病死候節、学頭代并蓮藏院巧を以福井宮内・前坊隼人与申者<sup>ヲ</sup>かたらし、老耄仕候道円ニ書置<sup>ヲ</sup>致させ、文殊院良運不屈故角之坊之寺門跡江差上申との遺言有之由ニ而宮内隼人出入を仕懸、三田次郎右衛門殿江罷出候、

其頃願王院了簡を以角之坊山上山下之寺式ケ所共ニ学頭江相渡候へ<sup>(其脱カ)</sup>左様ニ不仕候ハ、文殊院追放可申付之由被申ニ付、差当難義故其通ニ仕候、然者從学頭智妙与申弟子ヲ留守居ニ入置、且那をさかせ申ニ付、此方衆中<sup>方</sup>断申候得共無承引、剩右之弟子を角之坊与名乗せ山上山下之両寺一向天台寺ニも仕候、

一、勝手宮社僧捨中西之坊与申者と出入有之、社僧為惣代高室院師弟御代官江訴申ニ付、三田次郎右衛門殿御僉儀被成候、其節学頭代蓮藏院西之坊致荷担、学頭願王院以了簡御代官ニ而濟度候出入ヲ引取、双方江戸へ差下上野役者之はからひととして、公儀ヲ申掠高室院師弟致追放候、尤其節坂本内記殿・本多淡路守殿江も唯一度罷出候得共、委細之御僉議も無御座、始終上野之了簡ニ而社僧中間之出入ハ沙汰ニも不及、右之通ニ罷成候、其上長寿寺

・理性院与申社僧無科ニ称号を取放棄<sup>(議カ)</sup>被致候、重々無理之沙汰ニ而候得共、無是非愁情いたき罷在候、右高室院・長寿寺・理性院ハ三人共ニ真言方家本ニ而御座候、とかく天台方悪心を以権柄ニまかせ真言宗ヲつぶし申たくミのミ仕候、扱高室院一跡学頭江取上ケ、為留主居浪人又弟子を入、諸旦那をさかせ有来徳分年々学頭私欲ニいたし、寺及大破候得共一円修覆をも不仕候、冬住持をもすへ不申、社役寺役等闕申儀、神慮難計儀ニ御座候、

一、真言満堂方坂中坊と申寺高室院家本ニ而相続仕候いへとも、相応之児無之候故無住ニ而御座候処ニ、此坂中坊をも高室院同前ニ学頭江預り附来、年々ノ所得并智<sup>(識カ)</sup>職と申徳分十ヶ年ヲ限銀子百枚ニ売渡し、此銀子学頭江取被申候、坂中坊ハ真言方為支配之上、早速住持ヲ定可申与衆評仕候得共、学頭右之徳分を目懸住持ヲ居させ不申、恣ニ私欲ヲ被致候、

一、貞享元年上野御門跡方吉野山掟追加之由にて七ヶ条之書付学頭方披露被申、其ヶ条之内別而不審成義御座候、先御門主御代被定置御掟<sup>(行間ニ追筆)</sup>条目之品と違背有之間敷と御座候故、是ハ如何様之儀与相尋候得者、寛文九年之年号

ニ而廿二ヶ条之書付取出し見せ被申候、此書付何茂衆中見申義者不及申、聞申者老人も無御座候、其文言之奥書、右之条と被窺、公儀被相定由ニ而御座候、若左様ニ候者其当座ニ披露可有之儀ヲ、寛文九年より只今迄十六年か間被隱置様無之候、此段一円合点不参候と、学頭代并蓮藏院へ相とかめ候得者返答不分明候、学頭へも急度断申候得共否之返事無御座候、其節右之段三田次郎右衛門殿江御断申届置候、右両通之捷書之通ニ候得者、度と從、公儀被成下候御書付并御条目之旨ニ相背申儀共御座候、前後混乱時節相違不審之趣別紙ニ書記申候、

一、吉野山者從往古于今至迄無本寺之處、御公儀御札筭真言天台双方同列ニ罷出相勤申候、嚴有院様御他界之節も於東叡山贈經奉納仕候而御諷經相勤御布施物真言天台同等ニ頂戴仕候、

一、御代替之御祝義以先例真言方捨代久保坊 御目見被 仰付御暇被下御時服拝領仕候、然上 当御代 御朱印御改被成候節、双方方罷出頂戴可仕与申候得共、学頭差込ヲ以天台方方蓮藏院与申者老人遣申候、加様ニ我尽之了簡被致候得共、無是非罷在候、

一、御檢地出高衆中江被下候内四分一新加修理料へ出し候様ニ与被 仰付、年々其通ニ御座候處、学頭方右四分之一之新加数年一切出し不申候、別而此学頭領三百石者吉野山寺領之内上所を取候故、新檢高ニ而五百六拾石余御座候、此内四分一新加六拾六石余之年貢年々修理領江出し申答ニ御座候得共、十七年以来一粒も出シ不申候、大事之修理領以非儀取之、無益之学頭領ニ費シ申候間、責而冥加ヲ存候者四分一なり共惣並ニ出し可申候ニ、其恐もなく御公儀方被 仰出候儀迄相背申候、惣而諸堂修覆之儀満堂寺僧立合以相對山上山下共ニ可修理之旨御条目ニ御座候得共、金銀帳面共ニ学頭納置、真言方之役人每暮立合申名計ニ而、内証如何様ニ仕候茂不存候、近年学頭代自分之用事ニ江戸江罷下候路銀老費目余修理之内方取申候、此外不審成儀數

多御座候得共、右之通故吟味可仕様も無御座候、

一、大峯山上之本堂者大永年中之建立、星霜年ふり殊高山ニ而霧深く大雪降積候故、無程令破壊候、然処ニ元和弍年木食快元と申真言宗之客僧、後水尾院太上天皇之蒙 勅許、諸国を勸進し並興を催といへとも、不幸にして木食死去、願望空ク罷成候、爾來弥及大破候故、三導師を始真言之衆徒歎之候得共、数十年之出入ニ山中騷動仕、數度之大難ヲ凌、兼刺修理領纒ニなり候而、山下之堂社さへ修覆難成、其上山上者真言之支配所たる故天台方一切かまひ不申打過候、然共何茂衆中学頭と相談を以再興を存立、五六年已前方三導師并天台方之役人相添近国ヲ勸化仕候、諸方ニ真言宗之且越多<sup>カ</sup>り信心之輩志をはけまし、年々寄進物奉加之銀子集り申候、然共大宮之儀寄銀不足ニ付先供銀致し去年より建立取かゝり申候、然処右奉加之銀子之内学頭当座之要用之由ヲ申取込申候、利付之銀子ヲ借り材木杣方大工等へ相渡候得共、大分之義故金銀不足之段学頭存ながら候右取込候銀出し不申候、以後如何様ニ可被致も難心得候、非道ヲ以大分之修理領ヲ費シ、今また藏王之寄進物迄私用ニ遣申候事、無慚愧之至御座候、尤差当不勝手ニ候得共造營之障ニ不成ヲ幸与存、右之銀子先其通ニ仕置候、此度再興之儀始終真言宗諸旦那之助力、三導師年来修鍊之功ニ而、段々調寄申儀ニ候、天台宗之力ニ而中々成就仕義ニ無御座候、只立合候而差引仕迄ニ而諸事三導師苦勞ニいたし候、惣惣而吉野山堂社之興隆皆是真言方之働、大功ハかくれて此方ニ御座候、加様之儀御公儀ニ曾御存知被遊間敷と存候、

一、去年七月学頭<sup>密</sup>談ヲ以蓮藏院と申者ヲ江戸へ下シ、上野役者と内談之上御公儀江罷出、吉野山ハ慈眼大師方東叡山之支配、学頭方制札ヲ立仕置致候處ニ、学頭無住之間鈴木三郎九郎殿制札ヲ被立、宗旨御改之節年々南都江罷越候ニ付、内証之入用路銀等大分費候而、山中之者共及困窮迷惑仕候間、先規之通学頭方制札立候様ニ被成被下候様ニ寺僧共奉願候旨、蓮藏院御訴訟



仕候ニ付、如往昔学頭方きりしたん改札立候様ニと寺社御奉行酒井河内守殿・戸田能登守殿被仰付候由、去年極月制札以上八枚学頭建被申、右蓮藏院御公儀江申上候趣承候ニ、一々相違之儀ニ御座候、寛文四年之頃学頭代と書付制札立申候、此節者真言天台出入之最中ニ而未従、御公儀何之被、仰付も無御座候内、天台方私ニたて申候事ニ御座候、寛文十一年出入落着仕、如先例御代官御仕置ニ被、仰付、鈴木三郎九郎殿制札御立、学頭之制札ハ引候得と御申付被成候、然共学頭制札其促差置、御公儀之御制札ニ並置候ニ付、三郎九郎殿為御念公儀江御窺重而急度御申渡、学頭之制札御引せ被成候、右古き制札ヲ納置、今度証拠ニ申まきらかし申候与推量仕候、其上学頭無住之内三郎九郎殿押而制札被立候様ニ申上候、是以大成偽ニ而御座候、其節ハ明王院与申学頭任職ニ而山門ニ居被申候、又宗旨御改之節大分金銀費候而町人百姓迷惑仕候様ニ申上候、此段も空言ニ而御座候、寺社召仕下ハ宗旨手形主人之面ニ江取置、年預之役人方方一紙之帳面御代官江差出シ候、町人百姓ハ年寄兩人改之帳面ニ記、御代官江差上申候、右之通ニ御座候故、大分金銀費申儀曾無御座候、年寄南都江罷越候路銀ハ猶以纒之儀ニ御座候、去秋蓮藏院隱密ニ而罷下候江戸上下之路銀、学頭南都へ被参候雜用等、修理領并衆中之知行高ニ割付取申候、真言中一円不存儀ヲ訴訟仕、其入用出し申答ニてハ無之候得共、御門跡御威光ヲ以学頭代権柄ニ取申候、此段竹村八郎兵衛殿江御断申入置候、御公儀江一山之違困窮をいたハリ候様ニ申上候とハ大キ相違ニ御座候、其上当学頭自分領地之百姓ヲ差置、修理領并衆中之百姓ニ申付、柴薪からせ、他行之時ハ勿論、山内ニ而も乗物ヲかゝせ、或庭を作り候様成遊興之義迄ニ百姓ヲ使被申候、惣而吉野山ハ諸役御免許之所ニ而、人歩出し申儀従、御公儀御宥免被遊候、伽藍修理之時分ハ百姓共冥加之ため罷出手つたい仕候、加様之外出申儀無之候処ニ、学頭新規をいたし百姓迷惑仕候、

一、満堂方岩室院(又巻)与申学頭坊之隣ニ御座候、此寺地学頭門前ニつかへ候間、寺替可仕候、替地として社僧高室院隱居所之荒屋敷江参候得与被申候、右岩室院別而貧寺ニ而、先住死去之後借銀有之相統難成候得共近年若輩之僧を住持ニ定、寺役相勤漸相統仕候処、今以寺替致候事、引料旁難儀千万ニ存候得共、従御門主被仰越候由申ニ付異儀難申候、旧冬学頭制札ヲ立被申、一山之仕置我ものと心得、諸人之難儀ヲも不顧与や、右之通成義共申出候此已後如何様之儀可被致も不存、真言中ハ不及申、一山之者共安堵之心無御座候、

右段之通天台方方数度之難題を致懸、真言中数十年被悩迷惑仕候得共、漸切難を通宗旨之名字を残置愁眉ヲひそめ罷在候、加様ニ法衰ニ及候上者何方ニ而も相応之本寺ヲ被、仰付被下候様ニ、御公儀江御願申上度奉存候得共時節ヲ相待延引仕候処ニ、近年頗ニ以謀計種々之巧を仕、剩一山之仕置迄天台方ニ致候様ニ罷成候、兎角天台学頭ニ随ひ候而ハ真言ハひしと法滅仕事候間、弥本寺ヲ願一宗之名跡ヲ相立御仕置之儀者従御公儀被、仰付被下候様ニ御訴訟申上度奉存候、天明三癸卯年

六月初五日 以古本書写畢、

右筆 田中左門  
久保坊盛尊

#### 第四函7号付 満堂方惣代御答書写

御尋ニ付御答書

一、所司代御役宅江手始其外為御札罷出候節、先格何之間ニ而御札相勤取次披露ニ候哉、又ハ直披露ニ而相勤候哉、

此義手始御札之節者、使者之間之通御取次江御祝詞申上来候、尤臨時御用向等之儀者格別右年始御札之外参上仕候義無御座候、

一、官位昇進いたし候格ニ候ハ、段と昇進之上何と迄昇進いたし候哉、

此義 後龜山皇帝依永 宣權律師方權大僧都法印大和尚位迄昇進仕候、

尤永 宣旨之義ニ候へ者、時と御所并宮御門跡方江罷出叙任 不仕、年膺

戒臈ニ而相進ミ候義ニ御座候、

一、当官之衣鉢并當時之官位衣体何とニ候哉、

此義素絹五条紫平絹差貫着用仕来候、尤上座四人ニ昇進仕候へハ、從輪

門様蒙 御許容木欄色衣着用、其餘ハ惣而黒衣着用仕候義ニ御座候、

右御尋ニ付御答奉申上候通、相違無御座候、以上、

未十一月 高野山満堂方惣代 持明院

御奉行所

権律師ハ相当法橋上人位、権大僧都者相当法眼和尚位、法印大和尚位者権正

大僧正迄通し候へハ、吉野山ニ而ハ法橋上人位・法眼和尚位・権正大僧正ニ者

叙任不仕候、只権律師・権大僧都・法印大和尚位之三階（三階）而耳叙任仕候、

〔史料3〕 二和尚諸記

〔表紙〕  
寛政九巳年

二和尚諸記

〔背綴紙〕  
六月三日方初メ

〔式番〕

〔裏表紙〕  
□□峯□□□ 南之坊

隆英

以手紙得御意候、然者此度被仰聞候一儀而派及衆談致治定候趣、左之通ニ御座候、

一、山上諸參詣ニ附添来吉野山并洞川村者共江、納所方憐愍之心得を以酒食給

させ、又少と宛之心付遣シ儀有之ニ付、銘と坊中從來相定候、諸且中も右

心付いたし呉候様理不尽之儀申掛候案内之者も有之由、右ハ別而無筋之儀

決而遣シ申間敷旨、此度□□□有之、右ニ付定り之諸檀中も心付無之候得

者、洞川村□□後行場諸參詣引通ニいたし山役錢奪取可申由理不尽申居御

座候、若左様之儀有之候而者忽山法及破却、勿論公儀御条目ニ相背候義御

座候間、其節ハ坊中の人と不殘罷出狼藉急度□□早速追下シ可申候、案内

之者共承引有之相治候へ、其分□□□義ニ御座候、若不承引ニ而彼是及口論

等候節、譬へ此方之者疵を受受候儀有之候共、洞川村者共打擲いたし候

儀必無之様可致候、乍去右之者共強而あばれニ而物損し等もいたし、諸且

中忠对之邪魔ニ相成候而怪家等（我カ）有之候而者不宜候而、坊中方人足差出洞川

村召連行、村役人江預置可申事、

一、右之様若狼藉相重候ハ、不及是非候、南都御奉行所へ両派惣代出訴可申

□□御座候間、弥及公訴候様ニも相成候ハ、元来心付遣し候儀無□□儀ニ御

座候間、無縁之諸參詣ニ候共案内之者共へ心付遣候儀急度御止可被成事、

一、右之狼藉相働者有之候節一と相違無之様名前御記し被成、委細早速可被

仰聞候事、

一、右心付之儀案内之者共ハ頭役之引錢と御座候間、山上坊中ニ而左様之名

目不申様納所方并ニ下部之者共へ能と御申付可被成事、

一、□□□付洞川へ書付等被遣間敷事、

□□趣而派衆評一決之上得貴意候間、能と被成御心得御手技無御座様被成

御座、且坊中納所方下部ニ至宜御申付置可被成候、已上、

六月三日

持明院

二和尚様

□□□通昨日両派相談相決候而、下山両派方両役者連名ニ而夏一与竹林院可

申遣与寺僧方へ被申候得共、別と申遣可然与申、此方ハ当方申由、穀屋ハ台方申登候半与奉存候、別紙之趣手拔無之様五ヶ院へ納所中へ御申聞可被成、洞川者名前書留之義寺僧方ニ先とられず御出情頼上候、先荒方申懸度如此候、異変有之候へハ早と御申下シ可被成候、已上、

六月□日 竹林院様 持明院

南之坊様

下山教覚院方本紙之通兩名ニ而書附參り申候、其返書道光寺之持從房方壹分ニ下候様竹林院方被申候処、夏一法印承知之事御座候、

六月五日之夜

下山方申来り候通、六坊中納所呼寄申付置候事、

六月廿一日穀屋坊へ客僧登山、本堂へ參詣、権現之并□□者宝前ニ而うすへり之上ニ而読経いたし候処、穀屋坊江□□□内之者不存義ニ而候間御用捨可被下様申来、此上ハ□□義為致間違候間、右御断申入候様子有之候事、

六月廿一日ニ後行場在之瓦地藏堂再建を東南院方被致ニ付、穀屋坊へ申入候処、地藏堂再建之義本堂筋ニ□□申候間、普請可致筋ニ候へハ当役より可致間、貴院方再興□□差扣可被成候、得御意候節ニ檀中之内より致度旨被申、則金子少と持參有之候ニ付右地藏堂普請いたし候間、向後右普請致候儀当住様相頼可申間、此度之義御用捨可被下規（マ）きに者致間敷候様申来り、其俣ニ用捨いたし置候事、

○一、近年諸勝之儀何方ニおゐても有之故、此度申渡之趣左之通博奕之諸勝之儀従公儀嚴敷御触度と在之候、不心得之もの共□□□南都奉行所江多人数被召捕者有之、於御支配□□□之御事ニ候、依之諸勝負いたし者とも急度可令停止之旨従御支配被仰出候間、右之趣各院召遣之下部へ心得違之もの無之様篤与可申聞候、以上、右之趣従御支配被 仰渡候、已上、

七月廿四日 二和尚役人

山上六坊衆中

一、□□日日本國中晴天久敷相続御座候間世上五穀□□之為、今日より三日之間本堂ニ而心経五拾卷宛供養法可被相勤申候、此儀六坊中江相触申候、皆と本堂江參詣御座候也、

口述

晴天久敷御座候処吉野山方雨乞致具（マ） 候様申来り候処、明早朝

稻村参り御釵相迎候間、夫ニ付人足御出可被成、已上、

閏七月十三日 二和尚

六坊衆中

一、京都大仏前十六日講方鐘掛江役行者再興有之候、依之御届有之ニ付二和尚外ニ僧式人斗ニ而鐘掛江参り開眼有之、場所差図有之候ニ而相濟申候也、

奉願口上覚

一、大峯山上本堂之儀者毎歳四月八日方御戸開仕、九月九日迄諸国方參詣仕候中ニ撰州大坂三郷山上講之旅別而信敬厚、御御戸開之節登山仕□河尻甚五郎殿御預り所吉野郡洞川村之□共大峰罷登參詣ニ打紛れ堂内江入込古来希成内陣□□杯を燈シ香花燈明料ニ仕来候散錢を拾取、或ハ□□之輩提燈を借度旨無躰申掛候得共、銘と入用之提燈ニ候得者借し不申時ハ悪口雑言申掛、諸參詣之不願不信仰種と不法相募、參詣人之者共為致難義候ニ付、山上之宿坊□迷惑仕、宿坊方相鎮候得共不取用、却而悪口等申掛衆人□□□之砌一山之者共面目も無之次第、右躰強氣之振舞（仕カ）□□義年と相募り、參詣之信仰も自然与薄相成、吉野山衰微之基ニ相成、一同歎ケ敷奉存候間何卒洞川村役人急度速御召出被下、村方之者共右躰不法之働不仕候様村役人共方取静可仕旨、以御威光嚴敷御差止被為仰付被下置候得者難有可奉存候、以上、

吉野山満堂惣代

持明院印

同 寺僧惣代  
宝勝院印

御奉行所

右之通南都表江当廿四日願出候処、廿八日ニ洞川村役人江被仰渡、則村役人方請書差上相濟申事、

○右一件ニ付大坂三郷表江書面遣申事左之通り

一 翰致啓上、時分柄春暖日増候処弥御揃三郷御講中各御□□可被成御座珍重不殘奉存候、然者去年五月書付を以□□之節洞呂川村之者共強勢相働候義難相止、依之□登山御世話之儀断申度旨御申越ニ候処、

一 昨年来道茹一件取暖中ニ付洞川村相手取頼出候儀も難黙止、及御答置取暖之儀も尔今難相分、段々延引□罷在候処、最早御戸開前余日も無之ニ付、去ル廿四日ニ南都□□所ニ右洞川村者共強勢不仕候様御差止之儀相願□□早速御聞濟届ケ有之、村役人御召出ニ而嚴敷被仰渡当廿八日ニ事相濟、右之次第ニ候得者、以後之定而強勢働も致間敷存候間、以前之通不相替三郷御講中御登山被下御世話之儀御願申入候、先者右得御意度御頼旁如此候、以上、

三月廿八日

滿堂惣代

持明院

寺僧惣代

宝勝院

三郷山上惣講御中

一、御相談申度義御座候間今晩暮早ニ御入来可被成候、以上、

卯月十日

二和尚役人

□□院御納所

一、□□□南都於 御奉所山役錢之内ニ而祝義等遣シ候義□□被 仰出候所、

其後銘ニ心得違を以猥リニ宿屋并案内之者江過事之酒手祝義被遣候族有之段相聞候ニ付、去年来一派相談申候通、無縁人之參詣人差越候節夫ニ為祝義遣候義拾式文之外、洞川村之者共勿論吉野□□并案内之者ニ至迄酒手祝義草鞋代杯与号し少々□□□遣候義、急度相止候事堅相守、銘々下々も迄も

□□付可有之事、

一、六月三日穀屋坊道光寺御登り有之候而、書面を以得御意度義有之由、道光寺申被越候得共、二和尚方者寺内甚多用ニ罷在候間、此方へ御越可被下旨答候へハ、早速道光寺御出有之候而被仰候儀ハ、本堂・影堂方こま札御出被成候事ハ此方札場之差支ニ差相成候事故、影堂方之札御引可被下由道光寺被申候得共、二和尚申ニ者、成程御尤ニ者存候へ共、此義ハ寛政七年小将房穀屋登り之年彼是御座候而小将房代弥助・拙院代源六も両日ニ而何角取扱、札場方者色札御出被成、影堂方者護摩札出候固相成事相濟有之候、乍併御疑ニ御座候得共委細之義ハ弥助得不存居候間御尋可被下由答候、

一、□□□日ニ妙覚院御出有之候而本堂仮籠勸化所并花つみ□□□ふき拙壺分之処、近ニ致度与申居られ候得共、此方□□分之人ニ候得者格別之御義有之間敷与存候故、右ニ御座候へハ其俣ニ御義有之間敷与存候故、右之旨ニ御座候へハ其俣ニ差置候事、

一、□□□日本堂正面小使旭山房義ニ付、妙覚院本堂之出仕有之□□□之香の火を付呉候由申候得共、道心一兩度之事□□候間、其儀者外者御使可被成由申候得者、妙覚院御立腹有之御听被成候、夫ニ付小松院方申来り候事有之、仍而穀屋呼寄、今日妙覚院本堂出仕之節、正面之承仕ニ香之火を付呉候由御申被成候得共、一兩度之儀者無之故外之者召仕可被成旨答候時、御听入被成候、夫ニ付小松院方申来候義故得御意候、本堂小使之義者札場者寺僧中召仕其外内陣之者は満堂之使ニ御座候処、自分召仕候者御支被成、此方之召仕者仰之通不致とて御听被成候儀、近比御了間違存候間得御意候、右之段御承知ニ御座候へ、返事ニ者不及候思召御座候、只今御答可被下候、弥助申渡事、

七月十六日穀屋坊納所弥介參り教覚院方申候者、先達而□□道光寺登山御座候砌、本堂・影堂方包札之儀□□御意候得者拙弟小将房登り之砌、

彼是有之札場方包札□□致無事ニ相濟候由道光寺被申、乍併勸進所方紙札□□き出しても差支相成間敷様存候へ共、影堂之包札御引被成候へハ、此方ニも互ニ致無事様ニ致度旨申参候時、成程仰之通ニ御座候得共役も御座候故後日委細之義ハ御答申上候、

本山先達八月五日登山之砌洞呂辻茶屋ニ而□□□用之御撫物致所持候所ニ、吉野山之者三人斗無礼□□之上学頭代より之差図与強盛申彼是等妨候ニ付、右之趣御届ケ申上候、右ニ付子細有之事哉与六角四人参り候而、洞呂辻方此上往来無礼不致候様ニけいご出可被下候旨申候、二和尚方答、右之趣御届ニ御座候得共、けいご出申候義ハ先例も無之間得出不申候、并三人斗無礼仕候事ハ此方ニ者子細無之、右無礼仕候事ハ吉野之者ニ御座候は、あの方之義不存候、猶御届ケ御座候而只承り置候間左様思召可被成候、又外ニ六角連光院被申候者、後入道ニ而も山内之者彼是与無礼申候俣左様之義も無御座候様頼上候与被申候、成程無礼之義無御座候様申附置候間、後行場へ御出被成候へハ四十三文之役銭詣出被成其寺へ与り案内召蓮御出□□□彼是申無礼之人御座候ハ、□□成共可被仰聞候旨答置候事、□□□ニ南之坊納所源六多聞院代ニ而妙覚院へ懸合□□者、此度本堂おみて御寄進被成、夫ニ付御届ケ之趣かり込勸化所小者一屋一方之御心指ニ而御寄進有之様所ニ、本堂ニ檀中方之御寄進札御打被成候義ハ、御心得違之取斗□□御意候、此内ニ段々懸合事六ヶ敷御座候所ニ妙覚院被申□□□檀中方之義御届申上申候間、本堂檀中札ハ引セ、□□も此度之儀古例ニ可致所存ニ者無御座、此旨多聞院へも申入置由被申候□□者左様ニ思召被成下候事ニ御座候へハ下山、多聞院へ右之様子書面ニ御認被成御遣可被下候、妙覚院被申候者、拙も此間ニ下山仕所存ニ御座候、若得下り不申候得者書面ニ而申入置候間左様ニ南坊へ申置被成候由被申候事、

山上東南院燈籠之事

一、弥御安康珍重奉存候、然者東南院燈籠一件連藏院江思召之趣及掛合候処、火袋ニ而も又ハ屋祢仕替之儀甚大造ニ候由被申候、先達而付字致候処離候得共離候得者、乍此上離シ次第為付候様いた□□然候様被申候、今度又先達而付候□□江山上東南院預りと申候文字赤金ニ而付候間、可然□□□呉と□□御座候者、此段得御意候間思召之程承知奉存候間、否貴答待入申候、右申上度早々如此御座候、早々以上、

役者 福島院

四月四日

二和尚南之坊様

四月七日夜

一、□□□御戸開候節、洞□□之者共一同ニ徒党致組障子を破り、内陣役行者尊師之前護戸檀之上方、是方ハ洞川村之者共勝手次第ニ御座候□□□と呼ニけり、夫故一同土足ニ而役行者尊之内佛御戸帳之内押入込、散物ハ不及申我俣致シ諸参詣人も一向不寄付狼藉いたし、諸国之参詣人直々役行者尊を拜し不申帰り仕候仁等数多有之候事、

一、強氣いたし候事ハ、行者尊戸帳前ニ有之候八大童子式躰御守物并御手杯打をり、藏王権現前立ニ有之候釈迦如来御座候所、其御くし御手杯皆と打織り有之候、権現前之三躰之高燈籠有之候所打□□き、其外燈籠数多損し御座候□□□□□強氣□□□申候事、

□□□八日早朝ニ下山江申達候、山上導師中

下山御役者

吉野山方飛札登来之事

一、御飛札致拜見候、然者今曉御戸開之節洞川村者共一向徒党いたし、内陣行者尊之内佛江土足ニ而入込強氣□□、諸参詣人も一向不寄付候等之狼藉之趣委細被□□致承知候、右一件其俣ニ而打捨かたく事ニ御座候間□□南都

奉行所江出訴いたし候敷、寺社御奉行所江出訴いたし候敷□□何れ共取斗可申儀ニ御座候間、左之趣其答被仰聞可被下候、猶此飛脚之者江も委細申聞差登し申候間御承知可被下候、

一、土足ニ而入込候者内佛と被仰聞候者護廣檀有之所ニ御座候哉、又者内陣之儀ニ而御戸帳之内江土足ニ而入込候事ニ御座候哉之事、

一、強氣いたし候と申儀者如何強氣仕候事哉、右狼藉相働候訳一と委細御書取被成御越可被下候、

一、本堂者御戸開之俣ニ而打捨有之、洞川村先者斗入込罷在□□者今曉□□□斗候哉、御戸開相濟候後者皆と□□而洞川村江帰村いたし候哉、此段別

而委細被仰聞可被下候、□□藉相働候洞川村者共之面躰雜与申儀大躰相知可申候間、□□人有之候共名前不殘御申越し可被成候、

右之趣委細相知レ不申候而者何れも難致取斗候間、委ク被仰聞可被下候、右之外ニも公儀江申立ニ相成候事御座候へハ是又委□□被仰聞候、取紛及僞答候間其段御□□可被下候、以上、

四月八日七ツ時

蓮藏院

福島院

持明院

南之坊

快□□

野院共義も追而明日出立上京いたし候故、殊之外取紛罷在候間、本文狼藉之様尔今本堂江入込罷在候而故障いたし罷在候得者、野院共之外之衆中南都江出訴可申候、今曉切ニ而皆と帰村申候得ハ京都相濟帰山之者願候敷、届之上在府府惣代衆江申下シ、惣代中方寺社御奉行所江御願可申哉、在山衆者在山衆ニ而衆評可有之、出京之ものハ京都ニ而示談可申候、左様思召被下候、  
一、出入一件も江戸□□内濟掛合有之候得共又と為破□□□□□□出来候、

此段乍序申進候、以上、

□□者吉野山方飛脚至来ニ付戸開次第書付ニ而ハ□□しかたく故二和尙代ニ高尾猪兵衛指下シ申候事、

御戸開損し候もの之事

一、行者権現間之組戸ををし破り入込

一、権現前立〔御〕手御守物打をとし〔御〕やふり入込

□□長日供養法大極土足ニ而ふみくたき

□□御台

□□躰高燈籠土足ニ而ふみくたき

一、役行者兩脇□□子式躰手守物打損し

一、同 御戸□□之中へ土足ニ而入込凡廿人斗

一、役行者者兩脇後鬼水廟打下し

一、同 兩脇之燈籠打碎

一、堂内へ松明木躰斗火燈し

右之加條之通猪兵衛へ申含指下シ候事九日也、

〔史料4〕 藏王堂年中行事荒増取捌記 (抄)

第四函39号

〔表紙〕 藏王堂年中行事荒増

入寺代取捌

執行代取捌 記

藏王堂年中行事覚

正月元朝方三日開帳、

但元朝者一日致開帳二月三日ハ昼迄、昼後致閉帳候事、

同七日朝暫致開帳、

但真言檀<sub>ニ</sub>而満堂方法事後、其俣寺僧方も法事在之候事、

同八日 重衣

但出仕鐘<sub>老</sub>番七ツ時、式番七ツ半、式番鐘より惣出仕、尤一臈座之前  
ニ火鉢出之、三尊<sub>江</sub>蠟燭相立百燈ともし、台方二臈入堂、前<sub>ニ</sub>三尊致開  
帳置可申候、

満堂方出席之時、三番鐘三ツ突候事、満堂方法事相濟、台方導師登礼  
盤候而、即出生老喜心在下云文<sub>ニ</sub>而満堂方立座、夫<sub>ル</sub>施主帳台方上座  
より三人目程<sub>ニ</sub>差出置、且台方法事之内<sub>ニ</sub>鐘と云時、菩提之鐘三ツ道心  
<sub>ニ</sub>為突候事、但九月十日も同断

同九日 重衣

但<sub>老</sub>番鐘七ツ半、式番暮六時、三尊開帳并蠟燭百燈ともし候事、八日  
同様、

満堂方出席之時、三番鐘為突候、台方法事相濟為致開帳候事、

同十日 重衣

但九ツ時<sub>老</sub>番鐘、式番八ツ時、其外前日之通り、台方導師下礼相濟為  
致閉帳候事、且又八日九日十日蠟燭三十ツ、二臈・三臈・四臈<sub>方</sub>出  
之并鬼形人<sub>老</sub>人ツ、明松<sub>老</sub>丁ツ、出之、

一、右三日共真言方導師登礼盤、一切恭敬一段、終而ケイ打之、下礼見合下  
座与り立座行道千手<sub>手</sub>眼一反已上二遍回三遍目<sub>ニ</sub>願以至功德終、導師登礼  
盤下座、<sub>と</sub>ニ付南無沙婆世界与り唱終而先達灑水三尊、終而鬼形三度繞道  
相濟導師下礼、次<sub>ニ</sub>台方導師登礼盤、

同八日 勝手座 素絹

同九日 子守座 素絹

但右兩座とも呼使無之、

同十一日 重衣

但三尊へ蠟燭相立、法事相濟、二臈所へ参り台事輕營在之、尤右法事中  
三尊とも致開帳、猶台方法事相濟迄致開帳候事、

同十九日 素絹

但兩流立会法事之内<sub>ニ</sub>三尊共致開帳候事、尤常とハ格別也、

同廿一日 素絹

但朔日之法事相勤候事、

同廿三日 重衣

但冬行先達重衣着用<sub>ニ</sub>而本堂へ出仕、<sub>老</sub>番鐘<sub>ニ</sub>而出仕、式番鐘<sub>方</sub>台方法事  
始、此方も東之方高座<sub>ニ</sub>致着座候、尤高座<sub>ニ</sub>登り候節、本尊へ肩を少しさ  
け一礼をなし候、着座いたし、台方と目礼者互<sub>ニ</sub>相合<sub>見</sub>いたし、猶又法事  
相濟下座之節も互<sub>ニ</sub>目礼有之、尤満堂方登高座いたし、台方法事之内仁  
王經誦いたし候事、但式番鐘より法事初り候節、中尊斗致開帳候事、  
右法事之内帽子裏頭いたし居草履相用候事、当日出仕之鐘金屋突之也、

同廿八日 素絹

但月並千卷心經相勤候事、

二月朔日 重衣

但正頭坊本堂へ出仕之義互<sub>ニ</sub>□方<sub>方</sub>聞合出仕いたし候、両頭坊<sub>方</sub>献備物  
入寺代請取之相濟、三尊とも開帳いたし蠟燭三丁立之、兩派出席相揃、  
満堂方より式人ツ、花供正頭坊へ挨拶いたし、次<sub>ニ</sub>上座へ同断、次<sub>ニ</sub>下座  
へ同断、右挨拶相濟本座へ帰り、夫<sub>方</sub>台方右之通り挨拶<sub>ニ</sub>満堂方へ参り、  
又此方より式人前段之通いたし、又寺僧方<sub>方</sub>同断、右之通互<sub>ニ</sub>式三度相  
濟、次<sub>ニ</sub>法事終り餅まき相濟致開帳候事、

同日 重衣

但老番鐘

式番鐘方出仕、百燈蠟燭相附、三尊共致開帳、満堂方出席之節三番鐘三ツ台方法事之内鐘と云時三ツ為突候、

同廿一日 月並朔日千奏心経当日相勤候事

三月十一日 重衣

但錫杖衆八ツ時老番鐘、式番鐘方出仕、八ツ時<sup>半</sup>式番鐘方中尊致開帳、三番鐘ニ而寺僧方之<sup>レ</sup>法事、初式遍正面ニ至り候へ者蠟燭三丁ともし、寺僧方正面へ三度目ニ満堂方出席いたし候事、

同日 素絹

但月并之法事者廿日ニ相勤候事、

四月朔日 同断

但月并之早朝相済次第山上三導師執行代、上旬正面之三旬御影堂番等子守かふちへとふりかきに参り候事、

同日 素絹

但九ツ過出仕、中尊致開帳中曲三昧相勤、法事相済行者講ニ参り候事、

五月十一日 素絹

但月并之法事相勤済、冬行先達台方注連掛之寺院へ、尤寺僧方と同道ニ而頭坊へ参り候事、

ゑ 八大童子

金剛蔵王 但竹串数□二本間有之

子守卅八社 時者老本相増候由

御注蓮花籠、兼日右之通り調置致持参、

同廿六日 素絹

但懺法注蓮掛右同断、

六月九日 素絹

但八ツ時理趣三昧中尊致開帳候事、

同十日 素絹

但早朝花之露と号し理趣三昧相勤、法事相済、勝手明神へ参詣いたし候事、

七月十四日 素絹

但早朝出仕、中尊致開帳、理趣三昧相勤、法事相済、勝手迄参詣いたし候事、

九月十九日

二臈所方餅、中尊へ献備在之、七ツ時頃両社之神輿御入之節右初物相下

ケ□日早朝ニ水引相用丸餅三ツ宛半紙ニ包衆中人数程等之分へ道心ニ為持

遣し候事、尤右十九日御輿御迎、中飯後重衣着用ニ而竹林院迄参り、五

条袈裟者本堂へ為持遣し置、竹林院ニ而青甲之白袈裟をかぶり神輿之御

供いたし佐抛明神之前ニ而勝手之神輿待合、是方西がわ満堂方、東かわ

寺僧方と立分、両社御供候事、

十二月節分大晦日 素絹

但右両夜とも導師七条着用、大晦日之夜修正行衆あか迄帰り候付、三尊

ともニ致開帳、行衆後夜勤之節不動尊三礼之時、楷尾村へ火を遣し鐘と

同時ニ火出、何も皆一時ニ相成候様心懸可申候事、且また元日七ツ時入寺

代之内参り候而権現献備もの配分有之、中尊并西二躰分小餅修正中老人

前ニ拾五宛取、又八日九日十日鬼形ニ相成り候人へ拾五ツ、三人分とり、

残り衆中へ致配分、東三尊分ハ修正先達へ不残遣し、役行者分ハ五臈へ

不残遣し候事、当日閉帳暮方也、



(後略)

## 〔史料5〕 金峰山寺沿革略誌〔版〕

四函102号

○原文ニハ文字ノ傍ラニ多ク○、ヲ打チテアリ、翻刻上ハ、○ノ箇所ハ、      ヲ、      ノ箇所ニハ、      ヲ引キテ表現ス、

○本史料本文中ノ( )ハ、スベテ原史料ニ存スルモノナリ、

〔外題〕  
〔金峰山寺沿革略誌〕

## 金峰山寺ノ起源沿革

抑々金峯山寺トハ、奈良県吉野郡吉野山及比同郡大峰山ヲ総称スル修験宗ノ唯一本山ニシテ、今ヲ距ル一千二百二十八年前、天武天皇ノ御宇白鳳三年、役行者之レヲ開基シ、実ニ天下無比ノ霊場タリ、当時我が国、佛教ノ渡来日尚ホ浅ク、世人未ダ安心ヲ得ル者ナク、強悪ニシテ化シ難キ衆生ノミ天下ニ満ツ、行者輒チ之レガ濟度ノ大願ヲ起シ、不食不飢ノ仙法ヲ学ビ、纒力ニ草果樹皮ヲ以テ飢ヲ医シ、無人絶境ノ淨域ヲ扱ビ、高岳奇峰全国到ル処ニ止錫シテ苦修シタルモ、曾テ無塵ノ靈境ニ逢着セザリシニ、偶々大峰山ニ登リ其満願屈竟ノ靈地タルヲ発見シ、吉野山麓ヲ一ノ行場ト定メ、権化ノ垂跡佛影ノ降臨善神ノ影向等ノ遺跡ニ賽シ、吉野山ヨリ紀州熊野ニ至ル大峰山脈七十五靡(一靡トハ曲折ニシテ七十五岳ト云ガ如シ)ノ回峰抖擻三昧ニ入り、苦修練行ノ曉大峰山頂行場ニ於テ始メテ悉地成就ヲ得、蔵王権現ヲ感得ス、現今大峰山上並ニ吉野山ニ安置スル金峰山寺ノ本尊ハ即チ是レナリ、

金峰山寺秘密伝抄天武天皇ノ御宇白鳳年中、開<sub>ニ</sub>金峰山<sub>一</sub>而勤<sub>ニ</sub>求佛道<sub>一</sub>折<sub>ニ</sub>末代相応佛<sub>一</sub>尋<sub>ニ</sub>濁世降魔尊<sub>一</sub>、于時<sub>ニ</sub>積尊忽然現<sub>レ</sub>前示<sub>ニ</sub>護法相<sub>一</sub>、次<sub>ニ</sub>千手眼大悲尊<sub>一</sub>、次<sub>ニ</sub>弥勒大慈尊<sub>一</sub>自然影現、行者云、柔和相貌末代剛強難化衆生所<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>応也、願現<sub>ニ</sub>降魔身<sub>一</sub>、其時<sub>ニ</sub>寶石振動從<sub>ニ</sub>磐石中<sub>一</sub>金剛蔵王青黒念怒像忽然涌出、即住<sub>ニ</sub>磐上<sub>一</sub>、于時<sub>ニ</sub>行者大歡喜敬重奉崇云々、

行者既ニ悉地成就ス、乃チ感得ノ蔵王権現ヲ木ニ模シ、一ノ小堂(山上本堂ノ起源)ヲ権現湧出ノ岩上ニ建テ、之レヲ安置シ、(後世之レヲ稱シテ湧出岳ト名ヅク、今ノ山上本堂内陣是レナリ)以テ難化衆生ノ濟度ニ從フ、而シテ吉野山ヨリ熊野ニ至ル七十

五靡ヲ以テ行場トシ、吉野山ヲ以テ常住ノ行房トセリ、行者ノ從甥ニ角乘・角仁ノ二人アリ、夙ニ行者ニ從テ其衣鉢ヲ受ク、行者没後、二人ハ行者即チ優婆塞小角ヲ開祖トシ、開祖ノ感見佛ナル蔵王権現ヲ本尊トシ、行者自刻ノ像ヲ脇土トシテ一ノ法義ヲ立テ、或ハ吉野或ハ大峰、常ニ抖擻三昧ニ入りテ、以テ

法義ヲ弘通シ、法灯ヲ繼承シ、男ハ優婆塞戒ヲ、女ハ優婆夷戒ヲ授カリ、法義ト共ニ血統相承ス、

降テ天平年間、行基菩薩 聖武天皇ノ勅ヲ奉シテ大峰山上ニ勅筆ノ經卷並ニ光明皇后御親筆ノ經卷ヲ埋蔵スルヤ、(此經箱ハ先年同山発掘ノ際出現シ国宝トシテ金峰山寺ニ蔵セリ)此時山上本堂ノ大破ヲ修繕スルト共ニ、大峰山ガ深山ニ所在シ冬季ノ如キ積雪丈余ニ及ビテ容易ニ登攀スル能ハザルノ故ヲ以テ、閉扉中(開扉四月八日、閉扉九月七日)ニ賽スル者及ビ老幼婦女ノ為メニ、山上堂ニ模擬シテ吉野山ニ一字ノ堂ヲ建テ、更ニ蔵王権現ヲ安置シ、(現今ノ金峰山寺山下本堂ナリ)併セテ里坊ヲ建テ、角乘・角仁ノ子孫等ヲシテ之レニ居ラシメ、茲ニ始メテ国軸山金峰山寺ノ号ヲ稱シ山上本堂出仕山下本堂出仕各交代シテ勤行ス、当時実ニ山上ニ三十六坊舎、吉野山ニ百二十坊舎ヲ有ス、盛ナリト謂フベシ、然ルニ天文三年事アリテ、山上卅六箇ノ坊舎ヲ焼失シ、後チ更ニ六坊ヲ建ツ、今ノ六坊是レナリ、

後水尾天皇御宇元和二年、金峯山寺塔中小松院住職木食上人、山上蔵王堂ノ朽敗セルヲ嘆キ、天朝ニ奉願シ勅許ヲ得、諸国ニ勸進ヲ募リテ大修繕ヲ為ス、勅ニ曰ク、

大峰山上蔵王堂舎破壊之由候、專佛法紹隆励再興之功、尤可為神妙者也者、依天氣執達如件、

元和二年九月十四日

左 少 弁 花 押

## 大峰木食映元上人御房

後元禄四年、更ニ十方信施ノ淨財ヲ以テ轄建ス、現今ノ堂宇ハ即チ是レナリ、而シテ山下本堂モ天平中行基菩薩ガ建立シテ以来回禄ニ罹ルコト二回ニシテ、(文革三年中ニ階堂出羽入道、又タ南朝正平四年中高師泰吉野山ヲ改メシ時)現今ノ堂宇ハ天正年中修破セシ処ノモノタリ、

明治七年、神佛判別ノ事アリ、金峰山寺ヲ廢シテ金峰神社ト改稱サレ、從テ山上本堂ヲ金峯神社奥ノ宮、山下本堂ヲ同口ノ宮ト稱シ、一山僧侶亦タ同時ニ復飾シテ神職稱宜トナリ、從來安置ノ佛像ハ他ニ移置スルノ止ムヲ得ザルニ至リ、行者ノ尊像並ニ諸佛鉢ハ別ニ堂ヲ建テ、之レヲ安置セシガ、同十九年ニ至リ更ニ復旧ノ命アリ、金峰神社ハ再ビ金峰山寺ニ復名シ、役行者尊並ニ諸佛鉢モ旧堂ニ復シ以テ今日ニ至レリ、

## 金峯山寺法義

金峯山寺ノ法義ハ、角乘・角仁ノ二人、開祖行者尊ヨリ直伝シテ之レヲ後継ニ伝ヒ、治襲ノ久シキ毫モ他宗ヨリ侵略セラレシコトナク、其間有驗ノ高德輩出シ、我が国修験宗最先唯一ノ大本山トシテ法灯常ニ各派ノ上ニ赫耀タリ、是ヲ以テ法教・弘法ニ大師及ビ其他ノ大徳高僧等踵ヲ接シテ登山セシモ、単ニ開祖行者ノ遺徳ヲ仰キ其芳蹤ヲ

探グルニ過ギズシテ、伝教大師が天台宗ヲ開キ弘法大師が真言宗ヲ開クニ中リテモ、之レガ為ニ毫モ法義ニ影響スル処アルヲ見ズ、其宗意及ビ安心等ハ依然トシテ旧ノ儘タリ、即チ金峰山寺ノ宗義ハ金峯山寺唯一ノ宗義トシテ各宗ノ上ニ立チ、幾多修驗派ノ瞻仰スル所トナリ、以テ織田・豊臣二氏ノ代ニ至レリ、然ルニ徳川氏ノ天下ヲ統一スルヤ、其政略トシテ天台僧正ヲ金峯山寺ノ管領トシ、且ツ命ズルニ天台・真言ノ兼学ヲ以テス、是ニ於テ天台ノ師僧ヲ聘シテ顯教ヲ学ビ、真言ノ師僧ニ依テ密教ヲ行フ、其結果顯教ノ学侶ハ天台ニ傾キ、密教ノ学侶ハ真言ニ傾キ、遂ニ学派ノ競争トナリ、知ラズ識ラズノ間一山内ニ兩派ヲ生ジタルハ、恰カモ高野山ニ学侶方・行人方・非事吏方ノ三派アルガ如ク、顯教派ヲ寺僧方(天台)ト称シ、密教派ヲ滿堂方(真言)ト称シ、兩派互ヒニ拮抗シテ相讓ラズ、然レドモ開祖行者ノ宗義ハ依然トシテ其生命トスル処織毫モ異ナルコトナク、天台ヤ真言ヤ其教義ハ偶々以テ開祖行者ノ所立宗義ノ生命トスル処ヲ美装スルニ過ギザルモノニシテ、今日金峯山寺ニ於ケル行法ハ、金峯山寺ノ行法トシテ素ヨリ一種特別ノ者ナレハ、天台真言二宗ガ行ヒ、且ツ誦スルモノト復然トシテ別異タリ、畢竟寺僧滿堂ノ兩派ハ單ニ塔中寺院間ニ於ケル学派ノ争ヒニシテ、其本然ノ宗義ハ共ニ与ニ儼然トシテ把持サレ、而シテ其山下本堂・山上本堂ニ兩々交代シテ勤務セシハ、明治維新ノ際ニ至ルマデ曾テ變易セシコトナキナリ、後チ修驗宗ヲ廢サレ、天台・真言ノ二宗ヘ帰入ヲ命ゼラレタルノ結果、今ヤ修驗宗ナルモノナク、纔カニ天台・真言ノ二宗ニ属シテ修驗道ナル者アルノミナレドモ、其実態ニ於テハ依然タリ、之レヲ總ブルニ役行者ハ我が国ニ於テ未ダ曾テ佛教ノ宗派ナルモノナキニ當リ、難行苦行ノ結果、修行宗ノ法義所謂日本固有ノ佛教ヲ闡ラキ、而シテ金峯山寺ハ行者ヲ開祖トシ、其闡明セシ法義ヲ祖述シ、修驗道最先唯一ノ大本山トシテ各派ノ上ニ超立セシモノニシテ、彼ノ羽黒派・月山派ト云ヒ、当山派ト云ヒ、若クハ其他ノ各派ノ如キ、悉ク役行者ノ流末ヲ汲ミテ、出生シタルモノナラザルナク、唯々其開基大徳ガ或ヒハ真言或ヒハ天台ノ人タルニ由テ、其系統ヲ異ニスルノミ、蓋シ聖護院・三寶院ノ両者ガ歳々入峯修行トシテ登山セシモノ、畢竟其派末ヲ汲ミシガ為メノミ、

金峯山寺所藏繪旨並ニ朱印ノ写

一、後龜山院御繪旨

於新佛千手眼觀音宝前、長日可修一座之供養法、是依為多年之叡願、可為永代不欠之勤功之由、所被定置也、早奉行万年之宝算一統之聖運殊可抽懇誠者、天氣依如此、悉之、以状、

元中四年六月十八日

藏王堂衆徒等中

左中弁花押

一、同上

山上定講師為当院相伝之地上者、可令管領者、天氣如此、悉之、以状、  
元中七年九月廿九日 左權中將 判

吉水尊寿丸殿

定講師ハ学頭ト云ニ同シ、天台僧正管領ニ任セラル、マデ、吉水院代々其職ヲ襲ヘリ、

一、後水尾院繪旨

全文金峯山寺ノ起源沿革ノ項中ニ掲グルガ如シ、

山上本堂ハ是レ全ク吉野山ニ於テ再興シタル、其実証ナリ、

一、大間秀吉公朱印

藏王領

一、八百五十三石九斗

和州吉野山

一、百五十九石三斗

小路

合千十三石二斗

右、今度新儀令寄附之訖、此内五百石藏王造管領、五百石ハ寺僧万灯全守納之、勤行不可懈怠候也、

文錄(秘)四年九月廿一日

吉野山金峯山寺寺僧中

一、同上添状

当寺領之事、吉野山並小路都合千十三石二斗、今度以御檢地之上、被成御寄附候、被任御朱印之旨、全可有寺納候、草々謹言、

九月廿一日

増田右衛門長盛判

吉野金峰山寺

一、同御朱印配当割帳面之内

一、五百石 藏王修理領

(此間諸口配当略ス)

山下之事

一、五石 堂司法印

一、五石 山上二和尚

一、五石 山上三和尚

一、五石 山上三和尚

(中間略ス)

一、五石 山上御影堂法印

都合千十三石

右衛門尉長盛 印

文録四年十一月朔日

金峯山惣中

一、大猷院殿朱印

国軸山金峯山寺藏王権現領大和国吉野郡吉野山八百五十三石九斗、同郡小路村百五十九石三斗、都合千十三石二斗事、

任先規寄附之、此内修理料二百十三石二斗、学頭領三百石、寺僧・満堂配当領五石、宛行之訖、全可收納之并境内山林竹木諸役等免許、如有来永不可有相違者、守此旨佛法紹隆弥無怠慢、可抽天下安恭精誠之状如件、  
慶安元年七月十七日

金峯山寺御条目ノ写

一、大和国軸山金峯山寺寺僧・満堂諍論遂穿鑿申渡覚

一、双方年中行事、令吟味証文等相改之処、寺僧書上候内、

五月九日法事之時満堂方出仕、

六月七日御影供会理趣経誦誦、

満堂申上候内、

四月朔日中曲三昧、

五月廿三日曼茶羅供、

満堂ニモ遷宮勤之儀、

同式ヲ誦候儀、

此六ヶ条ハ、満堂申処分明候、寺僧不可諍之、相残条数者寺僧申分、慥ニ開工理運タルノ間、満堂不及異論、立合ノ法事ニ至ルマデ如有来可致執行之、雖然先年満堂モ衆徒ニ極之上ハ、今以不可有相違、弥寺僧・満堂同等ニ可粗心得事、

一、寺僧・満堂双方共ニ新規之勤行、令停止之、自今以後不可致新法、但東照宮・台徳院殿・大猷院殿御法事ハ可為各別事、

一、行者堂御戸数錢之儀、如古来夏一宿捌満堂ヨリ相勤之、四月八日ヨリ九月九日迄ノ散錢宿捌ハ満堂取之、六月六日一日半分ハ夏一方ヘ可遣之、此外満堂ヨリノ礼物並五節供之勤等止之、夏一無異議満堂方ニ可在宿事、

一、諸堂修理之儀、修理料二百石余之上ニ、本高之内今度檢地出高之物成四分一新加有之条、寺僧・満堂立合以相對納置之、山上・山下共ニ不殘可修理之、収来役錢之分ハ御供灯明料ニ用之、致私間敷事、

一、穀屋之儀、先年寺僧方支配相極之間、弥可為其通事、

一、執行之儀、先規之通寺僧ヨリ雇之満堂可勤之、但相定役錢之外私之得用有之間敷

事、

一、山上・山下諸堂持分可為如前々互売得之儀、向後不可致之、但今迄売得仕候分、以相對買返之儀ハ可為各別事、

一、山下本堂開張之儀、寺僧方法事之時モ満堂不及異議可令開帳、寺僧方ヨリ開帳錢ヲ取来之由、満堂雖申之、向後停止之事、

一、金峰山寺ノ儀、為日光御門跡御支配之間、寺僧・満堂・社僧・神主・祢宜等ニ至ルマデ可受学頭之差図、並吉野郡御代官申付儀、違背仕間敷事、

右条々堅可守此旨、若於相背者、随科之輕重可及沙汰、依遣下知於双方者也、  
寛文十一年十二月四日 長門印

伊賀印

山城印

内膳印

但馬印

大和印

美濃印

満堂中

寺僧中

(以上ノ外、条目並ニ旧記制札等数多アルモ、煩ヲ避ケテ之レヲ略ス)

大峯山ト金峰山トハ一山ノ二名

大峰金峰山ト申者、山下吉野山ヲ最初ト仕、熊野方ヘ向吉野郡中ニ相互リ、七十五里トモ七十五里トモ申大場長途ニ付、自然ニ大峯ト呼皆ヒ候得共、其実名ハ金峰山ト申候、且又大峯山ハ藏王権現出現ノ所、和国無双ノ靈山ニテ国々ノ為軸故、又国軸山共申事古書ノ旨御座候テ、金峯山モ国軸山モ一山二名ニ御座候、依之吉野山ヨリ山上迄者、其山名ヲ以テ国軸山金峰山寺ト申、古ヨリノ名称御座候テ、一名ヲ以テ申候ハ、金峯山金峯山寺ト申候テ妨無御座候、

大峯山ハ全ク金峯山寺ノ所領ニ属ス

一、山上境界査定等ニ付、金峯山寺之レニ干与スル事、

(延宝年中旧記アリ、略之)

一、明和元年山上所領ニ關スル同様ノコトアリシ際、洞川村ヨリ謝状ヲ入ル、即チ左ノ如シ、

古例之義モ不存不届仕候段奉誤候一札、

一、御導師中御支配所鐘掛行場之所、先月大雨ニテ岸道崩候処、道蒞役所ヨリ道御作被成候ニ付、先格ヲ以テ材木御切被成候所、古例モ不存差留、剩ヘ御断モ不申上、

崩口番木屋ヨリ道造リ掛ケ候所御尤メ被遊候段、御尤ニ奉存候、右重々不届仕候所、段々以奉誤御了簡被為成下候趣、難有仕合奉存候、此後道造リニ付、材木先例之通り御切被遊候共、我等少モ申分無御座候、此上如何躰ノ儀ニテモ、御一山之儀ハ、御役人二和尚様工急度御届申上、其上思召ヲ以取斗可仕候、此上不届仕候ハ、如何様共可被為仰付候、右ヶ条之趣奉誤候、為後日之誤リ証文一札如件、

洞籠川村番木屋代中之町

明和元年申七月七日

上西惣助 判

山上御役人

竹林院二和尚様

一、吉野山ヨリ大峰山上ニ至ル道刈・道造ハ吉野山ニ於テ之レヲ為シ来リシ事、

(古来年々ノ帳簿アリ)、

一、山上所領ニ関スル紛議裁許ノ事、

天明二年八月、山上鐘懸ニ在ル道刈小屋倒壊セシ時、洞川村ハ自己ノ借地ヲ主張シ、聖護院・三宝院之レニ与シテ、金峰山寺ノ之レニ係ハルコトヲ差留ムル

ニ当リ、寺社奉行ハ両院ノ差留ハ御下知状ニ違背ス云々ノ裁許ヲ為セリ、

唐繰芝居差留ノ事、

文政四年、大阪ニ於テ大峰山行場等ヲ唐繰芝居ニ取組ミ興行セシ時、金峯山寺

寺僧喜藏院・満堂・心善院之レヲ奈良・大阪両奉行ニ訴エテ差留ム、

一、吉野一之坂ヨリ熊野音無川迄ヲ七十五摩ト称シ、一ノ坂ヨリ大峰山上粧宿迄金

峯山寺住僧之レヲ支配セシ事、

吉野川岸柳之宿一之坂ヨリ熊野音無川マデ七十五摩ト申候、右一之坂ヨリ大峯

山上粧宿迄、往古ヨリ凡二十里程奥积迦嶽辺兩部分ケト申迄ハ当山方、捌部分

ケヨリ熊野迄凡三十里斗ヲ本山方捌ニテ御座候、

一、本山当山之先達申立、峯中両御門主御支配ト申候事、小笹ヨリ熊野迄ノ事ハ

格別、大峯山上ハ往古ヨリ両御門主御支配ニテハ無御座候、

一、金峰山寺日光御門跡御支配ト申候者、吉野川中略一之坂ヨリ大峰山上粧宿迄

藏王権現工附、地面者往古ヨリ金峰山寺持ニテ吉野山ニ支配仕来候、

大峯山上本堂ハ吉野山ニテ造営シタル其実証

一、大峰山上香花ノ発売所、其他ノ建物及ヒ行路ノ茶屋等ノ諸建物ハ悉皆金峰山寺

ノ所有タル事、

一、文久二年、寛政十一年、文化二年等ノ旧記確証アリ、略之、

一、元和年中、吉野山小松院住職木食快元上人再興セラレタル確証、

(再興縁起記四卷アリ、茲ニ略ス)、

一、大永年中、大峰山上再興修繕ヲ吉野山ニテ為シタリ、

(足利義輝公御黒印ノ勸進帳アリ、茲ニ略ス)、

一、貞享年中、大峯山上藏王堂総テ吉野山ニテ修繕セラレタリ、

(中井主水正裏判ノ差図書アリ、茲ニ略ス)、

一、元禄年中、亦タ吉野山ニテ大修繕ヲナシタリ、

(左ニ其棟札ヲ掲ゲ、書類ハ茲ニ略ス)、

元禄四未七月一日

奉造替大峯山上藏王堂並役行者堂、令法久住天下太平万民豊饒、敬白、

大願主山門本院探題並吉野山学頭十願王院権僧正義道、

夏一

真珠院法印円秀

蓮藏院法印孟遍

円觀院法印賢海

一和尚 桜本坊法印隆賀

二和尚 竹林院法印心城

三和尚 南之坊法印栄遍

奉行

一、文化年中、亦タ吉野山ニテ大修繕ヲ加ヒタリ、

(差図書茲ニ略ス)、

一、寛文年中、御条目ノ内、(前ニ掲クルカ如シ)諸堂修復ノ儀、修理料二百石云々

ノ文ヲ見ルモ吉野山ニテ修繕シ来リシハ、尤モ明カナル事実ナリ、

大峯山上藏王堂ハ金峯山寺ノ専行本堂タル確証

一、大峯山上藏王堂ハ金峯山寺ノ本堂タル事、

一、大峰山上ノ藏王堂ハ金峯山寺ノ本堂ニテ、則四門有之、吉野山ニ在之候銅鳥

居ハ第一発心門、安禪ニ在之候ニノ鳥居ハ第二修行門、山上鐘掛ニ有之候等

覚門ノ鳥居ハ第三菩提門、山上本堂ノ前ニ在之候妙覚門ノ鳥居ハ第四涅槃門

ニテ、從因至果ノ表相四重円壇ノ深秘有之、藏王権現常住佛法王法擁護ノ靈

場ニテ、吉野山ト不相離ノ峯ニ御座候、

一、山上藏王堂ハ金峯山寺ノ本堂ニ御座候、峯中道筋並木ハ藏王堂ニ附候、境内

山林ニ御座候得ハ、外ノ支配ニ無之候儀勿論ノ事ニ御座候、

一、山上本堂ハ金峯山寺專修道場ノ事、

於山上本堂吉野山ノ僧天下泰平ノ御祈禱勤修仕候ハ、四月八日ヨリ九月七日迄百五十日ノ間、毎日護摩供修之、其外行事、古法ノ通り相勤申候事、

一、山上本堂錠前預リニ関スル紛議調停ノ件、  
安政三年ヨリ同六年ニ至ル間、山上本堂ノ錠前預リニ関シ、大坂・堺ノ信徒間ニ紛議アリシニ当リ、瀧堂惣代・多聞院・持明院寺僧惣代・知足院・蓮藏院等之レヲ調停ス、

山下ヨリ山上ニ至金峯山寺通称ノ証

一、三所ノ藏王権現ノ事、

一、金峯山寺三所ノ藏王ト申ハ、山上藏王・安禪ノ藏王・山下ノ藏王ト山内三所ニ御座候、日光山ニタトヘ候ハ、男鉢山・中禪寺・下ノ社頭ト同様ニテ、大峯山上ハ寺僧満堂夏住ノ安居、山下ハ冬住ト二季ニ相分、両派住山ノ場所ニ御座候、山内ニテ三所鎮座ノ儀ハ、相州江ノ島杯ト同様ニ御座候、

一、御代々御朱印ニ藏王権現領ト被仰出、三所権現ニ相亘リ候、且亦寛文年中、御条目ノ表題ニ大和国軸山金峯山寺云々、如期御表題ヲ以被仰付候、御条目始終ノ中ニ、山上・山下ノ儀、数条被仰出候モ、金峯山寺通称故ニ御座候事、

大峯山上行者尊ノ出開帳ハ単ニ金峯山寺ノ専行ヲ以テ決セシ証

一、元文二年、山上行者尊ノ出開帳ヲ金峯山寺ニテ専行セシ事、

一、吉野山金鳥居ヨリ奥院ヘ五十丁、即チ吉野ノ奥院ト申候、

一、奥院ヨリ大峰山上エ五里、此所ニ役行者有之、此脇行者ヲ開帳仕度願ニ御座候、尤此所ハ日光御門主御支配ニテ何方ヨリモ御構無之儀ニテ御座候、廿六ヶ年以前辰年、此所ノ靈宝、則チ吉野奥院ヘ守下開張仕候、其節日光御門主ヘ相伺、南都御奉行所ヘ奉願相濟候、外ヘハ何方ヘモ御届モ不仕候、且又先年御公儀ヨリ被成下御書付別紙通ニテ、日光御門主御支配ニ紛無御座候、依之諸事山上・山下共吉野山学頭ヨリ取斗、一向他宗ヨリ構無之所ニ御座候、

一、明和八年・文化十年・嘉永三年ノ出開帳モ金峯山寺一已ニテ専行セシ事、

(旧記アリ、茲ニ略ス)、

寛政十一年、行者尊ノ千百年遠忌モ金峯山寺ニテ専行シ、開帳遠忌等ノ際、大坂・堺等ニ其建札ヲ為スニ当リテ、金峯山寺役者ヨリ当時ノ各奉行ニ願出セシノミ、毫モ他ニ関係ナシ、是レ皆旧記ノ明記スル所、今茲ニ略ス、

大峯山上本堂ハ金峯山寺ノ専有ニシ聖護院三寶院ノ両派ハ毫

モ関係アラザル証、

一、聖護院・三寶院并ニ両山先達入峯ノ節、引役銀即チ山役錢ヲ必ズ金峯山寺ニ納

ムル事、

一、両御門主始両山先達ヨリ引役銀ト唱ヒ、吉野山ヘ銀子相納入峯候事、古法ニ御座候事、

一、両山先達ヨリ末々修験ニ至ルマデ吉野山ニテ坊入ト申事相濟、入峯仕候事、古法ニ御座候事、

一、吉野山ノ外、横道懸入法度ノ掟相背間敷旨、本山先達ヨリ天正十六年ニ吉野一山ヘ札出置候事、

聖護院宮ハ大永四年八月、初メテ入峯セラレ、三寶院門跡ハ寛文八年七月初メテ入峯セラレ、聖護院ハ引役銀丁銀三百三十目、三寶院ハ丁銀五百五十目ト定メラル、委細ハ旧記ニ在リ、茲ニ略ス、

一、両院専用ノ行場ハ、大峯ニ非ズシテ、小笹ト称スル全ク別異ノ地ニ在シ事、

一、本山当山先達ノ行所ハ、大峯山上ヨリ五十丁程奥小笹ニテ御座候、此所ニテ例年護摩修行有之事ニ御座候事、

一、於小笹両山先達御祈禱者、当山方ハ五月五日ヨリ九日迄五ヶ日、又七月十五日ヨリ廿一日迄七ヶ日、本山方ハ八月五日ヨリ十一日迄七ヶ日御祈禱修行ノ事ニ御座候、

一、両御門主御入峯ノ節、小笹ニテ碑伝被建候、其文ニ聖護院宮ハ熊野三山檢校

・三井長吏・聖護院云々、熊野三山檢校ト申ハ本宮新宮那知ノ事ニテ支配筋ニ付、金峯山寺ニ懸リ合ハ無御座候事、

三寶院御門跡ハ当山修験棟梁醍醐座主云々、当山方ノ修験ノ棟梁ニテ御座候云々、

一、両御門主始両山先達、其外末々ノ修験ニ至ルマデ、吉野山ヨリ懸入、大峯山上本堂エ参詣、夫ヨリ小笹エ通り候事、古法ニ御座候事、

● 明治維新後ニ於ル金峯山寺

明治維新ノ大變ハ、其波動到ラサル処ナク、金峯山寺亦タ幾何方其影響ヲ蒙ムラサルナキニアラスト雖モ、法燈尚ホ明ニシテ寺務荒廢ヲ見ルニ至ラス、旧ニ依テ山上・山下ニ出仕シテ、益々勤行維レ勉メツ、アリシニ、明治五年、修験宗ヲ廢シテ天台、真言ニ宗中ニ帰入スヘキノ令出テ、金峯山寺ハ萃ツテ天台宗ニ属シ、比叡山延曆寺ノ管領スルニ從フ、而カモ其実態ニ於テハ、依然一個ノ本山タルノ觀ヲ失ハス、然ルニ同七年、更ニ神佛判別ノ事アリ、奈良県ヨリ金峯山寺ヲ廢シテ金峯神社ト改称スルノ通達アリ、即チ左ノ如シ、

金峯山寺

其山内山上・山下藏王堂ノ義ハ、其称ヲ廢シ、更ニ金峯神社奥ノ宮・口ノ宮ト称

シ可申事、

但佛像ハ信者ノ望ニ任セ、最寄ノ場処ニ移転不苦候間、願出次第尚可詮議、  
一山僧侶者復飾ニ相任セ候条、此旨相達候事、

明治七年六月廿四日

奈良県

(以上通達ニ由ルモ、金峯山寺ノ大峯・吉野両山ノ総称タルヲ知ルヘク、尚ホ  
七年八月、奈良県社寺掛稻生某カ大峰山調査ノ際、吉野山竹林院住職古沢龍  
敬、蓮藏院住職宮城洞盛、及ヒ吉野山戸長森下寛平、副戸長山本文藏ノ四名  
ノミ立会シタルカ如キ、亦タ以テ大峰山ノ全ク吉野山ノ支配タリシヲ証スヘ  
シ、)

是ニ於テ一山僧侶ハ驚駭為ス処ヲ知ラス、其決シテ神社トスヘキニアラサルヲ縷陳ス  
ト雖モ、改令既ニ出テ、如何トモスヘカラス、止ムヲ得ス悉ク復飾シテ、金峰神社ニ  
奉仕スルコト、ナレリ、而シテ諸佛躰ハ別ニ之ヲ移置シ、行者尊ハ吉野・洞川二村民  
其筋ノ許可ヲ得、金峯神社接続地タル御花畑ニ別堂ヲ建テ、安置シ、行者堂ト称シテ、  
吉野山善福寺・洞川村龍泉寺之ヲ監守ス、

(洞川村並龍泉寺カ役行者ニ關係セシハ之ヲ以テ矯矢トナス、而シテ山上本堂・  
山下本堂出仕僧侶、即チ金峯山寺一山ノ寺院ハ古来死者ヲ取扱ハス、且ツ悉ク復  
飾シタルヲ以テ、從來減罪寺タリシ善福寺・龍泉寺ヲ以テ、監守トシタルモノナ  
リ)

然ルニ大峯山並ニ吉野山カ役行者開基ノ靈場タルハ、昭々タル事跡ニシテ、而シテ藏  
王権現ハ畢竟行者ノ心霊ニ外ナラス、大峯山ト行者尊トハ決シテ離ルヘカラサルモノ  
タルヲ以テ、之レカ復旧ヲ請願シ漸ク許可ノ指令ニ接ス、時ニ明治十九年五月十九日  
ナリ、然レトモ廢寺ノ久シキ、直チニ旧觀ニ復スル能ハス、為メニ金峯山寺ヲ公称ス  
ルヲ憚カリツ、アリシモ、明治二十二年寺務漸ク整頓スルニ至リ、更ラニ奈良県知事  
ニ金峯山寺々号公称ノ事ヲ請願シ、同知事ハ主務省ニ指令ヲ仰キタル後、其願出ニ  
及ハサル旨ヲ達セリ、即チ左ノ如シ、

奈良県知事ノ何書

乾庶第一三五号

金峯山寺々号之儀ニ付伺

管下吉野郡吉野山金峯山寺一山之儀ハ、去明治七年中相廢シ元藏王堂ヲ社殿トシ  
口宮ト改称セラレ、同十九年五月中復旧、当時桜本坊外ニヶ院及客年九月中亦一  
院ノ塔頭ヲ再興シ、凡ソ旧觀ニ復シ候、就テハ法務上ノ都合ニ依リ、大峯全山ノ  
総称、則チ金峯山寺ノ称ヲ復旧致度旨、該塔頭ノ僧侶共ヨリ願出候、右ハ十九

年五月中復旧ノ節、金峯山寺ノ称号ハ随伴シタリシモノト被存候間、願意御許可  
相成度、此段相伺候也、

明治二十二年八月二十日

奈良県知事 子爵税所篤

内務大臣伯爵 松方正義殿

主務省ノ通達書

奈甲第七十四号

御県下吉野郡金峯山寺ノ称号復旧ノ儀ニ付、今般県庶第一三五号ヲ以テ御伺出相  
成候処、右ハ去明治十九年五月中藏王堂復旧許可中ニ包含ノ件ニ付、別段御伺出  
ニ不及筋ト存候、依テ何書返戻、此段申進候也、

明治二十二年九月六日

内務書記官

奈良県知事子爵 税所篤殿

越ヘテ廿四年政府ニ於テ全国社寺明細帳ヲ徴スルノ事アリ、金峯山寺ハ之ヲ機トシ、  
寺院明細帳トシテ提出ス、蓋シ十九年復旧以後、未タ主務省ニ於ケル社寺明細帳・台  
帳ノ變更ヲ見ス、幾タヒカ奈良県庁ニ向ツテ之レカ更正ヲ迫リツ、アリシ時タレハナ  
リ、二十九年、修驗道大本山タルノ命アリ、寺務益々紹隆ヲ極ムルニ至リシモ、山上  
本堂・山下本堂ノ称呼ニ関シ、法務上支障少ナカラサルモノアルヲ以テ、三タヒ明細  
帳訂正ヲ出願セリ、其文面ハ左ノ如シ、

明細帳訂正ノ儀ニ付請願

奈良県吉野郡吉野村大字吉野山

天台宗 金峰山寺

一、山上本堂 桁行九間 梁行八間 尾根総銅坂葺堂宇

白鳳年間ニ創建シ、昌泰年間再建、其後大破ノ節、後水尾天皇ノ勅ヲ奉シ快元上  
人元和二年又再建ス、即チ現今ノ堂宇是ナリ、其後元禄十三年・文化十年、両度  
修繕ヲナシ、一昨明治三十一年、内陣其他破損ノ箇所ヲ修理ス、

一、山下本堂 桁行拾五間 梁行拾四間 屋根杉板檜皮葺堂宇

天平年間、行基菩薩山上本堂ニ模擬シテ造立セシモノニシテ、三鉢藏王ノ大像ハ  
山上本尊ヲ模擬シ、聖武天皇ノ勅願ニヨリ之ヲ山下本堂ノ本尊トス、元弘元年兵  
火ニ罹リ、延元年中、新ニ改築ス、今ノ堂宇是ナリ、天正年間大修繕ヲ加フ、

請願ノ目的

一、吉野郡大峰山上所在ノ藏王堂ヲ以テ金峰山寺山上本堂ト為シ、吉野山所在ノ  
藏王堂ヲ以テ金峰山寺本堂ト称シ来リ候処、古来ノ旧記、開創ノ旨趣ニ背クヲ以

テ、自今吉野山所在ノ本堂ハ単ニ藏王堂ト称シ、大峰山所在ノ本堂ヲ以テ、金峰山寺唯一根本堂ト爲シ、山上・山下ト相並テ金峰山寺ノ根本專有道場ナルコトハ事実ニ徴シテ明確也、依テ名実双頭両堂共金峰山寺法会專修ノ道場ト致度候、理由

当山開祖役行者(少色)神变大士ハ、未開頑迷ノ人民ヲ濟化センカ爲メ、自カラ猷身の大願ヲ起シ、天武天皇白鳳三年、单独深山無人ノ境ナル当大峰山上ノ岩窟ニ其身ヲ寄托シ、国利民福ノ大祈願ヲ凝ラシ、苦修練行ノ曉悉地成就ノ法益ヲ悟得シ、白鳳十二年山上ニ一字ノ本堂ヲ創立セシヨリ爾後、修験道一部ノ秘密根本道場ニシテ、即チ金峰山寺山上本堂(一名山上藏王堂)ハ開祖力願滿至極ノ遺跡ナリ、然レトモ深山ニ所在スルノ故ヲ以テ、開扉中(開扉式五月八日、閉扉廿八日)期節以外ニ參詣ノ諸国信者及ヒ女人ノ爲メニ、天平年中勅ヲ奉シテ、行基菩薩山上本堂ニ模擬シテ、吉野山ニ一字(現今金峰山寺山下本堂也)ヲ建立シ、山下ノ本堂ト称シ(一名山下藏王堂)、沿襲ノ久シキ、両堂相並テ金峰山寺ノ根本堂宇トナリ、開祖行者ノ遺法ヲ顕揚シ、法嗣連綿トシテ相承スルコト殆ント千二百年、法義益々啓ケ法運愈々旺ニ全国数百万ノ信者来集シ、且ツ歷代皇室ノ御崇敬浅カラサリシ、千古ノ名利タルコト、国史上ノ記述及ヒ当寺旧記ニ由リテ、炳焉タル儀ニ有之候、然ルニ明治維新御改革ノ際、全山挙テ復飾シ暫ク廢寺ノ悲境ニ陥リタルモ、幸ニシテ佛縁朽セス、明治十九年寺堂復旧ノ恩命ヲ蒙リ候、而シテ爾後、御届申上候明細帳ニハ大峰山上ニ所在スルモノヲ以テ金峰山寺山上本堂ト記入シ、吉野山ニ所在スルモノヲ以テ、単ニ金峰山寺本堂ト称シ置候、斯クテハ両堂建立当寺ノ起因ニ相背キ、却テ山下本堂ヲシテ金峰山寺唯一本堂タルガ如キ誤感モ起リ易ク、為ニ大峰山上ナル山上本道場タル事実ヲ没殺シ、遂ニ古来双立ノ關係ヲ失却スルヤノ危念モ有之、殊ニ明治維新已来廢絶シタル修験道復旧ノ儀モ、明治十九年三月十二日付ヲ以テ内務省ノ御認可ヲ蒙リ、当金峰山寺ノ修験道一派ノ大本山ト定メラレ候上ハ、布教上信仰上、實際ニ都合ノ廉不敷候、依テ今古来ノ称呼ニ回復シ、吉野山所在ノ本堂ヲ自今単ニ藏王堂ト称シ、大峰山上本堂ヲ以テ唯一根本堂ト爲シ、以テ山上・山下共ニ当金峰山寺專修道場トシテ、名実双頭ノ地位ヲ保持致度、別紙古記・由緒書等ノ拔萃及明細帳写ヲ添付シ、前頭明細帳御訂正方相願度候間、至急御認可被成下度、此段奉請願候也、  
明治三十三年三月十五日

奈良県大和国吉野郡吉野村大字吉野山  
金峰山寺住職 尾上慈純  
金峰山寺信徒総代

奈良県知事 寺原長輝殿

以上ノ出願ニ対スル奈良県ノ指令ハ左ノ如シ、

奈良県指令一第一七九九号

右寺本寺

飯野忠三郎  
森下覚太郎  
森下亀太郎

吉野郡吉野村大字吉野山

天台宗金峰山寺

住職

尾上慈純

明治三十三年三月十五日付、其寺山上本堂ヲ根本堂ニ、金峰山寺本堂ヲ同藏王堂ニ、明細帳訂正願ノ件、聞届ク、  
同信徒惣代 飯野忠三郎 外二名

明治卅三年六月十九日

奈良県知事 寺原長輝

而シテ同月二十一日ニ至リ、吉野村役場ヨリ許可指令ト共ニ、左ノ通知アリタルヲ以テ、翌七月其手続ヲ了セリ、  
丙第五六号

金峰山寺本山名訂正願ノ件、別紙ノ通聞届ケラレ候ニ就テハ、従来ノ明細帳ハ山上・山下ノ本堂ニ通ニ相成居、甚タ錯雑候ニ付、今般一通ニ記入シ、且境内坪数モ両所ヲ併算記入シ、内訳ニ於テ大峯幾坪、西ノ尾幾坪ト記入シテ、更ニ差出候様、其筋ヨリ照会越候条、此段及通示候也、  
明治三十三年六月廿一日

吉野村役場

金峰山寺御中

明細帳訂正ハ既ニ奈良県ノ許可ヲ得、而シテ其指令ニ依ル記入方更正モ手続ヲ了セリ、是ニ於テ金峰山寺ハ名実共ニ全キヲ得テ、殆ント従前ト異ナルナキニ至レリ、因ラサリキ二年ヲ経ルノ今日、突然吉野村役場ヲ経テ、左ノ命ニ接セントハ、  
庶第一〇四三号

吉野山金峰山寺号復旧ニ関シ、去二十二年中、其筋ヨリ申越ミ次第モ有之候処、右ハ吉野山藏王堂ヲ指シタルモノニシテ、大峰山上藏王堂ニハ無關係ノ旨、今般其筋ヨリ申越候ニ付、随テ去三十三年六月十九日附、明細帳訂正ニ関スル指令ハ取消候旨、本県ヨリ通牒有之候条、此段及移牒候也、

明治三十五年九月一日

吉野郡役所

吉野村長米田六太郎殿

追テ別紙取消指令御送附ニ及候条、請書直ニ御廻送相成度申添候也、

奈良県指令一第四四〇五号

吉野郡吉野村大字吉野山

天台宗 金峯山寺

明治三十三年六月十九日、指令一第一七九九号、其寺明細帳訂正願ニ関スル指令ハ取消ス、

明治三十五年八月二十九日

奈良県知事 寺原長輝

吉野山ト大峯山トカ一山ニシテ二名ナル事、山上蔵王堂カ金峯山寺ノ根本堂ニシテ山下蔵王堂ト一ニシテ二、二ニシテ一ナル事等ハ、別記・旧記等ノ明証スル処、明治七年一旦発寺トナリシト雖モ、十九年ノ復旧ハ字其物ノ示ス如ク、金峯山寺ノ総テヲ原状ニ復セシモノタリ、是レ二十二年九月六日附内務省ノ通達アリシ所以ニシテ、又タ三十三年六月十九日附、奈良県知事ノ明細帳訂正許可指令アリシ所以ナリ、然ルニ今ニ至リ突然取消ノ事アル、頗ル怪訝ニ堪エサル処タルノミナラス、実ニ千古ノ名利タル金峯山寺ノ消長ニ関スルモノタレハ、断シテ該通達ヲ返却シテ、以テ今日ニ至レリ、是ヨリ前吉野・洞川両村ノ間ニ、大峯山所屬ノ訴訟起リ結ンテ解ケサルコト、数年明治十八年七月漸ク和解成リ、吉野郡長王置高良立会ノ上、吉野村長前坊常磐・洞川村戸長井口岩松及ヒ両村部理代人各五名会见シテ、一ノ契約書ヲ交換ス、同契約書中大峯山上安置スル処ノ佛像ハ両村ノ共有トス云々ノ条項アリ、而シテ金峯山寺ハ当時廢寺中ナリシヲ以テ之ヲ関知セサルナリ、因ニ大峯山所屬地争ニ関スル大坂控訴院ノ判決ヲ左ニ掲記シテ、同院カ大峯山上本堂ヲ如何ニ見シカラ誌サム、

明治十四年第四百七号

宣告書

大坂府大和国吉野郡洞川村  
人民惣代同村平民  
原告 辻内仲治郎  
同府同国同郡吉野山  
人民惣代  
被告 成道二郎

所屬地妨礙立ノ控訴、当衙ニ於テ原告被原告ノ供述ヲ聴キ証拠書類ヲ閱シ、審理ヲ逐ルル処、本訴ハ原告被告力争論地ハ何レノ所屬ナルヤヲ判定スルニ在ルモ、被告ノ提供スル証拠書類ノ緊要ナルハ、金峯山寺ノ旧記ナルモ這ハ是堂宇進退寺領等ノ事ニ係リ、其他僧侶・神官ノ事項等ニシテ、本訴地籍所屬ヲ定ムルノ材料ト為スニ足ラス、又原告カ二号証ハ大峯山上永代支配云々ノ文詞アルモ、其末文署名ニ至リテハ、稍欸フ処アレハ真正ノモノト認ムルヲ得ス、其第五号証檢地帳ニアル山上寺山六町四反七畝廿七步云々龍泉寺トアルハ、原告村内龍泉寺ノ現境内除地ト本訴争論ノ除地トヲ合併シテ一筆ニ掲ケタルモノナル旨、原告陳弁スルモ、論地ト龍泉寺トハ隔絶ノ場処ナルニ、共ニ除地タルヲ以テ一筆ニシタルモノトスルモ、現ニ原告第三号繪図面本紙ニ(証拠トシテ提供セシ、騰写図ニハ何故カ大峯山トアルヲ挙ケス)就テ見レハ、大峯山ト記載スル場処モアルニ、該檢地帳ニ単ニ龍泉寺トノミ記載シアレハ、論所ヲ合併シタルナリトハ唯原告ノ口頭ノ陳述ニ止レハ、這モ亦タ信ヲ置キ難シ、到底原告力互ニ往昔ヨリ所屬ノ証拠ナリト提出スルモノハ、共ニ俱ニ本訴ノ徵憑トナスニ由ナシ、抑、本件論地タルヤ、旧称、大峯山上蔵王堂・権現堂ノ敷地ニシテ、其堂宇等ハ金峯山寺ノ進退ナリシニ依リ、自カラ地所モ其差配ノ姿ナリシモ、維新後境内地ヲ除クノ外ハ上地トナリ、尋テ該堂ハ金峯神社奥ノ宮ト改称セラレタルモノニシテ、其地磬ノ如キハ、大峯山ト称スル唯一ノ靈場ナルモ、所屬ノ名称ニ至リテハ、古来曾テ判然確定シタル証拠ノ認ムヘキナシ、

判決

右ノ事実ナルヲ以テ、本訴論地ノ所屬ハ、裁判權ヲ以テ定ムル限ニ非ラス、行政ノ処分ニ屬スヘキモノトス、

但、本案訴訟入費ハ原告被告各自弁タルヘシ、

●金峰山寺ト洞川村並龍泉寺トノ關係

(明治維新前ニ於ケル)

役行者ガ難化衆生濟度ノ大願ヲ起シ、吉野山麓ヲ一ノ行場トナシテ、大峯山脈七十五靡ノ抖擻三昧ニ入り其山上ノ靈域ニ悉地ヲ得テ、衆生濟度ノ第一初頭ニ起ツヤ、直チニ吉野山ニ下リ、之レヲ第一行坊トシ、徒第ヲシテ回峰行ヲ為サシメシハ旧記ノ明カニ示ス処ニシテ、此行ヤ曾テ途ニ洞川ニヨラザリシナリ、否ナ由ルノ要ナキノミナラ

大坂控訴裁判所  
主任判事 三村親始  
判事 一宮榮忠  
書記 山根真吉郎



ズ、恐ラクハ樵路ヲモナカリシナリ、今日尚ホ吉野ヨリスルヲ表道ト云ヒ、洞川ヨリ  
 スルヲ裏道ト云フモノ、聊カ以テ之レヲ証スベシ、蓋シ洞川村ノ開創タル旧記ノ徴ス  
 ベキモノアラザルヲ以テ、之レヲ斷言スル能ハズト雖モ、思フニ彼ノ理源大師ガ毒蛇  
 ヲ退治セシ後ナランカ、即チ毒蛇ノ生息セシハ、先ヅ其無人ノ境タルヲ明カス一証左  
 ニシテ、而シテ洞川ナル名ノ由ツテ来ル処ハ、毒蛇ノ棲息セシ洞籠ノ窟ヨリセシモノ  
 タルハ、言ヲ費サズシテ知ルベキヲ以テナリ、畢竟洞川ハ大峯山上ニ至ルノ捷路タレ  
 バ、信者ガ単ニ行者堂ニ賽スルニハ之レニヨルヲ便トスルモ、無人ノ境ニ加フルニ、  
 猛獸・毒蛇等棲息シテ、人ノ往来スルヲ許サズリシヲ以テ、理源大師斯道弘布ノ為メ  
 身ヲ挺ムデ、毒蛇ヲ斬リテ、以テ之レヲ開拓セシモノナリ、是ニ於テカ信者ノ洞川ヲ  
 經テ登山スルモノアルニ至リ、又草ヲ結ムデ、庵ヲ設ケ、木ヲ伐リテ、廬ヲ構フルモ  
 ノアリ、此ニ始メテ一村ヲ形成スルニ至ル、洞川村ノ開創ハ実ニ以上ノ如クナリシナ  
 リ、而シテ彼ノ龍泉寺ガ又々実ニ洞川村ノ開創ニ後レテ建立セラレシモノタルハ、正  
 当ナル推測ノ許ス処ニシテ、古來ノ口碑ニヨレバ、同寺ノ創立タル彼ノ理源大師ガ退  
 治セシ処ノ冥福ヲ祈ルガ為メナリ、今日同寺ガ尚ホ毒蛇ノ棲息セシト稱スル洞  
 窟ヲ唯一ノ旧跡トシ、庭ニ龍池アリ、池頭ニ弁財天アリ、又々八大龍王アリ、而シテ  
 同寺ノ名ノ龍泉ト云フ所以ノモノ、豈ニ口碑ヲ確實ニスルモノニ非ラズヤ、果シテ然  
 ラバ、洞川村並ビニ龍泉寺ハ何年頃ノ創設ニ係ルカト云フニ、恐ラクバ行者没後二百  
 年ノ後チ、即チ寛平二年（理源大師毒蛇ヲ退治セシ年）後ナランカ、然リ而シテ洞川村  
 ト龍泉寺トガ古來金峯山寺大峯山ニ就テ、如何ナル關係ヲ有シツ、アリシカト云フニ、  
 当金峯山寺ニ藏スル処ノ諸種ノ古文書・旧記等ニ徴スルモ、又々事実ノ上ニ於テモ、  
 明治七年前マデハ洞呂川龍泉寺ハ大峯山ニハ毫モ關係ナシト斷言ス、即チ金峯山寺所  
 藏ノ古文書・旧記等ハ其數百千ニ止マラス、而カモ記スル処、山上本堂（大峯山）・山  
 下本堂（吉野山）ノ縁起、或ハ兩堂ニ関スル法務ヨリ下ツテ、信徒トノ協定事項、若ク  
 バ信徒間ノ軋轢調停事狀（就中、安政年間ニ堺・大坂信徒間ニ起リシ、大峯山本堂ノ  
 鍵預リ紛擾事件ノ如キ）、演戲ノ差止（文政年間、大坂ニ於テ大峯山上ノ模様ヲ芝居ニ  
 シタルヲ町奉行ノ手ヲ經テ差止メタル事）等些細ノ出来事ニ至ルマデ悉ク網羅セザル  
 モノナク、若シ洞川村並龍泉寺ニシテ、果シテ古來大峯山ニ關係アリトセバ、必ラズ  
 ヤ書中ニ於テ兩者ノ名ヲ散見セザルベカラズ、否ナ是非トモ無カルベカラザルモノタ  
 リ、然ルニ幾千ノ古文書・旧記中、洞川ノ字ヲモ記載サレズ、又幾百ノ出来事中、  
 龍泉ノ泉ノ字ヲモ発見スル能ハズ、特ニ大峯山ニ於ケル法務年中行事ノ如キハ、雜務  
 ニ至ル分担事項マデ列記シアリ、若シ洞川村並龍泉寺ニシテ些少ダノ關係アリトセ  
 バ、当然記載サレザルベカラザルモノ、又鍵預リノ紛擾、芝居ノ差止等ニ至テモ、事  
 皆直接ニ大峯山ニ関スルモノナレバ、大峯山ニ關係アル以上、洞川村並ニ龍泉寺ガ之

レヲ傍觀シ居リシ筈ナク、其之レナキハ、即チ毫未ダモ關係ナカリシヲ証スルモノナ  
 リ、且ツ夫レ近キ過去ニ於ケル大峯山上ノ事實ニ就テ見ルモ、吉野山ノ竹林院・桜本  
 坊・南之坊・角之坊・喜藏院・東南院等ガ山上本堂ノ側ヲニ各々宿坊ヲ有シテ二反  
 シ、龍泉寺ガ古來曾テ之レヲ有セズ、漸ク十數年前ニ至テ始メテ一字ノ坊ヲ建築ス、  
 而カモ其坊ヤ之レヲ大峯山上本堂ノ境内ニ建ツルヲ得ズシテ、空シク其境外ニ置クノ  
 止ムヲ得ザリシ、此一事ノミヲ以テスルモ、其關係ノ如何ヲ知ルヲ得ベク、或ヒハ龍  
 泉寺ヲ一ノ修行場トシテ入峯スルヲ恒例トスルヲ以テ、關係アルガ如ク言フモノアル  
 モ、抑モ各派修驗宗ノ大徳先達等ガ大峯山ニ入峯修行スルハ、只ダ開祖行者ノ開創シ  
 タル靈場ニ就キテ、斯道ノ行法ヲ修練センガ為メノミ、而カモ三寶院ノ入峯スルヤ、  
 其修行ノ道場ハ決シテ山上本堂所在ノ地ニ在シタルニアラズ、山上本堂ヲ距ル約五十  
 町ナル字小笹ニ別ニ聖護院・三寶院兩派専用ノ道場アリテ、神變菩薩・理源大師兩尊  
 ノ佛躰ヲ安置シタリキ、然ルニ明治五年、神佛混淆禁止ノ際、其佛躰ハ兩院隨意ニ之  
 レヲ引取リテ各其本堂ニ移置シ、曾テ之レヲ納レタル堂宇及ヒ其附屬建物亦々終ニ之  
 レヲ毀壞シタリト雖、今猶往年ノ遺跡ノ見ルベキモノナキニアラズ、旧記亦々其兩院  
 專修ノ道場タリシヲ確証スルモノアリ、單ニ三寶院ガ入峯シ来レリトノ一事ヲ以テ、  
 其金峯山寺山上本堂ニ關係アルヲ言フハ、古來慣行ノ例習紛更・中絶シタルヲ奇貨ト  
 シ、以テ深く事實ヲ知ラザル者ヲ欺カントスルノミ、且ツ夫レ聖護・三寶兩院ノ入峯  
 スルヤ、古來引役錢、即チ山役錢ヲ金峯山寺ニ納付スルヲ恒例トセルヨリシテ見レバ、  
 兩院ノ入峯ガ全ク行徳修行ノ為メニシテ、其以外何等關係ナキヲ確カムベキナリ、然  
 カリ而シテ此兩院入峯ノ通路峯筋ノ本道ニ由ラズシテ洞川ヲ經ル所以ハ、蓋シ兩院門  
 主ハ便宜上平易ノ間道ヲ取りシ耳、尚ホ龍泉寺ガ大峯山ト關係ナカリシヲ証スベキ一  
 事ハ、元來金峯山寺ノ法義ハ一種特別ノモノアリ、由來千二百餘年天子本命ノ道場・  
 天下安穩ノ勅願寺院ニシテ、毎歲皇室及ビ將軍家ヘ御祈禱宝札ヲ捧呈シ来リシハ明治  
 以前ノ恒例ナルヲ以テ、山上・山下ノ本堂ニ奉仕スル者ハ、産服三七日・死服二七日  
 ハ固ク山上・山下共ニ本堂ノ出仕ヲ嚴禁セラレシ規定アリシ故ニ、權現ノ別當、即チ  
 金峯山寺一山ノ僧侶ハ、曾テ死者ヲ取扱ハザルノミナラズ、其院内ニ死者アルモ必ラ  
 ズ他ノ滅罪寺ノ僧侶ニ托シテ葬ラシメ、自ラ謹慎シ本堂ニ出仕セザルヲ例トス、然ル  
 ニ彼ノ龍泉寺ハ如何、即チ普通ノ滅罪寺ナレバ、古來毎ニ一村檀家ノ葬儀ヲ取扱ヒリ、  
 此クノ如キハ昔時決シテ山上ニ奉仕スルヲ許サレベキ筈ナシ、一村ノ香華院ナリシヨ  
 リ見ルモ古來山上本堂ニ關係アリト言フノ虛妄ナルヲ知ルベシ、  
 （吉野・安セン奥ノ院・洞川・大峯山上・小笹ノ略図アリ）

〈史料6〉 峯中山林下戻申請書（版）（抄）

四函101号

〔表紙〕  
○本史料本文中ノ（ハ）、スベテ原史料中ニ見エルモノナリ、  
明治三十五年七月

峯中山林下戻申請書

吉野郡

〔扉〕  
明治二十四年十一月

請願書

請願書

○中略

一、山林反別五反八畝歩

持主 米田富次郎

但シ此一筆ハ委任状ヲ交附セザル為メ申請ヲ取消サレ下戻シノ許可ナラズ、

右山林タルヤ確乎不拔ノ証憑アリテ、前頭ノ如ク各自所有アリシニ、因ラザリキ明治十九年一月中大阪府へ地券証引揚ゲラレシ儘下附ナキニ付、各持主ノ被害少々ナラズ、困難ノ餘リ難黙止ニ依リ、明知事閣下ニ請願シ以テ速カニ該地ヲ各持主へ下戻セラレシコトヲ望ム、請其手続及理由ヲ左ニ開陳セン、

抑々該山地ノ義ハ古来吾ガ各村々ノ共有地ニシテ、則チ延宝七年檢地之際惣村分ト記載セラレタル中ニ包含シ年々貢租ヲ納メ、其支配ハ素ヨリ各村ニ属シ進退自由ノ權アリシモノナリシガ、慶長三戌年七月聖護院宮ニ品興意親王殿下初メテ公武御祈禱ノ為メ大峯山上ニ入ラセラレ、大護摩修行天下ノ大祈禱大道場ト為シ給ヒシヨリ代々入峯アリ、続イテ寛文中三宝院門跡高賢殿モ亦入峯アリ、同院ニ於テモ門主代々入峯セラレ其后毎歲兩院ノ代參缺クコトナク実ニ大峯山上ハ靈山ナリトテ諸人信仰ノ盛ンナル地トハナリタルナリ、故ニ該山地ノ如キハ大峯山上參詣ノ道筋ニ当ルニ依リ、靈山信仰ノ為メ道筋凡四五間通りハ村民自ラ並樹ト唱へ樹木ヲ存在セシヨ、中古以来右兩院代參ノ修源道（山伏トモ云ヒ先達トモ云）等宮名ヲ冠シ權威ヲ弄シ横行停止スル所ヲ知ラズ、吉野山ヨリ十津川郷玉置山ニ至ルノ間、峯道筋ハ投竿八町（道左右へ四町ゾ）峯中靡ヒキ（並木ナルヲ改メテ修験道等ガ称セシ者也）ト唱へ、樹木禁伐ノ場所ナリト主張シ、終ニハ村民ノ樵夫ヲ捕へテ犯禁者ナ

リト却迫圧制ヲ〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇ヨリ託書ヲ徴スル等、傍若無人ノ振舞ヲ為シ士民ヲ苦シメタリ、然リト雖モ時世ノ〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇レヲ防グノ勢力ナク、卑屈ニモ涙ヲ吞ンデ黙止タルヲ、星移リ時変リ王政御復古トナリ、明治三年一般ノ除地上地ノ令アリタルニ際シ、兩院ノ代理修験道及吉野山總代等立会除地ニ關係アラザル該山地ヲ不法ニモ旧五條県へ上地為シタリ、其当時本村等ニ於テハ一向不知ナリシガ、因ラザリキ明治六年中洞川村ト吉野山トノ間ニ於テ該上地ニ付争論起リ之レガ訴訟ト為リタルニ依リ、旧奈良県廳訟ヨリ關係各村總代ヲ召出サレ尋問ヲ受ケ、始メテ彼等カ上地セシコトヲ聞キ驚愕奮ナラズ、故ニ其上地ノ不当ナル理由ヲ申陳シ置タルニ、明治六年十月廿七日ヨリ同十一月三日マデノ数日間該裁判係リ官松島某殿外式官立会実地ヲ臨檢セラレ、審理ノ末靡ビキト唱ル箇所ハ上地スベキ理由ナキヲ認定シ、終ニ明治七年七月七日洞川村ト吉野山へハ第壹号証ノ如ク又峯中關係ノ村々へハ第貳号証ノ通り裁判ヲ下サレタリ、是ヨリ先該地所ノ内各村々ニ於テ数人共有ト為シ、或ハ老人持ニ売渡等アリシニ依リ、明治六年改正ノ旧式地券ハ各持主へ授与ナリタリ、而シテ其后第參号証ノ如ク旧堺県ノ許可ヲ得テ、輾轉売買ヲ為シタルアリ、各各地券証ヲ得晏然トシテ所有アリシナリ、然ルニ何ゾ因ラン明治十九年一月十八日大阪府知事ハ第四号証ノ如ク突然ノ達ヲ以テ各自所有スル地券証ヲ引揚ゲ、其内西河・大滝・高原三ヶ村ト及槇尾村ノ内幾部分ト峯道ノ左右ヲ巾五・六間或ハ二十間宛ヲ官林ト為シ、他ヲ民有地ト為シ已ニ処分セシモノアリ、其他各村々ニハ未タ何等ノ詮議モセラレサルナリ、前項ハ本地ニ關スル手続ヲ略記セシモノニシテ、以下少シク該地ヲ官地ニスベキ理由ナキヲ弁明ス、其根拠ヲ挙グレバ左ノ四点ナリトス、

- 一 該山地ハ元來除稅地ニアラズ、各村々ノ共有地ニシテ有稅ノ地ナル事、
- 二 三山（聖護院三寶院吉野山）ヨリ該地ヲ旧五條県へ上地セシハ不当ナル事、
- 三 明治七年七月七日旧奈良県ノ裁判ニ拠ツテ該地ノ所有權利ハ既ニ確定セシ事、
- 四 大阪府ガ該山地ノ地券証ヲ引揚クルノ理由ナク、且ツ所分上区々ニシテ不当ナル事、

一、其第一ニ就キ略論セン、夫レ吾各村々ノ如キハ旧幕府ノ頃新檢場ト称シ、延宝七年本田平八郎殿ノ檢地竿入ニ係リ飯令野末山中ト雖モ檢地ナキ地ハアラザル筈ナリ

ト官民与俱ニ唱へ来リシ場所ニシテ、各村共旧檢地帳ニ記載ナキ地ハ毫モ無之、尤モ山地ハ高山嶮故檢地不仕候、惣村分ト記シ該村山反別ノ広狭ヲ量リ一手ニ山手銀ヲ定メタルガ如キ事アルモ、除地除稅地ノ如キニ至ツテハ田畑宅地ト山地ナルトヲ論セズ頗ル細密ニ記載アリ、尤モ社寺境内外其他除地除稅ニ係ル地所ハ、仮令些少ノ反別ト雖モ悉ク檢地帳ニ記シテ判明ナラシメタリ、斯ハ全ク官認メ以テ免稅セシモノニアラザレバ無稅地アラザルノ法意ニ因リタルナリ、然ルニ各村々ニ於テハ他ニ些少宛ノ除稅地ヲ記シタルモ該地ノ如キ記載ナキハ何ンゾヤ、是レ則チ惣村分山手銀何程ト記シタル内ニ包含セシコト明カニシテ、各村共有ノ有稅地ナル第一証ナリ、

將タ延宝七年檢地ノ際ニハ神社佛閣ニ關係アル地ハ其境内外ヲ問ハズ、總テ除稅地トセラレタルモノニシテ、僅カク參歩ニ過ギザル地ト雖モ檢地帳ニ記シテ免除セシ者ナリ、若シ該山地ノ如キヲ大峯山上ニ重要ノ關係アルモノナリトセバ、無論除稅地ノ記載ナカル可カラズ、然ルニ同村中僅カク畝歩ヲ除稅地ト為シテ、彼ノ數百町歩モアル大ナル該山地ヲ除稅地ト為サザリシハ何ンゾヤ、是レ全ク大峯山上ニ重要ノ關係ナク惣村分山手銀若干ノ内ニ包含シタルモノニシテ、村有稅ノ共有地タル第二証ナリ、

又延宝七年檢地ノ際ニハ、各村共山地ハ總テ目量ヲ以テ稅銀額ヲ定メタルモノナリト雖モ、斯ハ一朝ノ經定ニアラズ、實地ノ広狭且ツ村柄ノ便否等ヲ斟酌シ、甲乙村ト雖モ、差ナク寔トニ公平ヲ得タルモノナリ、若シ仮リニ該山地ヲ除稅地ナリトセバ、甘苦ノ差ナク寔トニ公平ヲ得タルモノナリ、若シ仮リニ該山地ヲ除稅地ナリトセバ、各村々ニ於テ負擔セシ多額ノ山手銀ヲ課スルノ場所ナキナリ、該山地ノ如キハ其實地ハ各村中多キハ總反別ノ三分ノ一ヲ占ムル程ノモノモ有之、該地ヲ除キ争カ負擔ノ山手銀ヲ貢納スルヲ得ンヤ、此山稅額ニ依ツテ視ルモ、該山地ノ惣村分ニ包含セラルコト明カナリ、故ニ該山地ニ對シテハ檢地以來山手銀若干ノ内ヲ分担シテ無論賦課シ、各自持主ヨリ納稅為シ居リシハ則チ有稅地ナルノ第三証ナリ、

一、其ニナル三山ヨリ該地ヲ旧五條県へ上地シタルノ不當ヲ論ゼン、夫レ三山ハ大峯山上ニ如何ナル關係ノアリタルヤハ各村ノ得テ知ル所ニアラザレドモ、古來各村有稅ノ共有地ニシテ各村人民ノ進退ニ屬スル該地ヲ苟クモ猥リニ上地セシハ、實ニ不

理不當ニシテ所謂他人ノ財産ヲ冒認シテ上地セシモノナリ、如何トナレバ該地所ニ付テハ毫モ彼三山ニ關係アルコトナク、唯タ村民ガ大峯山上ヲ信仰ノ為メヨリ道筋ノ並木ヲ伐採シタルニ乗ジ、中古以來兩院代參ノ修驗道等ガ官名ヲ冠シ威力ヲ以テ士民樵夫ヲ劫迫圧制シ詫書ヲ徵スル等ノ事案ハ無シトセザルモ、之レ等ハ必竟無原由ノ成立ニシテ其効ヲ有セザレバ、書類山ヲ為スト雖モ、該地ニ關係ノ証憑ト為スニ足ラザルナリ、又彼等モ素ヨリ地所ハ本村ノ支配ト認メ居タルモノナリ、其証憑ハ第五号証ノ如ク、元和二年九月中津川大字内原小字赤井谷山ニ於テ該地共有者ガ伐木ヲ為スニ際シ、本山三ノ宿証政殿ヨリ「ハナセ村」(内原村ノ内、小垣内ナリ)ニ對シ神慮興隆ノ為メ御用捨アルベシ云々ノ書狀アリ、然シテ第六号証ノ如ク、享保十五年二月該山地ニ於テ聖護院ガ伐木セシトキ共有地者へ伐木代償金ヲ相渡シタリ、又第七号証ノ如ク、聖護院ヨリ該山ニ對スル金員ヲ請取タルコトアリ、加之第八号証ノ如ク、正徳二年十二月二日ニ於テ該山林ハ自分ノ所有ナルニ依リ御用木ニ売払フ云々ヲ、當時ノ地方庁則チ代官所へ申立タル事アリ、又該山地ノ道筋ニ於テ旅人休息ノ為メ設ケタル小茶屋五ヶ所アリテ、吉野山ノ人民等ガ此所ニ出店シ種々ノ物品ヲ売テ營業ト為スモ、小屋掛敷地料ト唱へ拾ヶ年或ハ拾五ヶ年ト期ヲ定メ若干ノ余額ヲ各村々へ領收シタリ、今尚ホ現存シ依然トシテ支配セリ、夫レ三山ハ該山地ヲ我カ所屬ナリトセバ焉ゾ如斯手續ヲ為サン乎、依之レヲ視レバ往昔ヨリ各村々ノ所有タルコト明瞭ナリ、然ル以上ハ三山ニ於テ仮リニ修源道等ガ威力強迫ヲ以テ徵シタル土民ノ詫書等ニ拠ツテ吾支配ナリト誤信シタリトスルモ、地所ニ關係ナキハ自ラ悟ル所ナルヘキニモ拘ハラズ敢テ之レヲ上地シタルハ何等ノ理由アツテ然ル乎、要スルニ輕率ト云フニ外ナカル可シ、將タ旧五條県ニ於テ何ヲ認メテ該上地ヲ容レラレタルヤ其理由ノアル所ヲ知ラズ、否ナ決シテ之レヲ上格之レヲ容ル、ノ理アラザルナリ、

一、其第三ナル明治七年七月旧奈良県ノ裁判ニ拠ツテ該地ノ所有權確定セシコトヲ明カス、第二ノ点ニ於テ概論セシ如ク、該山地ハ各村有稅ノ共有地ニシテ彼ノ三山ヨリ上地スベキノ理由ナキハ明瞭ナルニモ拘ハラズ、之レヲ上地セシ件ヨリ吉野山ト洞川村トノ間ニ於テ爭論訴訟ヲ始め、審理之末終ニ兩村へハ第一号証(本紙ハ吉野洞川兩村ニアリ)

ノ如ク、峯中関係ノ村々へハ第二号証ノ如ク判決ヲ下サレ、其第一号証判文ニ曰ク（前略鳴川山林ハ洞川村地内官林ニ申渡之、其外大峯山上実地境内ヲ除クノ外前書摩ヒキト唱へ来ル箇所々々ハ自今同村可為支配）トアリ、其第二号証判文ニ曰ク（今般大峯山上旧部中上地引纏レ一件ニ付前後峯通り左右村々ニ於テ摩ヒキト唱へ来ル箇所々々ハ自今同村へ支配申付候条各村々其峯道限り境界ト可相心得事）トアリテ、則チ官林ト民林トノ区域判然セシ者ニテ実ニ公明ナル判決ト謂ツヘキモノナリ、此二通ノ証憑ニ徴シ該地ノ所有權ハ其村々ニアルベシトセラレタルヤ明ラケシ、然ルニ此裁判ニ於テ其当時一点ノ故障ナク既ニ該裁判ノ確定セシ上ハ何人ト雖モ之ヲ動かス可カラザルハ我国法律ノ原則ナレバ該地ノ所有權利者ハ各自持主ニ帰セシナリ、第二号証則チ村々へ言渡サレタル判文ノ短簡ナルニ依リ或ハ誤解シテ、支配申付候事トアルハ地所ノ所属ヲ定メラレタルモノニシテ所有權利ヲ定メタルニアラズトノ論者アリト雖モ決シテ然ラズ、之レ等ハ必竟解釈法ノ何タルヲ知ラザル論者ニシテ採ルニ足ラサルモノナリ、何ントナレバ支配ハ則チ進退自由ノ換言ニシテ其村々ニハ該地ヲ自由ニ進退スルノ權ヲ得タルモノナリ、然ラバ之レカ所有ノ權利者ハ何レニアル乎、各村ト云ハザル可カラズ、若シ仮リニ論者ノ言ノ如ク所属ノミヲ定メラレタルモノトセバ、其主ハ誰ナルカ、官ナリト云フニ他ナシ、其主ヲシテ官ナリト云ハ、所謂該地ハ官有ナリ、恐ラクハ其原由ナカルベシ、誤解モ亦太甚シト謂ツヘキナリ、斯ク論ジ来レバ各村々ノ所有ナルコトハ第二号証ニ依ツテ明カナリト雖モ、尚ホ一步ヲ進メ第一号証ノ判文ニ徴シ視ル可キハ、鳴川山林ハ洞川村地内官林ニ申渡之、其外大峯山上実地境内ヲ除クノ外前書摩ヒキト唱へ来ル箇所々々ハ自今同村可為支配事ト官有ト民有トノ区域ヲ立テラレタル事実毫モ疑フ所ナク照々乎トシテ明カナリ、

一、其第四ナル大阪府知事ガ該山地ノ地券証ヲ引揚グルノ理由アラザリシ事ヲ弁ズベシ、夫前々項ヨリ縷述セシガ如ク該山地ハ古今依然トシテ各自ノ有税地タル証憑充分ナルニモ拘ハラズ、地券証ヲ引揚ゲラレタルハ如何ナル理由アツテ然乎、甚タ解スルニ苦ム所ナリ、明治七年既ニ裁判確定シ、旧奈良県ニ於テ各持主へ地券ヲ下附セラレ、其后旧堺県ニ於テモ第三号証ノ如ク該地ノ売買ヲ聽許セラレ、又明治八年

地租改正ニ際シテモ地券ヲ下附セラレ、其后ニ於テモ既ニ分裂等ノ売買ヲ許サレ、各自所有アリシハ則チ正當ノ順序ニシテ、一〇〇欠点アルコトナク阪府ニ於テ如何ナル理由ヲ認メタル乎ハ知ルニ由ナシト雖モ、恐クハ確定裁判ニ勝ルノ理由ナカルベク該山地ニ對シテ殊更ニ詮議ノ筋アル可キ筈ナキヲ信ズルナリ、然ルニ斯ク達セラレ券証ヲ引揚ゲラレタルモノハ何ンゾヤ、要スルニ阪府ハ彼ノ三山ガ不法ノ上地ヲ旧五條県へ為シタルトキノ書類ヲ発見シ之レニ泥ミ処置セントシタルモノニシテ、確定裁判ノ有ルコトヲ知ラサリシニ外ナカル可シ、若シ阪府ニ於テ之ヲ知レバ斯ル詮議ヲ始ムルノ理ナシ、何ントナレバ確定裁判ノアリタル上ハ其件ニ對シ如何ナル書類ノ存スルモ其効用ヲ為サ、ルハ法律ノ然ラシムル所ニシテ、一般人民スラ之ヲ知ル、矧ンヤ府庁ニ於テヲヤ、然リ而シテ大阪府ハ該地ノ処分ヲ一様ニ為サズ区々ニ涉リタルハ何等ノ訳カ甚ダ不公平ヲ感スルナリ、如何トナレバ該部中摩ヒキト唱フル場所ハ則チ吉野山ヨリ始マリ十津川玉置山ニ至ル迄ノ間ヲ指シ、且ツ峯道ノ左右八町ト云フニアラズヤ、若シ仮リニ該地ヲ官有トスルモノナレバ古来ノ唱呼ニ依リ一手ナラザルベカラズ、然ルニ阪府ハ別紙図面ノ如ク道ノ左右ニ部中ト称スル山地ナキ村アリ、或ハ左右五間通りアリ二十間アリ、多キハ幅一里ニ垂ントシテ人家ヲ超ユル村アリ、將タ西河・大滝・高原三ヶ村及 榎尾村ノ内幾部分ハ官吏ヲ派出セシメ強テ之ヲ官林ニセシメタリ、蓋シ該地ヲ官有ト為シタルハ自ラ甘ンジテ為セシニアラズ、出張官ノ強諭ヲ避クルニ苦ミ加之該山ノ如キハ深山ニシテ価値アラザルニ依リ唯々諾々唯命ニ随フト雖モ、熟考セバ該地ハ素ヨリ官地ニスベキモノニアラズ、依之一旦官林トナリタル各村ニ於テモ他村ト一同ノ処置ヲ仰ガント欲ス、又阪府ニ於テモ如斯処置ヲ為ス可カラサル筈ナリ、然ルニ之レヲ為ス、豈ニ偏頗不當ノ処置ト云ハザルヲ得ザルナリ、

右之理由ナルニ前記現今官有地ハ民有ニ引戻シ未査定之分ハ民有ニ編入相成候様御詮議被成下度、此段奉請願候也、

明治二拾四年十一月廿八日

奈良県吉野郡川上村大字西河外

二拾ヶ大字旧部中地主請願総代

同郡下市村大字阿知賀

山本 平三郎 ㊦

同郡十津川村大字内原

増谷 正中 ㊦

同郡川上村大字大滝

戊亥 庄造 ㊦

奈良県知事 小牧昌業殿

〔中册〕  
明治三十五年五月

追 申 書

大和国吉野郡旧部中摩筋未定地民有査定並ニ同所官有地民有下戻  
申請之義ニ付追申

申請人総代 戊亥庄造

外二名

明治二十四年十一月、右査定並ニ下戻之儀、奈良県庁へ申請仕り、爾來聴許ノ御詮議相待チ居候処、年ヲ閱スル既ニ九二及シテ尚ホ未タ何等ノ御指令ニ接セズ、是レ或ハ曩キノ申請書中事実及理由ノ尽サ、ルモノアルニ依ルナキヤトモ被存候間、不文ヲ顧ミズ更ニ別項之如ク事実及理由ニ付追申仕候条、至急願意御聴許相成候様御詮議被成降度候也、

吉野郡峯中摩ノ起因

現今官民未定地タル峯中摩筋ナルモノハ、吉野郡ヲ東西ニ区劃スル嶮峻ナル連山頂上ノ大延長ヲ云フ、千有餘年前役小角力其道法修行ノタメ通過シタル難路ニシテ修験道ノ靈域トスル所ナリ、此難路ハ夏期參詣道者ノ必ズ踏越スル処ナルヲ以テ、其兩側ノ傾斜面ヲ往還並木ニ擬シテ摩ト云フニ至レリト言フ、而シテ此兩側ノ傾斜面ハ第拾九号証図面ノ如ク本申請ノ目的物ナリトス、

摩ト大峯山トノ關係

大峯山行者堂ハ前記連山ノ内山上岳ノ頂□□□□□□□□□□醍醐三寶院及吉野山ノ共

同支配ヲ受ケタリ、故ニ大峯山ト峯中摩筋トノ關係□□□□□□□□□□中摩筋トノ關係ナリトス、其關係タルヤ、前既ニ述ヘタル如ク、摩筋ハ役行者ノ通過シタル所ナルヲ以テ修験道ノ靈区ト称シ、俗人ノ信仰漸次厚キヲ加エ、且ツ大峯山ハ聖護院三寶院兩院宮門跡ノ直接支配ヲ受クル上、千餘石ノ朱印高ヲ領スルヲ以テ、其勢威固主大名ニ劣ラズ、加之摩沿村落ノ人民ハ右兩院門跡ノ入峯其他道者ノ通行ニ依リ幾分ノ利益ヲ得ルヲ以テ、摩筋力其村落ノ所有タルニ拘ハラズ靈区侵スベカラズト云フ宿老等ノ主張ニ屈從シ、(屢々杭議シタルコトアレトモ)何時トナク峯中摩筋ハ所謂大峯山領即チ二院一山ノ支配ナルガ如ク看做サレ、終ニ其上地スル所トナリタルモノナリ、右ノ如ク峯中摩筋ハ大峯山ノ領地ナルガ如ク看做サレタリト雖モ、其所領朱印高ヲ見ルニ總計千餘石ニシテ峰中關係以外ノ村落ヨリ之ヲ徵収シ、又大峯山ハ山林竹木ニ對シテハ勿論、摩筋所領ノ朱印ヲモ受ケ居ルヲ聞カズ、故ニ大峯山ヨリ上地スヘキ理由ナキナリ、

又大峯山ノ領地ニアラズトスルモ、峰中摩筋ハ行者ノ通過シタル処ナルヲ以テ、其境内並木ナリトノ説ヲ為スモノアルヲ聞ク、然レトモ大峯山ノ境内ハ、山上岳ノ頂上所謂檀場八丁ニ止マルコト及第一号証末文「大峯山上実地境内ヲ除ク外前記摩ト唱へ来ルヶ所云々」トアルニヨリテモ、摩キノ境内ニアラザルヲ見ルベシ、夫レ此ノ如シ領地ニアラズ又境内ニモアラズトセバ、三山(聖護院・三寶院・吉野山)ガ之ヲ上地シタルハ不当ナリト云ハザルヘカラズ、

又大峯山ノ宿老先達等、大峯山ノ靈威ヲ保タンガタメ峰中摩筋立木ハ禁伐林ナリト主張セラレシコトアリ、摩沿各村落人民ガ其立木伐採ニ付許可ヲ先達等ニ請ヒタルコトモアリ、又無断伐木ヲ為シテ詫言ヲ徴セラレタルコトアリ、是等事実アルヲ以テ世間或ハ其大峯山領地若クハ境内ナリト論スルモノアルヲ聞ク、是レ甚ダ謂レナキ論旨ト云ハザルベカラズ、何トナレバ古來民有ノ林地ニシテ留山等ノ名ヲ以テ其伐木ヲ禁止セラレ、而カモ尚ホ民有ノ性質ヲ失ハザルモノ少ナカラズ、今日ノ保安林ノ如キ亦其一例ナリトスレバナリ、況ンヤ前既ニ述ベタル如ク、摩沿村落人民ガ三山ノ勢威強大ナリシニ依リ恨ヲ飲ンデ屈從シタルト、大峯山ニ依リテ多少生計上ノ利益ヲ得タルニ依リテ唯命之レ從ヒシトノ故ヲ以テ右ノ如キ事実ノ生ジタルモノナルコトハ、少シク

往時佛道ノ勢威横暴ナリシ狀況ニ鑑ミバ疑ヒヲ容ル、ノ余地ナキコト明ナルニ於テヲヤ、然ラバ伐木禁止等ノ行為アリタリトテ直ニ大峯山ノ領地若クハ境内ナリト論ズルハ不当ナリ、要スルニ峯中摩筋ト大峯山トノ關係ハ、所領若クハ境内ノ關係ニアラズシテ圧制的禁伐ノ關係ナリシニ過ギザルナリ、

#### 摩筋ト摩沿村落人民トノ關係

吉野郡カ天然ノ大森林地ニシテ耕地少ナク、随テ郡内村落ノ人民ガ古來森林ニ依リテ衣食セシ事実ハ、尤モ顯著ナルコト、信ズ、故ニ延宝度ノ檢地ハ立証第九号公儀山ノ如キ特權ノ事情アルモノ、外、尽ク之ヲ民有ト為セリ、(右公儀山ハ現今尚ホ官林ニシテ申請地以外ナリ)則チ村落所在ノ森林ハ高山嶮岨故實際竿入ヲ為サ、リシト雖モ、惣村分即チ民有林トセラレタルコトハ立証各檢地帳能ク之ヲ証明セリ、峯中摩筋ガ此惣村分高山嶮岨以外ナルコトハ、檢地帳面名前帳面若シクハ明細帳面ニ於テ之ヲ認ムルニ由ナキナリ、況ンヤ摩筋ハ、或ル事情ノタメ大峯山ノ領分若クハ境内ナルカ如ク看做サレタルニ過ギズ、即チ大峯山領若クハ境内タル事実ノ明確ニ立証セラル、モノアルヲ聞カザルニ於テヲヤ、然ラバ摩筋ニ係ル未定地及既定官有地ト雖モ、既定民有地ト共ニ摩沿村落人民ノ所有セル所ニシテ檢地帳面上所謂高山嶮岨惣村分ノ中ニ包含セラル、モノト断言セザルベカラズ、

前述ノ如ク摩沿村落ノ人民ハ檢地帳明細帳等ニ依リテ未定地所有ノ事実ヲ証明シ得、且ツ大峯山領分タル証蹟ナシトスレバ、第四十八号証以下ノ納税ハ檢地帳面ノ税額ト同一ナルヲ以テ摩筋ニ對シテモ納入シタルモノト論スルハ不当ニアラズト信ズ、而シテ此納税ハ、摩沿村落ガ朝廷ノ直轄地ナルヲ以テ之ヲ五條代官所ニ納メタルコト、亦右証ニ明カナリ、即チ大峯山ハ其領分ニアラザルヲ以テ摩筋ニ對スル収税ノ權ナカリシヲ見ルベシ、

此租税ハ小物成ナルヲ以テ正租ニアラズト論スルモノアルヘシト雖モ、往時ノ租税ハ專ラ耕宅地ニ對シテ徵收シ山林ハ之ヲ度外ニ措キタルガ故ニ山税ハ小物成ノ中ニアリ、然レトモ該小物成即チ檢地帳記載ノ山手山年貢ハ、山林ニ對スル直接且主タル小物成ナレバ、之ヲ山ニ對スル正租ト論ズルハ尤モ適當ナリト信ズ、地方凡例録、檢地測量法、等ハ山小物成、山手米山年貢等ノ名ヲ以テ納ムル租税ハ正租ナリト云ヘリ、

就イテ御精査相成度候、

峯中摩筋其他全部ノ未定林地ガ全ク民有ナルノ事実ハ、現今ノ土地台帳ト見ルベキ檢地帳其他明細帳名寄帳ニ依ラサルモ、立証幾多ノ売渡証文ニ依リ之ヲ確ムルヲ得ベシ、各売渡証文ハ其記載傍示ニ依リテ明カニ摩筋ノ売買ヲ為シタル事ヲ認メラル、蓋シ売買ハ所有事実ヲ証スル尤モ有力ノ証拠ナルコトハ、下戻法第二条三号ノ規定ニアリテモ明カナル処ナレバ、此事実ノミニ依リテモ民有査定可相成モノト信ズ、而シテ此売買ノ公証ナルコトハ、仮令禁伐又ハ詫書呈出ノ事実アリトスルモ、摩筋ガ大峯山領若クハ境内ナルコトノ信ゼラレザルト檢地帳明細帳等ノ明ニ民有タルコトヲ証明スルトニヨリ確保セラル、ヲ信ズ、況ンヤ峯中摩筋ハ第十八号証ニ依リ、延宝度新檢以前即チ寛文中三寶院入峯以前ニ於テ、(三寶院入峯以後峯中摩筋ハ修驗道ノ靈区トシテ禁伐等ノ事実ヲ生ゼリ)既ニ公然売買シ居タル事実アルニ於テヲヤ、又況ンヤ第七号証ノ如ク売木代金下渡ノ事実有之ニ於テヲヤ、故ニ摩沿村落人民ノ摩筋ニ於ケル關係ハ既定民林ニ於ケルト少シモ異ナル処ナキナリ、

今未定地ト申請村落人民即チ摩筋ト摩沿村落人民トノ關係ヲ概言スレバ左ノ如クナリ、

一、檢地名受即チ所有ノ關係アル事

一、正租上納ノ關係アル事

一、売買等自由進退ノ關係アル事

即チ下戻法第二条第一、第二、第三号ノ各立証アルモノナリ、

此他伐木炭焼等自由進退ノ關係アリシコトハ、古書類ノ殘存スルモノ少ナキヲ以テ一々之ヲ確証スルニ由ナシト雖トモ、立証第二十二号証第二十三号証ノ如キ明ニ右事実ヲ認ムルヲ得ベシ、即チ此種ノ關係モ存セシナリ、

事實及理由前述ノ如クナルヲ以テ、聖護院、三寶院、吉野山等ヨリ之ヲ上地スヘキ理由アルヲ認メズ、即チ申請スル未定地全部及官有地全部ハ各摩沿村落及人民ノ所有ニ歸スベキハ当然ナリト信ズ、

一部未定地トナリ一部官有地トナリタル沿革

申請地全部ハ前述ノ理由アルヲ以テ明治六年之ニ對スル各一筆ノ地券ヲ下附セラレタ

ルニ、前記二院一山ハ無謂之ヲ上地シタリ、茲ニ於テ乎当該官庁ハ、右上地ニ係ル部分即チ靡八丁ト唱フル処ハ民有トナスヘキモノニ非ラズト思惟セラレタル乎、将タ何等カノ事情アリシニ依ル乎、村民ヲシテ右部分ノ官有タルコトヲ承諾セシメタメニ、特ニ官吏ヲ派出シ各村落ニ就キ、強論シテ官有地タルニ相違ナキ旨ノ請書ヲ提出セシメラレタリ、当時村民ハ尚ホ官尊民卑ノ状態ニ慣レ居リシテ、以テ自己固有ノ權利ヲ主張スル能ハズ、各部落幾シト同一ノ請書ヲ提出シタリ、然レトモ事実民有ノ証アリ、且ツ民有ノ慣行アルヲ以テ其後多クハ直チニ請書取消ノ申立ヲナシタリ、之等ノ書類ハ奈良県庁ニ御保存アルコトト信ス、御取寄之上御精査相成度候、

右請書徴収ノ際、西河、大滝、榎尾、高原ノ各大字ハ強論ニ応セサリシガ、官吏ノ諭示ヲ全ク退クルニ忍ビズ、峯中道筋幅員五六間通り或ハ十九間三尺ハ之ヲ官有地トスルコトニ譲歩シタルヲ以テ、該部分ハ即チ既定官有地トナリタルナリ、然レトモ事実及理由前記ノ如クナレバ、此分モ民有ニ下戻ヲ申請致候、

右官吏派出請書徴収後、明治十九年ニ至リ詮議ノ次第アルニ依リ地券可差出トノ令達ヲ発シ、尋テ官民有区分セラルベキ筈ニシテ、終ニ其儘経過シ現今ノ未定地トハナレルナリ、而シテ右詮議ノ次第トハ、即チ靡八丁ヲ地券一筆ノ中ヨリ除キ、他ヲ民有トシテ更ニ地券ヲ下附シ、靡ノ部分ハ詮議可致トノ事ナリシハ、当時当該官吏ノ口頭指示セラレタル処ニシテ、今尚ホ申請人等ノ記憶シ遺忘セサル処ナリ、将又大阪府ノ此処分ヲ為スヤ、実ニ不公平ヲ免レズ、何ントナレバ当初彼ノ上地令ノ際、三山(聖護院・吉野山)ヨリ該地即チ靡キ八丁ノ部分ヲ五條県へ上地スルニ当リ、其上地願書ニ於ケル(峯中靡キナルモノハ吉野山安禪寺ヨリ十津川上葛川迄)(上地願出御參照相成度候)ト云フニアリ、仮リニ峯中靡ハ上地スベキ理由アリ官有地トスベキ事実アリトセンカ、其処分ニ於ケルヤ素ヨリ一定ノ性質ニ依ルハ言フ俟タズ、而ルニ第十九号証図面ノ如ク、五六間通り或ハ十九間三尺通りヲ官有ニ査定セシアリ、西河領ノ如キ、幾部分ハ官有地ニ査定シ、過半ハ既定民有地トナレリ、又吉野山領宇安禪寺ヨリ西河榎尾ニ接続間ノ地所等ハ、其上地ノ範圍内タルニ拘ハラズ全然除去シ既定民有地ニ相成居候、是等ハ何等カノ事情アリシニ依ル乎、要スルニ偏頗不当ノ処置ト言ハザルヲ得ズ、故ニ這回ノ査定申請ハ、靡八丁ヲ除キ他ノ部分ヲ民有ト査定セラレタシト云フニアラズシテ、靡八丁

以外ハ地券コソ一時上納シタレ實際民地ト定マリ居ルモノナレバ、靡八丁ノ部分ヲ民有ニ査定シ及既定官有地ヲ民有ニ下戻相成、明治六年下附ノ地券ヲ復活セシメラレ度ト言フノ主意ニ有之候、

右之如ク事実及理由追申致候間、至急願意御聴許被成降度、申請人一同御指令奉相待候也、

明治三十三年五月

右  
申請人総代

戌亥庄造

外二名

農商務大臣 曾禰荒助殿

追テ申請地之中、上北山村大字白川字白川又山未定地ニ付テハ、天川村柿阪工内ヨリ民有査定ノ義競願有之哉ニ付、同人ニ申請ノ權利ナキ理由左ニ説明致候、

該地ハ元ト柿阪工内祖先ガ他ヨリ買受ケタル処ニシテ、其後下村三之助ニ転売シ、改租ノ地券ハ右三之助ニ下付相成居候次第ニ付、柿阪工内ヨリハ第貳拾号証付属証書ノ如ク全部売却シタルニ相違ナキ旨ノ証明ヲ為シタル事実ナリ、然ルニ尚ホ特ニ之ヲ申請スルハ不当ニ付、右申請ハ速ニ御却下相成度候也、

○後略

## 二節 門跡入峰

〔史料7〕 三寶院御門跡房演大僧正大峯御初入之留書 第四函9号

金峯山寺

三寶院御門跡房演大僧正

大峯御初入之留書

專海記

〔金峯山寺 満堂衆中〕 単郭長方黒印

満堂衆徒中

〔扉〕三宝山院御門跡房演大僧正

大峯御初入之留書

專海筆記写

〔扉見返貼紙〕三宝山院御門跡御入峯

元禄十三年<sup>庚辰</sup>七月也<sup>天明三卯年迄八十四年二成</sup>

大峯小篠行者堂聖宝堂造立為供養御入峯被遊候、

大峯当山東寺前檢校醍醐前座主聖宝正嫡三宝山院門跡前法務高賢

〔上欄・別巻〕天明三癸卯年迄六十六年二成<sup>ル</sup>

享保三<sup>戊戌</sup>年七月三宝山院御門跡前法務前大僧正房演御入峰始終之記

学侶光台院権僧正法印謙繼

家司北村長門守正六位下宗重

同 生駒出雲守正六位下氏連

用人 村田求馬

同 本郷記内

同 松井図書秀家

小姓 林右衛門正峰

近習 津田玄蕃

同 戸田勘ヶ由

同 齊藤伊織定達

同 田村隼人

同 安川造酒

同 梓丹治

同 服部半蔵

同 渡辺数馬

醫師 田中元哲

同 同苗丈哲

同 安川道仙

使者役遠藤勘左衛門

同 北村常左衛門

茶道 式人

其外

当山諸先達

大宿世儀寺正大先達玄慶

二宿高天寺正大先達賢位

三宿宝蔵院正大先達快端

桃尾山正大先達長巖

三輪山正大先達玉瑜

松尾寺正大先達彦旭

靈山寺正大先達寂清

超昇寺正大先達集恵

内山正大先達実玄

桜本坊正大先達尊栄

高野山正大先達運昌

梅本院正大先達寂証

其外諸国之山伏心触

入峰

一、六月十四日諸先達京着、同十六日各醍醐山江相詰

一、同廿一日御門主御参、同諸先達中不残供奉

一、同廿八日上ノ醍醐於 理源大師尊前 御門主、次ニ諸先達柴燈護<sup>〔摩〕</sup>广執行、



一、七月二日醍醐御出、長池御伯、三日南都御宿、四日者春日社御參詣、夫  
方八木御宿、五日之昼越部宿<sup>二</sup>而紀伊國殿方 御門主、次諸先達末之山伏  
迄御馳走、

一、同日六田川原迄滿堂衆徒惣代篠之坊了聖房并社僧惣代松室院・上下之地  
下兩人・兩年寄、其外吉野におひて御用聞之者共不殘御迎<sup>二</sup>罷出、滿堂惣  
代則御 目見へ之上河原方御案内申、都藍尼之像并屋敷、次丈六山、藏王  
権現堂内へ御入候而御拝、長峰之薬師者輿之内方御拝、長峰方大橋迄之内  
諸先達待合行列を立ル、寺僧惣代十方院・勝光院、社僧方西之坊、祢宜惣  
代福井宮内・岡室隼人洞籠川方龍泉寺等各大橋迄御迎、滿堂方一臈宝塔院  
・二臈坂中坊・三臈持明院等何茂閑屋迄御迎<sup>二</sup>出候、 御門主桜本坊江被為  
入候得者、諸先達中も着次第銘之宿坊へ入申候、衆徒惣代篠之坊儀者桜  
本坊<sup>三</sup>而御暇申退出、直<sup>二</sup>桜本坊へ罷出、 御門主御機嫌克御着之御祝義申  
上、乍序先例之通御 目見之儀役人中江達置給候様にと申置罷帰候、惣而  
此度御 目見之衆中ハ、一往桜本坊へ其旨を申達日時等聞合可然事、

取次 北村長門守

滿堂衆徒惣代 篠之坊城聖

葛一斗 一折 了聖坊性海

椎茸 一折 山上<sup>三</sup>導師惣代持明院覺尊

葛 一折 奥院別当 宝塔院玄雄

白銀 拾枚 高野山学侶惣代惣持院觀海

吉野山寺僧惣代 吉祥院音純  
十方院

同社社僧惣代 西之坊周遍

素麵 十五把 一折

竹林院名代 宝持坊城遍  
小松院名代 瑞信院光嚴

吉水院仰遍

葛 七箱 真藏院名代 左中將

金 百疋 坂中坊贄道

葛一升入三箱 瑞信院光嚴

葛 三箱 多聞院尊海

白銀 拾枚 高野山行人惣代 西門院

祢宜惣代 福井宮内

岡室隼人

上ノ地下人

下ノ地下人

兩年寄

右竹林院方西門院迄格別之御 目見、尤御口祝被下候、

一、同七日 御門主本堂江御出仕為御散物金三百疋被進之、滿堂方持明院・

宝持坊、寺僧より吉祥院・十方院各座引紋白を着相詰、諸般御案内申上候

事、

一、同八日 御門主 鳥栖山鳳閣寺江御參詣、

一、同九日 朝七ツ時 御門主桜本坊を御出、二ノ鳥居けぬけの塔、夫方奥

院并宝塔本堂愛染堂御拝、宝塔院江御入、次<sup>二</sup>四方正面西行の庵室御覽、夫

より清明か滝・大滝御覽、此所<sup>二</sup>而寺僧方為惣代吉祥院、社僧惣代西之坊、

滿堂惣代笹之坊了聖、次桜本坊右之旁方提重献上、次<sup>二</sup>宮滝御覽、菜摘村<sup>二</sup>

而滿堂中<sup>方</sup>久四郎と申者を頼彼か宅江御 成を願、是<sup>二</sup>而 御門主供奉の衆、

次末と役人迄弃当披露仕、同時滿堂惣代致取持、西之坊吉水院方之提重披

露之事

一、同日 御門主御帰路竹林院江御入、角之間より被為上、於書院宝物一と

御拝覽、次<sup>二</sup>庭御覽、次に觀山亭<sup>二</sup>而御茶并御菓子御煙草盆杯差上、山の茶

屋ニ而同前、夫方護摩堂江御参詣、直ニ御帰館、其日之御案内笹之坊・了聖房、先達ニ者松之尾山先達・高天先達御宿坊迄御供ニ而御暇乞仕罷帰候、

一、同日 御門主御玄関江了聖房御呼、福角藤太夫御召被成、引役銀可相渡との儀ニ而、則五分前銀子五百五拾目兩人請取罷帰候、此儀者当七日桜本坊頼巡を以御役人中迄申入置候故如此、文言如左、

請取申引役銀之事

丁銀五百五拾目也

篠之坊印

享保三年戊七月七日

持明院印

三宝山御門跡様  
御役人衆中

右ハ上とかね紙金さしニ而幅八寸七歩、書様等右之通ニ入念不詰様に見斗ひ可相認候、

一、同十一日 御門主如意輪寺江御参詣、御案内之儀、満堂方耆人罷出給候様ニと家司中頼来候故、則篠之坊参候、尤兩年寄も御道筋供仕候、惣而吉野領内之分者兩年寄御供仕候、偕亦如意輪寺 本尊御拝、次ニ寺江御入宝物一々御拝覽、夫方 後醍醐帝御廟参、御帰路桜本坊新宅江被成候、篠之坊、次に兩年寄も御暇乞申上帰候事、

一、同十二日從 御門主御使者遠藤勘左衛門を以夫々江被下候品物覚

素麵 五十把 一折白銀三枚 満堂衆徒中江

金子 三百疋 山上導師中江

素麵 一折白銀貳枚 天台寺僧中江

素麵 一折白銀貳枚 真言社僧中江

氷砂糖 式壺金三百疋 竹林院江

但し請取諸様左に記

覚

被為<sup>此所ケツ字</sup>。下置候御目錄之通。頂戴仕置候、為念如斯。御座候、以上、

七月十二日 竹林院代宝持坊

御使者遠藤勘左衛門殿

金子貳百疋 役者篠之坊江

素麵一折金三百疋 了聖房 吉水院江

麻上下式具 上下之地下人江

錢貳貫文 兩年寄江

一、同日 御門主御玄関江右為御礼ニ臆并兩役者罷出候、取次津田玄蕃江申置候事、

一、同日 御門主玄関江篠之坊罷出口上、明日方山上江登山仕候、尤彼地江

御門主様御登山之砌御出迎可仕候、拙僧留主之内御用等候者了聖房へ被仰聞旨、平井治部卿・長門守用人中迄申置候事、

一、同十三日 竹林院所持三天御守添翰之儀、則 御門主御染筆被遊竹林院江被下、其席右 三天守古袋之切レ御守ニ遊被度旨依 御所望差上候事、

一、同十四日 御門主大峰御駈入峰通ニ被遊候、鐘掛之下迄篠之坊御迎ニ出ル、夫方御案内申上ル、三導師も等覺門迄御出迎申、各座引紋白、伴僧一人・若党式人・草履取一人宛、天台方夏一代持福院も同断此所迄出ル、偕 御門主者暮前等覺門御通、松之尾先達披露有之、各先江可被参と御挨拶故山上衆中ハ先達而帰坊申候、 御門主者桜本坊之裏方御入、初夜時分御膳過

暫御休を見合、山上衆中御悦ニ参、則御 目見披露ハ北村長門守、第一竹林院、第二小松院、第三南之坊、第四真珠院等也、

一、同夜亥之半刻 御門主 本堂江 御参詣、妙覺門迄竹林院・小松院・南之坊・音巡房夏一代御出迎、松之尾先達披露、三導師迎ニ被出候と斗也、今晚者及深更候間外陣方御拜可被遊旨故二疊台を不敷候、尤式疊台ハ 蔵王権現礼盤之前老尺程間近置居申候、尤御門主外陣方 御拜之時竹林院・

小松院式臺台之左右<sup>ニ</sup>着座申候而、本尊并御本地等を申上、役行者御宝前式臺台等同前、為御開帳料金子百疋被為備、尤御開帳ハ天河から下向御帰之砌と御断有之、夫方直<sup>ニ</sup>小笹へ御入、涌出嶽前迄御見送、披露ハ北村長門守<sup>ニ</sup>而三導師と斗也、

一、同十六日小笹<sup>南入</sup>御門主江為御見廻、山上竹林院・小松院・南之坊葛老斗折持参、御門主折節内護摩<sup>ニ</sup>被為成由、依之御目見無之、取次戸田勘ケ由へ申置候、右之席光台院殿・北村長州・生駒雲州方へも見廻候、

一、同日夏一代持福院も御玄関迄参候由、竹林院杯途中<sup>ニ</sup>而逢申候、御門主者高野宿<sup>ニ</sup>被為成候事、

一、同日未之刻御門主御玄関江篠之坊致伺公、来十七日山上へ御寄之儀役人中江申談、其後松之尾・桃之尾・桜本坊等之先達宿へ寄、明十七日御門主天河御下向之砌山上<sup>ニ</sup>而之首尾合致談合置候事、

一、同十七日辰ノ刻御門主京御下向、涌出社落迄竹林院・小松院・笹之坊・南之坊・夏一代持福院并勝光院等御出迎申、夫方涌出嶽法花堂・妙覚門いつれも竹林院・篠之坊御案内候、則権現と行者之間より内陣へ被為上、

正面式臺台之上<sup>ニ</sup>而御拜、竹林院・小松院等者左右<sup>ニ</sup>着、高天先達・桜本坊先達も内陣へ上左右<sup>ニ</sup>座、其外供奉之衆中ハ外陣に<sup>前</sup>扣居被申候、扱御戸開、蔵王・仮籠之蔵王・八大童子・午王石北山諸神何茂竹林院・笹之坊致御案内候、行者御宝前<sup>ニ</sup>而御拜、正面之行者・奥之行者何も御影堂当番光蔵院開帳之、但二臺台置所ハ護摩檀之先佛台<sup>權</sup>之前也、御拜畢外陣江御下り鐘杯御一覽、玉石之辺<sup>ニ</sup>而各御暇申上候、御供ハ坊官兩家司小性近習戸田勘ケ由・斉藤伊織、桜本坊先達・高天先達其外有之候得共姓名一と不存候、桜本坊江御入裏道方御下向、横口之方へ者供奉之衆中御迎<sup>ニ</sup>罷出、御門主者堂内江御入無之候、妙覚門之前山上衆中御暇申上候得ハ、直<sup>ニ</sup>桜本坊江被為入暫御休被遊、又々本堂江御参詣、正面罅口之下迄竹林院・小

松院・篠之坊御出迎申候、則内陣江御上り御宝物披露之次第

等覚門額道風筆 妙覚門額大師御筆

役行者之笈 理源大師御劔

次<sup>ニ</sup>二躰之役行者御拜、其節正面へ為御散物金子百疋被進小松院へ納之、竹林院江後邊堂御案内為御挨拶金子百疋被下候、夫方及暮小笹へ御入被遊、涌出社前<sup>ニ</sup>而、竹林院・小松院・篠之坊・南之坊・持福院等御暇仕、披露ハ北村長門守<sup>ニ</sup>而三導師并衆徒惣代笹之坊と斗也、惣而伴僧老人老人宛、草履取老人宛召連候事、

一、同廿一日御門主為御代参平井治部卿、先達ハ靈山寺、河上へ下向、同廿二日帰山之由事、

一、同廿三日小笹仲ケ宿<sup>ニ</sup>而北村長門守方江竹林院・小松院・篠之坊致同道行向申入候口上、御門主様明後日奥江御駈被遊之由、依之御暇乞のため伺公仕候、宜預御沙汰候、長門守返答、御門主只今護摩御修行<sup>ニ</sup>御掛り被遊候、御仕廻次第可申上、定而御対顔可有之候間、夫迄桜本宿<sup>ニ</sup>御扣可被成旨故、各桜本宿<sup>ニ</sup>扣居申候所、後刻切紙<sup>ニ</sup>而只今御出、竹林院殿・篠之坊殿・小松院殿如斯申来候故、則高野宿へ参候所、御玄関取次ハ斉藤伊織へ申入、伊織則北村長門守へ相達候得者、長門守取持<sup>ニ</sup>而御目見仕、御暇申上別而御丁寧成御意共<sup>ニ</sup>候、夫方又々北村長門守方へ立寄先刻者諸事御取持過分、次暇乞口上申置候事、

一、同廿五日未明御門主奥江御駈入被遊候、尤供奉之御手廻り不殘先達者三・四人と伝聞候事、

一、小笹御逗留之間御門主者高野宿<sup>ニ</sup>被為成、坊官・御小姓・御近習三・四人被相詰、光台院兩家司等ハ仲ケ宿<sup>ニ</sup>居申候而隱番<sup>ニ</sup>被詰候由候事、

一、諸先達江出し引役銀請取書様

請取申引役之事

丁銀合百拾匁也

享保三年

戌七月七日

篠之坊印

持明院印

何先達

右ハかね紙ニ而幅五寸老歩

請取申座料之事

丁銀合五拾三匁五分也、

年号月日

篠之坊印

持明院印

二宿參

右ハ格別ニ一通紙寸法同斷

一、下山満堂衆徒一臈宝塔院玄雄、二臈坂中坊契道、三臈持明院覺尊、役者

篠之坊城聖、同了聖房性海、并持明院弟子音順房秀慶、御影堂光藏院宣慶

右為後代記之、尚書もらしたる事も多かるへし、見る人其闕たるを補はるへ

き而已、

享保三戊年七月廿六日

竹林院一和尚城光十八  
記之

小松院二和尚快雄十七

三和尚代南之坊城翁十七

桜本坊正大先達尊榮廿

右之本紙竹林院有之所書写也、

寛保元年五月大峯俗峯之輩江 三宝院御門主役人中方申渡之口上書

私曰、 関東之俗峯袈裟衣着用加持祈禱杯仕候而修驗紛敷、且修驗之害ニ

相成候段関東修驗より本寺江相願候ニ付、此書付当山方諸先達中へ相渡リニ、

俗峰之参詣之輩江向寄を以可被申渡旨之由、但此書付ハ世義寺同行之修驗江先達方渡候書付を持明院写置被申、令一見又々写置者也、

申渡

一、大峯修驗道之秘所へ俗参詣之儀者為現当菩提ニ候、法名并袈裟等ヲ相請候

者結縁之儀ニ候、然共靈場江参詣之輩故、向後其身存生之内於大峯ハ格別、

入峯途中其外往来神前佛前等ニ而も一切袈裟ヲ掛申間敷候、最其身滅期に

およひ袈裟掛候而入棺等は本望之至り候処、常々講集等ニ袈裟ヲ掛、或ハ

法具等所持、且諸祈禱ケ間鋪義堅仕間敷事、

一、修驗道之衣鉢何にても一切着用有間敷候、都而修驗道之官名になそらへ、

俗峯之輩大先達小先等之名目ヲ付、其上帶刀并小ツバ等指之儀、且常々在家

に注連ヲ曳こと、是又堅仕間敷事、

但

右称号たとへ名字格別に相記し候とても、とかく同前においてハ紛敷候、

堅となへ申間敷候、右に准し向後同行と称すへからず、俗峯講中と号し可

申事、

一、俗大峯参詣之節不目立様ニ仕、勿論幟ニ菊桐之御紋杯居、法螺を相立、其

外法具等一切所持仕間敷候、但シ珠数斗之儀ハ通俗ゆへ所持可為勝手事、

右之趣可相守者也、

西五月

右之通相心得急度可相守候、但去ル享保十三甲年、俗峯之儀ニ付被仰付候趣

等有之候処、俗峯多分に罷成混乱も有之段、江戸惣修驗中奉願候趣も候ニ

付、今般被 仰出候条、俗峯等為後世菩提信心一通を以可入峯候、此段可

令触知之旨被 仰出候事

三宝院御門跡

寛保元年五月

御役所印

〔史料8〕 三宝院御門跡御入峰<sup>ニ</sup>付留書

## 第四函12号

〔表紙〕  
文化元甲子年三宝院御門跡御入峰<sup>ニ</sup>付留書

役者 福島院 高長

三宝院御門跡御入峰<sup>ニ</sup>付留書

一、四月廿七日西河・大滝・菜摘村江下見分之為、福島院久保坊并下役福角文吾同道<sup>ニ</sup>而罷越、尤菜摘村庄屋宅江参り、先年御門跡御通幸之節当村久四郎と申者之宅<sup>ニ</sup>而御休息被為在候由<sup>ニ</sup>相聞候、当村<sup>ニ</sup>而も被為入候儀相成候哉之趣相尋、則久四郎呼<sup>ニ</sup>遣相尋候所、当村困窮<sup>ニ</sup>而左様之御賄等者難出来旨申候故、左候得者村方之内<sup>ニ</sup>而何れ<sup>ニ</sup>而成共御休息所相定、其段吉野山福島院江通達有之候様村役人等江申聞、罷歸り候事、

一、五月中<sup>ニ</sup>相調置候品左之通、

七月九日御門跡西河・大滝・菜摘村江御通幸之砌、御弁当満堂方方仕出候<sup>ニ</sup>付、下々之供奉之衆中江之手当<sup>ニ</sup>而、面々盆之替り<sup>ニ</sup>七寸之へぎ式百枚、并楊枝式百前、其外三方老対、白木具式前用意致し置候事

一、六月廿四日、西河村・大滝・菜摘村・宮滝江御門跡御通幸之節、右村々<sup>ニ</sup>而先例御賄之様子并御休息所等之儀尋遣候処、西河村庄屋<sup>ニ</sup>申候者、御門跡当方江御出之頃いつと申義、何方も御沙汰無御座候故、今明日之内<sup>ニ</sup>吉野山聞合<sup>ニ</sup>参り可申積り<sup>ニ</sup>大滝村と申合置候事<sup>ニ</sup>御座候、然ル所御出被下幸之儀と存候旨申、当村之儀清明か滝之手前<sup>ニ</sup>有之候庵<sup>ニ</sup>而御休息被為在、御茶迄<sup>ニ</sup>差上迄<sup>ニ</sup>御座候、格別之儀ハ無御座候間、先ツ大滝村江御越被下聞合<sup>ニ</sup>呉候様との趣<sup>ニ</sup>付、彼村江参り庄屋江相尋候処、三宝院様儀<sup>ニ</sup>付様子存候も無御座、勿論記録等も相見不申候、聖護院様御越候節之記録少々有之候、

其振合<sup>ニ</sup>准し候得者、滝の向江御殿相立、是<sup>ニ</sup>而御中食被遊、尤宮様御弁当御持参候由、御供之衆中江者むすひ<sup>ニ</sup>香の物<sup>ニ</sup>而村方方差上候旨申候<sup>ニ</sup>付、然者其振合<sup>ニ</sup>相准し、御賄被申可然旨申候所、御尤<sup>ニ</sup>候旨申、乍去私方左様<sup>ニ</sup>申候而者村方<sup>ニ</sup>承引不致候間、猶村方へ一応相談いたし候上<sup>ニ</sup>而、両・三日之内<sup>ニ</sup>吉野山江参り福島院様江御尋申候間、其節先年々様之振合候間、其通り<sup>ニ</sup>取斗候様御申聞被下候ハ、村方異義申義も御座有間敷候間、先ツ村方へ相談之上、両・三日之内<sup>ニ</sup>福島院江参り可申候間、左様御心得可被下候旨申候<sup>ニ</sup>付、夫方菜摘村庄屋江相尋候処申候者、先達而福島院様御越候而、先年久四郎方<sup>ニ</sup>而御宿致し候由、当村<sup>ニ</sup>而も不相替出来候哉、為案内罷越候旨<sup>ニ</sup>而久四郎呼寄御尋候処、当時者困窮仕候故御宿難仕難渋之旨申候<sup>ニ</sup>付、左候得者村方御休息所等取繕ひ致し可申哉、何れにも御差支<sup>ニ</sup>不相成様可致旨被申聞、村方相談之上治定之処、吉野山江可申出旨<sup>ニ</sup>御座候得共、勿論何方方弥いつ頃御出と申義御沙汰も無御座候事故、何之用意不仕候旨申候<sup>ニ</sup>付、左候得者御成之節御差支<sup>ニ</sup>可相成候間、右之趣吉野山方御代官所江御達し可有之候、左候へ者御代官所方村方御申付可有之候義と存候旨申候所、代官所方御申付有之候ハ、村組江相掛り可申候、左候へハ随分出来可申旨申居り候由、夫方宮滝村江罷越庄屋方へ参り先例之様子猶又此度御門跡御成<sup>ニ</sup>付用意有無之趣相尋候処、未御沙汰無御座候得共、其節<sup>ニ</sup>相成候而も御差支相成間敷、岩飛之儀者菜摘村方も六人、宮滝村方も六人罷出相勤候、其砌御覽所者岩之上<sup>ニ</sup>相しつらひ申候、勿論是も組立候様いたし有之候旨申候由、右之村方何れ<sup>ニ</sup>も右之趣<sup>ニ</sup>而御成之用意無之候故御差支<sup>ニ</sup>可相成と存、五條代官所江右之趣使札を以為聞合之使僧差遣し申候書状左之通、尤桜本坊方醍醐御殿江右之趣被申越、猶御殿方五條代官所江被仰入、御差支<sup>ニ</sup>不相成様仕度満堂一派<sup>ニ</sup>において心配仕罷在候義<sup>ニ</sup>御座、此段野院方御殿江申上呉候様申聞候事<sup>ニ</sup>御座候旨<sup>ニ</sup>而、桜本坊方沙汰可有之筈<sup>ニ</sup>申談候事、

尚々御相談之上早々御報奉待候、以上

以手紙得御意候、酷暑之砌弥御堅勝可被成御凌珍重奉存候、然者此間者御登山御苦勞ニ奉存候、其砌り福島院ニ而御相談申候御門跡江差上候提重之儀、高位之御方江提重献上之儀失敬ニも可相成哉、餘り略儀ニ可有之旨ニ付御料理差上候積リニ躰様相究り候趣ニ候へ共、其段衆中江何角相談候処、先年提重献上ニ而相濟候事ニ候へ者此度も其通りニ而可然旨衆決之趣ニ御座候、勿論先達方之記録ニも提重献上之趣有之候故、先例之通り取斗候方可然様奉存候間、此段御承知被下、可然様御連中御相談御世話被下度奉存候、右ニ付提重数之儀左之通ニ御座候、御門跡江献上候提重老組、供奉之衆中江四組、外ニ老組用意下ハへきニ<sup>物、むすひ</sup>にしめ、<sup>香の</sup>楊枝付、酒なし<sup>但し此分人、數不相知</sup>、右之通御座候、尤諸式賄方之儀人夫等迄も為御任申候間、其御積リニ而提重料理之趣献立被下、且下部之処老人前ニ付何ニ程と申儀御申越し被下度、此段拙者方申進具候様福島院方御申聞候ニ付、右之趣得御意候間宜御頼申候、早々、以上、

六月廿五日

吉田宮濟

官藏様

嘉兵衛様

喜平治様

喜太衛門様

一、廿六日使僧を以五條代官所池田仙九郎殿役人中江左之通書面を以掛合候扣

以使札致啓上候、然者当七月三宝院御門跡御入峰被為在候、吉野山御逗留中西河村・大滝・宮滝江被遊御成候、右之節大滝・菜摘村兩所ニ而被遊御休息候趣ニ付、其村々江御先格之振合聞合候処、未御代官所方御沙汰も無御座候由ニ而不覺語之趣ニ申聞候、左候得者御成之節御差支ニも可相成哉と不安心ニ奉存候ニ付、御代官所御取斗之趣承知仕度右為御聞合之如此御座候、以上、

六月廿六日

吉野山満堂方  
役者福島院

五條  
御代官所御役人中

左之通返書

御札致拜見候、然者当七月三宝院御門跡御入峯ニ付、吉野山御逗留中西河村大滝・宮滝江被成御越候、右之節大滝・菜摘村兩所ニ而被成御休息候趣ニ付、右村々江御先格之振合御聞合被成候処、未夕当役所方沙汰も無御座候由申之、左候得者被成御越候節御差支ニも可相成哉と御承知被成候ニ付、被仰聞候御紙面之趣致承知候、然ル処右御門跡御使者御差越被成候節被仰聞候者、天ノ川・洞川村・川上郷江被成御越候趣御通達ニ付、右場所江者一通り申渡し置、此節も追々申渡道造其外所事見分等も差出し候儀ニ御座候、菜摘村・宮滝・喜佐谷右三ヶ村之儀者御通行否之儀も承知不致候ニ付未不申渡候、早々申渡候様可致、尤差掛之儀故万端不都合之儀も可有御座候間、此段御承知被置可被下候、右御報如此御座候、恐惶謹言、

六月廿六日

御普請役格  
奥野右源太

秀辰(花押)

福島院様

右之趣ニ付、為使僧と法住房差遣候所、手代瀬川罷出取次致し申候者、右村と呼出し先格之振合相尋、若先格不相知候ハ、聖護院御門跡之節之振合ニ准取斗申聞候間、左様御承知可被下候旨申聞候由、尤差掛り候義故、御休息所等念入致候而者間ニ合申間敷、只御差支ニ不相成様迄ニ申付候間、左様御心得可被下候旨申候由、

三宝院御門跡当峯御修行ニ付来ル七月五日当山江御到着之由尔今御通達者無之候得共、弥御登山之御様子ニ候間、堂社并御道筋掃除等万端免略無之御入念御取斗可被成候事、

一、銘々持場之堂社及破損見苦敷所者成程ニ修復御加可被成候、不外分之儀無之様御取斗可被成候、

一、山下并山上共寺社方御送迎等先規之振合を以宜御取斗可被成候、  
 一、寺社方召仕之下部とも、御門跡御山籠中御通行之節緩怠無礼無之様、  
 御入念御申付可被成候、

一、此節干魃之折節、別而御門跡御山籠中、火之元弥大切ニ仕候様御申付可被成候、

右之趣為御心得御達申候間、宜御取斗可被成候、已上、

六月廿六日 学頭代

東福岩前吉一

一、六月晦日菜摘村庄屋福島院江参り申候者、三宝院御門跡様弥菜摘村庄江御越候哉、弥左様之儀ニ候へ者、委細之御様子被仰聞被下度旨申、猶御代官所手代喜佐谷村逗留罷在候由ニ而、左之通之書面被差越候事

一筆致啓上候、然者此度 三宝院御門主御入峰ニ付仙九郎御代官所吉野郡中座郷宮滝・菜摘・喜佐谷村庄江御通行被成候趣、先達而貴様方御通達ニ而承知いたし、拙者共此節見分与して出役いたし罷在候、然ル所此度右 御門主御内小笠原藏人方御休泊等之儀申越候ニ者、宮滝辺御通行之儀何之沙汰も無御座候、弥中座郷江御通行被成候儀ニ御座候哉、今一応承知いたし度奉存候間、御報被仰聞候様いたし度御事ニ御座候、右可得御意如此御座候、恐惶謹言、

六月晦日

上野海蔵  
温判  
 山崎万太郎  
有定判

福島院様

以別紙得御意事、然者三宝院殿菜摘村庄江御通行并御小休之儀ニ付先達而貴様御家来小山藤右衛門被差越候節、御座敷等之儀差図被及候通りニ者逆も辺鄙之儀故行届申間敷候と右村庄屋共も申立候間、此段為念貴様迄得御意置

候間宜御含御取斗可被下候奉願候、右可得御意如斯御座候、以上

六月晦日 上野海蔵

山崎万太郎

福島院様

返答書

貴札致拜見候、然者此度三宝院御門主御入峰ニ付、其御代官所吉野郡中庄郷宮滝・菜摘・喜佐谷村庄江通行被成候趣、先達而当境方御通達申候ニ付、此差各様御見分与して御出役被成候趣被仰聞致承知、御苦勞之儀ニ奉存候、然ル所此度右 御門主 御内小笠原藏人方御休泊等之儀被申越候由ニ者、宮滝辺御通行之儀何之沙汰も無御座候得共、弥中庄郷江御通行被成候儀ニ御座候哉、今一応御承知被成度旨被仰聞、致承知候得者、右村々江先年之通御通行被成候義と申儀者、当山江者御沙汰無御座候得共、先例ニ相違いたし候様之御振合ニも候へ、其段御達も可有御座義と奉存候得共、未夕其儀も無御座候故、此度も御同様之義と奉察候得共、各村方江御通行之義弥相違無之哉之趣預御尋候而者、前段之趣ニ候得者治定之御報難申奉存候間、此段宜御賢慮可被下候、右之趣貴答迄如斯御座候、恐惶謹言、

六月晦日 福島院

高長判

上野海蔵様

山崎万太郎様

御別紙致拜見候、然者 三宝院殿菜摘村庄江御通行并御小休之義ニ付先達而野院方小山藤右衛門差遣候節、御座敷等之儀差図いたし候趣ニ而者、逆も辺鄙之義故御届間敷哉と、右村庄屋共も申上候由、右ニ付為御念之野院迄被仰聞候と之御義ニ而、宜申合取斗可致旨被仰聞、承知いたし候、右ニ付御休息しつらひの義着方申聞候儀ニ御座候間、左様御承知可被下候、猶菜摘

村江御通行否之義ハ本書之趣ニ御座候間、宜御賢慮可被下候、右御答如斯御座候、以上、

六月晦日 福島院

上野海蔵様

山崎万太郎様

一書致啓達候、然者 当御門主被経 関東之御沙汰、為天下泰平御武運長久之御祈禱来ル七月二日御発輿ニ而、從吉野山御駈入御修行御座候、何而万事御先格之通為御心得如斯御座候、恐々謹言、

六月廿五日 村田相模介

義居印

飯田周防守

経明印

北村長門守

李保印

吉野山学頭代

両派惣中

返書

貴翰致拝見候、然者 三宝院御門主様被為経関東之御沙汰、為天下泰平御武運長久之御祈禱、昨二日御発輿ニ而御駈入、当峯被遊御修行候間、万事御先格之通相心得為可申御書翰之趣致承知候、恐惶謹言、

七月三日

満堂惣代

福島院判

寺僧惣代

東南院判

学頭代名代

蓮蔵院判

三宝院御門主様

御内

諸大夫御衆中

近日御書翰六月晦日夕方致到来候故、御殿表江及御答候合も無御座候ニ付、御館迄之及御答申候、以上

右之趣相認、桜本坊先達而御前宿八木迄御出迎ニ付頼遣候事、

一、五日八ツ時頃桜本坊方申来候者、只今八木方飛脚帰り申候所、夜分御門主様南都ニ而御逗留被為在、今朝八ツ時御出立ニ候得共、八木御宿リニ可相成哉、御当着候ハ、御延着ニ相成可申段使を以被申越候事、

切封ニ而 北村長門守

桜本坊先達様

飯田周防守

村田相模守

以手紙得御意候、然者今晚爰元御逗留被為在候、尤寅上刻御発輿、吉野江ハ是非五日晚御着之御積、此段為御心得如斯御座候、以上、

七月四日

右書面桜本坊方被差越、八木村御中食被為在候趣、使のもの口上ニ而申聞候事、

只今高取方見廻り之衆中致登山、御門跡御儀今晚夜ニ入候而も当山江可被成御駈入候趣、南都方高取表江申来候趣被申聞候、尤残暑之時分故、若明日御駈入ニ可相成も難斗候得共、南都方高取役所江御通し之趣、右之趣ニ御座候間、今夜御駈入之積りを以各御用意可被成候、已上、

七月五日 学頭代

尚々御廻着之旨、両派役者惣年寄江御達し可給候、

先飛脚を以申入候、然者 御門主様昨夜南都御泊り、今晚寅ノ上刻御発輿、是非今晚吉野御着之旨申来候ニ付、尚再三聞合之上先飛脚遣候処、又候只今当所御本陣江御殿早飛脚参り、今夕八木泊リニ被為成候旨ニ相成候間、今日之御用意ニ者不及、明日御着ニ成と存候、右躰混雜いたし、扱と心痛不少困り入候、拙も今晚帰山之積り之処是又難斗候ニ付、明日と御心得置可然



候、尚間違等出来之節追々可申進候、以上

七月五日 桜本坊

上田半四郎殿

覚

一、地下老分惣代大橋迄御出迎申上候、

一、兩年寄一ノ坂迄御出迎申候、御輿先ニ立御宿坊迄けいご仕候、

一、惣勢先弘として一山町宿老兩人、是又一ノ坂迄罷出候、

一、御目見之節地下老分葛七升折献上仕候、兩年寄より栢五升折献上仕候、

一、如意輪寺へ御参詣被為遊候ハ、八ヶ院地下老分中ハ兩人御案内仕候、

七月六日 柳原保兵衛

福嶋院様

蔵王権現

金三百疋

右之通只今拙者江向御渡有之候、御請書被遊御差出可被成候、以上、

七月七日 上田半四郎

福嶋院様

御納所

今日者目出度奉存候、昨日者御苦勞御入来被下忝奉存候、然者本堂江御遠

堂之儀九ツ過御支度之旨被 仰出候間、御出門八ツ時ニ相成可申哉、且竹

林院江御立寄之義御登り懸と奉存候、子守ハ還御之節ハ夜ニも入可申事と被

察候故、御登り懸と奉存候、いまだ兩様之所ハ難斗候得共、是非御立寄と

被 仰出候間、其覚語被成度候、右得御意度、甚取込要文斗申入候、以上、

七月七日 桜本坊

福嶋院様急用

三宝院御門跡

提重老組

吉野山 満堂中

北村長門守様

井内大蔵卿様

吉野山 満堂中

飯田式部卿様

密乘院権僧正様

右之御内江提重老組進上、

三輪山御先達

吉野山 満堂中

内山御先達

右之御内江提重老組進上、

藪曲膳様

左右田掃部様

吉野山 満堂中

山懸将監様

山科厚庵様

右之御内江提重老組進上、

御近習八人 侍六人

両先達方供 拾五人

御門主様御家中向侍・下部都合百拾人、此分へぎニ可然候、

以手紙得貴慮候、残暑甚敷候得共、弥御安康可被成御凌、珍重之儀ニ奉存

候、然者今般三宝院 御門跡御登山尔付兩派御目見之順次之趣、御一派方

御書付出候趣、桜本坊方承之候、右御書付之趣口述ニ而承り候趣ニ而者、当

派ニおゐて差支之筋も有之敷ニ奉存候故、先ツ右御書付御下ケ之儀桜本坊へ

申入置候間、左様御承知可被下候、猶思召も候ハ、御面会之節可申承儀と

奉存候、右得貴意度如斯ニ御座候、以上、

七月十日 福嶋院

蓮藏院様

御手紙被下忝拜見、如仰残暑之節ニ御座候処、弥御安康被成御凌、珍重御儀ニ奉存候、然者今般 三宝院御門跡御登山ニ付兩派 御目見之順次之義、当一派方書付出候趣被成御聞候得共、口述ニ而被成御聞候趣ニ而者貴派ニ御差支候趣も有之歟ニ御座候由故、右之書付御下之儀桜本坊御方江被成御申入候間、左様承知いたし候様被仰下候書面之趣者致承知候得共、当派方差出候書付貴派方御下ケ之義御申入之義も如何敷事ニ奉存候、為御見合被成御覽度儀も御座候ニ付、暫御借合之義御頼之儀ニ而当派江無御断儀ニ候得者、野院も不存事ニ御座候ゆへ不及御断儀ニ奉存候、尚又御別意も無御座儀故、其書付之趣当派江御申越被下候ハ、写御目ニ掛相濟候儀ニ御座候、宜御勘弁可被成下候、且又右書付者野生一分ニ而取斗候儀ニ而者無御座、一派衆談之上無理無之可有様之趣ニ而御差支者無之趣ニ而、先日御咄申上候趣ニ御座候、兎角ケ様之義彼是相滞候而者他門江不外聞之筋ニ御座候間、無滞様いたし度奉存候、右件ノ之趣宜御心得可被下候、猶拜面ニも可得貴慮候、以上、

七月十日

蓮藏院

福嶋院様

覚

一、金三百疋

右者下山本堂藏王権現 宝前江為御口物被為在 御奉納神納仕置候、為念如斯御座候、以上、

子七月七日

満堂役者 福島院印

三宝院御門主様 御役人中

覚

一、金貳百疋

右者当院江被為 入候為御挨拶被為 下置頂戴仕置候、為念如斯御座候、

以上、

子七月八日

竹林院代 福島院印

三宝院御門主様

御役人中

一、宝塔院江百疋被 下置候、御請取書右同文言認候、

右請取書付桜本坊納所江向差遣候事、

一、御門主御玄関江手札持参候而御礼ニ罷出候扣左之通り、

今般被為成被下

竹林院代 福島院

難有奉存候、右の御礼

参上仕候、以上、

今般被為下置候

竹林院代 福島院

御目錄難有仕合奉

存候、右為御礼参上仕候、

右之通宝塔院も同断、

一、十三日八ツ半時頃 御門主御使内海恒之進殿を以被下物左之通

一、素麵 壹折 竹林院江

金三百疋

一、金百疋 宝塔院江

右両院名代相勤候ニ付、福島院江受取置、猶即刻御請書持参候而御礼ニ参殿、玄関取次迄申入置候、

一、素麵 壹折 満堂中江

白銀三枚、

右惣代久保坊江向参り候事

御献立

- 白三方御盆
- 御銘々盆
- 白三方 御箸
- 但シ奉書ニ而包
- 御提重
- かい敷
- しやが
- 壺
- いり酒
- けん
- ほうづき
- 水仙
- 岩たけ
- 青海のり
- はしかみ
- 糸山吹
- 木葉いも
- ふとう
- 筑波根
- くわゐ
- 長いも
- 粒しゐ茸
- みかん干
- 簾麩
- 蓮根衣かけ
- 里いも
- はじき青豆
- 三
- こし粉あへ
- 観心寺
- たんご
- 水おろしかけ
- 四
- 黒ごまかけ
- 切飯
- 御次提重
- 七本
- 御上同断
- 宗輪台
- 御切飯
- 重箱

御煮<sup>メ</sup> 同断

御次

握飯

へぎ盛

やうじ

煮<sup>メ</sup> 氷豆腐

水こんにやく

椎茸

めうか子

結かんひやう

錦麩

さゝけ

里いも

御香物

以上

右十日ニ菜摘村ニ而献上之積り用意罷在候所、大滝村ニ而夜ニ入御逗留ニ相成候ニ付、翌日十一日提重等取直し献上致し候、供奉衆中下々凡百人斗之様子ニ付、握り飯用意候所、吉野方御迎之衆中等落合三百三拾人斗ニ相成、乍去何角都合宜下と迄大ニ悦ひ候由、御門主御休息所之儀先年之通久四郎宅江被為入、尤拵等之入用村掛リニ相成候由、右菜摘村方ニ而賄方仕出し、上市村江相頼候、尤提重拾組惣押しならし、壺人前ニ付五本と相定、百人前相詔候所、一日延引相成候上、人数式百人餘も相増旁ニ付、入用加増致し金廿兩指遣し候事、一、御門跡引役銀之儀、十三日先例之通五百五拾目福角藤兵衛請取、右請取書左之通、

請取申引役銀之事

一、文銀五百五拾目 久保坊印

文化元子七月七日 福嶋院印

三宝院御門主

御役人中

右之通貫三百与加根紙<sup>(カ)</sup>ニ相認、尤金<sup>(カ)</sup>さしニ而幅<sup>(カ)</sup>好留いたし一統大悦不過与奉存候、然者山上表之儀昨朝東南院方之状<sup>ニ</sup>者、休息所一儀先達中方も御役人中方もまだ返答不申来由申来候処、一昨十八日 御門跡洞川村方還御、龍之口ニ而暫御休息、夫方直<sup>ニ</sup>本堂<sup>江</sup>被為入、御休息所御尋<sup>ニ</sup>付、仮籠<sup>江</sup>御案内申上、御茶・たは粉被召上、南之坊方握食等被差上、諸事相濟候由申来候、

一、洞川方立候御休息所者此方方取払可申旨長門守老<sup>江</sup>東南院方申入置候由<sup>ニ</sup>御座候事、

一、執達方成就院<sup>江</sup>休息所之儀、御役人中方差凶者不致候得共、洞川方御馳走仕候事、早速取払候而者不敬<sup>ニ</sup>相成候、角立被申聞候ハ、御役人中方可申義有之候得共、左も無之故何事も無事<sup>ニ</sup>治り候様いたし候旨申候由、東南院方申来候、

一、成就院其節何と応対被申候哉、其段相知不申候、右之趣為御心得一寸申上候、以上

七月廿日 蓮藏院

福島院様

又申上候、昨朝当山方<sup>江</sup>左之趣申遣候

以手紙得貴慮候、弥御安康被成御修行珍重之至奉存候、然者先日京都<sup>江</sup>向得貴慮候、先般洞川村共道刈小屋方下<sup>江</sup>新道付候儀并引下之儀相残有之候、たら助小屋之儀貴答被仰聞可被下候、右得貴慮度如此御座候、已上、

七月十九日 蓮藏院

福島院

小笹之間

松尾寺様

靈山寺様

桜本<sup>江</sup>頼入候趣左之通、

弥御安康被成御修行珍重御義奉存候、然者今般洞川村者共山上本堂前<sup>江</sup>御休息所相立候儀<sup>ニ</sup>付、御家用<sup>(司)</sup>中<sup>江</sup>今一応御尋申候義御座候<sup>ニ</sup>付、書状<sup>ニ</sup>箱為持上候間、家司中<sup>江</sup>直<sup>ニ</sup>相届候様、乍御面倒貴坊様方御達被下且御答早速出候様、宜御苦勞被成下候様御頼申上候、早々、以上、

七月十九日 蓮藏院

福嶋院

桜本坊先達様

尚と御休息所之儀、昨日道光寺洞川村<sup>ニ</sup>而御役人<sup>江</sup>御面談之処、其御役人中申候甚不得其意趣<sup>ニ</sup>御座候典膳と糾申方之由<sup>ニ</sup>御座候、此段御内と得貴慮候、以上、

一、五日衆中惣代久保坊乗物<sup>ニ</sup>而六田迄御出迎<sup>ニ</sup>付、六尺人足四人平人三人都合七人千亦村より雇ひ、其外侍式人支度弁当用意<sup>ニ</sup>而、四ツ時頃方罷出候処、御臨時<sup>ニ</sup>八木御逗留<sup>ニ</sup>相成候趣相聞候<sup>ニ</sup>付、七ツ時頃辻本迄被帰候故、何れも出迎之衆中引取候事、

一、六日又候惣代久保坊六田迄被罷越候所、九ツ時頃六田<sup>江</sup>御越、夫方御案内<sup>ニ</sup>而丈六薬師等御案内候而八ツ時過吉野御着、衆中役者福島院素絹五条指貫着用<sup>ニ</sup>而侍・草り取召連辻本迄各相揃罷在り、御出迎、手札差出し御通行見物致し、桜本坊<sup>江</sup>御着後、御着之御祝義罷越候、尤桜本坊義此節坂中坊<sup>ニ</sup>在宿<sup>ニ</sup>付、同院<sup>江</sup>参り候趣宜御披露之旨頼置帰候事、

一、十二日、一山寺社方御目見当派方献上物覚

一、老斗入折葛 満堂中惣代 久保坊

一、五斗入折葛 三導師代 法住房

一、献上素麵老貴目折入 竹林院代 福島院

一、葛 代 宝塔院

## 福島院

右之通献上物つり台ニのセ、各侍・草り取召連、四ツ時過桜本坊江参会候事、

一、十三日八ツ半時頃 御門主御使内海恒之進を以被下物左之通、

一、素麵耆折金三百疋 竹林院江

一、金百疋 宝塔院江

右両院名代相勤候ニ付、福島院江参り受取置、則刻御請書相認、御礼ニ参殿、

玄闕取次迄申入置帰候事、

一、素麵耆折 白銀三枚 満堂中江

右惣代久保坊江向参候事、

右御入峰ニ付委細ニ日記可致之所、此節衆中甚以無人数ニ罷在、宝塔院并竹林

院衆中役者福島院老人引請世話致し候故、多用ニ取紛記録向出来不申、荒増

之要用記し置申候得共、猶前後致し見苦御座候半、<sup>〔事カ〕</sup> 此段御断申置候者也、

〔史料9〕 聖護院宮御入峰記

〔表紙〕  
〔文化三年寅年八月

聖護院宮御入峰記

満堂衆徒中

## 第四函43号

文化三寅八月聖護院宮御入峰記

一、聖護院御門主当秋御入峰御修行被為在候間、諸事先格之通御取斗被下候

様御頼之趣、此度役人中方書面を以申来候事、

四月廿七日 学頭代

東南院 延命院 西善院

前坊修理亮 吉田齋宮

先年 聖護院御門主御入峰之節諸国諸参詣差留候由ニ候得共、此度御入峰

中ハ諸参詣苦しからず勝手次第参詣いたさせ可申候筈ニいたし申候、銘と寺  
社方諸檀中も有之有之儀故為御心得此段申達候、以上、

六月廿一日 学頭代

東南院 延命院 西善院 前坊修理亮 吉田齋宮

右触之趣者六月中別ニ両派要用有之、吉水院・喜藏院・桜本坊・持明院等  
出京中吉水院より喜藏院江申入、森御殿役人江被懸合候由ニ御座候事、

一、御入峰用ニ付山上一和尚竹林院方大紋縁之薄縁拾枚・御膝付式枚致用意、

山上江登セ候様申来り相調登セ候事、薄縁拾枚之内式枚ハ大天井茶屋御休  
所用ニ右天井茶屋ニ差置候様一和尚より之申付差置候趣持セ登セ候者申之候

事、御膝付式枚共下山ニ而丈六山峰薬師堂江相用ひ、其後山上江登セ候事、

一、七月下旬之比一山道造り・掃除等丈六山方乃至安禪寺境内ニ至迄学頭代

・両派修理役院相揃無念無之様夫と江申聞有之候事、

一、山下本堂掃除之節、外陣寄進物・額等施主名前書等有之、其外見苦敷物

片付置申させ候事、高位御参詣之砌下輩之名前有之候而者不敬ニ相成候故、

右之通取計之事、

一、七月下旬一山寺社惣代罷出実城寺江会合いたし、御出迎之儀、且又献上

物等糺合諸事申合之儀会合有之候事、

触

聖護院御門主来ル五日越部御泊ニ而六日当山江被遊御駈入候旨 御殿方申来

候間、右之御積りニ而先格之通各御出迎可被成候、已上、

八月三日 学頭代

東南院 延命院 西善院 前坊修理亮 吉田齋宮

一、聖御門主七月廿五日 禁裏御参内被為 濟直様御発興、宇治三室堂江御

成、八月二日迄一七ケ日之間被遊御籠、三日宇治御発興、同日南都江御着、

四日御滞留、五日南都御発興八木御中飯越部御泊、六日同所御発興六田御

成、八月二日迄一七ケ日之間被遊御籠、三日宇治御発興、同日南都江御着、

四日御滞留、五日南都御発興八木御中飯越部御泊、六日同所御発興六田御

小休、夫方当山江被遊御駈入候節、丈六山御出迎ニ者多聞院元覺房、衣鉢者素絹紋白袈裟指貫等着用、侍老人・草履取召連れ先格之通勝福寺井戸道与大道与分れ辻之所迄御出迎申候処、喜藏院御先供ニ而被見江、御門主ニも六田方御步行遊し、頓而御見へ被遊候処、近侍躰之人ニ向ひ当所一之藏王年預多聞院是迄御出迎申上候由言入、手札渡、夫方堂江御案内奉申上候、至極御懇ニ被遊御拜本尊者何れの作と被遊御尋候、行基之作与申伝御座候与奉申上、堂内悉く拝覽遊レ、御直ニ是方峰之薬師江何町そと尋給ふ、多聞院六丁御座候と申上候得者、輿をと被、仰、夫方輿ニ御召被遊候、多聞院ニ者森はつれ迄御送り直様峰之薬師江向帰院候事、

峰薬師堂江者持明院法住房御出迎被申、近習躰之人江向ひ、当所峰薬師年預持明院御出迎申上候旨言入、手札渡し候得者、役人被尋候ニ者、先年御門主ニ者堂内江御上り被遊候事ニ候哉と有之、先例之儀者御輿方御拜被遊候与申入候由、夫方御輿之中方懇ニ御拜御座候、暫御輿之俛被遊御休、御烟艸被為上候由法住房物語之事、頓而御立を伺ひ堂之上手迄奉御送候、午之半刻時分也

一、当派衆中惣代御出迎之儀、為惣代坂中坊恵高房・延命院廓如房、右兩人先格之通関屋迄御出迎、衣鉢者何れも素絹紋白指貫致着用、乗物ニ而供廻り、侍式人・陸尺四人・草履取老人・片挟箱・長柄持・合羽籠老荷 已上拾人也右之通致支度辰之半刻ニ出掛ケ、当時上田屋安兵衛住居候高勝院宅を前日方頼置、是ニ而御待申上候、同日寺僧中方御出迎者御宿坊一老代吉祥院本隆房、衆中為惣代東南院・成就院右兩院也、但し三ヶ院共乗物ニ而供廻、当派惣代之通り社僧方惣代ニ者西善院同乗物ニ而供廻り同断、前坊修理亮者侍老人・供老人召連祢宜惣代ニ御出迎奉申上候、右高勝院宅ニ而当派惣代・社僧惣代・祢宜惣代暫待罷在、尤御駈入之刻限も難斗候得者当派惣代兩院中ニ提重一組用意いたし、社僧ニも同断下辺のもの共ハ独弁壺ツ宛、尤無程空腹ニも相成候間支度いたし候、寺僧中者

関屋権兵衛宅ニ御待上被申候間、使を以申合隠れ松之真向ひニあき屋敷有之、此所ニ一山寺社中惣代片側ニ並ひ奉待候内諸国之先達者御門主方駈入被申候儀余程先江入込被申候、喜藏院者先供ニ而被入込、頓而御門主御輿を相成候程より躊躇いたし居候得者、御用人御手札御渡可被成御披露可申上与被申、手札渡シ候へ者大音ニ而御披露被申上候、其間御輿留り候事

後々為心得書置候、先月御出迎等諸事為申合之儀於実城寺会合之時寺僧方一臘吉水院被申候ニ者、御出迎之節手札之儀者一山惣代皆一紙ニ当方ニ而相認可申与被申、任其意置候処、今般御駈入之砌御先供奉ニ而喜藏院通行之続ニ前鬼之者共絹ニ而頭を包黒き十徳之様成ものを着し、紫之指貫ニ而並行候、扱御出迎之銘と大橋之方を上首と次第ニ並居、一番ニ吉水院代吉祥院手札ヲいたし居、右前鬼之ものへ懇ニ挨拶いたし、其上手札差出シ御披露被下候様申入候得共、前鬼之もの者左様之役前ニ而ハ無之故、断申通抜候、其続江来ル供奉之人江又候御披露被下候様与申手札差出シ候得者、此もの如何相心得候哉、手札受取行過候、其後頓而御露役人被脱被参一通り挨拶いたし手札御出シ被申候節吉祥院絶句いたし先刻くと殊之カ而已申居候、誠ニ外惣代迄及赤面罷在候内、先ニ手札受取通り過候もの心付候哉、急ぎ立帰り役人江相渡、漸々御披露相、相マヤ濟候、誠老人之不調法者一山之恥辱相成候間、向後者ケ様之節者手札銘と所持候儀可然事与被存候者也

一、高勝院宅上田屋安兵衛方ニ待上候内安兵衛京也宜茶又者菓子等懇ニ世話いたし呉候付、当派惣代兩院并西善院為三ヶ院与南鎌三片後日為持遣し候事、

夫より何れも供切れを見合致帰院候、稀なる御入峰故近郷方拝見ニ致登山候もの殊之外群集いたし候事、今日御門主供奉人凡百人程、思之外少く候事、喜藏院供廻り九拾七人与申事ニ候、今日天氣快晴之処八ツ半時分方

雨天ニ候得共 御門主御成後故少も御障ニ不相成御都合宜事共也

触

明七日已刻 御門主御目見被 仰出候之間、先格之通献上物為御持、辰之半刻迄ニ各々御本坊江可被成御出候、已上、

八月六日

学頭代

東南院 成就院 坂中坊 延命院 西善院 前坊修理亮

写

一、八月七日已刻、吉野山一山御対面

一、同 八日已刻、御邊堂

一、同 九日、吉水院江御入

一、同十日辰之刻、御滝詣

一、同十二日安禅江御入、夫方宝塔院江御一宿

以上別紙ニ而学頭代方触来候

一、先刻御達申候、明日 御門主御目見被 仰出候ニ付、一山寺社方惣代方

ハ自分御礼申上候人数書差出可申旨、御役人方被申聞候間、今夜中寺社方

銘々書付可被成、

一、明七日御目見方安禅江御駈入之儀ニ至迄、別紙之通被申聞候間、各御承知

可被成候、已上、

八月六日

学頭代

寺社名当先刻如回章故略之

一、七日如先刻一山寺社御目見相濟候、其外惣年寄兩人・地下人惣代式人・

小路村三人・洞川村惣代式人等也

当派献上物扣

一、藏老斗入折

惣代坂中坊

同断延命院

一、葛老斗入折 山上三導師代多門院

一、上素麵老折 竹林院代持明院

一、葛三升入老折 宝塔院代坂中坊

(献上品図) 此外竹林院并宝塔院献上物準上もの也

右一緒ニ釣台ニ而為持衆中一同ニ御本坊江參り候事衣鉢者何れも素絹紋白指貫着用いたし候事、惣代兩人之供廻り者伴僧・侍・草履取・長柄持・片挟箱等也、外式人之衆者侍・草履取、雨天ゆへ長柄為持候、当派ニ者侍ニ上下着させ候、寺僧方ニ者袴羽織為着候事、

一、御見目之節者 御門主上段江被為成候而、一山銘々者玄闕之奥長間ニ入口之方上臈ニ並居、寺僧方者吉水院、次ニ寺僧惣代東南院・成就院、山上夏一代吉祥院、此外真珠院後住三位卿、次ニ当派之惣代・兩院山上三導師代・竹林院代・宝塔院代、次ニ社僧惣代称宜等、皆々独礼也、尤御目見座席之儀者学頭権僧正代吉水院上段之次之間縁側方三疊目也、次ニ吉水院家二疊目、夫方寺僧・満堂者老畳目也、社僧より以下者縁側ニ薄縁三枚鋪、上方老枚目社僧、二枚目称宜、三枚目惣年寄地下人等也、皆々何れも独礼ニ而御目見相濟、皆々門外迄立出、夫方引かへし玄闕之奥前之座ニ着、先刻者御目見被 仰付難有奉存候之旨御用人江向御礼申入候、然ル処御用人被申候ニハ、只今坊官共貴院方江御目ニ懸り度旨被申候間、御通可被成与有之、寺僧方・満堂方・社僧方ニ至迄毎派ニ奥之佛前之間江案内被申、岩坊法印并雜務法橋兩人被出合、此度者 宮様就御入峰何角預御心配忝存候、万端宜御頼申上候与入念之挨拶被申候、夫方本座江立帰り列座いたし居候処、御用人御勝手ニ御帰院可被成旨被申何れも引取候事、此節喜藏院被申候ニ者延命院御方江鳥渡御尋申度儀御座候由被申候ニ付、坂中坊も同様相殘候、然ル所喜藏院被申候ニ者、貴院方江御尋申上候儀者、於山上笈渡之御作法之時繪之くひ三本程入用儀有之候様承之候、貴派者御存無之候哉、例年八月五日

笈渡山上ニ而御座候時貴派ニ御勤被成候事故、右御内分御尋申候与之儀ニ付、  
 両院返事ニ者、例年八月五日ニ左様之もの入用之儀者覺無御座与申候得者、  
 左候ハ、御門主御入峰之節貴派之御扣等ニ相見不申候哉与被尋候故、其儀  
 者記録之内ニ種々故実書等有之趣ニ候得共篤与覺不申旨返事申候へ者、何卒  
 相知れ候儀ニ御座候ハ、御調へ被下候様与被頼候故其段承知いたし、猶又  
 当派ニも御相談申度儀御座候間乍席得御意候、外之儀ニも無御座、則笈請取  
 方之儀山上ニ和尙之役筋与先輩皆以相心得罷在候故歟、先門様御両代御  
 入峰之砌も既ニ貴派夏一と相互ニ自前之勤筋与申事ニ而、笈渡之節双方江笈  
 御渡無之相滞御座候由、此度者如何被成候御事哉与此段申入候得者、喜蔵  
 院被申候ニ者、手前事者春来方他行旁以何之訳をも不承候、乍然左様之儀  
 者御用人江成共直ニ御尋被成候方可然与被申候故、其時直様御用人伊地知多  
 仲殿江及面会、右之趣相尋申候処、多仲殿被申候ニ者、其義者慥ニ寺僧方ニ  
 被勤候様存候得共、今日者甚以御用多御座候間、篤与相調候上重而御沙汰  
 可申与被申候故、然者宜御頼申上度と申置候事、

一、同時ニ喜蔵院江 御門主御引役銀請取役人差出可申哉、是も乍序御尋申候  
 処、喜蔵院早速役人中江被尋呉、役人被申候ニ者、引役銀之儀者喜蔵院江向  
 ケ差出可申与被申候間其段致承知、喜蔵院江右之趣ニ候間貴院江向役人差遣  
 し候間、左様御承知可被下与申候得者、明八日ニ御勝手ニ御遣可被成旨被申、  
 両院致承知帰院候、尤右引役銀者先例者於美城寺御渡有之候由、福角藤兵  
 衛申居候、且先年之儀父藤兵衛代ニ而先格上下着用いたし罷出候儀ニ親方申  
 伝置候由申居候得共、此度者万事本堂并末社等其外一山社中江先格之御  
 奉納物并御下物等まで喜蔵院江御渡有之、夫々江喜蔵院方被取斗候様御仕向  
 被成候故、御引銀も翌八日ニ同院江請取ニ可差出筈ニ無是非致相義候事、

### 回章

一、今日方十三日迄一山上諸參詣等諸人松明を燈し候儀、町之家ニ江停止相

触申候間、各寺社方諸檀中等も其趣可被成御申聞候、

一、明日本堂勝手宮江 御門主御邊堂之節、銘々役者衆中御出迎等先格之通  
 可被成御取斗候、

一、御門主山内通行之節、寺社方銘々門前之掃除等弥入念可被成御申付候、  
 御門主御通行之節銘々下部之もの共緩怠之儀無之様入念可被成御申付候

八月七日 学頭代

東南院 坂中坊 延命院 西善院 前坊修理亮 吉田齋宮

八日晴天

一、御邊堂已之刻御出門之由ニ而辰之刻方当派番衆坂中坊・持明院衣鉢者素  
 絹紋白指貫着用、侍者上下着セ、草履取等召連、本堂江相詰居候、寺僧方  
 ハ東南院・成就院也、本堂内陣掃除等気を付俵末無之様道心江申付候事并  
 同様子ニ尊者尊等開帳為致置候事、御邊堂前ニ岩本坊権僧正被致參堂、  
 何角被相尋、当派当院之衆堂内之趣御案内申入置候、最早致彼是中御出門  
 前ニ相成候得者、諸參詣本堂江入候事、御邊堂相過候迄者暫之間令停止候、  
 頓而 御門主御輿ニ而、其外権僧正若王子諸先達ニ至迄皆々歩行ニ而、此外  
 諸修験等数多行列嚴重之事共ニ御座候、

一、御門主御出門之時刻者午之半刻ニ王門江御廻り、二天門屋敷江向御登、其  
 時同様子、当派両院石垣之下西之方ニ東向ニ立並居候、寺僧方ハ東之方ニ西  
 向被居候、然ル処大宿始々諸先達中御先供奉之衆石垣之下東側並立被居候、  
 若王子斗ハ西側ニ立被居候 御門主ニ者しらすの真中御通行被遊、しらすは  
 づれ方下らセ給ふ、其時両派之銘々其外皆々蹲踞ス、夫より本堂江為入給  
 ふ、此時両派諸先達中一同ニ付添入堂いたし候、其餘者堂内江不能入事候、  
 御門主正面より内陣江被遊御上り三尊前ニ二畳台設有之、夫より先中尊御  
 拝之節 御門主両之御脇ニ岩本坊権僧正・若王子後ニ喜蔵院以上三人付添内  
 陣江被上候、其外諸先達中者下陣方被致拝候事



一、当派兩院ニ者西之方金縁畳之上方東向ニ相座ス、寺僧方者東方方同斷ニ候、權僧正ニ者先刻当派兩院案内申入置候旨、御門主江被申上候而、至極都合宜御座候、左候而三尊御拜相濟、次ニ不動尊御拜、此時者当派兩院共板間江下り蹲踞ス、夫方行者尊御拜畢而御出堂、兩院ニ者差急き石垣之下御出迎之場所ニ而蹲踞いたし奉見送候、是方勝手社江被遊御參詣候、右本堂相濟兩派共帰院候事、

附り今日 御門主御參堂之節寺僧方下人草履乍持外江出有之候、御出堂之時ニ至りぞうり無之、草履取者外ニ居り候、勿論供廻りニ至迄御出堂後迄者老人も堂内江入不申候故、致方無之、終ニ御見送り不申上候、誠ニ以不外聞之至、且者氣之毒千万之事共ニ候、右様他之非分成事相記し候儀不宜事与存候得共、又重而為心得爰ニ相記ス、多罪ク

右勝手明神江御參詣、直ニ 還御遊し候時刻ハ未之上刻也、誠ニ御邊堂稀之事故、近郷より拝見之輩群集夥敷事ニ候也

一、同日 御門主御引役銀請取之事

(元禄六年・宝曆七年・文化三年ノ御引役之請取狀三通ヲ模写ス)

但し往古此引役銀常先達七人半分御出し被遊候よし、是を段々御断被仰、今ハ常先達三人分御出し相濟候由、古記ニ相見候事、御門主御引役請取書中奉書ニ而認候事、

入峰先達扣

尊滝院 報恩院 建往院 南光坊 円成寺 岩本坊 密乘院 観音院 良学院 十乘院 十玉院 大善院已上本役

養仙院半役 若王子 吉祥院 大聖院 不動院 観音堂 玉林院 東光院 学円坊 観喜院 喜藏院

已上式拾三人 但し若王子方喜藏院迄拾人ハ未先達ニ而引役銀無之、

内 本役拾式人 老入前丁銀百拾匁

半役老入前 丁銀六拾匁

右本山引役之儀先達入峰初入方第四度目半役、五度目方本役請取可申候也  
一、九日 御門主吉水院御坊入、未之刻御出門、御步行直様本堂江御參詣、下陣方御拜、夫方縁御廻り之由二天門屋敷迄御步行石垣下方御乗物ニ而勝手社江御詣ふで、夫より吉水院江御成、御茶菓子斗献シ候由承之候、暫いたし未之半刻斗ニ還御、御步行ニ而本堂經堂之前江向御登り觀世音御拜、夫より東之方石垣御下り二玉門江向還御被費遊候由也、右今日供奉人数御手人斗ニ而凡三拾余之人数候也

一、今日 御門主御沙汰無之本堂江御參詣遊し候故、衆中ニハ一向存不申迎送不申上候段不都合之儀ニ候、以来者御滞留中本堂江番衆中申合老番輩宛相詰可被申候様いたし度候事、

一、同日 宮様方御下物喜藏院江御渡、同院より当派役者江被送候事

一、青銅三貫文 衆徒中江

一、金 式百疋 三導師中江

右為御礼同日坂中坊・延命院衣鉢直綴輪袈裟着用、侍者袴羽織着用、草履取等召連れ御本坊江參上、玄関之次長間江通り候得者御用人伊地知多仲殿被出互ニ相応之挨拶いたし、我々参り候儀不有別儀、先刻者御下物衆中并三導師中江被 下置難有頂戴仕候、為御礼致參上候、御前宜御執成頼上候与申入候得者、御叮嚀之儀委可申上与被申扱今日貴院方江可得御意与兼而存居申候、先日御尋被成候山上ニ而笈渡之儀致穿鑿候、見候処是ハ寺僧方江被仰付候間左様御承知可被成与被申聞其段致承知候、右笈渡之儀御尋申上候も、先門様方相滞何れ江共不相分御座候故、且又当派江御渡被成候ハ、其用意もいたし度旁以前御尋申上置候儀与申入、兩院致帰寺候事、右御下物受取者喜藏院江遣シ候者也、

一、十日 御門主御滝詣、辰之刻御出門、御步行ニ而子守明神・金精明神江御

社參、此所ニ而しばらく御小休、夫よりにしツこ江御通行、安禪江ハ御參詣不被遊候、此時宝塔院茶屋之前迄御出迎申上候、先格ニ而候宝塔院ニ者在府留守中ニ付坂中坊被致代勤候、衣鉢素絹紋白着用、伴僧直綴輪袈裟させ、侍者上下着七草履取等召連候事、

一、寺僧方ニ者大滝ニ而提重献上被申候、是も一臈賄ニ而三位卿乗物ニ而被參候、侍老人・片挾箱・長柄持等并草履取召連被行候、今日 御門主供奉人百五拾人餘ニ御座候、今日雨天ニ候得共始終御歩行遊し候由、還御未五ツ時ニ相成候、竹林院并喜藏院ニ者為御馳走門前江高張挑燈出し候由是も先格之事与承之候也

一、十一日御休日

回文

宮様今日早昼飯被為濟、直ニ御出門ニ而子守宮・金精明神・安禪江御遠堂被遊御駈入候

八月十二日

学頭代

一、十二日 御門主御出門、午之刻御歩行世尊寺・子守宮江御參詣、是方御乗物ニ而金精明神・けぬけの塔江被遊御參詣候、此時寺僧方吉祥院二ノ鳥居迄御出迎并御送りハ明神之横垣根まで出被申候、同刻宝塔院代坂中坊衣鉢供廻りも十日之通りニ而金精明神森はづれ迄御出迎申上、直様付添相登り候、夫方宝塔院江御成、実城寺方持參候御提重御開遊し、先達中其外供奉人末と迄独弁等相濟候得者、列を揃 宮様御遠堂御作法堂内土間ニ而暫御座候、相畢而中尊御拜、役行者如意尼御拜相濟被遊還御候、右御遠堂前ニ三尊為致開帳置候事、御參堂之間坂中坊本堂如意尼之方畳之上ニ扣居候、御門主ニ者土間方御拜候、

一、諸先達中ニ者 宮様御遠堂被為 濟候恐悦申上、直様宿所江被下山セ候、此内致止宿候先達者岩本院権僧正・良学院・円成寺并引導山伏等也、御手

人者不残止宿候、人数百六七拾人斗也、扱又喜藏院取次ニ而御目見被 仰付候由被申聞、坂中坊用意いたし直様御目見江相濟候、将又喜藏院取次ニ而御備物・開帳料并御下物被致持參、坂中坊受取、直様御請書差出申候、喜藏院者夫方被致帰寺候、時刻者暮方ニ候、今日者大雨ニ而皆と被困氣之毒至候、委細宝塔院記録ニ有之候故略之云々、

一、十三日 御門主山上江御登山、あけ六ツ時供奉人相揃、夫方 宮様本堂ニ而御読経御拜畢而四方正面堂并廻り之末社・苔清水・西行庵迄坂中坊御案内申上、夫方直様御出門被遊候、同院者山上伏拜迄奉御送候畢、

十日回章書落記之

明後十二日 御門主安禪江御駈入宝塔院ニ而御一宿、十三日山上小笹江被遊御駈入候筈ニ御座候、夫ニ付十三日者諸參詣并山上坊中荷物等ニ洞川村廻りニいたし山上方下り候、諸參詣并坊中荷物等右洞辻方之峰通り下向いたす間敷事、一、御門主山上御駈入之時刻前々山上御駈入被為在候迄者諸參詣并山上坊中荷物等洞川廻り下向も不相成事、右之趣先達而 森御殿江御掛合相濟御座候、尤其節役人差登セ可申候へ共、山上坊中諸參詣并荷物等江も心得違無之様御念入可被成御申聞候、以上

八月十日

学頭代

山上六坊名前也

是方奥山上之扣一和尚竹林院記写之

一、七月下旬方追と洞辻茶屋方上并龍之馬場・辰之口之等為致道造候事

一、大天井茶屋 御門主御休足所用薄縁上式枚下四枚、たらひ・手水桶用意之事、

一、本堂下陣ニ諸參詣方奉納候額平人之名前相記シ御門主御通行之上ニ掛置候儀、恐多儀ニ付下山本堂下陳正面通額悉下し候由ニ候得者、山上も同様ニ取

斗可然哉ニ付、表通り并外陳正面通り下し為申候事、

一、十一日堂内掃除相濟、正面ニ二疊台御ひさ付等設之置、行者尊前ニ者御ひさ付斗設之置、尤大紋縁之上敷正面并行者尊御休足所等之致用意、其外燭台・手燭・手水桶・たらひ用意之事、

一、十二日 御門主御駈入之節峰通下り候儀人留メ回章ニ和尚方被触候由、下山之扣ニ委細有之故略之、

一、同日雨天、持明院法住房登山有之候事、

一、十三日八ツ時比、竹林院江東南院被參、今日洞川廻リニ而登山いたし候本了房儀者 御門主江御中飯大天井ニ而差上、夫方登山之積り御座候処尔今登山無之旨被致物語、猶又被申聞候ニ者、本堂江幕張申度存、桜之紋之幕張張致持參候得共、表江張候而ハ老張不足ニ候間、貴院ニ有之間敷哉之旨被申聞候ニ付、当方ニ餘慶も無御座故若御休足所ニ而も取繕置候へ者幕入用ニ候間寺僧方方為御登セ有之候様致し度存候旨、兼而延命院江咄置候事ニ御座候、老張御持參候ハ、夫ニ而可然旨申入候、且北向行者尊 御門主被遊御拜候義も可有之候間前立之行者尊跡取片付置可然旨嚙被申候事、猶また東南院其刻被申候者、 御門主今日妙覺門之下ニ而笈渡之御作法之節笈掛之くひ老本并槌入用ニ御座候、是等之儀者御用意御座候哉之旨被申候ニ付、其儀者先日方御仲間方御申聞之趣ニ而者寺僧方ニ笈御受取被成候先格ニ御座候ハ、其御仲間之御取斗向敷与存候、勿論当派方取斗置候記録も相見へ不申候故、用意いたし不申候旨申入候処、左候ハ、当方ニ而可致用意旨ニ而本堂材木小屋ニ作事罷在候、大工金藏江被申付候事、

一、同日雨天八ツ時半時比、角之坊内嘉兵衛洞辻茶屋迄差遣置、 御門主洞辻迄御着候ハ、直ニ罷帰り候様申聞遣シ候処、七ツ過御着之趣ニ而罷帰り候ニ付各素絹紋白着用、尤雨天故草鞋掛ニ而竹林院ハ侍兩人袴羽織片挟箱持・草履取召連大雨ゆへ鐘掛八大童子之所迄御出迎申上候、手札ニ

### 山上御宿坊

一和尚  
竹林院

右之通相認候、等覺門迄御出迎之人數并手札

山上二和尚

角之坊

代  
春真房

同寺中惣代  
覺榮房

右何れも侍・草履取召連合羽がけニ而參り暫相待罷在候処雨天故各合羽着用ニ而近習躰之人難相分、追々登山之衆中江 御門主無程御登被遊候敷相尋候内是江御登山之旨被申候故、早々手札差出シ致躊躇候内ニ、御門主御通り抜ケ被遊候故跡より御付申參、竹林院ニ者小松坂方出抜先江廻り候而竹林院門前ニ見合罷在候処、辰之口江御越之御様子共相見へ不申候故、夫方大黒石之下橋之際迄御出迎申上、御成門之内まで御案内申上候事、

但シ 御門主ニ者飛色之雨合羽・青しつ之あじろ加賀笠与申様之御かさ  
・白之御脚半わらし御召被遊候事、

一、同日七ツ時、御近習之内森山左内・陌間玄番兩人竹林院江被罷越、御殿之案内被相尋、 御門主御洗足之湯等用意被申候事、 御門主暫御休足被為在、先例之通御參堂、笈渡等御作法有之儀与各相心得、春真房・覺榮房・法住房本堂江相詰メ罷在候処、彼是余程隙取御座候上、南光坊先達竹林院へ被申聞候ニ者、 御門主ニも今日ハ雨天ニ而甚た草臥之御様子ニ付、先例無御座候得共被為遊御一宿度思召ニ候、此段如何可有之哉、若被遊御一宿候ハ、辰之口御參堂御作法向も明日ニ被遊御勤候、則差支も有之間敷哉、私方致御入魂見候様被 仰付候間、如何可有之哉、此旨被申聞候ニ付、竹林院被申入候ニ者、御作法之儀明日ニ相成候共本堂ニおみて差支之儀無御座奉存候、且 御門主様御草臥候ニ付被遊御一宿度旨承知仕候、乍去御一宿之儀先例無御座儀故其用意不仕、勿論纜之ものニ而も不相調場所ニ御座候得

者被遊御一宿候とも仕様も無御座、御不自由之段如何可有御座哉之旨申入候処、其儀者随分御尤ニ存候、御門主ニも御覚語〔悟〕之御事ニ御座候旨被申候、左候ハ、御供廻り之儀者如何之御積リニ御座候哉、多人敷之儀故休所も無之旨申候処、御供廻り之儀ハ小笹江引取、明朝御迎ニ参り候様取斗可致旨被申、近習衆都合上分拾式人并供廻り拾七人各々名前相記シ、外様辻周藏殿方被相渡候、

一、御門主御夕飯二汁五菜御吸物御酒御肴二種、次壺汁三菜肴二種四拾五人分、下通百五拾人分一汁式菜酒なし、御門主御膳相濟、御目見之儀近習衆江申入候処被致承知御窺之上御沙汰可申旨ニ付暫相待罷在候処、無程被申聞候ニ者先例者今晚に御対顔被、仰出候儀ニ候へ共今晚逗留之御事故明朝御目見可被、仰出との義ニ御座候間、左様御心得可被成之旨被申聞候事

一、十四日御朝飯、御門主御料理一汁三菜御酒無之御膳相濟、辻周藏殿竹林院江被申聞候ニ者無程御目見被、仰出候間御手札御差出可被成旨ニ付一和尚竹林院、二和尚角之坊代春真房、寺中惣代覚榮房右之通相認差出し暫有之、坊官小野沢宮内卿竹林院対面之處、夜前より段々御心配之儀与存候、何角御叮嚀之御儀、御上ニも御満足之御事ニ御座候旨被申、猶〔口〕今、御目見被仰出候間是江御通可被成由ニ而竹林院方順席ニ、御目見相濟候、無程、御出門竹林院ニ者、御成門之外江蹲踞いたし礼す、竹林院より直々御門主辰之口江御越ニ而夫より本堂妙覚門ニ而笈渡之御作法相濟、御門主わらし御ぬき遊し正面方被為入内陣江二畳台ニ而諸先達与御同音ニ御誦經相濟、行者尊御拜有之畢、正面より出御、小笹江御駈入被遊候、竹林院始花小屋之前ニ而御見送奉申候、但し持明院・法住房儀堂内莊嚴廻り等万端為心添被相詰候事同日中飯後各支度候而竹林院江寄合、御門主御機嫌能御駈入之御祝儀ニ小笹へ罷越候供廻りハ各侍老草履取也、尤竹林院ハ侍式人伴偕挾箱持等被召連中宿大仙院方江立寄大仙案内ニ而竹林院方之伴僧相添高野宿御殿江参上、

三道師中参上仕候旨為致案内候処伊地知田仲殿面会ニ而御玄関之奥、則御殿ニ而間敷も無御座、役人共宿所不相当甚以致混雜罷在候間、御台所ニ役人罷在之間是江御出被下間敷哉之旨被申聞候ニ付各御台所江罷出、則伊地知多仲殿面会、御門主無滞御駈入御祝儀ニ参上仕候旨申上候、一通相濟候上竹林院手札致口上書差出し候ニ者、

口上

山上後入道之儀先例一和尚竹林院御案内仕候儀ニ御座候、右ニ付御伺奉申上候上ハ、天気も能候ハ、十五日、御門主様天川江、御成之節後邊道被為成候哉、又者十六日天川方還御之節ニ候哉、此段御内分御役人中迄御伺申上候間、宜御沙汰可被下候、已上、

八月十四日  
山上二和尚  
竹林院

右手札伊地知多仲殿江相渡、何角申入各致退出候、自夫南光坊・岩本坊宿へも見舞、無程護摩始り候様子ニ付、理源大師堂之下ニ暫休らひ、七ツ時過帰り候事、但シ小笹往來空衣にて素絹紋白着用候事、尤手札者、御目見へ之節之通、

一、十五日、御門主天川江、御成ニ付、小笹朝五ツ時御出門之趣、且後行場今日被遊候由ニ付、其段竹林院江可致沙汰旨奥宿預り東南院へ向申来候由ニ而穀屋奥宿方竹林院へ被申越候ニ付、竹林院伴僧・侍・草履取召連、外衆中ハ草履取斗ニ而本堂へ相詰メ、御休息所御煙艸盆御条御手水又御洗足等之致用意候処、無程、御成ニ付小笹口迄各御出迎申上候処、本堂江ハ御参詣無之、直ニ奥宿江被遊入御候、竹林院奥宿之門前江参り居候処、辻周藏殿出合候故、御門主今日後邊堂被遊候由為御案内罷出候旨申入、御門主様暫御休息可被遊、左候ハ、間合も可有之故差扣可申旨申置、桜本坊江参り見合罷有候、於奥宿者、御門主江温飴差上、御次之衆江も同断之事、下部者握食ニにしめと相見へ候、暫々有之、竹林院様伴僧本山方触頭武州大聖院江面

会候而、御門主様後行場ハ被為 成候儀相尋候処、後行場之儀品ニより御名代ニ可相成儀も御座候哉、未相決旨申候ニ付、其旨竹林院伴僧申候ゆへ、左候得者相決候上御沙汰可有之義と存見合罷在候処、無程本堂江相詰居候覺榮房、桜本坊江被帰、名代ニ而南光坊先達報恩院後達道相濟、本堂江參詣相濟候旨被申候ニ付、奥宿へ竹林院参り被申、先日小篠ニ而面会候伊地知<sup>イヂチ</sup>田仲殿江出合候故、今日 御門主後入道被遊候趣被 仰出候ニ付御案内可仕と支度仕罷在候処、御名代ニ而為御濟可被遊趣ニ候得者、竹林院ニ者引取可申旨申入候処、田仲殿被申ニ者、私儀小篠表何角取片付居、漸只今罷越候趣咄被申候事、

但し今朝喜藏院方竹林院江被申越候ニ者、今日御門主鐘掛江可被為 成ニ付御腰掛ケ入用御座候、此方方持参可申哉之旨申来候ニ付、当方ニ用意候間差出置可申旨致返事、本堂有合床机沓脚・上敷一枚・御手水桶、六坊人足を以為持遣候事、

御門主十五日洞川龍泉寺御逗留、十六日天川御泊り、還御之節又龍泉寺御泊りニ而、十八日九ツ時頃ニ山上穀屋奥宿江被為入候、夫方竹林院春真房・覺榮房各本堂江相詰罷在候所、喜藏院被参、今日北向之行者尊 御門主御拜被成度御沙汰ニ御座候間宜御取斗被成度旨被申候由、其段慈海房参り申候故、早速行者尊内ニ陣取片付置、上敷為敷、蠟燭香花等相備へ用意候処、御門主龍之馬場江被為 成候而涌出嶽方御下り本堂江被為入候而、権現御拜畢而、北向行者尊内ニ陳江竹林院御案内奉申上候処、御拜御焼香被遊候而正面江御出、当時普請ニ付行者尊飯御還座有之候方へ御拜被為 在、正面方御下り釣鐘被遊御覽小篠江還御被遊候、各院花小屋前迄奉御見送り候也、

一、下山役者延命院方申来候趣有之ニ付、小篠喜藏院江懸合候書状左之通、  
尚々委細之儀者使僧へ口上ニ申聞候間、宜御承知可被下候以上、  
一簡致啓上候、弥御安康ニ被成御山籠珍重之御儀ニ奉賀候、然者去ル八日下

山本堂被遊御遠堂候由、然処先年□下山本堂 藏王権現三尊江御戸錢三貫文 御門主方御納有之、正大先達中方ハ悉百文宛同断、役行者尊江御戸錢貳百文御門主方御納、正大先達中方百文宛、右之外御門主方三百文、御床置料右之通先年記録ニ相見へ申候、此度ハ其御取斗無御座段如何御事哉、諸事先年之通御取斗可被遊之旨被仰出候との御趣、先達而致承知罷在候処、是等之儀者如何之御事哉、此段貴院江御尋可申様ニと下山役院方申来候、且又十三日山上野院方へ右先例之通被為 御入在候御事ニ候得者是又如先規御宿礼銀三枚其外同行衆五拾文宛同断、本堂 藏王権現江壹貫文、行者尊へ五百文、後達道御引錢五百文、右之通山上御駈入之節御取斗向之様古記ニ相見へ□候処、未何等之御沙汰も無御座候間、右下山役院方申越候趣并山上ニ而之御取斗向等先例ニ違候様奉存候、此段乍御苦勞 御殿之御振合御聞合被下度、尤何事も如先例諸事相濟候様いたし度奉存候間、宜御頼申候、右得貴慮度早と如此御座候、以上

八月十八日 竹林院

小篠ニ而喜藏院

右之通使札を以喜藏院江尋合候処、下山本堂江之御納もの三品此方江預り置申候、下山ニ而甚世話敷有之候故、東南院江申置致登山候、是ハ拙僧無念之由被申居候由、且正大先達中之開帳錢之儀者、節相納候ものも有之由、大方ハ不納儀与奉存候、是ハ三宿之役所ニ而取集差出候筈ニ候間、三宿円城寺江可申入旨被申越候、猶又山上ニ而之御宿礼等之儀何方ニ而御認有之候儀哉、乍併相滞候義者無之筈、役人之不念ニ而可有之、猶此方方役人中江可申入旨、是又使僧へ被申越候、然処同日無程喜藏院に先ニ為持御遣不殘左之通請取候事、

覚

一、壹貫貳百文 但シ衆中納敷 藏王権現御宝前

一、五百文 右同断 行者尊御開帳料

一、壹貫五百文 但し竹林院取納 御門主御坊入

一、白銀三枚 右同断 同御宿礼

一、八貫五百文 右同断 同御内衆坊入百七拾人分

一、五百文 時之二和尚納之 同後邊堂御役錢

一、六百元 但し衆中取納 山上番奥料

右之通從 御門主様被為 下置難有頂戴仕候、此段宜御披露可被下候、為念如此御座候、以上、

文化三年八月十八日 山上一和尚竹林院印

喜藏院先達

覚

一、金五百疋

右者此度 御門主様臨時ニ御一宿ニ付為 御挨拶被下置、難有頂戴仕候、

此段宜御披露可被下候、為念如斯御座候、以上、

文化三年八月十八日 山上御宿坊 竹林院印

喜藏院先達

右之通中奉書半切ニ而相認候事

右喜藏院持參候節、竹林院本堂江相詰留主ニ付被申置候ニ者、此間者 御門主臨時之御一宿ニ候処、何角御停寧<sup>〔丁〕</sup>之趣、御門主様始御付之衆大ニ悦之御事ニ御座候而、野院ニおゐても致大慶候、此段御院主江宜御申入可被下旨被申置候との事、

一、御門主山上ニ而御逗留之儀御先例無之義ニ而何之用意も無之処、俄ニ御一宿ニ相成御不自由ニ被為 在候段御氣之毒ニ奉存候儀者御休之比御近習衆方竹林院江申聞候ニハ、御上被遊御休候廻リ江屏風片シ御出し被下度、表方風入御寒被為 在候御様子ニ御座候旨被申聞候ゆへ、当山ニ者屏風常ニ入用無

御座候故、何れニも用意無御座、乍去先例十五日ニ 御門主様穀屋奥宿ニ被

為入候御事故此方ニ而も用意可有之哉尋ニ遣し可申之旨申入、直ニ奥宿へ人

遣し候処、屏風用意無之旨ニ付、其段御断申上候、猶又堅炭もされ奥宿ニ而

借用候事、右之仕合ニ而 御門主様御不自由ニ思召候段奉恐居候処、差上候

御膳之飯至極出来宜敷思召、京都以来之飯と被 仰、前日下山方之御弁当

御飯甚出来不自由ニ而一向不被為 召上御空腹被為在、最早小籩ニ近候得共

飯少と弁当江入持參申度、小籩ニ而もケ様出来宜飯者無覺束被為 思召之由ニ而、前日之御弁当御下ケ詰替差上候由之事、

一、廿日 御門主川上和田江御成、翌廿一日還御、

一、同日竹林院春真房・覚榮房同道ニ而小籩江御暇乞ニ參り候、尤侍老人召連

候、折節右和田江被為 成候、 御殿御留主居柴田左中殿江申入置候、猶別

ニ御断申上候者先年者廿二日ニ御暇乞ニ參り候様子ニ古記ニ相見へ候得共、此度者寺役用ニ差支候故、今日参上仕候段御断申上候事

山上一和尚竹林院

同二和尚角之坊

手札

代春真房

同寺中惣代覚榮房

右 御殿相濟喜藏院宿江參り候処、和田江御供被 仰付候由ニハ、留主居へ申置候者、先日方何角御院主御世話相成候趣一礼申述、且又 御門主様方被下置候品と御請書持參申候間、御院主江渡シ可被給旨頼置儀候事

一、廿三日四ツ時過、喜藏院小籩方駈出、本堂ニ而竹林院出會、何角諸事無滞相濟候段致大慶候旨互致挨拶、且喜藏院被申候者先日ハ御停寧<sup>〔丁〕</sup>ニ御受取書被遣、則御殿江差出候旨被申聞、猶又慈海房を以先達而被申聞候、先達中山上山下とも開帳錢之儀円成寺江申入置候事ニ御座候得共、如何致し候哉、其後不存趣被申候事、

一、廿三日寅ノ刻 御門主小篠御駈出被遊、奥通候由ニ候事

一、先日十三日御門主御出迎之節寺僧方夏一東南院・寺僧惣代本了房、先例者等覺門迄ニ候処、此度者鐘掛迄被罷出候事、

一、当年者御入峰御座候間、例年之八月会之護摩修行 御門主御入峯之節江延候歟与存候処、例年之通先達式頭程小篠江被駈入修行有之候事

御入峯諸向大都如斯、為後鑑染筆留置者也

坂中坊現住  
覺山

〈史料10〉 聖護院門主入峰之諸事控

第四函63号 図7

天保十亥年

聖護院御門主御入峰之諸事扣

一、五月十二日回文左之通

示談申度義有之候間、今七ツ時各院用部屋野院江向御差出可被成候、

以上、

(五九)  
□月十二日 二和尚

角之院

六坊御中

七ツ時各院用部屋役之もの相揃候故申聞候義ハ、当年 聖門様御入峰ニ付道筋掃除并道造り等餘程人足等も相掛可申候間、後之例ニハ相成間敷候得共、近年打続不參詣旁以時節柄之事故、人足老人ニ付式匆ツ、餘内可申、就而ハ平日之人足之心得ニ而ハ不宜、随分出情之上如才無之様致度、此段急度御申渡之義尤ニ存候、乍去右式匆之内、八分ハ其自院ヘ飯料ニ相納、残壹匆式分を木仕ヘ遣様一統ニ被致度、其之上朝飯迄山ヘ壹度可參、是義ハ差免し可申、左候ハ、平日山行并ニ相成候得者、随分出

情相働候<sup>(逆カ)</sup>不苦義ニ存候、常例之人足之様朝□休永く候而ハ一向不相濟

候得者、篤与被申聞可然存候之旨申聞候得者、誠ニ左様被成遣候ハ、人足ニ出候木仕も山行同様相成候得者、一同大悦ニ可奉存候、尚又急度夫ニ可申聞由各申ニ付、左候ハ、可然取斗可被致旨一同ヘ申聞候事、

十三日 晴天、竹林院一乘・角之坊頼賀宝持坊大暢并大工善兵衛召連候而、竹林坂方鐘掛道荊小家且見分ニ參候、帰掛小松坂方橋立国見割岩等辺方龍之馬場小笠道、俗ニ言鬼之頭ケハイ宿迄見分ニ參り候事、右鬼之頭ハ山上小笠支配境ニ御座候故也、

十五日 右人数ニ而後行場見分之事、

十八日 本堂天井張ニ付、天井棒等掃除之ため人足相触候回文左之通、

明早朝本堂江向各院人足老人ツ、御差出可被成候、以上、

五月十七日 二和尚  
角之坊

六坊御中

尚先例ニ有之通、正面通奉納額不残為下候事、但行者尊前ハ其候、只正面御通行上ニ相成候之分為下候也、下山本堂ハ不残為下候申承  
知いたし候事、

六月十日 昨日尾張黒鋏三人連登山いたし候得者、宝持坊一和尚代・心善院憲乘二和尚代両院後行帰見分之上、黒鋏ヘ道直し被申付候由也、

廿六日 角之坊登山いたし候、過日方黒鋏兩人小松院ニ罷在候而、兩人式匆ツ、辰之口道造り同院被申付候由、去廿四日方角之坊罷越、両界石之石垣并道石段土置等同院井戸辺方土取置候事、

廿八日 回文左之通、

明早朝拙院江向人足老人ツ、各院御差出可被成候、以上、

六月十八日 二和尚

六坊御中

廿九日 人足共へ兩界石坂道造りニ付、クタ木同院上岸ニ而為切候事、昼後同  
処へ土持為致候也、其節子守上石橋を黒鋏兩人ニ為直候事、

七月朔日 黒鋏共人足等兩界石坂土置等為致候事、

二日 黒鋏人足等へ申付、昼後等覺門之辺道造為致候事、

三日 黒鋏下向、天井御休足処地面為致候事、但し右地面ハ向木屋之上辺、  
少し平地之処、尤行者尊之後也、

四日 昨日人足兩界石之下タダ木等いれさせ、又今日昼迄同処いたし、昼後  
竹林坂はしご為致替候事、

五日 同処はしご昼迄相済、昼後小松坂為直候事、各見分ニ参り候事、

七日 昼七ツ時過方拙院義ハ夏一真珠院御影堂散錢盜取候ニ付、下山いたし  
候、

九日 十日 十一日 鐘掛辺道造り候由承知、

十四日 拙院登山候事

本堂用意物扣

一、手燭 一、手水桶 一、手盥

一、足桶 一、薄縁六枚 尤大紋 一、御ヒザ付式枚 大紋

天井御休足所用意物

一、手水鉢 一、手盥 一、足盥

一、柄杓カイゲ 一、薄縁式枚 但大紋 一、同式枚 黒縁

右之通各用意候事

廿四日 大工善兵衛・同理助兩人大天井へ差向、宮様御休息所為出来候、  
面左之通、

面左之通、

(図アリ、巻頭図版7-2参照)

右之通申付候事、尤諸用木ハ近辺ニ而大工ニ申付為切候事、杉皮松竹等ハ

下山方為登候也、

廿九日 昨日人足相触置小笠道并龍馬場辰之口等之道造り為致事、  
三十日 登り岩草茹為致事、

八月八日 峰中回文相認候事ハ

来ル十一日 聖護院宮様宝塔院御一宿、翌十二日峰通り御駈入被為

在候間、各茶屋上下壺丁余之処、入念掃除可被致候、且 御門主御通  
行之砌、同雇之者共ニ到迄無礼緩急之義無之候、急度崇敬可有之候、右  
之通皆可相守候、以上、

八月八日 山上二和尙 角之坊

洞辻茶屋

今宿茶屋

蛇原茶屋

基磐石茶屋

大天井茶屋

百丁茶屋

足摺茶屋

森屋茶屋

中久保茶屋

安禪茶屋

右加點順達留方早と返却可有之候、

六坊廻文左之通

来十一日 聖護院御門主宝塔院御一宿、翌十二日峰通り御駈入被為

在候間、各院門前并〔碑カ〕伝場等之支配処ニ〔至カ〕迄入念掃除御申付置、且

御門主御通行之節、銘と下部之者共緩急之義無之様御申付可被成候、以

上、

八月八日 二和尙 角之坊



## 六坊御中

明早朝本堂為掃除人足老々人ツ、各院御差出可被成候、尤御入峰相濟候迄、ハ臨時人足相触候義も可有之候、是又兼而御承知可被成候、以上、

八月八日 二和尚

## 六坊御中

九日 本堂人足ハ正面釣燈籠不残、并岩組方奉納金幔花幔等本尊両脇釣燈籠横脇見苦數十二燈、又正面通ニ有之奉納額、鐘分通道上ニ有之古額、不残下し直掃除申付候、庭之常香盤ハ其日片脇へ少し為寄置候而相濟候事、行者御前ニ而ハ金水引同花幡手水手拭掛等見苦數品々、隔々迄不残被片付、後堂方内陣不残掃除之事、

今日二和尚代竹林院安禪方上峰中道見分ニ而被登候事、是ハ前日拙院方頼置候事、

本堂用大紋薄縁六枚到着候事、

各訳ハ正面 御拝所式枚、行者御前老枚、 仮籠御休息所用式枚、鐘掛御休床木へ用意老枚合六枚、其外式置台御付式枚到着、是訳ハ正面太布はづし、常薄縁之上ニ大紋薄縁式枚布、其上ニ式置台を布、尤大紋縁也、其真中へ御ひさ付布候也、行者御前壇之向戸張之前へ常薄縁式枚布、是上ニ大紋薄縁中へ老枚布、其上御ひさ付布、仮籠御休息所ハ常之薄縁之上大紋式枚斗、今日大天井へ手水たらひ・手桶・足盥合三ツ拙院召遣候ものへ為登遣候事、外常薄縁四枚・大紋薄縁式枚、小松院方為持被遣候、十日 本堂人足外陣戸平并柱等一々湯ニ而為洗候事、竹林院下橋子之手摺大工ニ申付為拵候事、

十一日 本堂前方道筋掃除、竹林院前之川之下橋之辺蘆草沢山ニ相成候故、人足等ニ申付もみの枝檜枝等ニ而為覆候事、辰之口ニ竹林院方桶遣有之候を同院方為取直、谷側餘見苦數候俣寸口垣為致候也、

今早朝道茹人足兩人安禪迄相下シ道路掃除勿論之事、翌十二日 御門主御登臨之老式丁斗先ニ立掃除并敬固致可登旨、昨日道茹請負之もの召寄せ申付置候、

今晚方竹林院方拙寺呼ニ參候故、早速参り候処、献立認可具様被申候故、

其献立書様等相調罷在候折柄、下山役者坂中坊方急用書到来、左之通、

一筆致啓上候、秋冷相催候処、弥御安康御山務可被成候、珍重ニ奉存候、然ハ昨日七ツ頃学頭所方呼ニ參候故、野院罷越候所成就院面会被申述候ニハ、先達方御示談御座候筈渡し義先格之通也、 宮様之御筈ハ寺僧夏一へ御渡ニ相成、則御筈料迄請取候様、左様御承知可被成候、尤毎歳之大宿之筈ハ貴派ニ而是迄通御勤可被成旨申述候故、只今御演説ハ貴院之さし簡ニ御座候哉而相尋候処、尤左様与被申候、此義ハ先達而方六角小木方へ掛合候訳も御座候へ者、此旨山上導師中へ及沙汰候、山上ニ而御掛合可申段申入置帰院いたし候間、其御院ニ而乍御面倒宜御掛合可被下候様奉頼候、勿論喜藏院へも一応申入置度与存参り候所、殊之外取込故、面会空敷被帰候間、此段左様御承知可被下候、則下山諸般大部無滞相勤、今日勝手明神迄御見送り申上候而相濟候間、此段御安意可被下候、右申上度如斯御座候、艸々、以上

八月十一日

下山役者

坂中坊

山上二和尚  
角之坊様

右之通夕飯過拙寺竹林院ニ罷在候節申来候処、拙院義同院之用事等有之候故、即紙面等持参之上、小松院罷越持明院へ面会申談候者、寺僧方成就院登山有之候ハ、其方へ懸合いたし可然、無左候ハ、貴院東南院へ御成何角宜御掛合被成度旨頼置候事、従夫拙寺ハ直様引取候事、

十二日 中飯後各院仕度いたし、竹林院へ相揃候人数ハ一和尚小松院、二和尚角之坊、寺中惣代慈明坊各若党草履取召連参、御対顔之様子等為なら

し置候、遠見之為相知罷在候由、法螺之音相聞候故相尋合候所、若王寺洞川方登山之由承之、角之坊方遠見として岩古今宿迄差遣置候、注進有之、竹林院ハ金掛迄御出迎被申上候、尤金剛童子少シ下之少々平地之所迄之由ニ承知いたし候、手札左之通、

待草履取斗、  
御宿坊  
竹林院

外寺院ハ等学門迄御出迎申上候、即名札左ニ

各々雨天故雨合羽ニ  
山上一和尚  
小松院

檜小笠用意致候事

同二和尚  
角之坊  
同寺中惣代  
慈潤房

右之通相調一和尚持參被致候事、尤等学門東側ニ一二三与下之、岩角方三人相弁候而、御門主方半町斗先ニ被參候人手□御渡与有之候故相渡置候、無程喜藏院参り被申候ハ、各手札如何与との事ニ候故、先刻御渡申置候旨相答候内、御門主御登臨被遊候故、各躊躇いたし御迎奉申上候、直様 宮様之御跡ニ随帰院候、竹林院義ハ先刻御迎申上候節、手札南光坊へ相渡候而、 宮様鐘掛御行被遊候趣ニ而外先達等行いたし居候を御上覽之内御暇申上被引取候事ニ承知仕候、

寺僧方も同様等覚門迄御出迎、成就院宝勝院被罷出候、夏一ハ成就院之様ニ相見候、併手札等一見不致候得者委曲不存、乍去東南院御宿坊ニ候得共今日ハ御出迎不申訳ハ、今日ハ竹林院へ御入候事故ニ御座候由、  
八ツ半頃ニ各帰院、拙院事ハ茶漬給候而、本堂見分ニ参、外陣へ御手水桶・御手拭ハ手掛拭掛ケ正面左之石壇之角へ出置候、是ハ平手水鉢之少東、夫方勸進所へ御洗足たらひ拭等用意いたし置候、又銅屋へ御足之湯等申付置候、扱正面内陣ハ兼前布はづし有之候故、常薄縁之上ニ大紋縁り式畳相布、其上ニ式畳台、其上ニ御ひざ付、尤各大紋へりなり、佛壇莊嚴向見苦敷品釣燈籠等ハ兼而下し置候事、金之台共ハ撫佛之真後ニ□付置候、

後堂ハ勿論、先広ニ取□付掃除申付候事、尊祖御前ハ護摩壇之内戸張之前ニ常薄縁式畳相布、其上ニ大紋縁老枚、其上ニ御ひざ付設置候、蠟燭燈明等随分明く為挑候事、飯籠ニ御休息所設置候事ハ若内陣へ被為上候節之用意也、是ハ常薄縁之上ニ大紋薄縁式枚為布置候也、又同処ニ 御烟葉粉盆用意候、是ハ竹林院ニ而被相用候分を借用、白木三宝ニ奉書老枚相敷有之、小火鉢竹之筒等也、菓子ハ五匁位羊羹ニ重く□台ニ奉書三角形ニ折敷積候事、是等之銅屋ニ差遣置候事、万事配心いたし置帰院候事、然共夜前持明院へ箱渡云々、寺僧方へ引合之義頼置候事故、御対顔迄与心掛ケ小松院迄出掛候処、持明院被申候ニハ、昨夜東南院へ面会云々申入候処、同院申ニ者何分先例之通 宮様方御頼有之候而、笈掛料も御請取申上候間、是非共当派ニ而相務可申との義ニ御座候得共、彼是余程之間申居候得共、何分一派相堅候事故強氣而已申居候故、無是非其俣ニ而引取、先刻穀屋坊へ参本山当役不動院へ面会、笈渡之義ハ先例一和尚之役義ニ御座候得者、一和尚へ御渡被下度、且寺僧方ニハ夏一之役義与申立、最早笈掛料も申請候様子ニ候得とも、元来宝曆度之節一和尚代持明院・寺僧方宝勝院兩人請取ニ罷出候処、双方へ御渡無之、然ニ文化度之節ニハ宮様着ハ可然取つくらひ候哉、寺僧方強勢申立無理と当派表ハ御請取申上候得共、元来一和尚之役義ニ相違無之候間、何分宜御取斗被成度旨頼入候処、左様之訳ニも候得者跡方御□可申□有之候様、引取罷在候事ニ御座候、最早参り不申との噂之内へ幸手不動院入来持明院帳場ニ而面会、先刻ハ宜御出被下、就夫罷在候義ハ何分寺僧方之役義ニ相違無之様、日記等ニ相見候間、先例ニ相違仕候而ハ不宜候間、宮様御笈ハ寺僧等御務、大宿之笈ハ例年之通御一派ニ御勤被成可然様奉存候、尤宮様方大宿之笈ハ先ニ相成候間、左様御承知可被成旨被申聞候故、持明院被申候者、成程御尤候事ニ候得共、何分寺僧方強勢被申ハ、宝曆度之節双方へ取合ニ相

成御渡無之候処、文化度之節段と申入候而哉無理に請取候趣ニ而、則当派記録ニ跡方急度可掛合申義与相記し有之候得共、平日不見、当事故当春迄掛合不申、漸ニ春已来寺僧方へ掛合申掛候得共、何分強勢申居候故決着不致、ケ様之次第第二御座候旨申入候処、不動院被申候ニハ、只今若王寺六角等之記録相調候処、宮様之御笈ハ寺僧方ニ相違無之書付ニ候得者、別条有之間敷其通ニ被成可然、大宿笈迎も別段相替候訳ニ無之候得者、左様被成置宜との演説角之坊も其席に罷在候<sup>(事カ)</sup>故、ケ様<sup>(事カ)</sup>脇方申述候義如何ニ存候得とも、宝曆度ニ双方へ御渡し無之彼是取合ニ相成有之候処、文化度寺僧方強勢へ我俣申立御請申上候様ニ御座候、元来当派ハ宗門も相違事勿論、寺僧方ニハ喜藏院・真如院等之先達有之ニ付、自然内証申入相頼候上ケ様相成候事与被存候、就夫文化度之節岩本坊先達之被申候事等彼は大相違之節有之、旁以疑心仕被在候事ニ御座候、当派ニハ恐多事ニ御座候得者、御門主之御笈強而御請申度旨申而已ニ無御座、例年大宿之笈ハ当派ニ請取申事故、宮様之御笈ハ寺僧方へ御渡し有之候而ハ甚心外ニ奉存候故、何分従当年何ニ而も宜敷御座候故、今般 宮様方御請申上候方へ例年之大宿之笈請取候様仕度旨、両院申述候処、左様候得者、今一応一統可致示談旨ニ而被引取候処、直ニ若王寺部屋へ被入何角被談居候様子ニ見請候、然ニ無程喜藏院同間方拙院共罷在候、帳場へ入来被申聞候ハ、今日笈渡ニ付、彼是被仰候義承知いたし候、併是義ハ先規仕来ニ相違無之候得者、御渡有之義ニ御座候、何分ニも 宮様表も是迄相乱候例格も御座候義ハ文化度節ハ 宮様御笈斗今度ハ大宿共式ツニ御座候、勿論大宿笈渡之作法ハ先ニ相成跡ニ而宮様之御笈渡之御作法ニ御座候、何分先規通被成可然様存候との義、当派方左様可仕了簡ニも候得者、是場ニ相成彼是御面倒不申述候得共、先年方一和尚役義与相心得、勿論宝曆度之節双方共へ御渡し無之、其后文化度之節ハ寺僧方方 宮様表御役人中頼籠

取つくらひ置、無理ニ受取候様子ニ相見候、仍之春已来寺僧方へ汲掛合候処、何分先例与而已ニ而候得者、当派ニハ先例一和尚之役義与相心得候得者、其通りニいたし度、勿論例年之笈渡之義ハ当派ニ相勤罷在候事故、今般 御門主之御笈御請申上度、併先例無之ニも先規仕来与 被仰候義ニ候得者、是非無之事ニ御座候、然ハ先刻不動院主へ申籠候事ニ御座候、今般 宮様御笈御請申上候方方例歳之笈渡相務候様致度、左候ハ、彼是無之相納り候事ニ御座候、文化度之節ハ格別、先規一和尚役義ニ而当派ニ御渡被成下候ハ、已来年と之大宿笈請取可申、又今般寺僧方ニ請取申上候得者、毎年笈請取申様ニ仕度、只今強而 宮様之御笈御請不申候而ハ不<sup>(相カ)</sup>成義ニ而ハ無御座候得共、 宮様御笈御請申事出来間敷与有之候而ハ、先規ニも相振又<sup>(事カ)</sup>ケ敷奉存候故、可然御取斗被成度候旨申入候処、同院被申候ニハ、先規之義強而左様被仰候而ハ御差支間ニも可相成候間、何分大宿之笈之義ハ例年之通御勤被成可然との義、当方方申入候義ハ差支之義ハ唯今之事ニ御座候、先規一和尚之役義ニ相違無之義故、斯申入候而已、文化度曲例を先例与被仰候義ニ候得者是非無之、左様候得者 御入峰隔度と両派へ御渡被成下候様御取斗被下度旨申入候得者、左様之義決而相成間敷、左様候得者恐多事ニ候得共、是非も無之例年之笈渡之義も今般御断申述候、押而左様之義被仰候而ハ御差支与申義ハ引役銀ニ彼是故障出来可申、左候ても御抱無之哉との義、当方方申入候ハ是ハ少思ひ違ニ而ハ無御座哉、畢竟笈渡之義与格別之沙汰ニ御座候得者、ケ様之義ニ抱り申間敷旨申入候処、喜藏院申ニハ筋違与被申なから貴方ニ勝手之義申述べられ候得者、先達中とても自然勝手ニ相成可申、左様相成候得者御差支与存候故、斯申入候事ニ御ざ候被申居候折柄、竹林院方只今 御対顔被仰出候間、可参旨申来候故、直様小松院慈潤方拙院同院へ参、仕度ハ指貫素絹紋白、手札之義ハ竹林院被認、坊庵衆迄被差出候由、右ニ付

坊庵衆迄被相尋候義ハ、名札ハ山内臈次ニ相准候哉、又ハ御宿坊先ニ御対顔被仰出候哉申入候処、御宿坊先ニ可被成との挨拶故、左之通相認候由、

御宿坊  
竹林院  
一和尚  
小松院  
二和尚  
角之坊  
寺中惣代  
慈潤坊

竹林院 御殿之図左ニ記、二階内佛間上上段次長式丈黒縁薄敷、次八丈黒薄縁是ハ已上三間之事

(図面アリ、巻頭図版7-1参照)

右之図之通、対顔首尾克相濟候事、

尤扇子無持参、先宿坊竹林院指貫・素絹・五条御目見御座ニ付候処、奏者御宿坊竹林院与読立候得者直様退去、次一和尚万事同断下准之、扨先刻小松院ニ而両院喜藏院面会云々、中坊へ対顔被 御出義故、万事持明院主取置竹林院へ罷越候而 御目見相濟候処へ、持明院主同院へ入来被申聞候而ハ、喜藏院申ニハ何分先規通りニ被成可然、無左候而ハ先達中ニも是非共引行之方ニ彼是有之候而ハ不宜候間、段々被申聞候故、竹林院へ于今何等之示談も不致候間、一種示談之上疑与御答可申入候旨、申入置参入いたし候事、一和尚始示談いたし候処、竹林院被申出候者、先達中へ差間之義無之筈畢竟言草云々可有之、勿論宝曆時代振合旁以隔番へ御渡し有之哉、其義も難相成との訳ニも候得者、最早詮方無之候間、毎年之笈も断ニ及可然との一決ニ而、又両院小松院へ参候処、喜藏院待兼罷在候而、面会左之趣及答候ハ、寺僧方ニハ兎角強勢申義文化度ニ請取申上候得共、先例ハ当派ニ請取申来候処、宝曆度之節ハ双方取合ニ相成候故、両派共へ御渡無之義ニ御座候、何分当派へ御渡し被下候趣、宜御取斗被

成下度、其義も今更難相成■も候ハ、隔番ニ相渡し被成下候ハ、難有仕合奉存候旨申入候処、喜藏院申ニハ、宝曆度之義ハ臨時差支ニ相成候事故、双方へ御渡し無之候得共、寛文度ニ慥ニ寺僧方ニ御請取申上候、御記録等 宮様表ニも有之、又若王寺六角等之日記ニも同断ニ相見有之候義故、左様ニハ難相成との事故、当方方中ニ疑与左様之訳ニも心得候ハ、ケ様申入候義ニ而ハ無之候得共、宝曆度之節臨時御差支故、双方へ御渡無之様被仰聞候得とも、左様ニ而ハ無之義ハ於下山一和尚竹林院使僧を以、岩本坊先達へ御懸合申入候処、成程一和尚御役義ニ可有之被申居候得共、其後同院先達□筈之相違いたし、当方申分ニ相振候事共臨時とは難申義ニ御座候、同院被申候ニハ、何分寛文之記録ニまかせ寺僧方へ御渡可被成候間、又大宿之笈ハ例年之通被成可然無左ニ而ハ、先刻も申通り引役ニ相掛り候而ハ却而御迷惑ニも可相成との義、当方申入候ハ、彼是申居候而も最早何時御発興も難斗猶予難致、何分両派隔番ニ御渡有之様御取斗ニ預り度、左候ハ、今般彼是申ニも不及候間、左様之御取斗ニ預度申入候処、同院左様相成事ニ候ハ、宜候得とも左様難相成との事故、左様候得者無是非も例年笈渡候義御断申入候間、左様答被成度、畢竟引役之□之義筋違故、格別之事是ニ付彼是子細も有之候得者、其節御相手可相成与申切候処へ、最早御発足之拍子木三番之内式番鳴候間、世話敷喜院被引取候、将亦両院共本堂へ相詰候人数ハ、小松院・竹林院・角之坊・持明院・慈潤坊等也、正面東蔵王御前中尊御戸柱を上首と五人蹲踞いたし居候、無程大宿若王寺参堂、例年笈渡候通正面鳥居之元ニ被立候節 宮様ニハ王石之処へ御登臨候而、大宿之笈渡し御上覽被遊候、尤大宿之笈寺僧方宝勝院受取申候、勿論例年之通ニ御座候、荒増左之図、

(図面アリ、巻頭図版7-1参照)

〔史料11〕 聖護院・三寶院入峯記

第四函71号

聖護院御入峯之記

于時道祐親王御年十八歳、貞享四丁卯月<sup>(マ)</sup>

曆八月月上旬御入峯、先例者御年十九才時、雖為御修行今年公方四十二才、依為御役年為御祈禱違先例者也、

卯ノ年七月廿五日御參内次ニ宇治三室堂ニ御入、八月四日出御有而南都<sup>法</sup>宝心院ニ御成、五日吉野郡越部村ニ御着、六日ニ当山ニ御登、午ノ刻、寺僧中臈已下闕屋迄御迎ニ出、吉水院盛依為寺僧之一藤御宿坊ス、坊官岩之坊中務卿宮内卿御供先達共三人半役錢払之、十二日安禪寺御留り、十三日御掛ヶ朝出ト云、作法文 依懈怠今年被修行之、次ニ山上笈渡作法先年ハ寺僧方方老人出テ雖請取之、今年者有御断而御笈ヲ伽耶院僧正被渡勝仙院被請取之、三百年以前之為作法旨被断故、寺僧応之、雖然笈扇之礼錢者老貫文被渡之、本院へ御成有而、次ニ一藤之修行代岸室坊、為此代竹林院江御休足有之、廿四日小篠於御峯中御修行畢、

一、寛文八年<sup>戊申</sup>七月廿一日、三寶院殿御入峯、御引役五部并当山先達拾六頭合廿一頭分役錢請取候也、

照高院殿御入峯日記

雖七部半

一、御役錢五部被成御引候事、

但先年も五部之御時頭巾役為御奉加被仰付候事、

一、藏王堂御開長錢<sup>(帳)</sup>

并御床<sup>三百文</sup>  
三貫文

一、拾貫文

下山宿場御布施

- |                          |                      |
|--------------------------|----------------------|
| 一、御馬替具并                  | 御小袖一重                |
| 一、壹貫文                    | 一藤名代闕屋迄御迎罷出引物也、      |
| 一、壹貫文                    | 八朔                   |
| 一、四百文                    | 上様御旅子一日分             |
| 一、貳百文ツ、                  | 御同行衆一人前へ御布施          |
| 一、貳拾文ツ、                  | 上分御旅子壹度進             |
| 一、十五文ツ、                  | 下合力衆振子 <sup>壹度</sup> |
| 一、壹貫文                    | 番之供返ニ                |
| 一、御教書老束 <sup>并扇子老本</sup> | 一藤御礼之時               |
| 一、壹貫文                    | 内衆坊引                 |
| 一、老束老本                   | 満寺使節                 |
| 一、壹貫文                    | 宝塔開長錢                |
| 一、壹貫文                    | 山上中食返ニ               |
| 一、貳貫五百五拾文                | 勝手社御湯代               |
| 一、老貫貳百文                  | 同大神楽                 |
| 一、貳貫五百五拾文                | 子守社御湯代               |
| 一、老貫文                    | 同天神楽                 |
| 一、山上開帳 <sup>老貫文</sup>    |                      |
| 一、老貫文                    | 笈扇                   |
| 一、五貫文 <sup>并貳百文ツ、</sup>  | 御門跡様山上坊布施            |
| 一、五百文                    | 同御旅子<br>後入堂          |
| 一、五拾文ツ、                  | 御同行衆坊布施              |
| 一、三百文                    | 同旅子<br>御薪之代          |

以上

右一書之通 本錢也、

七月五日 吉野金峯山寺衆中

千勝院

西室

〔黒球〕一、一藤へ執代方式百文礼錢參候

右ノ帳面上書曰

永祿十年丁卯八月十四日記之

聖護院殿御入峯覺

一、御役錢七部半但三部御託言 当門主様

一、三貫文并三百文御床ノ錢 藏王堂御開帳

一、拾貫文 下山宿坊御布施

一、御馬替具并 御小袖老重

一、老貫文 一藤名代関屋御迎

一、貳貫文 八朔御祝儀

一、四百文 上様御旅子一日分

一、貳百文 御同行衆一人分之坊布施

一、廿文 上分御旅子一度進

一、拾五文 下合力衆

一、御教書老束并扇老本 一藤御礼之時

一、老貫文 内衆坊引

一、老貫文 番具返し

一、一束老本 満寺使節

一、老貫文 宝塔開帳

一、老貫文 山上中食返し

一、貳貫五百五拾文 勝手社御湯代

一、老貫貳百文 同大神楽

一、貳貫五百五拾文 子守湯御之代

一、老貫貳百文 同大神楽

一、老貫文 山上開帳

一、老貫文 笈之扇

一、五貫文并貳百文ツ、 山上御門跡之坊布施

一、五百文 御旅子代

一、五拾文ツ、 後入堂□錢

一、百文ツ、 御同行衆坊布施

一、三百文 山上御同行衆旅子代

一、三百文 御薪之代

一、三部 若王寺引役錢

右御役錢之事者、大門主様当門様俱ニ以七部半ツ、雖可給置儀候、御託言候之故如此之、曾以不可成後例、右之一書之上悉以本錢之定候、此等之旨能々可有御披露候、以上、

永祿拾年丁卯

七月五日吉野金峯山寺衆徒中

千勝院

西室

此通り中野主水正迄書付遣候処、四月廿四日ニ京都所司代内藤大和守殿へ主水持參候而被窺候扣也、

口上覚

一、大峯山上藏王堂并役行者堂大□仕候、従上右 勸化を以造立仕来候ニ付、奉窺□□御門主江 候□□任何勸進可仕旨被仰付候之故、去ル子年 より今年

迄相勸候、少と金銀も集り申候ニ付、当年より普請取付申候、堂之間敷之儀御法度ニ相背候儀無御座候事、

一、大峯者風烈敷候故、升方を入不申候得者堂持不申候間、只今迄之通升形を入候様ニ奉願候也、

一、吉野山ニ者発心門・等覺門・妙覺門とて三門有之候、只今者妙覺門各別ニ立候事難成候故、右之藏王堂之御拝を開妙覺門之額を掛候間、御拝仕候様奉願候事、

右之通り御座候故、升形御拝無之候而少□難義儀ニ御座候間、御宥免  
二下候様奉願候、以上、

貞享五辰年四月十九日 吉野山学徒十願王院

名前知らず

大峰山上藏王堂并役行者堂

内陣梁行式間三尺二寸  
桁行拾老間壹尺但九尺式寸宛銅庇前後ニ有、付行者堂

此間ニ指図有之、

礼堂梁行式間三尺二寸  
桁行拾老間壹尺但九尺式寸宛銅廂前役ニ有、付御拝有

此間指図有之、

内陣  
礼堂立地割 但時木造り升形有

此間繪図

一、内陣・礼堂屋根小棟作り棚葺ニ仕候事、

右之通吉野山御学頭より作事 被仰付候、細工可仕候哉、奉窺候、

以上、

貞享子五年 吉野山大工 仁階屋ニ右衛門印

辰四月十九日 □□屋藤兵衛印

同 幸鶴屋□左衛門印

同 嶋屋 甚左衛門印  
同 米田通屋吉兵衛印

裏書左之通

右表繪図枅形御拝之事、近年雖為御停止、従前之依子細有之御許容之間、細工可仕者也、

貞享五辰年四月廿四日 中主水正印

吉野山大工三右衛門印

同 藤兵衛

同 太左衛門

同 甚左衛門

同 吉兵衛

〔採〓紙〕右繪図并口上書ヲ以京都所司代内藏大和守殿へ、中井主水 正被窺候者也、

四月廿四日ノ朝被窺候処、無別条普請可仕旨被仰付、因茲中井主水被出裏書繪図別ニ在之蓮藏院大工三右衛門ヲ召連、四月七日吉野出立ニテ上京□五

□ 帰山、同十九日発足上京、同廿八日帰寺、

当十九日之貴翰令拜見者候、蓮藏院へ御口上之趣具承知仕候、然者大峯山本堂指図并書付則大和守殿御披見ニ入申候処、指図之通作事可被成候由被仰候、

首尾能御座候間、珍重奉存候、就大工夫も指図ニ裏書相調候事仕候様ニと申付候、委細之儀、蓮藏院演説可致申候、就中貴様御堅固御勉被成候由目出度奉存、猶期後音候、恐惶謹言、

四月廿五日 中主水正 判

願王院 御報

態一簡致啓上候、然者其元無異義御入被成哉、承度存候、此院同前ニ候、仍

山之躰作義ニ付本山方方申来候者、井上丹波守殿頓而江戸參勤之由ニ候間、前  
 広御奉行所訴可申候、近日上京可有之様ニ申来候、其元へも右之趣拙僧方方申  
 遣候様ニとの御事ニ候故、能以飛脚申遣候、来ル廿六七日□ニ必と御上京御尤  
 ニ存候、本山方国と請先達ニ其時分迄京都ニ留置候由申来候間、各無御油断其  
 御御上京可被成候、拙僧義今般取方故、此度者上京延引仕候ニ付、靈山寺先  
 達被參候様ニ申遣候間、廿六七日比ニ者必と可被參候間、於京都被示合候様可  
 然奉存候、拙僧義も其内得快気候ハ、追付上京可仕候、京都へ返書仕候者、  
 右之日限ニ申遣候間、弥左様ニ御心得可被成候、若相違御座候ハ、能以飛脚  
 本山方へ可申遣答ニ御座候、随分廿六七日ニ御上り可被成候、本山先達衆も相  
 待被居候事を満山之御衆中へ右之旨被仰入可然候、恐惶謹言、

九月廿二日 内山先達 快弁判

吉野山蓮藏院様

桂坊 様 御両所御中

尚と桜本坊へも以書状可申入候へとも、今朝他行之義承候故御両所へ申進候  
 次ニ岡宗和方方蓮藏院へ書状參候間、近と御請取可被成候、以上、  
 一、右内山先達へ返事之扣左之通

御飛札忝致拜見候、然者井上丹波守殿近日江戸參勤之由ニ付、内と大峯山  
 出入之儀、其座御訴訟可被仰上候間、貴様も御上京、当山方も罷上り候  
 様ニと本山方方申来候由、就夫貴様ニハ御筆分惡敷候間、来廿六七日比、  
 靈山寺御登七可被成候旨得■其意存候、爰元寺中へも成致相談上京候様ニ可申、  
 月非相□儀候て從此方可申進候、先と御氣分如何無御心元存候、能と御養  
 生御尤ニ奉存候、拙者無事罷候、早と及御報候、恐惶謹言、

九月廿二日 桂坊

内山先達様 蓮藏院

内山先達・靈山寺先達方吉野山之藤岡伊織江書状參ル写し

能以飛脚申達し候、先日者其地ニ而經と申談候、歸寺之砌ハ俄ニ罷立候様ニ不  
 能面談、桜本坊迄具ニ申置候、定而相達可申候と存、然者一義相談兩人上京  
 申、本山方与示合候而郡山檢地奉行衆へ從双方一応相断申答ニ候、就夫其元年  
 寄中郡山へ手形被指遣候割人之内、一兩人与其方与御出候ハ、可然存候間、来  
 二日ニ南都樽井町池田屋ニ而此方兩山之使僧と御出合候而相談被示合郡山へも  
 同道之様ニ可被成候、西河・大滝之者共ニも二日ニ南都へ罷出候様ニ申遣候、若  
 王子勝仙院ニも相談之上ニ而如此ニ候、恐と謹言、

九月廿八日 内山先達 快弁判  
 吉野山 藤岡伊織殿 靈山寺先達 秀惠判

私ニ此藤岡伊織と申者勝手宮神主也、西瀬屋兵七家之由也、尤右兵七ハ伊  
 織所へ養子遣候由、此兵七神主きらい候故、其後称宜仲間江差出候由、此兵  
 七家ハはせや次右衛門家、只今之坂之上太兵衛家之由也、

尚と書ニ

猶と郡返事知れ申候迄此元ニ逗留申候、其上不埒ニ候ハ、此元兩奉行衆へ相  
 断可申与存候間、其山役者中へも相談申入候節者、件ニ參候義も可在之候間、  
 早速御出候様ニ被申置可被成候、以上、

同使僧方之状

便を求一書令啓上候、弥其元御無事ニ御座候哉、承り度候、然者杭之儀色と  
 様子御座候而御祓相濟申候由、先以珍重ニ存候、就夫多羅尾源太夫殿・拙子  
 共兩人方仕遣候一札、先達中心懸之由被申、又と郡山へ參理り申入、一札仕替  
 申候、其写真而遣し可申候間、右之一札之趣路頭無之様御尤ニ存候、其上右



之一札之写共不残此方へ御越可被成候、尚又右之写共持参之節、只今之写遣可申候条、左様ニ御心得可被成候、

一、杭之埒明候ハ、早ニも御左右可有之旨承り候故、先達中へ其通り申聞置候所、延引ニ而不審被致候、追付御登り候而様子被申上候ハ、可然与存候、

一、杭木郡山ニ而見届ケ申候、其趣も先達中江其方被仰達候事尤ニ存候、尚

委貴面ニ可申置候、恐ニ謹言、

霜月廿日

本山方便僧 宝満院判  
当山方便僧 洞之院判

岡本左近殿

藤岡伊織殿

参人へ御中

尚ニ郡山も一段首尾能仕廻大悦申候、以上、

当山二宿方参ル書状之写

一筆令啓上候、依而町宗林引手仕、撰津国之者兩人為致入峯申候、則此方ニ留置申候、ケ様之作法大峯之古法ニ者堅法度之儀御座候、此段山上山下之僧俗為被存事ニ御座候、乍御六ケ敷急度御味吟被成被仰付可被申候、無左候得者大峯之作法相立不申事ニ御座候、恐惶謹言、

七月十七日

当山二宿  
盛雅判

田中双甫様

人へ御中

当山二宿方衆徒奉行一藹之状

一筆令啓上候、仍今度其山御法度共堅吟味被成候由、具令承知候、若山上参詣之儀靈儀申仁於有之者、何時も□同前ニ御理り可申達候間、内ニ其御心得

可被成候、将又近年入峯之山伏於其山町人百性之中方色ニ内証被致口入、袈裟衣笈相乱候徒者数多有之由ニ御座候、此段も弥御吟味頼存候、惣而山伏之儀町人百姓中性先達江口入仕者御座候ハ、右之段者此方之儀堅相極申事ニ御座候、猶追而可得御意候、恐惶謹言、

八月八日

当山二宿盛雅判

衆徒奉行一藹各御中

岩之坊法印・中務卿法印方惠心院権僧正へ之書状写

雖参得御意候一筆致啓上候、然者吉野山上参詣之儀、近年猥罷成ニ付、前学頭江右之段申達候处、被得其意候由、然共当分山上御逗留、為勸進ニ候間、今少御延引重而御申付可有之候由被仰下候故、其通ニ而者令遅引候、然者山上本堂茂致出来、是迄参詣も弥猥ニ罷成候由ニ御座候、如先規日限相定り候様御申付奉頼候、此等之趣拙者共方方可申入之旨、当御門主御意ニ御座候故、如此候、委細者従院家中可申達候、恐惶謹言、

九月廿八日

岩之坊

祐勝判  
中務卿法印  
光有判

惠心院権僧正様

本山諸先達中方双巖院法印江之書状之写

一筆令啓達候、依而大峯山上参之事、本山当山之外、会式なくてハ僧俗不罷登候处、近年南坊山本坊近国を勸入、不時山上参数人御座候、殊更桜本坊諸国順礼吉野参詣之輩、大峯江引導仕候、剩結袈裟院号等之補任猥遣候、前代未聞之儀ニ御座候、則吉野満山江相届ケ申候、衆徒中返状相添進候、万□中不及返事候、急度御穿鑿如先規被仰付可被下候、右之通ニ御座候へ者、入峯之山伏無之迷惑仕候、猶追ニ可申述候、恐惶謹言、

十月廿一日  
双巖院法印御房

本山諸先達中三宿判

南都役人方願王院江之書状写

一筆致啓上候、時分柄寒氣甚御座候へ共、弥御堅固被成候御座候、珍重奉存候、然者山上御普請御材木代銀出入、此度双方和談之上内証<sup>三</sup>而相濟申候間、右之代銀上多古村平兵衛神野谷村弥市郎方へ御渡し可被下候、為其如此御座候、猶期後音之時候、恐惶頓首、

十二月九日 篠原幸右衛門判

秋山武左衛門判

菅谷岡右衛門判

願王院様

御同宿御中

請取申銀子之事

一、銀老貫九百五拾目

但丸柱拾三本代  
老本二付百五拾目

内

銀五拾目

右<sup>三</sup>請取

銀三百目

未<sup>二</sup>御月<sup>一</sup>  
南之坊方請取

銀三拾目

蓮藏院請取

ノ三百八拾目

請取

残而 老貫五百七拾目 唯今請取

右之山上本堂御材木丸柱拾三本之代銀今度請取申候、私共仕候材木代銀不殘請取相濟申候、少茂相違無御座候、仍而為後日請取手形如件、

元禄五年

川上六保神野谷村

申ノ十一月十日 同上多古村  
弥市郎印  
平兵衛印

山上御役人御衆中

御尋ニ付申上候覚

大峯引導錢<sup>与</sup>申候而当山修験前々方吉水院妙雲院江遣來候、山伏者心次第<sup>三</sup>而其通り<sup>ニ</sup>遣候者茂有之、又者不遣者も有之候、然所近年右両寺方関所之様<sup>ニ</sup>致、南之入峯之修験役目之ことく申掛ケ強儀<sup>ニ</sup>坊入仕候様<sup>ニ</sup>と申之、且又引導錢<sup>与</sup>課役之様<sup>ニ</sup>申掛候故、国々之山伏難儀仕、先達仲間江訴申候故、去々年方右引導錢遣候様<sup>ニ</sup>と支配下江茂難申付旨、吉水院・妙雲院江申達候得共、于今其返答無御座候<sup>ニ</sup>付、其分<sup>ニ</sup>而口過候、向後右引導錢必々遣間敷<sup>与</sup>申儀<sup>ニ</sup>而茂無御座候間、両寺取候訳相立候ハ、何茂申合遣可申与之儀<sup>ニ</sup>御座候事、

申ノ六月朔日 飯道寺

住心院法印

岩本院在判

願王院法印

慈雲院法印

延宝七未年御奉行所江差上候扣、

乍恐御訴訟

和州吉野山惣中

一、吉野山方大峯一山之内<sup>ニ</sup>而御座候故、寺号山号とも又国軸山金峯山寺<sup>与</sup>申、殊<sup>ニ</sup>大峯之内山上与申所迄者、諸伽藍修理・建立等吉野山より仕毎年卯月方九月迄吉野山之衆僧登山仕、寺役法事等相助支配仕候、ケ様之由緒を以大峯山之儀者本山当山同前<sup>二</sup>凍意<sup>一</sup><sup>(悉之)</sup>可存様無御座候、然ル所吉野山方大峯江参道筋を左右麓西河・大滝・高原・赤滝・榎尾此五ヶ村方伐荒し炭灰を焼、剩山<sup>ニ</sup>

火をかけ野原ニ仕候、惣而大峯山之儀者、麓方自由ニ仕筈ニ無御座、殊ニ道筋左右八丁宛之儀者猶以従先規堅停止之儀ニ御座候処、忝仕候間、吉野山方御訴訟可申上与奉存候処、今度本山両山方御訴訟之由ニ付、吉野方其分ニ而茂難差置申上候、御訴訟之意趣者、右両山同意之儀ニ御座候故委不申候、此分ニ而大峯退転に及び申儀ニ御座候間、乍憚被為聞召届、如先規被為仰付被下候者忝可奉存候、以上、

未六月八日 吉野山惣代 蓮藏院

御奉行所

### 三節 道苧小屋一件

〔史料12〕 道苧一件文書写

〔表紙〕 天明三卯五月

道苧一件ノ節洞川村方山上薪等

之儀本山方へ差出し候書付写し

并桜本坊方当山方へ出し候書付写し共

持明院尊盈写之

第四函21号

洞川村方山上薪等之儀本山方へ差出し候書付写し并桜本坊方当山方江出  
し候書付之写し

乍恐奉差上言上書

一、先達而洞川村方御道筋ニ而檜之荒皮剥置候義并一ノ瀬道作り賃銭取候事、且又ふなの木伐候趣芳野山より御任を申上候段奉承知候、此義ハ先比書付を以御断奉申上、御聞届被成下候義ニ御座候、尤右ふなの木式本伐候段被

仰聞候ニ付、京詰之者共方村方へ吟味ニ遣申候処、此度村方方徳兵衛と申者御申訳参上仕候、

一、道苧一件事済仕候迄ハ山上法中之致方彼方彼是心得不申事者多御座候得者、此節御任を申上候而者混雜仕、其上両派御先達衆中様御取揃被為遊候義ニ候へ者、繁雜致格別之御辛勞之段奉恐入候故万事差扣居申候へ共、ケ様ニ吉野山より聊成事共迄〇御任を申上候へ者、洞川村方ニ是迄見咎メ置候山上法中之心促ニ諸木伐取候趣、今般村方方逐一見改書付差上被申候ニ付、左之通り書記奉差上候、

一、大峯山山上法中江毎年洞川村方方付置候番小屋之者ヲ申達候者、檜・楨・樺・梅を薪ニ伐荒シ候事、此義一切相成不申由沙汰之上詰置候事、

一、山上花小屋後口方小笹八伏せ迄幅式丁余横四丁余之間樺・梅山上六坊方薪ニ伐り尽シ被申候、其木数何程共かそへかたく其場所ニ薪樺積置候而七ヶ所ニ在之候、此木数凡三四百荷斗も相見へ申候、則此所ニ居合候者ハ桜本坊木樵置佐兵衛と申者ニ而、此節者吉五郎と改名致申候、此者其場所ニ則木樵居申候ニ付、見咎得と申渡置候事、

一、大峯造宮山之内山上本堂之後江、刎〇東六地西六地と申所ニ而檜・梅夥敷伐り尽シ候ニ付、凡十四五町四方ニハ樺・梅一切無御座事、

一、山上行所亀石より等覚門之間道筋方五・六間斗奥ニ者樺・梅凡百本斗伐尽シ候而、則只今も三本迄伐倒在之候故改置申候候事、

右山上六坊より樺・梅薪樵候事ハ近年之義ニ御座候而段々吟味致候得者、大峯山御法頭之偈も相違仕候程之強氣成吉野山之義ニ御座候間、吟味致候而も一切聞入不申、依之是迄ハ無是非其假差置申候、但雜木を薪ニ伐候事ハ古来方数限も知不申候へ共、雜木之義ゆへ吟味〇致不申差置申候処、近年御神木樺・梅夥〇伐取申候、吉野山よりハ枯木ニ候故伐り候而可申上候得共、此義ハ村方之者毎度吟味仕候所生木を伐り取候事相違無御座候、尤六坊薪之義ハ

古来ハ洞川村方伐り売ニ致候事ニ御座候、右之条と村方吟味致申上候義ニ御座候故<sup>(9)</sup>以相違無御座候、御慈非を以此段得と御聞届ケ被成下候者村方一統ニ難有奉存上候、以上、

天明三年<sup>卯</sup>五月

大峯山洞川村 庄屋徳兵衛印  
年寄久蔵印

百性代与市印

御本山方  
南笹院様

岩本坊様

御尋ニ付口上書

一、大峯山上花小屋之後江字鉢伏之辺ニ而縦・梅薪伐木之由則此所ニ拙寺方薪樵間居合見答置候段、今般洞川村方ケ条と書取両山へ指出候ニ付、從御衆中否之儀書付を以相答候様被仰付致承知候、然処大峯於鉢伏之辺縦・梅等之上木薪ニ申付伐木為致候義ハ、於拙寺連頭竟無御座候得共、乍然山上ニ各坊扣罷在候得者、何れ共枯木等之類薪ニ伐木為致事、然ル所拙寺儀新任職之事故下部共茂勝手不存者共斗ニ候故、随分是迄峯中伐木御制禁之訳申渡置候故、右相守聊之儀も有御座有間敷と存罷在候、然ル下部共之儀己ニノ任勝手上木之類伐木仕候儀、実ニ相違有御座間布哉と奉存候、他方右躰之儀被致候者指留可申管之先達職之拙寺ニ御座候処、此度御尋之義察入、一言之申訳茂無御座候、尚又本山江も書付を以洞川村方及沙汰置候得者、宜被及御挨拶被下度候、何分右穩便之程所希ニ御座候、御尋ニ付一紙指入候以上、

天明三卯年五月 桜本坊先達印

当山方  
御仲御衆中

右前文之通桜本坊方此方一派へ書付指入不念之段被申達候、於御一派も御承知被下度候、以上、

五月廿日 桜本院

南笹院様

岩本坊様

〔史料13〕 道苺小屋出入一件公儀江差上候書付之控 (抄) 第四函25号

〔史料13-1〕 (第三紙裏ヨリ)

一、訴詔人惣代申上候、大和国吉野郡金峯山寺之儀者、乍恐 御朱印御文言ニ国軸山金峯山寺と有之蔵王権現領、大和国吉野郡吉野山八百五拾三石九斗、同郡小路村百五拾九石三斗、都合千拾三石式斗奉頂戴、内修理領式百拾三石式斗、学頭領三百石、寺僧・満堂配当領五百石、其外境内山林諸役御免除被 仰付、佛法紹隆無怠慢、天下安泰之御祈禱御大切相勤来候御事勿論、諸堂散物・諸役錢吉野山へ相納来、外方差綺候儀曾而無御座候、然処吉野山方大峯山上迄道法凡六里程高山甚之難所ニ而、参詣之もの及難儀候故、往古方道苺と申道繕仕候ニ付、鐘掛与申所ニ小屋相建置、道苺之者其外道苺錢請取候もの共為相詰置、前々方参詣之もの老人方役錢として六錢ツ、取来候、然所四ヶ年以前寅年八月廿八日、相手之もの共其外人数不知、如何相心得候哉、右道苺小屋へ大勢致徒党罷越、理不尽ニ打破候ニ付、罷有候もの共色々取押候得共、村中男拾五歳以上不残申合候而罷越候得者難差止メ、別而甚不法強勢之儀申ニ付、罷有候もの共手差も仕候者、如何様之理不尽ヲ仕も難斗逃去、即山上江相知せ候ニ付、右村役人共呼寄、如何様之存寄ニ而右躰理不尽仕候哉と相尋候得者、從 東照宮様御書物頂戴大峯山者洞川村支配ニ而、右小屋場地所者貸置杯与申之候得共、寛文年中山内出入有之、其節寺社於 御奉行所御裁許書ニ茂金峯山寺之儀ハ為日光 御門主御支配之間、寺僧・満堂・社僧・神主・祢宜等等ニ至まで可受学頭之差凶之旨、御書下頂戴仕候程之儀、殊ニ前文奉申上候通 御朱印奉頂戴候得者、洞川村ニ御書物所持之儀不審奉存候、併御書物頂戴有之候者奉拝見度旨申談候得共、彼是申之拝見も不為致、

無故義共申之候、其分ニ難差置、学頭江申出候得者、山内仕来及破却間、何分御公訴仕候様被申出候ニ付、吉野山御預植村右衛門佐殿御役所江御届申上候得者、洞川村御預り織田豊前守殿御役人中江御掛合可相成候者、内濟御取斗可被下候間、差扣候様被申聞、則御掛合之上、洞川村之もの共織田豊前守殿御役所江被召呼内濟御取斗御座候処、洞川村之もの共心得違ニ付、吉野山江掛合及内濟度候得共、子紬有之、難及内濟旨申之候由、御預所役人中方山内江被申聞候、其後京都塩小路内藏権頭殿与申御方取扱ニ被相懸候得共難相濟、旁以年延ニ相成申候、從古来吉野山仕来之先例破却仕候而者、日光 御門主御支配之間と申寛文中御裁許状も難相立、何共難儀仕候、吉野山之旧例今更洞川村方珍敷況申懸候儀難得其意奉存候、依之乍恐名前之もの共被為 召呼御吟味被成下候様偏奉願上候、以上、

大和国吉野山

満堂惣代

天明五年八月 宝塔院 印

同山

寺僧惣代

東南院 印

寺社

御奉行所

〈史料13-2〉 (第二紙表ヨリ)

乍恐以口上書奉申上候

今度金峯山道苜小屋及出入候ニ付、証拠書物一と写書相添奉入御高覽候、乍恐見出附紙番付を以被為遂御披見被下置度奉存候、

一、洞川村方道苜小屋打毀候主意淺と敷儀ニ而者無御座候、 両山方警固役被 仰付候由申立候候得共、 兩門様御入峯之節者洞川村ニ不限御御料私料寺社領等迄其領場と相固候事、渾而尊位高官之御方と御通行之節者何国ニ而も同様之儀ニ御座候、然所洞川村平年何等之儀を警固仕候哉、勿論洞

川村者御料百姓ニ候処、 公儀御定等も無御座、 両山方御手促ニ被召仕候筋ニも御座有間敷敷ニ候間、乍恐表向御取用之筋と者不奉存、尤村方何之利益も有之間敷候、其工ミ之主意者金峯山靡八丁之内江我促ニ踏込、或者桧皮剥取、或時者諸木伐出候様可仕成計略与相見江申候、三ヶ年以前卯年、吉野山方学頭恵心院江差出候見出老番之書面御高覽被成下度奉存候、

一、洞川村方鐘懸道苜小屋五拾七ヶ年已前借置候旨、 両山先立江申入候ニ付、左候ハ、追而修復之節差押置候様被申渡候趣ニ御座候、此事五拾七ヶ年以前之申渡ニ而、其後一向修復無之儀ニ候哉、風烈之場所ニ候得者其間幾度も建替又者修復等可有之儀勿論ニ御座候、然所是迄者打捨置、此度ニ限り差押候と申意味難得其意、畢竟無証拠之申分と奉存候、全以洞川村謀計を以道苜小屋方事を起シ、 両山他方来之先達致腰押候方事六ヶ敷罷成候、其小屋場者金峯山一ノ行場、九穴之蔵王之小社有之、夫方山上之方七・八間上之寄ニ道苜小屋有之、全権現之境内ニ御座候、且又たら助膏葉売場小屋之儀も靡八丁之内ニ御座候得者、其往昔一札取置不申候而も異論可有之地所ニ無御座候、殊以町場ニ事替り、深山之中何国之者出売仕候而も差留不申差置候者、山之繁昌ニ御座候、此一段見出式番之書物式通御覽可被成下候、右道苜小屋場借貸分明ニ成候得者、更ニ修験方之申分も御座有間敷、洞川村之工ミ事相願可申哉と奉存候、勿論曾而以両山江拘り候儀ニ御座有間敷奉存候、

一、山上ニ番匠小屋有之候を番小屋与略語ニ唱来候、然所洞川村之者共、 両山被仰付候而相守候番小屋与申上、彼是偽言申掠候、扱又山上諸向修復伐木他村方入させ不申、洞川村方納来り候段申立候も、是又全之虚言ニ御座候、則先年外村方入候、旧書見出三番之書面奉入御覽候、且又伐木者靡八丁之外造宮山之内ニ而見立為伐候事ニ而、買上ケニ而者無御座候、杣料并ニ数百丈之谷底杯ニ而伐出候得者、運送賃錢積ニ御座候事、

一、洞川村之者共吉野山ニ証拠旧記等有之義を不相弁、猥ニ事を工ミ、近年似

せ物之御書付拵置、種々我假仕、若も表向ニ相成候時者謀書謀判ニも難相成、不都合之書付ニ候得共、遠国辺土ニ而者真偽難相分、相成之業事ニ者用立候趣ニ而、剩修驗方迄も相惑候儀与奉存候、随而吉野山内寺院之中ニも修驗兼帶僧侶も有之、旁以年来之工ミ与奉存候、附紙四番之書面奉入御覽候、一、吉野山古来方之式古記之内書拔、摩八丁之訳奉入御覽候、五番之書面ニ御座候、

一、御朱印御写書一通差上申候、

右之外旧記書物等御座候、其品ニ寄追と差出可申候、偏御賢察被成下候様奉願上候、以上、

吉野山

天明五巳年十二月

満堂惣代 宝塔院  
同 寺僧惣代 東南院

寺社

御奉行所

〔史料14〕 山上道苅小屋一儀南都願書之写

第四函26号

〔表紙〕  
天明六年七月

山上道苅小屋一儀南都願書之写

持明院 尊盈私

道苅小屋筋七月十三日方道光寺・小松院兩人南都江出訴ニ参候願書之写

奉願口上覚

日光御門主御支配所

吉野山願主

寺僧役者 勝光院

同満堂役者 持明院

織田豊前守殿御預り所

吉野郡洞川村

相手 龍泉寺

辻与兵衛

勘兵衛

(以下一七名略)

大峯山上鐘掛道苅小屋、去ル寅年八月洞川村之もの共徒党仕打こぼち候ニ付、去ル巳六月寺社御奉行所江御吟味奉願候所、洞川村者共僣惣不埒ニ而御呵被仰付、小屋こぼち候義ハ無証拠ニ而不被及御沙汰旨被仰付、依之御支配宮江御届申上、当四月如先規小屋再建仕、道苅銭取受候所、亦と当月四日右相手之人数共其外凡五・六拾人斗罷登り候内、出家人帯刀之もの式人、聖護院・三宝院兩御門主御使之由申立、徒党仕小屋相渡シ候様申ニ付、小屋ニ詰合候もの山上坊中江注進ニ参り候跡ニ而、右小屋暫時之間ニ打こぼち逃去り申候故様子相分りかたく、早速洞川村庄屋方江山上方使僧を以委細之訳相尋候所、小屋打こぼち候儀者村方江兩御門主御奉書を以被仰付候由申也、龍泉寺江も立合候様被仰付候得共、龍泉寺儀病氣ニ付代僧差登セ候由、帯刀之者右代僧之供之由ニ而、兩御門主御使と申儀者曾而無之抔と申之、猶又御奉書拝見仕度旨申候得共、写等も相見セ不申、前後不都合之申口ニ而一向相分り不申候、右躰紛敷申口ニ有之候得共、村方之者共徒党打こぼち候儀紛無御座候ニ付、差懸り候儀故御願奉申上候、右小屋一件去年来江戸表江御訴詔申上候義御座候得共、此度洞川村之者共申口ニ寄り又々江戸表江御訴詔仕度奉存候間、右名前之者共被為召出実否御吟味被為成下候様奉願上候、以上、

天明六年七月十五日

満堂役者代 小松院印  
寺僧役者代 道光寺印

南都御奉行所

口上書を以御届奉申上候

一、吉野郡洞川村之者共相手取願之儀ニ付、拙寺共罷出居候処御断申上、今廿日迄帰山仕候義ニ御座候、依之帰山仕只今参上仕候、此段御届奉申上候、以上、

日光御門主御支配所

天明六年七月廿日  
吉野山満堂役者代  
小松院印

寺僧役者代  
道光寺印

南都御奉行所

奉願口上書

一、此度吉野郡洞川村之者共相手取御願奉申上候処、御聞届被成下、相手方御召御差紙被為差遣被下、難有奉存候、依之拙僧共相詰居可申儀ニ御座候得共少く不快ニモ有之、一先帰山仕書付等持参仕度候儀も御座候、旁何卒来ル廿日迄帰山御願奉申上候、右日限ニ無間違参上可仕候間、右之趣御聞届 被成下候ハ、難有可奉存候、以上、

日光御門主御支配所

吉野山

天明六年七月十六日

満堂役者代  
小松院印  
寺僧役者代  
道光寺印

南都御奉行所

此書付前後いたし候也、

口書

吉野山

寺僧役者代  
道光寺

満堂役者代  
小松院

当寺方洞川村之もの共相手取、山上鐘懸ケ道苅小屋壞候儀ニ付御願申上候付、相手方被召出候所、此節三宝院御門跡先達小笹ニ而護摩修行用ニ付小笹江罷登

り、并病氣等ニ而相手方之内兩・三人罷出、当寺願之儀御吟味被成下候処、全道苅小屋壞取不申取形付候由、右者村方自分取斗ニ無御座、当山方・本山方兩先達之指図を以取斗、則兩山方書付并洞川村龍泉寺江之書状写等指上候ニ付、此訳御尋被成候、

此義書付を以申上候通、道苅小屋是迄之通当寺方再建之処、洞川村之もの共帯刀人并鉄刀等持多人数手拭ニ而ほふかむり仕、両御門主御使之由申立、道苅小屋可請取旨申参候ニ付、詰合候者山上坊中江知セ参候跡ニ而理不尽ニ小屋打こほち逃帰り候、依之洞川村庄屋江尋に遣し候処、両御門主御使ニ而者無之、御奉書を以被仰付候由申之候ニ付、御奉書見セ候処申候得共不相見セ申口不都合ニ而甚紛敷、当二月於江戸表被仰渡も御座候得者、縦令兩先達方指図有之候共、道苅小屋壞候ハ、吉野山役僧江懸合、猶又不相濟候ハ、当御役所江も御届申上壞可申之処、無其儀先達而方之書付と申御役所江指出候写ニも我意強氣之働不致神妙之進退可致と有之候得者、先吉野山役僧江懸ケ合候上可取斗義と奉存候、道苅小屋壞候迎帶刀人并鉄刀等持参仕一応之応対も無之、御役所江も御届も不申上、道苅小屋壞候段、於江戸表被仰渡之趣も相背候義者、関東方被 仰渡相背候而も不苦儀と兩派先達中方指図有之候哉、全重頭之致し方、此段御吟味奉願候、且又小笹護摩修行用事申立候得共、全俗人護摩修行仕候義ニ而者無御座、仮彼等先達方用事有之候而も御公儀御召出御用輕蔑可仕道理無之候義と奉存候間、相手方不殘被召出御吟味奉願候、

右之通相違不申上候、以上、

午七月廿八日

小松院印  
道光寺印

御奉行所

上書ニ

吉野山寺僧滿堂共御尋ニ付申口

一、 両山先達方洞川村龍泉寺指遣状面写

態と以飛札申進候、大暑之節ト者申不正之時順候処、弥無御障被成御勤  
欣然之至御座候、然者今般峯中鐘掛ニ吉野山方道苺小屋再建ニ付、両山より  
吉野山江申様ニ者、未夕得と事済と申ニ而も無之内、我意を以小屋被相達候  
儀難心得、先ツ事済候迄者右小屋取片付候様ニと数度念入及懸合候得共、  
不埒之返答ニ付、右之姿ニ而捨置及懸合候段、吉野山存分之取斗と申者ニ被  
存候故、此度吉野山江懸合候者何れ事済候迄之所、右小屋ハ先ツ両山江預り  
取片付置候趣致応対候間、警固役之儀故則右之段洞川村江申付候、夫ニ付隨  
分右小屋大切ニ取形付置候様念入申渡候得共、末之者万一強氣之働致候而  
者如何敷候間、貴寺乍御太儀右場所江立合有之、随分神妙ニ小屋取片付候様  
御指図可被下候、且万一吉野山小屋懸り之者彼是申合候者、今度京都ニ而  
応対之旨得と御示有之、納得之上右之者共無事故引取候様ニ御心添可被成  
下、尤右小屋江詰居候者其所持納等、是又念入無間違受取帰候様御取斗可  
被成候、右之趣申入度如斯御座候、以上、

六月廿九日 京都 両山詰合先達中

和州洞川村  
龍泉寺芳納

両山先達方洞川村遣奉書之写

一、峯中鐘掛に吉野山方道苺小屋被致再建候ニ付、両山吉野山江右小屋之儀未  
得と事済も無之内、以我意小家被致再建候段、難得心旨数度入念及掛合ニ、  
何れ共事済候迄之所、右小家ハ先両山江預り置候筈ニ、此度吉野山へ応対致  
候間、右之趣警固村之義ニ候得者、何れも承知之上右小家随分大切ニ取片付、  
先其村之方江儘ニ預り置可申候、尤右事寄我意強氣之働致間敷、神妙之進退  
尤ニ候、以上、

六月廿九日 両山詰合  
先達中

和州  
洞川村

一、七月廿九日夜、道光寺義坂本方御用之儀ニ付呼ニ參候間、同卅日朝五ツ時  
瑞照房道光寺替りニ南都表江參、八月二日御役所へ兩人罷出、坂本方御用之  
趣申来候由口上書相認、九ツ時兩人持參被申候書付之写左之通り、

奉願口上書

吉野山寺僧役者代  
道光寺

拙僧義洞川村之者共相手取御訴詔申上相詰申候所、今度日光御門主御役所方  
御用有之候間、拙寺罷出候様被仰越候、依之拙寺代り持福院參上仕候間、右  
之段御聞届被成下、拙寺御暇被下度奉願上候、以上

天明六年八月二日 道光寺印

持福院印

御奉行所

右口上書差出置罷歸り候所、同日暮方役所方呼ニ參り兩人上り候処、先刻  
御願御聞届御座候由申渡シ、其上与左衛門被申候者、先達而被願候一件之  
内、道苺小屋再建候節両山先達江相届ケ再建候哉之趣、奉行為心得之被尋  
候間、其段御談し之上口上書御差出被成候様被申渡候ニ付、左之通り相認  
差出候、

大峯山上道苺小屋之儀、当二月於江戸表ニ被仰渡有之儀、右小屋再建致候節、  
先達方江懸合有無之儀御尋被成候、

此義

道苺小屋壞チ不壞之儀ハ、双方共無御取用無証拠 御裁許御座候、尤小屋之  
儀ハ從往古有来之通り相建道苺銭受取候付、御支配日光御門主江伺之上御聞  
届御座候間、如先規之再建仕候、其外他江懸合候儀先例無御座候間、何方へ  
も相届ケ不申候、

右御尋ニ付相違不申上候、以上、



天明六年八月四日

吉野山満堂惣代

小松院印

同寺僧惣代

持福院印

御奉行所

〔史料15〕 山上諸參詣洞川村者共狼藉ニ付届書草案

第四函77号

〔表紙〕  
〔山上〕 諸參詣洞川村者  
狼藉ニ付届ケ書草案

〔巻首貼紙〕  
〔洞川者新規強勢相働候義江戸惣代方へ申遣候義御届ケ〕

御届申上候口上覚

日光御門主御支配所

金峯山寺僧惣代

満堂惣代

川尻甚五郎殿御代官所

吉野郡洞川村

大峰山上江諸国方參詣仕候者山下吉野寺院并町宿方案内之者差添、其国所ニ寄  
山上有縁之坊中江為致着候義ニ御座候、就中去ル七月十六日方廿二日迄年中ニ  
一度之大会ニ而參詣数多御座候、然所洞川村之者共<sup>〔付箋〕</sup>或ハ參詣人方案内雇登山  
仕候方も御座候<sup>〔付箋〕</sup>二同申合其比方于今至迄他人数鐘掛辺江罷出、大峯山者洞川  
村支配故吉野方之案内不相成由理不尽ニ強盛之義申募、吉野山方差添候案内  
之者追退ケ及打擲、一向相通し不申候而其客を奪取種々申掠、鐘掛行所等ニ  
而役錢与申立、老入前十式錢或者十八錢押へ取、右役錢不差出參詣人ハ行所  
相妨候故無抛差出、行所相働候者も右之役錢不差出參詣人ハ相妨ケ候得者、  
無是非行所不相勤帰国仕候者も有之、山法及破却新規非道之義出来仕、諸參  
詣人不信仰之基ニ相成、千万歎ケ敷奉存候事ニ御座候、抑自山上至山下吉野山  
迄之寺院者<sup>〔御朱印寺領之外〕</sup>諸国參詣人且施助力ヲ以致相続来、其外町方之者共諸參詣人之宿

案内等致渡世候者数多之義ニ御座候所、前文之通洞川村之者共種々相企、渡

世相妨候得者町方之者共身命ニも相掛り候義故難捨置与口論ケ間敷相聞候得

共差静メ罷在候事ニ御座候、然共元来洞川村之者共吉野案内之者等之渡世相

妨、身命相続ニも相懸り候義自然如何様之義差起候義難斗不安心奉存候、依

之不得止事洞川村役人江以使者及尋候得共面談無之不法之義申之、一向取敢

不申難洪至極之義ニ罷在候、<sup>〔付箋〕</sup>山上ニ和尚方書面ヲ以差留候へとも否返答無之、

且又両派方<sup>〔付箋〕</sup>右躰不法相募候義も先般山上鐘掛道苅小屋一件いまた御裁判も無

之論中、乘其虚狼藉相働候義不限此度每度非例之事差起暫も騒動相企不申、

無抛江戸在府惣代共江申遣し、品ニ寄寺社御奉行所江御訴訟申上<sup>〔付箋〕</sup>相手ノ者共

被召出、以来右躰不法狼藉之義相クワタス候様嚴重之被仰付奉願上度<sup>〔付箋〕</sup>度

奉存候、且前書之通強盛之洞川村者共ニ候得者如何様之急変悪事出来之義も

難斗、依之御届申上候、此段御聞届被成置被下候様奉願上候、已上、

南都

高取

## 四節 院僧・地下

〔史料16〕 家屋敷売渡証文

第一函1号 図1

売渡シ申家屋敷之事

所者野際下町 際目ハ古証文ニ有之候

右之家屋敷者親左介買徳仕候得共今要用依有之銀子三百目ニ売渡シ申事実正

明白也然上ハ右之家屋敷支配ニ付他之妨於有之者証人罷出急度埒明候而其方

様支配之義相違無之様仕少も御難義掛申間敷候仍而為後日証文如件

〔証人下町〕

左次兵衛(黒印)

元禄九<sup>丙子</sup>年十一月廿七日

証人下町 仁兵衛(黒印)

同上  
長兵衛  
同  
伊権兵衛  
年寄  
長本正兵太  
下町  
市郎右衛門殿

〔史料17〕 院僧惣代宗休等言上書

第二函1号

乍恐言上

院僧幕之儀ニ付、地下之者共三田次郎右衛門様へ訴訟申上候ニ付、南都へ亥年之五月、去年子ノ年夏之比兩度以上三度迄よひつけられ、則三田次郎右衛門様御屋敷ニ而对決いたし申上候へ共、終其埒明不申、御存之通、院僧中間よはき者共ニ而御座候義、去年之冬ハ殊外つまり申候御事、

一、今度 御学頭様爰元へ御入寺得ノ時有難よろこひい申候、定而春中ハ御逗留被為成候と奉存候処、俄ニ御上京之由ニ而、院僧中間之者共ニ力落申候、定而当年も 御学頭様爰元ニ無御座候ハ、地下之者共又候哉、南都へよひつけ可申と奉存候、御慈悲ヲ以此義 御学頭様へ被為申上、院僧之者ハ南都へ参不申候様ニ被為成可被下候、此上当年もよひつけられ候者、院僧中間ハつふれ可申候、右之通思召被為分、院僧相立申候様ニ被為成候者有難可奉存候、以上、

貞享二年

院僧惣代

丑ノ二月廿四日

宗休(円黒印)

小兵衛(方黒印)

九郎右衛門(円黒印)

四郎兵衛(円黒印)

御学頭代

知足院様

吉岡彦右衛門様

〔史料18〕 知識場所村書

第二函43号

〔袋上書〕  
大和

知識場買附証文

右質株証文 入

〔端裏朱書〕  
〔二十〕

知識場所村書

大和葛下郡

加守村 畑村 馬場村 穴蒸村 関屋村 逢坂村 今市村 上槇村 下槇村

左味田村 山之坊村 新村 門前村 菓村

右之通先年方院僧持知識場相違無之候、

文政六未極月改 藤井儀平治(円黒印)

船知市良右衛門殿

〔史料19〕 知識場所譲り一札

第二函44号 図2

〔端裏朱書〕  
〔二十〕

知識場所譲り一札之事

一、先年者院僧中持分之知識場所私シ共先祖院僧中ニ誤合有之候ニ付、当年迄支配いたし来候得共、此度誤合有之ニ付、銀子百目被下、慥ニ受取申候、右知識場所ハ以来其元殿江支配相讓申所実正明白ニ御座候、然上者其元殿御勝手ニ御支配可被成候、則知識場所村数書別紙ニ相添、為後日一札如件、

文政六未年

十二月日

讓主院僧方 藤井儀平治(円黒印)  
判人院僧方 中井八右衛門(円黒印)

院僧方 船知市良右衛門殿

〔史料20〕 銀子借用証文

第二函88号

〔端裏書〕  
東院町

豊吉判入栄助

差入申一札之事

一、銀百七拾三匁九分五厘

右之銀子此度我等中江慥ニ借用申所美正明白也、右御返弁之儀者来ル亥ノ四月廿日切ニ急度御返納可仕候、右者取来高市知識場上分米銀取込、今般御上様之御苦勞ニ奉掛恐多、銘々共者甚難渋仕居候処、此度如前減少被成下候ニ付、急度日限者左之請人方返弁可申候、万一相滞儀御座候而、其元殿江彼是申儀御座候得者、上分米之通銀高七百五拾式匁分六リ之割合ヲ以如何様之御取斗被下候而も少も違背申間敷、為後日一札差入置、仍而如件、

天保九戌年

借主東院町 豊吉(円黒印)

四月日

請人同町 栄助(円黒印)

花供方正頭御賄方

船知市良右衛門殿

〔史料21〕 知識場所十二力年賦讓証文

第二函90号

渡申知識場所之事

一、高野山中花供懺法知識場并檀方諸初穂、来ル辰年方卯年迄拾式ケ年之間其方江相渡、右札銀として銀五百匁慥ニ受取申候、然上者年数之内諸初穂其方江致受納、村数等諸事有来通り取捌可有之候、為後証一札如件、

天保十四卯年

寺僧役者 成就院(円黒印)

十二月

同断 喜藏院(円黒印)

下町市郎右衛門江

〔付箋〕  
一、高野山中知識場順行之儀、当卯年迄拾式ケ年切ニ有之候処、年限中内四ケ年之間無抛差支ニ而順行休年ニ相成候ニ付、来辰年方午年迄三ケ年之間年限相増遣し候、右三ケ年之間順行勝手ニ可致、三ケ年相立候ハ、本文切替上納之上順行有之候、依而下ケ札致遣し候事、  
安政二卯年  
十二月廿六日

〔史料22〕 知識場順行下行請書

第二函91号

奉差上知識場請書之事

一、近江之國知識場、先年有来通、村々巡行之儀来ル〔西〕辰年〔午〕申年〔午〕辰年之間、私シ共江下行被 仰付難有奉敬承候、依之毎年前年之上分米老斗・御礼銀式百目、極月廿日限ニ無相違急度上納可仕候、右場所巡行先ニ而先規非例之儀者不及申、上納等ニ至迄不埒仕候ハ、何時ニ而も場所御取上之上如何様之儀被 仰付候共一言之御恨ミ申上間敷、為其一札如件、

〔嘉永元年中〕  
天保十四卯年

下行人 船知市良右衛門(円黒印)

極月日

引請人 船知佐兵衛(円黒印)

御正頭方

久保坊様

御役人衆中

〔史料23〕 知識場順行下行請書

第二函92号

奉差上知識場請書之事

一、河州中之掛知識初穂巡行之儀、来ル〔西〕辰年〔午〕申年〔午〕辰年之間私シとも江下

行被 仰付難有奉敬承候、依之毎年前年ニ上分米壺石七斗・御礼銀五拾目、  
 極月廿日限ニ無相違急度上納可仕候、右場所巡行先ニ而新規非例之儀者不及  
 申、上納等ニ迄不埒仕候ハ、場所御取上之上如何様之儀被仰付候共一  
 言之御恨申上間敷、為其一札如件、

〔嘉永元年申年(付箋)〕  
 天保十四卯年 下行人 船知市良右衛門(円黒印)

極月日 引請人 船知佐兵衛(円黒印)

御正頭方

久保坊様

御役人衆中

〔史料24〕 知識場所引渡証文

第二函103号

渡申知識場所之事

一、高野山中花供懺法知識場并檀方諸初穂、来ル末年方午年迄拾式ケ年之間  
 其方江相渡、右礼銀として銀五百目儘ニ請取申候、然ル上者年数之間内初穂  
 其方へ致受納、村数等諸事有来り通取捌可有之候、為後証一札如件、

安政五年年

十二月日

寺僧領役人

舟知佐兵衛(円黒印)

同断

藤井重左衛門(円黒印)

舟知市郎右衛門殿

前書之通相違無之、令奥印畢、

寺僧役者

蓮藏院(円黒印)

同断

知足院(円黒印)

〔史料25〕 惣年寄連署口上書写

第四函51号

〔表紙〕  
 文化十三子 九月御学頭代喜藏院へ

差出南都御奉行所江御添書ニ而

御差出ニ相成候書付留

惣年寄 久保倉源左衛門

堅紙手本トジニして

口上覚

今般惣年寄身上之儀御尋、并古記等致穿鑿委細奉申上候様被仰渡候ニ付、左  
 ニ奉言上候、

一、当山地下老□中<sup>〔分〕</sup>惣年寄相勤候儀者、寛文七<sup>丁</sup>閏二月廿五日、奈良御代  
 官五味藤九郎様□飯貝村当山地下老分中と唱候家筋之内、□立候もの飯貝  
 村御旅宿<sup>江</sup>御召出在之、古来之由緒<sup>并</sup>其頭家業等迄夫と御吟味・御札之上、  
 一山惣年寄役八ヶ院・野際両組ニ而□人相勤候様、被 仰付則御請書之写  
 差上申手形之事

一、今度地下中御吟味之上、年寄役拙者共へ被 仰付、畏□存候<sup>〔奉〕</sup>、向後諸事  
 公儀御法度触催、五人組之改、町谷<sup>江</sup>無油断可申渡候事、

一、一山地下中共無作法之儀御座候ハ、早速可申上候事、

一、当山諸事出入等有之節御尋之儀御座候ハ、所<sup>ニ</sup>て及承及見候通、無依  
 怙臆負有様可申上事、

一、浪人むさと抱置候ハ、穿鑿可仕候、若由緒御座候而於置抱申候ハ、御改  
 可申上事、

一、□出家中不依何事臆負偏頗仕間敷候事、  
 右之通堅相守可申候、若違背之儀御座候ハ、御穿鑿之上如何様共曲事可

被仰付候、為後有之者訴人可仕御穿鑿之上褒美可被下候者也、

戊五月七日

如此今度於江戸被 仰出候条、此旨違背無之様可被申付候、以上、

戊五月十二日

雨宮对馬守印

五味藤九郎殿

右之通申来候間、此御法度書之□□町人百姓不殘立合、致拜見承届□□、手形仕可□□由藤九郎被申候、以上、

戊五月廿日

北村善右衛門

橋村清兵衛

書判

吉田太左衛門

同断

松谷道円

同断

青木源之丞

伊勢矢権之丞

一、同年三月十日方五味藤九郎様御登山被成、当山寺社地下□□迄不殘起請文被成御取、檢地御竿入、同月廿四日迄御打被成候砌も、一□寺社相調書上候様被 仰渡、当山寺社不□□調書上候事、

一、地下老分之儀者、 南朝御由緒之家筋連綿仕、古代□□而天台・真

言・地下三方衆と申、山内諸事仕置等□□取捌仕候儀 御座候、其砌

永録十年上下満堂上下地下内論御座候趣、□記之内 嚙状之写

今度当山内論不慮之紛出来、既及大破、数个日之合戦 双方数多討死候、

殊寺中過半放火候、言語同断之次第、前代□聞候之儀 候、然間当八郷衆

方々此面 為嚙罷出令馳走、無事堅固申合候、向後引越 此意趣、寄事左

右 謀叛手を被出 者、南都一乘□□ 本善寺殿 願行寺殿 大念佛上人

・八郷・多武峯四个院、同方 御嚙衆為一味、成御幣 達而侘言可申候、

此□於偽申者、藏王権現・子守・勝手之大明神・天満大自在天神之可被□

御罰者也、仍後日為一筆如件、

八郷 印

永録十□

三□□一日

越智民部少輔使下善□

正安 書判

越智伊豫守使堤又兵衛

吉清 書判

秋山使飯岡左馬助

心源 書判

平殿使大串滿助

俊 書印

丹下使三箇飛騨守

頼盛 書印

多武峯南院

賢盛 書印

同 多楽院

実盛 書印

同 平等院

祐慶 □□

同 浄土院

宣栄 書印

願行寺使苗村左京進

清尚 書印

本善寺使山村大炊介

家則 書印

南都一乘院使上田兵部

舜藝 書印

万歳使福田善左衛門

重俊 書印

□□満堂

上下地下御中

右之時代迄者相忘家跡相統罷在候、其後慶長御一乱之砌、吉野奥郷より数百人致徒党、大坂為籠城発向之处、当山相催真言方へ、地下老分中同心仕、右奥郷之一揆追帰シ候ニ付、郡山御在番筒井主殿□殿方御感状惣中へ被下、則真言方所持御座候处、先年焼失仕候、其砌□□御公儀へ焼失御届被申上候書付之内ニ御座候、右真言方本院之儀者、古来方里元申而、地下老分氏族之外ニ而者寺院住職不仕義ニ御座候故、□□寺之節者勿論、合躰属武功候趣ニ御座候、然ル処其以来 日光御門主御支配と相成候砌、右里元之儀ハ御停止之旨当山へ御条目を以被仰渡候義ニ御座候、且又当□□之内、地下

山開と申御檢地場高百七拾四石条と□ハ延宝年中迄地下支配仕候処、地端ニ而荒所多ク出来、物成も薄相成候故、御修理領へ奉差上候ニ付、御修理領□□□□七拾四石九斗七升四合、修理領御帳面ニも地下山開と申テ當時山林なりと在之候、右申上之通、段々家跡相衰罷在候得共、右□之身分ニ付、御代官五味藤九郎様一山年寄役

此処落帳 (一頁空白)

身上御調之上被仰渡、且亦享保年中時之□学頭正覺院前大僧正様方当山地下人由緒□儀御尋被為在、段々及衰微罷有候段歎ケ敷被思召、当山之儀者日光御門主御支配ニ相成候ニ付、殊ニ□□□実城寺之儀ハ往昔南帝皇居之砌金輪寺御所地之儀ニ而、當時実城寺合躰ニ相成、則御門主御寺之儀ニ候間、相応之御用向相勤可然義之旨御内意被下、依之御頼奉申上候処、家筋等御調之上被仰渡候御奉書之写、

一、吉野山地下之者共從 後醍醐□□□御由緒、今度当御門主御家来分被成下候様奉願候付、幸実城寺御寺之儀ニ候条、実城寺附之御家□被仰付候段御申渡候処、御請御礼申上候由、則遂言上候処、弥励忠節候様可申渡之旨被仰出候間、此段可被相達候、恐惶謹言、

十月九日

惠恩院

智洞御印

信解院

慈延御印

□□院前大僧正

右之通被仰付、依之宮様御上路之度と京都於御旅館御目見被仰付候、猶又往古方右身分之者共ニ付聖護院御門主・三宝院御門跡大峯御修行御入峯之三宝院御門跡大峯御修行御入峯之度と、地下老分中惣代を以惣年寄共御出迎仕、吉野山於御旅館御目見被仰付、御目錄・上下等頂戴

仕候、□□□ハ、則去ル文化元年同三寅年兩御門主様御入峯被為在候砌も□来仕格之通御取計被下候儀ニ御座候、

一、□化四年卯四月京都從御奉行所当山陵御高札之儀ニ付御召状、

和州吉野山如意輪寺

外ニ陵取扱重立以前

右御召ニ付如意輪寺并地下老分中より久保倉源□□□候処、山陵絵図面相添御高札御引替被成下、左之通り請書差上申候、

右絵図面之通

後醍醐帝陵当寺山内在来候処、享保年中御改之上、御敷地廻り三拾四間竹垣被仰付、御高札御渡被成下候処、其後御高札御書替奉願、竹垣者追と石・木柵等ニ仕罷有候処、此□□□之上御高札御書替御渡是迄之通□相心得、弥籠抹ニ不相成様仕、御高札朽損、其外品替り之儀者早速御当地□役所様へ御断可申上旨被仰渡、奉畏候、依而御請書奉差上候処如件、

文化四年

和州吉野郡吉野山如意輪寺印

卯四月

吉野山陵守護仕候  
地下老分惣代

久保倉源左衛門印

御奉行所

右惣年寄身上之儀者、地下老分中相勤候儀ニ付、地下老分共之由緒、先年奉申上候通り、南北兩朝御和睦之砌、御陵・皇居金輪寺等御守護として、其砌方当山四拾式人相止り、其以来段々衰微致益落罷有候へ共、南朝皇居地下之名□□□地下老分中と相唱、尤歴年相過候儀ニ付、所々ニ而焼失等仕、耽と難取□、勿論家景等<sup>(悉)</sup>も領半<sup>(半)</sup>ニ而容易難取調候、□□古来方只今迄血統を以漸々家名相続仕候事ニ御座候、右御尋ニ付荒増身上奉申上候、宜御聞濟之上、古来仕格不取替様□計被成下候様奉願上候、以上、

文化十三<sub>丙子</sub>年

惣年寄 柳原保兵衛印

九月

同断 久保倉源左衛門印

御学頭代

御役所

〈史料26〉 吉野山地下老分惣代連署口書写

第五函二括14号

口書

一、拙者共最初 御門主様御家頼<sub>ニ</sub>被 仰付候節、御奉書ヲ以実城寺御家頼<sub>ニ</sub>被 仰付候処、拙者共存違之義御座候而実城寺家来トハ不申、 宮様家来実城寺出入分ト申、御奉書御文言之趣相背候旨被仰下迷惑仕候、不調法之段何分御免奉願候、

一、御学頭様藏王堂堅儀御出仕被遊候節、拙者共忝童子役相勤候事不宜役義と奉存、彼是御断申上候事有職之古実ヲ不存、不調法之段御免可被下候、此已後は迄之通為相勤可申候事、

一、帯刀御免家数致減少候節、平地下を帯刀へ引直し候節不奉願、拙者共中間相談斗<sub>ニ</sub>而引直し候事奉誤り、何分御免奉願候事、

一、拙者共帯刀御免已来院僧様有之儀ヲ一等も二等も見下し候様致直候故、院僧中迷惑被致候旨達御聞候由被仰下迷惑仕候、右躰之儀ハ全竟無御座候得共此已後急度相慎、右躰之儀無御座可仕事、但し取次等之儀帯刀御免已来之通へ奉願候事、

一、一山衆中へ対縮怠ケ敷事有之様被仰下迷惑仕候、右躰之儀全竟無御座候得共向後相慎、右躰之儀無御座候様可仕事、

一、表向幣役神人与書付差上候事、申伝斗<sub>ニ</sub>而御免無之<sub>ニ</sub>書上候事奉誤候、何分<sub>ニ</sub>も御免奉願候事、

宝曆五<sub>乙亥</sub>年九月

吉野山地下老分惣代

□角彦太夫判

坂本正右衛門同

竹内左門同

満□紋之丞同

御学頭  
恵心院権大僧正様此書付本紙時学頭喜藏院様并院僧中<sub>ニ</sub>も有、

〈史料27〉 吉野山地下老分惣代連署口書写

第五函二括15号

乍恐奉願候口上覚

当山院僧之儀者従往古一格相立侍<sub>ニ</sub>而、御衆中様江与力仕、諸事御用相勤来候、前々者正月元朝より実城寺江相詣、年頭御礼等熨斗目着用仕、相勤御用筋承候義<sub>ニ</sub>御座候、勿論御代々御学頭様御登山被遊候節御迎罷出、御在山中相詰御用相勤申候、尤南都御奉行所并御代官所御登山、御学頭所江御立寄被成候節、院僧之分ハ帯刀仕相詰御用相勤候、其節当山町役・惣年寄兩人地下人之内方相勤、領内為案内能罷出候得共、勿論脇指計<sub>ニ</sub>而相勤申候、惣而廿ヶ年計已前迄ハ、於当町祢宜中或ハ天神社人者格別、其外帯刀仕候者私共仲間外<sub>ニ</sub>者無御座候、然処二十五六年已前地下人奉願候付、地下人老分從御門主様実城寺附之御家来分<sub>ニ</sub>被為 仰付、其上帯刀 御免御座候付、諸事相改、只今<sub>ニ</sub>而者格式等宜様相見、平生出合<sub>ニ</sub>而茂甲乙有之様相成、先祖江為対申訳も無御座、外間実義共歎ケ敷次第<sub>ニ</sub>奉存候、ケ様<sub>ニ</sub>往古与者様子も段々相劣、地下人方私共仲間者一等も二等も見下候様<sub>ニ</sub>成行候而者、勤来候御衆中様之御用相勤候而も乍憚御為<sub>ニ</sub>も所詮不相成義与奉存候間、是迄相勤来候役義筋御用捨被成下候様<sub>ニ</sub>仕度奉願候、併此上何卒御衆中様御憐愍を以諸事前々之通<sub>ニ</sub>相成、責而地下人同等<sub>ニ</sub>被 仰付被下者、無別心与力仕、有来候通

御用相勤度奉存候間、私共先祖江之申訳茂相立、院僧仲間相続仕候様、何分御料簡被成下候様奉願候、以上、

宝曆五年

（マ）  
戌十月五日

院僧惣代 森下馬左衛門印  
同 山下喜右衛門印  
同 藤井喜右衛門印

寺僧御役者 地福院様

勝光院様

〈史料28〉 学頭申渡覚写

第五函二括16号

申渡之覚

一、其方共中間於吉野山由緒家筋之者故、先代之学頭 輪門様江申上実城寺附之御家頼ニと御取立、帶刀御免被成置候、実城寺ハ從 輪門様被仰付学頭進退之寺院候、然所其中ニも平日御奉書御文言之趣ニ相背、実城寺御家来とハ不申 宮様御家来実城寺出入分と申掠、学頭所ニて申付用事好悪を存、学頭所之進退難成様子ニ相聞候、御門主様御威光を借り学頭を輕し御支配之筋相背候根本ニ罷成不届之至ニ候、依之向後ハ御奉書御文言之趣を守り、平日共実城寺御家頼ト申、学頭所進退不相嫌様可致事、

一、其山之学頭蔵王堂堅儀出仕之事者一山之勝事不輕出仕候、依之右之節童子役之儀ハ帶刀之輩ニても家筋致吟味可申付役筋ニ候得者、其方共忪童子役相勤候事ハ身分不相応之大役、冥加之至ニ候、然ルニ都而童子役相勤候事恥辱存、彼是ト申趣も相聞候其方共中間有職之古実を不存と申ながら、身之分限ヲ不斗不届ケ之至ニ候、是迄も勤来事ニ候間、向後弥帶刀之家より役相勤可申事、

但し童子役相勤人躰無之節ハ学頭代臨期之取斗可有之候、左様可申事、

一、帶刀御免之家数致減少候節、平地下ヲ帶刀江引直し候由相聞候、依之今

般令吟味之処、其方共我俚引直し候儀言語道断、不届之至り候、東叡山申上急度御吟味被 仰付様可致候得共、其段令容赦候間、向後右躰之儀堅致間敷候、万一無拋儀有之節ハ其趣学頭代添簡ヲ以学頭江申出、 輪門様ハ帶刀 御免可奉願事、

一、其山院僧之儀ハ寺僧中致与力、古来方待分之者ニ而一格相立年中相定候、役義等も有之所、其方共中間帶刀 御免已来万事格式相改、院僧格式難立様罷成候故、院僧家筋段々致衰微、寺僧中役儀相欠差支罷成候由相聞候、仍之向後ハ地下之輩急度相慎、右躰も無之様可致事、但座席等之儀ハ帶刀 御免已来格式可有之候間、混乱無之様可致事、

一、其方共中間由緒如何様ニ有之候共、帶刀御免ハ近来之事ニ付、殊更一山衆中ハ当時地頭家之事ニ有之候間、一山衆中江緩怠ケ間敷事一切無之様相考可申事、

一、其方共中間表向幣役神人と書上候事、申伝斗にて御免も無之ニ書上候事不届之至り候、依之今般可令停止候間、向後右躰之書付堅致間敷事、右之趣今般申渡候間、向後急度可相守者也、

宝曆五<sup>乙</sup>亥年十二月 恵心院権僧正判

吉野山地下老分中

此本紙時学頭喜藏院ニ有、并諸書付院僧中間ニも有、

〈史料29〉 舟知市郎右衛門願書控

第五函二括18号 図4

乍恐書附以願上奉候

願主下町  
舟知市郎右衛門

一、私シ先祖代々院僧家筋御寺僧中江与力待ニて御座候、先祖五代以前長右衛門申人口御寺僧御仲へ忠孝被致置、此忠孝申者当山ニて山領所ハ是等檜等ハ我尾申候ニて、鳥住村方際目申ふん有之候付、御寺僧御仲与して從党申来



長右衛門申候者詰中ニテ者從党出来不申候所ニ、從党本人成道光寺・成就院修行役ニテ御座候、先祖長右衛門与力致待ニテ本人成満堂・坂中宝持坊・西善院・橘屋・庵屋・美濃屋・百姓惣代頭良九郎、右十人内際目申分被致、此時鳥住村六右衛門弓ニテころし、此咎<sup>ヲ</sup>与して本人長右衛門・庵屋二人者張付ニテ御座候、残り八人打くひニテ御座候、

右之咎從水戸馬頭様被伝付候ニ付、下泷原ニテ有之候、良石<sup>ノ</sup>増<sup>マシ</sup>

明曆三申九月廿五日書印、今仰有、

一、私シ先祖市郎右衛門四代以前忠孝被致、此忠孝申者御寺僧御仲御田地致被置候所ハ大谷山ニテ御座候所、市郎右衛門田七十五半かりニテ御座候、此田方奥迄平き申候、此田平キ付阿知賀村・奥六田村方領分堺際目付二ヶ村者共かれこれ申候、私シ先祖市郎右衛門南都代官所へ取入候節ニテ御座候付、二ヶ村者供へ此際目儀者吉野領ニ有之候与申、際目木相立可申候、光勝院<sup>ノ</sup>様四代以前ニテ御座候、喜兵衛申人右三人大谷田平き本人相成寺僧御仲御田地被致置候、

寛文九<sup>己</sup>西十月日九十七年成

四

一<sup>四</sup>、蔵王堂方一ノ坂迄満堂領ニ相成候所、私シ先祖市郎右衛門満堂領ニ致候ニテハ心外存候、是方南都代官所へ参り、一坂方関屋並木桜手本植從水戸御寄進与札立申候、他領ニ不及満堂中口以満堂ハ御寺僧へ物不申候様、宇田郡山城<sup>守</sup>様南都代官所市良右衛門方便以並木桜植置候、院僧中桜詣如此御座候、

天和二<sup>壬</sup>戌天二月十九日八十五年成

一<sup>三</sup>、山上ニテ六月一日方七日迄一座護摩修行付、市郎右衛門・洞川辻本半九郎二人忠孝被致候、

御寺僧真珠知閑法印護摩檀方満堂三人出引下ケ候付、市郎右衛門・半九郎二人者満堂打伏候、一度も二度も引下ケ候得は満堂打切、二人者供切腹致候与心定、以刀二人者檀左ニ居申候、夫方満堂手相掛候間敷候、御寺僧護摩如此御座候、

延宝四<sup>丙</sup>辰六月一日 九十一年ニ成、

一、私先祖申置候ハ家名ノ儀不相叶候へは右四ヶ条之忠孝致置、御寺僧様申上、御寺僧様之御加勢以家名相続致様ニ願上、御寺僧聞届ケ可有様ニ先市郎右衛門致置候、以上、

元禄二年書出置 東伏房

一、此度<sup>上</sup>一山町役人不調法仕候付、御学頭代様御咎ニ有之候付、門外金屋者供手ニ相掛り、何供心外奉存候、私シ面躰一山ニ合申事、院僧中御寺僧様御寺へ出入も無之様ニ奉存候、何卒此度家名市郎右衛門相立<sup>可</sup>申様ニ御慈悲以御寺僧御中從相立被下候ハ、有難仕合奉存候、以上、

舟知市郎右衛門

明和六年  
丑三月日

御寺僧御役人

道光寺様

喜藏院様

〈史料30〉 舟知市右衛門願書写

第五函二括19号

（首欠）

村方際目申分有之候附、寺僧御仲与して此度鳥住村へ際目取致候、当山領ニ致候様ニ長右衛門召被出候、長右衛門申候者、法仲ニテ不出来致、私シ法仲ニ成預り一山領致可申、其方道光寺・成就院・宝積院・西善院・橘屋

・庵屋・みのや・柳屋・次郎九郎申合、鳥住村へ出入申分致際目立合彼 是  
 申、明曆二未<sup>(マ)</sup>四月二日<sup>(マ)</sup>にて早鐘・ほらかいにて陣取致、十五才之男子至 迄本  
 堂へ出、鳥住村へ出廻候付、鳥住村六右衛門申者弓にて殺シ候節、 中坊左  
 仲殿当山へ登り此陣取見届京都役所へ被申出、京都役所方申来候者、 吉野  
 一山鳥住村際目申分有之附、早かね・ほらかい・陣取出立ニ中坊左 仲申来、  
 京都へ御召寄せられ、吉野山之儀ハ法仲にて御座候所、法仲不宜 事ニ候申され  
 候附、寺僧御仲道光寺・成就院・宝積院被申候者法仲にて不 出来致、從党<sup>(ツ)</sup>  
 長右衛門申者法仲ニ成預り一山大領地にて御座候所、鳥住村 方際目取致庵屋  
 ・柳屋・みのや・橘屋・百姓次郎九郎・西善院右十人者 京都役所召被出、  
 鳥住村六右衛門打殺シ此咎して本人長右衛門・庵屋二 人者張付被仰付居、  
 残り八人者打頭従水戸被仰付、明曆三<sup>(マ)</sup>甲九月廿五日ニ 下渕原にて成敗有之候、  
 一、為寺僧御仲にて所ハ大谷市郎右衛門本田ニ御座候、其方奥迄田平キ致被  
 置候、私シ方先祖四代以前市郎右衛門申人、此大たに田ひらき附廿ヶ年以  
 前心掛仕候、市良弟六左衛門与申者水戸奉公出シ、水戸奉公十三年間為、  
 致南都代官所御預り五味藤九郎様御登り附、此六左衛門申者召仕為致置、  
 此手掛以大谷田平キ致候附、左僧<sup>(僧)</sup>・あぢか<sup>(阿知賀)</sup>・奥六田三村者供彼是際目申候、  
 其従市郎右衛門申候者、此たにと申者吉野一山領<sup>(領)</sup>にて田平キ申候方良、南  
 都代官所方申来り候間、田平キ申候三村者供者不申候様ニ、方便以市郎右  
 衛門田平キ御寺僧仲御田地与致被置候、先勝光院同寺家来喜兵衛申右三人  
 田平本人大谷如此候、

寛文七年二月日

一、蔵王堂方丈六迄満堂領ニ相成候所、私シ先祖市郎右衛門心外致、其方宇  
 田郡山城守・南都代官五味藤九郎殿取込、一坂方関屋迄並木桜植置、此  
 桜並木附左僧村<sup>(僧)</sup>・一ノ坂村・丹治村方彼是申候、満堂不申及並木引申候間、  
 右三人方便以水戸御寄進与札立申候、他領不及、満堂方寺僧御仲者不申

候様ニ市郎右致被置候、

並木桜如此、

天和二戌年二月 日

一、山上にて六月一日方七日迄寺僧護摩附真珠院知栄代にて御座候、七日間一  
 座護摩修行致候様ニ真珠院担<sup>(擔)</sup>へ上り候へは、満堂三人出彼是申、寺僧護摩  
 無之候所、今以修行成不申候与申候へは、先年方中せつ致候、今日天下泰  
 平五穀成就修護摩修行致ス存候、担上より引下シ候、洞川辻本半九郎・市  
 郎右衛門真珠院様方召被出客担方一度も二度も引下ケ候ハ、満堂切休候<sup>(伏力)</sup>  
 様ニ被申候附、満堂三人打休候、檀左右三人ハ以刀居申候、其方満堂寺僧  
 へ手相掛不申候、寺僧護摩如此候、

元禄十二年六月日

一、此度一山町宿老不調法仕候附、御学頭代様御咎ニ附門外金屋ノ手ニ相掛り  
 何共心外奉存候、私シ面躰一山ニ合不被申候、御寺僧御仲院僧与力待不相  
 叶候様ニ私シ家名相続も難叶、右四ヶ条ノ忠孝被致置候市郎右衛門跡にて御  
 座候所、何とそ家名儀相続致ス様ニ、御寺御中方先祖申分被為成被下候ハ  
 、難有仕合奉存候、  
 御聞届無之候へは私シ形隠シ他所にて一人居可申候、

舟知市右衛門

明和六<sup>(丑)</sup>四月 日

御寺僧御仲様

御役者

道光寺様

喜藏院様

〈史料31〉 院僧中間ニ付定書写

第五函ニ括23号

定

院僧中間之儀者宝曆四<sup>甲</sup>年尔持福院円止様・勝光院知起様御役之節、願書出し置候ニ付、円止様御弟子東南院円海様知足院忍昌様被 仰合、此度関東御下向ニ付中間格式御糺之様子被為 仰下候ニ付、追訴可仕事、一、中間之儀向後改平生身持相慎候而法外之人有之候者互<sup>ニ</sup>吟味之上中間相除候事、

一、此度従 寺僧御中御頼<sup>ミ</sup>丹藏・喜間多兩人中間不殘相談之上相伽候<sup>(加カ)</sup>、此上者他人者不及申<sup>ニ</sup>、雖為中間之内一旦中間相退かせ候人躰ハ中間老人<sup>ニ</sup>而も不殘与篤相談之上相加候事、一、三ヶ院中間座席之儀、不依老若<sup>ニ</sup>老ヶ年尔ても其家相統<sup>ニ</sup>相定候人可為上座候事、

右之三ヶ條堅相守り可申事、

天明八<sup>戊申</sup>二月

六ヶ院組

平嘉介

山内源兵衛

森下公市

清水善兵衛

森下馬左衛門

蜂谷新兵衛

森下吉郎兵衛

山下組

山下藤左衛門

山下宇右衛門

山下又四郎

山下三佐

井上佐右衛門

井上喜三郎

山下藤四郎

野際組

藤井喜右衛門

船知市右衛門

五味時右衛門

森田徳右衛門

車田金吾

藤井善右衛門

藤井儀平次

船里九郎右衛門

〈史料32〉 院僧中間ニ付定書写

定

第五函二括24号 図3

院僧中間之儀者宝曆四<sup>甲</sup>年尔持福院円止様・勝光院知起様御役之節、願書出し置候ニ付、円止様御弟子東南院円海様知足院忍昌様被 仰合、此度関東御下向ニ付中間格式御糺之様子被為 仰下候ニ付、追訴可仕事、一、中間之儀向後改平生身持相慎候而法外之人有之候者互<sup>ニ</sup>吟味之上中間相除候事、

一、此度従 寺僧御中御頼<sup>ミ</sup>丹藏・喜間多兩人中間不殘相談之上相伽候<sup>(加カ)</sup>、此上者他人者不及申<sup>ニ</sup>、雖為中間之内一旦中間相退かせ候人躰ハ中間老人<sup>ニ</sup>而も不殘与篤相談之上相加候事、一、三ヶ院中間座席之儀、不依老若<sup>ニ</sup>老ヶ年尔ても其家相統<sup>ニ</sup>相定候人可為上座候事、

右之三ヶ條堅相守り可申事、

天明八<sup>戊申</sup>二月

○奥下ノ差出書ハ史料31トホボ同文ニ付省略ス、但シ史料31ノ六ヶ院組ノ「平嘉介」ヲ「中平嘉介」ト記シ、「森下吉郎兵衛」ノ名前ハ無シ、

〔史料33〕 知識場取替シ一札 第五函二括38号

為取替知識場一札之事

一、大坂三郷町中并天王寺領方・北野・曾祢崎・福嶋・川崎不殘巡行之儀、從知足院様被仰付候、尤三郷町中ハ貴様拙者兩人江江被仰付候所、貴様御不案内ニ付、拙者江御頼被成候所実正也、年限之儀者来ル辰年方申年迄五ヶ年ニ相定、右初穂米取集、高之内銀壹貫五百目宛上納相定、此之内ニ而万端為世話料銀百五拾目、御影紙四束・陀羅尼助四貫目、年々御差送可被成約定也、尤上納銀之儀者每前年霜月切ニ急度上納可致旨、自然上納不埒、猶巡行先ニ而不筋之儀有之候而者御院主様江御申分無之、心得違無之様巡行可致旨致承知候、猶心得違無之様巡行可致候、為後証之依而如件、

文政二卯年 大坂常盤町 三丁目木屋 武兵衛(円黒印)

正月

吉野山知足院様御役人

船知市郎右衛門殿

一、北在々之儀、帳面之通巡行可致候、北在村々大峯山上之木札毎年式百枚宛并法被四枚・金鑰袋四ツ每前年御渡可被成事、

〔史料34〕 田地讓渡証文 第三函12号 図5

〔端裏書〕 「八十六番」

譲り渡申田地之事

字冷水有之候

一、田地面式拾苺

御寺家領

御高

右之田地此度其元依所望讓渡申所実正也、則冥加銀トして銀子壹百式拾匁ニ受取申候、然上者永々其元勝手ニ支配可有之候、為後日一札如件、

天保七申年

九月 日

舟知市良右衛門殿

前書之通相違無之、仍而如件、

知足院(円黒印)

弟子 宝積院(円黒印)

五節 明治維新期

〔史料35〕 役用日並 第四函70号 図6

〔表紙〕 「慶応四 戊辰年

役用日並

〔表紙〕 役者 小松院祐恵」

久保坊龍泰儀、病身ニ付三ヶ年之間暇被下度旨願出候、尤口上書取之、一統願之通聞濟ニ相成候事、

四月二日、久保坊儀他出之事、

四月三日、学頭代方廻文有之、別紙ニ写し置候事、

四月九日、学頭代方廻文有之、別紙ニ写し置候事、

四月十二日、雨天、学頭代方廻文有之、別紙ニ写し置候事

四月五日、早春已来鷲尾殿方達し、且八鳥丸殿御登山之趣有之候ニ付、高取

表并山門江届ケ万端諸入用高割ニ而出銀致し候事、当領高三百三十四石式斗式升之割ヲ以、銀百五十目四分四月六日学頭代江差出し候事、委くハ別紙ニ有之候事、

四月十三日、晴天、学頭代方廻文有之候事、

御示談申度儀有之候間、明八ツ鐘早々当方へ御出可被成候、以上、

四月十三日 学頭代

寺社連名

十四日、快晴、十七日、学頭代方示談申度旨申来候事、

村高帳并卯歳取箇帳可差出旨、美濃紙ニ認総督殿方御触ニ付、

一、山領ノ高附并取箇帳、差出し申置候事、

表書 昨卯年取箇帳 満堂領

一、百九十三石 古検元高

百四十石五斗式升 新検出高

合三百三十四石五斗式升

一、五石七斗八升 古検元高 丈六領

六石五斗八升四合 新検出高

合拾式石三斗六升四合

二口合高三百四十六石八斗八升四合

此取米三十石八斗六升五合三勺

内 田方七石四斗式升式合四勺

代銀三貫百式匁五分六直段老石ニ付り四百十九匁

畑方式十四石四斗四升式合九勺

内 五石六斗式升壹合八勺六才畑方不作ニ付替三ノ用捨引

残而此取米拾八石八斗式升壹合

代銀七貫八百六十七匁壹分八厘

式口合此取米式十六石式斗四升三合四勺

代銀拾貫九百六十九匁七分四り

慶応四年 満堂惣代 宝塔院印

辰四月日 小松院印

右之趣領ニ学頭代へ取集メ高取預り役所江差上申候事、

廿日、学頭代方両派示談申度旨申来候事、

廿一日、晴天、於実城寺両派示談有之候事、

一山神社佛像ヲ以神躰ト在之候分、取除ケ可申事、

并罽口梵鐘等佛器之類一切取除可申筈之事、

四月廿一日、学頭代方別紙廻文有之候事、

廿三日、雨天、夕景方両派示談ニ付東南院ニ而会合之事、

但し、藏王堂并神社子守・勝手・佐抛・八王子・天満天神・午頭天王・金精

社等一と由緒相調候而、其由緒書ニ口上書相添、今般京都江相窺可申約定一決

之事、両派惣代寺僧方教学院・満堂方持明院罷出候事、治定有之候事、

且又由緒并ニ口上書別紙ニ写し置候事、

廿七日、大雨、惣代持明院・寺僧方教学院兩人上京之事、

廿八日、大雨、

学頭代方高取江、取箇帳高帳等納ニ遣し、諸入用寺社高割ニ而申来候事、当領

百五十九匁式分六り、閏四月二日学頭代江為持遣候事、受取書有之、

取箇帳等相認高取取次ニ而、大和鎮撫・京都民政役所・太政官、此三ヶ所ニ相

納候事、

四日、晴天、惣代持明院帰山之事、

但し、右神社由緒書并口上書南都鎮台総督府江指出し候儀、一先預り置、追

而大政官江窺之上沙汰ニ及へくとの事故、其まゝ帰山之事、

十一日、雨天、早朝学頭代方廻分左之通、

急ニ御示談申度儀有之候間、只今当方江御越可被成候、以上、

壬四月十一日 東南院  
小松院 学頭代

加點順達留方御返戻可被成候、

直様学頭代吉水院江罷出候所高取表方申来候ニ者、此般制札之次江左之通認置候様申参り如何之事示談有之、

慶応四一 太政官

右之条ニ被 仰出候旨、從総督府被達候間、急度可相心得もの也、

駿河

右山内制札之儀ハ只奉行与のミ有之候ヘ共、此度制札相改候ニ付、右申来候ヘとも此儀ハ新規之事故、今一応一派中江披露之上御答可申旨ニ而帰寺有之事、同日、於本堂月並法事相勤候事、

十二日、於東南院ニ、右高取役所方制札ニ駿河与名前相認候様申来候ヘとも、此儀ハ一応御支配表江相窺、其上ニ而取斗可致し与内高取方如何催促有之候迄、

先右名前之所ハ此俣延引いたし置候、示談一決之事、

壬四月廿三日、学頭代方廻文左之通、  
急ニ御示談申度儀有之間、今日七ツ時より両派一統学頭所ヘ向御出可被成候、以上、

廿三日 東南院

学頭代

小松院

右之通一派中江廻文役者方相廻し申候事、後而七ツ時兩派衆中学頭代江参院、学頭代方演舌ニ者、先日方南都総督府方別飛脚参り、然ルニ飛脚同道ニ而も可罷出様御沙汰ニ候ヘとも、翌日罷越申候、扱又壬月一日方大政官御廻文十六七通有之、就中急ニ幕府方判物今に差出し無之如何ノ訳かト御尋ニ付、一向御廻文高取表より御廻し無御座候故、一向存不申候故、何等之事をも不申上との事ニ而、右廻文十七通持参ニ而帰山有之、直様右示談ニ相成候事、乍去江

戸表方之判物ト申者御朱印且ハ御条目等之儀ニ付、京都太政官ヘ右差出し可申訳柄、右在山之衆中江披露ニ及び候所、何分一派中之一大事之宝もの寺僧方惣代江相頼候儀も如何敷候事故、廿六日方惣代小松院 御条目守護いたし、南都総督殿ヘ罷越候事、

寺僧方惣代 御朱印御奉書并写し等守護いたし同道の事、

但し、為路用金十両預り申候事、且受取書納戸ヘ差遣し置候事、

五月二日、雨天、惣代小松院帰山有之候事、

壬四月廿六日、吉野発足、八木泊り、但し大雨ニ付、廿七日雨天南都江着、廿

八日雨天、四ツ時総督役所江罷出、御条目写持参、玄関ニ而手札相渡し、口上申入、例席江相扣居候所、役人山田直二郎殿面会之上、口上書并条目写し差出し候所、又奥野孝二郎殿面会窺之上、何も御改正ニ相成候事故、先京都江持参有之候而、御沙汰可承旨申被聞候事、

口上書写

一、今般旧幕府方受封之判物御用ニ付、同国事務局御役所江持参可仕候様被仰渡候ニ付、別紙写之通条目三通奉入御高覧候間、右宜敷御沙汰御願奉申上候、以上、

辰壬四月日

吉野山金峯山寺  
満堂衆徒惣代

小松院印

御総督府

御役所

右ニ付、条目写寺僧惣代教学院江相頼、京都江差出し、若哉本紙取上ニ相成候ヘハ、当派江別飛脚差立可被下候様頼帰候、扱又先ニ月神社之由緒書差出し置候所、今般直ニ神祇官江差上願立有之候様申被聞候ニ付、今一応山内兩衆(復職)之儀願立候而者如何ニ候哉、此俣御沙汰待受候而者御朱印ハ勿論衆中一(復職)派如何ニ変化有之哉も難斗候ニ付、一山篤と復俗之儀示談仕候而上京之筈ニ候

へハ、山上衆中も下山之上一決可致候、且又蔵王権現之之号ハ已来相改との御沙汰ニ御座候ハ、改号ハ勿論左候へハ神社ニ相成候哉も難斗候事、五月二日夜認、三日早朝方山上江飛脚遣し候書状扣

一筆啓上仕候、然ハ先般旧幕府之判物可差出候旨御沙汰ニ付、御朱印并御条目総督殿江持参仕候所、此分ハ京都江差可出候様被仰候、就夫先と月差上候神社之由緒書神祇官江差出し候而、蔵王権現之儀別段願立周旋無之候而ハ、寺院一大事之事柄、役人方被仰聞候、左候へハ、此俣御沙汰相待申居候而ハ、蔵王権現号ハ已来相改との御沙汰ニ付、改号ハ勿論之儀ニ御座候ハ、是非とも神社ニ相成候ハ、衆中一統如何变化も難斗、且ハ御朱印も是又難斗候、右ニ付一統復俗之儀願立候而者如何ニ御座候哉、但しハ、此ま、矢張御沙汰相待候哉、右兩様否哉御報承度候、思召も御座候ハ、御下山此飛脚同道奉待上候、右急ニ示談仕候候ニ付、如此申上候、以上、

五月二日

役者中

竹林院様

急ニ御示談之義有之候間、兩派一統<sup>明五ツ時</sup>学頭所江向御出可被成候、以上、

五月三日

東南院

学頭代

小松院

右廻文夕景ニ申来候事、

急ニ御示談申度儀有之候間、明五ツ時方各無不参、実城寺江向御集会可被成候、以上、

五月三日

役者

衆徒御中

四日、雨天、五時、兩派実城寺江集会之上、復飾願之儀一決之事、

御尊書拝誦仕候、如貴命御座候而、御一統御心痛奉察候、拙も下山仕御面談申承り度奉存候得共、山上も無人、別而近日法用も御座候間不能其儀、以愚

察貴答不悪御承引奉頼候、扱於拙院別段發明之義も無御座候、乍去蔵王権現之儀ハ誠精御歎願之上是非共唯一神道ニ被成候得者不得止事、兩派一統社家ニ相成候とも無余義次第奉存候、猶又御朱印も一段之難義ニ御座候、何分本尊之成行ニ順し還俗成共兎角世の流ニ随ひ可申事可然奉存候、此方方帰俗願立之儀如何敷奉愚案候、乍去御兩派衆中之思召ニ相順可申上候、右貴答申上度愚札如斯御座候、恐々頓首、

五月三日

竹林院

御役者衆中

五月六日、雨天、寺僧方喜蔵院・当派持明院小松院、各僕老入ツ、召連上京、同八日京着、三条通大橋川東式丁目豊後屋友七方ニ而止宿、同十一日神社由緒書并ニ神社佛閣間教書・山内惣絵図、右弁事伝通御役所江差出し候所、追而御沙汰有之候間、其迄差扣可申旨仰被渡候ニ付、惣代喜蔵院・持明院相残り、教学院・小松院十五日京地発足ニ而道中大水之難有之、漸十八日七ツ時帰山有之候事、大政官江差出し候願書奉書之立紙ニ而別紙ニ有之候事、

十八日、雨天

神社之由緒書并願書等 大政官表江差上候所、諸山何も俄ニ御沙汰無御座候ニ付、兩派惣代式人丈ヲ相残り、教学院・小松院今日帰山仕候間、此段不快ニ付乍略儀右申上候間、左様御承知可被下候、以上、

役者

五月十八日

衆徒御中

右之通廻文致し置候事、

廿日、天氣、当春已来王政御一新之折柄ニ付、寺僧満堂老本ニ相成候様示談一決之事、乍去天台・真言兩宗兼学ニ相成候而、互ニ加行・灌頂等兼学ニ相成候事、

於東南院ニ集会、人数寺僧方吉水院・吉祥院・教学院・東南院・持福院、当派桜本坊・宝塔院・竹林院・小松院・宝持坊、已上、

廿一日、天氣、月並御願供法事相勤候事、

廿三日、天氣、請取渡し法要<sup>ニ</sup>付、覺明房・淳興房山上江登山有之候事、

廿六日、天氣、二頭坊兩人下山有之候事、

廿七日、天氣、学頭代方廻文別紙<sup>ニ</sup>有之候事、

廿九日、天氣、小松院山上江登山有之候事、

六月八日、天氣、右同院下山有之候事、

九日、天氣、例年之通蓮花会法用之事、

十六日、夕立、学頭代方廻文有之、別紙<sup>ニ</sup>写置候事、

但し、総督府方廻達三冊有之、

十七日、天氣、東照権現御法楽相勤候事、

同日、東南院入来<sup>ニ</sup>而、此度山内由緒書南都役所江持参之事、竹林院江頼申度

旨申来候<sup>ニ</sup>付、当派も同様無人之事故、右院江相頼候事、則、以書状頼遣し申

候処、返書左之通、

貴報

一山惣代として金峰山之由緒書持参、出南可致候様御申被越、明日発足可仕

候間、右御答申上度、早と頓首、

辰六月十七日

竹林院

御役者 小松院様

山内由緒書別紙志冊有之候事、

右<sup>ニ</sup>付竹林院一山惣代<sup>ニ</sup>候へとも当派之事故、暑中見舞兼候而参り候事、但し、

例年之通葛等之献物持参之事、

十八日、天氣、例年之通高取預役所江暑中見舞<sup>ニ</sup>小松院罷出候事、取次罷出口

上申入無滞相濟、同日帰山之事、尚又持明院為惣代上京致居候所、<sup>(通事)</sup>十八日帰

山有之事、

十九日、本堂法事相勤候事、

同日、於学頭所<sup>ニ</sup>兩派集会之事、

京都江願之趣聞濟<sup>ニ</sup>相成、就夫種と示談之事、

但し兩派僧侶老統<sup>ニ</sup>復飾被仰付候事、

廿日、天氣、於夷城寺<sup>ニ</sup>集会之事、

大政官江差出候由緒神社之事、并願書等ハ別紙<sup>ニ</sup>有之、

廿一日、天氣、一山為惣代竹林院南都江罷出候事、

金峯山寺由緒書持参之事、

於密乘院御影供相勤候事、

同日、金鳥居ノ発心門額・本堂鰐口本地佛取除候事、

南都方知果事役所与名目相替り候御回達有之候事、

廿一日方竹林院暑中為見舞知果事役所江罷出候所、追而沙汰致し候迄、先差

扣候様御取次奥田万二郎殿方申被聞候<sup>ニ</sup>付、廿六日帰山之事、

廿七日、雨天、廻文、

御示談申度儀有之候間、明廿八日正辰之刻吉水院<sup>(符カ)</sup>江向各無不参御来集可被

成下候、以上、

六月廿七日

兩派役者

各御中

廿八日、五ツ時、吉水院<sup>ニ</sup>而集議之事

吉水院・喜藏院・宝塔院・吉祥院・教學院・持明院・竹林院・東南院・持福

院・小松院、已上十人、山上寺并吉水院此七ヶ院ハ役着附<sup>ニ</sup>而、寺院<sup>ニ</sup>可致候様、太政官江歎願一決

之事、

七月朔日廻文

御示談申度儀有之候間、明二日正辰刻吉水院江向、各無不参御来集可被成候、

以上、



七月一日

兩派役者

各御中

二日、天氣、

兩衆各出席示談之儀ハ、山上寺役行者別当寺ニ相定メ、下山ニ有之山上寺桜本坊等ハ不殘復飾之事、

但し、是迄之山上寺之人躰ハ山上小松院与相稱し候事、

今日方各不殘復飾之事、

同日方本堂法事月並之分相止メ候事、

矢張衣を着し当時此候之事、

社人十八人之分装束等上京ニ而相求メ可申事、

右之通示談一決之事、

覚

一、金廿壹兩壹部 御朱印掛りニ付閏四月廿六日吉野山出立、五月十三

日迄、京都行、十七日分

但し、壹日ニ付金壹兩壹部ツ、

一、金壹歩

坂本御殿内三光院江菓子料

一、同壹歩

取次堀内右衛門江菓子料

一、同壹兩

御使中沢主税江菓子料

一、同壹部式朱

同下男江遣ス

一、金三兩式朱ト  
百三十式文

豊後屋友七方江  
御使諸入用高払

一、同式朱

大高紙代、

一、同式歩

御学頭并相模殿江菓子料

一、同式朱

大政官江案内料

金式十七兩

相場式百〇十匁替、代銀五貫九百四十目

又錢百三十式文

代銀式匁六分六厘

都合

銀五貫九百四拾式匁六分六厘

右式千式百九十式石三升三合割

拾石ニ付

式拾五匁九分式り八毛

高五百九十九石八斗八升七合

一、 壹貫五百五十五匁三分九厘

高五百六十五石五斗三升三合

一、 壹貫四百六十六匁三分式り

高四百七十七石式斗九升六合

一、 一

高九石八斗六升八合

一、 穀屋領

式口合四百八拾七石壹斗六升四合

代壹貫式百六拾三匁分式厘

高三百三十四石五斗式升

一、 満堂領

高拾式石三斗六升四合

一、 丈六領

式口合八百九拾九匁四分

高百八十六石七斗八升三合

一、 社僧領

高九十式石七斗九升四合

一、式百四十目六分

祢宜領

高拾式石九斗八升七合

一、三十三匁六分八リ

天神領

右之通

御朱印御改正<sup>ニ</sup>付、諸入用金割附候間、一兩日之内<sup>ニ</sup>差出し可被成候、以上、

辰七月三日

学頭代

寺社連名

右加点順達早と留方御返脚<sup>〔却〕</sup>可被成候、以上、

四日、天氣、竹林院南都江<sup>〔江〕</sup>発足之事、

同日、桜本坊帰山有之候事、

五日、雨天、一山惣代教学院・持明院上京之事、

〔久保坊隱居願之儀、惣代上京之御御学頭<sup>〔江〕</sup>差上置候事<sup>〔追筆〕</sup>〕

七日、天氣、真如口院方使、越後見正院入来<sup>ニ</sup>而御嘶<sup>ニ</sup>者、今般当山内復飾<sup>ニ</sup>

相成候ハ、山上六坊当山方修驗先達相成候而、役行者守護いたし候様仕度、

且ハ山上ハ是迄之通、小笹も是迄通、山上者山上丈ケの仕末<sup>ニ</sup>而宜敷候間、

此段別段印紙為取替<sup>ニ</sup>而仕置度候との事入魂<sup>ニ</sup>罷越候故、当方一山示談之上御

答可申旨返答致し置候事、

八日、天氣、小松院山上江<sup>〔江〕</sup>登山有之候事、

十一日、例年之通引役銀受取、福角氏方取<sup>ニ</sup>参り候故出之、

請取申引役銀之事

一丁銀百拾匁也、

小松院印

宝塔院印

世覚寺先達

菩提山靈山寺・高天寺・桜本坊 已上六人也、

竹林院南都方帰山有之候事、

十二日、天氣、小松院山上方下山有之事、

十四日、天氣、当山方諸先達入峰之事、

十五日、雨天、竹林院山上江<sup>〔江〕</sup>登山有之候事、

一筆致啓上候、未残暑難去御座候処、各御安全珍重<sup>ニ</sup>御座候、次<sup>ニ</sup>山内静謐、

各院無異罷在候間、御放慮可被下候、然ハ当春已来王政御一新<sup>ニ</sup>付吉野藏王

権現号<sup>〔隨〕</sup>発止<sup>ニ</sup>相成、御神号被仰出候<sup>ニ</sup>付、前年三郷方寄附有之候奉額取片付、

宝蔵<sup>〔江〕</sup>相納置候間、此段御承知可被下候、尚御後刻御一統<sup>〔江〕</sup>宜敷御披露可被下

候、先ハ為其如此御座候、不宣、

辰七月 三郷山上講

満堂役者小松院書印

老分御中

寺僧役者東南院書印

廿二日、夜、淡山方智光院より使者来候事、

但し、山内支配宮添簡問合之事、

廿五日、惣代持明院帰山之事、

〔廿五日、同教学院帰山有之候事<sup>〔追筆〕</sup>〕

廿六日、廻文、

御示談申度儀有之候間、今日正午半刻吉水院<sup>〔江〕</sup>御集会可被下候、右之趣学頭

代方申来候、以上

辰七月廿六日

両派役者

各御中

老統衆評之儀ハ、先山上寺院歎願之次第ハ学頭一慮見<sup>ニ</sup>而、南都江<sup>〔江〕</sup>添簡も歎出

来候<sup>ニ</sup>付、歎願之儀ハ五十ケ日之間猶豫願置候而帰山之事、其間<sup>ニ</sup>御支配宮様

江<sup>〔江〕</sup>御沙汰之儀可奉窺候事、

但し、学頭方被窺候事、

尚又、八月会式後、於藏王堂天下泰平之旨臨時御祈禱可申事、

七月晦日、本山先達登山有之候事、

八月朔日、小松院儀、喜藏院江罷出候而喜藏院江面会、山上ニ而ヲイ請取渡し之儀是迄之通、尚又引役銀宿礼等之儀も同断是迄通ニ御座候間、此旨御詣砌諸先達江入魂置被下度、何分御支配宮様■復飾之儀窺中之事、右先万事是迄之通御承知置被下度申入候事、

二日、雨天、兩派惣代本山先達江宿礼先例之通東南院・小松院罷出候事、大

宿五流建徳院先達三宿諦觀院先達候事、

同日 本山諸先達惣代 伽耶院代僧 大善院 文珠坊

手札 勝寿院

挨拶ニ罷出候事、

四日、竹林院方延命院并南之坊隱居之書附差出しニ相成候事、

七日、天氣、

別紙之通奈良知果事方御沙汰有之趣、学頭方申來候間、為各心得写し相廻し候、左様御承知可被成候、以上、

七月七日 (八九) 兩派役者

各御中

御廻文之趣別紙ニ写し置候事、但し、七月十三日御触也、

南都役所方御召ニ付一山為惣代竹林院罷越し候所、九日帰山ニ付、兩派集會之廻文差出申候事、兩派役者

各御中との事

十日、天氣、午時後吉水院ニ而集議之事

南都江差上置候山上寺院歎願書・五十ヶ日之猶豫之願者書等差戻しニ相成候、依之山上寺院山上山下共復飾ニ不相成候様歎願可仕示談之事、

奉願上口上覺

一、延命院龍範儀、近年病身ニ相成、寺役難相勤候ニ付、退衆隱居御免被 仰

付被下度奉願候、跡寺院之儀ハ法類竹林院江御預ケ被 仰付被下度奉願且上候

奉願上候、且又一南之坊長証儀病身ニ罷成候付、寺役難相勤候ニ付退衆隱居御

免被 仰付被下度、尤跡寺院之儀ハ附弟光藏院後住弘賢義、此度南之坊後住

ニ引直し仕度候、尤未若年ニ付年齡相応ニ相成迄、法類後見之儀

法類竹林院江被 仰付被下度奉願上候、

右之趣 御門主様江宜御執成被 成下度奉希候、以上、

御学頭 正觀院前大僧正 滿堂惣代 小松院印

同断 持明院印

十二日、雨天

御示談申度儀有之候間、今十二日午之刻方吉水院江向、各無不參御來集可被成候、以上、

八月十二日 各御中 兩派役者

兩派各出席、京都歎願之書附一派江披露之事、

当十七日より於本堂御祈禱之事、一七ヶ日之間修法、納衆洛刃之事、御膳ハ各院方献供之事、

十三日、天氣、惣代竹林院上京有之候事、

十四日、晴天、同断、教学院上京有之候事、

十五日、天氣、

十六日、雨天、明十七日方廿三日迄、於藏王堂臨時御祈禱、一七ヶ日之間時

導師藏王法、伴僧慈救呪、洛刃衣鉢之儀ハ素絹五条隨身之事、 兩派役者

中方廻文之事、

十七日、天氣、於藏王堂御祈禱開白之事、

但し、此度相改候兩派一派之新席出席之事、

十八日、天氣、御祈禱之事、

十九日、天氣、同斷、  
廿日、曇天、右同斷、

以書簡致啓上候、追而秋冷相催し候處、弥御壯堅珍重之御儀ニ御座候、然ハ去ル六月初旬拙院差出置候隱居願書之儀、最早 御支配表江御差上ニ相成候哉否、御尋問申上度奉存候、右願書之儀者先達而竹林院御主方被逼手込ニ被申述推附往生無抛差出し候へ共、於拙院心疵者可致隱居所存毛頭無御座候ニ付、爾来不堪憤懣、且夕切齒罷在候處、頃日不図致開語候儀も御座候ニ付、右尋問申上候儀ニ御座候、若子今 御支配表江御差上無御座候ハ、何卒孫子末代迄も御差控被成下候様御頼申上候、勿論罪状明白是非分明之上ハ兎も角可致候へ共、無左候而ハ決而拙院隱居可致所存毛頭無御座候間、左様御承知可致下候、何れ三ヶ年相濟候上ハ、帰山住居可致積ニ御座候間、是又左様御承知置被下度候、猶又如何ニ被思召御儀も御座候ハ、其御趣右御貴報旁早ニ御申越し被下度候、先者右申上度如此御座候、早ニ以上、 久保坊

八月日 御役者中

猶ニ拙院當時下鴨経所ニ罷在候間、右所名当ニて御返答書早ニ御頼申上候、以上、

從城州下鴨同山 久保坊

和州吉野山滿堂方  
御役者中様

上包 持明院様 賃錢相添  
御頼書 小松院様

八月七日 急用

右之通八月十九日夜飛脚持參之事、

廿日、於本堂所及披露置候事、

八月七日仕立之書状、同十九日到来致披見候、如来意秋冷相催し候所、弥御堅勝珍重之御儀ニ御座候、然ハ今般御尋問之趣、則六月直様竹林院方貴院口上書差出ニ相成候故及披露候所、一統聞濟ニ相成候御座候間ニ付、七月五日惣

代兩院上京之砌 御字頭江差上置候間、此段御答申上候、先ハ右為可御意如此御座候、早ニ以上、

八月廿一日

久保坊 役者中 上包 小松院 持明院

九月五日夜、惣代竹林院帰山有之候事、

同六日、天氣、山上御戸閉ニ付、竹林院・小松院山上江登山之事、

八日、弘賢房二和尚代ニ而天川廻り相濟帰山之事、

九月十一日、天氣、於密乘院灌頂堂ニ山内靜謐之祈念相始候事、但し廿一日之藏王法洛刃之事、

同日於吉水院兩派衆議之事、

九月十三日、久保坊方役者中江先般差上申候手紙反古可為との断状、竹林院方役者中江差出し候事、

九月六日、尾町・岩倉町百姓方毛見願書差出しニ付、俗役人毛見ニ差向申候事、

十五日、天氣、一山惣代竹林院南都江歎願ニ罷出候事、

同日、役者小松院例年之通高取殿江御札・葛献上之事、

十七日、桜本坊帰山之事、

十八日、勝手宮移しニ付、当派方老人社僧として差向申候、

但し、智性房神役相勤、宮移し等相勤候事、

十九日、天氣、兩社御輿本堂江御下り、寺僧方法事無之候故、於下陣幕ヲ張、音楽を奏し、奉樂有之事、人数ハ東南院・持明院・小松院・新三位左中弁式部卿以上、衣鉢ハ空衣・わけさ着用之事、

廿日、天氣、廿一日、天氣、

廿四日、長峯地藏講ニ各參詣之事、但し、空衣・わけさニ而佛參之事、

廿五日、天氣、惣代竹林院帰山有之候事、

昨日、惣代竹林院帰山被致候儀ニ付、急ニ御示談申度義有之候間、今日中

飯早と吉水院方江向、無不参遅と各御来集可被成候、以上、

九月廿六日

両役者

各御中

廿六日、天氣、午飯後兩派各集會之上、惣代竹林院方披露有之候ニ付記し置、今般輪門様御支配之諸寺諸山ハ青蓮院宮・妙法院宮・梶井宮此三室之支配ニ相成、依之大和国天台宗支配ニ相成候ニ付、比叡山三執行代并三学頭方三御室御令旨等通達相成候ニ付、当山内御受奉候、則達書別紙ニ有之、三門室月番ニ而諸事御取斗可有之旨ニ御座候、依之月番妙法院宮方兩派惣代老人ツ、参殿可有之様御沙汰之事、右等之事柄ニ付山内歎願之儀も先右御支配江諸事指揮ニ相成候而、此上ハ諸事取斗可申示談之事且又奈良府御役所江ハ右之達書御届ケ申置候事、

廿七日、惣代竹林院・東南院上京有之候事、

廿八日、曇天、廿九日、天氣、兩派増益講於池田ニ相宮候事、

十月朔日、天氣、二日、天氣、三日、天氣、

九日夜、野際若連中為惣代、山本六兵衛・辰巳屋長右衛門兩人罷出、宝泉院屋敷式間四法御地面御拝借申度旨願出候ニ付、太鼓藏之地面ニ致度旨ニ候、依之一統江及集儀之所聞濟ニ相成候事、十日夜、右兩人地面之儀断ニ参り候事、

一、廿六日、天氣、

以剪紙得御意候、然ハ藏王堂燈明油是迄月と壺斗宛ニ御座候所、来月方已来五升ツ、御送可被成候様、此段申入候、已上、

吉野山満堂方役者役人

六田二階六右衛門殿

十月廿六日、天氣、在京惣代東南院・竹林院方書面ニ認、日並山内神社勘文弁事官江御託旁歎願書、何も下書三本ニ認差送りニ相成、一統江廻文披露有之候事、

別紙三通在京惣代方昨廿六日被差越候間、各御覽之上加點順達、留方東南院

江御返脚可被成候、以上、

十月廿七日

両役者

吉水院・桜本坊・喜藏院・宝塔院・吉祥院・教学院・持明院・持福院・小松院・宝持坊

覚

一、梅吉 弥三郎

右之者共如常例花供儀法順行ニ差向候間、所ニ御出張所無滞御通行可被成候様、奉頼上候、以上、

吉野山衆徒 役者小松院印

明治元辰十月日

同断 持福院印

郡山所ニ

御出張

御役所

右奉書半切ニ認候事、

十月十九日御仕立之書状、同廿六日拝見仕候、追々寒冷御座候所、弥御安泰御在京之由珍重奉存候、次ニ山内静謐各院無恙罷在候間、御放慮可被下候、然ハ今般無事御在京御苦勞之至奉存候、就中別紙三本御差被越、一統拝見満足仕候、且ハ御心勞奉察候、尚乍此上御分(番力)發偏ニ奉頼上候、先ハ右御見舞旁御報候迄如斯御座候、以上、

十月廿七日

小松院

惣代 東南院様

同 竹林院様

別紙之通從 奈良府御沙汰有之候間、各為御心得写し相廻し候間、左様御承知可被成候、以上、

十月廿九日 寺社連名

廻文趣別紙ニ相写し置候事、

十一月十二日、学頭代方廻文相廻り写し置事

十一月十五日、東南院・竹林院京都方帰山之事

同十九日、吉水院江兩統集巡示談有之事

十一月廿日、南都方差紙到来、吉野山<sup>学頭代</sup>寺僧<sup>満堂</sup>

包紙ニ差紙

御用之儀有之候間、来ル廿二日朝五時ニ御役所江可被出候、於遲参者可為越度者也、

辰十一月十八日 奈良府吉野山

学頭代

寺僧

満堂

右到来ニ付、廿二日学頭代代教学院・寺僧惣代東南院・満堂惣代竹林院発足被致候事、尤教学院院石差支ニ付、持福院与相改出南含置候事、

明廿三日、昼後御示談申度義有之候間、桜本坊迄無遅参御出可被成候、以上、

十一月廿二日 満堂 役者

桜本坊・宝下院<sup>マヤ</sup>・宝持坊・智性房・覚明房・弘賢房・諄興房

十一月廿六日、桜本坊ニをいて行者講之事御達し申度義有之候間、今七ツ時

学頭所江各御出可被成候、以上、

十一月廿六日 寺僧役者代 持福院 学頭代

満堂役者代 持明院

前坊修理亮

吉田齋宮

右加點順達留方御返脚可被成候、

七ツ時学頭所江罷出候所、持福院・持明院・前坊伊織・吉田義ハ不参、学頭所代教学院出席之上、今般日光宮不相分御在所候ニ付、別紙之通三宮御預りに相成、惣而是迄之通諸事支配差凶可受由被申聞<sup>候所不承知之事</sup>承知之趣御述へ引取候事、十一月廿八日、学頭代方廻文相廻り写し置事、

御清書

一、今度 御一新ニ付從三 宮様被為 仰渡候趣、兩派一統敬承仕候、依之

御請申上候、以上、

明治元辰年

十一月日

満堂惣代 持明院印

寺僧惣代 持福院印

延曆寺

御惣代中

当暮收納直段

一、玄米壹石ニ付、金三兩貳部貳朱

但し、当年格外ニ而定免壹割用捨引

一、畑方 四部五厘引

右之通相定候間、各左様御承知可被成候、以上、

十二月十一日 修理料

東南院・小松院

社僧方前堂修理亮

吉田齋宮

当暮收納直段

一、玄米壹石ニ付、金三兩貳分貳朱

但し

当年格外ニ而定免壹割用捨引

## 一、畑方

## 四部五厘引

右之通相定候間、近例之通当廿五日<sup>五</sup>日限り上納皆済、各右様御承知可被成候、以上、

辰十二月十一日

修理料

別紙老通修理料方申来候間、近例之通収納取立之儀者当廿五日限り候、各左様御承知可被成候、以上、

十二月十一日

両役者

各御中

九日、在京惣代東南院帰山有之候事、

十五日、持福院帰山有之候而、今般南都表江社僧人躰復飾名前両派方式人ツ、都合四人相届ケ申置候事、

為社僧惣代、持福院十六日方出南有之候事、

当派方出し候名前ハ高室院事、秋月駿河持宝院事、青山筑後、此名前書上申上候事、

同日、寺僧方教学院南良府<sup>江</sup>罷出候事、

十六日、天氣、五条役所方差紙到来候事、

十七日、竹林院・東南院・持福院、外ニ付添老人、山内由緒書惣絵圖書類等持参ニ而可罷出候様との儀ニ付、然共右院之儀者出南仕居候ニ付、十七日四ツ時五条役者江罷出、当廿二日迄猶豫願仕、聞届ニ相成候故、同日夕景帰山有之候事、

十八日、雨天、右之趣出南之御方江注進<sup>ニ</sup>式部卿被参候事

十九日、天氣、

然ハ本堂燈明用油先達而月と五升ツ、相送候様申遣置候所、本堂方段と願ニ付、月ニ六升ツ、聞届遣し置候間、自今已後六升宛御送り可被成候、乍去正月□月丈ケ七升、外之月ハ六升ツ、頼入候、以上、

十二月十九日

六田二階六右衛門殿

吉野山役者役人

廿日

出南惣代昨十九日被致帰山候ニ付、御示談申度儀有之候間、今午刻早と

吉水院方江向、各無御不参御来集可被成候、以上、

十二月廿日

両役者

各御中

十二月廿三日、金老兩ニ付式百式拾目卜相定、

小錢老貫ニ付札式拾目卜、

右之通相定候間、左様御承知可被成候、

役者

衆徒御中

御示談申度儀有之候間、今午刻早と吉水院方江向、各無御不参御来集可被成候、以上、

十二月廿七日

各御中

大晦日、天氣、御一新ニ付、例年当行之儀も当年ハ相止候事、

四ツ時小松院出出蔵王法老座相勤、濟次第燈明火ヲ出し候事、

朔日、天氣、学頭所江例年之通延紙料百疋承仕ニ為持遣し置候事、

二日、雨天、年礼之儀も相止候而、当年ハ使者老人満堂中老統御礼として廻勤為致候事、

同日廻文

御示談申度儀在之候間、今日午時後各無不参吉水院江向、御集会可被成候、以上

各御中

両役者

正月二日

三日、寺僧方年頭之儀も同断、使者耆人為惣代罷出候事、

〔史料36〕 金峯山寺旧領關係文書集

第四函82号

吉野山檢地帳四冊之寄

田畑合二百四拾町耆反五畝拾耆歩

此訳

拾七町七反二畝二拾耆歩

田方

内

三町八反九歩

上田

分米五拾七石四升五合

但一反二付  
耆石五斗代

耆町耆反七畝廿八歩

中田

分米拾六石五斗耆升一合

但一反二付  
耆石四斗代

七町六反九畝拾四歩

下田

分米百石三升耆合

但一反二付  
耆石三斗代

五町五畝

下々田

分米四拾五石四斗五升

但一反二付  
九斗代

一、貳百九町三反八畝拾三歩

畑方

内

四拾七町四反五畝廿八歩

上畠

分米五百六拾九石五斗耆升二合

但耆反二付  
耆石二斗代

三拾七町耆反九畝廿二歩

中畠

分米四百九石耆斗七升一合

但耆反二付  
耆石耆斗代

五拾七町九畝廿五歩

下畠

分米五百拾三石八斗八升五合

但耆反三付  
九斗代

六拾耆町二反三畝六歩

下々畠

分米四百廿八石六斗二升四合

但耆反三付  
七斗代

六町三反九畝廿二歩

荒畠

分米四拾四石七斗八升耆合

但一反二付  
七斗代

拾三町四畝七歩

屋敷方

分米百五拾六石五斗八合

但一反二付  
耆石二斗代

高合貳千三百四拾耆石五斗耆升九合

墨付百牧<sup>〔秋〕</sup>上紙共 印判有

寛文拾年<sup>庚戌</sup>三月 五味藤九郎判

元朱印地  
一、高五百九拾九石八斗八升八合

金峰山寺藏王領

大和国吉野郡  
吉野山町

此反別六十四町五反八畝九歩

内訳

百二拾八石七升三合

田方

此反別

二百九十六石八斗四升耆合

畠方

此反別三十町九反五畝

百七拾四石九斗七升四合

山開卜申テ山林ナリ

此反別廿三町七反六畝拾六歩

元朱印地  
一、高八百三拾四石四升八合

金峰山寺領

同郡  
吉野山町

此反別八十六町五反五畝廿五歩

内訳

九十五石三斗九升二合

田方



此反別

七百三拾八石六斗五升六合 畠方

此反別七拾八町壹反壹畝

一、高二百八拾八石二斗三升四合

以反別三拾町五畝八步

但畠方斗

金峯山寺  
学頭領

同郡吉野山町

(二頁空白)

元朱印地  
一、高九拾貳石七斗九升四合

此反別九町五反六畝十壹步

高貳石九斗八升三合五勺

下々畑

吉野郡吉野山  
旧祢宜領

此反別壹反壹畝

内高九斗六升三合

下畑

此反別二畝六步

右二簾檢地帳區別之請書乎無之候、

一、高八十八石八斗四升四合五勺

此反別九町四反七畝八步

元朱印地  
一、高百八拾六石七斗八升三合

此反別拾七町四反六畝十二步

此誤

六石貳斗五升四合

田方

此反別五反三畝二十五步

百八拾石五斗貳升八合

畑方

此反別拾六町九反貳畝十七步

吉野郡吉野山  
旧天神領

元朱印地  
一、高拾貳石九斗八升八合 畑方

吉野郡吉野山

此反別壹町壹反八畝二十三步

旧天神領

会田方之義ニ付当山町正副戸長ヨリ伺書之写

吉野郡三小区

吉野山

正副戸長共

一、吉野山田方之義ハ檢地帳表反別十七丁七反余有之候処、其後遠隔之畑夥敷荒シ、何連モ山林ト成候ニ就テハ類地之田地山陰ト成、自然立毛成熟不仕、是等之田地ハ山林ト相成、納米モ夫々減石ニ成、當時田山成之納米ハ則畑米ニ合併仕御上納罷在候、然リト雖モ從來地頭エ百姓共ヨリ口々直納ニ仕税法不相立高反別ヲ始メ不相分候ニ付、荒所何之年号幾反歩荒候等ノ義ハ絶テ相知レ不申候ヘトモ、當時現畝取調候処拾壹丁五反余ニ御座候、前件数丁之荒所庚午御上知之節旧地頭ヨリ荒所之反別書上不申候訳ハ、都テ高反別不相分候ニ付現納米而已書上、田方ニ不限畑方モ荒所書上不申趣ニ御座候、前書農民之根拠今更突然与奉伺上候段不審ニ被 思召候与奉恐入候ヘトモ、何分百姓共ハ不申及、正副戸長ニ至ル迄一般之 御税則<sup>法</sup>二暗夕候間、御上知後弊習之俣一兩年罷過候処、壬申年租税皆濟被 仰出候ニ就テハ田米一段難解様乍恐奉存候候ヘトモ、皆濟辻ハ不取敢戸長手元ヨリ御上納仕置候折柄、旧地頭へ御下ケ渡ノ午ノ御免状近頃拝見仕候処、田米元反別拾七町余之割ヲ以テ御収米ニ相成候儀ニテハ無御座候哉、此段奉伺上候、若右反別ニモなき御取米ニ相成候ハ、百姓相統難相成姿ニ御座候、右様之義今以奉伺上候段深奉恐縮候へ共、不得止儀ニ付乍恐奉伺上候、就中当山之田地者山蔭或者谷間ニ有之、猪鹿之妨害者勿論岸、石垣多大雨等

二而 (尾欠)

〈史料37〉 吉野山・洞川村総代等願書控

第一函8号

役小角安置之地所御願書

第七大区二小区吉野山

副戸長并小前惣代者共

第九大区七小区洞川村

副戸長并小前惣代者共

一、右之者共奉願上候義ハ、從來山上本堂之役小角并小笹ニ安置有之候佛像等、別紙歎願書之通今般更ニ安置ノ堂宇再建之義奉願上候ニ付テハ、金峰神社奥之宮ヨリ西之方分見番号第五十八号ノ辺ノ社地外ニ於テ、右堂宇再建之地百五十坪丈ケ御許容被成下度奉願上候、尤其地所ハ無税公有地ニ御座候ヘハ、相当税納之義御県庁ノ御指令次第信者施入物成ヲ以可奉上納候間、何分右堂宇再建之地百五拾、坪願之通御聞届被為在度、両邨一同連印ヲ以テ此段伏而奉願上候、恐惶頓首、

右洞川村

小前総代

西村清五良(円黒印)

同

北村栄二良(円黒印)

同副戸長

明治七年十二月九日 植林佐平(円黒印)

右吉野山

小前総代

北東和平(円黒印)

同

平井新三良(円黒印)

同副戸長

森下寛平(円黒印)

右之通相違無御座候、仍而奥印仕候、以上、

第七大区式小区戸長

林助三郎(円黒印)

第九大区七小区戸長

畑中藤次(円黒印)

奈良県権令藤井千尋殿

〈史料38〉 吉野山・洞川村歎願書

第一函9号

〔卷首付箋〕  
十二月九日  
第十号 『受付印』

役小角安置之義ニ付奉歎願書

第七大区二小区吉野山

副戸長并小前惣代者共

第九大区七小区洞川村

副戸長并小前惣代者共

一、先般吉野山金峰山寺蔵王堂ノ称ヲ廢シテ金峰神社口ノ宮ト改メ同山金精明神ノ社ヲ以金峰神社ノ本社ト定メ、大峯山上本堂ヲ改テ同奥ノ宮ト御改正被 仰付候ニ付テハ、從來右山上本堂并小笹等ニ安置有之候役小角ヲ始メ其餘ノ佛像取除キ可被 仰付義ハ勿論奉存候ヘトモ、開山役小角已来千百有余年ノ今ニ至テ諸国有信ノ者共群参仕候其ノ諸参詣人ニ付、全国一般旅籠屋渡世ノ者等潤沢不少候、就中吉野山・洞川村ハ山家僻地ニシテ耕作商法モ不成

自由且山稼キ仕候トモ生活不得全事十二七八ハ右役小角信仰參詣人ノ助成ヲ以テ多分相續仕候義ニ御座候間、何卒奥ノ宮社地外ニ於テ堂宇ヲ再建仕、右山上役小角并小笹等ノ佛像ヲ安置シ、従来信者之參詣不絶様仕度、尤役小角ノ義ニ付吉野洞川両村ノ者共向後異存ハ勿論堂宇支配及諸收納物ノ義ハ御県庁之思召ヲ以テ被 仰付度、尊命ノ旨趣急度奉遵守、決違背不仕候、万一心得違両村異論仕候節者、如何体ノ御所分ニ相成候共一言半句ノ愁訴仕間敷候間、何分御寛太ノ御仁恤以右願之通御許容被為 在度、幾重ニモ両郷副戸長并小前一同伏テ奉歎願候、頓首謹言、

右洞川村

小前惣代

西村清五良(円黒印)

北村栄二良(円黒印)

同副戸長

明治七年十二月九日 植林佐平(円黒印)

右吉野山

小前惣代

北東和平(円黒印)

同

平井新三良(円黒印)

同副戸長

森下覚平(円黒印)

前書之通相違無御座候、仍而奥印仕候、以上、

第七大区式小区戸長

林 助三郎(円黒印)

第九大区七小区戸長

奈良県権令藤井千尋殿

畑中藤次(円黒印)

〈史料39〉 山上行者堂建設之義願濟書

第一函11号

山上行者堂建設之義願濟左之通

一、大峰山元本堂ヨリ二町相隔テ社地外ニ於テ堂宇再建ノ地百五十坪之地所、本年四月廿九日願濟ニ相成候事、

一、元小笹ノ本堂ヲ山上行者堂ニ引直シ下ケ願之義、同四月廿九日御聞濟ニ相成候事、

一、行者堂役立地百五十坪御払下ケ代価金拾五錢上納相濟、地券書之義ハ追テ御下ケニ相成可申旨被御聞候事、

一、行者堂御守護人之義ハ追テ県庁ヨリ御指令ニ相成可申、即今ノ所ハ吉野洞川両村副戸長へ被仰付候ニ付、両村ヨリ代理ヲ以テ詰合居、内実ハ諸事差図元掛ヨリ致居候事、

一、右堂宇引直立添并屋敷拵へ伐木石運ヒ其外新開路等、屋根ハ仮葺ニテ当年入用金高凡五百円余リニ御座候事、

但シ他日追々銅屋根ニ不致候テハ大風雨凌難ク候ニ付心配致シ居候、

一、右諸入費ノ金ハ大坂左海ヲ始メトシ、何レモ有志之御助成御依頼仕度心組ニ御座候、

一、此度浅三郎惣兵衛兩人吉野山惣代トシテ差遣シ、尤副戸長ヨリ其旨書面モ差上可申之処、即今地券調、其外元寺院坊跡且名区ヶ所等取調御用ニ付取込居候間此段拙ヨリ御断申上候、右兩人并洞川村惣代ヨリ御聞取之上、萬事宜ク御依頼申上候、

一、新ニ造立ノ行者堂御戸開閉之義、拙者方元山上本堂之通、夫々講中ノ掛リニ相成候様、其筋へ申談候得共、行届難ク相成申居候間、五月御戸開之節

紙上ニ申上置候義ハ取消シニ相成候哉モ難計、此段兼テ御断申上置候、  
右者大略行者堂建築手續ニ御座候間、其御心組ニテ御有志之御方ニ御尽力御  
依頼申上度御座候、以上、

建築方

元竹林院住

八年七月十三日 古沢龍敬(長円朱印)

同吉野山

世話掛中

同洞川村

世話掛中

〈史料40〉 元金峰山寺惣代返答書写

第一函15号

小笹大仲宿元由御尋ニ付御答書

一、今般吉野山洞川村両村惣代之者共方小笹大仲宿御扨下之義奉願上候ニ付  
テハ、建物元由御尋有之候処、右大仲宿ト者ハ元修驗中大峯小笹へ護<sup>廣</sup>修行  
登山之砌休泊仕候小家ニシテ、最初修驗有志之者共建設致置候建物ニ御座候、  
然処方今ニ到り修驗被為廢候上ハ誰ノ所有ト申訊ニも無之、尤支配致居候者も  
無之候テ、只山中ニ建物斗り有之候義ニ御座候条、此段奉言上候也、

第七大区二小区吉野郡吉野山

元金峰山寺惣代

大橋鏝輔印

明治八年八月五日

奈良県参事岡部綱紀殿

〈史料41〉 吉野山・洞川村総代願書控

第一函16号

伏而御詫奉申上口上書

第七大区式小区吉野郡吉野山

総代者共

第九大区七小区同郡洞川村

総代者共

一、先般吉野山金峰山寺御改正被 仰付、大峰山上元本堂ヲ以金峰神社ノ奥  
宮卜御改定ニ相成候ニ付、右山上本堂ニ合併安置有之候役行者分別ニ不致候  
テハ不相濟御趣意ニ付、右両村有志ノ者共同心協力ヲ以別堂建設之義御願奉  
申上候処、速ニ御開届被成下難有奉感拜、有志之者共尽力出金建設可仕義ハ  
勿論ニ御座候処、何分微力之村方、別テ当春来地租御改正并ニ中学校勧誘等  
村入用相嵩ミ、誠ニ以テ不如意之罷在候得共、右役行者御廢止ニ相成候テハ  
目前飢渴ニ及ヒ迷惑千万ニ御座候故、困窮之折柄ニハ御座候ヘトモ、別堂建  
築・尊像安置之義奉願上候義ニ御坐候ヘハ不得止事、従来役行者信仰諸方有  
志ノ方へ建築成助相頼ミ候処、姓名記帳無之候テハ有志共ニ嘶都合モ如何敷  
由申候者モ御座候ニ付、無何心有志姓名記仕在、且元寺院ノ義従来帰檀ノ宿  
坊故神社祠官掌ニ御改正相成御座候ヘトモ、若哉有志之方参詣寄宿之節ハ助  
成取次モ相頼ミ、不計諸勸進御廢止之布令ニ相悖り候様ニ相成、万々恐縮仕  
何共申開無御座候、乍併全ク御趣意ニ違背シ勸財貪り我間敷野心ヲ相企テ建  
設有志姓名記ヲ夫々江相頼ミ候義ニテハ決テ無御座候間、心得違ノ所為伏テ  
幾重ニモ御詫奉申上候、何卒御寛太之御慈憐ヲ以テ御赦免被為成下度、一向  
御詫奉申上候、恐々謹言、

右洞川村惣代

西村清五良印

北村栄次良印

右吉野山惣代

明治八年十月廿二日

增田浅三良印

平井新三良印

前書之通相違無御座候、仍而奥印仕候也、

第七大区式小区戸長

林助三良印

第九大区七小区戸長

畠中藤次印

奈良県権令藤井千尋殿

〈史料42〉 吉野山・洞川村総代請書控

第一函17号

○首部ニ吉野山・洞川村惣代願書控ヲ記スモ、史料41ト同文ニ付省略ス、

御呵責御請書

第七大区式小区吉野郡

吉野山総代者共

第九大区七小区同郡

洞川村総代者共

一、先般山上役行者堂建設之義奉願上、速御聞届被成下難有、早速造営ニ取掛候処、両村共困窮之折柄ニ付不斗有志姓名記仕立、有志之者江倚頼仕候義御庁聞ニ達、御呵責ヲ蒙リ奉恐入何共一言之申訳無御座、伏而御託奉歎願候処、格別之御仁恤ヲ以テ御呵責被 仰付重々恐入、向後急度相慎各様不埒之義決而仕間敷候、仍而御呵責被仰渡之趣謹而御請書奉差上候、誠恐誠惶謹言

右洞川村惣代

西村清五良印

同断

北村栄治良印

右吉野山惣代

增田浅三郎印

明治八年十月廿三日

奈良県権令藤井千尋殿

同断  
平井新三郎印

但シ社寺御掛稻生真履殿也

右御託書并御呵責ヲ蒙リ候元由ハ県庁へ不届ニ而、行者堂建設有志姓名記夫ト諸参詣人江頼遣候処、大坂信者共ヨリ県庁有志帳之写ヲ以訴訟ニ及候ニ付、御察当ヲ蒙、御託歎願致候出格也、御寛典ヲ以御呵責之上御免ニ相成候書面扣也、

古沢龍敬掛

〈史料43〉 洞川村・吉野山総代口上書控

第一函18号[2]

奉申上口上書

一、先年修験道被為廢候ニ付而ハ、元小笹ニ有之候堂舎廢止可被仰付義者勿論之御事ニ御座候処、吉野・洞川両村地民奉哀願候故、右本堂一字ハ山上行者道建設用当ニ御下ケ被成下、残ル聖宝堂之義ハ辻堂同様ニ被立置候処西寺方元修験之法頭タルニ因テ右小笹之佛体御下ケ被成下候度旨願出候趣被仰聞候ニ付両村地民ニ於テモ御趣意奉戴仕、佛躰西寺へ御下ケニ相成候共一同一言之苦情奉申上間敷候、依而此段奉言上候也、

第九大区七小区吉野郡洞川村

総代

明治八年十月廿三日

西村清五良印  
北村栄次良印

第七大区式小区吉野郡吉野山惣代

增田浅三郎印  
平井新三郎印

奈良県権令藤井千尋殿

〈史料44〉 醍醐寺住職願書写

第一函19号

大峯山小笹廃止之儀ニ付御願

御県下大峯山小笹之伽藍者我祖理源大師寛平中奉 詔建立セシヨリ以来、当寺一派護持所ニ御座候処、大御变革ニテ御廃止之所置ニ付テハ本尊役行者・理源大師及ヒ佛像佛具類等当寺江遷座相願護持仕度奉存候間、此段御聞届之程重畳奉願上候也、

京都府下城州宇治郡第二区醍醐村

真言宗本山醍醐寺住職金剛宥性

代理同寺塔頭  
光台院住職

明治八年十月廿三日

深明善海

奈良県権令藤井千尋殿

社寺御掛稻生真履殿

〈史料45〉 醍醐寺住職口上書写

第一函22号

奉差上口上書

御県下大峯山小笹御廃止之御所置ニ付、本年十月廿三日以書付奉願上候本尊役行者理源大師及ヒ佛像佛器類等当寺江遷座相願護持仕度旨、本月七日願之通御聞届之御旨令頂戴仕難有奉拝承候、尤右佛像遷座之儀至急可仕様被仰付候得共、何分大峯山中之儀ハ寒雪深ク迎モ即令引移之儀難相成候間、来明治九年大峯山戸明之頃迄日延願上度、尚日限之儀ハ吉野洞呂川両所江示談仕治定之上御届可申上候条、此段奉願上候、以上、

京都府下城州宇治郡第二区醍醐村

真言宗本山醍醐寺住職金剛宥性

代理同寺塔頭  
光台院住職

明治八年十二月九日

深明善海印

本文之通醍醐寺ヨリ被願出候条、此段御聞届程奉願上候依テ連印仕候、以上、

第九大区七小区吉野郡洞呂川村惣代  
北村栄治郎印  
第七大区二小区同郡吉野山惣代  
増田浅三郎印  
同区 同郡 同村惣代  
平井新三郎印

〔宋書〕  
聞届候事、

明治八年十二月九日

奈良県権令藤井千尋殿

〈史料46〉 吉野山総代等口上書草案

第一函24号

乍恐再忘奉歎願口上書

第七大区式小区吉野郡吉野山

年番什長共

一、先般御本県御社寺御掛ヨリ大峯山上行者尊博覧会ニ付可差出旨被仰候趣、小前一同江申聞候所、則別紙之通一月卅一日小前惣代之者共ヨリ御免被成下候様奉歎願候得共、御掛り藪殿方呵責ヲ蒙り願書御下ケ相成候付、乍恐歎願之趣意奉言上候得共御採用無御座、猶帰村早々年番什長小前之者共江篤ト説諭ニ及、速々行者尊可差出旨御請書差出可申様被仰付候二付、一同江申諭候所方御恐入仕候得共、仮令暫時ニ而も奈良地江行者尊遷座ニ相成候得ハ当国ハ不及申近国ヨリ群參可仕ハ勿論、左候得者其後山開仕候共不參詣ニ可申者必然与愚慮仕候、吉野洞川両村ニ於而ハ山上行者江參詣人之餘沢ヲ以十二七八ハ全活罷在、冬春ハ木運（輸）等ニ而租税上納課出之一助ニも仕来り候処、一兩年ハ伐木湊直段格外之下落ニ付樵夫并運送之賃金極而薄料、然レ共僻地ニ而餘業之営方も無御座、加之當時村入用も相嵩ミ殆困却仕居候際、当村生活目適之行者尊一時御引移シニ相成候而ハ忽チ兩村貧民飢凍ニ立到り実歎息苦情難止御座候間、先般奉歎願奉申上

通、此一義ハ御用捨被成下候様被成度ニ而も、乍恐一向奉歎願吳候様小前一同歎キ申候ニ付、年番什長ニ於テも如何共致兼、此段御本臈御掛り江其様歎願書差上候儀ハ余り恐多ク事件ニ御座候間、何卒會議所ヨリ下民貧苦ニ迫ル之情実御上陳被成下、歎願之旨趣御採用被成下候様、幾重ニも御執成被下度伏而奉歎願候、誠恐誠惶頓首、

右洞呂河村惣代

西村清五郎印

明治九年二月五日<sup>五</sup>

吉野山惣代

平井新三郎

平井佐太郎

前書之通――

副戸長

木林一郎

林助三郎

第七會議所 区长富松彦四良殿当ニ而三通也、

## 六節 大阪山上講關係

〔史料47〕 大阪塚山上講へ引合記録

第一函26号

〔表紙〕 明治九年六月吉野洞川

両村方惣代ヲ以大阪左海

山上講へ引合之荒増扣

増田浅三郎

谷田嘉一郎

六月一日、十一字頃大阪着、直様三郷年番炭熊殿・明伊殿・山重殿・木地重

殿へ罷出候事、

二日、岩組其外五嶋老分衆へ明三日寄合之儀頼置候事、

三日、大吉方にて集会、三郷年番岩組御出頭ニ相成、此席にて惣代之者方依頼ニおよひ候儀者、鳥毛・井筒之方へ両郷五流差加へ左海四嶋和合可致候様御引合頼入候、然ルニ種々御示談之上岩組はり熊殿被申候二者、此儀直様大

阪方掛合者不都合故一先惣代者ヨリ左海表へ罷越シ、夫と依頼致置、其次第柄ニヨリ早々岩組年番方引合ニ可及旨被申候事、

四日、南島并ニ船場寄合之席へ御越シ無之故昨寄合之廉とヲ相陳相頼ミ置候事、午後三字頃方左海へ罷出候事、

五日、鳥毛油国殿・吉艸殿・米市殿其外井筒泉伝殿・かゝ半殿・かゝ伊殿其

外段と頼入候所、然者明六日夫と打寄示談可致旨、

六日、吉艸殿方にて集会、七・八銘之方と色と咄し合有之、吉艸殿之云ニ、

油国殿アガタ御祭りニ附御参詣留主中故、何事も示談不究候、依テ油国殿帰宅迄相待可申旨被申候事、

七日、油国殿出頭、其外老分衆打寄り示談之詰り、此儀者当春大阪講中とも

相談之上約定致シ確書為替取置候事故、何事ニも鳥毛・井筒之之分にて承智

難相成、先大阪三郷とも篤と咄し合之上返事可致旨被仰附候、依テ近々之内

天下茶やにて大阪左海大集会致し候様之儀可然と被申候ニ附、惣代之者者大

阪左海大集会と有之候ハ、大勢之人ニ入費多分相掛り候而者甚迷惑ニ御座候

故、何卒御老分衆相成丈ヶ小勢にて大阪へ御相談願度と申候所、吉艸殿・油

国殿被申候二者、左海之者何人参り候とも皆と弁当持参にて可致候間、大阪

へ罷越シ其趣三郷年番へ及示談、大阪講中いよ／＼参会之儀承知被致候ハ、

其日限取極メ早と申送り可申様被申候ニ付、八日午後一字方大阪へ罷帰り候

事、

九日十日大阪講中示談ヲ遂、弥々十二日天下茶やにて大阪左海とも惣会合と

事、

九日十日大阪講中示談ヲ遂、弥々十二日天下茶やにて大阪左海とも惣会合と

事、

相定り候事、

十一日惣代之者皆と左海へ罷越シ鳥毛・井筒へ右之趣度申達し候事、

十二日、天下茶屋にて大集会、凡六拾人余り咄しとり／＼にて一向不極、大阪三郷老分衆罷出、炭熊殿鳥毛・井筒ニ打向イ双方相互ニ故障多分有之、何時迄申居候而も無尽事、依テ是迄之儀者頓と打捨置、今般吉野・洞川両村ヨリ頼之通鳥毛・井筒外式島和合致し、左海四島ニ改正シテ鍵合之儀も隔年ニ相勤候様大阪嶋と講内へ御任せニ預り度と相陳ル、鳥毛吉州殿答へ、両郷之儀者是迄付合等も致し尤之儀ニ候へども、五流者一向付合も無之、十七年余も引テ被居今更新堂ニ相成り候迎信拜之其佛者往古る不相変行者尊也、然者古堂新堂之無別、鍵者鳥毛・井筒之外可持講中無之筈、今更五流ニ鍵合隔年抔と者余り聞兼る事也、依テ此俣御捨置相成度と云々、炭熊殿答へ、五流之儀者先達而ヨリ度と承り篤と承知二者候得とも、逸ニ其筋道ヲ洗ふ事中と難行届、依テ是迄之儀者最早何度申而も帰らぬ事故、時節之成所と思切て今般両村ヨリ<sup>(×之)</sup>の任頼ミニ御承知之程願度、左候ハ、大阪南島・川西之儀も追と和合為致、不成年御戸開閉目出度相勤候様御評定有之度と云々、鳥毛米市殿答へ、当戸開之節五流之手柄者四方へ唱渡り候不成哉、付而者鳥毛・井筒之顔之たつ所も無之故、先当式島ヨリ申事も御聞入有之、其上にて可然御執斗ひ願度、此俣直ニ四嶋出合之儀者不承知と云々、其跡者口とニ相成、此集会ジヤ／＼ムシ也、惣代者者天下茶や泊り翌十三日式人者大阪帰り老人者左海へ罷出、幾年鍵合之儀者左海・大阪とも和合不相成候内者当年同様先両村ヨリ相勤、殿方へも御断申置候、依テ為念右一応申上置候ト申置、帰村之積りニ御座候所、三郷年番明伊殿・炭熊殿少シ存寄も有之候間、四五日帰村ヲ留置岩組始メ其外講中へ相談致し、左海和合為致候様取斗ひ可申と云々、依テ帰村延引ニ相成候、

十四日、炭熊殿・明伊殿示談之上両郷五流ニ未夕都合も不致、依テ此事右式

島ヨリ一度三郷江相談旁と御出頭相成度存。依頼<sup>惣代ヨリ</sup>ニ可及様被申候故、惣代老人左海へ罷越シ五流へ示談致シ置候事、

十五日、両郷たば熊殿外三人・五流万久殿其外式人大太宅へ御出席有之、年番明伊殿・炭熊殿相談有之、其夜左海皆と大太泊りニ相成候事、

一六日、左海六銘・明伊殿・炭熊殿岩組へ罷越し、あじ川魚金方にて集会、天清殿・はり熊殿<sup>（安徳）</sup>其外七・八名打寄相談之詰り、明後十八日三郷年番岩組供と左海へ罷越し、鳥毛・井筒へ及引合、若シ不承知ニ候ハ、是迄兄弟講ニ有之候得とも此後者中違之事、三郷も戸明数と条約調ひ確証為取替置候儀も反古にて、已後者左海者左海仕舞、大阪者大阪仕舞ニ可致と堅く評定相極メ候事、

十七日、右之趣船場・天満・光明・京橋へ披露ニおよひ明十八日左海へ御出頭之儀頼置候事、

尚又鳥毛・井筒へ明十八日大阪島とヨリ御示談申度義有之出頭可致候間御老分衆御待合被下度、年番ヨリ書状さし出シ置候、

十八日、年番明伊殿・炭熊殿・岩組天清殿・焼耐熊殿其外八銘罷越し、鳥毛吉州殿方にて集会段と咄し押寄せ詰り吉竹殿返答、当御戸明之儀者飽迄御承知之通り故、何分テツヘイ押へ之儀者余り残念、当講中之申事も只老ヶ条者御叶へ被下、其上者可然先ツ当講住又と申者、洞川方両郷五流方へ竹長連印之確書さし入有之趣、其確証大阪へ御取戻し、元のシラヂニシテ其上両講方被相頼候様御取斗ひニ預り度ト云々、右尤也と明伊殿・炭熊殿五流両郷へ引合ニ相成候、此時右両講者大チカと申料理やにて三拾余人寄合罷在候事、其席にて年番兩人右確書之儀申遣し候所、大躰皆と承知、中と両三人不承知之旨、両郷たば熊殿・阿波佐殿ヨリ返答ニ相成候、左候ハ、今一時二片附中直りと言場合ニも不至候間、一先惣代衆も引取、跡方追と及引合、いよ／＼四島和合之時至り中直り之期限相締り候ハ、早速相達シ可申ト有之候、



十九日、午后一字頃方皆と大阪へ罷歸り候、尤鳥毛・井筒へ惣代ヨリ申置候儀者、此一条両村ヨリ依頼之通左海四島大阪八島惣講中和合不相成候内者、鍵合之儀者先当年之通両村方相勤可申候、尤此後者両村方御相談二者参り不申候間、御当地にて御示談行届キ候様御尽力被成下度ト申置候、廿日、岩組始メ其外嶋とへ御礼旁と右之通申置候事、廿一日、大阪出立、帰村仕候事、

増田浅三郎

谷田嘉一郎

洞川村

川北五平

兩郷・五流書状

第一函26号付

〔奥書上書〕  
吉野 増田浅右衛門様 兩郷

外惣代中様 五流

急用

七月三日

一筆致啓上候、追々暑さ之節ニ相成候得者各様方御機嫌よく御暮万々目出度御儀奉存候、扱此間者洞川・吉野浅右衛門様御方段と御苦勞様と奉存候、もよとらニハ鳥毛・井筒聞入なく趣ニ大坂岩組上町年番被申候間、如何様ニ相成候か、当表 御県下様江願書差出度と奉存候間鳥渡申上候、尤其節御おき義ニ相成候ても如何成段之一統江申聞候得者聞入無之願書差出候哉申候間鳥渡申上候趣、此手紙付次第早と御返答御出可被下候、

〔史料48〕

洞川村・吉野山惣代書状草案

第一函27号

〔編書〕  
大坂島之内鍛冶屋町三ツ寺筋南へ入東

大和や太良兵衛殿方ニ而  
吉野洞川両村惣代増田浅三郎  
川北五兵衛

一筆啓上仕候、薄暑之節ニ御座候処御地各御衆中様方倍御安泰可被成御座欣然至極奉存候、扱本年五月山上御戸開之砌遠路之処御苦勞被成下候処、彼是行違之廉出来、格別御厚配被成下候得共終不都合ニ成行、何共御氣之毒千万奉懸候、猶両村ニ於而も千万迷惑仕候ニ付、今般再応両村惣代差向ヲ以テ大坂堺各御講内御一統一致和合被成下候様仕度差向候得共、自然不行届之廉も有之候ハ、何卒 役君御信仰之思召ヲ以御同心御協力被成下、双方和談相調ひ目出度御戸開閉相成候様一入御尽力御心添被成下度、此段乍略義書中ヲ以御依頼奉申上候、先者右御頼要用如此御座候、恐々謹言、

九年六月十二日 洞川村惣代小西武市

大坂三郷山上講 吉野山惣代平井新三郎

御年番御衆中

〔史料49〕

大坂表ヨリ戸開一件ニ付両派役者へ願書等控集

第四函65号

〔編書〕  
大坂表方戸開一件ニ付両派役者へ願書并書簡之扣

役者大坂へ返書扣

①三郷山上講老分中願書扣

〔上欄外〕  
〔安政三辰五月日〕

一筆啓上仕候、向暑之節ニ御座候所先以 尊院様方御揃愈御勇健ニ被成御座珍重之御儀ニ奉存候、然者御戸開義無恙無事ニて奉悦候、乍併右ニ付戸明下向之者方承り候得者、其砌何敷混雑致し候、近來者左界表方新矩之事仕候と御取上ケ被下御許有之候故、古來方仕来リ之表は崩レ敷ケ敷事ニ候、右年と増長仕候而者行と如何ニ相成候哉難斗候間、老分之者方御一山江一応御引合呉候様中老世話方方口と申来り候ニ付、不得止事老分打寄相談仕候上、別紙ニ相認

メ奉差上候間、御披見之上何卒御会合被成下篤等御勘考ニ預り度、兎角ニ先例不崩静謐之御取斗乍憚專一ニ奉存候、何方熟談之上我々共御召被下候ハ、不厭時日五島与り老分老人ツ、同伴仕委細奉承知候、

一、当三月御両派方御苦勞様ニ御下山被成下辱奉存候、扱其節御約定仕候寄進物之義も早速相調罷在候得共、前書一件彼是取紛其俣差扣罷在候、

一、当御戸開混雜仕候ニ付当方天満光明講方福島院様江御晰申上候所、何歟御寺ニ染ぬ義申上候、院主ニ茂御立服ト相見へ、先已来御開ニ者光明講警固差止ニ相成候趣、此義如何之思召ニ而御差止被成候哉、是亦不其意ヲ、廿日方岩

・光明御戸開ニ者隔年相勤候事者乍失敬這子躰子迄能存罷在候事ニ候得共、三郷山上講中も誠ニ面目ヲ失ひ候義ニ御座候得者光明講内ハ勿論之奉存候、何卒右一件呉々も御評談被下急々御報被下度候、恐々謹言、

辰五月日 三郷山上講 老分中

吉野山御両派役者 竹林院様

多聞院様

前東南院様

尊下

②大阪表山上講老分衆等書簡控

乍憚書附以口上

一、秘密口ニ付鍵持之事

右者先年方近年迄大坂三郷老分之外中老世話方ニ至迄秘密口之義者知者決而無御座、勿論遠国方数度入峯たり共決而存不申、誠ニ大切之入口与聞伝へ罷在候処、近歳者猥ニ相成銘々御戸開も三所ニ相成遠国参詣之者ハ何レ之御戸ヲ開ケ候哉難相定様專風聞御座候得者、矢張先例ニ立直し被下度候、

一、はかし口錠前之事

此義先年者錠杯相懸ケ候而者決而見請不申候、尤右はかし口も候得者内々

錠おろし有之者格別之事、表ニ錠おろす事甚不都合ニ奉存候、無事任先例有来り候、

一、内結戒實戸口

右此処者昔方大坂三郷世話方實戸口ニ相詰、諸参詣混雜無之様助力ヲ加江本尊為拝はかし口へ送り候所、当時者無左様何れ之仁歟此処へ詰居世話仕顔ニ而強盛張参詣人を荒々取惱し候故及難義ニ、本尊拝礼之義其所へ只強きに余り直様下山仕候者不少、右様我慢取扱有之候而者自から参詣も薄く相成候哉ニ奉存候間、先例不崩様可然奉存候、

一、御戸開松明警固之事

右者御導師御戸開刻限之節堺講警固致し、松明照し坂登り仕廻ニ而松明渡し火の元大切ニ氣を付申答之所、当時者無左燃たる俣数千参詣人ヲ不構投捨候へ者、自ら怪我也出来候ニ付是亦先例通警固終候ハ、火の元大切取片付可申様急度被仰渡候ハ、俱ニ安心仕候

一、吉野山方御戸開之砌御出役

右者御戸開之節参詣人共混雜無之様御目附与相心得罷在候所、近年者良も致候得者大坂世話方与見懸老分世話方之無差別鉄刀振り廻シ打擲被致候、何歟大坂山上講世話方之者ハ不用之者ニ相心得候、左候ハ、兪以被仰越候得者銘々登山者見合セ候、

右之条々一山御評定之上御報被下度候恐々、

辰五月

大坂三郷山上講 老分中

中老中

世話方中

吉野山御両派役者

竹林院様

多聞院様

前東南院様

## ③ 兩派役者返書控

右之通別紙并書面以て願出ニ付兩派役者并十方院三人示談致し候所、此義者山上導師掛り之事ニ候得者一先願書大坂表返シ可願筋ニ候得者、山上導師名前ニ而願書差可出様可然候、若導師ニ而滯義候得者自然と兩派談示も可相成候得共、直様役者へ可願義ニて無之候故、大坂表江返書左之通、

一筆致啓上候、時節暑氣強御座候処其御地御講中一統弥御壯堅可被成御座珍重之御義奉存候、然者先達而御差越之書間等之御返事致度候間、何れニ而も老分之内正直不惑事之善悪之義理分明成御方壺人ニ而、就而者參詣旁御登山可仕候得者事之子細面会之上御咄可申候、先ハ右要用迄如此御座候、早と頓首、

五月廿五日

兩派役者

東南院

竹林院

前東南院

大坂三郷

老分御中

中老御中

世話方御中

## 七節 明治時代の芳雲社

〈史料50〉 古沢龍敬等願書

第六函七括1号 図9

御願

大和国吉野郡吉野山

古沢龍敬

外拾九名

一、吉野山ハ神武天皇以来御歴代行幸モ被為在、殊ニ南朝ノ行宮ヲ被為在、

塔之尾御陵ヲ始メ其他忠臣義士ノ墳墓及旧跡等数多有之、加之桜花之名所ニシテ内国人民ハ云モ更ナリ、外国人モ此地ニ游歴シ旧跡ノ多キト満山桜花ノ絶景ナルトヲ賞歎セサルハナシ、然ルニ其桜樹ノ園タル維新上地以降公園地ノ姿ト相成候ニ就テハ、追々枯朽スルモ土民是ヲ補植スルノ方法ヲ失シ、且旧跡ニシテ荆棘ノ壅塞スルアリ、或ハ道路ノ困難等其景況実ニ当山ノ衰微ハ勿論、皇国ノ名所ヲ失フニ至ル、是ニ於テ私其歎息ニ不堪、依テ同志醸金ヲ募集シ以テ衰頹ヲ復サント欲ス、今茲ニ枯朽シタル桜樹ヲ補植シ、廃レントスル旧跡ヲ興シ吉野ノ景況ヲ全フセント冀望ス、就テハ社名ヲ芳雲社ト称シ、同社へ右桜樹公園地及旧跡等保護方被仰付度、此段同盟ノ者連署ヲ以奉懇願候也、

明治十三年二月

右發起願人吉野山

古沢龍敬(円朱印)

前坊常磐(円朱印)

近藤喜三郎(円朱印)

宮城晋一(円朱印)

同郡増口村

大北作治郎(円朱印)

同郡上市村

横谷佐平(円朱印)

同郡上市村

堀内三席(円朱印)

同郡同村

堀内修一(方黒印)

同郡同村

前書之通相違無御座因テ奥印仕候也、

- 沢井新十郎(円朱印)
- 同郡上市村
- 船津新四郎(円朱印)
- 同郡上市村
- 増田周碩(円朱印)
- 同郡増口村
- 丹羽淡齊(円朱印)
- 同郡小村
- 盛口平治(円朱印)
- 同郡丹治村
- 窪田庄九郎(円朱印)
- 同郡樫尾村
- 山本源三郎(円朱印)
- 同郡上市村
- 北村宗四郎(円黒印)
- 同郡上市村
- 沢井清太郎(円黒印)
- 同郡飯貝村
- 林助三郎(円朱印)
- 同郡同村
- 尾上萬七(円朱印)
- 同郡井戸村
- 井上僖作郎(円朱印)

明治十三年三月十六日 右区副戸長

前坊常磐(円朱印)

同戸長

山本源三郎(円朱印)

願之趣奇特之儀ニ付聞届候条、精々尽力維持方法更ニ可伺出候事

但公園之儀ハ別段可願出事

明治十三年三月廿六日(方朱印)

堺県令税所篤殿

〈史料51〉 芳雲社結成緒言・規則

第六函八括1号の内

〔前略〕

〔草稿〕 緒言

夫レ吾吉野ノ地タルヤ (關字) 神武天皇以降歷代 (關字) 帝王ノ行幸シ玉フ処ニシテ、殊ニ南朝皇居ヲ置セラレ塔之尾御陵ヲ始メ忠臣義士ノ墳墓ハ申迄モ之レナク、其他神社佛閣名所旧蹟不為不多矣、加之古来桜花ノ勝地ニシテ内外人民ノ喝采ヲ博スル不一而足矣、然而維新以来樵牧禁弛ミ栽培道衰へ、輒近ニ至ツテハ大ニ桜花ノ旧觀ヲ減セリ、翅桜花ノ旧觀ヲ減スルノミナラス、之レカ為メ殆ント將サニ旧蹟モ荒蕪シ道路モ壅塞セントスルニ至ル、豈ニ長大息ノ至リニアラスヤ、於是余輩数名同心結社シ、名ヲ芳雲社ト称シ同志ニ檄シテ釀金ヲ募リ、栽培ノ策ヲ議シテ旧觀ヲ復シ之ヲ永遠ニ保存セント欲シ、曩 (旧堺) 二上願シ、既ニ (其) 許可ヲ得タリ、社員ノ喜可知也、曩クハ四方之同志者遠近ニ拘ラス多寡ニ限ラス、釀金ヲ送り鄙挙ヲ裨ケ玉ハ、幸甚と、

芳雲社發起人敬白

〔草稿〕 芳雲社規則

- 第一条 本社ハ吉野山中ノ桜樹ヲ栽培シ、神祠佛宇名勝旧蹟ヲ永世ニ保存セント汎ク有志者ノ醸金ヲ募リ、之ヲ原資トナシ社員相会シテ其方法ヲ協議スルモノナリ、
- 第二条 本社事務取扱所ハ吉野山吉水神社々務所ヲ以テ当分仮局トス
- 第三条 本社々員ハ寄附金申込ノ取扱ヲナシ、桜樹及祠堂名勝旧蹟等ノ保存上ニ注意シ、又本社ノ議<sup>員</sup>トナルヲ得ル者トス、
- 第四条 社員ハ汎ク有志者ノ加入スルヲ得ルト雖トモ、時宜ニヨリ加入ノ期ヲ限ル事アルヘシ、
- 第五条 本社役員ハ投票ノ上社長一員副社長一員幹事五員ヲ定メ、滿二ヶ年間其事業ニ与カラシム、
- 但本社役員ハ總テ給料ヲ支給セザルヘシ、
- 第六条 原資寄附金ハ明治十五年一月ヨリ同十九年迄滿五ヶ年ヲ募集スルモノトス、
- 第七条 前条募集ノ金額ハ凡ソ二万円ヲ以テ目途トシ、其充否ニヨリ募集期限ヲ伸縮スルコトアルヘシ、
- 第八条 原資金募集済之上ハ、寄附人住所姓名及ヒ其金額等ヲ巻軸ニ登録シテ吉水神社ノ神庫ニ蔵<sup>置</sup>スヘシ、
- 第九条 寄附金ハ送附手續書ニ照準スヘシ、
- 第十条 醸金ハ一ヶ月限り取纏メ、予テ約定シタル銀行ヘ利附預ケ金ニ改メ、其預リ証書ハ本社ニ於テ所蔵スルモノトス、
- 第十一条 原資金募集済ノ上ハ地方庁ヘ利付預ケトナシ、其証書ハ本社ニ蔵置スヘシ、
- 第十二条 桜樹栽培及祠堂名勝旧蹟等ヲ修營スル諸費ハ利子ヲ以支弁シ、原資金ハ消費セサルモノトス、
- 第十三条 将来非常子<sup>備</sup>ノ為メ山地ヲ買入、杉檜或ハ漆等応地ノ苗木ヲ植付ル

- コトアルヘシ、
- 第十四条 古來桜園及名勝古蹟等<sup>モテ</sup>多年ヲ経ル内民有或ハ私有地ニ変換セシヲ、漸次本社ヘ買入保護スルヲ要ス、
- 但絶景ノ地ヲ買入更ニ桜園トナスコトアルヘシ、
- 第十五条 廢レタル古蹟ヲ興シ或ハ新タニ土木ノ事業ヲナストキハ、社員商議ノ上官准ヲ得テ着手スルモノトス、
- 第十六条 桜樹妨害無之様監守人兩員ヲ置キ時々山中ヲ巡視セシム、
- 第十七条 私有畑地又ハ山林ニ生立スル桜樹保存トシテ其地主ヘ相応ノ保護金ヲ附与スヘシ、
- 第十八条 原資金募集中ニ関スル諸費及諸報告費ハ銀行預ケ中ノ利子ヲ以テ支弁シ、募集済ノ上其決算ヲ報告スヘシ、
- 第十九条 社員ハ毎年三月一日ヲ以本社会場ヘ集会シ、社中諸般ノコトヲ商議シ且前年度ノ出納報告ヲ閱覽スヘシ、
- 第二十条 以上十九ヶ条決議履行スト雖トモ、増加改刪セサルヲ得サルトキハ社員商議ノ上官准ヲ得テ改定スルコトアルヘシ、
- 芳雲社醸金送附手續書
- 第壹条 凡有志諸君此社ヘ金員ヲ寄附セント欲セバ、其額ノ多少ヲ論セス各位便宜ニ就テ最寄ノ醸金取扱所ニ送附セラルヘシ、
- 第二条 醸金取扱所無之土地ハ本社又ハ周旋方ヘ送附セラルヘシ、
- 第三条 此醸金ハ一時ニ送附スルモノナレトモ、寄附者ノ望ニ任セ期ヲ定メテ之ヲ數回ニ送附セラル、モ適宜タルヘシ、
- 寄附金申込書
- 一、金何円 但<sup>即時ニ非サル御方ハ其期限ヲ此処ニ記入セラルヘシ、</sup>
- 右ハ今般吉野山桜樹栽培及神社佛閣名勝旧蹟永続保存ノ方法企圖相成候趣

二付書面之通資金へ寄附致度、尤金員ハ御約定之第何銀行或ハ周旋方何誰へ相送り可申候、依テ寄附状如件、

年号月日 府県国郡村族籍何某

大坂府下大和国吉野山 芳雲社御中

第四条 此醸金ノ取扱方ハ東京ノ三井銀行、大坂ノ第十三国立銀行及其支店等ナリ、

第五条 第壹条ノ手續ニ從ヒ有志諸君ヨリ寄附金ヲ送附セラル、トキハ、醸金取扱所又ハ周旋方ヨリ左ノ書式ノ請取証ヲ本人ニ交付シ、其金額姓名等ハ月末ニ至リ芳雲社ニ報告シテ定約ニ照シ利附預金トスヘシ、

請取証

一、金何程

右者吉野山桜樹栽培及祠堂名勝旧蹟保存トシテ、前書之金員御寄附被下正ニ請取候、依テ原資ニ加ヘ永存可仕候也、

年月日

芳雲社

第何銀行又周旋方何ノ誰

何某殿

第六条 第四条ニ掲ルニ銀行ノ外ニ係ル各地ノ支店或ハ周旋方ニ請取タル寄

附金ハ、一ヶ月毎ニ右ニ銀行本店へ送附セシメ、本店ニ於テハ其寄附者ノ姓名及金額ヲ芳雲社ニ報告シ、預リ金トナスコト第五条之通タルベシ、

第七条 芳雲社ニ於テハ右ノ報告ヲ得ル毎ニ之ヲ毎月或ハ隔月ニ一回ツ、東京大坂ノ諸新聞ヲ以テ之ヲ廣告スヘシ、故ニ此廣告中ニ遺漏誤謬アルトキハ速ニ本社ニ向ケ推問セラルヘシ、

第八条 寄附金数回割納ノ方へハ左式ノ仮請取証ヲ交附シ置、皆納ノ節ハ本証書ヲ渡スヘシ、

仮請取証

一、金幾何 但何回月寄附

右正ニ請取候也、

但此仮請取証ハ明治何年何月寄附納済迄ヲ証スルモノニシテ、本証ヲ交附ノ日ヨリ反古タルヘシ、

年月日 芳雲社醸金取扱人何所何ノ誰

何某殿

第九条 寄附現金ハ定約ノ銀行及本社周旋方ノ外受取人ヲ派出スルコトナシ、  
第十条 本社資金寄附ノ諸君登山ノ節ハ本社ヨリ吉野山中名勝旧蹟ヲ案内シ、及ヒ延元帝御物其他古器ヲ拝觀スルヲ得ヘシ、

〈史料52〉 通常經費書上

第六函八括4号

費用毎歳ノ部

一、桜樹本ト掃除 毎年七百工

此料金式百拾円

老人ニ付日当三十銭宛

一、同苗植付 同老千本

苗代植付工料共

七拾円 老本ニ付七銭

一、監守人 年給式拾円

老人ニ付拾円ツ、

一、民有地ニ所在之補助金 四十五円

但三百本ト見込老本老ケ年ニ付十五銭宛

一、桜花肥(マ)し法方 五拾円

但老ケ年分

一、勝景ノ地へ別亭設立 (マ) 四ヶ所

但千本・吉水・如意輪・竹林・西行

此修繕費拾五円 壹ヶ年分

一、入社釀金惠投ノ諸君桜花遊覽之節、名所古跡案内及延元帝御物其他古器披露ス、

此手数料 拾円

一、三拾円

但筆紙郵便其他諸雜費

合計金四百五拾円

此資本金六千四百廿六円

但壹ヶ年金千円ニ付利子七拾円

一時費用ノ分

一、新規設立之亭 四個

此費用百六拾円

壹個ニ付四拾円宛

一、古来桜園及名所古蹟等数所

多年ヲ経ル内有税地ニ変換セシヲ更ニ買戻ス概略見込

金三百円

合計四百六拾円

資本金合計六千八百八十六円

〔史料53〕 芳雲社有志金出納帳簿

〔表紙〕  
明治十三年十月吉日

芳雲社有志金

第六函七括4号

出納帳簿

社中世話懸

有志金請方

一、同	金 貳円也	小川円和	
十一月廿三日	一、同	五円也	宮城晋一
一、同	同	三円也	今西宥榮
同	同	壹円五十錢也	小野諄三
同廿六日	同	三円也	楠田亀蔵
一、同	同	七円也	古沢龍敬
一、同	同	五円也	古沢龍賢
同	同	三円也	森下覚太郎
十一月四日	一、同	三円也	前坊常磐
一、同	同	五円也	近藤喜三郎
十一月四日	一、同	壹円也	平井佐一郎
同	同	三円也	浦壁樽豊
同	同	貳円五十錢	藤井重治郎
一、同	同	三円也	船知市十郎
十一月七日	一、同	壹円也	山本文蔵
一、同	同	壹円也	吉川法誉
同	同	三円也	大東多十郎
同	同	五円也	山口謙造
十一月廿五日	一、同	壹円五十錢	近藤瓶城
同	同	壹円五十錢	楠田嘉市郎

十二月  
一、同 壹円

北東和平

〇十一月  
一、同 七拾五銭 左之三人方墓掃除人足代金ニ而入

訳 森崎林八・平井新三・巻野安二郎ヨリ

一、同 三円 大橋鎌輔

一、同 壹円 飯野忠三郎

一、同 壹円 密井高偏

〆六十六円廿五銭 十三年分

十四年一月十九日  
一、同 壹円 東藤七五郎

一月廿一日  
一、同 壹円 船井慶治郎

一月三十九日  
一、同 五円五拾銭 墓掃除出不足 工料各々方入

訳金壹円 大橋氏

同壹円 宮城氏

同壹円 山口氏

同壹円 小川円和

同壹円 浦壁氏

同五十銭 福角氏

十四年二月十五日  
一、金 七円 佐伯頼愨(題)

同四月  
一、同 三円 阿智賀村山本平三郎入

右  
〆 金拾七円五拾銭

三月分  
一、同 七円 案内仲間拾四名ヨリ冥加金入

一、同 三拾六円九十銭五厘 十三年ノ過金

〆 金六十壹円四十銭〇五厘

内払

金四十三円八拾九銭五厘

差引

金拾七円五拾壹銭 過金

十五年 請方

四月七日  
一、金 七円也 免許案内中ヨリ納金 宮城氏ヨリ入

一、同 拾七円七十壹銭 十四年度ヨリ越金也

〆 廿四円五十壹銭五厘

内払

金五円拾壹銭五厘

引残テ

金拾九円三十九銭五厘

十五年十一月  
一、金 五拾銭也 朱矢宅右衛門方入 取次北東

是ハ如意輪寺墓桜山之内ナルシユロ皮、当十五年方来十九年迄五ヶ年之間  
毎年金五拾銭ツ、ニテ下行上金也

(二折白紙)

仕払口

十三年  
一、金 壹円 碑銘台石代

紀州津田正臣如意輪寺へ碑銘建築ニ付当社方周旋 台代并ニ運送人足六工料共

一、同 壹円九十八銭 右台石運人足六名工料 壹工ニ付卅三銭ツ、

十一月十四日  
〆 右式口共山口氏ヨリ先方へ渡ス

十一月十四日  
一、同 五拾銭 芳雲社之印壹果代 五条へ払

十一月十日分  
一、同 五円九拾式銭五厘 実城寺廢跡一山中ヨリ寄附之節諸入用 村総代  
大東多十郎へ渡ス

十一月廿四日  
一、同 九円 ウルシ苗千五百本 楠田倉蔵へ渡ス 壹本ニ付六厘ツ、



同日 一、同 三円五拾銭 右ウルシ苗植付工料 合拾四工 老工ニ付廿五銭ツ、  
 十二月廿四日 一、同 六円廿五銭 如意輪寺墓桜山掃除人足差図旁勤工料 廿四工廿五銭ツ  
 〃 北東へ渡ス

拾老工半 北東

拾工半 八木や

三工 角安

〃 廿五工也

一、同 五拾五銭 醸金簿式冊代 大坂払 宮城氏へ渡ス

一、同 三拾六銭 美濃紙式帖代 入社簿 醸金簿 用 同断

一、同 式拾式銭 醸金簿式 東京行便税 同人へ渡ス

一、同 六銭 案内願之義ニ付役場ヨリ達書賃

〃 式拾九円三拾四銭五厘

十四年一月十八日 一、同 七拾五銭 長峯桜蔓切掃除 三工丈六人ニ渡ス

一月廿六日 一、同 七拾五銭 右同断 森崎林八へ渡ス 三工

同日 一、同 式四五拾銭 右同断拾工 藤東七五郎へ渡ス 廿五銭ツ、  
(兼藤)

三月廿八日 一、同 式四五拾銭 桜苗木式百本代 箱力へ渡ス

四月分 一、同 廿三銭 右桜苗植付老工料 千手院丁 土井松治郎へ

外ニ老工坂本弥三郎男 手伝寄附也

三月十八日 一、同 拾四銭 八部芳雲社印老果代 堺大寺南門前へ払

五月一日 一、同 式四九拾九銭 村上ノ桜山掃除四工半 廿六銭ツ、

下千本掃除 残りノ掃除七工 廿六銭ツ、

右式口共大七渡ス

六月五日 一、同 七円也 藝妓雇入事件ニ付大坂府へ芳雲社惣代理トシテ出頭 工料日

当朱矢羈松へ渡ス 使才サト受書証入

五月 一、六拾銭也 苔清水掃除三工半料 喜助払  
 八月十日 一、同 四円拾式銭五厘 如意輪寺墓桜小苗下かり拾六工半 廿五銭ツ、 秀吉岩  
 平へ渡ス  
 八月廿六日 一、同 式円 藝岐事件ニ付大坂府へ出訴代言心附 加川慶蔵トカ云人ナリ  
 取替金上市村堀内氏へ渡ス

右 〃 金式拾三円五拾八銭五厘

八月廿九日 一、同 拾五銭 ケイ紙式帖代 車田払 府庁へ願書并ニ社則数冊用紙也

十一月十二日 一、同 四銭 本社用事 郵便往復税

十四年十二月 一、金 拾五円 当山案内詰所建設ニ付該仲間へ貸渡ス 利一六

来ル十五年十六十七ノ三ヶ年利付割 年済当年四月十五日限り納メ

十二月十九日 一、同 壹円拾五銭 芳雲社掛札・案内人屯所札 宮城君へ渡ス

〃 八十銭 檜カマチ式尺寸代

三十五銭 右削賃

十一月末 一、同 式円 九月比上市村神社上遷宮ニ付当社ヨリ奉納金取替 大橋君へ渡

同日 一、同 式円 右奉納かさりもの諸雑費 平井氏へ渡ス 取次宮城君へ

〃 廿円〇三十老銭也

合四十三円八十九銭五厘払高

十五年払方

四月七日 一、金 式円 案内小や建設ニ付助成 宮城氏へ渡ス

八月廿一日 一、金 三円 如意輪寺墓桜ウルシ山シタ苧拾式工 廿五銭ツ、 坂口秀吉  
 へ渡ス

一月廿六日 一、同 壹銭五厘 十四年度上半期桜山拝借料

二月十四日  
一、同 拾錢 右郡役所へ納入用 谷嶋兵治郎へ渡ス

但シ自分拝借地料納ト入用式ツ割也

十六年分

七月分  
一、金 壹錢五厘 字千本官地拝借料前半季分 郡役所納

同日  
一、同 三錢也 右納金入費割相渡ス

一、同 四錢 郵便兩度賃 下総ト大坂トナリ

明治十六年 払方

七月  
一、金 壹錢五厘 官地拝借料一月方六月上半季 郡役所納

同日  
一、同 三錢 右納入用割合

同八月十四日  
一、同 式円七拾五錢 如意輪寺桜山ウルシ下蒞十式工半 廿式錢ツ、秀吉

(以下白紙)

へ渡ス

〔表紙〕  
〈史料54〉 芳雲社出納決算簿

第六函七括12号

〔表紙〕  
一、從明治拾五年五月  
至同式十四年四月

芳雲社出納決算簿

山口謙藏係

受入金

明治十五年五月

一、金拾九円參拾九錢五厘

但前役古沢龍敬殿ヨリ引継金

明治十六年八月十五日

一、金七円也 小野淳三氏取次

但本年度案内中ヨリ冥加金トシテ入ル

同九月三十日

一、金五円也 同人 取次

但前年案内仲間へ十五円貸金ノ処へ入ル

同

一、金參拾式錢 同人 取次

但同上利子金ノ内へ入

明治十八年二月二十日

一、金參円五拾錢 同

但十七年度案内冥加金 本年ハ非常ノ不景氣トテ半額ニ減少依頼ニ任セ

受入ル

明治二十年二月一日

一、金參円五拾錢

同 但十八年度冥加金

一、金參円五拾錢 案内ヨリ

但十九年度分入ル

同五月十三日

一、金參円五拾錢 同

但式十年度分入ル

廿一年五月五日

一、金五円也 同

但本年度分ナル 従来半額ヲ減少ノ処本年時節恢復ニ付如上更正セシモ

ノトス

同

一、金壹円五十銭 北東和平ヨリ入  
 但明治二十一・二十二・二十三參ヶ年分 如意輪寺道傍棕栂皮壹ヶ年二  
 付五十銭トシ、廿一年ヨリ十ヶ年同人受合  
 一、金參拾三円〇五銭 宮城氏取次  
 但是ハ同氏上東ノ節桜并能監氏外数十名ヨリ壹本五銭トシ、合計六百  
 六十一株寄附代金也  
 一、金拾壹円五十銭 平井才一郎ヨリ入ル  
 但十八年度ヨリ廿一年ニ至ル各期マテ小作麦及大豆合計(麦石五斗  
大豆壹石) 麦  
 三円大豆四円トシ起算ス  
廿年九月貸ヨリ  
廿三年九月迄ヲ廿三年十月一日入  
 一、金拾六円六十銭 増口村椿井吉郎平ヨリ入  
 但四十円同人へ貸付ノ利子へ入ル  
 明治二十一年七月一日  
 一、金五銭 古沢氏ヨリ入  
 但栄山寺有志金ノ剩金  
 廿三年四月廿七日  
 一、金貳円六十銭 同氏取次入  
 但行啓供奉陸軍々人石原光弘并池原熙中佐・鮫島重雄外二近藤堅三郎  
 桜苗有志金  
 一、金六円五十銭 山本万次郎ヨリ入ル  
 但如意輪寺墓地漆代金  
 合計金  
 壹百貳拾貳円五拾參銭五厘  
 内  
 金拾五円八拾貳銭 小野淳蔵引込金

内訳  
 金五円參十貳銭 案内貸金ノ内十六年九月三十日ヨリ  
預リ内五円元金三十貳銭利子  
 金七円也 上金分十六年九月ヨリ預リ  
 金三円五十銭 上金分十八年一月ヨリ預リ  
 右ハ十九年十一月三日古沢氏ヨリ同人へ決算請求ノ節  
 別紙明細書ヲ以テ小野手許預リ高申出デタリ  
 差引  
 金壹百六円七拾壹銭五厘 受高  
 内  
 金九拾五円五拾七銭六厘 支出高  
 残而金拾壹円拾參銭九厘 現在金  
(挿込ミ別紙)  
 記  
 一、五円三十貳銭 案内貸金之内十六年九月三十日ヨリ預リ  
 但シ元金五円也、三十貳銭利子也  
 一、七円也 上金分十六年九月ヨリ預リ  
 一、三円五十銭 上金分十八年一月ヨリ預リ  
 右拾五円八十貳銭  
 右之通り預リ有之候也、  
 十月三十日 小野諄三  
 古沢龍敬様  
 十九年  
 改十一月三日 天長節ナリ、  
 支払方

明治拾九年一月二十九日

一、金四円四拾錢三厘 大橋氏渡

但西行谷桜植付人足六十九工部落合計工料米六斗五升貳合  
右二付六円五十錢神社ヨリ取換

明治十九年八月廿三日

一、金壹円拾錢貳厘 村役場渡

但実城寺跡 十八年六月ヨリ十九年一月二至ル村費割

同五月十八日

一、金四円八拾七錢六厘 前坊氏へ渡

但寄附領収券五百枚印刷代及如意輪寺漆山下蒔賃、桜苗千五百貳十五  
本代并西行庵額面大坂ヨリ駄賃

明治貳十年三月二十七日

一、金四円八拾壹錢五厘

但桜五百三十五本西行庵へ植付日当代

同三月三十一日

一、金五拾五錢三厘

但如意輪寺道檜木間植苗代及植手間共

明治十九年四月二十三日

一、金貳円九十錢 石為渡シ

但西行庵建碑石工代

同二十八日

一、金四拾五錢 同人渡

但同上日当三工代

同八月十二日

一、金八拾錢也 堺谷虎吉渡

但如意輪寺桜山下蒔賃

同九月二十九日

一、金拾八錢也 東藤七五郎渡

但西行庵近傍桜下蒔二工料

同十月十八日

一、金七拾貳錢 前坊渡

但如意輪寺道檜植五工 同人取換分相渡

同十二月一日

一、金壹円貳拾錢 岩崎栄次郎渡

但桜苗有志帳仕立代

同 十五日

一、金壹円貳拾錢 東藤七五郎渡

但桜葛切并小苗掃除賃工料

明治二十年四月三日

一、金参円拾五錢 朝日新聞社渡

但開花期日広告料

同

一、金八錢也 同上

但同伴二付郵税

同八月十五日

一、金九拾錢 東藤七五郎渡

但如意輪寺漆山下蒔

同九月二十五日

一、金貳円六拾五錢也 神社渡

但西行庵桜山下蒔廿六工半 一日拾錢宛神社取換ノ処へ相渡

廿一年四月十日

一、金參円也 朝日新聞社渡

但桜花開期広告料

廿年十一月

一、金五円也 宮城氏渡

但同氏上京ノ節桜樹周旋実費相渡

明治二十一年四月二十九日

一、金拾貳錢 甚川嘉十郎渡

但漆株切并掃除賃

同二月十一日

一、金六錢五厘 横井庄三郎渡

但千珠院坂枯桜取片付日当半工

同七月十一日

一、金貳円六拾錢 同人外二人渡

但一ノ坂四手掛上ノ千本桜山下苧及葛切式十工代

二十一年七月二十七日

一、金六錢五厘 谷嶋和七渡

但馬道掃除半工代

同八月一日

一、金拾參錢 横井庄三郎渡

但上千本大風ニ付取片付壹工代

同十四日

一、金八拾錢 田中仙太郎

但如意輪寺漆山下苧賃

同

一、金拾參錢 中川久七渡

但関屋桜倒レニ付片付一工

同九月十五日

一、金五拾九錢六厘 役場納メ

但二十一年度畑租二期分

同十月四日

一、金九拾九錢 岩崎栄次郎渡

但西行庵桜山下かり九工

同

一、金貳拾錢也 同人へ

但即印坊跡掃除賃

同十五日

一、金貳拾錢 上市通運 北村宗三郎渡

但印刷物東京稻生へ遞送賃

同十八日

一、金拾八錢九厘 役場納メ

但地方税并ニ村費割

同二十八日

一、金參十錢 岩田伊三次

但即印坊跡竹垣用棕栢繩代

同四月八日

一、金壹錢 朝日新聞社行

但郵券

明治二十二年一月七日

一、金六拾五錢也 宮城氏渡

但桜苗有志帳十冊代

同二十六日

一、金七拾壹錢五厘 辻村三重郎渡

但即印坊跡掃除有志人へ中食壹斗三升五合代

同

一、金拾錢也 林政吉渡

但同上豆腐四丁其他

二十二年四月二十日

一、金拾壹錢七厘 役場納メ

但本年度地方税

同

一、金貳錢七厘<sup>六</sup> 同上

但公儲金

同九月二十二日

一、金壹円貳拾錢 奥田吉三郎渡

但漆山下苧

同二十四日

一、金壹円四拾九錢五厘 大橋渡

但西行庵下苧拾壹工半代

式十三年三月十五日

一、金七厘 役場納メ

但二十三年度地価割

同四月九日

一、金七拾五錢也 田中仙太郎外二人

但長峯道筋桜苗百七十本間植五工代

同十一日

一、金七拾五錢 吉川已之吉外二人

但即印坊跡掃除五工代

同

一、金拾六錢五厘 北東和平渡

但同伴二付繩釘代

同四月二十四日

一、金參錢 近藤堅三郎へ

但桜苗寄付二付扇子一面進物代

同三十日

一、金貳拾貳錢五厘 瀬川辰三渡

但即印坊跡石段積直し壹工半代

同五月十五日

一、金參錢七厘 役場納メ

但二十二年度地価割

同六月二十三日

一、金五錢五厘 同上

但二十三年度村税割方

同七月一日

一、金貳円拾五錢 車谷乙松渡

但税所桜山下苧受負賃

同七月二十四日

一、金六錢四厘 村役場納メ

但地方税

同八月十三日

一、金六拾七錢 車谷音松渡

但如意輪寺漆山下蒨

同八月二十二日

一、金壹円拾參錢 神社渡

但西行庵桜下蒨九工代

同九月五日

一、金拾四錢 箱谷島吉渡

但西行庵桜苗片付代

同十月十八日

一、金五拾八錢也 尾崎由太郎渡

但如意輪寺桜山葛切四工半

式十四年四月二十五日

一、金拾六錢六厘 役場納メ

但芳雲社前坊記名地佃割

式拾年十一月貸付

一、金四拾円也 椿井吉郎平渡

以上合計

金九拾五円五拾七錢六厘也

明治式拾六年一月十七日於古沢氏邸宅

決算立会人

古沢龍敬(方朱印)

山口謙蔵亡跡

同 虎三郎(円朱印)

福住縫

〈史料55〉 吉野山公園ノ儀ニ付請願書寫

吉野山公園ノ儀ニ付請願書(貼紙) 県議會議長宛ニハ請願ノ二字ヲ陳情ト改ム

第六函二二拾一号

方今文華日進ノ世トナリ人身腦力ノ作用実ニ頻繁、随テ氣力勞萎シ疾病ヲ醸成スルニ至ル、此時ニ当リテヤ花卉ノ美山水ノ勝独リ能ク心目ヲ爽快ニシ、氣力ヲ活潑ナラシメニ豎ヲ驅逐スル、遠ク医薬ノ及フヘカラサル処アリ、是ヲ以テ大都巨市ニ於テハ既ニ景勝ノ地ヲトシテ公園トナシ、花卉ヲ攢メ泉石ヲ引キ假山ヲ設ケ務メテ自然ノ風光ヲ摸倣シ、衆庶ヲシテ鬱積ヲ啓発シ氣力ヲ壯活ナラシムルノ美挙アリ、夫レ然リ公園ハ文明ノ要素ナリ、何トナレハ其佳否ハ養氣ノ多寡ニ關係シ、養氣ノ多寡ハ文華ノ消長ニ波及スルニ至ルヲ以テナリ、果シテ然ラハ其効用ノ重大ナル豈ニ決シテ徒然ノ業トナスコトヲ得ンヤ、抑吉野山ハ溪山幽邃天然ノ風致ニ富ミ且桜花ハ古代海内ニ冠タリ、加之神武天皇以降歷代ノ帝王數々巡幸アリ、殊ニ南朝五十年皇居ノ地ナルヲ以テ忠勇ノ古蹟義烈ノ墳墓ハ所々ニ散在シ、吉野宮ヲ初メ數多ノ社寺近キモノハ花間ニ出沒シ、遠キモノハ雲烟ニ隱見シ、滿山至ル所トシテ吟脚ヲ輕快ニシ精神ヲ鼓舞セサルハナシ、故ニ美名夙ニ天下ニ著ハル矣、然ルニ維新以來樵牧禁弛ミ栽培道衰へ、纜力ニ有志ノ輩芳雲社ヲ設ケ孜々培養ニ従事スト雖トモ、存廢相償ハズ大ニ旧觀ヲ毀傷シ、今ヤ名実共ニ之ヲ失墜セントスルニ至レリ、既往二十余年ノ經驗ヲ以テ将来ヲ比照スルニ、數十年ノ内漸ク名所旧蹟ノ湮滅荒廢ヲ来サンコト実ニ知ルヘシ、嗚呼浩歎ノ至リナラスヤ、目下焦眉ノ急夫レ既ニ斯クノ如シ、窃力ニ思フニ蓋シ吉野山ハ所謂公園ナルモノ、類ヲ出デ粹(粹)ヲ抜クモノ自然ニシテ存セリ、宜シク奈良ト均シク県下ノ公園トナシ、所在ノ官林ヲ挙ケテ之レガ版図ニ伍入シ、歳々桜楓等ヲ増植シ尚溪流ヲ引テ池ヲ穿チ、或ハ小舟ヲ浮ヘ以テ自然ノ風色ヲ補足スルコトヲ勉メハ、畜ニ湮滅荒廢ヲ保存シ土民ヲシテ歡聲ヲ發セシムルノミナラス、其効

用ノ及ブ所氣力ノ壯活ヲ得ルト共ニ大ニ忠孝ノ徳性ヲ涵養シ、倍々文華ノ程  
度ヲ長進セシムルニ至ランコト亦期スヘキノミ、仰キ願クハ言外微意ノ有ル  
処ヲ諒察セラレ、小ハ県下ノ為メ大ハ皇国ノ為メ何卒御採用宜シク御処理ア  
ランコトヲ、別紙吉野山官有地々目反別及位置図面相添エ、此段請願者惣代  
連署ヲ以テ懇願仕候、恐惶頓首謹言、

〔上欄外貼紙〕  
「議会ニハ請願者ヲ吉野山惣代ト改メテ出ス」

明治二十五年十一月二日

右

吉野郡吉野村大字吉野山

前坊常磐

同断

古沢龍敬

同断

山本文蔵

同断

辰巳勘三郎

同断

藤井重治郎

同断

県会議長堀内忠司殿 平井奈良吉

同断

岩崎栄治郎

同断

福住縫

同断

飯野弥三郎

同断

楠田与市郎

同断

北東和平

同断

中村庄三郎

同断

安田清次郎

同断

平清次郎

同断

枅長幸吉

同断

辰巳喜之太郎

同断

大村鹿蔵

同断

飯野常治郎

同断

密井高偏

同断

山本為三郎

同断

谷嶋兵次郎



同断  
森下覚太郎  
同断  
増田豊三郎  
同断  
森下亀太郎  
同断  
森山房三郎  
同村大字丹治  
森本弥太郎  
同断  
藤内平七  
同村大字飯貝  
尾上万七  
同断  
田中藤七  
同郡龍門村大字佐々羅  
坂本仙次  
同断  
坂本弥平  
同郡上市町大字上市  
堀内三席  
同断  
沢井清太郎  
同郡大淀村大字増口

---

大北源一郎  
同村大字越部  
吉條久米徳  
同郡吉野村大字左曾  
岡井権平  
同断  
樋口甚九郎  
同村大字橋屋  
坂井佐吉  
同村大字六田  
富松太三郎  
同郡国樸村大字喜佐谷  
堀内亀治郎  
同村大字宮滝  
梅谷啓三郎  
同断  
今西新三郎  
同村大字檜尾  
山本源三郎  
同村大字西新子  
福田福松  
同断  
古川貞治郎  
同郡川上村大字大滝  
富田喜八郎

同断

辰巳藤吉

同郡下市町大字下市

永田藤平

同断

畠山寿太郎

同断

間島哲平

同郡川上村大字井戸

井ノ上喜作郎

前書之通出願ニ付依テ奥印候也

吉野村長

米田六太郎

川上村々々長代理助役

井ノ上喜作郎

国樸村々々長

水本安吉

龍門村々々長

坂本弥平

上市町々々長

沢井清太郎

大淀村々々長

俵本茂実

下市町町長

山本平三郎

奈良県知事小牧昌業殿

〈史料56〉 吉野山公園協議会会議録

明治廿六年一月廿九日公園件協議席

出席員

公園地請願委員 前坊常磐(方朱印)

古沢龍敬(円朱印)

区会議員 山本文蔵(円朱印)

辰巳勘三郎(円朱印)

平井奈良吉(円朱印)

岩さき栄次郎(円朱印)

楠田与市郎(円朱印)

北東和平(円朱印)

中村庄三郎(円朱印)

安田<sup>(貼紙)</sup>清治<sup>(貼紙)</sup>郎(円朱印)

平清次郎(円黒印)

枡長幸吉(円朱印)

前田金平(円黒印)

中川久七(円朱印)

三ツ井<sup>(密井)</sup>高偏(円朱印)

角谷新平(円朱印)

飯野忠三郎(円朱印)

楠田倉三(円朱印)

森山房三郎(円朱印)

町総代

第六函ニ括4号

森下覺太郎(円朱印)

同 亀太郎(円朱印)

上西新三郎

右廿式名前九時ヨリ東南院借議場ニ於テ左ノ件々ヲ協議ヲ開キ、后五時閉開ス、

一、金参百円 山内中ヨリ寄附致スヘキコト

一、人扶壺千人 手伝致スヘキコト

但人扶ノ割付ハ直接間接ノ營業ニ因テ割付ノ多少ハ勿論、無營業人タリトモ身分相応ノ人扶手伝致スヘキコト

一、公園地ニ相応之樹木ハ当今ヨリ時宜ヲ見計ヒ各自所有ノ空地ニ栽培シ、又ハ指木接木等致シ置クヘキコト

一、前坊常磐・古沢龍敬ノ両氏ヲ公園地請願事件ノ委員ト定メ区会議員拾名ヲ評議員ト定メ、将来運働ノ方針ヲ計議シ所分致スヘキコト

一、前条之件々区会議員・組總代ヨリ各組内中へ披露致シ置クヘキコト  
右之通議決致シ候事

明治廿六年一月廿九日

(奥ニ印二顆アリ、古沢龍敬以下出席員ノ印ナリ)

## 八節 青木種太郎家文書

山本潤氏所蔵

〈参考一〉 小松院書状

以手紙得御意候、時下秋冷相催御座候処各御安全之由珍重ニ御座候、然ハ当度者罷出、大長殿之一件ニ付深く御心配被下候処、其節濟方ニ者不相成候ニ付而者、船知方江其手續ヲ以催促有之候へ共、矢張行々者拙僧之迷惑筋ニ御座候

間、今般船知氏差向申候間、何卒今一応御講中申合、大長之事件濟方ニ相成

候様御厚配之程偏ニ奉頼上候、且戸立ニ者御参詣有之候ハ、右事件御面会之上御願可申上候而存居候得共、不能其儀候得者、何分此度之儀者御紛骨之程

訳而御頼申上候、頓首、

九月十九日 小松院

加賀屋伊三郎様

住吉屋喜兵衛様

○近代明治期写、横切紙統紙、

〈参考2〉 船知佐兵衛書状

〔封筒上書〕

〔左海〕 吉の山  
加賀屋伊三郎 船知佐兵衛

願書

〔封筒裏書〕  
十月廿日

略符平四郎へ可被下候、

一筒呈上仕候、寒冷之砌ニ御座候所、兪御家内様御揃御勇建之由奉賀候、然ル処誠ニ申兼候得共、御地大和屋長兵衛借用金之儀ニ付先達而小松院様願出候通り六両金ニ而相濟不申候間、此度六両八元銀、又壺両ハ利足トして証文請取可申入間、何分度々之願ニ御座候得共、并筒・鳥毛両御講中ニ而小松院を助、私共ニ奉加トして置籠ニ預り度、右成就仕候へハ広大之御慈緋と奉存候、下拙参以御願可申答ニ御座候所、無抛要用差懸り失敬仕候、此度吉田氏を被参候間、何分宜御様持之程偏ニ奉希上候、以上、

十月廿日 舟知佐兵衛

加賀屋伊三郎様

二啓、乍憚 御講中様江茂宜御伝聞可被成下候、以上、

○近代明治期写、横切紙統紙、

〔端裏上書〕  
〔加賀屋新田〕

〔参考3〕 吉野山・洞川村惣代連署書状写

隅野喜三良

惣兵衛様

〔端裏上書〕  
〔加賀屋新田〕  
物、兵衛様  
手人便り  
至急御披露

〔朱印〕 第九月六日發

〔端裏上書〕  
〔新行者堂へ御移りナル〕

吉野山方一昨四日發之書面昨夕方ニ泉伝殿へ着、今朝僕方へ参り候ニ付早刻写取報知致候、入手有之度也、

書面写左之通り

追々冷気相催候処御講内御一同弥御安泰可被成御座珍重之御儀ニ奉存候、然者大峰山上役行者堂上棟之義八月十三日ト申上置候得共、同月十五日首尾能相濟、右ニ付来ル九月廿日役行者尊新堂へ御移遷、入佛供養之義者来明治九年御戸開後ニ可仕心組ニ候得共、日限未夕相定不申候間、此義ハ日限治定之上追而申上候、先者右御報知申上候迄如此ニ御座候、已上、

吉野山惣代

増田浅三郎

下辻重次郎

洞川村惣代

西村清五郎

北村栄次郎

井筒組

御衆中

尚々先般御頼申上置候有志御寄進之程宜敷希上候、已上、

○近代明治期写、横切紙続紙、

〔端裏上書〕  
〔加賀屋新田〕

〔参考4〕 惠教書状

加賀伊三様  
〔端裏上書〕  
〔加賀屋新田〕  
平安  
御坐下  
惠教

四月廿六日

高野山 舍那院(長円朱印)

尚々御組内女中方御さそへ合セ之上御参詣可被成下様御通知可被成下候、以上、

一筆啓上致候 時候春陽弥増候所御家内様御揃御壮栄被入喜悅奉存候、暢者今般当山寺院ニおいて女人止宿之義ハ、来ル五月八日限り停止ニ相成候、就者同五・六・七ノ三日之間結縁灌頂執行御座候故、御参詣思召之旁々御誘引之上御登山被成下候様御得申上候、短書ヲ以御安内旁々報知致候也、

○近代明治期写、横切紙続紙、

〔封筒裏書〕

〔参考5〕 増田安右衛門書状

〔封筒裏書〕  
〔泉州堺柳町老丁目姫路材木町〕

林伝兵衛様

増田安右衛門

無事□御尋用書入

〔封筒裏書〕  
〔封〕一月九日九時發ス

〔朱書〕  
『佛廢シニ付御尋書』

甚寒之砌ニ御座候所、其御地皆々様益御勇健珍重之御儀奉賀候、次ニ当方無事ニ相暮居申候間乍憚御案心可被下候、然ル処、御地井筒御講矢張是迄之通り御繁榮ニ御座候哉御尋申上候、当方ニ於テ者今般大阪ヨリ壱人当地へ下り是迄之井筒役講發シニ相成、右之次第ハ今般改テ大峯取締宇治醍醐寺へ被仰付候ニ付、是迄之役講御鍵等抔者決而相廻シ不申由当地講内中へ申廻り、右ニ付講内毛租右講へ相変り誠ニ残念ニ御座候、皆々門口ニ醍醐社ニ元真力講ト書印、井筒講ニ於テ護摩タキ抔致居候ハ、具庁へ願出差止申付候抔致申候ニ付、御地

御講中様如何相成候哉、矢張御鍵等ハ是迄通り之事ニ候哉御尋申上候、何分右ニ付追々講内人数無之様相成候ニ付、何卒く此段否哉至急御返事御越被下度奉待入候、先者取急キ右之次第如斯御座候、早々以上、

一月七日

姫路材木町  
増田安右衛門

(和泉巻)  
林伝兵衛様

加賀屋村  
半兵衛様

住吉屋喜兵衛様

阿部の村  
藤兵衛様

并ニ御講御衆中様

○近代明治期写、横切紙統紙、封筒アリ、封筒ニ二錢切手・消印アリ

〔参考6〕 竹林院書状

〔左〕封筒上書 井筒惣講中

鳥毛惣講中

海 両郷惣講中

〔右〕封筒裏書 五月廿八日

吉野山 竹林院

一筆致啓上候、大暑之節弥御安全各御講中御揃可被成珍重之御義ニ御座候、然ハ例年戸閉之義ハ当年ヨリ九月朔日ニ各御揃御登山被下度、朔日之夜七ツ時ニ御戸閉致度、先例ニハ兼而様々相成可申候間、此段態々得貴意候間、何れ御講中江も不誤様御申合置可被下候、已来ハ九月朔日夜七ツ戸閉と相定申度由旧冬も御咄合申入置候通、大坂三郷江も引合申置間、右日限相違無之様、朔日ニハ各乍御苦勞御揃御登山可被下候、右得貴意要用如斯御座候、早々頓首、

未五月廿八日

大峯山 竹林院

左海

井筒惣講御中

鳥毛惣講御中

両郷惣講御中

尚々大坂三郷五島ヨリ五島名前燈明・提燈五ツ山上権現宝前江八長提燈式張、先達調達ニ而差登シ有之候間、左海ヨリも蔵王尊江八長式張ニ役行者尊前江左海上講中名当之提燈式張、右三張御奉納之御約定ニ御座候、右品々御調達為御登可被下候

(左海上惣講中提燈の繪)

又左海上講トナリトモ寸法繪図別紙有之候、

右之通ニ被成可然候様存候間、鳥渡申上候、以上、

○近代明治期写、横切紙統紙、封筒アリ、

〔参考7〕 大峯山内道場事務所通達

夫大峯山内道場下龍泉寺本堂開閉扉之義者、従来聖護院・三宝院両御宮ヨリ式法被為遊候処、御維新之際其節既ニ中止セリ、然ルニ当寺住職其式開復之為其志今爰ニ決セリ、依テ大峯山役講へ来ル九月三十日迄ニ広ク會議ヲ開キ、其宜敷ヲ以テ双方役講之協和ヲ結ヒ、以テ其式ヲ従前之通り執行スルノ旨ヲ当寺住職ヨリ被仰出タル件々、聊相違無之候条モ鳥渡講老分中ヨリ其講枝葉之講社中ニ戻ル迄、甲乙之分チナク広告預可致置ク事、仍テ其証如件

但シ本日堺五流ヨリ該堂之式役ヲ取行ト雖トモ、后日之例ニ留加へ不申候事、

明治十七年五月七日

大峯山内道場

事務所〔大峯山内ノ道場龍ノ泉寺之ノ印〕单廓方朱印

堺井筒老分

御中

○近代明治期写、横切紙統紙、

〈参考8〉 誓約取換書

誓約取換書

一、大和国大峯山役行者神変大菩薩本堂御戸開閉扉之儀者、往昔方我岩・光明・鳥毛・井筒之四組ヲ以テ開閉致来候儀確實也、然ル処維新以来動ルレハ区々之式法ニ付、今般我々四組者確乎不拔之正論ヲ尽シ、示来向後新規之儀者勿論、他講社ヨリ如何之事情ヲ以テ我々四組江依談スルト雖モ放而採用致間敷、且我々四組ハ示来永々必ス異変無之堅ク此誓約ヲ確守シ可申、仍テ四組共取換書スル如件、

明治拾五年第四月十二日

光明組(長方朱印)

岩組(長方黒印)

井筒組

鳥毛組

○近代明治期写、堅紙、

〈参考9〉 五流惣講中定約書

定約書

一、大峯山上新行者堂為弘口鍵扱之義者、井筒・五流換年ニ可相勤約定取結ヒ候上ハ、重頭ナル義決テ致間敷候、尚又外組内ヨリ如何様之義申出候トモ採用致間敷候、為後年為取換約定書如件、

明治十五年 五流

五月 惣講中(左海/五流)単郭方朱印)

井筒

惣講中

九節 国宝疎開

○近代明治期写、堅紙、青野紙、割印アリ、

〈参考10〉 奈良県庁保管「国宝防護一件」(抄)

〈参考10-1〉

発宗八九号

昭和十六年八月二十二日 文部省宗教局長

奈良県知事殿

国宝史蹟等ノ防護ニ関スル件

国宝史蹟等ノ有事ノ際ニ於ケル保存管理ニ付テハ、予テ御配慮ノコト、存セラル、モ、現下時局緊迫ノ折柄、特ニ此等ノ物件ニ対シ防護ノ方途ヲ講スルハ緊要ノコト、認メラル、ヲ以テ、今般国宝史蹟等ノ物件ニ付別紙ノ如キ防護対策実施要綱ヲ決定致シタルニ付テハ、右ニ依リ所有者管理者ヲシテ適當ノ措置ヲ講ゼシメ、尚之カ警備ニ関シテハ特ニ御配意相成様致度、此段依命通牒ス、

追テ国宝々物類ニシテ個人所有ニ係ルモノ及重要美術品等認定物件ニ対シテハ当省ヨリ直接所有者ニ指示致スヘキニ付、御含置相成度、又本要綱ノ内容ニ付關係方面以外ニ対シテハ厳秘ノ取扱ニ致サレ度為念申添フ、

国宝史蹟等防護対策実施要綱

一、防護ヲ要スル地方ハ差当リ左ノ通為スコト

奈良市及其附近

二、前項ニ存在スル左ノ物件ニ付速ニ防護対策ヲ講スルコト

イ 国宝(宝物類、建物類)

ロ 重要美術品等認定物件(宝物類、建造物)

ハ 史蹟其ノ他(名勝中ノ庭園、天然紀念物中ノ名木ヲ含ム)

三、前項ノ物件ノ防護対策ハ左ニ依リ樹立スルコト

イ 宝物類ニ対シテハ予メ安全ナル場所ニ搬出避難セシムル様速ニ計画方ヲ博物

館、美術館、神社、寺院所有者等ニ指示スルコト、但シ安全ナル地中收藏

庫ヲ設ケ得ル者ニ付テハ之ヲ勸奨スルコト、

尚右実施ニ際シテハ火災湿気盗難等ノ防止ニ付十分注意セシムルコト、

ロ 国宝建造物ノ一部ニ特ニ貴重ナル絵画彫刻等ノ存スルモノニシテ之ヲ取外シ

得ル場合ニ付テハ前号ニ準スルコト、

ハ 建造物、移動困難ナル宝物類及天然紀念物ニ対シテハ予メ貯水池、井戸、消

火栓ポンプ等ノ防火設備ヲ其特ニ貴重ナルモノニ在リテハ砂囊土囊障壁等

ノ爆風弾片ノ防止施設ヲ為サシムルコト、

ニ 城郭等ノ特ニ目標トナル処アル物件ニ対シテハ擬装ヲ行ハシムルコト、但シ

其ノ施設ハ仮設的ノ方法ニ依ラシムルコト、

ホ 非常ノ際避難所等ニ国宝建造物史蹟等ヲ利用スルコトハ努メテ之ヲ避クベキ

モ、已ムヲ得サル場合ハ左ノ事項ニ留意セシムルコト、

一、建造物ノ毀損、模様替等ヲ為サズ且火氣ニ注意セシムルコト、尚特ニ貴重ナ

ル絵画彫刻等ノ存スルモノニ付テハ遮蔽等ヲ為サシムルコト、

二、趾地等ノ遺構、遺物ヲ滅失毀損セシメザルコト、

三、庭園ノ地割ヲ変更セシメザルコト、

〈参考10-2〉

発宗一〇九号

昭和十七年十月六日

文部省宗教局長(印)

奈良県知事殿

国宝、史蹟等ノ防護ニ関スル件

昭和十六年八月二十二日附発宗八九号依命通牒ヲ以テ標記ノ件ニ関シ指示シ置キタル

処、其ノ後大東亜戦争ノ勃発ニ因リ国宝、史蹟等ノ防護ノ必要愈々大ナルモノ有之、

貴管下ニ於ケル保存物件ニ付テモ夫々適當ナル防護ノ方途ヲ講ジ居ラルコトト存ズ

ルモノ、長期戦下此等保存物件ニ付防護施設ノ整備強化ヲ図ルハ最モ重要ノコトト認め

ラルルヲ以テ、所有者、管理者等ヲ督励シテ之ガ措置ニ遺憾ナカラシムル様格段ノ御

配慮相煩度、尚実施地域ニ付テモ貴管下全般ニ亘リ御考慮相成様致度、

〈参考10-3〉

発宗二二八号

昭和十八年十月十五日

文部省教化局長(印)

奈良県知事殿

国宝及史蹟並ニ重要美術品等認定物件ノ防護ニ関スル件

標記ノ件ニ関シテハ昭和十六年八月二十二日附発宗八九号及客年十月六日附発宗一〇

九号通牒ノ防護対策実施要綱ニ基キ既ニ夫々適切ナル方途ヲ講ゼラレ居ルコトト存ズ

ルモノ、現下ノ情勢ニ鑑ミ貴管下ノ如ク国宝及史蹟其ノ他並ニ重要美術品等指定若ハ認

定物件多数存シ居ル状況ニ在リテハ右保存物件ノ防護施設ニ付テハ一層万全ヲ期スル

ヲ肝要ナリト思料セラルルニ依リ、此ノ際特ニ貴官ニ於テ直接之ガ対策ヲ樹立実施セ

ラルル様至急何分ノ御配慮相煩度、此段重ネテ及通牒、

〈参考10-4〉

国宝、重要美術品ノ防空施設整備要綱(昭和一八、一一、一四閣議決定)

第一、方針

国宝、重要美術品中特ニ貴重ナル御歴第ノ宸翰勅願ノ建造物等ヲ始め我が光輝アル

国史ノ■証タル諸物件ニ対シ速力ニ防空施設ヲ実施シ、或ハ分散疎開セシメテ空襲ニ

因ル被害ヲ最小限度ニ防止スルコトハ、昔ニ我カ尊厳ナル国体ヲ擁護スルタメノミナラズ大東亜ノ文化建設上必須ノ要務タルニ依リ、国宝、重要美術品中其ノ危険地域ニ所在シ特ニ貴重ト認ムルモノニ付緊急防護措置ヲ講ゼントス、

第二、措置

- 一、建造物ニ対シテハ偽装、貯水池、防火防弾壁ノ築造等防護設備ヲ施スコト、
- 二、宝物類ニ対シテハ安全ナル地帯ニ分散疎開セシメ収蔵庫等ニ厳重保管スルコト、
- 三、右諸設備ト共ニ万一ノ被害ニ備フル為各物件ニ関シ記録、写真及図面ヲ作製スルコト、

備考

本要綱中危険地域トハ防空特別地域及京都市、奈良市並ニ其附近ヲ■称ス、

〈参考10—5〉

国宝及重要美術品ノ防空施設実施要項(案)

一、方針

昭和十八年十二月十四日閣議決定ノ「国宝、重要美術品ノ防空施設整備要綱」ニ基

キ実施スルコト、

二、方法

(一)本防空施設(国ノ所有ニ属スルモノヲ除ク)ハ文部省ノ指示ニ従ヒ、関係地方庁

之ヲ監督シ其ノ実施ニ付遺憾ナキヲ期スルコト、

(二)本防空施設ニ要スル経費ニ対シテハ国庫ハ其ノ八割程度ノ補助ヲ為スコト、

三、施設

(一)建造物ニ対スル防空施設

建造物ノ防空施設ニ関シテハ文部省職員実地調査ノ上計画ヲ確立スルコト、

(1)偽装設備

偽装設備ハ主トシテ偽装網ヲ用フルコト、尚状況ニ応ジ適宜其ノ他ノ方法ヲ

モ考慮スルコト、

(2)防火設備

防火設備ハ主トシテ粘土及漆喰ヲ用ヒタル貯水池ノ築造ニ依ルコト、尚状況ニ依リ適宜其ノ他ノ方法ヲモ考慮スルコト、

(3)爆風防止設備

爆風防止設備ハ必要ニ応ジ土壁又ハ土囊等ヲ以テ之ヲ実施スルコト、

(4)其ノ他

特ニ必要アル場合建造物ノ部分的解体保存等ノ方法ヲ考慮スルコト、

(二)宝物類ニ対スル防空施設

宝物類ノ防空施設ニ関シテハ文部省職員実地調査ノ上計画ヲ確立スルコト、

(1)分散疎開

分散疎開ハ危険地域ニ所在スル物件中特ニ貴重ナルモノニ付之ヲ行ヒ、所定ノ収蔵庫ニ収納スルコト、尚分散疎開ノ現品取扱ニ付テハ特殊技能ヲ有スル者ヲシテ之ニ当ラシメ、且其ノ運搬ニ対シテモ十分注意スルコト、

(2)収蔵庫

収蔵庫ハ安全ト認ムル地域ニ現存スル適當ナル倉庫ヲ利用シ、之ニ保管上必要ナル諸設備ヲ施スコト、

(3)収蔵庫及収納宝物類ノ管理

収蔵庫及収納宝物類ノ管理ニ付テハ地方長官之ヲ監督シ、其ノ常置セル管理人ヲシテ十分之ガ管理ヲ為サシムルコト、尚其ノ管理状況ニ付テハ文部省職員適宜実地調査ヲ為スコト、

(三)記録作製

万一ノ場合ニ備ヘ文部省ニ於テ実測図及写真ヲ整備シ且文書謄写等ヲ行フコト、

〈参考10—6〉

国宝搬出許可願



今般別紙之通り当寺所有ノ国宝ニ関シ防護措置トシテ分散疎開セシメ度、就テハ該物件搬出ノ件御許可相成度、此段及御願候也、

昭和十九年三月六日

奈良県奈良市登大路町

法相宗興福寺住職

板橋良玄(印)

同寺信徒総代

奈良市佐保町

飯田靖夫(印)

同市御所馬場町

松井五郎(印)

同市登大路町

中村正勝(印)

文部大臣岡部長景殿

記

搬出物件名

- 一、弥勒菩薩木造坐像 壹軀
- 二、法相六祖木造坐像(信叡、玄昉、善珠) 三軀
- 三、十二神将木造立像(招杜羅、波夷羅、伐折羅、真達羅) 四軀
- 四、維摩居士木造坐像 壹軀
- 五、八部衆 乾漆立像(緊那羅) 壹軀
- 六、十大弟子乾漆立像(羅睺羅、舍利弗) 二軀
- 七、十二神将板彫像(因達羅、波夷羅) 二軀
- 八、銀碗(渡金三、无地七、附水晶玉四 碗十個、玉四顆

九、興福寺別当次第紙本墨書 六卷

十、四種相違断纂私記紙本墨書 一冊

十一、色紙薬師経墨書 壹卷

十二、紙本薬師経墨書 壹卷

搬出先

奈良県添上郡帯解町宇山円照寺内

奈良県第一国宝収蔵庫

以上

〈参考10-7〉

聖第三二号

年月日 部長

東大寺 各住職宛

興福寺

国宝保管願ノ件

昭和十九年三月廿五日付願出相成候標記ノ件、添上郡帯解町大字山円照寺境内奈良県第一国宝収蔵庫ニ保管可致候条、左様御承知相成度、

〈参考10-8〉

国宝佛体保管御願

奈良市登大路町

興福寺

一、今般非常戦時下ニ際シ当寺国宝佛像分散疎開ノ儀、文部大臣ヨリ御許可ヲ得候処、当寺ニ於テ完全ナル保護致兼候ニ付、別紙目録ノ弥勒菩薩外拾壹点何卒貴庁ニ於テ御保護相願度、此段特ニ上願仕候也、

昭和十九年三月廿五日

右興福寺住職

板橋良玄(印)

奈良県知事沢重民殿

記

- 一、弥勒菩薩坐像 老軀
- 一、法相六祖坐像 参軀(信叡、玄昉、善殊)
- 一、十二神将立像 四軀(招杜羅、波夷羅、伐折羅、真達羅、)
- 一、維摩居士坐像 老軀
- 一、乾漆八部衆立像 老軀(緊那羅)
- 一、同十大弟子立像 貳軀(羅睺羅、舍利弗)
- 一、板彫十二神将 貳軀(因達羅、婆夷羅)
- 一、銀碗(渡金三、无地七、水晶玉四顆) 拾個
- 一、紙本墨書興福寺別当次第 六卷
- 一、同四種相違断纂私記 老冊
- 一、色紙墨書葉師經 老卷
- 一、紙本墨書葉師經 老卷

以上

〈参考10-9〉

国宝佛像保管御願

奈良市登大路町

興福寺

- 一、今般非常戦時下ニ際シ当寺国宝佛像分散疎開ノ儀ニ付、帝室奈良博物館ニ出陳之内左記五点至急疎開可致文部省ヨリ指示有之候処、当寺ニ於テ完全ナル保護致兼候ニ付、左記目録ノ十大弟子外四点何卒貴庁ニ於テ御保護相願度此段特ニ上願仕候也、

昭和十九年八月十八日

右興福寺住職

板橋良玄(印)

奈良県知事沢重民殿

左記

- 一、乾漆十大弟子立像 老軀(富楼那像)
  - 一、同 八部衆立像 参軀(五部洋、乾達婆、九槃茶、)
  - 一、南円堂前燈台扉 四枚
- 以上

〈参考10-10〉

国宝搬出許可願

今般左記所有ノ国宝ニ関シ防護措置トシテ分散疎開セシメ度、就テハ該物件搬出ノ件御許可相成度此段及御願候也、

昭和十九年九月二十二日

奈良県奈良市登大路町

興福寺

住職 板橋良玄(印)

総代中村正勝(印)

飯田靖夫(印)

文部大臣 二宮治重殿

記

- 一、乾漆十大弟子立像 老軀(富楼那像)
- 一、同 八部衆立像 参軀(五部洋、乾達婆、九槃茶、)

- 一、南円堂前燈台扉 四枚
- 一、四天王立像 貳軀
- 一、世親木造立像 壹軀

副申書

別紙興福寺住職板橋良玄ヨリ国宝搬出願出之件事実相違無之候条、此段及副申申候也、

昭和十九年九月二十一日

法相宗管長 橋本凝胤

〈参考10-11〉

国宝搬出許可願

今般左記所有ノ国宝ニ対シ防護措置トシテ分散疎開セシメ度、就テハ該物件搬出ノ件御許可相成度、此段及御願候也、

昭和十九年十月廿日

奈良市登大路町

興福寺

住職 板橋良玄(印)

信徒総代 中村正勝(印)

同 飯田靖夫(印)

文部大臣二宮治重殿

記

- 一、法相六祖木造坐像(善操玄寶像) 一軀
  - 一、木造四天王立像(持国天像) 一軀
  - 一、同 (増長天像) 一軀
- 以上

〈参考10-12〉

聖第八九九号

年月日 部長名

各住職宛

国宝保管願ノ件

昭和 年 月 日付願出相成候標記ノ件、宇陀郡大宇陀町栗野大藏寺境内奈良県第二

国宝収蔵庫ニ保管候条左様御了知相成度、

東大寺

唐招提寺

称名寺

円成寺

手向山神社

薬師寺

新薬師寺

興福寺

法華寺

〈参考10-13〉

国宝保管願

奈良市登大路町

興福寺

今般国宝疎開ニ際シ防護上安全ヲ期スル為当寺有左記国宝保管方奉願候也、

昭和十九年九月七日

右寺住職

板橋良玄(印)

奈良県知事沢重民殿

左記

- 一、四天王立像 二、軀(持国天像) 一、軀、多聞天像 一、軀
- 一、世親木造立像 一、軀
- 以上

〈参考10-14〉

国宝保管願

奈良市登大路町

興福寺

今般国宝疎開ニ際シ防護上安全ヲ期スル為当寺有左記国宝保管方奉願候也、

昭和十九年十月廿日

右寺住職

板橋良玄(印)

奈良県知事沢重民殿

記

- 一、法相六祖木造坐像(善操玄實) 一、軀
- 一、木造四天王立像(持国天像) 一、軀
- 一、同 (増長天像) 一、軀
- 以上

〈参考10-15〉

昭和二十年八月二十一日起案

奈良県国宝重要美術品防護工事ノ件何

標記ノ件今般戦争終結ニ伴ヒ不取敢当初ノ設計ノ一部ヲ変更シ、左案ニ依リ施行相成可然哉、

案

一、第二収蔵庫設備工事

未完成工事ノ内監守詰所移転工事ノミハ続行、早急ニ完成シ他ハ中止ノコト、

二、収蔵庫管理

従来通り管理ヲ嚴重ニ施行シ、入口鍵ハ県ニ於テ保管スルコトニ改メ、県係官ノ立会スルニアラザレバ収蔵庫ノ開閉ヲナサザルコト、

三、法隆寺金堂防護工事

別途法隆寺国宝保存工事々務所長ヨリ申請ノ如ク設計変更ヲナスコト、

四、東大寺三月堂防護工事

別途伺ヒノ如ク変更ノ上施行ノコト、

五、防火施設工事

既ニ実施済ノモノハ当分ソノママ存置シ、目下調製中ノ貯水槽ハ出来次第予定通り配分スルコト、

尚目下自費ニテ施行中ノ法隆寺及興福寺国宝疎開運搬ハ早急ニ残部ノ疎開ヲナスヨウ勸奨シ、収蔵庫ノ管理ニ就テハ県収蔵庫管理ニ準ジ又ハ県ニ管理ヲ委託スルヨウ勸奨ノコト、

〈参考10-16〉

国宝保存方針(内政部長案)

一、国宝に対しては二様の処置を考慮する必要があるべし、即ち個々の奪掠又は暴行に對する場合と政府の命に依る正式引渡要求に對する場合なり、

二、奪掠又は暴行に對しては絶対に之を保持するの処置を講ずること、

イ、運搬可能の物は急速安全なる場所に移す、

ロ、移し得ざる物及建築物に對しては警防団、附近住民等の助力を得て守護の方

法を講ずること、

- ハ、正式の指示又は証票なくして引渡要求ありたる時は飽くまで拒絶すること、
- 三、正式引渡の要求に接したる場合は、単独に応諾する事なく県の指示を受くる事、
- 〈参考10―17〉

国宝々物類防護対策

- 一、社寺所有国宝々物類ハ此際ナルベク早急ニ隠匿又ハ分散疎開スルコト、——信徒、崇敬者等関係個人宅ニ分散スルカ又ハ完全ナル宝庫ニ荷造リノ上納ムルコト、
- 二、奈良県収蔵庫ハ管理ヲ嚴重ニシ入口鍵ハ県ニ於テ保管シ、県係官ノ立会スルニアラザレバ収蔵庫ノ開閉ヲナサザルコト、
- 三、国宝疎開格納中ノ社寺又ハ個人有ノ倉庫ノ鍵モ県ニ於テ保管ノ態ニスルコト、
- 四、宝物類中ノ武器ハ没収ノ恐レアルニヨリ早急ニ分散隠匿シ刀剣ハ全部軍用ニ供出ノ態ニスルコト、コレニ関係ノ文書ハ保管シ置クコト、
- 五、県保管又ハ社寺有国宝々物類ノ目録、台帳ノ類ハ全部焼却ノ態ニシ、県収蔵庫床下ニ隠匿又ハ個人宅ニ保管ノコト、
- 六、法隆寺及興福寺ニ於テ施行中ノ宝物疎開ハ続行スルコト、
- 七、県ニ於テ施行中ノ防護工事ハ左ノ如ク処置スルコト、
- (イ)第二収蔵庫監守詰所移転工事ハ未完成ナルニヨリ早急ニ完成スルヨウ督促シ、監視ヲ厳ニスルコト、ソノ他ノ未完成工事ハ一時中止ノコト、
- (ロ)東大寺三月堂佛像疎開ハ本尊、両脇侍、執金剛神、弁天、吉祥天ノ六体ヲ現狀ノママ存置シ、現在荷造中ノ日光、月光両像ハ早急ニ疎開運搬(大柳生村南明本堂)シ、建物解体ハ取止め、足代ハ撤去、手水舎トノ渡廊下ハ撤去、跡片付ヲナスコト、
- (ハ)法隆寺金堂ハ現在ノ状態ニテ解体ヲ取止め、仮屋根ヲ架設シ材料保存小屋ヲ新設シテ古材ヲ整理保管シ、特ニ重要ナル古材ハ分散疎開スルコト、
- (ニ)ソノ他施行済ノ防護工事ハソノママ復旧セズ、防火用具(貯水槽。梯子)ハコノ際完備スルヨウ進ムルコト、

(備考)

文部省ノ見解(田山国宝監査官、大岡技師談)

駐屯軍八個人ノ權益ヲ犯サザルコトニ定メラレ居ル故、県収蔵庫ハ社寺又ハ個人有ノ収蔵庫ニ切り替へ、県ハ関係ナキ態ニナスコト、

以上

打合出席者 昭和二十年八月廿四日午前十時 春日神社々務所

檀原神宮、大神神社、石上神宮、龍田神社、広瀬神社、大和神社

談山神社、丹生川上神社、吉野神宮、春日神社各宮司

知事、内政部長、聖地頭揚課長、山畑祭務官

大滝技師、上田属、末永囑託、亀田囑託

大岡文部技師

昭和二十年八月廿四日午后二時 東大寺々務所

東大寺、薬師寺、長谷寺(室生寺)、興福寺、西大寺(宝山寺)

当麻寺(中之坊)、新薬師寺各住職、東大寺筒井、平岡、狭川各執事

円照寺、中宮寺、法華寺各門跡及執事、法隆寺執事

知事、内政部長、聖地頭揚課長、山畑祭務官、大滝技師、上田属

大岡文部技師、末永、亀田各囑託

〈参考10―18〉

第 号 十二月十八日施行 浄写川辺

昭和二十年十一月廿四日起案 主任野中(印)

謝金支出並感謝状贈呈ノ件伺

国宝収蔵庫保管物件返還ニ伴ヒ、終始国宝疎開ニ協力シ、尚之方運搬・保護・警備ニ

格別ノ尽力セラレタルニ対シ、左記頭書ノ謝金支出シ、且ツ別記感謝状贈呈相成可然哉、

記

第一收藏庫関係

- 一、金二五〇円 帯解町
- 一、金一〇〇円 円照寺
- 一、金二〇〇円 同執事2名
- 一、金二六〇円 監守 3名

高原良蔵 一〇〇円  
 島岡富一 八〇円  
 小島文治 八〇円

} 二六〇円

計八百拾円也

第二收藏庫関係

- 一、金六〇〇円 大宇陀町
- 一、金一〇〇円 大蔵寺
- 一、金二〇〇円 監守 2名

大畑誠造 一〇〇円  
 清水正司 一〇〇円

} 二〇〇円

計九百円也

支出科目 昭和二十年年度歳出臨時部

款戦時特別費 項防護費 目国宝重要美術品防護費

感謝状案

其ノ一

円照寺・大蔵寺宛

戦時中日本文化財防護ノ為奈良県ニ於ケル国宝類ノ疎開ヲ実施セシ処、率先之ガ收藏庫ヲ提供シ協力之ガ防護ニ当リ、ヨクソノ目的ヲ達成スルコトヲ得タリ、茲ニ金一封ヲ贈呈シ厚ク感謝ノ意ヲ表ス、

昭和二十年十二月

奈良県知事

其ノ二

大宇陀・帯解町宛

戦時中日本文化財防護ノ為奈良県ニ於ケル国宝類ノ疎開ヲ実施セシ処、之ガ運搬・保護警備ニ格別ノ尽力ヲ賜リ、ヨクソノ目的ヲ達成スルコトヲ得タリ、茲ニ金一封ヲ贈呈シ厚ク感謝ノ意ヲ表ス、

昭和 年 月 日

奈良県知事

〈参考11〉 奈良国立博物館所蔵「昭和二十年 学芸関係書類」(抄)

〈参考11-1〉

命令出陳国宝返還ニ付報告之件

昭和二十年 月 日 館長名

文部大臣

府県知事

帝室博物館総長

宛各通

知事宛ハ其所轄ノ分ノミヲ記載ス、

出陳国宝返還ニ付報告之件

当館ニ出陳中ノ国宝中左記ハ各註記日附ヲ以テ所有寺院へ夫々返還ヲ了シ候条、此段及報告候也、

記

(中略)

奈良県登大路町 興福寺

一 釈迦如来木造坐像 一 軀

一 金剛密迹二力士木造立像 二 軀

一 木造龍燈鬼天燈鬼 二 軀

一 板彫十二神将像 十二枚ノ内 八枚

一 木造広目天立像 一 軀

一 木造地藏菩薩立像 一 軀

以上昭和二十年七月三日返還

同 興福寺

一 銅鐘 一口

右昭和二十年七月十五日返還

同 興福寺

一 銅造華原磬 一 基

一 銅造佛頭 一 箇

以上昭和二十年七月十七日返還

〈参考11-2〉

国宝佛像返還御願

奈良市登大路町

興福寺

一、無着、世親、二菩薩像 式体

一、四天王像 四体

右ハ古来ヨリ北円堂安置佛デアリマス、今般秋季特別展覽致シ度イト存ジマス、何卒御返還下サル様御願ヒ申上マス、

昭和二十二年九月十六日

興福寺住職板橋良玄(印)

国立博物館奈良分館

御中

記

四種相違断纂私記 卷冊

興福寺别当次第 六卷

薬師経 式卷

銀鏡 拾個

右ハ疎開カラ持帰り其俣ニ成ルテ居リマスノデ予リ証下サルカ又ハ御返シ下サレ度、

興福寺(印)

国立博物館奈良分館御中

〈参考12〉 奈良国立博物館所蔵「疎開書類」(抄)

〈参考12-1〉

第四一号 昭和十九年三月三十日

命令出陳国宝更ニ老年間出陳方申請ノ件

昭和十九年三月三十一日 館長名

文部省教学局長宛

国宝命令出陳ニ関スル件

昭和十九年度ニ於ケル当館ノ国宝命令出陳ニ関スル件、別紙目録之通尚ホ引続キ貴館へ命令出陳方希望ニ有之、且ツ所有社寺モ承諾済ニ候間、四月一日ヨリ更ニ老年間出陳方命令相成度此段及御依頼候也、

追而、此ノ際疎開ノ為メ所有社寺ニ返還スベキ見込ノモノハ欄外ニ〇(朱)印ヲ附シ候モ、ソノ中所有者ノ事情ニ依リ返還セザルコトニ可相成モノモ可有之候条、御含ミ置相成度 候、尚不退寺所有木造五大明王像五軀ノ内二軀ハ此際返還方申出有之候条、為念申添候、

自昭和十九年四月一日 命令出陳国宝目録  
至同二十年三月三十一日

(中略)

奈良県

絹本淡彩掛幅二天王像	二幅	奈良市	興福寺
絹本著色掛幅慈恩大師像	一幅	同	同寺
木造著色世親無着菩薩立像	二軀	同	同寺
木造釈迦如来坐像	一軀	同	同寺
木造金剛密迹二力士立像	二軀	同	同寺
木造龍燈鬼、天燈鬼	二軀	奈良市	興福寺
板彫十二神将像	十二枚ノ内八枚	同	同寺
乾漆十大弟子立像	六軀ノ内三軀	同	同寺
乾漆八部衆立像	八軀ノ内六軀	同	同寺
木造広目天立像	一軀	同	同寺
木造地藏菩薩立像	一軀	同	同寺

銅造華原磬

銅鐘

返 南円堂銅燈台扉

銅造佛頭

銀造佛手

化佛一、飛天一

乾漆四天王立像

(後略)

〈参考12-2〉 (昭和二十年)

国宝疎開の為返還方照会の件

一月十六日 館名

宛

謹啓、嚴寒の候愈々御多祥の段奉賀候、陳者曩に国宝疎開の件に關し御打合の結果尚当館に保管方御希望の趣に有之候処、其後情勢益々緊迫の度を加へ当地方へも再三敵機の来襲を見るの狀態に有之、殊に最近は当館附近にも軍事施設設置せられ空襲の危険増大仕り候条(挿入)左記国宝(挿入)此際一時御返還申上、時局に即応仕度候御意見如何に候哉、御賛成に候はゞ館員持参申上可致候条、折返し何分の御回答お待申上候、敬具、

(中略)

興福寺

春日曼荼羅圖	一幅
春日社寺曼荼羅	一幅
春日鹿曼荼羅圖	一幅
妙法蓮華經	一卷



観音講式 一巻  
 信印 一顆  
 銀片以下九点 一括

〈参考12-3〉

大蔵寺第一次疎開国宝(県下第三次疎開)  
 (博物館出陳物にして館倉庫より搬出)

(略)

5 四天王乾漆造立像 四軀ノ内 二軀 興福寺

持国天 多聞天

6 木造世親菩薩立像 一軀

〃

〈参考12-4〉

命令出陳并寄託出陳国宝返還ニ付報告ノ件

昭和十九年九月十一日 館長名

帝室博物館総長宛

国宝返還ニ付報告之件

左記国宝ハ今般夫々所有社寺ヨリ返還方願出候ニ付返還ノ見込ニ有之候条、此段及報告候也、追テ本返還ハ当館収蔵庫ニ於テ行ハレ、各社寺ハ之カ疎開保管ヲ奈良県ニ願出ゾルモノノ由ニ有之候、県ニ於テハ既ニ左ノ二個寺ノ倉庫ヲ借入レアルヲ以テ之ニ分散保管ノ見込ナル趣ニ有之候、

同 (抹消)吉野郡上龍門村

宇陀郡大字陀町大字栗野九〇六 大蔵寺

記

奈良県

品目 住所 所有者

乾漆十大弟子立像 出陳三軀ノ内一軀 奈良市 興福寺

(富楼那)

乾漆八部衆立像 出陳六軀ノ内三軀 同 同寺

(五部洋・乾達婆・九槃荼)

南円堂銅燈台扉 一扉 四枚 同 同寺

四天王乾漆立像 四軀ノ内二軀

(持国天・多聞天) 同 同寺

木造世親菩薩著色立像 一軀 同 同寺

(略)

〈参考12-5〉

疎開返還ノ為メ文書ノ交渉ニヨラズ直接意見ヲ聞ク可キ社寺

〇(朱)印ハ昭和十九年五月六日返還照会文ヲ交附社寺

〇〇(朱)印ハ 二度返還照会文ヲ交附社寺

(中略)

<sup>(上欄外)</sup>彫刻十六点返還 <sup>(スキャン)</sup>「返還」

興福寺 彫刻佛頭他十六点 絵画慈恩大師像他四点

同 書跡僧綱補任他三点 工芸銅鐘他二点 二十九点

(後略)

〈参考13〉 奈良国立博物館所蔵「昭和六年起 列品搬入搬出調査」(抄)

(昭和九年度)

国美二九	八部衆立像	出陳五軀ノ内沙羯羅王像	一軀	興福寺	四月廿三日返戻
(中略)					
国美一四	二天王像	二幅	興福寺	五月廿四日搬入	同(四月廿九日)
	京府美術館へ一時転出陳)				同上(東
(昭和十九年)					
国美二二五	十大弟子立像	三軀	興福寺	八月十九日返還	
同	二一 広目天立像	一軀	同寺	同上	
国歴	四 南円堂銅燈台	一扉四枚	同寺	同上	
(中略)					
同(国美)二二四	世親菩薩立像	一軀	興福寺	同上(九月十四日返還)	
(中略)					
同(国美)二二七	四天王立像	二軀	興福寺	同上(九月十六日返還)	
(昭和二十年)					
国美二四四	無著菩薩像	一軀	興福寺	七月三日返還	
寄美七六九	釈迦如来坐像	一軀	同寺	同上	
国美一七五	金剛密迹二力士立像	二軀	同寺	同上	
同	二三 龍燈鬼、点燈鬼	二軀	同寺	同上	
同	二二四 十二神将像	十二枚ノ内八枚	興福寺	同上	
同	二二五 十大弟子立像	六軀ノ内三軀	同寺	同上	
同	二二五 八部衆立像	八軀ノ内六軀	同寺	同上	
同	二一 広目天立像	一軀	同寺	同上	
同	二二 地藏菩薩立像	一軀	同寺	同上	
国工	一 華原磬	一基	同寺	七月十七日返還	
国美二四五	佛頭	一箇	同寺	同上	
国歴	二〇 銅鐘	一口	同寺	七月十五日返還	

〔参考14〕 奈良国立博物館所蔵「明治四十年四月 出陳国宝台帳」(抄)

※奈良帝室博物館所定の様式を用いる

(朱巻)  
「旧寄三四一号」

国宝第二八号 出陳者 奈良市登大路町 興福寺 住職大西良慶

明治四十年四月一日出陳

明治 年 月 日期限

昭和四年七月一日継続

昭和五年六月三十日期限

昭和五年七月一日継続

昭和六年六月三十日期限

昭和六年七月一日継続

昭和七年六月三十日期限

(欄外)  
「自昭和七年七月一日 命令出陳

至同 八年六月三十日

(中略、以下命令出陳継続)

自昭和十七年四月一日

至同 十八年三月三十一日

命令出陳

第三区第二類(七)改三区一類

甲種二等

一、釈迦十大弟子立像 六軀ノ内 〔狹道〕四、三式軀

(欄外朱巻) 羅睺羅 富楼那 迦旃延 須菩提

「内老軀返」

作者 伝問答師作

伝来 (空欄)

物質 乾漆

形状及模様 彩色地盤木造彩色

寸尺 別記ス

量目 (空欄)

特徴 (空欄)

損傷 各彩色剥落及補繕ヶ所多シ

附属品 (空欄)

価格 (空欄)

寸尺 羅睺羅 長四尺九寸 地盤高四寸 幅一尺五寸五分 奥行中央ニテ一尺

式寸

富楼那 長四尺九寸五分 同高四寸五分 同一尺六寸五分 同一尺

迦旃延 長四尺八寸九分 同高参寸五分 同一尺六寸六分 同一尺五寸六分

須菩提 長四尺八寸 同高四寸 同一尺参寸五分 同一尺式寸五分

〔朱書〕 須菩提尊軀東京帝室博物館へ出陳命令替ニ付大正十三年八月六日同館宛搬出ス

〔朱書〕  
〔旧寄三四号〕

国宝第二九号 出陳者 奈良市登大路町 興福寺 住職大西良慶

明治四十年四月一日出陳

明治 年 月 日 期限

昭和四年七月一日継続

昭和五年六月三十日期限

昭和五年七月一日継続

昭和六年六月三十日期限

昭和六年七月一日継続

昭和七年六月三十日期限

〔欄外〕 自昭和七年七月一日

至同 八年六月三十日

命令出陳

〔中略、以下命令出陳継続〕

自昭和十七年四月一日

至同 十八年三月三十一日

命令出陳

昭和二十年七月三日返戻

第三区第二類(八)改三区一類

甲種二等

一天龍八部衆立像 八軀之内五四軀

沙羯羅王 畢婆迦羅 乾闥婆王 摩睺羅王 散脂大将

〔欄外朱書〕 〔内老軀返〕〔返還〕

作者 伝問答師作

伝来 (空欄)

物質 乾漆

形状及模様 彩色地盤上ニアリ、但木造彩色

寸尺 別記ス

量目 (空欄)

特徴 (空欄)

損傷 各彩色剥落及補繕ヶ所多シ

摩睺羅右肘ヨリ先欠失、心木ノミ存ス、地盤候補、乾闥婆ノ地盤同上

附属品 (空欄)

価格 (空欄)

寸尺 沙羯羅 長四尺九寸参分 地盤高四寸 幅老尺六寸五分 奥行中央ニテ老尺八寸

畢婆迦羅 長五尺老寸式分 地盤高四寸 幅老尺八寸五分 奥行老尺四寸

乾闥婆 長四尺九寸老分 地盤高四寸 幅老尺七寸 奥行老尺式寸式分

摩睺羅王 長五尺七分 地盤高四寸 幅老尺式分 奥行老尺五寸

散脂 長五尺 地盤高参寸五分 幅老尺七寸式分 奥行老尺四寸五分

〔沙羯羅王老軀東京帝室博物館へ命令出陳ニ付昭和九年四月二十三日同館宛搬出ス〕  
〔朱書〕

〈参考15〉 興福寺所蔵『興福寺日誌』 (抄)

○掲載部分ハ三冊ニ亙リ、一冊ハ昭和十八年、一冊ハ昭和十九年、昭和二十年八月三日、一冊ハ昭和二十年八月十日、昭和二十三年九月二十三日ヲ収ム、

〈参考15-1〉 昭和十八年五月三十一日条

一、帝室博物館ヨリ予テ出陳中ノ国宝保管ハ充分ニ意ヲ用ヒ居リシモ、聖戦下空襲ノ懼モアリ、此際手元へ引取希望ノ品アレバ申出可有之旨通知アリ、

〈参考15-2〉 昭和十八年九月七日条

一、防空設備トシテ各堂へ水槽備付ノ外、南円堂前南手へ水槽池設備方県へ願書提出ス

〈参考15-3〉 昭和十八年九月十四日条

一、聖地頭揚課ヨリ曩キニ提出シタル南円堂前右側芝生ニ防空用貯水池設置ニ対シ、書面ノ上ニ二一坪トアルモ余リ形式ノ嫌モアリ、今少シ拡大スル用意可有之申聞ラル、直二三坪ト訂正、且ツ防空ノ必要ナキコト确实ノ時ハ埋立、旧態ニ復スル様書キ加ヘサセラル、不可解ノ事共也、当寺ノ意向ハ防空ニ関ラズ将来ニモ防火用ノ必要ヲ口スルモ、時ノ政権者ノ意志不得止事ナリ、

〈参考15-4〉 昭和十八年十月十八日条

一、警防団ヨリ再度ノ申入ニヨリ境内ニ五ヶ所ノ爆風除ヲ設置ス、北円堂付近・金堂裏手・同堂前ニヶ所、東金堂横ノ箇所ナリ、

〈参考15-5〉 昭和十八年十月二十九日条

一、水槽八箇所新設、金堂・南円堂・北円堂・大御堂・三重塔・本坊夫々配置ス、

〈参考15-6〉 昭和十八年十月三十日条

一、南円堂前・南大門跡西手二三坪ノ水溜池ヲ設ク、尾田組員<sup>(2)</sup>ニテ着手ス、

〈参考15-7〉 昭和十八年十一月六日条

一、防火用砂各堂へ配置ス、

〈参考15-8〉 昭和十八年十二月八日条

一、南円堂ニ設置ノ貯水池竣功ス、

〈参考15-9〉 昭和十八年十二月十四日条

一、竣功ノ南円堂前貯水池ニ入水ノ件、予テ市役所へ願出之処、市消防係ト合議ノ上、午后一寺ヨリ入水実施ス、

〈参考15-10〉 昭和十九年一月二十日条

一、社寺技術室ヨリ国宝疎開ノ件ニツキ電話アリ、

〈参考15-11〉 昭和十九年一月二十四日条

一、早朝大滝技師入来、国宝疎開ノ件ニツキ来ル二十七日午前十時ヨリ東大寺ニ於テ文部省員列席ノ上意見ノ交換ヲ行ヒ度ニツキ出席セラレタシ云々、大体三月迄ニ疎開ヲ完了シ本年度経費ヲ決算スル由、本寺ニ関スル疎開国宝ハ別紙ニアリ、

〈参考15-12〉 昭和十九年一月二十七日条

一、午前十時ヨリ東大寺ニ於テ国宝疎開之件ニツキ文部省文化部長其他国宝調査委員列席ノ下ニ協議会アリ、出席者ハ聖地頭揚課長、寺院トシテハ東大・興福・薬師・招提・法隆寺ナリ、大体ノ要領ハ別紙ニアリ、

〈参考15-13〉 昭和十九年一月二十八日条

一、文部省調査委員三名入来、土蔵内ヲ檢分セラル、土蔵内ニ保管スレハ先以テ危嶮<sup>(一)</sup>ナキカ、之レニ擬装ヲ施シ防火ノ用意ガ肝心ト云々、

本尊トシテ移動シ難キ佛体ハ箱ト担荷ヲ作り何時ニテモ搬出セラル、様用意スヘキコト、疎開佛体ニ付テハ文部省ニ歸リ今一応詳細ニ檢討シ報告スル云々、

〈参考15—14〉 昭和十九年三月二日条

一、黒田氏入来、国宝疎開ノ件ニツキ種々要談セラル、第一回疎開ノ分ニ対シ至急文部省へ搬出願差出サレ度旨申入ラル、

〈参考15—15〉 昭和十九年三月十二日条

一、黒田氏入来、疎開佛像ノ外箱寸法ヲ檢討セラレ、来ル二十五日荷造リニ參ル由、

〈参考15—16〉 昭和十九年三月二十二日条

一、国宝疎開荷造リニ着手、二十七日円照寺集ノ倉庫ニ運搬スルコトニナル由ナリ、

〈参考15—17〉 昭和十九年四月八日条

一、開疎<sup>(マ)</sup>国宝佛体ニ対スル詳細ナル書類県ヨリ回送シ来ル、

〈参考15—18〉 昭和十九年五月二十二日条

一、県黒田技手来寺ニテ国宝佛像第二次疎開ノ件並ニ防火設備トシテ北円堂附近ニ二ヶ所ト三重塔附近ニ一ヶ所ノ貯水池是非必要ヲ認メ文部省ヨリノ指示ニ依リ近ク着工ノ運ニ付、金費用ノ八割ハ政府ノ補助、二割ハ寺ノ負担トシテ出資方申聞サル、多分三百円前後ノ負担ノ由、經濟不如意ノ折柄ナルモ戦事ニ關スル件ナレハ万難ヲ排シ出資方承諾ス、

〈参考15—19〉 昭和十九年八月十六日条

一、大滝技師并ニ博物館員亀田氏入来、第二回国宝疎開ヲ十九日取行フトノ由、博物館出陣ノ八部衆、十弟子<sup>(天)</sup>ニシテ御寺へ返還セズ博物館ヨリ直ニ疎開スル事ニ致度ニ付保管願ヲ県へ提出セラレ度云々、

〈参考15—20〉 昭和十九年八月十九日条

一、国宝疎開立合ノ為博物館へ參リシニ既ニ運搬済ノ由ニテ空シク帰ル、多分十八日

ニ荷造ヲナシ本日涼シキ内ニ運搬セシモノナラン、前回ト同シ場所ニテ山内円照寺ノ宝庫ナリ、

〈参考15—21〉 昭和十九年九月五日条

一、四月一日付文部大臣ヨリ来年三月三十一日迄在来ノ分出陣命令<sup>(疎)</sup>アリ、依之補給金ハ従来ト変リナシ、疎開ノ分モ出陣命令<sup>(疎)</sup>ニナルヲ以テ補給金下附セラル事トナル、

一、北円堂四天王ノ内ニ体又疎開セラル、由、

〈参考15—22〉 昭和十九年十月二十一日条

一、国宝佛体大蔵寺へ疎開、

東金堂四天王ニ体 南円堂六祖残りニ体ノ内ニ一

〈参考15—23〉 昭和二十年二月十七日条

一、市役所ニ於テ午后一時ヨリ防空ニ關スル重要會議アリ、出席、

〈参考15—24〉 昭和二十年三月二十三日条

一、本日兼テ県ノ指示ニ基キ北円堂付近ニヶ所・三重塔一ヶ所ノ溜池工事ニ着手、刑務所ノ奉仕ナリ、

〈参考15—25〉 昭和二十年五月四日条

一、大滝技師入来、国宝疎開ノ經費ニツキ二十年度ヨリ文部省ヨリ半額ヨリ支出無之ニツキ半額ハ県ト寺院ヨリ支出スルヨリ外致方ナキニツキ承知致度由申出テラル  
総經費一ヶ年七千五百円

円照寺倉庫 大蔵寺倉庫 一ヶ寺ニツキ借用料金五十円(一ヶ月)、監視手当一人

ニツキ一ヶ月百円(四人)、寺ヨリ四百円程支出セラレ度由申サレシガ、夫レハ仲々

困難ニツキ半額位ニ願度旨依頼シ確答ハ留保ス、

<sup>(補外頭書)</sup>「此外時々ノ出張費ガ大分イル由也」

〈参考15—26〉 昭和二十年五月十六日条

一、博物館亀田氏入来、博物館ニ残ル国宝ヲ疎開致シ度、夫レニツキ何レヘ疎開スルニモ運搬費用困難ニテ悩ミ居レリ、博物館トシテハ興福寺迄運搬スル費用ヨリナシ、

依テ疎開スルトセバ寺ニテ其費用ヲ支出セラレ度旨申出テラル、文部省ヨリモ県ヨリモ其費用ノ金ヲ出サヌ、甚ダ困入ル次第ナリ、

〈参考15—27〉 昭和二十年六月四日条

一、大滝技師並ニ博物館亀田氏入来、博物館ニアル十大弟子・八部衆等十五体返還スルニ付、疎開ヲ強要セラル、疎開地ハ吉野ニテ適當ナル倉庫有之由、

〈参考15—28〉 昭和二十年六月十八日条

一、佛像疎開ニツキ大滝技師同道吉野ニ参ル、民家ノ倉庫ヲ借り受ケ收藏スルコトニ決ス、博物館ニアル十五佛体也、

民家倉庫借用ニ付テハ目下吉野蔵王堂樓門修理技手河合君ノ周旋スル処ナリ、

〈参考15—29〉 昭和二十年七月三日条

一、午前八時ヨリ佛像運搬ニカ、ル、  
博物館ニアル十五体疎開、十一時奈良発、午後二時吉野山着、  
刑務所ノ助力ヲ得テ運搬無事終了、吉野山ニ於テハ警防団員ガ尽力シクレラル、

大滝技師、文部省員一名、博物館員両三名、

〈参考15—30〉 昭和二十年七月九日条

一、大滝技師入来、去ル三日吉野へ佛像疎開ニ関スル経費精算書持参、金五百円相渡シ実内残り金式円八十銭、別紙精算書ノ通り、

一、亀田君入来、博物館ニ残りアル佛像来ル十一日寺へ返還ノ由申出ラル、

東金堂佛頭 華嚴磬 梵鐘

大ノ尺迦如来

第二回吉野へ運搬ハ十五日頃、

〈参考15—31〉 昭和二十年七月十二日条

一、博物館ヨリ十五日佛像運搬ノ電話アリ、

〈参考15—32〉 昭和二十年七月十五日条

一、梵鐘・釈迦如来・佛頭返還セラル、釈迦如来・梵鐘ハ東金堂へ納入、佛頭ハ宝蔵

へ納入、

〈参考15—33〉 昭和二十年八月二十四日条

一、午後二時ヨリ東大寺ニ於テ七大寺并ニ由統寺院会合、奈良県知事ノ大東亜戦争終結ニ関スル勅語<sup>(奉)</sup>俵読、并ニ一場ノ訓示アリ、終テ内政部長ヲ座長トスル協議会アリ、

一、進駐軍ガ見物旁視察ニ奈良へ出向スルニ付、堂内外ヲ清浄ニスルコト、

一、政府ヲ通シテ国宝重要美術ノ供出ヲ要請スルコトアリ、之レニ応スルコト、(賠償トシテ米國へ持帰ルモノナリ)

一、見物当時ニ於テ要求セラル、什宝モアラン、適宜処置セラル、コト、

〈参考15—34〉 昭和二十年九月二十八日条

一、博物館亀田氏入来、吉野舟知氏へ参リ国宝佛体ノ預リ証ヲ貰受ケ持参ス、寺ヨリ保管願ト交換セシモノニシテ現在ノ処佛体ノミニシテ绘画類ハ当分ニ博物館ニ保管スル事トナレリ、

〈参考15—35〉 昭和二十年十一月十四日条

一、疎開佛像返却ノ願書ヲ提出、

〈参考15—36〉 昭和二十年十二月十日条

一、博物館亀田氏入来、吉野ヨリ佛像返還ニツキ経費ノ一部負担ヲ申込マル、

〈参考15—37〉 昭和二十一年一月十八日条

一、大滝技師入来、昨日円照寺ヨリ六祖返還ノ由申サル、<sup>北</sup>南円堂安置弥勒菩薩ノ台座モ共々返還ノ由ナリ、

〈参考15—38〉 昭和二十一年一月十九日条

一、午後三時頃円照寺收藏庫ヨリ六祖三体・維广居士帰還シ了、

〈参考15—39〉 昭和二十一年二月六日条

一、蓮長寺入来、今回各寺院ノ宝物両三点米國へ寄贈ノ件ニツキ私ノ話サル、過日京都ニ於テハ有志寺院会合此相談アリ、河田氏ハ法隆寺、薬師寺へモ此ニ賛成ヲ得タリ云々、具体的ノ事ハ来ル十二月佛盆会相談ノ時話シスル云々、内諾ヲ求メニ来タ

ルモノ也、

〈参考15-40〉 昭和二十一年三月十九日条

一、大滝技師入来、吉野疎開返還ニツキ種々談合アリ、運搬費<sup>(用)</sup>要博物館ヨリ支出スヘキ処、都合ツカズ寺ヨリ支出セラレ度旨要求アリ、

〈参考15-41〉 昭和二十一年四月六日条

一、午前八時博物館出発、吉野へ佛像返還候間出張、トラックニ同乗、雨天ノ間道路甚タ悪シク困難、午後五時帰寺、

八日九日又出張、全部帰還ノ予定ナリ、

〈参考15-42〉 昭和二十一年五月十四日条

一、吉野へ疎開佛像返還ニツキ其経ヒトシテ金貳千九十円、宿泊料四百円程寺ヨリ支出大滝技師ヲシテ申込マル、承諾シ之レヲ支出スルコトニ致ス、後日県ヨリモ幾分ノ支出ヲ見ルコトニツキ夫レ迄立替ヨトノ事ナリ、

〈参考15-43〉 昭和二十一年五月二十七日条

一、ワーナ博士来寺、諸堂ヲ視察セラル、

五月二十六日(京都奈良ヲ戦災カラ救ハレシ恩人)

七三〇 大阪発 自動車ニテ

八四〇 法隆寺着

一〇三〇 中宮寺

一一〇〇 法華寺

一二〇〇 昼食(奈良ホテル予定)

一三〇〇 薬師寺

一四三〇 唐招提寺

一七〇〇 晚餐 奈良観光協会

五月二十七日

一八三〇 新薬師寺

一〇三〇 興福寺

一二〇〇 昼餐

一六〇〇 京都へ

右県ヨリ通知ノ処、二十六日大阪ヨリ法隆寺へ向フ途中路ヲ間違、法隆寺着ガ三時間遅レ予定ヲ変更、

二十七日

博物館 興福寺 新薬師寺 法華寺 東大寺ヲ視察、京都へ向ハル、

二十六日ハ 新納氏宅へ一泊、

一、二十六日

多川乗俊師主催ニテ茶会アリ、

第一席 静観茶寮

第二席 □ 哲庵

多数ノ来会者アリ、盛会ナリシ、

〈参考15-44〉 昭和二十一年九月十八日条

一、午前十時ヨリ京都知恩院ニ於テ佛像贈呈ニ関スル感謝総会アリ、出席ス、今次ノ戦争ニ於テ奈良京都ガ戦災ヲ免レシヲ以テ、是レニ対スル感謝トシテノ寺宝ヲ匝米利加へ贈呈スル件ニツキ、中山理々氏ガ昨年来各寺ヲ巡回奔走中之処、此度京都奈良ノ名刹寺院住職ノ署名ヲ得タルヲ以テ、之レガ披露并ニ経過報告記念撮影アリ、

〈参考15-45〉 昭和二十一年十月九日条

一、午前九時、博物館ヨリ東金堂十二神四体六祖一体返還シ来ル、

〈参考16〉 興福寺所蔵「諸願届綴込」 昭和十九年一月以降同二十四年十二月迄(抄)

○引用部分ノ他ニモ、疎開願書草案 昭和十九年三月二十五日・国宝搬出許可願 昭和十九年九月等アリ、但シ内容ハ(参考10-8・10)ト大差ナキヲ以ッテ省略ス、

〈参考16-1〉

副伸下附御願

興福寺

今般別紙之通り国宝化佛飛天式軀東博へ寄託出陳致度許可方願出度候条、何卒副伸御下附被成下度、右上願仕候也、

昭和十九年九月廿五日

興福寺貫首

板橋良玄

本宗管長殿

〈参考16―2〉

昭和二十年十一月十日

奈良県庁聖地頭揚課

大滝 技師(朱印)

拝啓、秋冷ノ候益々御清祥之段奉賀候、

陳者、戦時中当県ニ於テ保管致候国宝ハ今般全部所有者ニ返還致スコト、相成候ニ就

テハ別紙国宝返還願及返還届(一通)御提出被下度候、

返還ノ時期ハ追而御通知申上候モ、返還ノ場所ハ貴寺直接ニ搬入可致哉、又ハ博物館

へ御寄託可致哉御内報願度、返還費用ハ当県ニ於テ負担可致候、

尚疎開中警備ソノ他ニ就キ格別ノ御援助願ヒタル地元関係者ニ対シ謝意ヲ表シ度ク、

出来得レバ貴寺御住職ノ色紙数枚御染筆願フレバ幸甚ト存候、

右取敢ズ御願申上候、

興福寺殿

一、弥勒菩薩木造座像 一軀 北

一、木造十二神将立像 四軀 東

一、乾漆八部衆立像 四軀 博

一、板調(アヤ)十二神将像 二軀 博

一、興福寺別当次第 一箱 寺

一、四種相違断纂私記 一箱 寺

一、乾漆四天王立像 四軀 博

一、法相六祖木(抹消)「像」造座像 四軀 南

一、維摩居士木造座像 一軀 東

一、乾漆十大弟子像 三軀 博

一、銀鏡 一箱 寺

一、薬師経 一箱 寺

一、南円堂銅燈台扉 四枚 博

一、木造世親菩薩立像 一軀 博

以上

昭和廿年十一月十四日付文部大臣宛国宝返還願

提出ス、  
県知事宛国宝返還願

国宝返還願

興福寺

豫而貴庁国宝収蔵庫へ御保管中ノ左記国宝今般御返還相成度、此段奉願候也、

昭和二十年十一月十七日

奈良市登大路町

奈良県知事

興福寺住職

小田成就殿

板橋良玄(方朱印)

信徒惣代

中村正勝(円朱印)

飯田靖夫(円朱印)

記



- 一、彌勒菩薩木造座像 一軀
  - 一、法相六祖木造座像 四軀
  - 一、木造十二神將立像 四軀
  - 一、維摩居士木造座像 一軀
  - 一、乾漆八部衆立像 四軀
  - 一、乾漆十大弟子像 三軀
  - 一、板彫十二神將像 二軀
  - 一、銀鏡 一箱
  - 一、興福寺別当次第 一箱
  - 一、藥師經 一箱
  - 一、四種相違斷纂私記 一箱
  - 一、南円堂銅燈台扉 四枚
  - 一、乾漆四天王立像 四軀
  - 一、木造世親菩薩立像 一軀
- 以上

〈参考16-3〉

昭和二十一年一月十七日

興福寺住職板橋良玄

文部省社会教育局

文化課長殿

昭和二十年十二月七日付御照会ノ件回答

本寺所有ノ国宝并ニ重要美術ニ於テハ幸ニ戦災ヲ免レ被害ハ聊カモ無之候、又進駐軍ニ対スル危険ノ憂モ無之候、

保護ニ就テハ本尊、脇土、四天王等ハ各堂ニ安置シ火難盗難等ノ災厄無之拜口分警衛致シ居リ候、其他国宝ハ東京帝室博物館奈良帝室博物館へ出陣保護ヲ委託シ居リ候次

第御諒承相成度、及回答候也、

〈参考16-4〉

東博本第五号

昭和二十一年一月三十日

帝室博物館総長土岐政夫(方朱印)

興福寺御中

拝啓、時下益々御清祥之段奉賀候、陳者昭和十九年度命令出陳トシテ御預リ中ノ左記御宝物ハ文部省当局ト打合ノ上昭和二十年四月一日以降、当館社寺受託規定ニ依リ寄託品トシテ御出品相願フコト、致ニ付此段御了承願上候、

追テ文部省当局ト打合セ命令出陳ニ再變更ノ上ハ改メテ御了承可願上候、

敬具

記

- 一、板彫十二神將像 二枚 一、八部衆立像 沙羯羅 一軀
- 一、乾漆十大弟子立像 一軀 一、紙本墨書大慈恩寺三藏法師伝 十卷
- 一、帝釈天立像 一軀 一、紙本墨書左府抄 三卷

## 第三章 目録編

## 目録編凡例

一、本目録には、舟知節子氏所蔵資料のうち、『舟知家文書』として把握したものを収録した。それは江戸時代の古文書・古記録と、明治以後の文書で学術的価値が高いと判断したものである。

一、江戸時代から明治初年にかけての資料は近世文書として、第一函～第五函に収録した。それ以降のものは近代文書として第六函～第八函に収録した。ただし函の一括関係等により截然と分けていない場合があり、特に第三函第158号～245号・第五函一〇括25号～40号には近代文書が入っている。第一函～第五函の近世文書は原則として古文書調査カードに鉛筆書きで調書を取り、それを校正して目録とした(ただし右記に挙げた近代文書は、第六函以降の近代文書としての書式に従った)。第六函以降の近代文書は、ノート型パソコンのエクセルに必要事項を入力し、そのデータを許に目録を作成した。それゆえ、両者の間にはやや体裁に相違があり、第一函～第五函の近世文書の方が、より詳細な形式となっている。また近代文書の第七函・第八函所収分は内容が雑多なため、一点ごとの調査をしていない場合がある。

一、目録記載内容は、次の順序によることを原則とした。ただし、☆を付けた項目は記録・典籍には記載したが、文書の場合は記載していない。また☆・△を付けた項目は第六函～第八函の近代文書には掲載していない。なお、該当事項に当たたる事実が認められない場合・書く必要がない場合は無記載とした。

①番号 ②史料名 ③日付 ④員数 ⑤巻頭図版・史料編の番号(以上ゴチック体)  
(改行)

⑥内容、⑦△題・端裏書・端書 ⑧△書出・文首・首 ⑨△書止・文末・尾  
⑩△差出 ⑪△充所 ⑫△上書・奥書・封式・その他 ⑬その他備考として注  
記すべき事項(文頭に○を付けた)、(改行)

⑭書写の時代、⑮☆筆者、⑯形状、⑰完欠(欠損の場合にのみ記す)、⑱△料紙、⑲△紙背  
文書、⑳△印記・紙継目花押など、㉑△界線、㉒☆一頁行数・一行字数(不揃いな場合は  
記載を省略)、㉓本文に関する事項、㉔☆訓点、㉕△表紙・軸・紐、㉖△法量、㉗紙数、  
㉘特記すべき書誌事項(包紙の有無・界高界幅など)、

一、(一)①番号は、各函内における史料番号を示す。通常の号数は1、その子番号は[1]、  
孫番号は(1)と表記した。本体に付属する史料は付とし、それが複数存在する場  
合は付1などと表記した。また案文を書き継ぐなど、同一史料の中に異なる内容が  
並ぶ場合は、記載順に①②と番号を付けた。

一、第一函～第五函の近世文書は、版本には②史料名の下に「版」と注記した。第六  
函～第七函の近代文書は煩雑を避けて注記を省略した。

一、③日付は、文書末尾の日付記載を優先して記した。また本来日付を書く位置には  
記載が無く、端裏書・本文等によって知り得るものは「天明七年」として示した。  
また、編者が推定を加えた場合は(天明七年)とした。

一、④員数の表示は、おおむね次の方針に従った。

一紙もの・数紙を横に継いだもの(縦紙・折紙・切紙・続紙)……通  
卷子本 …………… 巻

絵図(貼継・縦紙・切紙など) …………… 鋪

袋綴装・横本・横帳 …………… 冊

断簡 …………… 葉

包紙・袋などは員数に数えないが、包紙・袋のみが現存する場合には、それぞ  
れ枚・袋とした。

一、⑤巻頭図版・第二章史料編に掲載している場合は、員数の下に「図1」・「史1」な  
どと表記して、巻頭図版・史料編の番号を示した。

一、⑦⑫で史料原文を引用する場合、原文は「」内に示した。原文の改行箇所は追  
い込み、「」で示した。但し⑫上書・奥書などで原文の字配りを示したい場合には、

その項目を改行した上で、原文どおりに改行した。

一、漢字の字体・原文引用の符合等については原則として史料編の凡例に従った。ただし釈文には読点（・）は加えていない。また原文引用では一部、異体字等を通用の字体に改めた場合がある。

一、⑧本文の文頭引用に際し、文書の書出文言を有する場合は（書出）、有さない記録・典籍などの場合は（文首）とし、初行を欠損している場合には現存首部を（首）として引用した。⑨また末尾については、文書の書止文言を有する場合は（書止）、有さない場合は（文末）とし、最終行を欠損している場合には現存の末尾を（尾）とした。

一、⑩差出・⑪充所は第一函～第五函の近世文書については、日下・奥上など、本紙の差出・充所位置にある文字を翻刻して「」に入れて示した。第六函～第八函の近代文書の場合、意味上で差出・充所にあたる場合も含めて、簡略に「○○↓○○」という形で示した。

一、第一函～第五函の近世資料では⑩差出は、連署者が多い場合には若干名を示し、連署者の合計人数を「以下計〇名連署」として示した。また、差出者の下に（日下）（奥上）（奥下）などと署判位置を示した。日下より始めて奥に数名連署している場合にはすべて（日下）とした。日下に署判がなく、日付次行より署判を始めている場合は（奥下）とした。複数人の連署を引用する場合には右より順次記載し「」をもって改行を示した。

一、前項同様に⑩充所も、（奥下）などとその位置を注記した場合がある。但し、奥上の場合には注記を省略した。

一、⑭書写の時代は、奥書の年紀によつて書写年が明確に判明する典籍については、「江戸時代中期宝暦三年写」のように、時代名と年号とを併記した。書写年代の明確でない史料は、字体・紙質・内容などにより推定した。時代区分は次の通りである。

江戸前期……………	元和～延宝	(一六一五～一六八一)
江戸中期……………	天和～安永	(一六八一～一七八一)
江戸後期……………	天明～慶応	(一七八一～一八六八)
近代明治期……………	明治	(一八六八～一九一三)
近代戦前期……………	大正～昭和二十年(一九一三～一九四五)	

一、⑰完欠は、断簡の場合は通常は首尾欠なので、断簡の「首尾欠」記載は原則として省略した。但し断簡でも、例えば尾が原形を保っている場合は、「尾ノミ残存」などと表記した。

一、⑱訓点は仮名・返点・句切点について掲げた。その表示は「墨点(仮名・返点、江戸中期)」の例の如くである。

一、⑲～㉔に関して、二巻以上に互る史料で、もとより一具のものとして書写され体裁等を同じくするものについては「体裁等第1号(二同ジ)」として、共通する事項についての記載を省略した。但し部分的に異同のある場合には「但シ……」としてその事項についてのみ記した。

一、㉕法量は、縦、横の順に記した。二紙以上に互る場合で各紙の縦の法量が多少異なる場合もあるが、このような場合は原則としては最大法量のみを記し、他は省略した。折紙の縦は開いた状態で、また、続紙は原則として貼り継いだ状態での全長を示した。二紙以上に互るもので、本来縦紙のまま貼り継がれなかったものなどについては、一紙毎の寸法を記した。

目録編（211頁～329頁）は、pdfによるweb上公開版では非公開としています。

# 執筆者等

## 第一章 論考編 執筆者

- 一節 吉川 聡 奈良文化財研究所 文化遺産部 歴史研究室長
  - 二節 徳永 誓子 岡山大学 大学院社会科学文化科学研究科 准教授
  - 三節 栗原 正東 奈良文化財研究所 文化遺産部 歴史研究室 有期雇用職員
  - 四節 吉川 聡
  - 五節 栗原 正東
  - 六節 黒岩 康博 天理大学 文学部歴史文化学科 准教授
  - 七節 山田 淳平 奈良県文化・教育・くらし創造部 文化財保存課 美術工芸担当 主査
  - 八節 島田 敏男 奈良文化財研究所 文化遺産部 建造物研究室 特任研究員
- ※以下、奈良文化財研究所 文化遺産部 歴史研究室は歴史研究室と略称する。
- 第二章史料編の翻刻には下記の者があたり、全体を吉川聡・水谷友紀(京都府立大学共同研究員)が校正した。また校正には竹中友里代(京都府立大学文学部特任講師)・小原嘉記(京都女子大学文学部准教授)の助力を得た。
- 一節 橘悠太(歴史研究室アシエイトフェロー)・坂本陽太(歴史研究室学生アシスタント)・岩永紘和(歴史研究室有期雇用職員)・水谷友紀・ドゥーリナ アンナ(歴史研究室学生アシスタント)
  - 二節 栗原正東・竹貫友佳子(京都府立大学共同研究員)
  - 三節 栗原正東
  - 四節 徳永誓子
  - 五節 吉川 聡・栗原正東・坂本陽太
  - 六節 栗原正東
  - 七節 黒岩康博

## 八節 栗原正東

## 九節 山田淳平

第三章目録編の作成にあたっては、調書作成は下記の者がおこない、その後吉川聡が全体を校正した。

- 吉川 聡・綾村 宏(奈良文化財研究所 文化遺産部 客員研究員)・黒岩康博・徳永誓子・山田淳平・橘悠太・水谷友紀・小原嘉記・長村祥知(富山大学学術研究部人文科学系 講師)・宇佐美倫太郎(元歴史研究室派遣職員、現福井県生涯学習・文化財課主任)・松浦智博(元歴史研究室派遣職員・現京都府立京都学・歴史館 京都学推進課 京都学推進研究員)・張 思捷(元歴史研究室有期雇用職員、現三江学院外国語学院日本語科講師)・三輪眞嗣(元歴史研究室派遣職員、現金沢文庫学芸員)・中町美香子(元歴史研究室有期雇用職員、現花園大学文学部准教授)・勅使河原拓也(元歴史研究室派遣職員)・岩永紘和・板谷寿美(元歴史研究室派遣職員、現徳川美術館 学芸部 学芸員)・鈴木 蒼(元歴史研究室派遣職員、現宮内庁書陵部 編修課 研究員)・青木貴史(元歴史研究室派遣職員、現文化庁文化財第一課 文化財調査官)・栗原正東・新林力哉(歴史研究室有期雇用職員)
- 調査には、下記の方・機関の協力を得た。
- 山本 潤氏・興福寺・奈良県・奈良国立博物館
- 本書は吉川 聡が編集した。その過程では下記の方々の方々の助力を得た。
- 幸崎千夏(元歴史研究室有期雇用職員)・今村 凌(元歴史研究室派遣職員・現京都府立京都学・歴史館 京都学推進課主事)・阪東寛之(元歴史研究室派遣職員、現堺市博物館 学芸員)・殷 捷(元歴史研究室派遣職員)・村上孟謙(歴史研究室有期雇用職員)・長家光笛(歴史研究室学生アシスタント)

令和六年（二〇二四）三月一六日印刷  
令和六年（二〇二四）三月二二日発行

## 吉野山舟知家資料調査報告書

編集・発行 独立行政法人国立文化財機構

奈良文化財研究所

奈良市二条町二丁目九十一

印刷 株式会社 明新社

※ pdf による web 上公開版では、印刷版の誤植を訂正した。